

当直について

◆受付日付印(刑事関係＝令状事務室の受付日付印)

B印:勾留請求書, 接見等禁止請求書

A印:その他の書類(起訴状等)



A印



B印

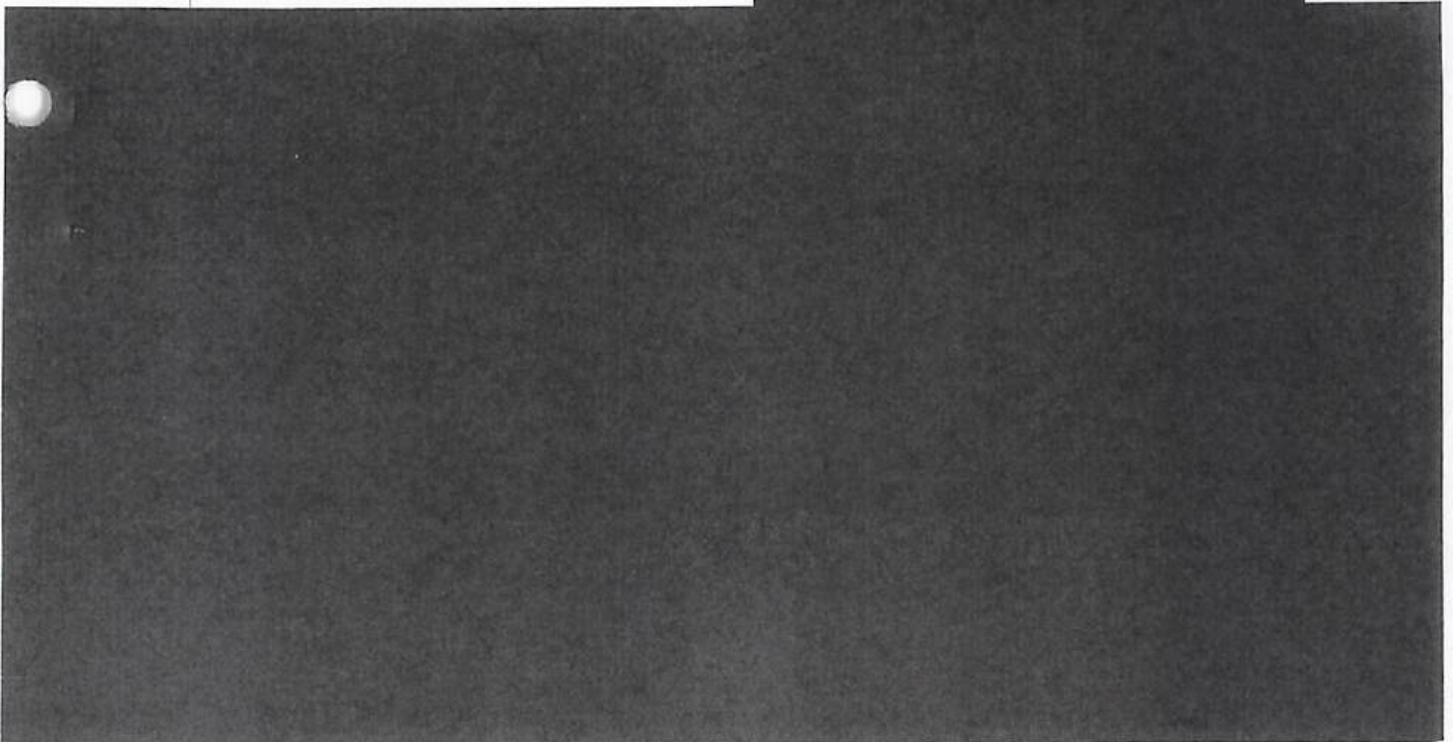
◆令状事務室及びその周辺施設



トイレ

EV

トイレ



勾留等請求通付票

検察庁名	勾留番号	検察官名	氏名・生年月日	罪名	勾留場所	請求日 令和〇年〇月〇日 (昨日の日付)				備考
						請求	交付	記録返還	令状返還	
東京テスト地検	〇〇-1234	四谷検事	陳 富春 こと チェン フーチュン 1982.07.08	住居侵入 窃盗	テスト第一署 テスト第三	請求 (印)				明日身柄同行 接見請求付き 接見・書類のみ

通常
ただし中華人民共和
国領事官を除く。

【検察記録① 勾留等請求通付票】

【検察記録② 勾留質問者名簿】

特記事項	No.	勾留場所	留置番号	請求者	被疑者氏名	受	渡	接禁 請求	勾留 結果	接禁 結果	備考欄	
											情報	出頭時間
質問日	外	1	テスト第一	㊤ B	陳 富春 こと チェン フーチュン			○ 領			北京語 〇〇〇 〇 (中国)	11:20
0・0・0		2		A B							(語)	
質問室		3		A B							(語)	
2		4		A B							(語)	
		5		A B							(語)	
		6		A B							(語)	
		7		A B							(語)	
		8		A B							(語)	
		9		A B							(語)	
		10		A B							(語)	
		11		A B							(語)	
		12		A B							(語)	
		13		A B							(語)	
		14		A B							(語)	
		15		A B							(語)	

勾留質問者名簿

△○
△○
裁判官

【模擬記録③ 勾留請求書】

勾留請求書

令和〇年〇月〇日【昨日の日付】

東京テスト地方裁判所 裁判官 殿

東京テスト地方検察庁

検察官検事 四谷 次郎[㊟]

下記被疑者に対する住居侵入、窃盗被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。
なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、
逮捕状請求書記載のとおりである。

記

1. 被疑者

氏 名 陳 富春 こと チェン フーチュン

年 齢 1982年7月8日生(〇〇歳)

職 業 会社員

住 居 東京都千代田区隼町1丁目1番4号 ちさいマンション429号

2. 被疑事実の要旨

司法警察員事件送致書記載の犯罪事実

3. 勾留すべき刑事施設

テスト第一警察署留置施設

4. 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

5. 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足
りる相当な理由

通常逮捕手続書記載のとおり。

6. 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第60条第1項第 2, 3 号

7. 検察官又は司法警察職員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間
の制限に従うことができなかったときは、その事由

【模擬記録④ 接見等禁止請求書】

接見等禁止請求書

令和〇年〇月〇日【昨日の日付】

東京テスト地方裁判所 裁判官 殿

東京テスト地方検察庁

検察官検事 四谷 次郎 ㊟

被疑者 陳 富春 こと チェン フーチュン（テスト第一警察署留置施設収容） に対する住居侵入，窃盗被疑事件につき，罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから，被疑者と刑事訴訟法第39条1項に規定する者以外の者（ただし，被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。）との交通につき，下記事項に関する裁判をされたい。

記

- 1 接見の禁止（ただし，中華人民共和国領事官を除く）
- 2 書類の授受の禁止

【模擬記録⑤ 送致書】

1 2 3 4						関 ①	主任検察官 四谷	
不拘束	通常	緊急	現行	告訴	告発	自首		

送 致 書

送（テスト第一，盗犯）第567号
令和〇年〇月〇日

東京テスト地方検察庁
検察官検事正 〇〇 〇〇 殿

警視庁テスト第一警察署
司法警察員警視 〇〇 〇〇 ②

下記被疑事件を送致する。

検番号 罪名，罰条	被疑者の住居，氏名，年齢等	前科	身上	逮捕の 日時	身柄 連行
検第1234号 住居侵入， 窃盗 刑法第13 0条前段， 第235条	住居 東京都千代田区隼町1丁目1番4号 ちさいマンション429号 ふりがな ちえん ふーちゅん 氏名 陳 富春 こと チェン フーチュン 1982年7月8日生（〇〇歳） 性別 男 外国人登録 2004年10月 No.654321	添付 〇月 〇日 照会	添付 〇月 〇日 照会	〇月 〇日 午前 〇時 〇分	有 無
検第 号	住居 ふりがな 氏名 年 月 日生（ 歳） 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検第 号	住居 ふりがな 氏名 年 月 日生（ 歳） 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
捜査主任官 の職氏名	刑事課長 警部 〇〇 〇〇 盗犯係長 警部補 〇〇 〇〇 警電 〇〇〇-〇〇〇〇				

(注意) 1 送致と送付に兼用する。

2 左上欄外及び前科，身上，身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け，かつ，前科・身上照会中の場合は，月日を記入すること。

指紋資料
作成番号

〇年321号

(注)記録送致書は，身柄記録の冒頭，勾留請求書の後ろに綴てつされています。

【模擬記録⑥ 被疑事実】

(別紙)

被 疑 事 実

被疑者は、金品窃取の目的で、令和○年○月○日午前3時25分ころ、東京都千代田区霞が関1丁目1番4号新宿京子方に侵入し、同所において、同人所有の現金10万円が入った財布1個外20点（時価合計1万5000円相当）を窃取したものである。

以上

【模擬記録⑦ 被疑者供述調書（人定）】

供述調書

国 籍 中華人民共和国
住 居 東京都千代田区隼町1丁目1番4号 ちさいマンション4
29号
職 業 会社員
氏 名 陳 富春 こと チェン フーチュン
1982年7月8日生（〇〇歳）

上記の者に対する住居侵入，窃盗被疑事件につき，令和〇年〇月〇日，
テスト第一警察署において，本職は，あらかじめ被疑者に対し，自己の意
志に反して供述する必要がある旨を通訳人を介して北京語で告げて取り調
べたところ，任意次のとおり供述した。

- 1 通訳人の話す北京語は，よく理解できます。
出生地は，中華人民共和国北京市〇〇洞というところです。
- 2 位記，勲章，年金は日本でも中国でもありません。
- 3 前科，前歴は日本でも中国でもありません。
- 4 家族について話します。

（途中省略）

陳 富 春 ⑦

以上のとおり録取して通訳人を介して対応部分を示しつつ北京語で読
み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て，各葉の欄外に署名指印し
た上，末尾に署名指印した。

前同日

テスト第一警察署

司法警察員警部補 ○○ ○○⑦

通訳人

△△ △△⑦

【模擬記録⑧ 被疑者国選弁護人記録表紙（抜粋）】

記番号 5432

(A) B

国選弁護人選任請求に関する記録

勾留番号 1234

フリガナ	
被疑者名	チェン フーチュン

勾留状の発付日（〇月〇日）【今日の日付】 結果 〇月〇日 ☐ 選任 ☐ 撤回 ☐ 却下

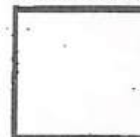
連絡メモ

被疑者国選手続（裁判官が押印する。）

直ちに指名通知依頼する



不請求・撤回



備考

☐ 女性 ☐ 少年 ☐ S名簿③ーア該当（故意の行為により被害者を2名以上死亡させた事件）

☒ (国・前)事件の国選弁護人 神谷 虎男 ☐ 裁判員裁判対象事件

☐ (当番・扶助)からの切替希望弁護士 (東京・第一東京・第二東京)

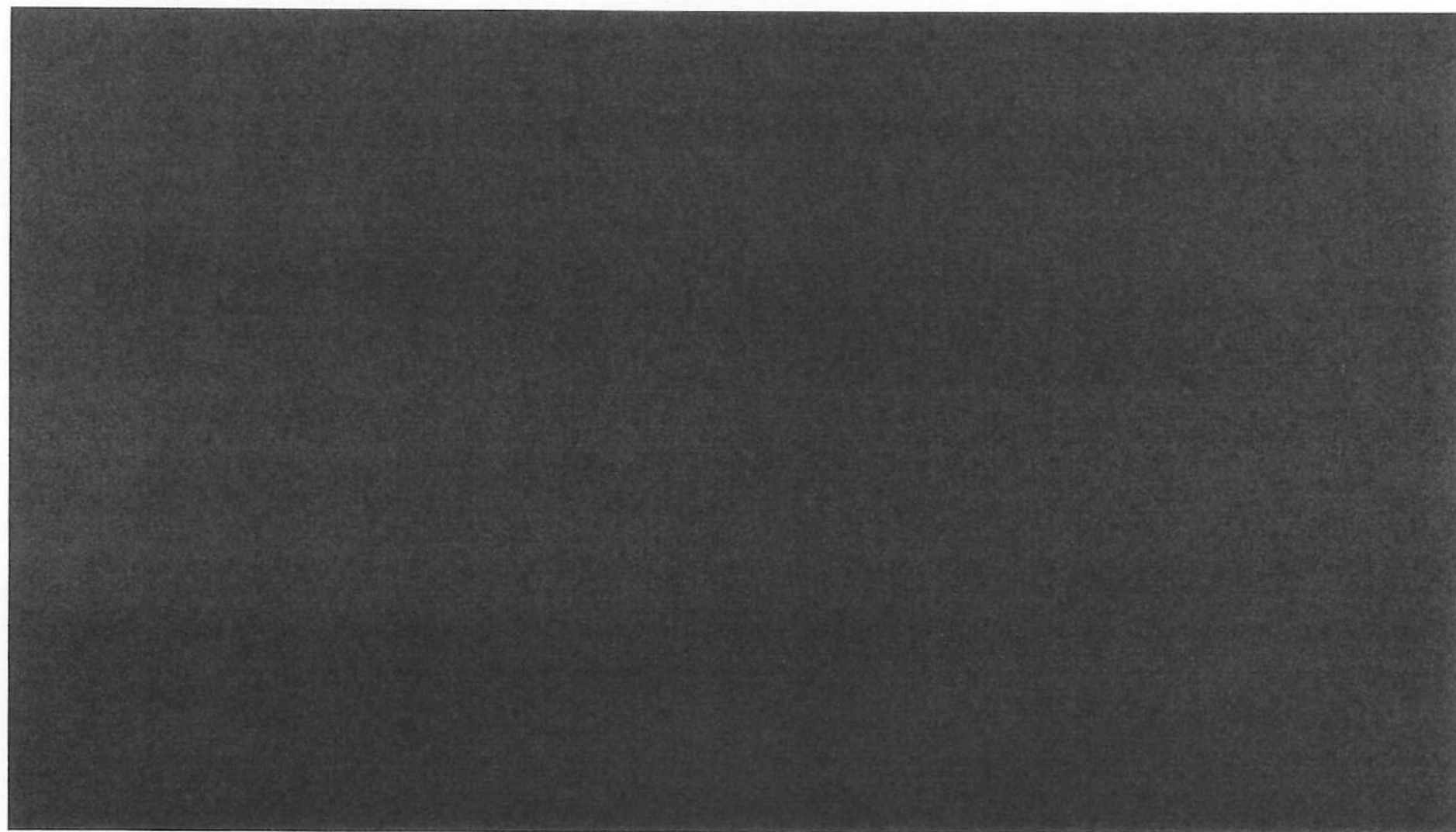
☒ 勾留場所と異なる時の取扱警察署 テスト第三 警察署

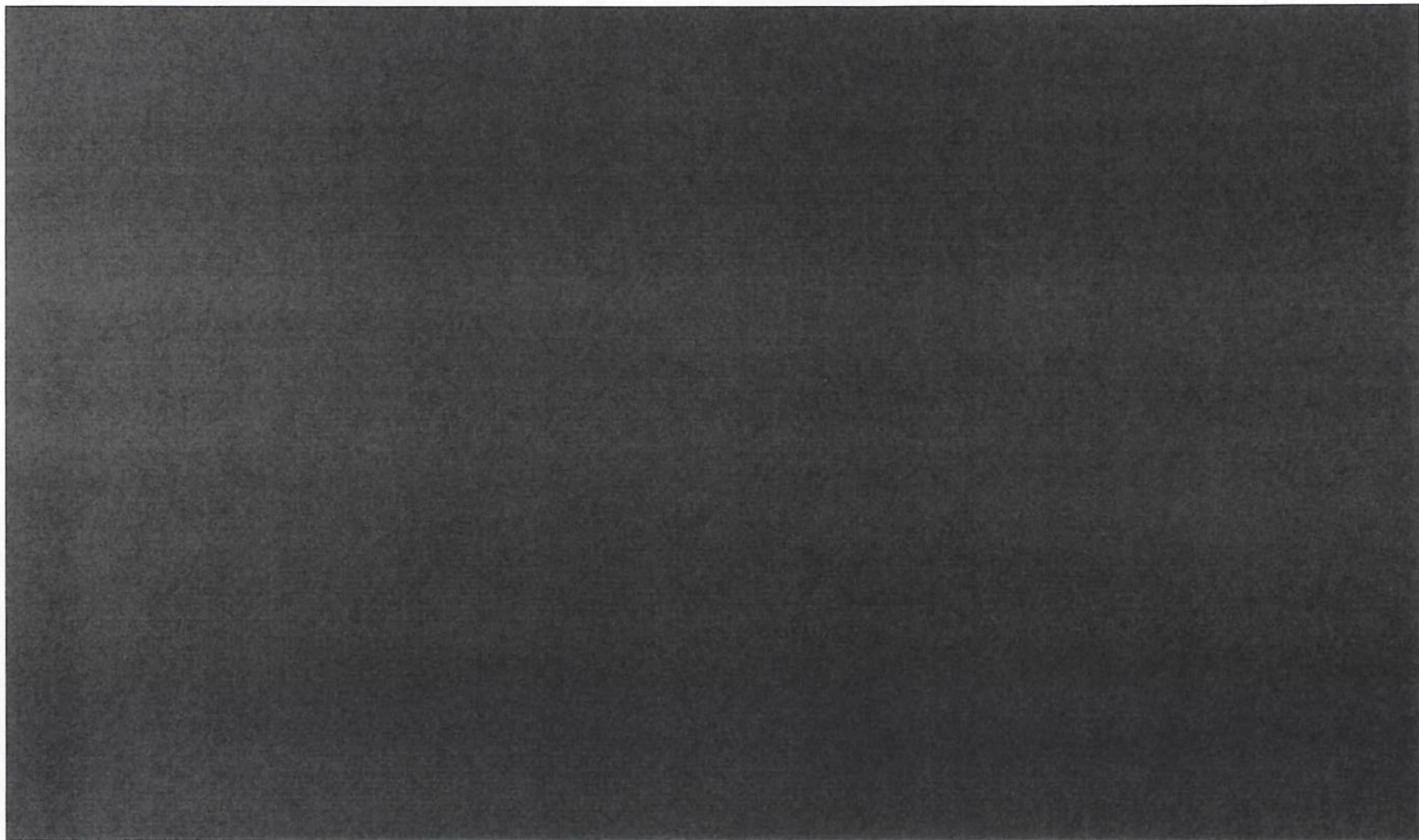
☐

(以下、裏面等省略)

解答編①

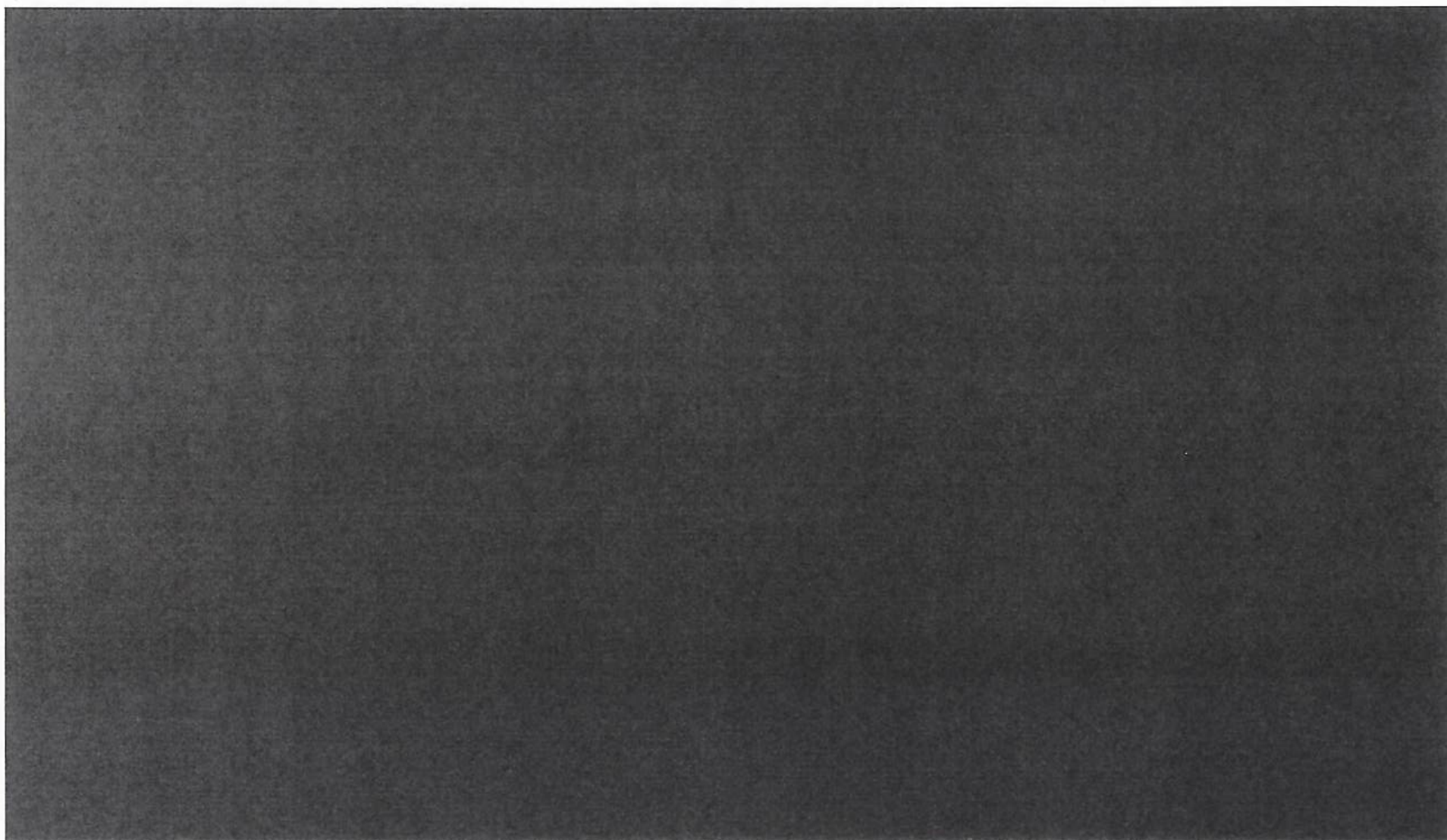
《マニュアル： の処理》

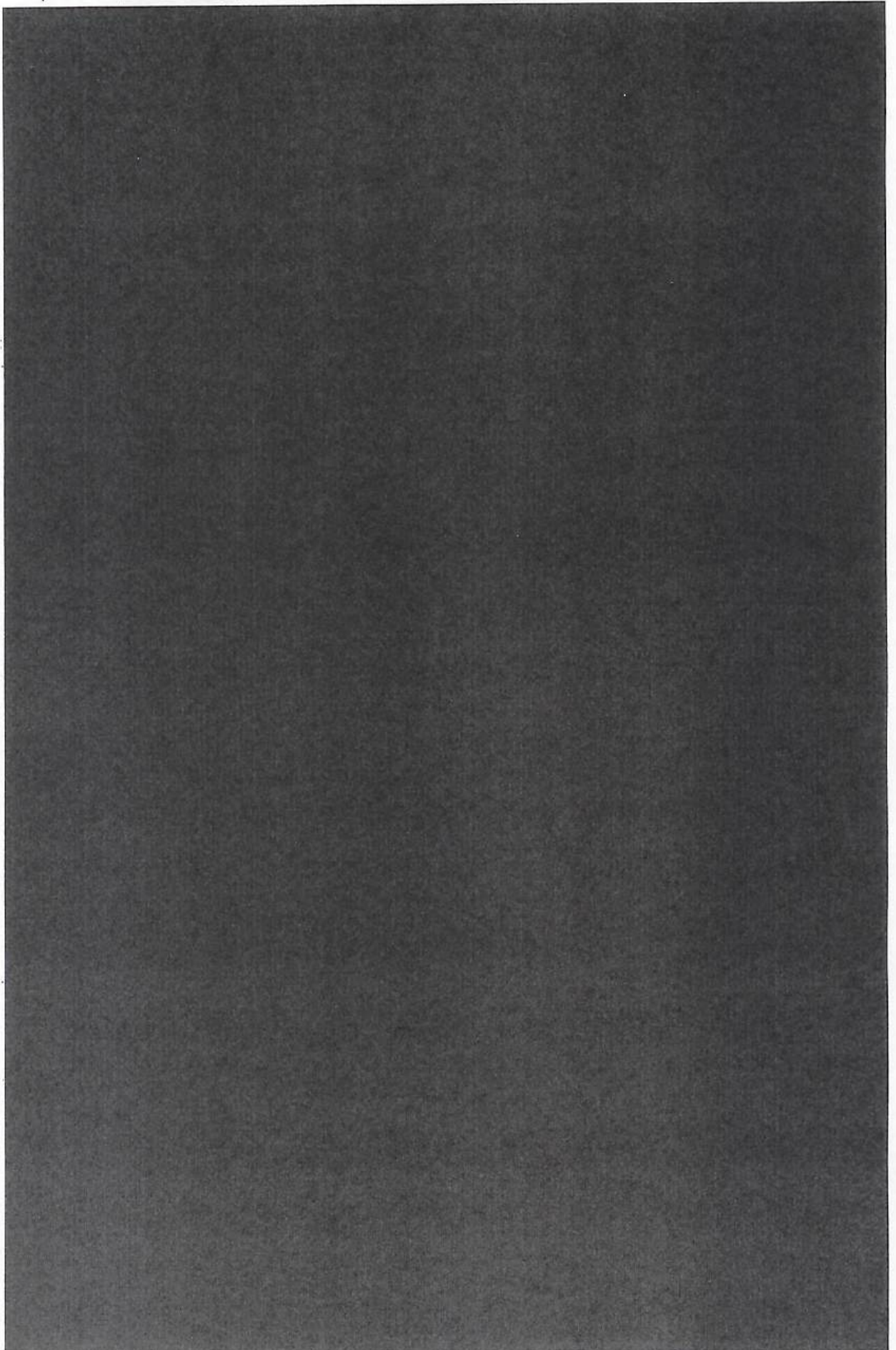




解答編③

《マニュアル：》

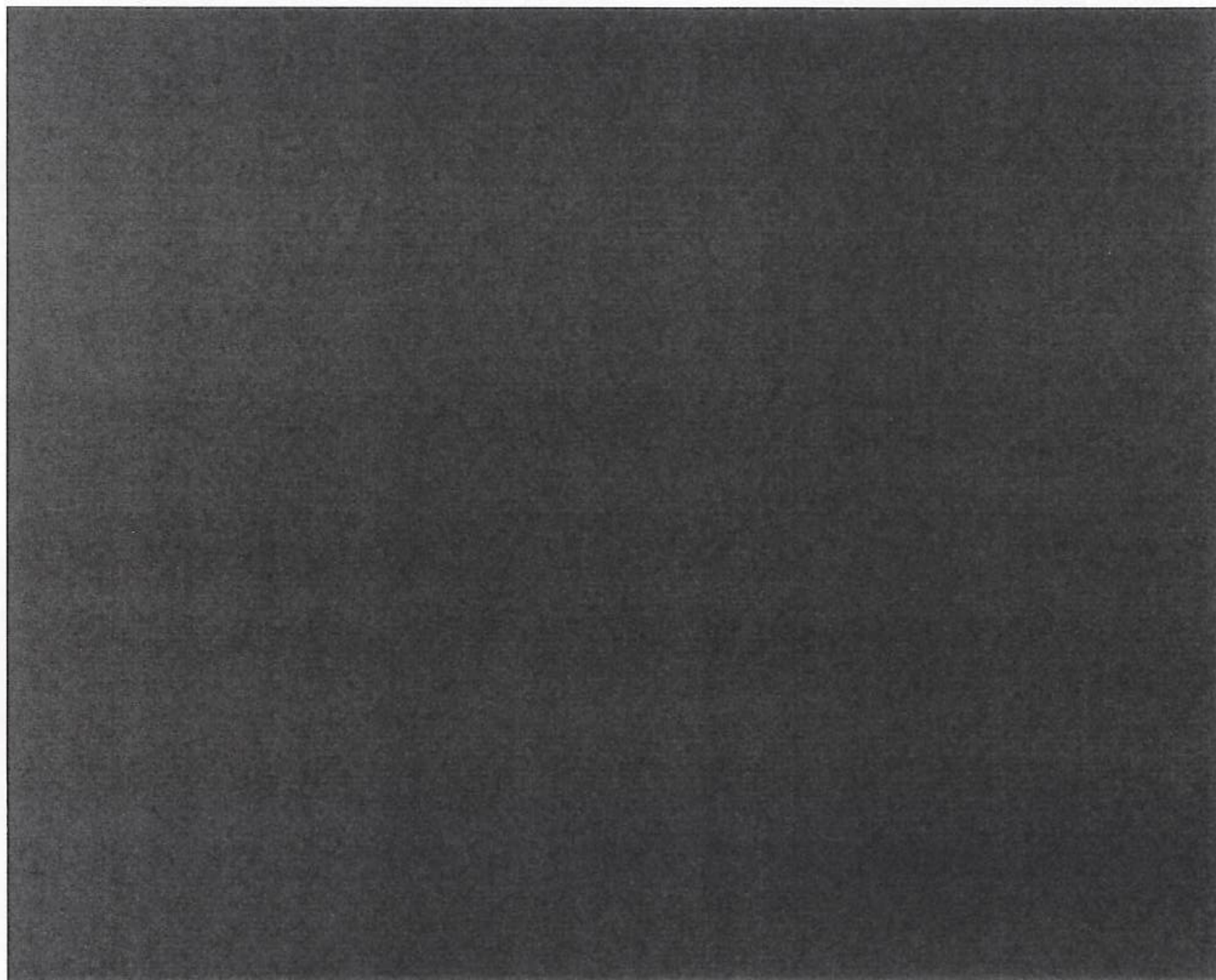




解答編⑦

《マニュアル：

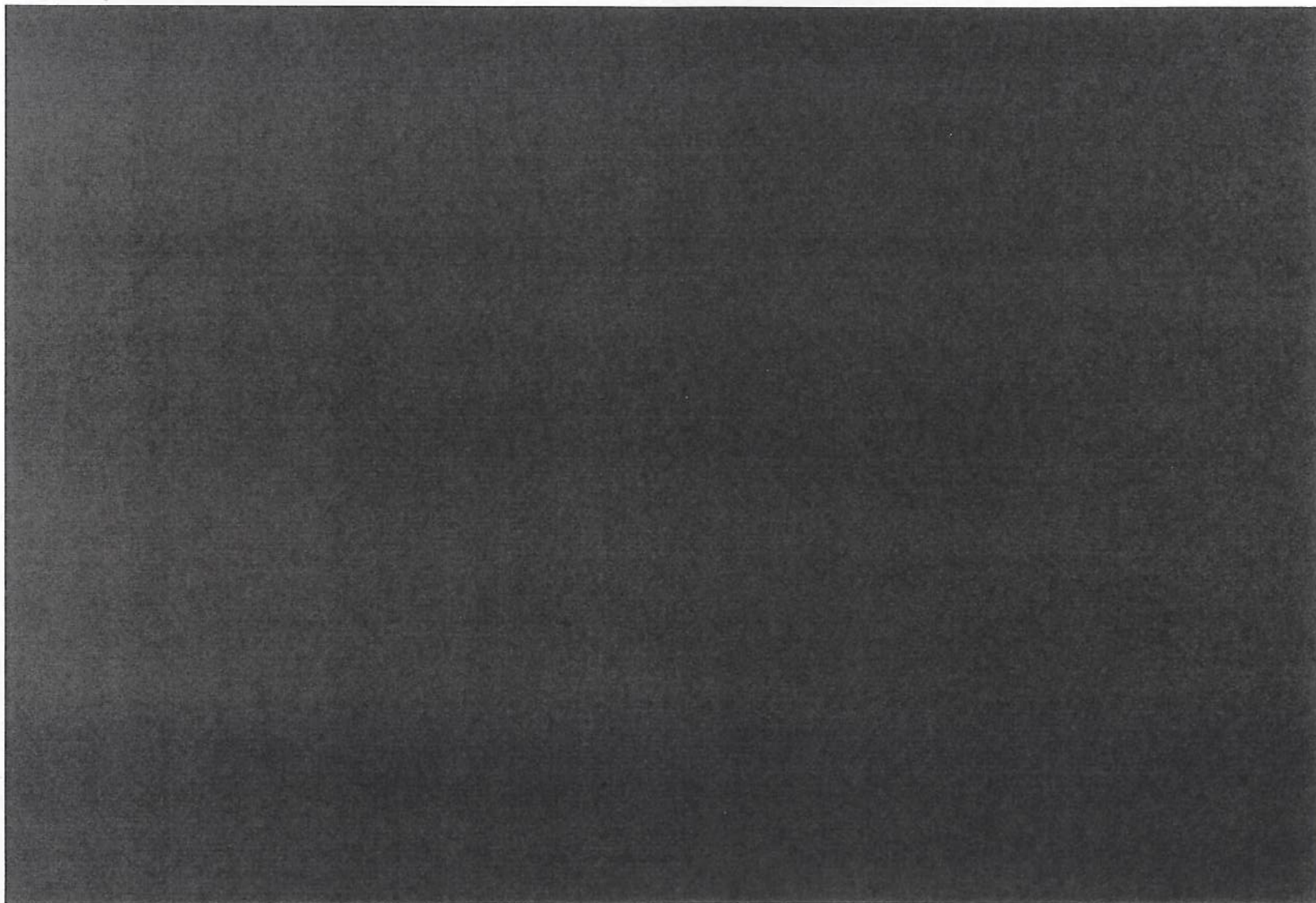
の処理》



解答編⑧

《マニュアル：

の処理》



解答編⑪

(刑事卒書記官のみ)

《マニュアル：

》

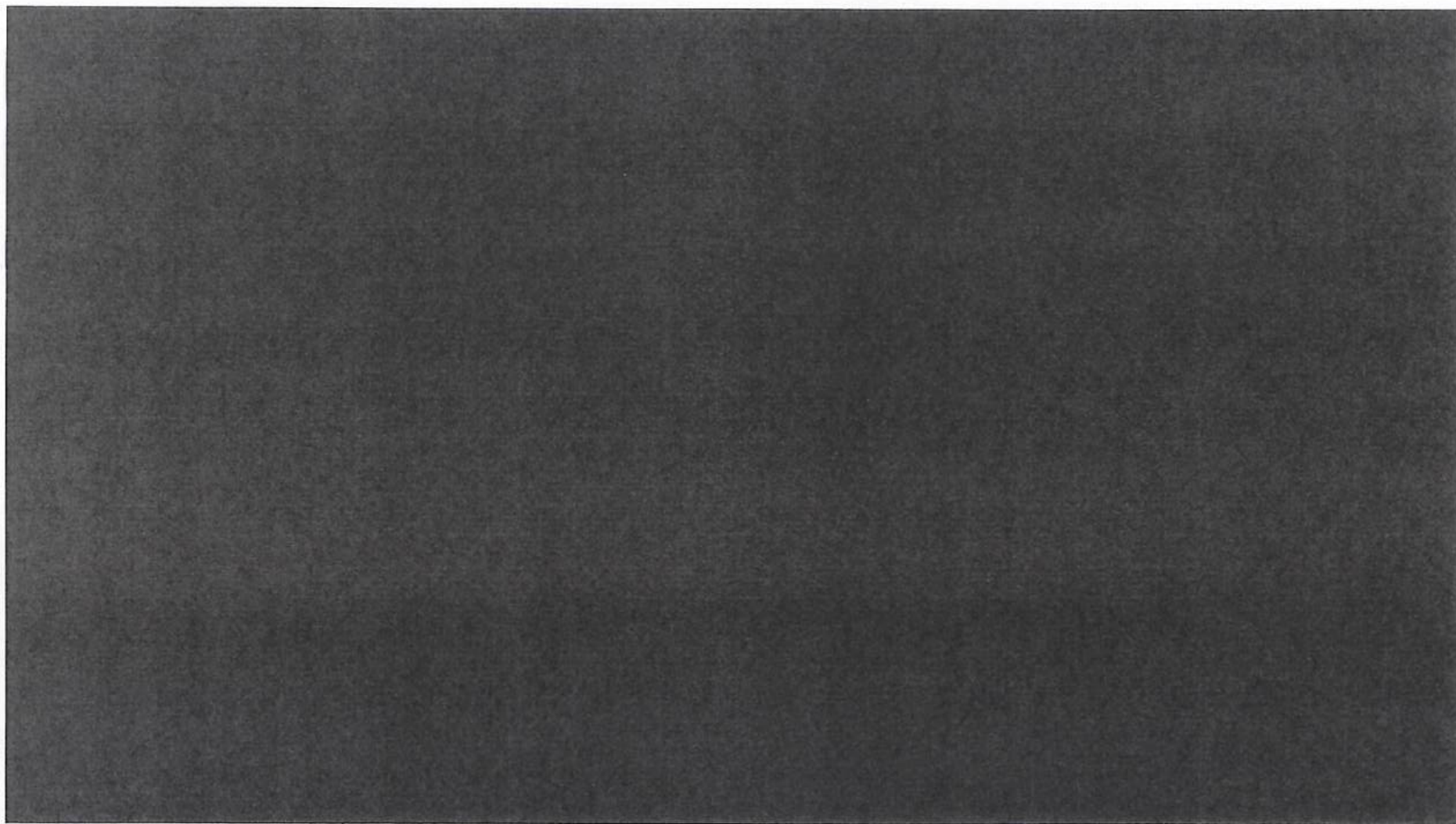
解答編⑫

(刑事判書記官のみ)

《マニュアル:

》

解答編⑭【 の登録】(民事判書記官のみ)《マニュアル： の登録》



操作自習会実施要領

操作に戸惑ったとき、質問があるときは、講師にお気軽に声を掛けてください。

【はじめに】

この実施要領に沿って、各自 [] に入力して、 []
[] ください。印刷したものは、お持ち帰りください。実際の令状当番日までに、解答編をもう一度目を通しておいってください。

入力に際しては、 [] を参考にしてください。

分からないところがありましたら、講師にお気軽に声を掛けてください。

この研さんにかかる時間の目安は、20分程度です（答え合わせ等の時間を除く。）。
実際も1件あたり最大20分を目安にしてください。

~~~~~

### 1 ログイン

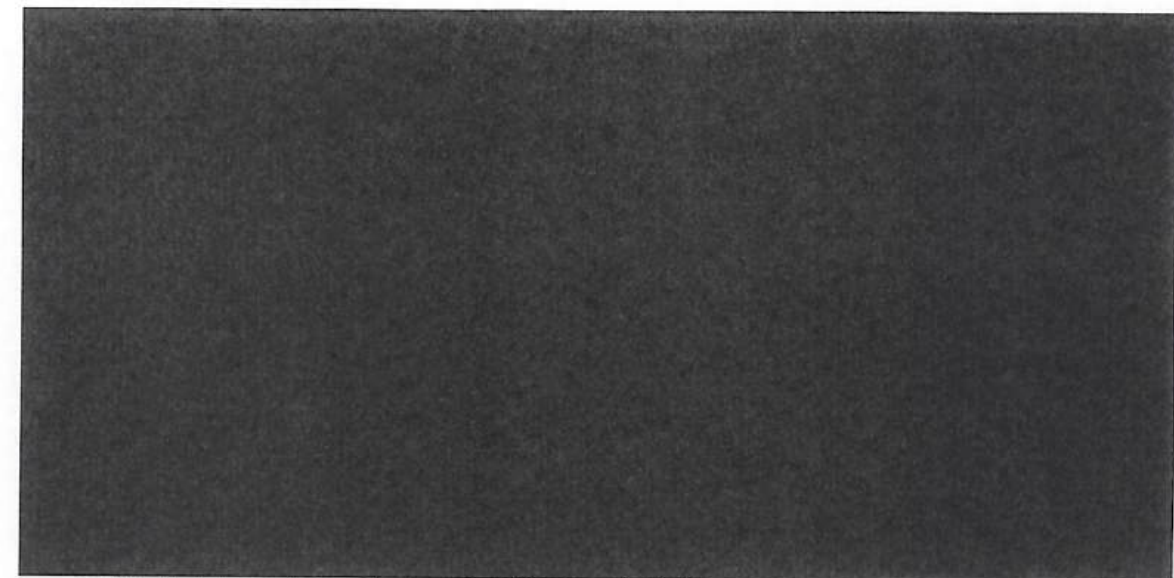
[ ] 操作説明会用の [ ] の [ ]  
[ ] を入力してログインしてください。

### 2 以上の準備が終わりましたら、各自、練習問題を始めてください。

なお、

ア 下の《 》は、参考となる [ ] を示します。マニュアルを見ながら入力してください。

イ 基本情報は、以下のとおりです。



ウ 必ず答え合わせをしてから、先に進んでください。

ただし、今回は研修なので、「解答編」と答え合わせをしたところ、誤りが見つかった場合は、誤りを修正してもけっこうですし、修正せずにそのまま先に進んでもけっこうです。

~~~~~

(1) **練習問題 1**  の処理》

ア **ステップ 1-1**

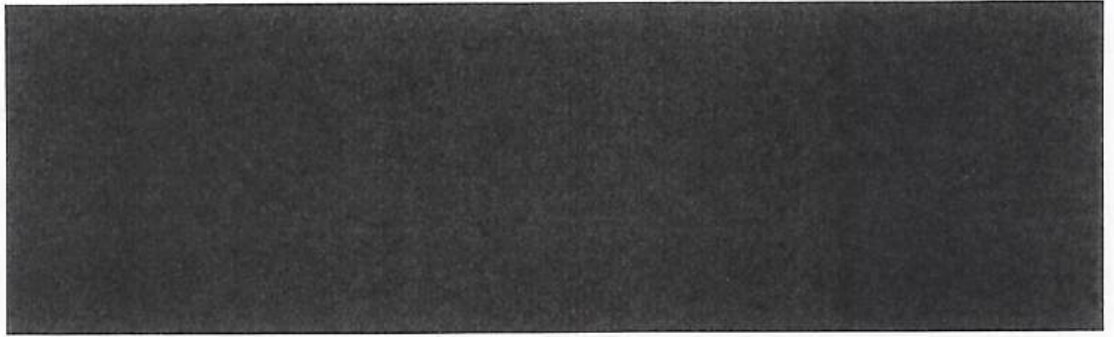
(注意・・・必ずここを読んでから進んでください。)

 に入力してください。

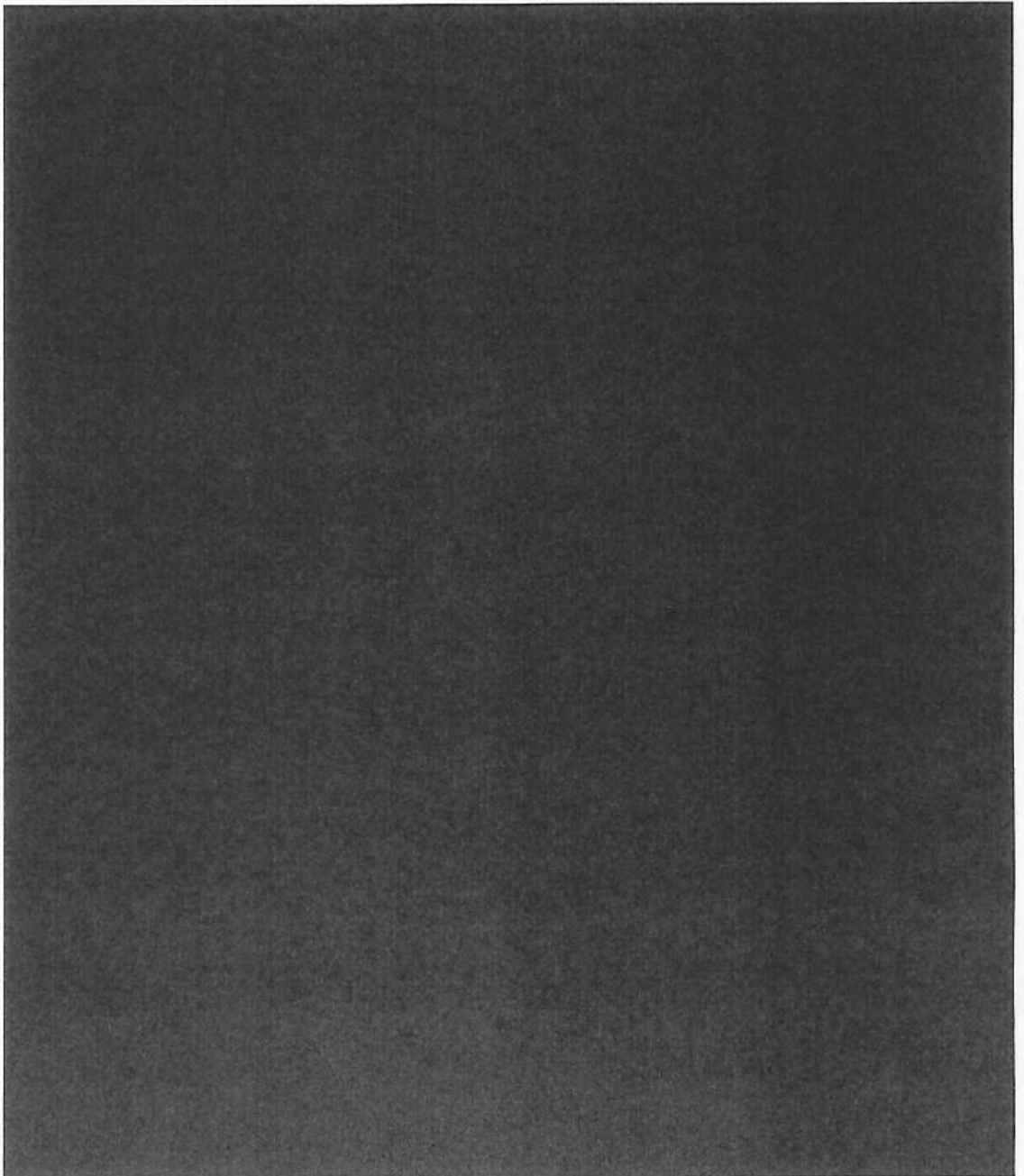


(参考) 誤りが特に多い点は、以下のとおりです。自身で作成したものと
解答編①をよく見て、確認をしてください。





イ ステップ 1-2

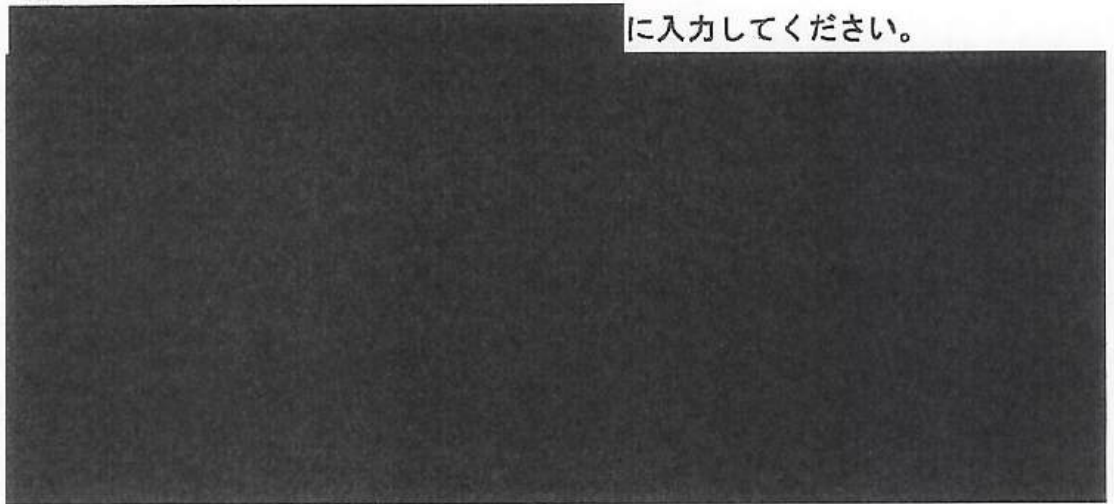




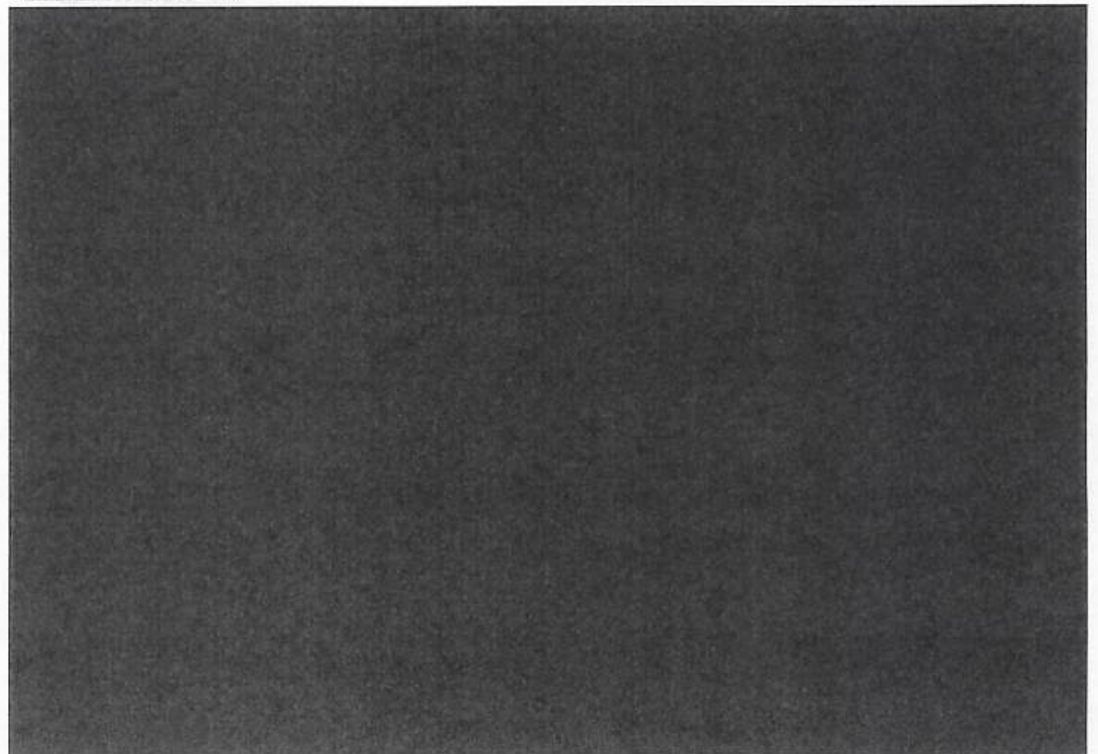
(2) 練習問題2  の処理》

ア ステップ2-1

に入力してください。

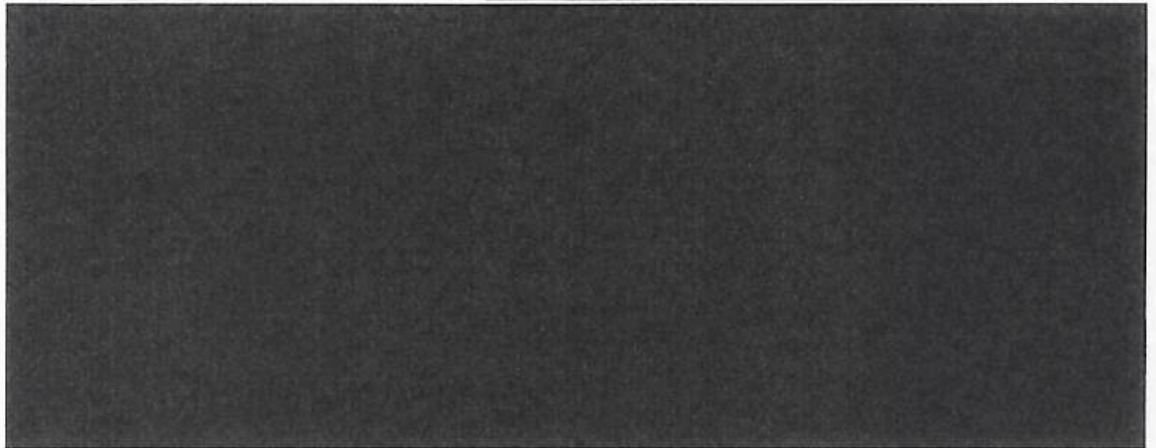


イ ステップ2-2



民事柁書記官の方は、下の(3)を飛ばして、(4)にお進みください。

- (3) **練習問題 3** 【刑事柁書記官のみ】  の作成



ウ 練習問題 3 を見て、手書きで書き込む部分を書き込んでください。



刑事柁書記官の方は、以上で終了です。下の(4)(5)を飛ばして、3にお進みください。

- (4) **練習問題 4** 【民事柁書記官のみ】  の登録 《  の登録》



- (5) **練習問題 5** 【民事柁書記官のみ】 



3 最後に

以上で終了です。適宜お帰りいただいてけっこうです。

練習問題、解答編及び印刷したものは、すべて
お持ち帰りください。

○

○ ICカードは、講師に直接返却してから、お帰りください。

質問がありましたら、お気軽に講師にお尋ねください。

実際の令状当番日までに、**解答編**にもう一度目を通しておいってください。

お疲れ様でした。



【練習問題 1 勾留請求書】

勾留請求書

令和〇年〇月〇日【昨日の日付】

東京テスト地方裁判所 裁判官 殿

東京テスト地方検察庁

検察官検事 四谷 次郎㊟

下記被疑者に対する暴行、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。

なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕状請求書記載のとおりである。

記

1 被疑者

氏 名 郭 健華 こと グオ ジェンホア
年 齢 1985年12月21日生 (〇〇歳)
職 業 自営業
住 居 東京都渋谷区宇田川町6丁目5番4号 渋谷スカイマンション3
21号室

2 被疑事実の要旨

司法警察員事件送致書記載の犯罪事実

3 勾留すべき刑事施設

テスト第一警察署留置施設

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

6 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第60条第1項第 2, 3 号

7 検察官又は司法警察職員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間の制限に従うことができなかったときは、その事由

【練習問題2 接見等禁止請求書】

接見等禁止請求書

令和〇年〇月〇日【昨日の日付】

東京テスト地方裁判所 裁判官 殿

東京テスト地方検察庁

検察官検事 四谷 次郎 ㊟

被疑者 郭 健華 こと グオ ジェンホア（テスト第一警察署留置施設収容）に対する暴行、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、被疑者と刑事訴訟法第39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。）との交通につき、下記事項に関する裁判をされたい。

記

- 1 接見の禁止（ただし、中華人民共和国領事官を除く）
- 2 書類の授受の禁止

【練習問題3 被疑者国選弁護人候補指名通知依頼書】

記番号 8765

(A) B

国選弁護人選任請求に関する記録

勾留番号 4321

フリガナ	
被疑者名	グオ ジェンホア

勾留状の発付日 (〇月〇日)【今日の日付】 結果 〇月〇日 ☐選任 ☐撤回 ☐却下

連絡メモ

被疑者国選手続 (裁判官が押印する。)

直ちに指名通知依頼する



不請求・撤回



備考

☐ 女性 ☐ 少年 ☐ S名簿③ーア該当 (故意の行為により被害者を2名以上死亡させた事件)

☒ (別・前) 事件の国選弁護人 神谷 虎男 ☒ 裁判員裁判対象事件

☐ (当番・扶助) からの切替希望弁護士 (東京・第一東京・第二東京)

☒ 勾留場所と異なるときの取扱警察署 テスト第三 警察署

☒ 中国, 上海語

(以下, 裏面等省略)

勾留等請求通付票

001/001

請求日 令和〇年〇月〇日（昨日の日付）

検察庁名	勾留番号	検察官名	氏名・生年月日	罪名	勾留場所	受領日				備考
東京テスト地検	〇〇-4321	四谷検事 (裁)	郭 健華 こと グオ ジェンホア 1985. 12. 21	暴行, 国際 的な協力の 下に	テスト第一署 テスト第三	請求 (印)	交付	記録返還	令状返還	明日身柄同行 接見請求付き 接見・書類のみ
東京テスト地検	〇〇-4322	お茶水検事	千鳥 淵子 S52. 5. 13	道路交通法 違反（無免 許）	靖国	請求 (印)	交付	記録返還	令状返還	
東京テスト地検	〇〇-4323	飯田検事	祝田橋 松夫 S56. 8. 23	窃盗	霞が関	請求 (印)	交付	記録返還	令状返還	明日身柄同行 接見請求付き 接見・書類のみ
東京テスト地検	〇〇-4324	市谷検事	桜田 門次郎 S63. 2. 9	傷害	永田町	請求 (印)	交付	記録返還	令状返還	

通常
ただし中華人民共和
国領事官を除く。

通常

通常

通常

【勾留等請求通付票】

【勾留質問者名簿】

特記事項	No.	勾留場所	留置番号	請求者	被疑者氏名	受	渡	接禁 請求	勾留 結果	接禁 結果	備考欄	
											情報	出頭時間
質問日	1	テスト第一		㊤ B	郭 健華 こと グオ ジェンホア			○ 領			上海府 王国強 (中国)	11:20
0・0・0	2	霞が関		㊤ B	祝田橋 松夫			○			(語)	
質問室	3	永田町		㊤ B	桜田 門次郎						(語)	
2	4	靖国		㊤ B	千鳥 淵子						(語)	
	5			A B							(語)	
	6			A B							(語)	
	7			A B							(語)	
	8			A B							(語)	
	9			A B							(語)	
	10			A B							(語)	
	11			A B							(語)	
	12			A B							(語)	
	13			A B							(語)	
	14			A B							(語)	
	15			A B							(語)	

勾留質問者名簿

△○
△○
裁判官 書記官

【記録送致書】

4321						主任検察官			
不拘束 通常 緊急 現行 告訴 告発 自首						四谷			
送 致 書									
送（テスト第三，盗犯）第567号 令和〇年〇月〇日									
東京テスト地方検察庁 検察官検事正 〇〇 〇〇 殿									
警視庁テスト第三警察署 司法警察員警視 〇〇 〇〇									
下記被疑事件を送致する。									
検番号	被疑者の住居，氏名，年齢等					前科	身上	逮捕の日時	身柄連行
罪名，罰条									
検第1234号	住居 東京都渋谷区宇田川町6丁目5番4号 渋谷 スカイマンション321号室					添付 〇月 〇日	添付 〇月 〇日	〇月 〇日 午前 〇時 〇分	有 無
暴行，麻薬特 例法違反 刑法第208 条，麻薬特例 法第5条	ふりがな ぐお じえんほあ 氏名 郭 健華 こと グオ ジェンホア 1985年12月21日生（〇〇歳） 性別 男 外国人登録 2010年10月 №87654					照会	照会		
検第 号 ～2年 定期又は5 ～1000	住居 ふりがな 氏名 年 月 日生（ 歳） 性別 外国人登録 年 月 №					添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検第 号	住居 ふりがな 氏名 年 月 日生（ 歳） 性別 外国人登録 年 月 №					添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
捜査主任官 の職氏名	刑事課長 警部 〇〇 〇〇 盗犯係長 警部補 〇〇 〇〇 警電 〇〇〇-〇〇〇〇								

(注意) 1 送致と送付に兼用する。

2 左上欄外及び前科，身上，身柄連行欄の各該当部分に赤〇を付け，かつ，前科・身上
照会中の場合は，月日を記入すること。

指紋資料
作成番号

〇年321号

(参考)記録送致書は，身柄記録の冒頭，勾留請求書の後ろに編てつされています。

【被疑事実】

郭 健華 こと グオ ジェンホア

(別紙)

被 疑 事 実

被疑者は、

第1 令和○年○月○日午前0時45分ころ、東京都千代田区霞が関4丁目1番1号所在の飲食店「霞が関倶楽部」において、一緒に飲食していた新宿京子（当時35歳）に対し、同人に口汚く罵られたことに腹を立て、いきなり同人を突き飛ばした上、右手拳で同人の顔を2回殴打する暴行を加えた。

第2 令和○年○月○日ころから令和○年○月○日ころまでの間、営利の目的で、みだりに、別表記載のとおり、4回にわたり、大阪市南大阪区王子町9丁目8番7号先路上に停車中の軽自動車内ほか3か所において、新橋次朗ほか2名に対し、覚醒剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶合計約1.5グラムを代金合計5万円で譲り渡すとともに、薬物犯罪を犯す意思をもって、多数回にわたり、同市内において、上記新橋ほか氏名不詳の多数人に対し、覚醒剤様の結晶を覚せい剤として有償で譲り渡し、もって、覚醒剤を譲り渡す行為と薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業とした。

以上

(注:別表は省略)

【被疑者供述調書（人定）】

供述調書

国 籍 中華人民共和国
住 居 東京都渋谷区宇田川町 6 丁目 5 番 4 号 渋谷スカイマンシ
ョン 3 2 1 号室
職 業 自営業
氏 名 郭 健華 こと グオ ジェンホア

1985年12月21日生（〇〇歳）

上記の者に対する暴行，国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反被疑事件につき，令和〇年〇月〇日，テスト第一警察署において，本職は，あらかじめ被疑者に対し，自己の意思に反して供述する必要がない旨を通訳人を介して上海語で告げて取り調べたところ，任意次のとおり供述した。

- 1 通訳人の話す上海語は，よく理解できます。
出生地は，中華人民共和国上海市万山路8号というところです。
- 2 位記，勲章，年金は日本でも中国でもありません。
- 3 前科，前歴は日本でも中国でもありません。
- 4 日本での仕事は，自営で・・・。
- 5 家族について話します。

（途中省略）

郭 健華 ⑤

以上のとおり録取して通訳人を介して対応部分を示しつつ上海語で読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立て，各葉の欄外に署名指印した上，末尾に署名指印した。

前同日

テスト第三警察署

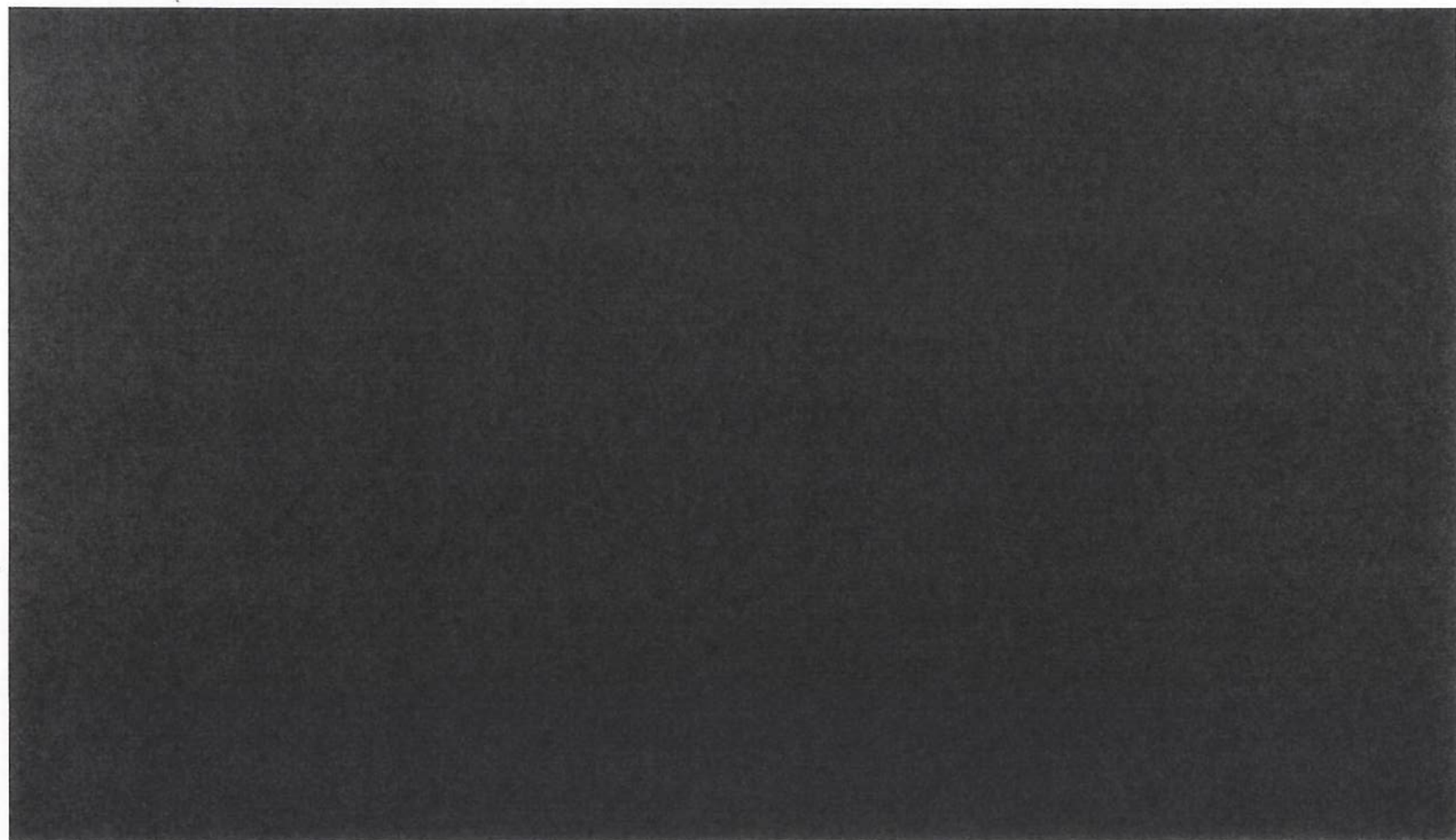
司法警察員警部補 ○○ ○○⑤

通訳人

王 國強 ⑤

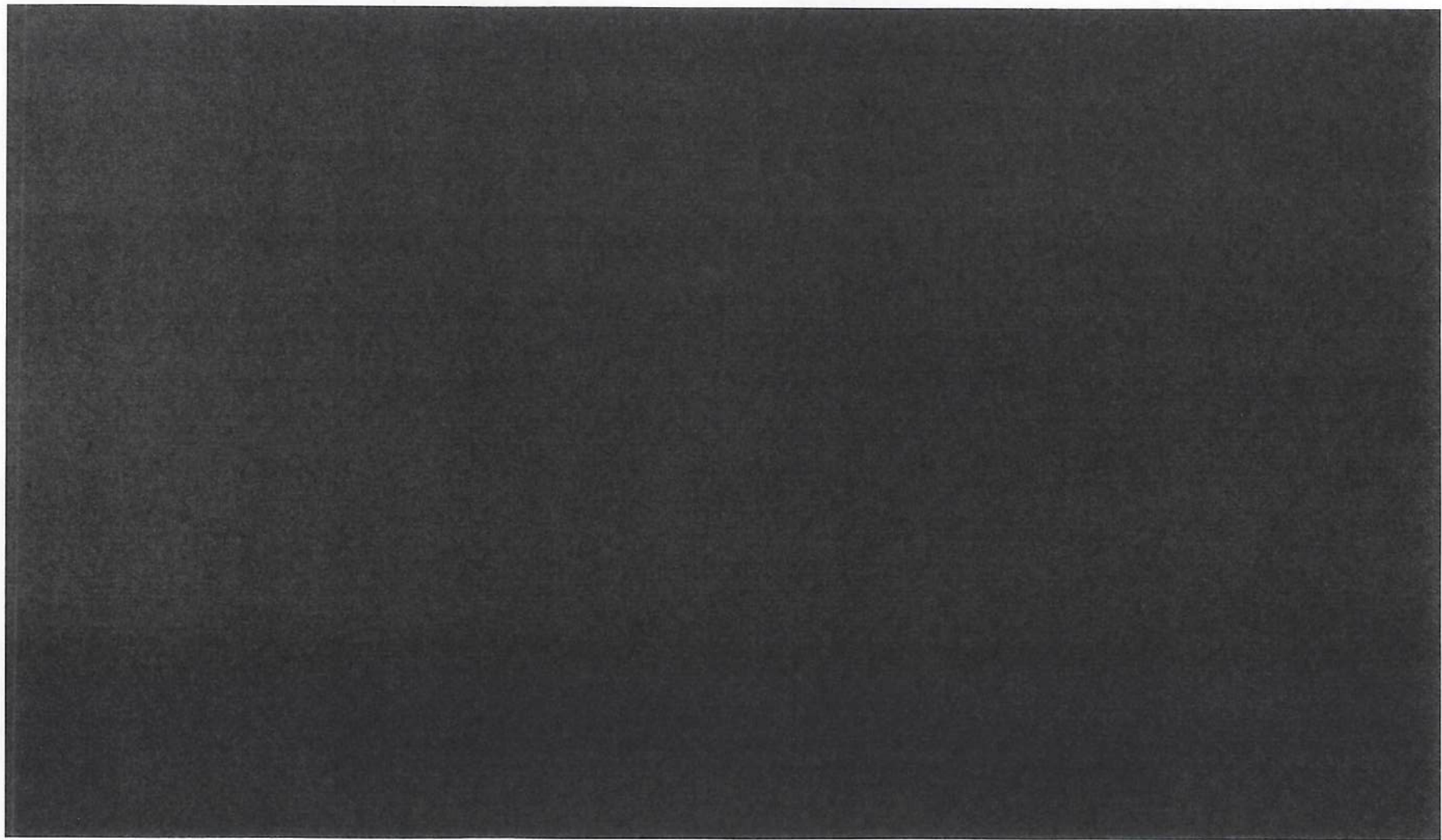
解答編①

《マニュアル： の処理》



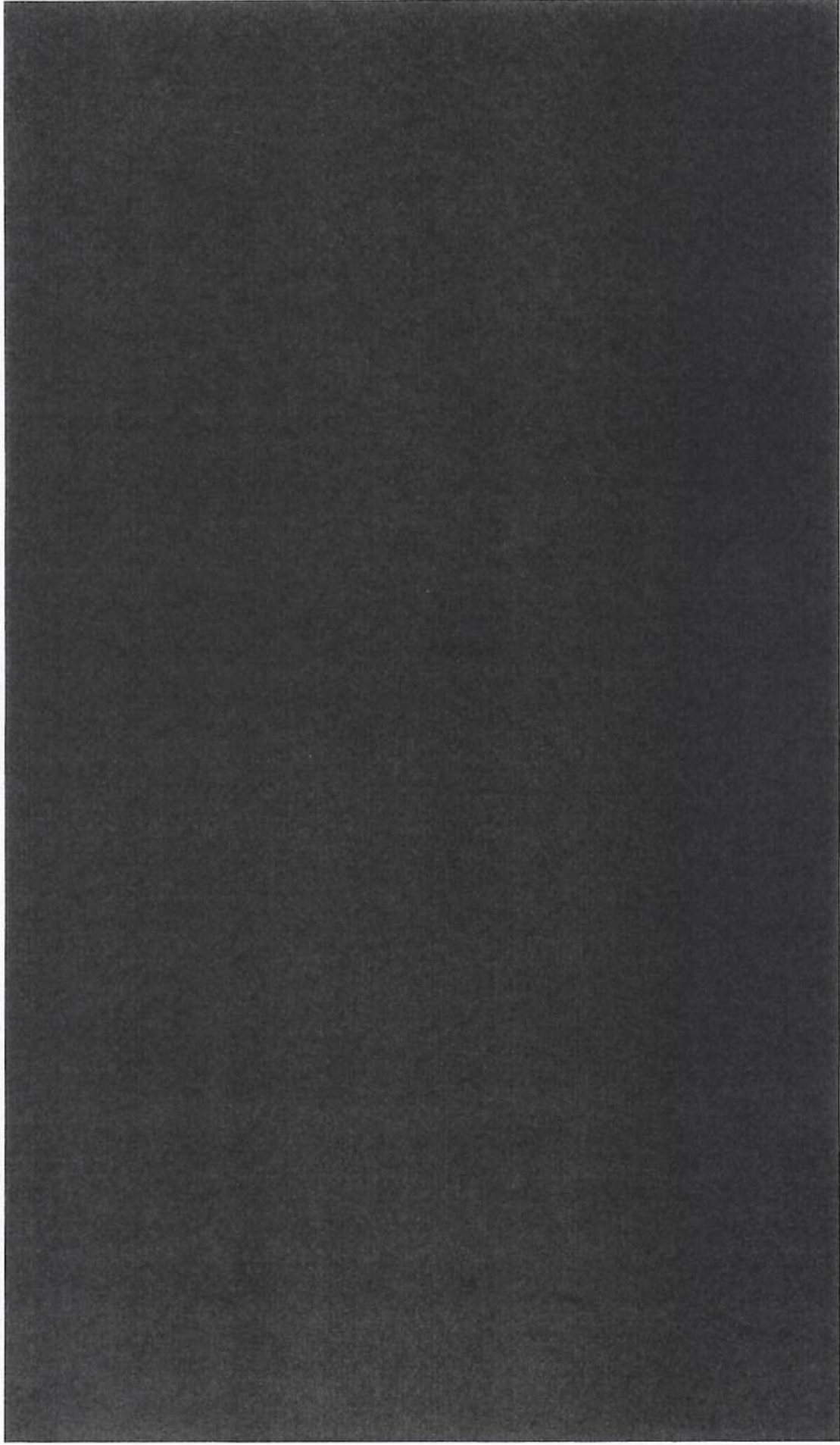
解答編②

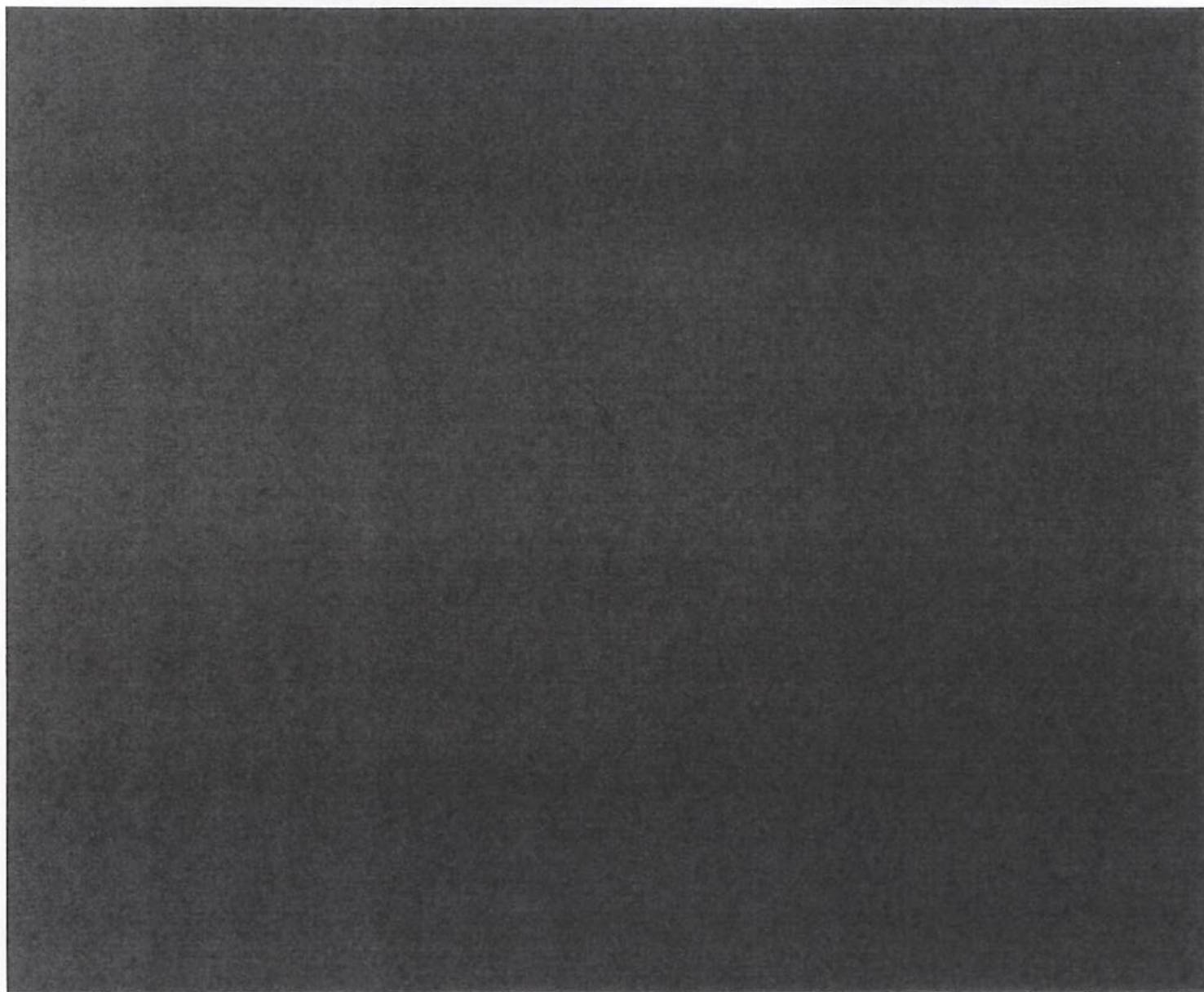
《マニュアル： の処理》



解答編②

《マニュアル： の処理》

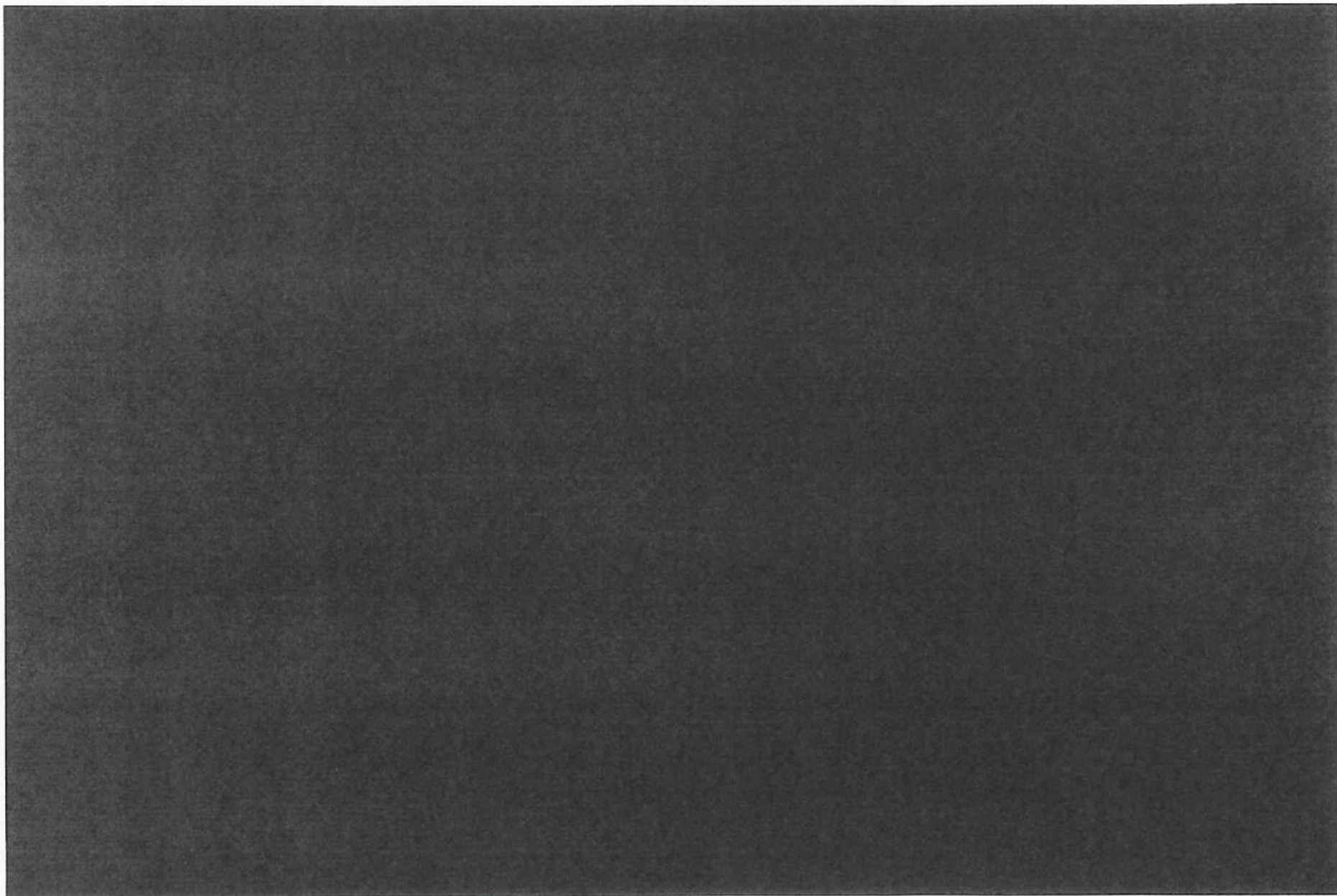




解答編⑧

《マニュアル：

の処理》

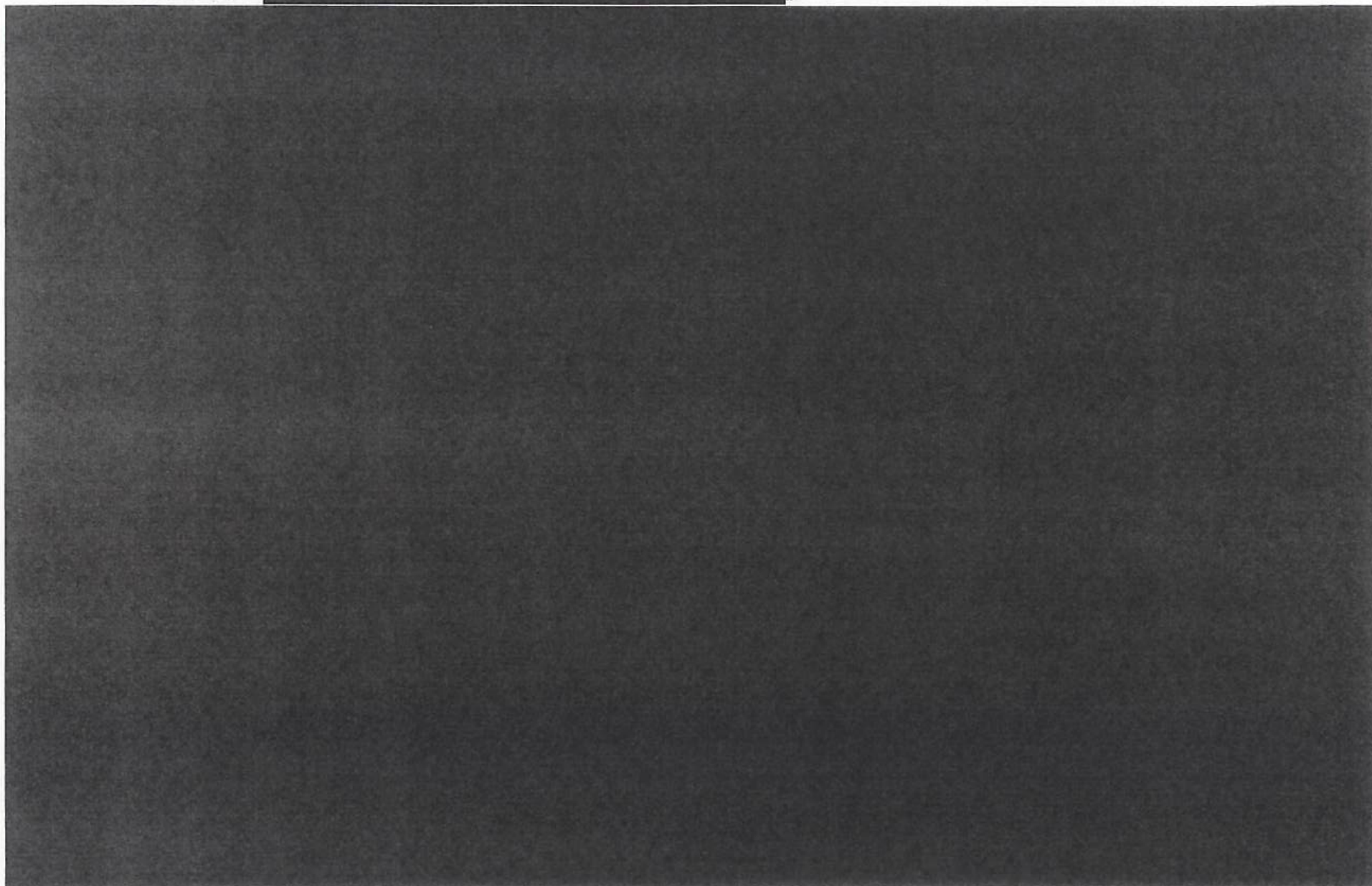


解答編①

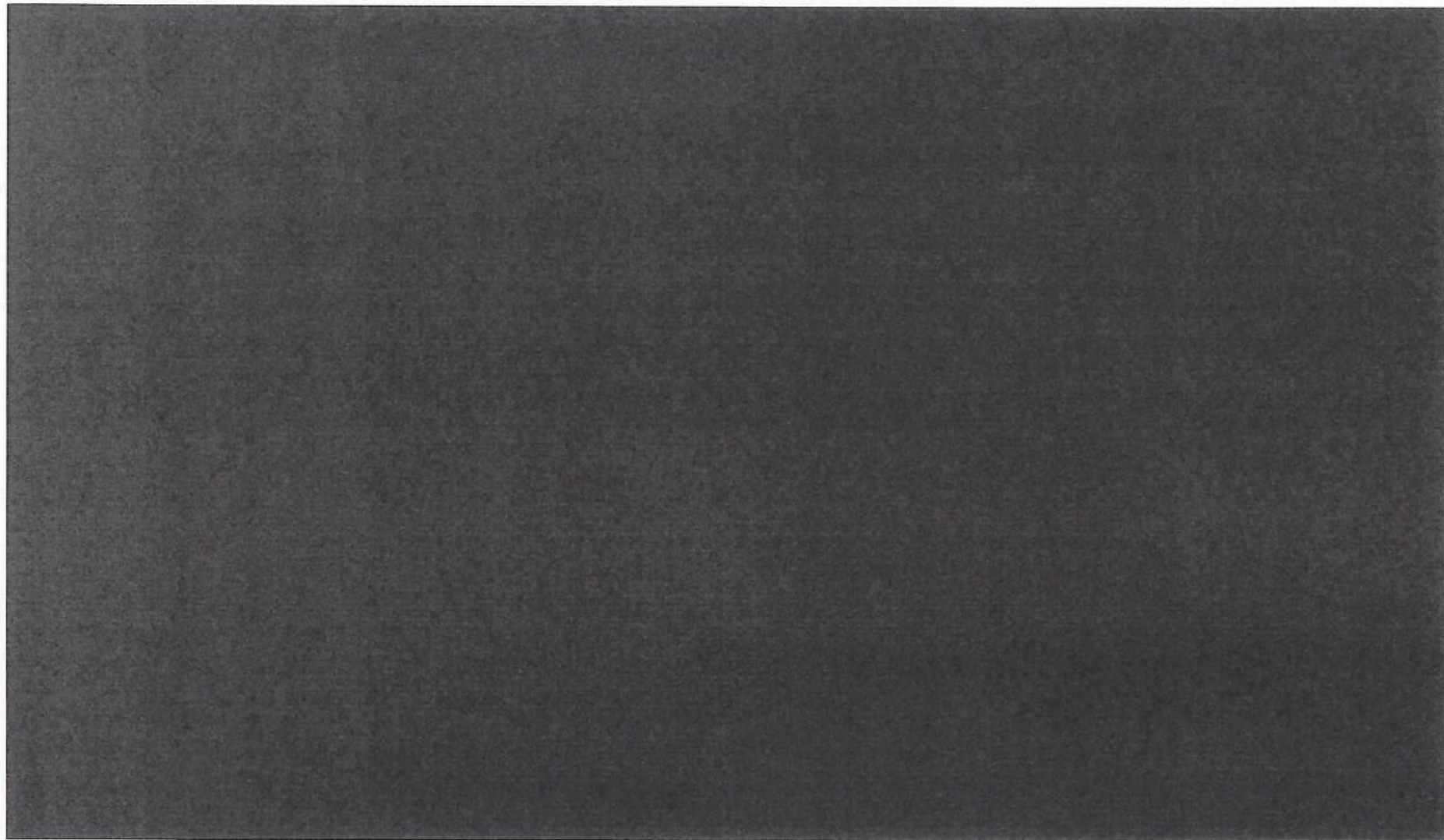
(刑事卒書記官のみ)

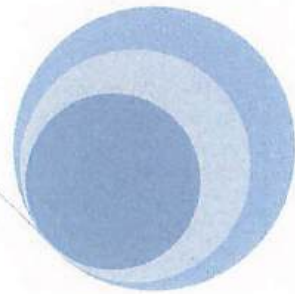
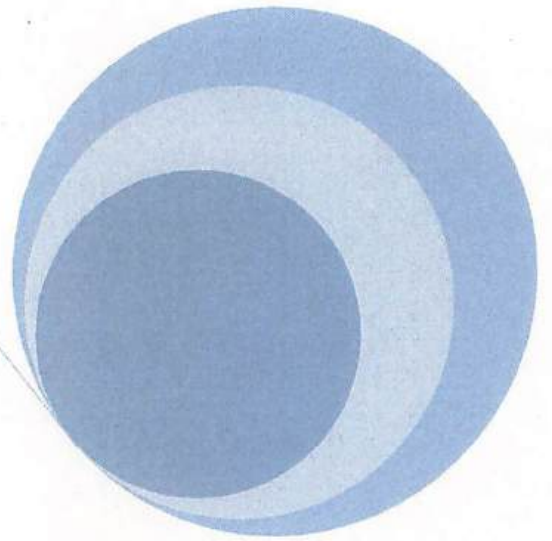
《マニュアル:

》



解答編⑭【の登録】(民事判書記官のみ)《マニュアル：の登録》





事務官等のための休日の 令状事務処理用簡易マニュアル

東京地方裁判所刑事訟廷事務室
平成30年5月10日

はじめに

本マニュアルは、はじめて東京地裁における休日の令状事務（日直）の割り当てを受けた事務官及び速記官（以下「事務官等」という。）のために、担当する令状事務処理のアウトラインを示したものです。

目 次

第1 はじめに

- 1 事務官等の担当業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 事前に準備すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 3 配置関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 4 日付印・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 5 令状関係書類の廃棄について・・・・・・・・・・ p 2

第2 令状事務責任者の補助業務

- 1 検察庁への使送・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 2 準抗告事務処理補助・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3

第3 通訳関係事務

- 1 通訳関係事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 2 通訳関係書類の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 3 通訳人尋問調書の注意点・・・・・・・・・・ p 4
- 4 通訳料請求書及び通訳人旅費請求書の注意点・・ p 4
- 5 XXXXXXXXXX・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
- 6 裁判官の押印及び引継ぎ等・・・・・・・・・・ p 6

第4 勾留質問の補助事務等

- 1 XXXXXXXXXX・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
- 2 記録等の引上げ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
- 3 勾留通知の補助事務・・・・・・・・・・ p 7
- 4 法テラスとの書類授受の補助・・・・・・・・ p 7

第5 その他補助業務・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7

別紙1 日直一日の流れ

別紙2 当直について

第1 はじめに（総論）

1 事務官等の担当業務（別紙1「日直一日の流れ」参照）

事務官等は、令状事務責任者及び書記官からの指示に従って、令状事務の補助業務を行う。

主な業務は次のとおりである。

(1) 令状事務責任者の補助業務

ア 検察庁への使送（記録使送、求意見等）

イ 準抗告等事務処理補助等

(2) 通訳関係事務

(3) 勾留質問の補助事務等

ア

イ 被疑者国選記録ファイルの回収 [] と勾留請求記録の回収

ウ 勾留通知の補助事務（封筒作成等）

エ 法テラスとの書類授受の補助

(4) その他補助業務

令状事務責任者の判断による事務官等として可能な補助業務

2 事前に準備すべき事項

(1) 事前の研さん＝令状実務研さん（日直における事務官等担当事務の説明）

毎月10日前後及び25日前後の午前11時から午前11時50分まで（実施日については、令状事務責任者から連絡がある。）令状事務室（地下1階）において開催

(2) 当直において各自持参する資料

事務官等のための休日の令状事務処理用簡易マニュアル及び通訳関係処理システムマニュアル（いずれも [] 内に収録されているので、事前に印刷しておく。）

(3) 通訳関係処理システム

[] には、通訳関係処理システムがインストールされている。

練習用プログラムは、[] 内に登載されているので、自身のパソコンにダウンロードして事前に練習す

る（令状実務研さんでも練習を実施している。）。

3 配置関係（別紙2「当直について」参照）



4 日付印（別紙2「当直について」参照）

- (1) 刑事関係の書類は、令状事務室に備え付けられている受付日付印を押す。
- (2) 受付日付印には、A印とB印がある。一般令状請求で利用するのは、A印であり、B印は利用しない（B印は、勾留請求書、接見等禁止請求書のみを使用）。

5 令状関係書類の廃棄について



第2 令状事務責任者の補助業務

1 検察庁への使送

記録の授受や各種求意見等のため、必要な都度、令状事務責任者の指示により検察庁へ使送に行くことになる。

(1) 記録使送

主として、準抗告が申し立てられている記録の借用、返還及び決定謄本の送付等

(2) 各種求意見の検察庁への持ち込み

2 準抗告等事務処理補助

主として令状事務責任者が処理を行う準抗告処理等の補助で、具体的には、申立書等のコピーや謄本作成等の補助等

第3 通訳関係事務

1 通訳関係事務の概要

日本語に通じない外国人等の勾留質問においては、通訳人による通訳が必要になる。通訳人に関する事務の概要は次のとおりである。

(1) 来庁する通訳人を確認する

なお、通訳人が来庁予定時刻を過ぎても来庁していない場合は、検察庁日直室（短縮ダイヤル）に電話で確認をする。

(2) 要通訳事件の全件について、通訳料請求書、通訳人旅費請求書、通訳人尋問調書（宣誓書付き）の3点セットを作成する。

(3) 通訳人が来庁したら、被疑事実の写しを交付し、

(4)

2 通訳関係書類の作成

(1) 要通訳事件の把握

朝のミーティング終了後、勾留質問者名簿（資料３６）の備考欄を見て要通訳事件を把握する。

勾留質問者名簿には、通訳人名と通訳言語、通訳人の来庁予定時刻が記載されているので、それを参考にする（同じ言語の通訳人であっても、通常、勾留質問室ごとに通訳人が異なる。）。

(2) 被疑事実等のコピー

当該事件の記録を勾留質問担当書記官から借りて、勾留請求書（１枚目）及びその記録に挟み込まれている「被疑事実」のコピーをとる。

(3) 通訳関係処理システムで書類作成

ア [] という [] ファイルのアイコンをダブルクリックして、通訳関係処理システムを立ち上げる。

イ 勾留請求書をもとに、 []
[]
[] を作成する。

ウ 詳細は「通訳関係処理システム操作マニュアル」 []
[] のページに登載）を参照

3 通訳人尋問調書の注意点

(1) 通訳人尋問調書と宣誓書を、通訳人尋問調書を上にして左側２箇所をステープラで留める。

なお、通訳人尋問調書と宣誓書の契印は勾留質問担当書記官が行う。

(2) 被疑者名、こと名は、勾留質問担当書記官が作成する勾留状の記載と一致する必要がある。 [] 勾留質問担当書記官と相談して、記載を合わせる。

(3) 人定質問の氏名、年齢、職業、住居、通訳人の署名、押印部分（宣誓書を含む。）は、いずれも通訳人が自ら記載する。

4 通訳料請求書及び通訳人旅費請求書の注意点

(1) １人の通訳人が複数の裁判官の勾留質問に立ち会ったときは、裁判官ごとにそれぞれ作成する。

(2) 同一の通訳人が複数の勾留質問に立ち会った場合には、１人目の被疑者名「外〇名」と記載する。 []
[]

(3) 被疑者名、こと名は、勾留質問担当書記官が作成する勾留状の記載と一致す

る必要がある。[redacted] 勾留質問担当書記官と相談して、
記載を合わせる。

- (4) 罪名が複数の場合、1つの罪名プラス「等」として、すべてを列記しない。

[redacted]

- (5) 通訳の種類欄

勾留質問者名簿の備考欄の通訳言語を記載する。同一の通訳人が複数の言語を通訳した場合は、すべての通訳言語を入力する。

- (6) 支給額，内訳金額，領収年月日，氏名欄

[redacted]

5

通訳人は、[redacted]

[redacted] 来庁したら、通訳人の氏名を確認し、[redacted]に案内した上、次の事務を行う。

- (1) 通訳関係書類の交付

通訳人が担当する事件の次の書類を交付する。

ア
イ
ウ
エ

[redacted]

- (2)

[redacted]

- (3) 通訳関係書類の確認

[redacted]

通訳人に対して、ICカード利用の有無を確認して、ICカード利用の場合は、通訳人旅費請求書の備考欄に「☐ ICカード利用」にチェック [redacted]
[redacted] する。

なお、被疑事実のコピーは、通訳の参考に使用するため、通訳人が勾留質問室に持参する。

6 裁判官の押印及び引継ぎ等

(1) 通訳人尋問調書の勾留質問担当書記官への交付及び引継ぎ

通訳料請求書及び通訳人旅費請求書を手元に残し、通訳人尋問調書を勾留質問担当書記官に交付する。

なお、通訳人尋問調書は、勾留質問終了後、勾留事件記録に編綴されて検察庁に引き継がれる。

(2) 裁判官の押印

通訳料請求書及び通訳人旅費請求書は、裁判官単位でまとめておき、勾留質問が終了したら、勾留質問に立ち会った裁判官に「係官印」欄への押印を依頼する。

(3) 通訳料請求書及び通訳人旅費請求書の引継ぎ

事件関係送付簿B（通訳料請求書、通訳人旅費請求書）に記載して、当直明けに刑事第14部に引き継ぐ。

第4 勾留質問の補助事務等

1

2 記録等の引上げ

(1) 被疑者国選記録の回収

被疑者国選記録（オレンジ色のクリアファイル）を回収する。

令状事務室から戻ったら、オレンジ色のクリアファイルを被疑者国選担当書記官に手渡す。

(2) 勾留請求記録の引上げ（通訳人への勾留通知依頼の補助）

日本語を解さない相手方への勾留通知のためなど、勾留質問担当書記官から指示があったときは、勾留質問室に記録を取りに行く。



3 勾留通知の補助事務

書面による通知方法の場合の封筒の準備等を行う。

封筒は、に収納されている無地で裏面に 
と印刷されているものを使用する。



4 法テラスとの書類授受の補助

被疑者国選補助業務として、法テラスとのファクシミリの送受信、書類の受付、担当書記官への配布等を行う。

第5 その他補助業務

令状事務責任者の判断による事務官等として可能な補助業務を行う。

《 日 直 一 日 の 流 れ 》

別紙1

	事務官等	一般令状担当	勾留質問担当	被疑者国選担当
8:00				
8:30		一般令状の処理 手元が空いているときは、担当以外の業務について、積極的に協力する。		
9:00				
9:30				
10:00				
11:00				
11:30				
12:00				
16:30				
17:00				

◆受付日付印(刑事関係＝令状事務室の受付日付印)

B印: 勾留請求書, 接見等禁止請求書

A印: その他の書類(起訴状等)



A印



B印

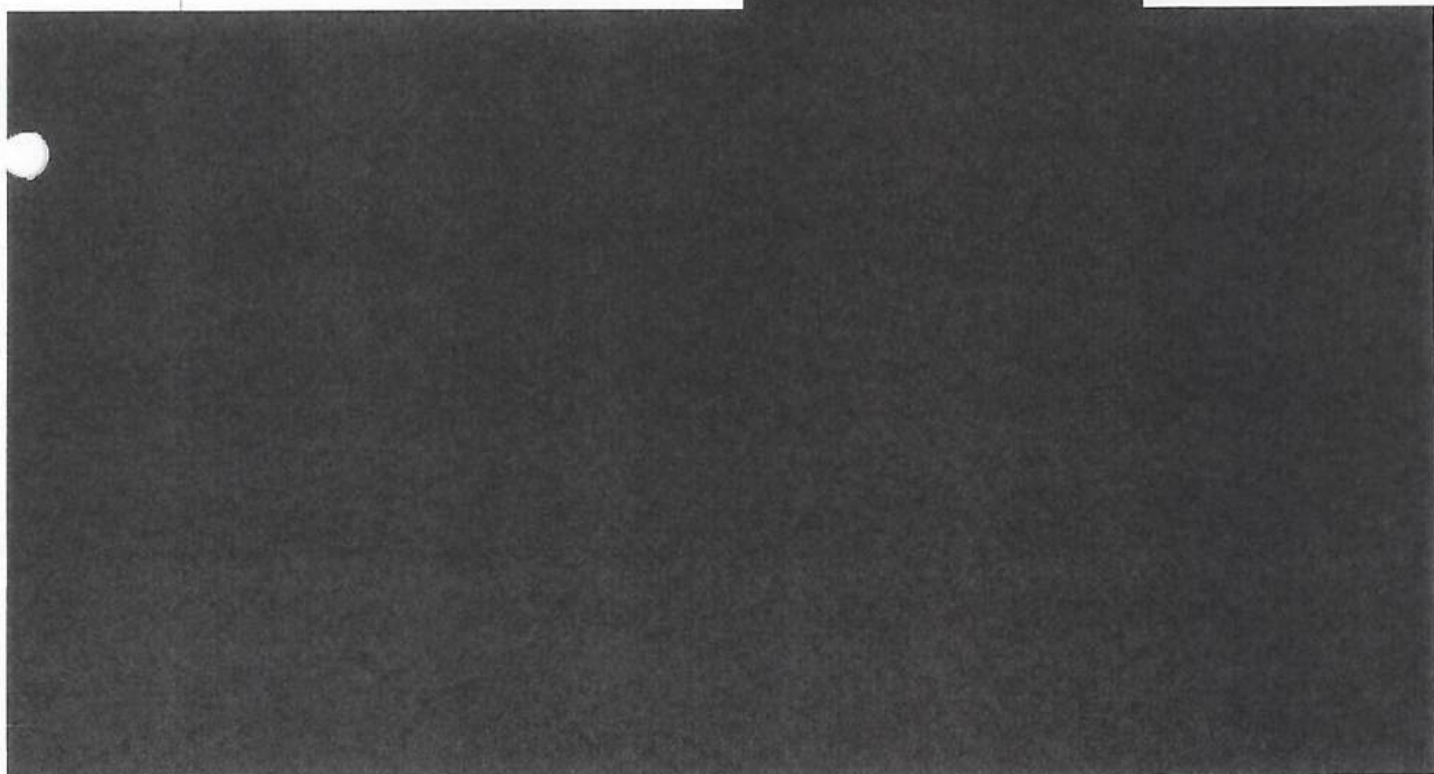
◆令状事務室及びその周辺施設

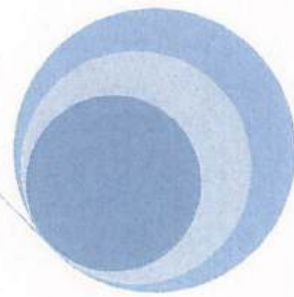
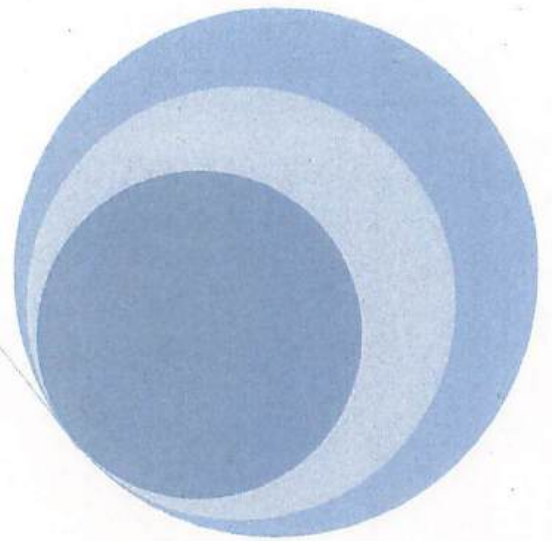


トイレ

←EV

トイレ





当直員のための令状事務処理用 簡易マニュアル

東京地方裁判所刑事訟廷事務室
2018/09/28

はじめに

本マニュアルは、当直経験が浅い書記官、事務官のために、令状事務処理のアウトラインを示したものです。

なお、事務の詳細については、必ず「令状事務の注意事項」等を参照して執務を行うようにしてください。「令状事務の注意事項」は、のページからダウンロードできます。令状事務の注意事項はたびたび改訂されているので、必ず最新版を用意してください。

【注意事項】

「令状事務の注意事項」その他令状関係マニュアルに関しては、改訂作業を行っていますが、本マニュアルの記載内容と若干異なる点があります。その場合は、本マニュアルに沿って処理してください。

目 次

第1 はじめに

- 1 事前に準備すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 配置関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 3 日付印・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 4 宿直の主な執務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 5 宿直開始時に必ずやること・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 6 令状関係書類の廃棄について・・・・・・・・・・・・ p 3

第2 各論（各種処理）

- 1 勾留請求書と接見等禁止請求書の受理・・・・・・・・ p 4
- 2 起訴状等の受理作業・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
- 3 弁護士等からの保釈請求書の受理・・・・・・・・・・ p 5
- 4 準抗告の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7
- 5 国選弁護人選任請求書の受理・・・・・・・・・・・・ p 8
- 6 不在・不受任通知書の受理・・・・・・・・・・・・ p 8
- 7 令状事務の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9
- 8 宿直終了間際の令状請求の処理・・・・・・・・・・・・ p 11
- 9 令状事務処理システム・・・・・・・・・・・・・・・・ p 12
- 10 XXXXXXXXXXに収納されている帳簿に登載する事項について・・・・・・・・ p 12
- 11 当直日誌の記載方法・・・・・・・・・・・・・・・・ p 13
- 12 宿直明けの最終確認事項・・・・・・・・・・・・・・ p 14
- 13 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 15

第1 はじめに（総論）

1 事前に準備すべき事項

- (1) 事前の研さん＝令状実務研さん（宿直及び日直における令状事務全般の説明）

毎月5日、15日、25日（休日のときは直後の平日）の午後1時10分から午後2時10分まで令状事務室（地下1階）において開催

- (2) 当直において各自持参する資料

いずれも [redacted] に収録されている。

事前に印刷しておくこと

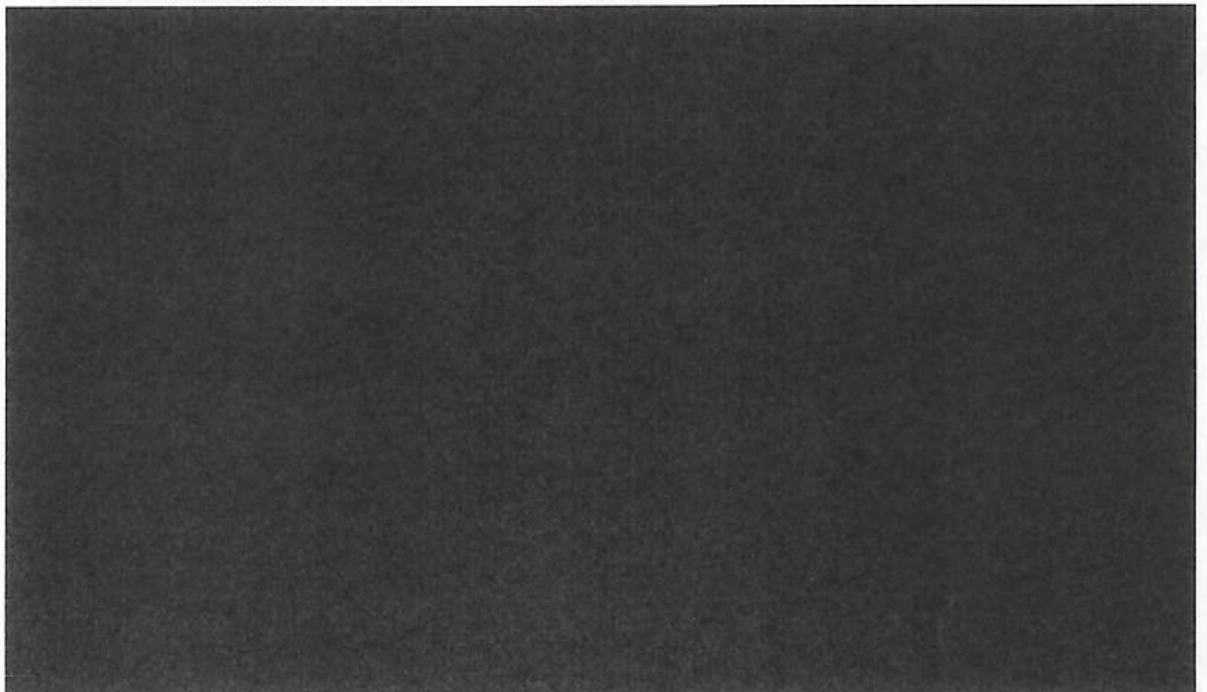
- ・令状事務の注意事項（以下、各論の標題記載のページ数及び資料番号は、いずれも「令状事務の注意事項」の該当ページ又は資料番号である。）
- ・被疑者国選弁護人関係マニュアル〔簡略版〕（宿直用）

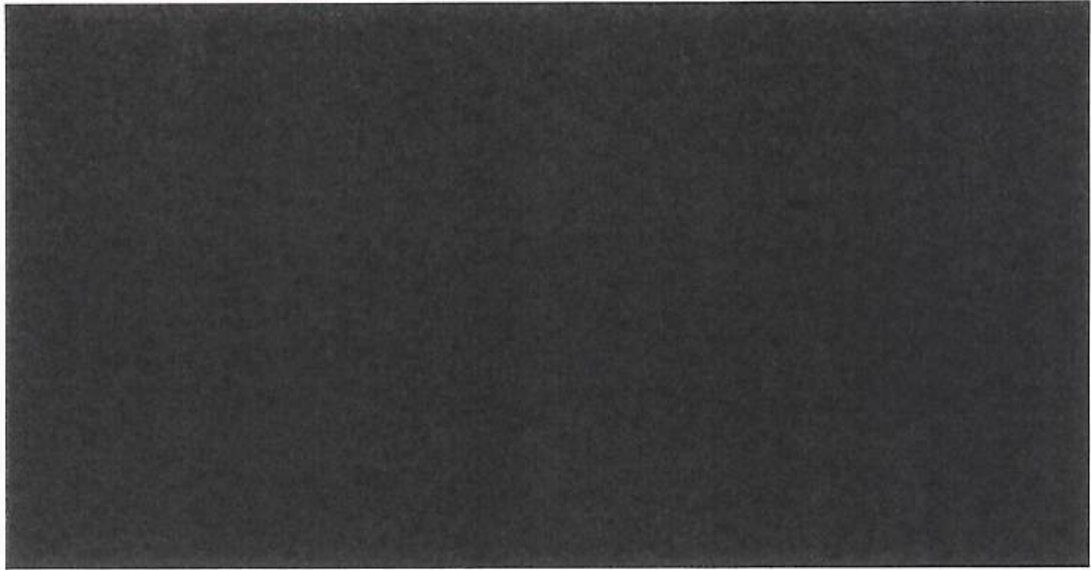
- (3)

[redacted] には、令状事務処理システムがインストールされている。
[redacted] にあたり利用されたい。

練習用プログラムは、[redacted] 内に登載されているので、自身のパソコンにダウンロードして事前に練習すること（令状実務研さんでも練習を実施している。）。

2 配置関係（別紙1「当直について」参照）





キ FAX

送信専用と受信専用の2台設置

3 日付印（別紙1「当直について」参照）

- (1) 刑事関係の書類は、当直事務室備え付けの当直印ではなく、令状事務室に備え付けられている受付日付印を押すこと（誤って当直印を押してしまったときは、誤捺抹消の処理要）
- (2) 受付日付印には、A印とB印がある。
 - ア A印（通常の日付印） 一般令状請求，起訴状その他刑事関係の請求書等に使用
 - イ B印 勾留請求書，接見等禁止請求書のみに使用。受理時刻が入る。

4 宿直の主な執務内容

- (1) 警察署等からの一般令状請求の受付・発付
- (2) 検察庁からの起訴状，勾留請求書等の受理
- (3) 国選弁護士選任請求書の受付

5 宿直開始時に必ずやること

- (1) 担当裁判官の確認

「休日及び夜間における令状事務割当表（裁判官割当表）」において、「△」印がついている裁判官は、簡裁判事の発令がない未特例判事補であり、簡裁名の令状発付ができない。この場合は、地裁で令状発付する。

宿直裁判官が簡裁の場合（割当表に「△」印がついていない裁判官）は、簡裁で令状発付する。

なお、裁判官申合せにより、平成30年8月31日限り、各種令状への庁印の押捺は廃止されました。

(2) 受付日付印の日付の修正

A印とB印の日付が今日の日付になっているか確認（B印については、使用時に受理時刻の修正要）

6 令状関係書類の廃棄について



第2 各論（各種処理）

1 【特に重要】勾留請求書と接見等禁止請求書の受理（p 16, 資料24, 25）

(1) 

(2) 勾留請求書等の受領手順

ア 検察庁は、勾留請求書、接見等禁止請求書とその捜査記録とともに勾留等請求通付票を持参する。

イ(ア) 勾留等請求通付票の「請求」欄に受領印を押す。

イ(イ) 勾留等請求通付票の最後のページに受理時刻を入れた「B印」を押し、「認印」する。

イ(ウ) 勾留等請求通付票のコピーを2通取る。

イ(エ) 押印した勾留等請求通付票原本を検察庁職員に返還する。

(3) その後の作業手順

当庁においては、勾留事務は地裁名で全件処理する。

通付票コピー2通の取扱いは、翌日が休日か平日かで異なる。

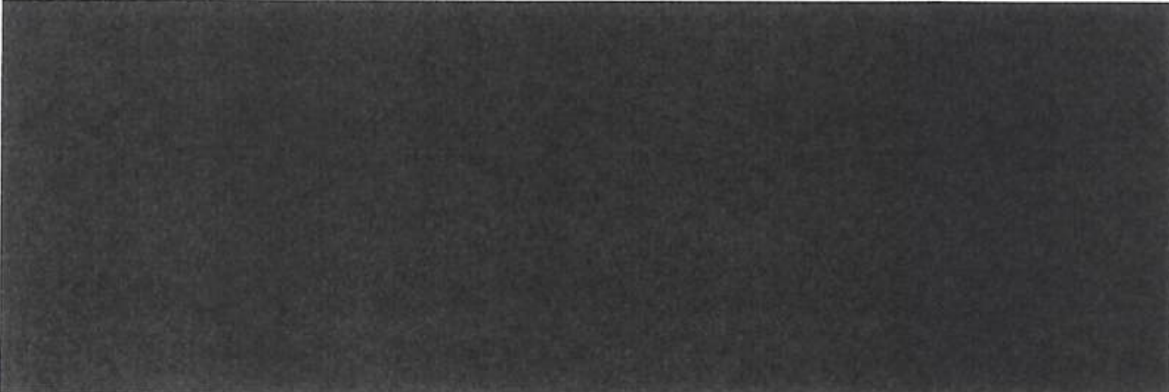
ア 翌日が休日のとき

イ(ア) 通付票コピー1通は、勾留等請求通付票綴  に地検・区検別に編てつ

イ(イ) 事件関係送付簿A  に記載（備考欄に「1通は編てつ済み」と記載する。）したうえで、通付票コピー1通を翌日（休日）の令状事務担当者に引き継ぎ、事件関係送付簿Aに受領印をもらう。

イ 翌日が平日のとき

通付票コピー2通とも、事件関係送付簿A  に記載して、刑事14部に引き継ぐ。

(4) 

(5) 留意事項

ア 接見等禁止請求書は、勾留請求書の直後につづられているので、併せて受

- 理する。接見等禁止請求書のB印と認印の漏れが散見されるので注意
- イ B印は、上部の余白に押さないようにする（上部余白は、却下の付記印を押す可能性があるため）。
- ウ 捜査記録は、[]に収納する。
- エ 勾留延長請求は、[] 作業内容の詳細は、
担当する当直主任者宛に別途事前連絡する。

2【重要】起訴状等の受理事業（p16，資料22，23）

- (1) []
- (2) 起訴状等の受領手順
- ア 検察庁は、起訴状通付票 []，起訴状等を持参する []
- イ 検察庁職員は、起訴状等の被告人名を読み上げる。当直員は、通付票原本の受領印欄に認印を押す。
- ウ 押印した通付票原本を検察庁職員に返還する。
- (3) その後の作業手順
- ア 受理した起訴状等は、謄本もすべて[A印]を押す。さらに起訴状，訴因変更請求書の原本のみに[認印]を押す。
- イ 地裁あてのものは地裁の刑事訟廷事件係へ，東簡あてのものは東簡の刑事訟廷事件係へ，各庁の事件関係送付簿 []
[]に「起訴状〇通」と記載して，起訴状通付票のコピーとともに当直明けに引き継ぐ。

3 弁護人等からの保釈請求書の受理（p20，資料30）

- (1) 弁護人等から保釈請求があったときは，まず請求者から以下の情報を求め，その内容を付せんに記載する。
- ① 第1回公判前か後か？
 - ② 裁判官との保釈面接の希望の有無
 - ③ 請求者の電話番号（請求書に記載がない場合。携帯電話は弁護人自身に

付せんに記載してもらう。)

- ④ 翌日が休日の場合には、請求者が早期処理の希望の有無（「早期処理」とは、即日又は翌日である休日中の処理を希望すること。この場合は、更問が予想されるので、そのときは後記⑤を参照のこと）
- ⑤ 請求者が早期処理を希望した場合、以下の事情を口頭説明する（ただし、年末年始、GW等の長期休暇期間中は若干異なる。）。)

「保釈の判断をして保釈されるまでに、検察官への求意見、検察官からの意見書の提出と捜査記録の借用、裁判官の判断、保釈保証金納付という手順があります。検察官の意見は即日提出されとは限りません。（「第1回公判後」の場合＝第1回公判後の請求の場合は、事件を直接担当する裁判官が登庁して処理しなければなりません。）仮に保釈許可決定が出ても、保釈保証金の納付が必要です。以上の諸事情から、休日中の処理が必ずしも希望通りにならないこともある旨をご理解ください。」

- (2) 請求書にA印と認印を押す []。
- (3) 翌日が休日のときは、令状事務責任者に対し、保釈請求がある旨引き継ぐ。その際、別紙5「当直引継書」を利用されたい。

(4) 引継方法

ア 地裁

(ア) 翌日が休日のとき

当直引継書に記載のうえ、令状事務責任者に直接手渡しして引き継ぐ。

(イ) 翌日が平日のとき

- a 第1回公判前のとき 事件関係送付簿A [] に記載して、当直明けに刑事14部に引き継ぐ。
- b 第1回公判後のとき 事件係事件関係送付簿 [] に記載して、当直明けに刑事訟廷事件係に引き継ぐ
- c 第1回公判前か後か不明の場合 刑事14部に引き継ぐ。引継ぎ方法はaと同じ

イ 東簡

東簡事件関係送付簿 [] に記載して、当直明けに東簡刑事訟廷に引き継ぐ。

(5) 求意見書

[]

[] 求意見書を作成して、請求書原本を添付してから検察庁に送付する。

なお、第1回公判後の場合は、公判事件を担当する裁判官が処理することに

注意

- ア 求意見書を作成する。用紙は、にある用紙を使用する。書記官名で作成し、令状事務室備付けの書記官印を押す。その際、地裁（刑事14部名）、簡裁を誤らないようにすること（ただし、第1回公判後の場合は、刑事14部ではなく当該部名で作成）
- イ 請求書のコピーを作成し、翌日が平日の場合は(4)のとおり引継ぎ、休日の場合は(3)のとおり令状事務責任者に引き継ぐ。
- ウ 求意見書に請求書原本を添付して、ステープラでとじる。
- エ 事件関係送付簿A に記載
- オ 地検令状課 に求意見書を送付（深夜の場合は ）。
- 

4【重要】準抗告の処理（p63，資料49，50）

(1) 準抗告とは？

準抗告とは、裁判官、検察官等の判断に対して不服がある者が申し立てるものである（刑事訴訟法429条，430条）。準抗告の対象となる主なものは、以下のとおり

- ・勾留（勾留請求却下の場合もある。）、勾留延長、接見等禁止
- ・保釈（第1回公判前の被告人に対するもの。保釈請求許可の場合、保釈請求却下の場合がある。）
- ・忌避申立の却下
- ・警察又は検察の行った押収処分

なお、裁判所の判断に対する不服申立は抗告になり、高裁が判断する（例えば、第1回公判後の保釈に対する判断）。

(2)

(3)

(4) 準抗告申立書を受理したときは、A印と認印を押す（申立書の副本不要）。

(5) 検察庁に対する申立通知

ア 準抗告の申立があったことを検察庁に電話連絡する（番号は、平日は地検令状課（不在のときは宿直室。休日は日直室又は宿直室。令状事務室の机に掲示してある関係連絡先一覧を参照のこと）

イ 通知したときは、申立書の余白部分に通知した旨を付記する（付記印は [REDACTED] に保管）。

(6) 引継方法

翌日が休日か平日かで異なる。

ア 翌日が休日のとき

(ア) [REDACTED]

(イ) 当直引継書に記載のうえ、令状事務責任者に直接手渡しして引き継ぐ。

イ 翌日が平日のとき

(ア) [REDACTED]

(イ) 事件係事件関係送付簿 [REDACTED] に記載し、当直明けに地裁刑事訟廷事件係に引き継ぐ。

5【重要】国選弁護人選任請求書の受理（別紙2「被疑者国選（宿直用）マニュアル（簡略版）」参照）

- (1) 夜間、被疑者からの国選弁護人選任請求書等が収容されている警察署からFAXにより送信されてくる。
- (2) 国選弁護人選任請求書等がFAX送信されるときは、被疑者を収容している警察署から事前に電話連絡があるが、連絡がない場合もあるので、適宜の時間に受信専用FAX機を確認されたい。
- (3) 詳細は、別紙2「被疑者国選（宿直用）マニュアル（簡略版）」を参照のこと
- (4) 翌日が休日の場合は、令状事務責任者に引き継ぐ。その際、別紙5「当直引継書」を利用されたい。

6 不在・不受任通知書の受理（別紙2「被疑者国選（宿直用）マニュアル（簡略版）」参照）

- (1) 弁護士会から不在・不受任通知書（標題は「私選弁護人選任申出通知書」）がFAX送信されてくる。
- (2) 詳細は、別紙2「被疑者国選（宿直用）マニュアル（簡略版）」を参照のこと

7【特に重要】令状事務の留意点

「令状事務の留意事項」記載のうち、特に留意すべき事項は、以下のとおり。詳細や各種令状の記載については、別紙4「令状作成における注意事項」及び

「令状事務の注意事項」等を参照のこと

(1) 担当裁判官の所属庁（3 p）

地裁所属の裁判官が発付する場合でも、簡裁名義で発付する。ただし、令状事務割当表の氏名の冒頭に△印が付してある裁判官（)は、簡裁辞令がないので、「東京地方裁判所裁判官」名義で発付する。

(2) 令状点検票の利用（3 p）

全件、必ず別紙3「令状点検票」を利用する（ただし、同じ事件の複数の請求に関しては、点検票1枚でも可）。各項目にチェックを入れながら、点検し、さらに別の職員が点検（ダブルチェック）を行う。

(3) 条例、改正された法律等

に改正された法律のファイル及び主な条例のファイルが収納されている。六法に掲載されていない法律や条例に関しては、本ファイルを参照されたい。特に大きな法改正に関しては、別にその法改正だけをつづったファイルを備え付けてある。



(4) 請求先の記載（3 p）

請求先を記入してこなかったときは、請求者自らに窓口で補正等をさせる。その際、(1)のとおり請求先（地裁か簡裁か）に誤りがないか注意する。

(5) 受付日付の表示（4 p）

令状請求に関しては、**A印**を使用する。請求書の原本及び謄本に**A印**を押し、取扱者の**認印**を押す。

緊急逮捕状の請求（逮捕状請求書（乙））は、受付印に受付時刻を記載する。その他の一般令状請求は、受付時刻の記載は不要

(6) 令状請求事件簿への登載（4 p）

ア 令状請求事件簿は、簡裁用と地裁用が備え付けてある。

イ 緊急逮捕状の請求は、備考欄に受付時刻及び令状発付時刻を記載

(7) 事件符号（4 p）

受け付ける裁判所と事件の種類によって異なるので注意

ア 簡裁

(ア) 検察官、一般司法警察職員、少年法6条の5による警察官（触法事件）
「る」

(イ) 特別司法警察職員 「るA」

(ウ) 保護許可状請求（警察官職務執行法3条）、臨検・捜索・押収許可状請

求（出入国管理及び難民認定法 31 条），臨検・捜索許可状請求（児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3） 「行イ」

イ 地裁

㍿ 検察官及び一般司法警察員，少年法第 6 条の 5 による警察官（触法事件）
「む」

㍿ 特別司法警察職員 「む A」

㍿ 臨検・捜索・押収許可状請求（出入国管理及び難民認定法 31 条），臨検・捜索許可状請求（児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3） 「行ク」

ウ 事件番号

令状請求事件簿に記載されている事件番号の冒頭に「0」が付いているときはそのまま「0」を記載（例「0123」）

(8) 令状の作成，点検（5 p）

ア まず請求書の点検を行い，その後，令状草稿の作成，点検を行う。

イ 令状処理にあたっては，別紙 4「令状作成における注意事項」を参照されたい。

(9) 令状の発付（12 p）

ア 裁判官の決裁後は，必ず 2 人で順次，令状点検票の各項目にチェックを入れながら，①不動文字以外の記載（被疑者名，罪名，裁判所名，発付年月日，条件欄等），②裁判官の押印，契印・訂正印の有無等を確認する。

イ 裁判官の契印

㍿ 請求書原本に請求者の契印がある場合 令状と請求書原本の初ページとの間に契印

㍿ 請求書原本に請求者の契印がない場合 令状を含む全ページに契印

ウ 令状を請求者に交付するとき

㍿ 発付時には，記載した全文を読み上げ（逮捕状の場合は，被疑事実も），

この確認・読み上げ作業を丁寧に行うことで，令状過誤の多くは防止できる！

㍿ 令状請求事件簿に請求者の受領印を受ける。緊急逮捕の場合は，備考欄に発付時刻を記載

(10) 請求の撤回，却下（13 p）

ア 撤回

㍿ 書記官は，請求書の原本・謄本の余白に
「撤回
裁判所書記官」

と記載し、書記官が認印

(イ) 令状請求事件簿の結果欄に「撤回」と記載

(ウ) 請求者に請求書原本と一件記録を返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

(エ) 請求書謄本は裁判所で保管

イ 却下

(ア) 請求書の原本・謄本の余白に、

「本件請求を却下する。

理由

平成__年__月__日

東京__裁判所

裁判官 __ __ __ __」

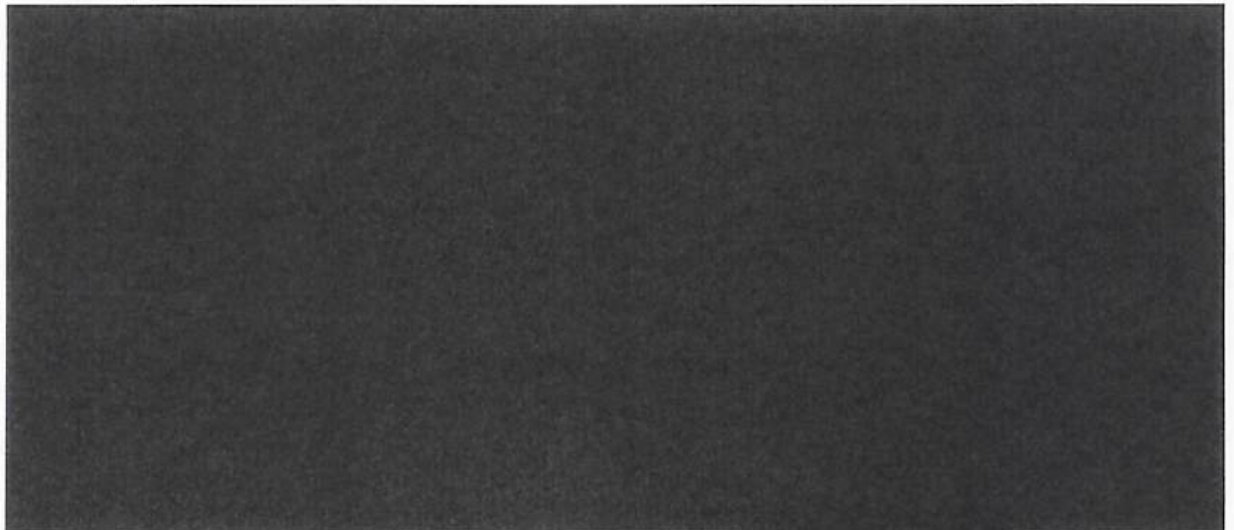
のゴム印を押し、裁判官の記名印を押した上で、却下理由（裁判官に聞く。）を記載して、請求書原本に裁判官が押印

(イ) 令状請求事件簿の結果欄に「却下」と記載

(ウ) 請求者に請求書原本と一件記録を返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

(エ) 請求書謄本は裁判所で保管

8 宿直終了間際の令状請求の処理



- (2) (翌日が休日の場合)宿直の執務時間終了時刻 _____ まで令状の処理が終わらなかったときは、令状事務責任者又は一般令状担当書記官（カウンター側に着席している者）に令状点検票を渡し、進捗状況を伝えて、そのまま引き継ぐ。

9【重要】令状事務処理システム

には、令状事務処理システムがインストールされている。
にあたり利用されたい。

- (1) 令状事務処理システムが利用できるパソコン

(2)

(3)

- (4) 具体的な利用に関するマニュアルは、

があるので、参照されたい。

また、練習用プログラムも用意してあるので、自身のパソコンにダウンロードして事前に利用してもらいたい。

- (5) 注意事項

日直における勾留処理に支障が生じる。)

10 に収納されている帳簿に登載する事項について

(注意) これは、休日等、すべての帳簿を備え付けた場合であって、平日夜間にはすべての帳簿が備え付けられているものではない。

- (1)

事件関係送付簿 A (東簡用)

- ☐ 起訴状、訴因等変更請求書、起訴状通付票のコピー (「起訴状〇通」と記載)
- ☐ 保釈請求書 (東簡宛のもの)
- ☐ そのほか東簡係属の刑事事件に関して弁護士等から提出された書類全般

- (2)

ア 事件関係送付簿 A (刑事 14 部用)

- ☐ 勾留等通付票コピー (「備考」欄に「1 通は編てつ済み」と記載すること)
- ☐ 私選弁護士選任申出通知 (送信書、受領書とも)

イ

☐ 被疑者国選記録（警察署等からFAX送信されてきたもの）

ウ

☐ 不在・不受任通知書（弁護士会からFAX送信されてきたもの）

(3)

ア

事件係事件関係送付簿

☐ 起訴状，訴因等変更請求書，起訴状通付票のコピー（「起訴状〇通」と記載）

☐ そのほか地裁係属の刑事事件に関して弁護士等から提出された書類全般

イ

刑事雑事件簿

☐ 準抗告申立書

☐ 保釈請求書

☐ 勾留取消請求書

1.1 当直日誌の記載方法（刑事関係部分のみ）

(1) 表面

ア 「特記事項」欄

特に記載すべき事項がある場合に記載すること（例えば，令状事務に関しては，裏面上部に記載欄のない保釈請求，勾留取消請求等）

イ 「受付文書」欄

裏面上部に記載又は件数を計上する書類及び上記アに記載した書類については，「刑事事件関係文書」欄への記載を要しない。

(2) 裏面上部

ア 「公判請求等」欄

(ア) 起訴状 地裁宛て（地検），東簡宛て（区検）別に件数を記載

(イ) 訴因変更等の申立 地裁宛て（地検），東簡宛て（区検）別に件数を記載

(ウ)

イ 「勾留請求等」欄

(ア) 「明日同行」欄 地検，区検別に件数を（ ）内に要通訳事件数を，
【 】内に被疑者国選弁護対象事件数を記載

- (イ) 「勾留期間延長」欄 地検，区検別に件数を記載
- (ウ) 「接見禁止等請求」欄 地検，区検別に件数を記載

ウ 「令状請求」欄

- (ア) 「令状請求書謄本」欄 地裁，東簡別に件数を記載（逮捕状とその他に分類されているので注意）
- (イ) 「その他」欄 返還令状，準抗告の申立，勾留執行停止の申立，国選弁護人選任請求，私選弁護人選任申出を記載（「国選弁護人の選任」数欄は通常空欄）

エ 「宿直裁判官令状処理件数」欄

- (ア) 請求時刻，発付時刻は24時間制で記入のこと
- (イ) 令状種別は，例えば，逮捕状は単に「甲」（通常逮捕状），「乙」（緊急逮捕状），搜索差押許可状は「捜差」の記載で可
- (ウ) 被疑罪名欄に被疑者名を記載しないこと。また，罪名は，簡略化して可

（簡略化した主な例）

- ・ 公衆に著しく迷惑をかける暴力行為等の防止に関する条例違反→迷惑防止条例
（ただし，神奈川県，埼玉県，千葉県等他県の条例違反の場合は，「迷惑防止条例（神奈川県）」と記載）
- ・ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反→麻薬特例法
- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反→組織犯罪処罰法
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反→風営法
- ・ 出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律違反→出資法
- ・ 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反→児童買春

- (エ) 「件数」は，同時に同じ令状を複数請求した場合にはその請求件数を記載する。例えば，一つの窃盗被疑事件について，通常逮捕状請求書1通，搜索差押許可状請求書3通の請求があったときは，件数欄には「甲」が1，「捜差」が3と記載すればよい。

12 宿直明けの最終確認事項

宿直明け（午前８時３０分）までに以下の点を確認されたい。

- 帳簿への登載が済んでいるか再度確認すること
- 当直日誌の登載，記載漏れがないか再度確認すること
- パソコン，プリンタのシャットダウン又はログオフ

- （翌日が休日の場合）当直引継書（別紙５）に記載し，令状事務責任者に引き継ぐ書類を確認してもらいながら引き継ぐこと

１３ その他

(1)

(2) ファクシミリの受信

被疑者国選関係書類又は不在・不受任通知書以外の書類をファクシミリで受信したときは，翌日が平日の場合は，刑事１４部の事件関係送付簿Ａに記載して引継ぎ，翌日が休日の場合は，別紙５「当直引継書」の「その他」欄に記載して，翌日の令状事務責任者に引き継ぐ。

(3) 東京地検への送付

保釈請求や勾留取消請求があった場合の求意見書等は，東京地検令状課等に書類を送付する。

東京地検令状課は，地検庁舎（別紙６「東京地方検察庁の案内図」参照）の にある。令状課の詳しい場所は，地検出入口に立哨している守衛に直接尋ねられたい。

休日は，令状課ではなく，東京地検地下日直室の場合もある。地下日直事務室は，検察庁庁舎の にある（別紙６参照）。

当直について

◆受付日付印(刑事関係＝令状事務室の受付日付印)

B印: 勾留請求書, 接見等禁止請求書

A印: その他の書類(起訴状等)



A印



B印

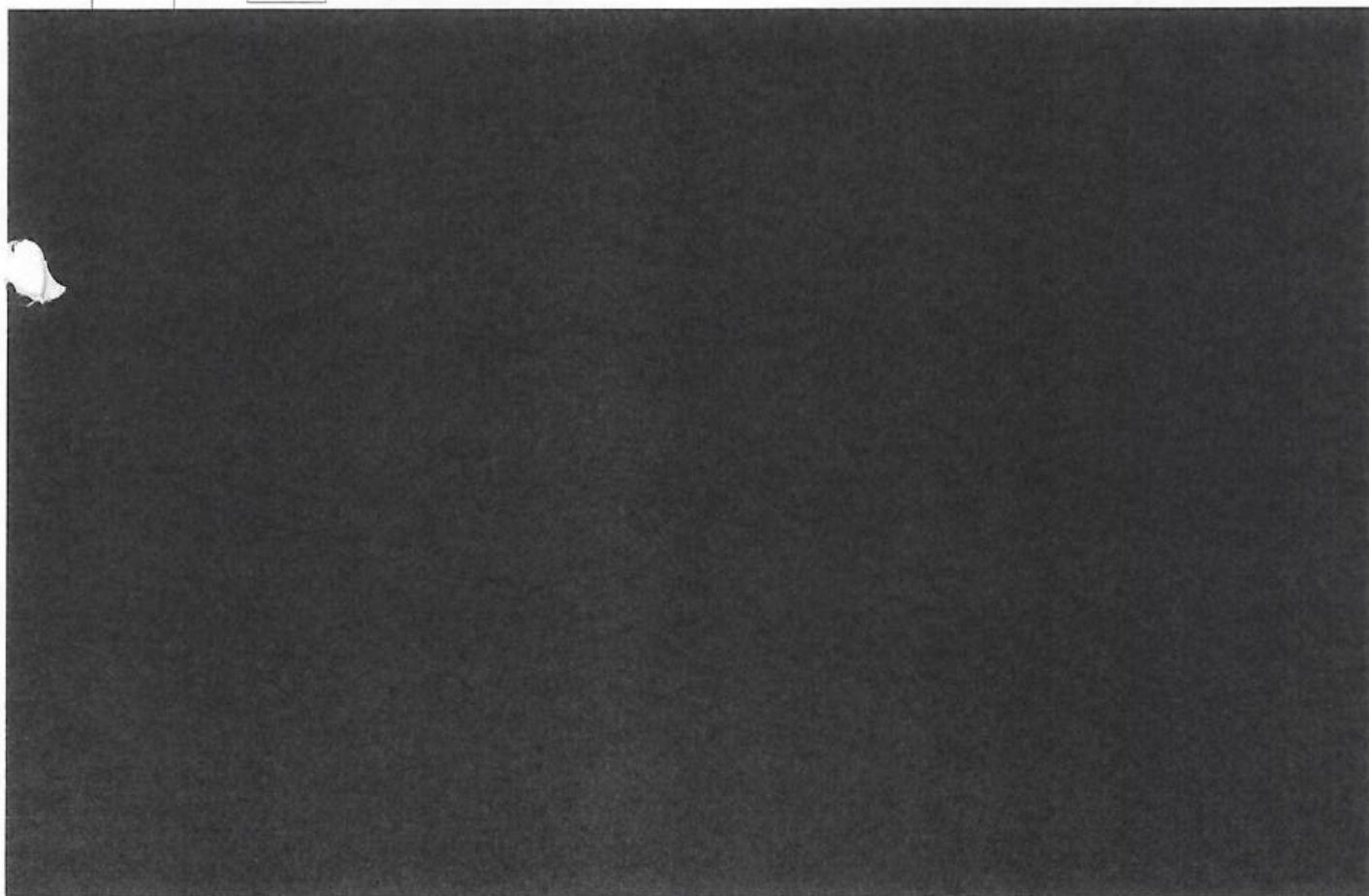
◆令状事務室及びその周辺施設



トイレ

EV

トイレ



被疑者国選（宿直用）マニュアル 簡略版

（注）執務開始直後に、FAX（受信用）が送受信可能かを確認する。

→ 不通のときは刑事14部に電話（内線）

国選弁護人選任請求書を受信した場合

〔FAXの受信～受領書の返信〕

※ 刑事施設はファクシミリ送信する際、裁判所に対し、あらかじめ電話連絡をするルールである。

① ファクシミリ送信書の確認→不備があれば電話で確認（場合によっては再送）

- (1) 被疑者名の請求書との照合（外国人や自称等、請求書と必ずしも表記が一致しない場合がある。）
- (2) 被疑者氏名のフリガナ
- (3) 送信された書類が途中で切れていないか確認
- (4) 請求書下部点線以下の記載の確認（種類、枚数等）

② ファクシミリ送信書下部の「受領書」欄に受付日付印（A印）と取扱者の認印を押す。

③ ファクシミリで受領書を刑事施設に返信（FAX番号は登録済み）

〔書類の受付〕

④ 国選弁護人選任請求書・資力申告書の余白に受付日付印（A印）と取扱者の認印を押す。

平成18年11月10日
ファクシミリ送信書

東京地方裁判所令状部 御中

監視庁丸の内警察署留置担当

電話 03-△△△△-△△△△
FAX 03-△△△△-△△△△

当署に収容中の被疑者 夙川直也 について下記文書を送付します。

記

1	国選弁護人選任請求・資力申告書	1通
2	不在・不受任通知書	1通
3	勾留状の写し（勾留請求済証明書）	1通
4	同意確認に関する書面	1通

【総丁数 4丁（本送信書を含む）】

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いいたします。

平成 年 月 日

受領書

監視庁丸の内警察署留置担当 殿

東京地方裁判所刑事第14部
裁判所書記官

電話 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

上記文書を受領しました。

刑事 18.11.10 総印

国選弁護人選任請求書・資力申告書

東京地方裁判所裁判官 殿

※ 該当する箇所の口印にシ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

（注意） 3に記載した合計額の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 住居侵入

2 理由
※ (2)ア又はイの口印にシ点を付けた場合で、東京にある弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため
□ (2) 平成 年 月 日、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかったため
□ ア 東京にある弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
□ イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みを拒まれた。
□ ウ いまだ東京にある弁護士会から連絡がない。
□ (3) その他の理由（具体的に書いてください。）

3 資力申告
私の次の資産の合計額（資力という。）と内訳は、記載しません。

（注意） 裁判官の判断を助ける目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	現金	約	円
金融機関に貯蓄する預貯金	有	有	約	円
社内預金等	有	有	約	円
金融機関の自己完小切手	有	有	約	円
郵便為替	有	有	約	円
合計			約	10 円

※ 金融機関に対する預貯金は、現金のほか、郵便金又は郵便振替口座、農業協同組合、信用金庫、労働組合連合会、水産加工業協同組合等しくは農業加工業協同組合連合会に対する貯金、……で

※ 社内預金等とは、信用金庫（貯蓄の場合に貯蓄貯蓄）に……する貯蓄金又は公積金、公務員共済組合、公務員共済組合連合会しくは日本私立学校連合、児童福祉会に対する貯蓄のことです。

平成18年11月9日

氏名 夙川直也 印

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

1 添付書類 □ 勾留状 □ 告知書等の写し □ 不在・不受任通知書

2 勾留・収容場所 監視庁丸の内警察署 収容室 ()

3 国選 言語 ()

4 他事件での国選弁護人選任の有無 □ 有 (弁護人名)

5 逮捕年月日 平成18年11月9日 勾留状発付の □ 有 無

〔記録の編成〕

⑤ 記録表紙を作成。被疑者名とフリガナを記載

⑥ 編てつ。順序は次のとおり

- (1) 国選弁護人選任請求書・資力申告書
- (2) (事前請求) 勾留請求済証明書
(事後請求) 勾留状の写し
- (3) 不在・不受任通知書等の添付書類
- (4) ファクシミリ送信書 (兼受領書)
- (5) 表紙とつづりひもでとじる。

〔記録の引継〕

- ⑦ [] に入れる。
- ⑧ (翌日が休日の場合)「当直引継書」に件数を記入する。
- ⑨ 当直日誌に件数を記載する。
- ⑩ 翌日の担当者(14部又は令状事務担当者)に引き継ぐ。

【不在・不受任通知書を受信した場合】

※ 弁護士会から、不在・不受任通知書がファクシミリ送信されてきたときは、以下のとおり処理する。

- ① 受信した書類を確認
(【A】は裁判所での申し出(1枚), 【B】は
刑事施設での申し出(2枚))
- ② 【A】又は【B】の通知書右下余白に受付日付
印(A印)を押す。
- ③ に収納し、翌日の担
当者(14部又は令状事務担当者)に引き継ぐ。

配製号

国選非議人選任請求に関する記録

A B

Month	Number of visitors (千名)
April	~1.5
May	~1.5
June	~2.5
July	~3.5
August	~4.5
September	~3.5

【銀判官印】

底ちに指名通知依頼

不講求，假面

＜自直時は裁判官が記入＞

☐ 女性 ☐ 少年 ☐ 犯罪 (類)
☐ 犯罪①—ア 映画 (被害者の行為により被害者を含む以上死亡させた事件)
☐ ③—⑧ 事件の類型を記入 _____ (例) ③ 旅行事件、④ 旅行旅行同乗者
☐ 裁判員裁判対象事件
☐ 被害者の弁護士 (被害・援助) _____ (事件・一件・二件)
☐ 加害者と関るときの加害被害者 _____ 等
☐
☐

【読者の種類と必要書類】

種 別	□事前請求	□届出請求	□事後請求	□取替請求 (当番)	□取替請求 (強迫)	□職務上 (停業期間)
提出先	振替局	振替局	振替局	当番弁護士	振替局・人	振替局・人
FAX	可	可	可	不可	不可	可
必要書類	□請求書 □請求書添付 申請書 □振替局依頼 書 □請求料納金 領収書以上の 合計	□請求書添付 カルテ 申請書 □振替局依頼 書 □請求料納金 領収書以上の 合計	□請求書 □請求書添付 カルテ 申請書 □振替局依頼 書 □請求料納金 領収書以上の 合計	□請求書 申請書 □取替書 □請求料納金 領収書以上の 合計	□請求書 申請書 □取替書 □請求料納金 領収書以上の 合計	□請求書 申請書 □請求料納金 領収書以上の 合計

【 A 】

[illegible]

【 B 】

[illegible]

2. 例題 2 (一) 實數範圍內
 例題 2 (二) 實數範圍內，求下列各式之值：
 1. $\sqrt{16}$ 2. $\sqrt{9}$ 3. $\sqrt{4}$ 4. $\sqrt{1}$ 5. $\sqrt{0}$ 6. $\sqrt{1}$ 7. $\sqrt{4}$ 8. $\sqrt{9}$ 9. $\sqrt{16}$ 10. $\sqrt{25}$ 11. $\sqrt{36}$ 12. $\sqrt{49}$ 13. $\sqrt{64}$ 14. $\sqrt{81}$ 15. $\sqrt{100}$ 16. $\sqrt{121}$ 17. $\sqrt{144}$ 18. $\sqrt{169}$ 19. $\sqrt{196}$ 20. $\sqrt{225}$ 21. $\sqrt{256}$ 22. $\sqrt{289}$ 23. $\sqrt{324}$ 24. $\sqrt{361}$ 25. $\sqrt{400}$ 26. $\sqrt{441}$ 27. $\sqrt{484}$ 28. $\sqrt{529}$ 29. $\sqrt{576}$ 30. $\sqrt{625}$ 31. $\sqrt{676}$ 32. $\sqrt{729}$ 33. $\sqrt{784}$ 34. $\sqrt{841}$ 35. $\sqrt{900}$ 36. $\sqrt{961}$ 37. $\sqrt{1024}$ 38. $\sqrt{1089}$ 39. $\sqrt{1156}$ 40. $\sqrt{1225}$ 41. $\sqrt{1296}$ 42. $\sqrt{1369}$ 43. $\sqrt{1444}$ 44. $\sqrt{1521}$ 45. $\sqrt{1600}$ 46. $\sqrt{1681}$ 47. $\sqrt{1764}$ 48. $\sqrt{1849}$ 49. $\sqrt{1936}$ 50. $\sqrt{2025}$ 51. $\sqrt{2116}$ 52. $\sqrt{2209}$ 53. $\sqrt{2304}$ 54. $\sqrt{2401}$ 55. $\sqrt{2500}$ 56. $\sqrt{2601}$ 57. $\sqrt{2704}$ 58. $\sqrt{2809}$ 59. $\sqrt{2916}$ 60. $\sqrt{3025}$ 61. $\sqrt{3136}$ 62. $\sqrt{3249}$ 63. $\sqrt{3364}$ 64. $\sqrt{3481}$ 65. $\sqrt{3600}$ 66. $\sqrt{3721}$ 67. $\sqrt{3844}$ 68. $\sqrt{3969}$ 69. $\sqrt{4096}$ 70. $\sqrt{4225}$ 71. $\sqrt{4356}$ 72. $\sqrt{4489}$ 73. $\sqrt{4624}$ 74. $\sqrt{4761}$ 75. $\sqrt{4900}$ 76. $\sqrt{5041}$ 77. $\sqrt{5184}$ 78. $\sqrt{5329}$ 79. $\sqrt{5476}$ 80. $\sqrt{5625}$ 81. $\sqrt{5776}$ 82. $\sqrt{5929}$ 83. $\sqrt{6084}$ 84. $\sqrt{6241}$ 85. $\sqrt{6400}$ 86. $\sqrt{6561}$ 87. $\sqrt{6724}$ 88. $\sqrt{6889}$ 89. $\sqrt{7056}$ 90. $\sqrt{7225}$ 91. $\sqrt{7396}$ 92. $\sqrt{7569}$ 93. $\sqrt{7744}$ 94. $\sqrt{7921}$ 95. $\sqrt{8100}$ 96. $\sqrt{8281}$ 97. $\sqrt{8464}$ 98. $\sqrt{8649}$ 99. $\sqrt{8836}$ 100. $\sqrt{9025}$ 101. $\sqrt{9216}$ 102. $\sqrt{9409}$ 103. $\sqrt{9604}$ 104. $\sqrt{9801}$ 105. $\sqrt{10000}$ 106. $\sqrt{10201}$ 107. $\sqrt{10404}$ 108. $\sqrt{10609}$ 109. $\sqrt{10816}$ 110. $\sqrt{11025}$ 111. $\sqrt{11236}$ 112. $\sqrt{11449}$ 113. $\sqrt{11664}$ 114. $\sqrt{11881}$ 115. $\sqrt{12096}$ 116. $\sqrt{12309}$ 117. $\sqrt{12524}$ 118. $\sqrt{12741}$ 119. $\sqrt{12960}$ 120. $\sqrt{13177}$ 121. $\sqrt{13396}$ 122. $\sqrt{13617}$ 123. $\sqrt{13840}$ 124. $\sqrt{14065}$ 125. $\sqrt{14292}$ 126. $\sqrt{14521}$ 127. $\sqrt{14752}$ 128. $\sqrt{14985}$ 129. $\sqrt{15220}$ 130. $\sqrt{15457}$ 131. $\sqrt{15696}$ 132. $\sqrt{15937}$ 133. $\sqrt{16180}$ 134. $\sqrt{16425}$ 135. $\sqrt{16672}$ 136. $\sqrt{16921}$ 137. $\sqrt{17172}$ 138. $\sqrt{17425}$ 139. $\sqrt{17680}$ 140. $\sqrt{17937}$ 141. $\sqrt{18196}$ 142. $\sqrt{18457}$ 143. $\sqrt{18720}$ 144. $\sqrt{18985}$ 145. $\sqrt{19252}$ 146. $\sqrt{19521}$ 147. $\sqrt{19792}$ 148. $\sqrt{20065}$ 149. $\sqrt{20340}$ 150. $\sqrt{20617}$ 151. $\sqrt{20896}$ 152. $\sqrt{21177}$ 153. $\sqrt{21460}$ 154. $\sqrt{21745}$ 155. $\sqrt{22032}$ 156. $\sqrt{22321}$ 157. $\sqrt{22612}$ 158. $\sqrt{22905}$ 159. $\sqrt{23200}$ 160. $\sqrt{23497}$ 161. $\sqrt{23796}$ 162. $\sqrt{24097}$ 163. $\sqrt{24400}$ 164. $\sqrt{24705}$ 165. $\sqrt{25012}$ 166. $\sqrt{25321}$ 167. $\sqrt{25632}$ 168. $\sqrt{25945}$ 169. $\sqrt{26260}$ 170. $\sqrt{26577}$ 171. $\sqrt{26896}$ 172. $\sqrt{27217}$ 173. $\sqrt{27540}$ 174. $\sqrt{27865}$ 175. $\sqrt{28192}$ 176. $\sqrt{28521}$ 177. $\sqrt{28852}$ 178. $\sqrt{29185}$ 179. $\sqrt{29520}$ 180. $\sqrt{29857}$ 181. $\sqrt{30196}$ 182. $\sqrt{30537}$ 183. $\sqrt{30880}$ 184. $\sqrt{31225}$ 185. $\sqrt{31572}$ 186. $\sqrt{31921}$ 187. $\sqrt{32272}$ 188. $\sqrt{32625}$ 189. $\sqrt{32980}$ 190. $\sqrt{33337}$ 191. $\sqrt{33696}$ 192. $\sqrt{34057}$ 193. $\sqrt{34420}$ 194. $\sqrt{34785}$ 195. $\sqrt{35152}$ 196. $\sqrt{35521}$ 197. $\sqrt{35892}$ 198. $\sqrt{36265}$ 199. $\sqrt{36640}$ 200. $\sqrt{37017}$ 201. $\sqrt{37396}$ 202. $\sqrt{37777}$ 203. $\sqrt{38160}$ 204. $\sqrt{38545}$ 205. $\sqrt{38932}$ 206. $\sqrt{39321}$ 207. $\sqrt{39712}$ 208. $\sqrt{40105}$ 209. $\sqrt{40500}$ 210. $\sqrt{40897}$ 211. $\sqrt{41296}$ 212. $\sqrt{41697}$ 213. $\sqrt{42100}$ 214. $\sqrt{42505}$ 215. $\sqrt{42912}$ 216. $\sqrt{43321}$ 217. $\sqrt{43732}$ 218. $\sqrt{44145}$ 219. $\sqrt{44560}$ 220. $\sqrt{44977}$ 221. $\sqrt{45396}$ 222. $\sqrt{45817}$ 223. $\sqrt{46240}$ 224. $\sqrt{46665}$ 225. $\sqrt{47092}$ 226. $\sqrt{47521}$ 227. $\sqrt{47952}$ 228. $\sqrt{48385}$ 229. $\sqrt{48820}$ 230. $\sqrt{49257}$ 231. $\sqrt{49696}$ 232. $\sqrt{50137}$ 233. $\sqrt{50580}$ 234. $\sqrt{51025}$ 235. $\sqrt{51472}$ 236. $\sqrt{51921}$ 237. $\sqrt{52372}$ 238. $\sqrt{52825}$ 239. $\sqrt{53280}$ 240. $\sqrt{53737}$

事件番号 ()

令 状 点 検 票

【レ】 (氏名:) 【○】 (氏名:)

【△】 (氏名:)

☐ 通逮 ☐ 緊逮 ☐ 捜差 ☐ 検証 ☐ 鑑処 ☐ 身体 ☐	
請求書の点検 (共通事項)	
☐ ☐ ☐ 請求先庁 (請求書宛先と受理庁の同一の確認)	☐ ☐ ☐ 請求日
☐ ☐ ☐ 請求者の官公職氏名 (記名), 押印, 庁印	☐ ☐ ☐ 請求書の種類の確認
☐ ☐ ☐ 訂正印	☐ ☐ ☐ 被疑者の記載 (氏名, 年齢, 職業, 住居の記載)
☐ ☐ ☐ 請求令状の確認	☐ ☐ ☐ 被疑罪名の記載 (被疑罪名と被疑事実の同一性の確認)
☐ ☐ ☐ 被疑事実 (犯罪事実) の要旨の閲読	☐ ☐ ☐ 被疑事実中, 犯行日 (特に年度) の確認
☐ ☐ ☐ 被疑事実中, 犯行日 (特に年度) の確認	☐ ☐ ☐ 謄本の添付 (原本との同一性確認)
◆ 逮捕状請求書 (甲)	
☐ ☐ ☐ 請求者 (法199Ⅱ)	☐ ☐ ☐ 引致すべき場所
☐ ☐ ☐ 数通請求の有無・事由	☐ ☐ ☐ 「相当な理由」の記載
☐ ☐ ☐ 「必要とする事由」の記載	☐ ☐ ☐ 以前の逮捕状請求書等の記載
☐ ☐ ☐ 軽微事件の場合の要件の記載 (法199条Ⅰ但)	☐ ☐ ☐ 軽微事件の場合の要件の記載 (法199条Ⅰ但)
☐ ☐ ☐ 公訴時効の確認 (特に更新時)	
◆ 逮捕状請求書 (乙)	
☐ ☐ ☐ 受付時刻記載の確認	☐ ☐ ☐ 逮捕時刻と請求時刻の差 (時間)
☐ ☐ ☐ 被疑事実の法定刑が死刑・無期・長期3年以上	☐ ☐ ☐ 逮捕年月日時及び場所の記載
☐ ☐ ☐ 逮捕者の官公職氏名の記載	☐ ☐ ☐ 引致の年月日時及び場所の記載
☐ ☐ ☐ 「充分な理由」の記載	☐ ☐ ☐ 逮捕者の官公職氏名の記載
☐ ☐ ☐ 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由の記載	☐ ☐ ☐ 「充分な理由」の記載
☐ ☐ ☐ 「必要とする事由」の記載	
◆ 搜索・差押・検証許可状請求書	
☐ ☐ ☐ 差し押さえるべき物の記載	☐ ☐ ☐ 搜索, 検証すべき場所等の記載
☐ ☐ ☐ 日出前, 日没後の執行請求の有無	☐ ☐ ☐ 請求書の通数確認 (通)
☐ ☐ ☐ 別紙引用の場合の別紙の添付	
◆ 鑑定処分許可状請求書	
☐ ☐ ☐ 鑑定人が立ち入るべき住居等の記載	☐ ☐ ☐ 鑑定人の職業及び氏名の記載
☐ ☐ ☐ 鑑定嘱託年月日, 嘱託事項	
◆ 身体検査令状請求書	
☐ ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)	☐ ☐ ☐ 必要とする理由
☐ ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)	☐ ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)
☐ ☐ ☐ 必要とする理由	☐ ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)
☐ ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)	☐ ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)
作成令状の点検	
☐ ☐ ☐ 令状名	☐ ☐ ☐ 被疑者氏名の記載 (生年月日)
☐ ☐ ☐ 罪名 (令状請求書・被疑事実との照合)	☐ ☐ ☐ 請求者の官公職氏名 (逮捕状以外)
☐ ☐ ☐ 発付年月日	☐ ☐ ☐ 有効期間
☐ ☐ ☐ 夜間執行の許可	☐ ☐ ☐ 別紙引用の場合の別紙の添付 (搜索・差押等)
令状交付時の点検	
☐ ☐ ☐ 裁判官の所属庁 (庁印押捺は廃止)	☐ ☐ ☐ 裁判官の記名・押印 (夜間執行含む)
☐ ☐ ☐ 契印・訂正印の確認	☐ ☐ ☐ 条件の確認 (医師をして医学的に相当と認められる方法, 成年女子の立会, 採血量の上限など)

* 令状交付時は複数の者が点検する。

* 同一の被疑事件について複数の令状が請求された場合には, まとめて1枚の令状点検票を作成することで足りる。

令状作成における注意事項

1 請求書に関する注意事項

【注意事項】

請求書を引用した令状については、請求書の記載内容も令状の一部であり、請求書に誤記等があると、令状自体が不備である可能性もあり、その内容によっては不当な身柄拘束となる可能性もある。請求書を引用するときは、その記載内容にも十分注意を払うこと。

(1) 被疑者の人定事項

- ☐ 記録（戸籍，住民票，保険証，パスポート等）と照合すること
- ☐ 「自称・氏名不詳」の場合は「（別添写真の男（女））」と記載のうえ，写真添付要

(2) 罪名

- ☐ 被疑事実の要旨と一致しているか確認すること
- ☐ 「幫助」，「教唆」の記載漏れに注意

(3) 被疑（犯罪）事実の要旨

- ☐ 年月日時，場所の誤記に注意
- ☐ 構成要件が正確か＝記録との照合を要する。
 - ☐ 被害者，共犯者の氏名
 - ☐ 被害金額
 - ☐ 犯行場所
 - ☐ 侵入罪の場合，侵入目的の記載漏れに注意
- ☐ 別紙，別表を添付する場合，その別紙，別表の添付漏れ，引用の誤りに注意

(4) その他

- ☐ 請求者の押印漏れに注意
- ☐ 「同一の犯罪事実又は現に捜査中の他の犯罪事実」の記載漏れ，誤記→記録内の前歴調書，逮捕状写し等を確認（付せん等がない場合は，請求者に直接尋ねる方法でも可）

2 令状に関する注意事項

- ☐ 発付年月日，有効期間の誤記
特に請求書の受付時から発付が日付をまたぐ場合，受付日と発付日が異なり，さらに有効期間にも注意
- ☐ 庁（地裁，簡裁）の間違いに注意

- 逮捕状は、請求書原本を令状の別紙として引用する形式で作成する。その他の令状についても、原則として請求書原本を別紙として引用する形式で作成する。
- 同じ犯罪で、種類の異なる複数の令状請求（例えば逮捕状と搜索差押許可状の請求）があったとき、被疑事実・犯罪事実記載の人物の記載方法が異なるので、特に注意を要する。

（例）被疑者A、同Bの共謀による傷害被疑事件における事例

被疑者Aの逮捕状請求書（甲）の被疑事実

「被疑者は、Bと共謀のうえ、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ、東京都・・・〇号先路上において、△△に対し、被疑者が手拳で△△の顔面を多数回殴打し、Bが右足で△△の左足を数回蹴るなどの暴行を加え、よって・・・。」

《誤りの例1》被疑者Aの逮捕状請求書（甲）の被疑事実

「被疑者A及び同Bは、共謀のうえ、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ、東京都・・・〇号先路上において、△△に対し、被疑者Aが手拳で△△の顔面を多数回殴打し、同Bが右足で△△の左足を数回蹴るなどの暴行を加え、よって・・・。」

→これは、被疑者Aに対する逮捕状請求書だから、被疑者Bは「被疑者」ではない。よって、「被疑者A及び同Bは、共謀のうえ」とあるのは、「被疑者は、Bと共謀のうえ」とするのが正しい。また、「被疑者Aが」とあるのは、「被疑者が」が、「同Bが」とあるのは「Bが」とするのが正しい。

《誤りの例2》被疑者A、同Bに対する搜索差押許可状請求書の犯罪事実

「被疑者Aと同Bは、共謀のうえ、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ、東京都・・・〇号先路上において、△△に対し、被疑者が手拳で△△の顔面を多数回殴打し、Bが右足で△△の左足を数回蹴るなどの暴行を加え、よって・・・。」

→これは、逮捕状請求書の被疑事実と搜索差押許可状請求書の犯罪事実をいわゆる「使い回し」したことにより誤った事例。この場合は、「被疑者が」とあるのは「被疑者Aが」、「Bが」とあるのは「同B（又は被疑者B）」とするのが正しい。

- 法改正に関しては、例えば、平成26年11月25日施行の改正薬事法の場合、同日前の犯行に関しては、令状請求書には「平成25年法律第84号による改正前の薬事法違反（同法第84条第20号、第76条の4）」と記載さ

れるが、同日以降の犯行に関しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（同法第84条第26号、第76条の4）」と記載される。最新の法改正に関しては、令状事務室備え付けのマニュアル等を参照のこと

3 各種令状における留意事項

(1) 通常逮捕状

- ☐ 14歳未満の少年には発付できない（少年法31）。
- ☐ 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については2万円）以下の罰金、拘留、科料に当たる罪については住居不定又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない要件が必要（刑訴法1991ただし書）
- ☐ 「被疑者の逮捕を必要とする事由」の誤記、記載漏れ
- ☐ 「引致すべき官公署又はその他の場所」の誤記、記載漏れ

(2) 緊急逮捕状

- ☐ 「逮捕の年月日時及び場所」、「引致の年月日時及び場所」の誤記、記載漏れ（非常に多いので特に注意を要する。）
- ☐ 「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」（刑訴法2101）の要件を満たすか六法で確認（暴行（刑法208）について誤って緊急逮捕する例が多い。）

(3) 搜索差押許可状

- ☐ 通常は、請求書原本を別紙として引用する。
- ☐ 請求書原本を引用しない場合、覚せい剤取締法違反等の特別法については、被疑事件名の下に罰条をすべて記載する（例「覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第1項）」。
- ☐ 請求書に夜間執行の許可を求める記載があり、裁判官がこれを許可するときは、令状の下部余白部分に「この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」と記載し、裁判官の認印を受ける。

(4) 強制採尿

- ☐ 強制採尿専用の搜索差押許可状用紙を使用すること
- ☐ 採尿場所が決まっている場合と決まっていない場合で用紙の記載が異なる。
- ☐ 夜間執行の許可は不要

(5) 鑑定処分許可状（強制採血を除く。）

☐ 令状に必要事項を直接記載（請求書原本又は別紙を引用しない。）

☐ 鑑定人の年齢が不明の場合には記載不要

(6) 強制採血

身体検査令状と鑑定処分許可状を併せて発付する必要がある。それぞれ強制採血専用の令状用紙を使用する。

(7) 保護許可状

保護許可状（警察官職務執行法 3 条）は、簡裁の専属管轄なので、割当表に△印が付いた裁判官は処理することができない。

この場合には、地裁の刑事訟廷管理官等に連絡を取り、指示を受ける。

(8) 傍受令状

傍受令状は、地裁の専属管轄なので、宿直裁判官が簡裁裁判官の場合には令状を発付できない。多くは事前連絡により準備しているが、もし事前連絡がなかったときは、速やかに刑事訟廷管理官等に連絡を取ること

(9) 記録命令付差押許可状，リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（搜索差押）許可状

いずれも専用の用紙を使用する。マニュアルは別途令状事務室に備え付けてある。

当直引継書(宿直員(当直主任者)→令状事務責任者用) 月 日()

【宿直員(当直主任者)へ・・・必ずお読みください】

- 1 この書面は、翌日が休日の場合に、宿直員(当直主任者)から令状事務責任者への引継ぎに使用してください。
- 2 引継ぎの際は、提出された書面等を令状事務責任者に確認してもらいながら引き継いでください。
- 3 昼間の令状事務責任者からの引継ぎは、翌日の令状事務責任者にそのまま引き継いでください。この引継書に転記・合算する必要はありません。

【令状事務責任者へ】

(注)本書面は、令状事務室備付けの「引継書綴り」に編てつしてください。

1 引継書面

- ☐ 勾留等請求逋付票(コピー)
- ☐ 準抗告申立あり 件 (当直日誌裏面右上の「準抗告申立」欄にも記入すること)
 特記事項：準抗告申立に関する引継事項はここに記入すること。ただし、弁護人からの申し送り事項は、申立書に付せんを貼ることで足りる。
☐ 検察庁への通知 済 未了 (「済」の場合は申立書に付記してください。)
☐ 記録の借用 済(冊) 未了
- ☐ 被疑者国選選任請求の引継ぎあり
 (内訳) 前日の刑事14部又は日直からの引継ぎ 件(A)
 当直におけるFAXによる請求書受理件数 件(B)
 (「B」の件数は、当直日誌裏面右上の「国選弁護人選任請求」欄にも記入すること)
 特記事項：被疑者国選選任請求に関する引継事項はここに記入すること。
- ☐ 弁護人等から保釈請求あり
 特記事項：保釈請求に関する引継事項はここに記入すること。ただし、弁護人からの申し送り事項は、申立書に付せんを貼ることで足りる。

2 その他引継事項

- ☐ 《翌日分の》当番(扶助)弁護士から国選弁護人への切替の連絡あり

被疑者名			
弁護士名			
来庁予定時刻	: 頃	: 頃	: 頃

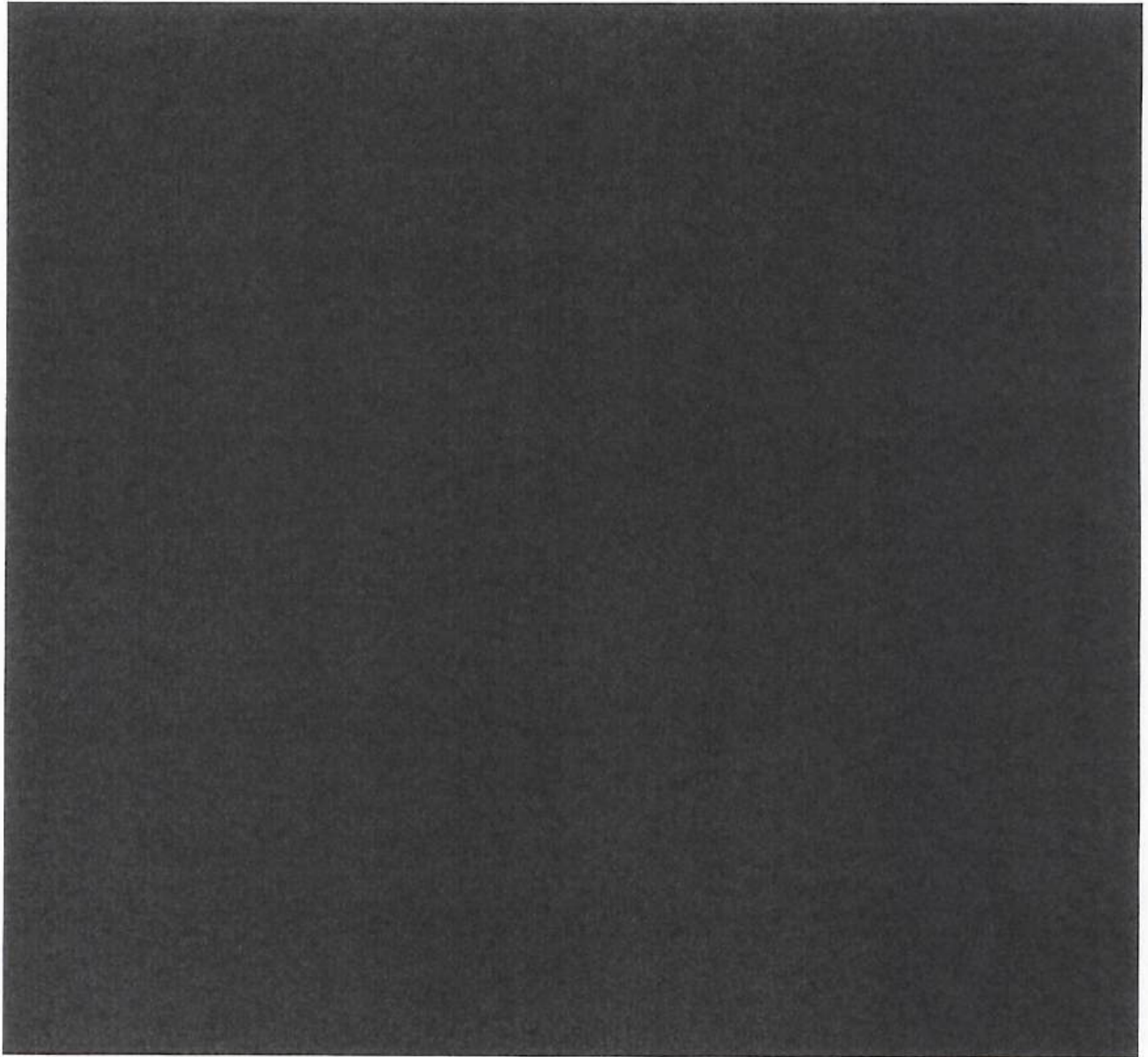
- ☐ 《翌日分の》弁護人から勾留(延長)請求に対する意見書・上申書等の提出あり

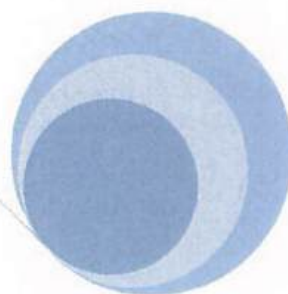
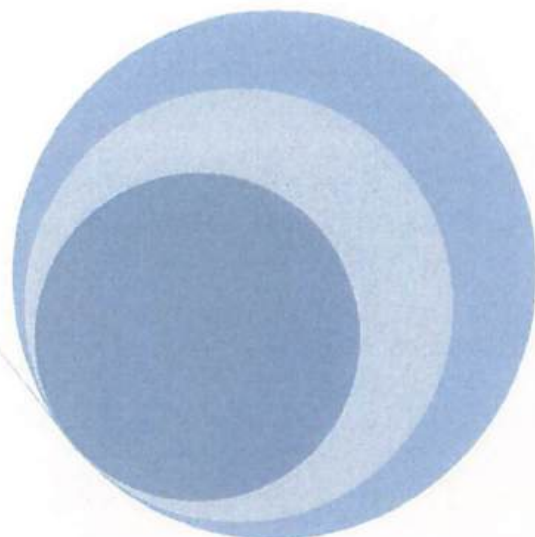
被疑者名			
弁護士名			
面接希望	有 無 不明	有 無 不明	有 無 不明

- ☐ その他(刑事関係に限る。また、当直日誌に記載したものは記載不要)

別紙 6

東京地方検察庁の案内図





民事書記官のための休日の
令状事務処理用簡易マニュアル
(一般令状，通訳関係担当版)

東京地方裁判所刑事訟廷事務室
2018/09/28

はじめに

本マニュアルは、東京地裁における休日の令状事務（日直）処理の経験が浅い民事書記官のために、令状事務処理のアウトラインを示したものです。

本マニュアルは、一般令状・通訳関係の担当になった方用です。

なお、日直事務の詳細については、必ず「令状事務の注意事項」等を参照して執務を行うようにしてください。「令状事務の注意事項」は、のページからダウンロードできます。令状事務の注意事項はたびたび改訂されているので、必ず最新版を用意してください。

【注意事項】

「令状事務の注意事項」その他令状関係マニュアルに関しては、改訂作業を行っていますが、本マニュアルの記載内容と若干異なる点があります。その場合は、本マニュアルに沿って処理してください。

目 次

第1 はじめに（総論）

- 1 一般令状、通訳関係担当の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 事前に準備すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 3 配置関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 4 日付印・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 5 日直開始時に必ずやること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 6 令状関係書類の廃棄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3

第2 一般令状事務

- 1 令状事務の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
- 2 令状事務処理システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6

第3 通訳関係事務

- 1 通訳関係事務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7
- 2 通訳関係書類の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7
- 3 通訳人尋問調書の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7
- 4 通訳料請求書及び通訳人旅費請求書の注意点・・・・・・・・ p 8
- 5 XXXXXXXXXX・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8
- 6 裁判官の押印及び引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9

第4 勾留質問の補助事務等

- 1 XXXXXXXXXX・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11
- 2 記録等の引き上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11
- 3 勾留通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11
- 4 準抗告事件等の雑事件のサポート・・・・・・・・・・・・・・・・ p 12
- 5 勾留延長請求事件のサポート・・・・・・・・・・・・・・・・ p 13

第1 はじめに（総論）

1 一般令状，通訳関係担当の業務

一般令状，通訳関係担当の主な業務は次のとおりであるが，正確で，迅速な令状事務を実現するため，手元が空いているときは，担当以外の業務について，積極的に協力する。

なお，以下の業務は，土曜日において勾留請求件数が50件以下で，本来勾留質問に立ち会う予定だった民事係書記官が応援に回る，いわゆる「勾留（質問）フォロー」の民事係書記官も同様である。

- (1) 令状処理
- (2) 通訳関係事務
- (3) 勾留質問の補助事務等

ア

イ 被疑者国選記録ファイルの回収 [redacted] と勾留請求記録の回収

ウ 勾留通知

エ 準抗告事件等の雑事件処理のサポート

オ 勾留延長請求事件の処理のサポート

カ [redacted]，勾留状，接見等禁止決定謄本等の印刷又はそのダブルチェック，裁判官への記録提出等

2 事前に準備すべき事項

- (1) 事前の研さん＝令状実務研さん（日直における一般令状事務及び通訳関係の説明）

毎月5日，15日，25日（休日のときは直後の平日）の午後1時45分から午後2時40分まで令状事務室（地下1階）において開催

- (2) 当直において各自持参する資料

いずれも [redacted] に収録されているので，事前に印刷しておく。

- ・令状事務の注意事項（以下，各論の標題記載のページ数及び資料番号は，いずれも「令状事務の注意事項」の該当ページ又は資料番号である。）

- ・当直における一般令状のパソコンによる処理について（事務連絡）

- (3) 令状事務処理システム

には、令状事務処理システムがインストールされている。
に当たり利用されたい。

練習用プログラムは、
内に登載されているので、自身のパソコンにダウンロードして事前に練習する（令状実務研さんでも練習を実施している。）。

(4) 通訳関係処理システム

には、通訳関係処理システムがインストールされている。

練習用プログラムは、
内に登載されているので、自身のパソコンにダウンロードして事前に練習する（令状実務研さんでも練習を実施している。）。

3 配置関係（別紙1「当直について」参照）

4 日付印（別紙1「当直について」参照）

- (1) 刑事関係の書類は、令状事務室に備え付けられている受付日付印を押す。
- (2) 受付日付印には、A印とB印がある。一般令状請求で利用するのは、A印であり、B印は利用しない（B印は、勾留請求書、接見等禁止請求書のみに使用）。

5 日直開始時に必ずやること

- (1) 令状請求事件簿の確認
日直の令状担当裁判官は、簡裁である。令状請求事件簿も簡裁用（る）で立件するので、地裁用は、収納棚に戻して、誤って登載しないようにする。
- (3) 受付日付印の日付の修正
A印の日付が今日の日付になっているか確認

6 令状関係書類の廃棄について



第2 一般令状事務

1【特に重要】令状事務の留意点

令状事務において特に留意すべき事項は、以下のとおりである。詳細や各種令状の記載については、別紙2「令状作成における注意事項」及び「令状事務の注意事項」等を参照されたい。

(1) 令状点検票の利用（3 p）

全件、必ず別紙3「令状点検票」を利用する。

各項目にチェックを入れながら、点検し、さらに別の職員が点検（ダブルチェック）を行う。

なお、令状点検票は、同じ事件の複数の請求に関しては、点検票1枚でもかまわない。

(2) 条例、改正された法律等

に改正された法律のファイル及び主な条例のファイルが収納されている。六法に掲載されていない法律や条例に関しては、本ファイルを参照されたい。特に大きな法改正に関しては、別にその法改正だけをつづったファイルを備え付けてある。

(3) 請求先の記載（3 p）

請求書に請求先を記入してこなかったときは、請求者自らに窓口で補正等をさせる。その際、請求先が簡裁となっているか注意する。

(4) 受付日付の表示（4 p）

令状請求に関しては、**A印**を使用する。請求書の原本及び謄本に**A印**を押し、取扱者の**認印**を押す。

緊急逮捕状の請求（逮捕状請求書（乙））は、受付印に受付時刻を記載する。その他の一般令状請求は、受付時刻の記載は不要である。

(5) 令状請求事件簿への登載（4 p）

ア 令状請求事件簿は、簡裁用で立件する。

イ 緊急逮捕状の請求は、備考欄に受付時刻及び令状発付時刻を、それぞれ記載する。

(6) 事件符号（4 p）

事件の種類によって異なるので注意する。

ア 検察官、一般司法警察職員、少年法6条の5による警察官（触法事件）

「る」

イ 特別司法警察職員 「るA」

ウ 保護許可状請求（警察官職務執行法3条）、臨検・捜索・押収許可状請求（出入国管理及び難民認定法31条）、臨検捜索許可状請求（児童虐待の防止等に関する法律9条の3） 「行イ」

エ 事件番号

令状請求事件簿に記載されている事件番号の冒頭に「0」が付いているときは、そのまま「0」を記載（例「0123」）する。

(7) 令状の作成、点検（5p）

ア まず請求書の点検を行い、その後、令状草稿の作成、点検を行う。

イ 令状処理にあたっては、別紙2「令状作成における注意事項」を参照されたい。

(8) 令状の発付（12p）

ア 裁判官の決裁後は、必ず2人で順次、令状点検票の各項目にチェックを入れながら、①不動文字以外の記載（被疑者名、罪名、裁判所名、発付年月日、条件欄等）、②裁判官の押印、契印・訂正印の有無等を確認する。

イ 裁判官の契印

（ア）請求書原本に請求者の契印がある場合 令状と請求書原本の初ページとの間に契印する。

（イ）請求書原本に請求者の契印がない場合 令状を含む全ページに契印する。

ウ 令状を請求者に交付するとき

（ア）発付時には、記載した全文を読み上げ（逮捕状の場合は、被疑事実も）、

この確認・読み上げ作業を丁寧に行うことで、令状過誤の多くは防止できる！

（イ）令状請求事件簿に請求者の受領印を受ける。緊急逮捕の場合は、備考欄に発付時刻を記載する。

(9) 請求の撤回、却下（13p）

ア 撤回

（ア）書記官は、請求書の原本・謄本の余白に
「撤回

裁判所書記官」

と記載し、書記官が認印する。

（イ）令状請求事件簿の結果欄に「撤回」と記載する。

（ウ）請求者に請求書原本と一件記録を返還し、令状請求事件簿に受領印を受

ける。

(エ) 請求書謄本は裁判所で保管する。

イ 却下

(ア) 請求書の原本・謄本の余白に、

「本件請求を却下する。

理由

平成__年__月__日

東京__裁判所

裁判官 ____」

のゴム印を押し、裁判官の記名印を押した上で、却下理由（裁判官に聞く。）を記載して、請求書原本に裁判官が押印する。

(イ) 令状請求事件簿の結果欄に「却下」と記載する。

(ウ) 請求者に請求書原本と一件記録を返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

(エ) 請求書謄本は裁判所で保管する。

2【重要】令状事務処理システム

には、令状事務処理システムがインストールされている。

に当たり利用されたい。

(1) 令状事務処理システムが利用できるパソコン

(2)

(3)

(4) 具体的な利用に関するマニュアルは、

にある高地簡裁刑事首席書記官事務連絡「当直における一般令状のパソコンによる処理について」及び「令状事務処理システム（当直用）操作マニュアル」があるので、参照されたい。

また、練習用プログラムも用意してあるので、自身のパソコンにダウンロードして事前に利用されたい。

(5) 注意事項

第3 通訳関係事務

1 通訳関係事務の概要

日本語に通じない外国人等の勾留質問においては、通訳人による通訳が必要になる。通訳人に関する事務の概要は次のとおりである。

- (1) 来庁する通訳人を確認する [REDACTED] [REDACTED]。
- (2) 要通訳事件の全件について、通訳料請求書、通訳人旅費請求書、通訳人尋問調書（宣誓書付き）の3点セットを作成する。
- (3) 通訳人が来庁したら、[REDACTED]に案内して、被疑事実の写しを交付 [REDACTED] [REDACTED]する。
- (4) [REDACTED]

2 通訳関係書類の作成

(1) 要通訳事件の把握

朝のミーティング終了後、勾留質問者名簿（資料36）の備考欄を見て要通訳事件を把握する。

勾留質問者名簿には、通訳人名と通訳言語、通訳人の来庁予定時刻が記載されているので、それを参考にする（同じ言語の通訳人であっても、通常、勾留質問室ごとに通訳人が異なる。）。

(2) 被疑事実等のコピー

当該事件の記録を勾留質問担当書記官から借りて、勾留請求書（1枚目）及びその記録に挟み込まれている「被疑事実」のコピーをとる。

(3) 通訳関係処理システムで書類作成

ア [REDACTED] という [REDACTED] ファイルのアイコンをダブルクリックして、通訳関係処理システムを立ち上げる。

イ 勾留請求書をもとに、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] を作成する。

ウ 詳細は「通訳関係処理システム操作マニュアル」 [REDACTED] [REDACTED] のページに登載）を参照

3 通訳人尋問調書の注意点

- (1) 通訳人尋問調書と宣誓書を、通訳人尋問調書を上にして左側2箇所をステープラで留める。

なお、通訳人尋問調書と宣誓書の契印は勾留質問担当書記官が行う。

- (2) 被疑者名、こと名は、勾留質問担当書記官が作成する勾留状の記載と一致する必要がある。 [] 勾留質問担当書記官と相談して、記載を合わせる。
- (3) 人定質問の氏名、年齢、職業、住居、通訳人の署名、押印部分（宣誓書を含む。）は、いずれも通訳人が自ら記載する。

4 通訳料請求書及び通訳人旅費請求書の注意点

- (1) 1人の通訳人が複数の裁判官の勾留質問に立ち会ったときは、裁判官ごとにそれぞれ作成する。
- (2) 同一の通訳人が複数の勾留質問に立ち会った場合には、1人目の被疑者名「外〇名」と記載する。 [] []
- (3) 被疑者名、こと名は、勾留質問担当書記官が作成する勾留状の記載と一致する必要がある。 [] 勾留質問担当書記官と相談して、記載を合わせる。
- (4) 罪名が複数の場合、1つの罪名プラス「等」として、すべてを列記しない。 []

(5) 通訳の種類欄

勾留質問者名簿の備考欄の通訳言語を記載する。同一の通訳人が複数の言語を通訳した場合は、すべての通訳言語を入力する。

- (6) 支給額、内訳金額、領収年月日、氏名欄 []

5 []

通訳人は、 []

[] 来庁したら、通訳人の氏名を確認し、 [] に案内した上、次の事務を行う。

- (1) 通訳関係書類の交付

通訳人が担当する事件の次の書類を交付する。

ア 被疑事実のコピー

イ []

ウ
エ

(2)

(3) 通訳関係書類の確認

通訳人に対して、ＩＣカード利用の有無を確認して、ＩＣカード利用の場合は、通訳人旅費請求書の備考欄に「☐ ＩＣカード利用」にチェックする。

なお、被疑事実のコピーは、通訳の参考に使用するため、通訳人が勾留質問室に持参する。

6 裁判官の押印及び引継ぎ等

(1) 通訳人尋問調書の勾留質問担当書記官への交付及び引継ぎ

通訳料請求書及び通訳人旅費請求書を手元に残し、通訳人尋問調書を勾留質問担当書記官に交付する。

なお、通訳人尋問調書は、勾留質問終了後、勾留事件記録に編綴されて検察庁に引き継がれる。

(2) 裁判官の押印

通訳料請求書及び通訳人旅費請求書は、裁判官単位でまとめておき、勾留質問が終了したら、勾留質問に立ち会った裁判官に「係官印」欄への押印を依頼する。

(3) 通訳料請求書及び通訳人旅費請求書の引継ぎ

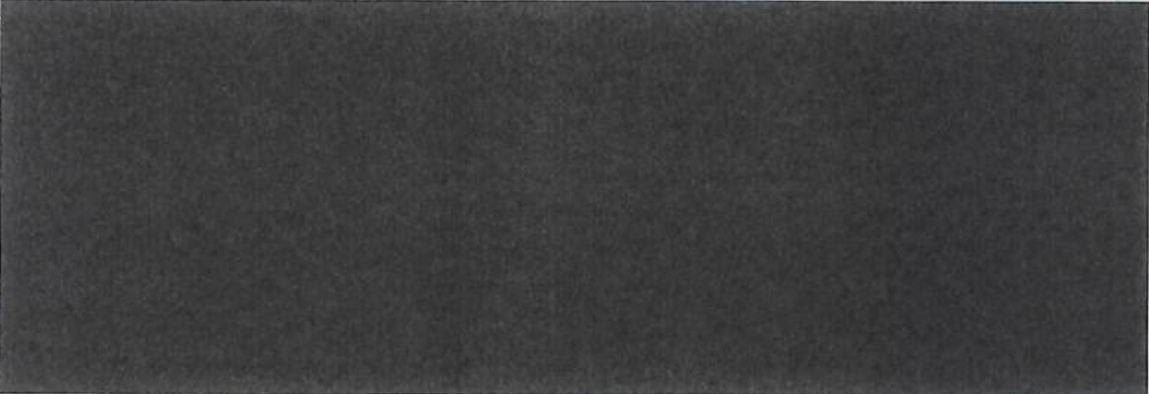
事件関係送付簿Ｂ（通訳料請求書、通訳人旅費請求書）に記載して、当直明けに刑事第１４部に引き継ぐ。

7 その他

(1) 通訳人の来庁確認

通訳人の来庁予定時刻を過ぎても通訳人が来庁していないときは、検察庁日直室（短縮ダイヤル）に電話をする。

(2



第4 勾留質問の補助事務等

1

2 記録等の引き上げ

(1) 被疑者国選記録の回収

被疑者国選記録（オレンジ色のクリアファイル）を回収する。

令状事務室から戻ったら、オレンジ色のクリアファイルを被疑者国選担当書記官に手渡す。

(2) 勾留請求記録の引き上げ

勾留通知のためなど、勾留質問担当書記官から指示があったときは、勾留質問室に記録を取りに行く。

3 勾留通知

(1) 電話による通知方法

電話による通知方法は、令状事務室備え付けの「電話による勾留通知方法」のとおり

ア

イ

ウ

工

オ

(2) 書面による通知方法

から印刷することができる。

封筒は、に収納されている無地で裏面に
と印刷されているものを使用

(3) 勾留質問調書への付記

勾留通知書の通知済みの箇所に通知を担当した書記官の認印を押す。

(4) 通知不能の場合

ア 被疑者が裁判所構内に残っている場合

警視庁同行室の警察官（内線）に連絡し、被疑者が裁判所の構内に残っているときは、警察官に通知不能の連絡をする（勾留質問者名簿で確認しながら「○号室○番の被疑者○○、通知不能です。」等と連絡する。）。

イ 被疑者が裁判所構内に残っていない場合

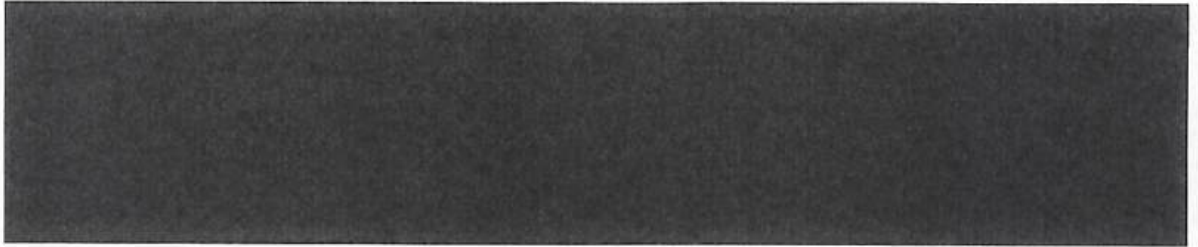
被疑者の勾留先である警察署等に電話した上、同署の留置担当部署に通知不能の連絡をする。

(5) 勾留質問調書への記入

通知不能の場合は、勾留質問調書の下部に記載されている不動文字のうち「即日勾留通知済」の文字を二重線で抹消し、「通知不能」を加入修正して認印を押す。

4 準抗告事件等の雑事件のサポート

検察庁からの記録借用，検察庁への求意見書の送付，検察庁への謄本送付等のために，検察庁に行ってもらふことがある。



5 勾留延長請求事件のサポート



この場合は，をサポートする。

当直について

- ◆受付日付印(刑事関係＝令状事務室の受付日付印)
 B印:勾留請求書, 接見等禁止請求書
 A印:その他の書類(起訴状等)

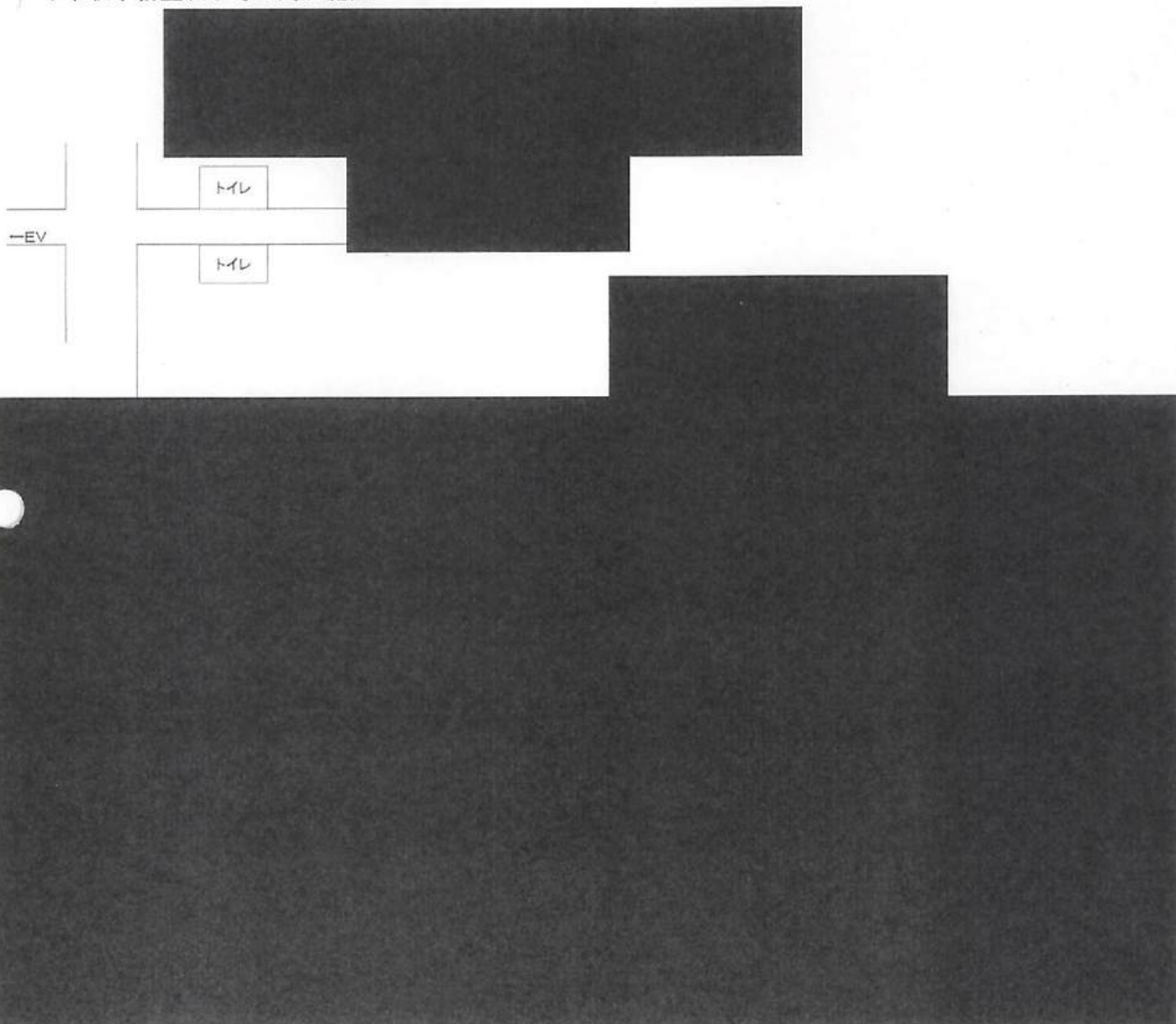


A印



B印

- ◆令状事務室及びその周辺施設



令状作成における注意事項

1 請求書に関する注意事項

【注意事項】

請求書を引用した令状については、請求書の記載内容も令状の一部であり、請求書に誤記等があると、令状自体が不備である可能性もあり、その内容によっては不当な身柄拘束となる可能性もある。請求書を引用するときは、その記載内容にも十分注意を払うこと。

(1) 被疑者の人定事項

- ☐ 記録（戸籍，住民票，保険証，パスポート等）と照合すること
- ☐ 「自称・氏名不詳」の場合は「（別添写真の男（女））」と記載のうえ，写真添付要

(2) 罪名

- ☐ 被疑事実の要旨と一致しているか確認すること
- ☐ 「幫助」，「教唆」の記載漏れに注意

(3) 被疑（犯罪）事実の要旨

- ☐ 年月日時，場所の誤記に注意
- ☐ 構成要件が正確か＝記録との照合を要する。
 - ☐ 被害者，共犯者の氏名
 - ☐ 被害金額
 - ☐ 犯行場所
 - ☐ 侵入罪の場合，侵入目的の記載漏れに注意
- ☐ 別紙，別表を添付する場合，その別紙，別表の添付漏れ，引用の誤りに注意

(4) その他

- ☐ 請求者の押印漏れに注意
- ☐ 「同一の犯罪事実又は現に捜査中の他の犯罪事実」の記載漏れ，誤記→記録内の前歴調書，逮捕状写し等を確認（付せん等がない場合は，請求者に直接尋ねる方法でも可）

2 令状に関する注意事項

- ☐ 発付年月日，有効期間の誤記
 - 特に請求書の受付時から発付が日付をまたぐ場合，受付日と発付日が異なり，さらに有効期間にも注意
- ☐ 庁（地裁，簡裁）の間違いに注意

- 逮捕状は、請求書原本を令状の別紙として引用する形式で作成する。その他の令状についても、原則として請求書原本を別紙として引用する形式で作成する。
- 同じ犯罪で、種類の異なる複数の令状請求（例えば逮捕状と搜索差押許可状の請求）があったとき、被疑事実・犯罪事実記載の人物の記載方法が異なるので、特に注意を要する。

（例）被疑者A，同Bの共謀による傷害被疑事件における事例

被疑者Aの逮捕状請求書（甲）の被疑事実

「被疑者は、Bと共謀のうえ、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ、東京都・・・〇号先路上において、△△に対し、被疑者が手拳で△△の顔面を多数回殴打し、Bが右足で△△の左足を数回蹴るなどの暴行を加え、よって・・・。」

《誤りの例1》被疑者Aの逮捕状請求書（甲）の被疑事実

「被疑者A及び同Bは、共謀のうえ、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ、東京都・・・〇号先路上において、△△に対し、被疑者Aが手拳で△△の顔面を多数回殴打し、同Bが右足で△△の左足を数回蹴るなどの暴行を加え、よって・・・。」

→これは、被疑者Aに対する逮捕状請求書だから、被疑者Bは「被疑者」ではない。よって、「被疑者A及び同Bは、共謀のうえ」とあるのは、「被疑者は、Bと共謀のうえ」とするのが正しい。また、「被疑者Aが」とあるのは、「被疑者が」が、「同Bが」とあるのは「Bが」とするのが正しい。

《誤りの例2》被疑者A，同Bに対する搜索差押許可状請求書の犯罪事実

「被疑者Aと同Bは、共謀のうえ、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分ころ、東京都・・・〇号先路上において、△△に対し、被疑者が手拳で△△の顔面を多数回殴打し、Bが右足で△△の左足を数回蹴るなどの暴行を加え、よって・・・。」

→これは、逮捕状請求書の被疑事実と搜索差押許可状請求書の犯罪事実をいわゆる「使い回し」したことにより誤った事例。この場合は、「被疑者が」とあるのは「被疑者Aが」，「Bが」とあるのは「同B（又は被疑者B）」とするのが正しい。

- 法改正に関しては、例えば、平成26年11月25日施行の改正薬事法の場合、同日前の犯行に関しては、令状請求書には「平成25年法律第84号による改正前の薬事法違反（同法第84条第20号，第76条の4）」と記載さ

れるが、同日以降の犯行に関しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（同法第84条第26号、第76条の4）」と記載される。最新の法改正に関しては、令状事務室備え付けのマニュアル等を参照のこと

3 各種令状における留意事項

(1) 通常逮捕状

- ☐ 14歳未満の少年には発付できない（少年法31）。
- ☐ 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については2万円）以下の罰金、拘留、科料に当たる罪については住居不定又は正当な理由がなく出頭の求めに応じない要件が必要（刑訴法1991ただし書）
- ☐ 「被疑者の逮捕を必要とする事由」の誤記、記載漏れ
- ☐ 「引致すべき官公署又はその他の場所」の誤記、記載漏れ

(2) 緊急逮捕状

- ☐ 「逮捕の年月日時及び場所」、「引致の年月日時及び場所」の誤記、記載漏れ（非常に多いので特に注意を要する。）
- ☐ 「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」（刑訴法2101）の要件を満たすか六法で確認（暴行（刑法208）について誤って緊急逮捕する例が多い。）

(3) 搜索差押許可状

- ☐ 通常は、請求書原本を別紙として引用する。
- ☐ 請求書原本を引用しない場合、覚せい剤取締法違反等の特別法については、被疑事件名の下に罰条をすべて記載する（例「覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第1項）。
- ☐ 請求書に夜間執行の許可を求める記載があり、裁判官がこれを許可するときは、令状の下部余白部分に「この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」と記載し、裁判官の認印を受ける。

(4) 強制採尿

- ☐ 強制採尿専用の搜索差押許可状用紙を使用すること
- ☐ 採尿場所が決まっている場合と決まっていない場合で用紙の記載が異なる。
- ☐ 夜間執行の許可は不要

(5) 鑑定処分許可状（強制採血を除く。）

☐ 令状に必要事項を直接記載（請求書原本又は別紙を引用しない。）

☐ 鑑定人の年齢が不明の場合には記載不要

(6) 強制採血

身体検査令状と鑑定処分許可状を併せて発付する必要がある。それぞれ強制採血専用の令状用紙を使用する。

(7) 保護許可状

保護許可状（警察官職務執行法 3 条）は、簡裁の専属管轄なので、割当表に△印が付いた裁判官は処理することができない。

この場合には、地裁の刑事訟廷管理官等に連絡を取り、指示を受ける。

(8) 傍受令状

傍受令状は、地裁の専属管轄なので、宿直裁判官が簡裁裁判官の場合には令状を発付できない。多くは事前連絡により準備しているが、もし事前連絡がなかったときは、速やかに刑事訟廷管理官等に連絡を取ること

(9) 記録命令付差押許可状、リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（搜索差押）許可状

いずれも専用の用紙を使用する。マニュアルは別途令状事務室に備え付けてある。

事件番号 ()

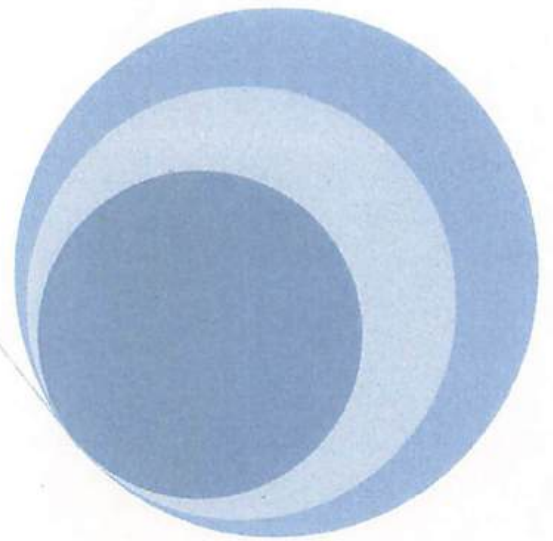
令 状 点 検 票

【レ】 (氏名:) 【○】 (氏名:)
 【△】 (氏名:)

☐ 通逮 ☐ 緊逮 ☐ 捜差 ☐ 検証 ☐ 鑑処 ☐ 身体 ☐	
請求書の点検 (共通事項)	
☐ ☐ 請求先庁 (請求書宛先と受理庁の同一の確認) ☐ ☐ 請求日 ☐ ☐ 請求者の官公職氏名 (記名), 押印, 庁印 ☐ ☐ 訂正印 ☐ ☐ 請求令状の種類の確認 ☐ ☐ 被疑者の記載 (氏名, 年齢, 職業, 住居の記載) ☐ ☐ 被疑罪名の記載 (被疑罪名と被疑事実の同一性の確認) ☐ ☐ 被疑事実 (犯罪事実) の要旨の閲読 ☐ ☐ 被疑事実中, 犯行日 (特に年度) の確認 ☐ ☐ 謄本の添付 (原本との同一性確認)	◆ 捜索・差押・検証許可状請求書 ☐ ☐ 差し押さえるべき物の記載 ☐ ☐ 捜索, 検証すべき場所等の記載 ☐ ☐ 日出前, 日没後の執行請求の有無 ☐ ☐ 請求書の通数確認 (通) ☐ ☐ 別紙引用の場合の別紙の添付 ◆ 鑑定処分許可状請求書 ☐ ☐ 鑑定人が立ち入るべき住居等の記載 ☐ ☐ 鑑定人の職業及び氏名の記載 ☐ ☐ 鑑定嘱託年月日, 嘱託事項 ◆ 身体検査令状請求書 ☐ ☐ 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示) ☐ ☐ 必要とする理由 ☐ ☐ 身体の部位の記載
◆ 逮捕状請求書 (甲)	
☐ ☐ 請求者 (法 199 II) ☐ ☐ 引致すべき場所 ☐ ☐ 数通請求の有無・事由 ☐ ☐ 「相当な理由」の記載 ☐ ☐ 「必要とする事由」の記載 ☐ ☐ 以前の逮捕状請求書等の記載 ☐ ☐ 軽微事件の場合の要件の記載 (法 199 条 I 但) ☐ ☐ 公訴時効の確認 (特に更新時)	
◆ 逮捕状請求書 (乙)	
☐ ☐ 受付時刻記載の確認 ☐ ☐ 逮捕時刻と請求時刻の差 (時間) ☐ ☐ 被疑事実の法定刑が死刑・無期・長期3年以上 ☐ ☐ 逮捕年月日時及び場所の記載 ☐ ☐ 引致の年月日時及び場所の記載 ☐ ☐ 逮捕者の官公職氏名の記載 ☐ ☐ 「充分な理由」の記載 ☐ ☐ 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由の記載 ☐ ☐ 「必要とする事由」の記載	
作成令状の点検	
☐ ☐ 令状名 ☐ ☐ 被疑者氏名の記載 (生年月日) ☐ ☐ 罪名 (令状請求書・被疑事実との照合) ☐ ☐ 請求者の官公職氏名 (逮捕状以外) ☐ ☐ 発付年月日 ☐ ☐ 有効期間 ☐ ☐ 夜間執行の許可 ☐ ☐ 別紙引用の場合の別紙の添付 (捜索・差押等)	
令状交付時の点検	
☐ ☐ 裁判官の所属庁 (庁印押捺は廃止) ☐ ☐ 裁判官の記名・押印 (夜間執行含む) ☐ ☐ 契印・訂正印の確認 ☐ ☐ 条件の確認 (医師をして医学的に相当と認められる方法, 成年女子の立会, 採血量の上限など) ☐ ☐	

* 令状交付時は複数の者が点検する。

* 同一の被疑事件について複数の令状が請求された場合には, まとめて1枚の令状点検票を作成することで足りる。



民事書記官のための休日の
令状事務処理用簡易マニュアル
(勾留質問立会担当版)

東京地方裁判所刑事訟廷事務室
2018/09/28

はじめに

本マニュアルは、東京地裁における休日の令状事務（日直）処理の経験が浅い民事書記官のために、令状事務処理のアウトラインを示したものです。

本マニュアルは、勾留質問立会の担当になった方用です。

なお、日直事務の詳細については、必ず「令状事務の注意事項」等を参照して執務を行うようにしてください。「令状事務の注意事項」は、のページからダウンロードできます。令状事務の注意事項はたびたび改訂されているので、必ず最新版を用意してください。

目 次

1	勾留質問立会担当の業務	p 1
2	勾留質問立会事務の1日の流れ	p 1
3	勾留質問開始前の準備	p 1
4	勾留状・勾留質問調書・接見等禁止決定等の作成	
(1)	■	p 1
(2)	勾留状作成の注意事項	p 2
(3)	勾留質問調書作成の注意事項	p 2
(4)	記録点検事項の確認	p 3
(5)	接見等禁止決定作成の注意事項	p 3
(6)	被疑者国選担当書記官に提出	p 4
(7)	要通訳事件の通訳関係書類の作成	p 4
(8)	被疑者国選用の被疑事実の写しの作成、提出	p 4
5	勾留質問の立会い	
(1)	勾留質問室に持参する物	p 4
(2)	■	p 5
(3)	勾留質問調書の記載	p 5
(4)	被疑者国選弁護人選任請求の処理	p 5
(5)	■	p 5
(6)	調書の読み上げと被疑者の署名・指印	p 5
(7)	勾留状、接見等禁止決定への裁判官による押印	p 6
(8)	接見等禁止決定謄本の作成、交付送達	p 6
(9)	■	p 6
(10)	被疑者国選記録の■	p 6
(11)	記録の引き上げ	p 6
6	勾留質問後の事務	
(1)	各書類の記録への編綴	p 6
(2)	勾留通知	p 7
(3)	領事官通報	p 8
(4)	接見等禁止関係書類（青色のクリアファイル）の処理	p 8
(5)	勾留請求の却下	p 8
(6)	■	p 9
7	勾留請求記録の検察庁への引継ぎ	

(1) 勾留請求記録の点検	p 9
(2) 検察庁への引継ぎ	p 9
8 勾留延長請求事件の処理	p 9

1 勾留質問立会担当の業務

勾留質問立会担当（以下「立会担当」といいます。）の主な業務は次のとおりですが、正確で、迅速な令状事務を実現するため、手元が空いているときは、担当以外の業務について協力するようにしてください。

- ・ [REDACTED] 書類のセルフチェック、ダブルチェック、裁判官への記録提出
- ・ 勾留質問の立会
- ・ 勾留通知
- ・ 勾留請求却下の処理
- ・ [REDACTED]
- ・ 勾留請求記録の返還
- ・ 令状事務責任者が担当する勾留延長請求事件処理の補助

2 勾留質問立会事務の1日の流れ

主な執務の流れは次のとおりです。

- ・ 勾留請求事件の種別（要通訳・接見等禁止請求の有無）を確認します。
- ・ [REDACTED] 勾留状、勾留質問調書、接見等禁止決定等の書類を作成します。
- ・ 勾留質問室において、勾留質問に立ち会います。
- ・ 令状事務室に戻り、勾留通知等を行います。
- ・ [REDACTED]
- ・ 勾留請求記録を検察庁に引き継ぎます。

3 勾留質問開始前の準備

次の種別ごとにそれぞれ作成する書類が異なるので、自分の担当する勾留質問の種別を確認します。

具体的には、朝一番に令状事務責任者から自らが担当する勾留質問室の勾留質問者名簿写しを渡されるので、その記載を確認します。

- ① 要通訳事件（通訳人尋問調書の作成及び勾留質問調書に通訳人の表示などが必要）
- ② 接見等禁止請求事件 [REDACTED]

4 勾留状・勾留質問調書・接見等禁止決定等の作成

(1) [REDACTED]

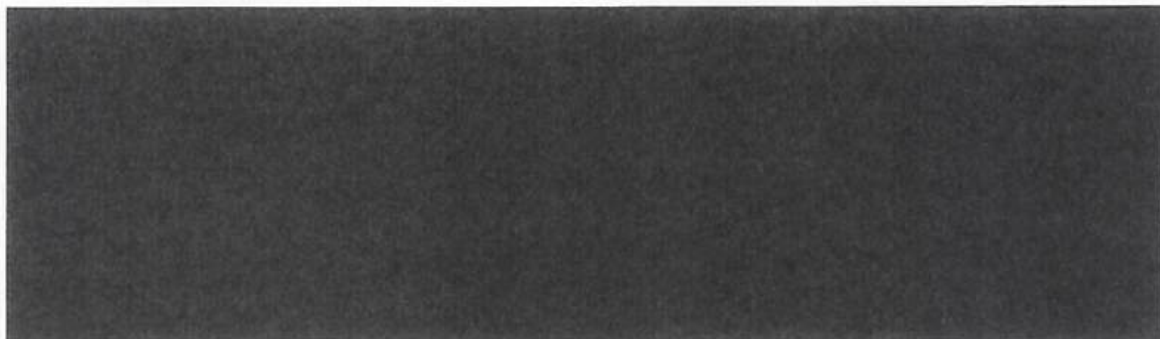


勾留状等の作成に当たっては、ペアを組んでいる被疑者国選担当書記官と担当する勾留請求

事件等を分担して行うので、最初にどのように事件を分担するか（例えば、勾留質問者名簿の被疑者欄の隔欄おきに担当するなど）相談してください。

(2) 勾留状作成の注意事項

① 「被疑者氏名」欄



b 写真添付の場合

被疑者特定のために写真が添付されている場合（氏名黙秘の場合等）は、氏名の直後に「別添写真の男（女）」との記載を、ゴム印を利用して、勾留状のみに記載します（ また、勾留質問調書にはこの記載は不要です。）

なお、この場合、綴てつ順は、勾留状→被疑事実→写真台帳になります。また、写真台帳と写真の間にも裁判官の契印が2箇所必要になるので、注意します。

② 「住居」欄

被疑者の住所は、東京23区、政令指定都市及び県庁所在地の都道府県名は省略します。また、地番については「丁目」、「番地」、「号」の記載は「一」（ハイフン）を用いて省略します。ただし、マンション・アパート名については省略せずに正確に記載します。

③ 「被疑事実の要旨」欄

記録に添付されている（通常は二つ折りにしてクリップ等で勾留請求記録に挟んであります。）被疑事実用紙を利用します。

被疑事実用紙に「（別紙）」の記載がないときは、左上部分に加筆します。

被疑事実用紙の頭書が「被疑事実の要旨」となっているときは、「の要旨」を削除します。

なお、勾留状原本と被疑事実用紙とのステープラ留めは被疑者国選担当書記官が行うので、立会担当書記官は行う必要はありません。

④ 「勾留請求の年月日」欄

東京地裁の場合、原則として前日に勾留請求があるので、この欄は前日の記載になります（即日尋問は除く）。

⑤ 「刑事訴訟法60条1項各号に定める事由」欄



(3) 勾留質問調書作成の注意事項

① 人定質問

被疑者が外国人の場合であっても、「住居」の後ろに「及び国籍」の文字を挿入する必要はありません。

② 通訳人の立会い



③ 勾留通知先メモ

警視庁同行室の警察官が各質問室ごとに被疑者が希望する勾留通知先を記載したメモを令状事務室まで持ってくるので、勾留質問の際にはそのメモを勾留質問室に持参します。

(4) 記録点検事項の確認

以下の事項（「記録点検事項」（注意事項資料編資料53   について」参照））について、チェックを実施します。なお、その他の事項（ex:被疑事実中の犯罪場所の記載の正確性等）の確認は行いません。

① 人定事項についての勾留請求記録との照合

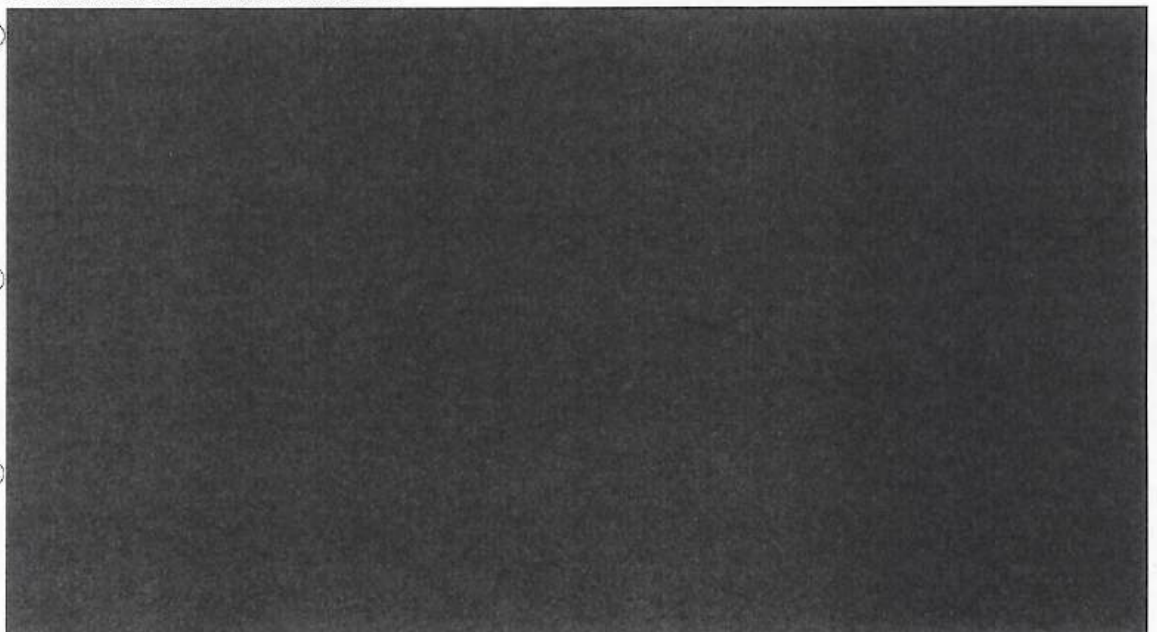
② 被疑事実の一読

③ 領事官通報の有無の確認

④ 弁護人選任の有無の確認

(5) 接見等禁止決定書作成の注意事項

①



②

③

④ 決定書等の



決定書の1枚目（原本用）、決定書の 

■（膳本用），5枚目の送達報告書の順に，青色のクリアファイルに入れます。

(6) 被疑者国選担当書記官に提出

■ 記録点検事項のチェックが終了した勾留状，勾留質問調書，接見等禁止決定等の入った青色のクリアファイルを，ペアを組んでいる被疑者国選担当書記官に，勾留請求記録とともに提出します。勾留請求記録は勾留状等の作成が終わったものから順次提出するようにし，溜めないようにします。

被疑者国選担当書記官は，勾留状，勾留質問調書，接見等禁止決定等の記載を確認し，記録点検事項についてダブルチェックを行います。間違いが見つかった場合には，被疑者国選担当書記官において修正，■ 立会担当書記官に戻されるので，修正箇所を確認します。確認後，立会担当書記官から裁判官へ勾留請求記録を提出します。裁判官への記録の提出は，可能な限り，1件ずつ五月雨式に提出します。

なお，ペアを組んでいる被疑者国選担当書記官も，同様に勾留状，勾留質問調書，接見等禁止決定等を作成して，立会担当書記官に勾留請求記録とともに提出してきますので，ダブルチェックを行い，間違いが見つかった場合には立会担当書記官において，修正，■ ペアを組んでいる被疑者国選担当書記官に戻して，修正箇所を確認してもらいます。被疑者国選担当書記官が確認して，間違いがなければ，被疑者国選担当書記官から裁判官へ記録を提出してもらいます。

(7) 要通訳事件の通訳関係書類の作成

要通訳事件において必要になる通訳料請求書・通訳人旅費請求書，通訳人尋問調書，宣誓書は，一般令状・通訳担当書記官または事務官等が作成しますので，立会担当書記官は作成しません。

(8) 被疑者国選用の被疑事実の写しの作成，提出

勾留請求記録を受け取ったら，被疑事実用紙の写しを一部作成して，勾留状等の印刷書類と勾留請求記録を被疑者国選担当書記官に提出する際に，その写しも一緒に添付します

5 勾留質問の立会い

(1) 勾留質問室に持参する物

勾留質問室には次の書類等を持ち込みます。なお，■以下の書類については，数枚程度ずつ持参すれば足りる場合がほとんどです。



(2)



(3) 勾留質問調書の記載

① ゴム印の利用

被疑者の陳述について、「事実は、そのとおり間違いありません。」などのゴム印が使用できる場合は、それを利用します。

② 被疑者の陳述が長く、継続用紙を使用した場合には、必ず調書と契印をします。

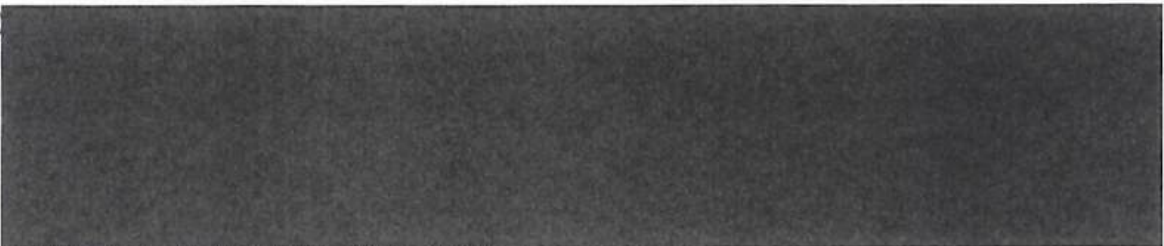
(4) 被疑者国選弁護人選任請求の処理

裁判官から、弁護人選任請求権の告知と一緒に国選弁護人選任請求権についての教示がされます。

被疑者が請求の意向を示したときは、被疑者に国選弁護人選任請求書・資力申告書を作成させます。具体的には、同書面の「2 理由」欄、「3 資力申告」欄、作成年月日、被疑者の氏名（フリガナ）、生年月日（氏名の下）を記載させ、指印させます。

事前に国選弁護人選任請求書・資力申告書がファクシミリで送信されていた場合（事前請求の場合）は、同書面の記載に不備がないかを確認し、記載漏れ等があるときは、不備を補正させます。

(5)



(6) 調書の読み上げと被疑者の署名・指印

勾留質問が終了したら、立会担当書記官（要通訳事件の場合は通訳人）が勾留質問調書を読み上げます。被疑者に間違いがないことを確認してもらい、署名・指印（左手の人差し指）（外国人の場合も）をさせます。

(7) 勾留状、接見等禁止決定の裁判官による押印

勾留質問が終了したら、裁判官は勾留状及び接見等禁止決定に押印します。勾留担当書記官は、勾留状等の交付を受けたら押印、契印、訂正印の漏れがないかを確認します。

(8) 接見等禁止決定謄本の作成、交付送達

接見等禁止決定がなされた場合は、決定原本と照合した上で謄本用紙に職印を押し、謄本を
作成します。

被疑者に「決定謄本を交付します。受取りのサインと指印をしてください。」等と声掛けをしながら、謄本1通を交付し、送達報告書に署名・指印（左手の人差し指）をさせ、職印を押して送達報告書を完成させます。

なお、被疑者が受領を拒否した場合や交付送達を不相当と判断した場合は、勾留場所に宛てて特別送達をします（6(4)③参照）。

(10) 被疑者国選記録の

国選弁護人選任請求に関する記録表紙の裁判官の認印を確認します。

なお、クリアファイルには、被疑者国選に関係のない勾留質問調書や接見等禁止決定謄本、私選弁護人申出書を入れないように注意します。私選弁護人選任申出書は別途持ち帰り、被疑者国選担当書記官に個別に引き継いでください。

また、クリアファイルは、令状事務室に戻った後、直ちに被疑者国選担当書記官に引き継ぎます。

(11) 記録の引き上げ

6 勾留質問後の事務

(1) 各書類の記録への編綴

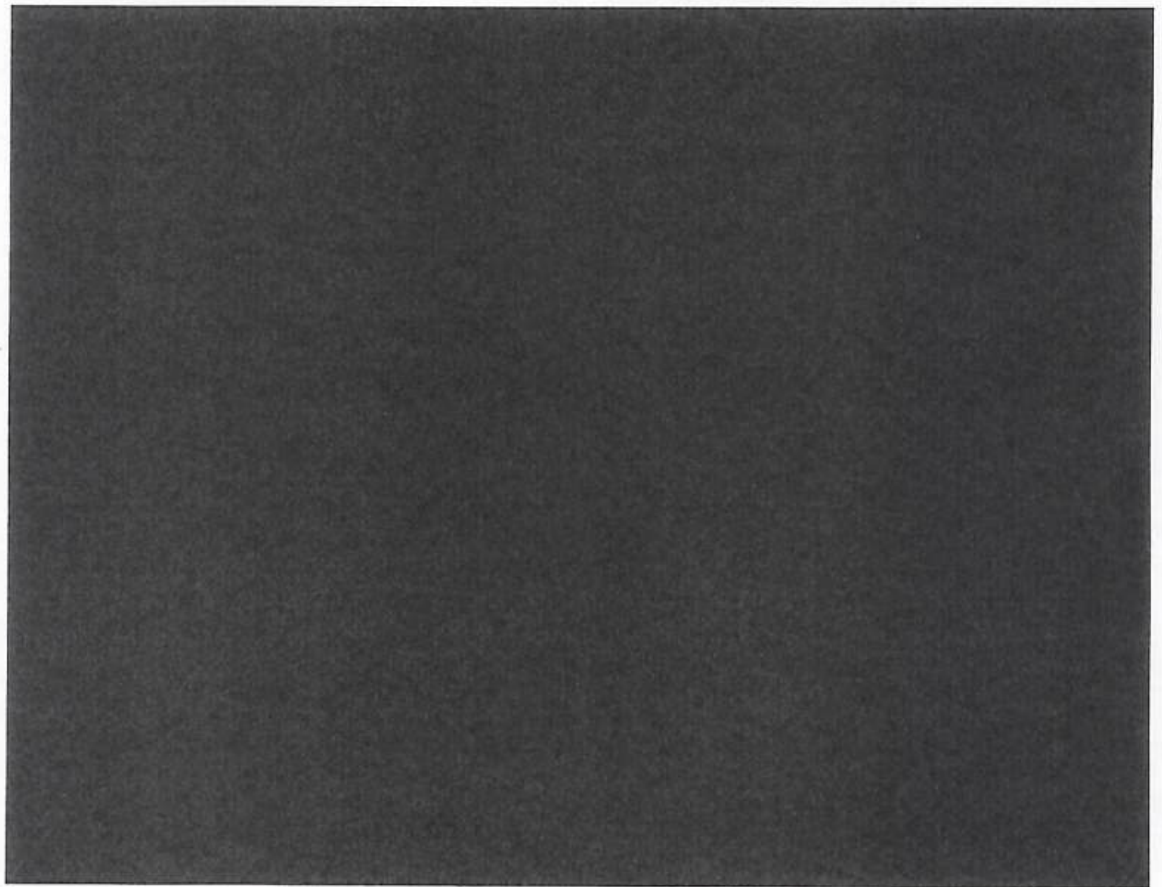
勾留質問が終わり事務室に戻ったら、直ちに各書類の記録への編綴を行います。押印漏れ、

記載漏れ等がないか確認の上、弁護人の上申書等→通訳人尋問調書（宣誓書）→勾留質問調書→接見等禁止決定謄本の順に、記録の末尾に編綴します。

(2) 勾留通知

① 電話による通知方法

電話による通知方法は、令状事務室備え付けの「電話による勾留通知方法」を参照してください。ここではいくつかの注意事項を確認します。



② 書面による通知

勾留通知書は [redacted] することができます。 [redacted]



封筒には、無地で裏面に [redacted] と印刷されているものを使用します。



なお、弁護士に対する勾留通知に限り、勾留通知書に、『弁護士の事務所と電話番号を鉛筆書きする』」か、日弁連の弁護士情報をプリントアウトしたものをホチキス留めすること

で、封筒の作成に代えることができます。

③ 勾留質問調書への付記

電話による通知ができた場合

には、勾留通知書の通知済みの箇所に通知を担当した書記官の認印を押します。

④ 通知不能の場合

通知不能になった場合には、被疑者に通知不能になった旨の連絡をする必要があります。

a 被疑者が裁判所構内に残っている場合

警視庁同行室の警察官（内線）に連絡し、被疑者が裁判所の構内に残っているときは、同警察官に通知不能の連絡をします（勾留質問者名簿で確認しながら「〇号室〇番の誰それ、通知不能です。」等と連絡します。）。

b 被疑者が裁判所構内に残っていない場合

被疑者の勾留先である警察署等に電話した上、同署の留置係に通知不能の連絡をします。

c 勾留質問調書への記入

通知不能の場合は、勾留質問調書の下部に記載されている不動文字のうち「即日勾留通知済」の文字を二重線で抹消し、「通知不能」を加入するように修正した上、認印を押します。

(3) 領事官通報

被疑者の国籍が中華人民共和国や旧ソ連邦で、捜査段階で領事官通報がされていない場合は、必ず令状事務責任者等に手続について確認して通知します。

(4) 接見等禁止関係書類（青色のクリアファイル）の処理

① 検察庁用の謄本

謄本1通を記録に編綴して、検察庁に送付します（(1)参照）。

② 原本と送達報告書

原本は、「即日検察庁に謄本送付済」に認印を押して、送達報告書とステープラで綴じます。事件関係送付簿Aに記載し、14部に引き継ぎます。

③ 謄本の特別送達

接見等禁止決定謄本を、勾留質問時に被疑者に交付送達できなかった場合（5(8)）は、被疑者の勾留場所の長（警察署の場合は警察署長、分室の場合は警視庁留置管理第一課長）宛てに、特別送達をします。

(5) 勾留請求の却下

③ 決定書の作成

勾留請求書の余白部分に「本件請求を却下する 理由 平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官」のゴム印を押し、却下理由を記載して、裁判官の記名押印を受けます。

④ 結果連絡等

却下決定がされたら、直ちに検察庁に結果を電話連絡します。

⑤ 記録の引継ぎ

勾留請求記録を [] に引き継ぎ、勾留等請求逋付票に受領印をもらいます。

(6) []

7 勾留請求記録の検察庁への引継ぎ

(1) 勾留請求記録の点検

事務処理が終了した勾留請求記録について、以下の事項を確認した上、勾留番号順（勾留請求書一枚目下部に記載されている番号）に並べて、台車等に積み込みます（検察庁で勾留番号順に勾留請求記録を返還することになります。）。

- ・ 綴り順が通訳人尋問調書（宣誓書）→勾留質問調書→接見等禁止決定謄本になっていること。
- ・ 通訳人尋問調書と宣誓書との間の契印や裁判官の認印があること。
- ・ 勾留質問調書の裁判官の認印、通訳人名の記載、勾留通知の付記がされていること。

(2) 検察庁への引継ぎ

検察庁へ事前に連絡した上、勾留請求記録を引き継ぎます。持参するものは次のとおりです。

- ・ 勾留等請求逋付票の写し（勾留請求記録の受領印をもらいます。）

8 勾留延長請求事件の処理

[] に勾留延長請求の処理を行うことになります。立会担当書記官も令状事務責任者が担当する勾留延長請求について、決定後の適宜の時間に、勾留期間延長請求逋付票に基づき、[]

平成26年4月

令状事務の注意事項

東京地方裁判所刑事部

目 次

(ページ)

第1	一般令状の請求書受理から発付まで	1
	一般令状事務の流れ	2
1	担当裁判官の所属庁	3
2	受付手続	3
	(1) 形式的事項等の確認	3
	(2) 請求書原本と謄本の照合	3
	(3) 受付日付の表示	4
	(4) 受付時刻の記載	4
	(5) 令状請求事件簿への登載	4
	(6) 事件符号及び事件番号の記載	4
3	令状の作成	5
4	令状別の注意事項	6
5	令状の発付	12
6	請求の撤回、却下	13
7	返還令状の取扱い	14
8	その他の注意事項	14
第2	起訴状、訴因等変更請求書、勾留請求、接見等禁止請求、求令起訴、 勾留延長請求、保釈請求の処理	15
1	起訴状等の受理	16
2	勾留請求及び接見等禁止請求の受理	16
3		17
4	求令起訴状の受理	17
5	勾留延長請求の受理及びその処理	18
6	保釈請求の受理	20
7	国選弁護人選任請求書・資力申告書の受理	20
8	不在・不受任通知書の受理	21
第3	勾留質問の実際と記録の引継ぎまで	23
	勾留請求事件処理の流れ	24

1	による勾留関係事務	25
(1)	通常の日直における勾留関係事務	25
(2)	が使用できない場合の勾留請求事件等の処理	25
2	勾留質問立会い前の事務	25
(1)	事件の配てん	25
(2)	の利用に伴う留意事項	27
(3)	書類の作成	28
(4)	被疑者国選弁護制度対象事件の準備	30
(5)	要通訳事件の準備	32
(6)	弁護士から被疑者との接見申出があった場合の措置	34
(7)	勾留質問前に弁護士から裁判官との面接申出があった場合の措置	35
(8)	勾留質問前に弁護士から上申書等の書面が提出された場合の措置	35
(9)	当番弁護士として被疑者と接見した（その後に事件を受任している場合も含む。）弁護士が、被疑者国選弁護人への切替えを求めてきたときの措置	36
3	勾留質問の立会い	38
(1)	勾留質問に立ち会う前の事務	38
(2)	勾留質問調書の作成	39
(3)	当番弁護士の申出	41
(4)	被疑者国選弁護制度対象事件での対応	41
(5)	領事官通報の必要性	42
(6)	勾留状等の交付	44
(7)	勾留質問室から令状事務室への事務引継ぎ	44
4	勾留質問終了後の事務	45
(1)	国選弁護人選任請求の処理	46
(2)	私選弁護人選任申出通知（三会センターへの通知）	50
(3)	勾留通知	51
(4)	領事官通報	53
(5)	勾留請求の却下	54
(6)		56

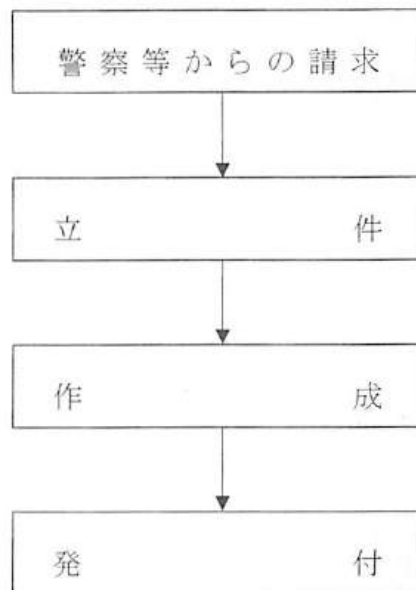
(7) 接見等禁止請求のみの却下	56
(8) 接見等禁止決定謄本の送達（被疑者が受領を拒否した場合）	56
(9) XXXXXXXXXX	57
(10) 記録の点検等	57
(11) 国選弁護人選任請求に関する事務の確認	58
5 検察庁への記録の引継ぎ	59
6 弁護人からの請求等	59
(1) 勾留状謄本交付請求があった場合の処理	60
(2) 被疑者との接見の証明を求められた場合	60
第4 準抗告申立て等の事務	61
準抗告等の流れ	62
1 準抗告申立て処理事務	63
2 準抗告に伴う執行停止の事務処理	69
第5 勾留執行停止の事務（法95，207I）	71
勾留執行停止の流れ	72
1 受付	73
2 当直裁判官又は担当部（室）への連絡	73
3 即日処理しない場合	73
4 即日処理する場合	74
第6 没収保全，追徴保全の請求	77
没収保全，追徴保全の流れ	78

以 上

第 1

一般令状の請求書受理から発付まで

一般令状事務の流れ



(各種令状の記載例)

逮捕状（通常逮捕）	資料 4
逮捕状（緊急逮捕）	資料 5
搜索差押許可状（強制採尿を除く。）	資料 6-1, 6-2
〃（強制採尿）	資料 7
搜索許可状	資料 8
差押許可状	資料 9
鑑定処分許可状（強制採血を除く。）	資料 1 0
〃（強制採血）	資料 1 1
身体検査令状（強制採血を除く。）	資料 1 2
〃（強制採血）	資料 1 3
検証許可状	資料 1 4
鑑定留置状	資料 1 5
引致状	資料 1 6
保護許可状	資料 1 7
傍受令状	資料 1 8
令状請求撤回	資料 1 9
令状請求却下	資料 2 0

1 担当裁判官の所属庁

当直における一般令状は、原則として、「東京地方裁判所」所属の裁判官が発付する場合でも、「東京簡易裁判所裁判官」名義で発付する。

この例外として、休日及び夜間における令状事務割当表（以下「割当表」という。）の氏名の冒頭に△印が付してある裁判官（XXXXXXXXXX）については、「東京簡易裁判所裁判官」名義で一般令状を発付することはできないので、この場合には、必ず「東京地方裁判所裁判官」名義で発付する。

2 受付手続

・ 形式的事項等の確認

ア 令状点検票（資料21）の「請求書の点検」の各項目にチェックを入れながら、請求書に記載されている「被疑事件名」、「請求年月日」、「請求者の所属官署名及び庁印」、「請求者の官職、氏名及び押印」、「請求先」、「被疑者の特定」、その他記載を要する事項の記載漏れや訂正箇所の訂正印漏れの有無等について点検し、さらに別の職員が点検（ダブルチェック）を行う（各令状請求書の記載事項は資料4～同18を参照）。

令状点検票の各点検事項のチェックには、各点検者の氏名欄に対応する記号を用いる。

イ 請求先については、割当表で担当裁判官を確認して、誤りがないか注意する。

無印の裁判官が担当裁判官の場合・・・東京簡易裁判所裁判官名義で発付するので「東京簡易」裁判所あてに請求させる。

△印の裁判官が担当裁判官の場合・・・東京地方裁判所裁判官名義で発付するので「東京地方」裁判所あてに請求させる。

なお、請求者は当日の請求先が分からないため、請求先を記入してこないことが多いので、必ず窓口で補正等をさせる（請求先を誤記入している場合にも、必ず訂正させる。この場合、請求権者の訂正印が必要である。）。

・ 請求書原本と謄本の照合

形式的事項等の確認が終了したら、請求書の原本と謄本とに相違がないか確認する。

特に、謄本の請求者の氏名、請求日等の記入漏れに注意する。

請求書の原本を請求者に訂正させた場合は、謄本も訂正させる（訂正印ももらうこと。）。

13. 受付日付の表示

ア 令状事務室には、次の2種類の受付印が備え付けられているが、使用するのは受付日付印（A印）である（受付日付印（B印）は、勾留請求書、接見等禁止請求書の受付の際に使用する。）。



イ 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A印）を押捺し、いずれにも取扱者の認印を押す。

14. 受付時刻の記載

緊急逮捕状の請求（逮捕状請求書（乙））については、受付印に受付時刻を必ず記載する。その他の一般令状請求については、受付時刻の記載は不要である。

15. 令状請求事件簿への登載

ア 令状請求事件簿は、「東京簡易裁判所」用と「東京地方裁判所」用と各別の帳簿が備え付けてあるので、令状を発付する裁判所の事件簿を使用する。

イ 緊急逮捕状の請求のみ、備考欄に受付時刻及び令状発付時刻を記載する。

ウ 再請求の場合には、備考欄に「再請求」と記載する。

16. 事件符号及び事件番号の記載

令状請求書の原本及び謄本に押捺した受付印に事件符号及び事件番号を記載する。

なお、事件符号（資料1参照）及び事件番号は、次のとおり受け付ける裁判所と事件の種類によって異なるので注意する。

ア 事件符号

① 東京簡易裁判所の事件簿で受け付ける場合

- a 検察官及び一般司法警察職員（資料 2 参照）からの請求の場合・・・
・・・「る」
- b 少年法第 6 条の 5 による警察官からの請求の場合（触法事件）
・・・「る」
- c 特別司法警察職員（資料 3 参照）からの請求の場合・・・「るA」
- d 出入国管理及び難民認定法 31 条による臨検・搜索・押収許可状の請求，児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3 による臨検搜索許可状の請求，警察官職務執行法 3 条の保護許可状の請求（9 ページ 3，10 ページ 4 参照）の場合・・・「行イ」

② 東京地方裁判所の事件簿で受け付ける場合

- a 検察官及び一般司法警察員（資料 2 参照）からの請求の場合・・・
・・・「む」
- b 少年法第 6 条の 5 による警察官からの請求の場合（触法事件）
・・・「む」
- c 特別司法警察職員（資料 3 参照）からの請求の場合・・・
・・・「むA」
- d 出入国管理及び難民認定法 31 条による臨検・搜索・押収許可状の請求，児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3 による臨検搜索許可状の請求の場合・・・「行ク」

イ 事件番号

令状請求事件簿に記載されている事件番号を記載する。

なお，受理する事件番号については，事件番号の冒頭に「0」を付ける（例 0123）。

3 令状の作成

(1)

(2) 令状用紙は、「東京簡易裁判所」用と「東京地方裁判所」用のものが備え付けてあるので、発付する裁判所の用紙を必ず使用する。

(3) **一般令状には必ず庁印を押す。庁印には地裁用と簡裁用の2種類があるので、押し間違えないよう注意する。**

(4) 逮捕状については、通常逮捕状及び緊急逮捕状のいずれも請求書原本を、令状の別紙として引用する形式で作成する。

(5) その他の令状については、次の3通りの形式がある。原則としてアで行うが、どの方式によるか裁判官に相談する。

ア 請求書原本を別紙として引用する形式

イ  別紙を引用する形式

ウ 別紙や請求書原本を引用せず、令状用紙に必要事項を直接記載する形式

(6) **令状の有効期間は原則として7日(初日不算入)である。**

なお、最初の7日間で令状を執行できなかった場合、再度請求がなされることがある。この場合、有効期間が1箇月あるいは3箇月という形で請求されるが、事案によっては認めないこともあるので、裁判官と相談して有効期間を決める。

(7) 

(8) 宿直において、請求書の受付時から発付が日付をまたぐ場合、受付日と発付日が異なることになる。また、当該令状の有効期間にも注意が必要となる。

※ 請求書記載の人的事項（氏名、年齢、職業、住居、生年月日）については、一件記録中にある身分関係書類（戸籍謄本、戸籍附票、免許照会、住居確認報告書等）により照合する。

4 令状別の注意事項

具体的な記載例については資料4以下を参照

なお、平成14年10月から、刑事訴訟法第199条2項等に規定する指定警

察職員の氏名一覧が配布されていないので、当直における令状事務処理において、同法第199条2項等に規定する指定警察職員の資格に疑義が生じた場合には、次の区分によって照会する。

※ 平日（午前8時30分から午後5時15分までの間）

警視庁総務部企画課 東京都公安委員会室

（電話 3581-4321 内線 [REDACTED]）

※ 土・日・休日及び夜間（午後5時15分から午前8時30分までの間）

警視庁総務部企画課当直

（電話 3581-4321 内線 [REDACTED]）

④ 通常逮捕状（資料4参照）

⑤ 緊急逮捕状（資料5参照）

ア 受付印に受付時刻を必ず記載する。

イ 逮捕状請求書（乙）の記2の「逮捕の年月日時及び場所」、記3の「引致の年月日時及び場所」の記入漏れが特に多いので、記入漏れがないか注意をし、記入漏れがあれば補正させる（引致前の請求のときは、「引致すべき官公署又はその他の場所」の記入漏れがないか確認し、逮捕状の記載も「引致の年月日時及び場所」とあるのを「引致すべき場所」と訂正する。）。

ウ 刑事訴訟法第210条第1項の「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」の要件を満たすか確認する。要件を満たしていないときは、その旨裁判官に注意喚起する。

エ 検察事務官、公安委員会の指定を受けない警察官である司法警察員、司法巡査も請求できる（通常逮捕状請求の場合と異なる。）。

⑥ 搜索差押許可状（強制採尿を除く。）（資料6-1及び6-2参照）

※ 注意 リモートアクセスによる複写の処分を伴う搜索差押許可状については、(2)を参照。

ア 搜索許可状や差押許可状と間違えないように注意する。

イ [REDACTED] 別紙を引用する場合と請求書原本を別紙として引用する場合の2通りあるので、どちらの形式にするか請求者の意思を確認し、裁判官の指示を受ける。

ウ 請求書原本を別紙として引用しない場合、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反等の特別法にかかる犯罪については、被疑事件名の下に罰条をすべて記載する。

エ 夜間執行の許可

請求書に日出前又は日没後に行う必要があるとして、その旨と事由が記載されている場合は、令状の下部余白部分に、

「この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」

というゴム印を押印し、裁判官の認印を受ける。

なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。

※ 被疑者の手・着衣等から微物を採取する場合の令状請求について、平成21年12月10日付けで東京地方裁判所刑事第14部並びに東京簡易裁判所刑事第4室及び同第5室において申合せがなされている（資料6-2参照）。

14. 搜索差押許可状（強制採尿）（資料7参照）

強制採尿用の令状用紙が用意してあるので、必ずこれを使用し、請求書原本は引用しない。

ア 採尿場所が決まっている場合は、様式Aの令状用紙（資料7左の許可状）を使用し、空白部分に病院の所在地と名称を記入する。この場合には、一件記録の冒頭の報告書等に病院の所在地及び名称が記載されている。

イ 採尿場所が決まっていない場合は、様式Bの令状用紙（資料7右の許可状）を使用する。

ウ 強制採尿については夜間執行の許可は不要である（警察署で逮捕されている被告人に対する強制採尿については刑事訴訟法116条1項の制約は受けない旨の裁判例がある。）。

15. 搜索許可状（資料8参照）

ア 取扱いは搜索差押許可状（7ページ41頁）に準ずる。

イ 搜索差押許可状と間違えないように注意する。

16. 差押許可状（資料9-1参照）

※ 注意 記録命令付差押許可状及びリモートアクセスによる複写の処分を伴う差押許可状については、(20)及び(21)を参照。

ア 取扱いは捜索差押許可状（7 ページ 4 頁）に準ずる。

イ 捜索差押許可状と間違えないように注意する。

・**17. 鑑定処分許可状（強制採血を除く。）（資料 1 0 参照）**

ア 請求書原本又は別紙は引用しないで、令状用紙に必要事項を記載する（ただし、覚せい剤やけん銃実包の鑑定は原本を引用）。

イ 鑑定人の年齢が不明の場合には記載は不要である。

ウ 請求者が検察官の場合には、

「検察官 検事 ○○○○」

と記載する。

エ 鑑定嘱託書原本が提出されたときは、令状発付の際に請求者に返還する。

・**18. 鑑定処分許可状（強制採血）（資料 1 1 参照）**

強制採血の場合には、身体検査令状と鑑定処分許可状を併せて発付する必要がある。それぞれ強制採血用の用紙が用意してあるので、必ずこれを使用する。

・**19. 身体検査令状（強制採血を除く。）（資料 1 2 参照）**

ア 請求書原本の引用はしない。

イ 身体の検査に関する条件は、裁判官が記載している。

・**20. 身体検査令状（強制採血）（資料 1 3 参照）**

強制採血の場合には、身体検査令状と鑑定処分許可状を併せて発付する必要がある。それぞれ強制採血用の用紙が用意してあるので、必ずこれを使用する。

・**21. 検証許可状（資料 1 4 参照）**

・**22. 鑑定留置状（資料 1 5 参照）**

勾留中の被疑者、被告人に対する鑑定留置の許否を決定する場合には、その請求が勾留状が発付されている被疑事実と同一の事実に関するものである限り、刑事訴訟法 6 1 条の手續（被疑事実の告知等）は既に勾留の際に行われているので、あらためて鑑定留置質問を要しない。

なお、鑑定留置質問を要する場合の具体的な処理については、令状事務室に備付けの「書記官事務の手引」第 1 章第 8 「鑑定留置請求に伴う事務」を参照のこと。

㉒ 臨検搜索差押(押収)許可状

用紙を用いて、必要的記載事項の有無を審査点検の上、令状を作成している。

㉓ 引致状 (資料 1 6 参照)

㉔ 保護許可状 (資料 1 7 参照)

この事件は簡裁の専属管轄であるので、割当表に△印が付いた裁判官は処理することができない。この場合には、地裁の刑事訟廷管理官又は刑事訟廷副管理官（以下「刑事訟廷管理官等」という。）のいずれかに連絡を取り、その指示を受ける（連絡先については、 を参照）。

また、本件令状請求は、刑事訴訟法上の令状請求ではないので、司法警察員ではない者も請求でき、この場合、「請求者の官公職氏名」欄に司法警察員の標記は不要であることに注意する。

㉕ 傍受令状 (資料 1 8 参照)

この事件は地裁の専属管轄であるので、宿直裁判官が簡裁裁判官の場合には令状を発付できない。この場合には、刑事訟廷管理官等に連絡を取り、その指示を受ける。

㉖ 触法事件の令状

触法事件の搜索差押許可状、搜索許可状、差押許可状、鑑定処分許可状、検証許可状及び身体検査令状は、触法事件用書式を使用する。

㉗ 関税法事件の令状

関税法事件の鑑定処分許可状は、関税法事件用書式を使用する。

㉘ 臨検搜索許可状 (児童虐待の防止等に関する法律 9 条の 3)

平日の日中は家庭裁判所が受け付けるが、夜間及び休日は地裁、簡裁で受け付ける。管轄についての例外規定（刑事訴訟規則 2 9 9 I ただし書等）はないので注意。

(20) 記録命令付差押許可状 (資料 9 - 2 参照)

ア 記録命令付差押許可状の用紙が用意してあるので、必ずこれを使用する。

イ 記録命令付差押許可状の固有の記載事項は、「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」及び「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」の 2 点

である。

ウ [] 別紙を引用する場合と請求書原本を別紙として引用する場合の2通りあるので、どちらの形式にするか請求者の意思を確認し、裁判官の指示を受ける。

エ 請求書原本を別紙として引用しない場合、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反等の特別法にかかる犯罪については、被疑事件名の下に罰条をすべて記載する。

オ 夜間執行の許可

請求書に日出前又は日没後に行う必要があるとして、その旨と事由が記載されている場合は、令状の下部余白部分に、

「この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」というゴム印を押印し、裁判官の認印を受ける。特に夜間に記録媒体を差し押さえる必要がない場合は、「記録命令」のみに夜間執行を許可することもできる。この場合には、「この令状のうち記録命令については、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」とゴム印の印影を訂正するか手書きし、裁判官の認印を受ける。

(21) **リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（搜索差押）許可状**（資料9-3参照）

ア リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（搜索差押）許可状の用紙が用意してあるので、必ずこれを使用する。

イ リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（搜索差押）許可状には、通常の電子計算機の差押（搜索差押）許可状に必要な記載事項のほかに、固有の記載事項として、「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」を記載しなければならない。

ウ [] 別紙を引用する場合と請求書原本を別紙として引用する場合の2通りあるので、どちらの形式にするか請求者の意思を確認し、裁判官の指示を受ける。

エ リモートアクセスによる複写の処分は、電子計算機に対する差押えを行う場合に、あくまでも付加的に認められる処分である。

- ① 通常の差押許可状請求書（差し押さえるべき物の搜索を必要とする場合は、搜索差押許可状請求書となる。③参照。）として立件する。つまり、「リモートアクセスによる複写の処分」自体は、立件する必要がない。
- ② 令状の「差し押さえるべき物」欄には、必ず、当該「電子計算機」の記載が含まれることになる。電子計算機を差し押さえないでリモートアクセスによる複写の処分のみを行うことはできないので、記入漏れがないか注意する。
- ③ 差押えの執行者が差押対象物の電子計算機を操作してリモートアクセス先の記録媒体を探す行為は搜索には当たらないため、差押対象物である電子計算機についての搜索の必要がない場合は、搜索差押許可状ではなく、差押許可状を発付することとなる。令状用紙を間違えないように注意する。
- オ 請求書原本を別紙として引用しない場合、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反等の特別法にかかる犯罪については、被疑事件名の下に罰条をすべて記載する。

カ 夜間執行の許可

請求書に日出前又は日没後に行う必要があるとして、その旨と事由が記載されている場合は、令状の下部余白部分に、

「この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」とゴム印を押印し、裁判官の認印を受ける。

- キ 国税犯則取締法（2条）、関税法（121条）、出入国管理及び難民認定法（31条）などに基づく差押えは、刑訴法218条2項が準用されないため、リモートアクセスによる複写の処分を行うことができないので留意する。

5 令状の発付

- イ 令状については、必ず、一般職二人で順次、令状点検票（資料21）の「令状交付時の点検」の各項目にチェックを入れながら、庁印の押捺、裁判官の押印、契印・訂正印の有無及び④条件の記載を確認する。

令状点検票の「請求書の点検」、「作成令状の点検」のダブルチェックが未了の場合は、ここで行う。

その後、令状を請求者に交付し、⑤令状請求事件簿に受領印を受ける。

なお、その際、

- ㉔ 請求書原本には請求者の契印は不要であるが、令状は全葉に契印が必要である。請求書原本に請求者の契印がある場合には、令状と請求書原本の初葉との間に裁判官が契印する。請求書原本に請求者の契印がない場合には、全葉に裁判官が契印する。
- ㉕ 令状の別紙として請求書原本を引用しなかった場合には、請求書原本は請求者に返還する。請求書謄本及び令状点検票は裁判所で保管する（それぞれ専用のクリアファイルあり）。

6 請求の撤回、却下

- ㉖ 撤回（資料 19 参照）

ア 請求者が請求を撤回する場合には、請求書の原本及び謄本の余白に

「撤回

裁判所書記官」

と記載し、書記官が認印する。

イ 請求者に請求書原本及び一件記録を返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。令状請求事件簿の結果欄に「撤回」と記載する。

なお、請求書謄本及び令状点検票は裁判所で保管する（それぞれ専用のクリアファイルあり）。

- ㉗ 却下（資料 20 参照）

ア 裁判官が請求を却下する場合には、請求書の原本及び謄本の余白に、

「本件請求を却下する。

理由

平成 年 月 日

東京〇〇裁判所

裁判官 ○○○○ 」

というゴム印を押し、理由を記載して、請求書原本のみに押印を受ける。

イ 請求者に請求書原本及び一件記録を返還し、令状請求事件簿に受領印を受ける。令状請求事件簿の結果欄に「却下」と記載する。

なお、請求書謄本及び令状点検票は裁判所で保管する（それぞれ専用のクリアファイルあり）。

7 返還令状の取扱い

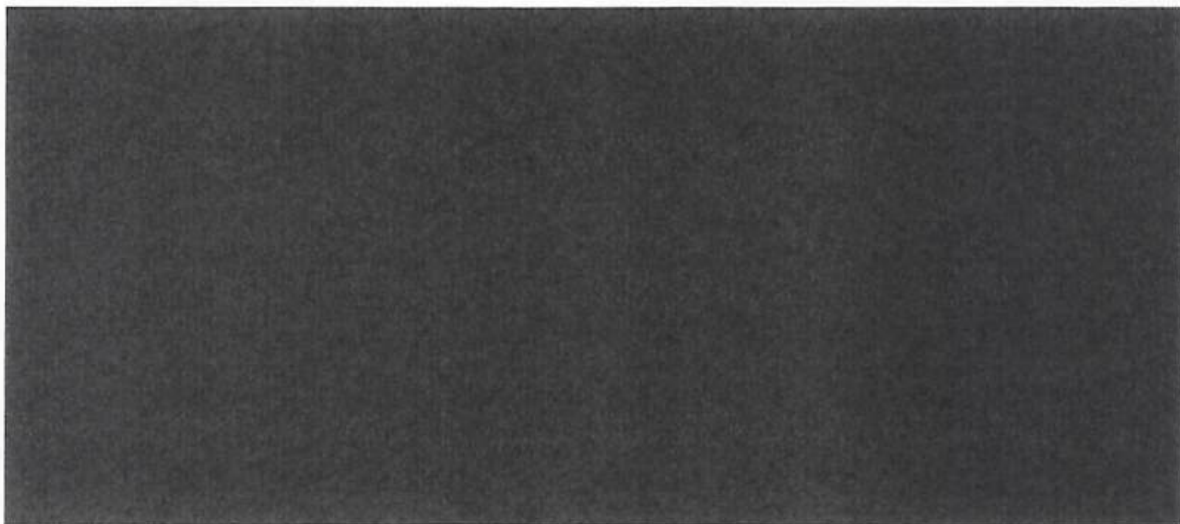
- (1) 東京簡易裁判所（墨田庁舎・刑事5室を含む。）の裁判官が発付した令状の返還が当直にあった場合は、その返還を受け、受付日付印（**A印**）を押し（認印不要）、事件関係送付簿で東京簡易裁判所刑事訟廷事件係に引き継ぐ。

なお、返還令状に表書きがない場合には、返還書（

）にあり）を作成させる。

- (2) 東京地方裁判所の裁判官が発付した令状については、受付日付印（**A印**）及び認印を押し、東京地方裁判所刑事訟廷事件係用のクリアファイルに入れて同係に引き継ぐ。

8 その他の注意事項



第2

**起訴狀，訴因等変更請求書，勾留請求，
接見等禁止請求，求令起訴，勾留延長
請求，保釈請求の処理**

1 起訴状等の受理

起訴状及び訴因等変更請求書（以下「起訴状等」という。）は、東京地方検察庁（以下「地検」という。）と東京区検察庁（以下「区検」という。）から別個に、又は一緒に提出されるので、それぞれ起訴状通付票のコピーを取り

，起訴状の原本には受付日付印（**A印**）と認印，訴因等変更請求書，同謄本，起訴状の謄本及び即決裁判手続の告知手続書には受付日付印（**A印**）のみを押す（資料 2 2 及び 2 3 参照。

）。

受理した起訴状等は，当直明けに地裁あてのものは地裁刑事訟廷事件係へ，簡裁あてのものは簡裁刑事訟廷事件係へ，それぞれの事件関係送付簿に「起訴状○通」と記載して（被告人の人数を記載するのではない。）起訴状通付票のコピーとともに引き継ぐ（資料 2 2 及び 2 3 参照）。

2 勾留請求及び接見等禁止請求の受理

勾留請求は，起訴等と同じく地検と区検から別個に，又は一緒になされる。

勾留請求があったときは，検察庁職員が持参した「勾留等請求通付票」の「請求」欄に認印を押捺して受理し，同通付票の最終葉に受付日付印（**B印**）を押捺し認印後，コピーを 2 通取り，原本は検察庁職員に返還する。

勾留等請求通付票のコピーは，2 通とも翌朝刑事 1 4 部に事件関係送付簿 A で引き継ぐ（ただし，翌日が休日のときは，1 通を地検・区検の別に，それぞれ「勾留等請求通付票綴」に編綴し，もう 1 通は事件関係送付簿 A の備考欄に「1 通は編綴済み」の旨記載して，翌日の令状事務担当職員に引き継ぐ。）。

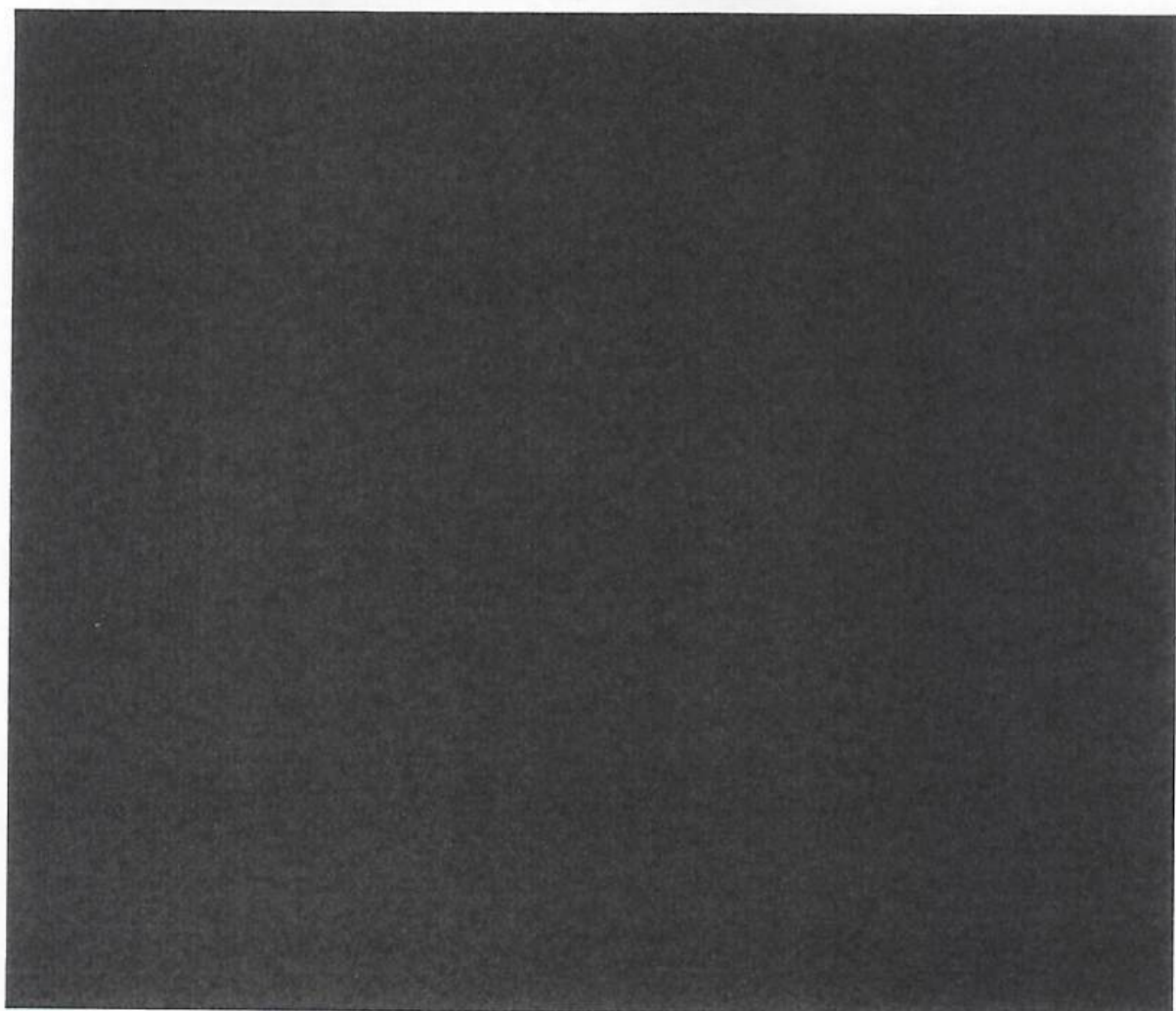
また，接見等禁止請求も勾留請求と同時になされる（一件記録中に合てつされている）ので，併せて受理する。勾留請求書及び接見等禁止請求書には，受付日付印（**B印**）を押捺し，認印を押す。1 件数名で請求があった場合も，各請求

書に各別に受付日付印の押捺が必要であるので注意を要する。

具体的な受理方法等は資料 2 4 及び 2 5 を参照のこと。



3



4 求令起訴状の受理

公訴提起と同時に被告人に対する勾留状の発付を求める場合を求令起訴といい、「勾留中求令状」、「逮捕中求令状」あるいは「別件勾留中求令状」と表示された起訴状が送付される。この場合は、起訴状の受理を行うとともに勾留質問を実施することになる（資料 2 6 及び 2 7 参照）。

[REDACTED]

逮捕中求令状の場合には必ず起訴状の受理印に受理時刻を記入する。

なお、宿直裁判官が簡裁裁判官の場合で地裁あてに求令起訴があったとき又は割当表の氏名の冒頭に△印が付してある裁判官の場合で簡裁あてに求令起訴があったときには、地裁刑事訟廷管理官等に連絡を取り、指示を受ける。

5 勾留延長請求の受理及びその処理

[REDACTED] 勾留延長の処理は、
請求日の翌日（満期日の前日）の令状事務担当職員が行う。

イ 勾留延長請求の受付

勾留延長請求があった場合には、検察庁職員が持参した「勾留期間延長請求通付票」の「請求」欄に認印を押捺して受理し、同通付票の最終葉に受付日付印（A印）を押捺し認印後、コピーを取り、原本は検察庁職員に返還する。
勾留期間延長請求通付票のコピーは、翌日の令状事務担当職員に引き継ぐ。

勾留延長請求書の受理、勾留延長請求通付票の記載等の具体的方法は、資料28を参照のこと。

ロ 勾留延長の処理

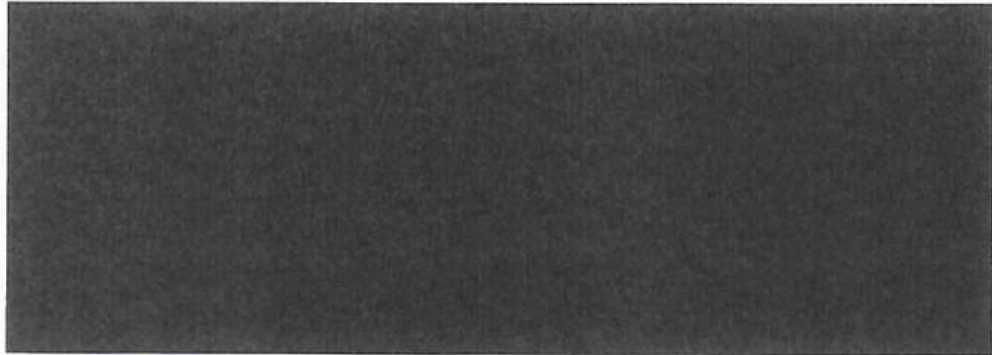
ア 勾留延長請求の翌日（勾留延長決定日）の令状事務責任者は、[REDACTED]
[REDACTED]の地裁裁判官への事件の割り振りを決める（休日における勾留関係事件の処理は地裁裁判官が行う。なお、東京簡易裁判所裁判官のした勾留についての勾留延長請求であっても、地裁裁判官が処理することができる。）。

通常は、おおむね事件数が平均するように各裁判官に割り振ることになるが、裁判官から特段の指示があれば、それに従う。

イ 勾留状の裏面に [REDACTED] うえ

(資料 29 記載例①ないし⑤参照)，各裁判官へ一件記録を上げる。

延長期間及び理由欄は，裁判官において記載する。



ウ 勾留延長決定がされ，裁判官から一件記録が戻されたら，裁判官の押印，延長期間（検察官の求める延長期間より短縮される場合もあるので注意）及び理由欄の記載を確認し（資料 29 記載例参照），勾留延長請求通付票に所要の事項を記載する。同通付票への具体的な記載方法等は，資料 28 を参照のこと。

④ 勾留延長請求の却下

ア 勾留延長請求書の余白に「本件請求を却下する。理由 平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官」のゴム印を押し，裁判官の記名押印を受ける。却下の理由については，裁判官に確認の上，「必要性なし」等と記載する。

なお，勾留状の裏面に [REDACTED]



[REDACTED] は裁判官の認印で訂正印を押印するのを忘れないようにする（なお，「勾留状を検察官に交付した年月日」欄の記載部分（資料 29 記載例④及び⑤の部分。書記官の押印を含む。）は，訂正しない扱いである。）。

イ 勾留延長請求却下の旨及び理由を，検察庁へ電話連絡するとともに，当該記録を早めに検察庁へ返還する。

ウ 勾留延長請求通付票への記載等は資料 28 を参照のこと。なお，「記録返

還」の欄には「却下」と記載する。

6 保釈請求の受理

保釈請求があったときは、保釈請求書の余白に受付日付印（A印）及び認印を押印する。



請求者から第1回公判前か後か聴取しておく。

保釈請求書に請求者の連絡先（電話番号）の記載がない場合、その記載を求める。

請求者から口頭で保釈面接の希望がある旨聴取したときは、保釈請求書に「面接希望」と記入した附せんを付する。

地裁係属事件の処理及び引継等については、「平成16年5月10日付け事務連絡」記載のとおり（資料30参照）。簡裁係属事件については、簡裁刑事訟廷管理官に連絡して指示を受ける。

7 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受理

宿直時において、被疑者からの国選弁護人選任請求書・資力申告書等がFAXにより送信されてきたときは、以下の要領で受付処理を行う。なお、詳細及び日直時における受付については、「被疑者国選弁護人関係マニュアル」を参照されたい。

① FAXの受信場面

国選弁護人選任請求書・資力申告書等がFAX送信されてくるときは、送信元である被疑者を収容している留置施設等から事前に電話連絡がある。

② 受付手続

ア 送信書（及び国選弁護人選任請求書・資力申告書末尾の添付書類欄）に記載されている書面の種類及び枚数を確認し、受領書欄に①受付日付印（A印）と、②取扱者の認印を押して、FAXにて直ちに返信する。

イ 「国選弁護人選任請求書・資力申告書」の余白に①受付日付印（A印）を押し、②上訴申立書等記録簿の進行番号を記載し、③取扱者が認印し、④上訴申立書等記録簿に登載する。

④ 記録の編成と引継ぎ

書類を以下の順に揃えて、黒ひもで綴綴して記録を編成し、
に収納して当直明けに刑事14部（翌日が休日の場合は翌日の令状事務担当者）に引き継ぐ（勾留状の写しが添付されている場合で、その写しの一部が漏れている場合、その旨を記載した付箋を一件記録に付して引き継がれることが望ましい。）。

- ① 「国選弁護人選任請求に関する記録」表紙（上部枠内に「被疑者名（フリガナは不要）」を記載する。）
- ② 国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ③ 勾留請求済証明書
- ④ 勾留状の写し（勾留状が既に発付されている被疑者から請求（以下、「事後請求」という。）の場合）
- ⑤ 不在・不受任通知書（ある場合のみ）
- ⑥ ファクシミリ送信書兼受領書
- ⑦ 裏表紙

8 不在・不受任通知書の受理

各弁護士会から不在・不受任通知書がFAXにより送信されてきたときは、不在・不受任通知書右下余白に受付日付印（A印）を押し、次のとおり処理する。

① 日直の令状事務担当職員の処理

「不受任通知書等綴」に被疑者の氏名（フリガナ）を基準として五十音順に編てつする（宿直から [REDACTED] [REDACTED] で引き継いだ分についても、同様に編てつする。）。

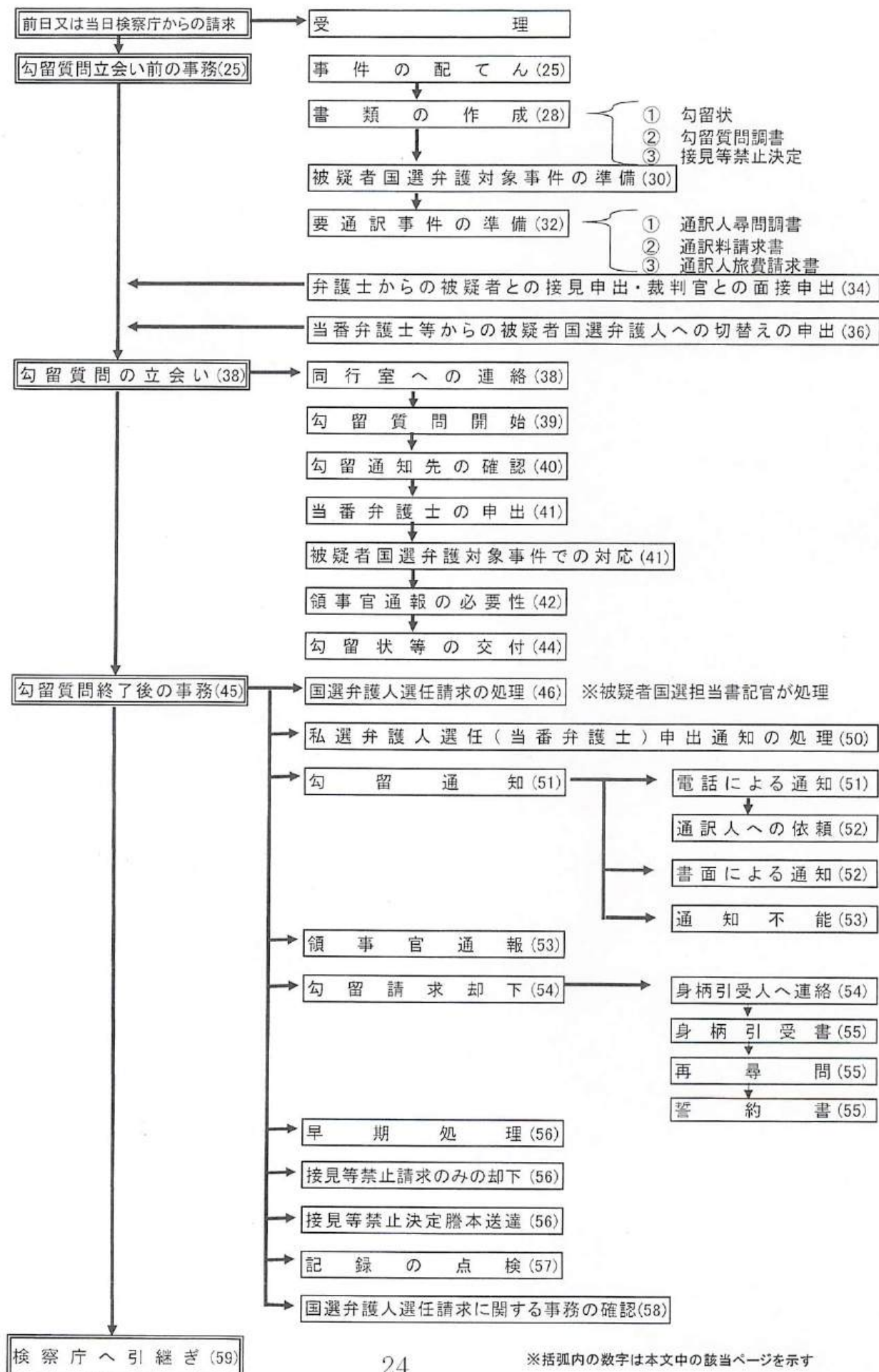
④ 宿直職員の処理

[REDACTED] に収納し、翌日が平日の場合は当直明けに刑事14部（翌日が休日の場合は令状事務担当職員）に引き継ぐ。

第3

勾留質問の実際と記録の引継ぎまで

勾留請求事件処理の流れ



1 [redacted] による勾留関係事務

(1) 通常の日直における勾留関係事務

平成25年6月から、日直における勾留関係事務は [redacted]
処理を行っている。 [redacted]

[redacted] を行う。

[redacted] 勾留関係事務の概要については、資料53の [redacted]

[redacted] 令状事務処理について」記載のとおりである。

(2) [redacted] が使用できない場合の勾留請求事件等の処理

ア

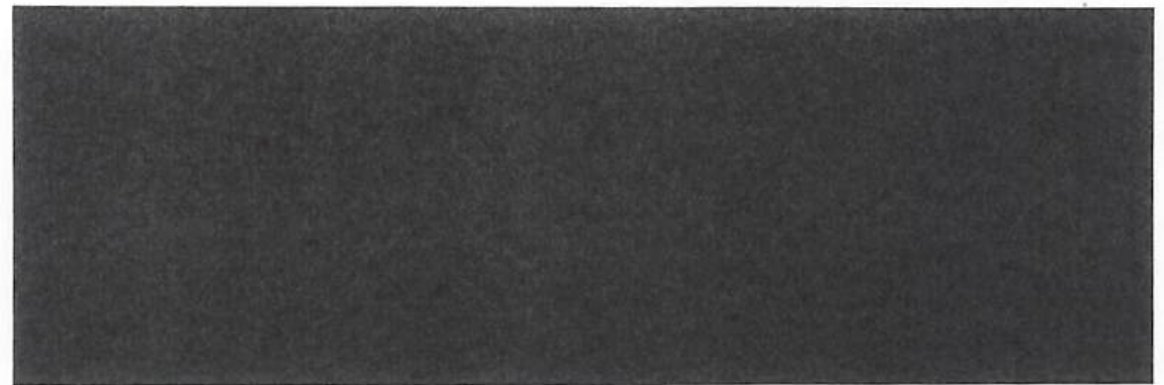
イ

ウ

2 勾留質問立会い前の事務

(1) 事件の配てん

ア 勾留請求事件の配てんは、 [redacted]
[redacted]



※ 被疑者国選担当書記官は、朝一番で 
、勾留等請求通付票により被疑者国選記録表紙の表紙を手書きで、作成する。

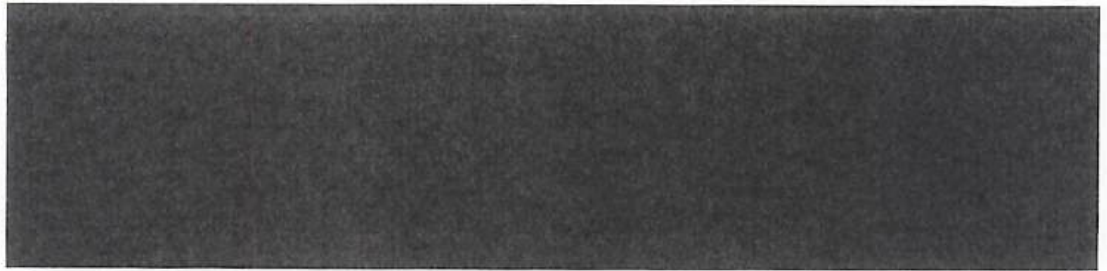
イ 要通訳事件の場合には、通訳人に渡す被疑事実及び勾留請求書の1枚目（通訳人尋問調書等を作成のため）のコピーを1通取る。

※ 少年被疑者の場合で、罰金以下の刑に当たる被疑事件である場合には勾留請求自体ができないので、罰金刑以下の被疑事件でないか注意する（少年法41条（資料32）参照）

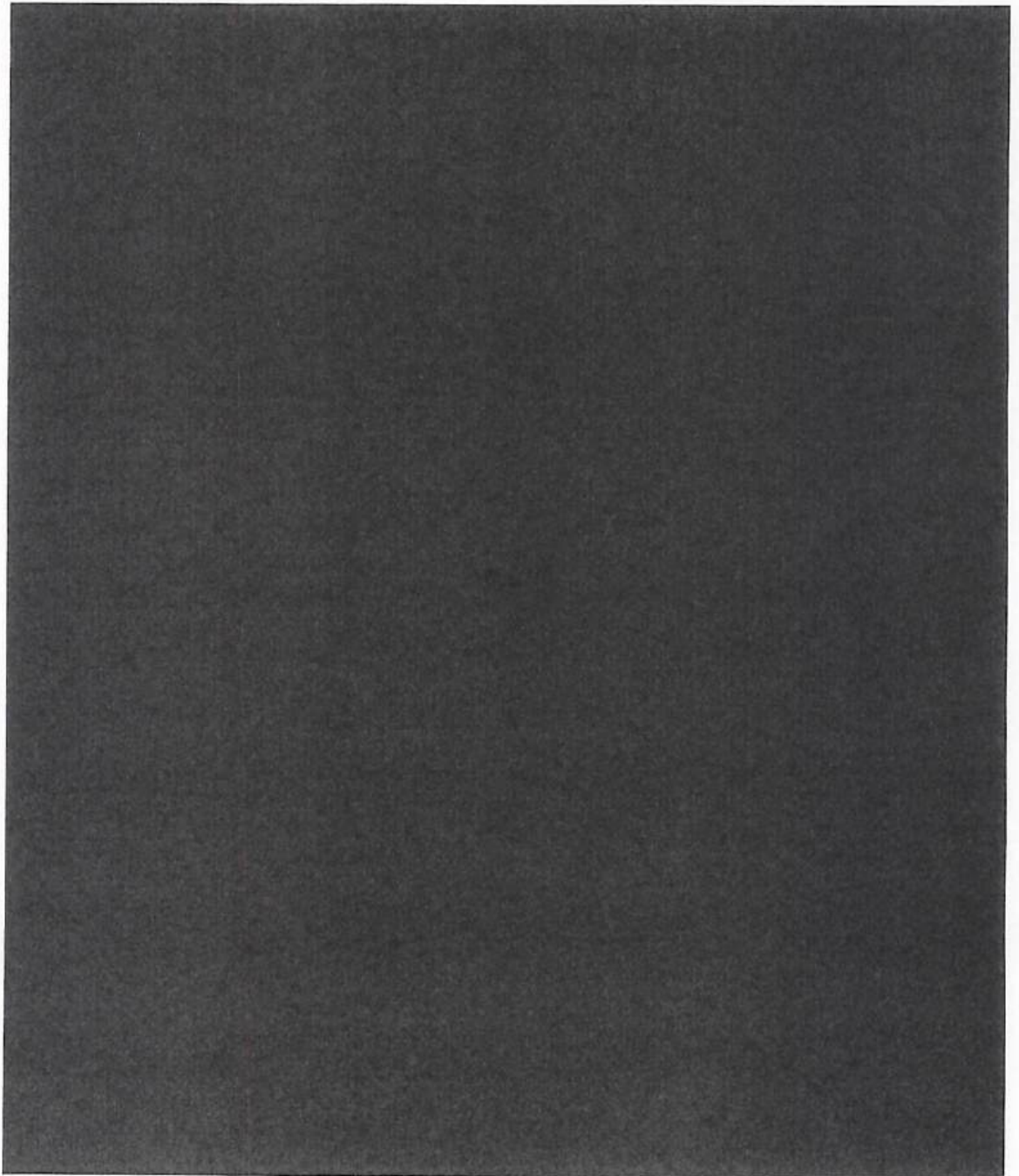
※ 東京地裁では、原則として、勾留請求を受理した翌日に勾留質問を行っているが、勾留請求を受けた当日に勾留質問を行うこともある。これを「即尋」（即日尋問の略称）と呼んで区別している。

※ 参 考





(2) の利用に伴う留意事項



[REDACTED]

(3) 書類の作成

ア 勾留状、勾留質問調書の作成（資料 3 3 及び 3 4 参照）

※ [REDACTED]

※ 被疑者国選弁護制度対象事件については、国選弁護人選任請求の有無にかかわらず、専用の勾留質問調書となるので注意する。

※ [REDACTED]

※ 併せて、令状事務室に残る書記官（令状事務責任者を含む。）は、勾留質問が予定されている事件のうち、勾留請求の入力、印刷等が未了のものがある場合には、入力、印刷等を行って、勾留請求記録等を裁判官席に提出する。従って、勾留質問室に入る書記官は、準備未了の事件がどの程度あるのか、令状事務室に残る書記官に伝えておく。

(ア) 被疑者の氏名、年齢等が不詳のため検察庁から送付された写真を用いて被疑者を特定する場合には、台紙と写真との間に裁判官の契印が 2 箇所必要となる。その場合の編てつ順は、①勾留状、②被疑事実、③写真台紙となる。

(イ) 被疑者の住所は、「東京都」（ただし 23 区に限る。）、政令指定都市及び県庁所在地の「都道府県名」を省略する。地番については「丁目」、「番地」及び「号」等の記載は「-」（ハイフン）を用いて省略する（東京地検との申合せ）。ただし、集合住宅（マンション、アパート等）について、勾留請求書に特定の名称が記載されている場合には、これを記載する。

(ウ) 被疑事実の要旨（法 6 4 I）は、通常、[REDACTED]
[REDACTED]別紙を利用する。この場合、この別紙に「被疑事実の要旨」と記載してあるときには「の要旨」を削除して「被疑事実」と訂正し、「犯罪事

実」と記載してあるときは「犯罪」を「被疑」と訂正するほか、「別紙」と記載されていないものについては左上部分に「（別紙）」と加筆して利用する。

【削除の例】

被 疑 事 実 の 要 旨 → 被疑事実 (~~の要旨~~)

(エ)

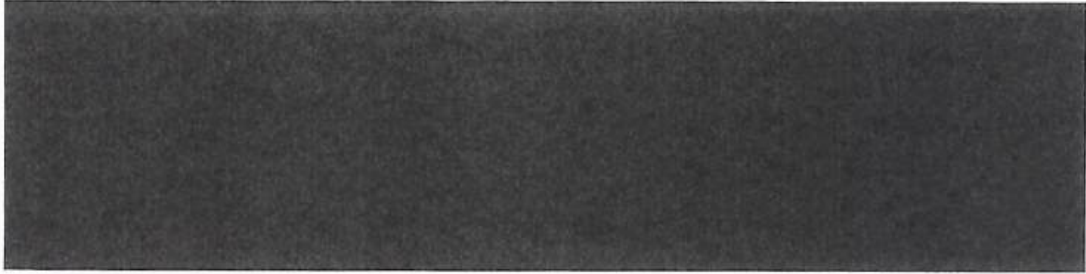
(オ) 手話通訳については、通訳人尋問調書の「被疑者は国語に通じないので、勾留質問について 語」とある箇所を、「被疑者は聴覚及び発音に障害があるので、勾留質問について手話」と訂正して使用する。

イ 接見等禁止決定、同謄本 () 及び同送達報告書の作成

※ これらの「接見等禁止決定（原本）等」は、

(ア) 接見等禁止決定は、年齢（成人・少年）、日本人か外国人か、検察官が授受を禁止する文書の種類（人定資料を除くか否か）等の別によって主文が異なるが、

(イ) 被疑者がウィーン条約加盟国の国籍を有する外国人の場合は、



(ウ) 接見等禁止決定謄本の送達報告書の書記官名下に職印を押し、接見等禁止決定原本を上にして左側をホチキスで止めておく。

※ 接見等禁止請求の入力、印刷及び職印の押印は各室の担当書記官が行う（民事枠、刑事枠を問わない。）ので、各自職印の押印を忘れないこと。職印自体は、各勾留質問室に持ち込む印箱に入っている職印を利用する。

(4) 被疑者国選弁護制度対象事件の準備

ア 対象事件の把握と「国選弁護人選任請求に関する記録」の引継ぎ等

勾留等請求通付票を参考にするなどして、対象事件を把握し、対象事件について、宿直等から国選弁護人選任請求に関する記録が引き継がれていれば、それを用意する。また、前日の夜間に国選弁護人選任請求がなく、同記録が引き継がれていない場合は、「国選弁護人選任請求に関する記録」の表紙（被疑者国選弁護人関係マニュアル【詳細版】－三訂版－（以下「被疑者国選マニュアル」という。）資料5【東京地書式①】（以下「被疑者国選記録表紙」という。）参照）を新たに作成する。

※ 対象事件：法定刑が長期3年を超える懲役又は禁錮の事件

※ 対象事件の把握については、勾留等請求通付票の検察官名欄「」マークや送致書余白の「被疑者国選対象事件」という赤いスタンプの有無を参考にする。

※ 被疑者国選記録表紙には、被疑者名、表紙右上に対応検察庁の区分A、B（地検、区検の別）及び勾留番号（勾留等請求通付票又は勾留請求書下部中央に記載されている。）を記載する。「連絡メモ」欄の記載は裁判官に一任する。ただし、後記のとおり、指名通知依頼の際には、被疑者国選担当者において、事件名が正しいか否か（対象事件であるか否か）を再度確認する。

なお、被疑者名のフリガナは原則として記載不要である。

イ チェックリストを利用した手続段階及び持込書類の確認

チェックリストを活用し、手続段階を確認すると共に、チェックリスト各項目に記載されている持込書類を用意する。

※ 持込書類については、被疑者名の記入をするなど埋められる箇所を埋めておく必要はないが、国選弁護人選任請求書・資力申告書には罪名を入れておくことが望ましい。

ウ 勾留質問調書の準備

被疑者国選弁護制度対象事件の勾留質問調書は、国選弁護人選任請求の有無にかかわらず一般のものと異なるので、取り扱いに注意する。

エ 勾留状案の写し

※ 被疑者国選弁護制度対象事件については、国選弁護人選任請求の有無にかかわらず、裁判官の勾留請求事件記録の検討前に、勾留状案の写しが必要であるが、
被疑者国選弁護人対象事件であるか否かを問わず、全件勾留状案の写しが印刷されるので、それを利用する。

(ア) 被疑者国選弁護制度対象事件の勾留状案の写しの1枚目上部余白に「写」と付記する。

(イ) 裁判官が記録を検討する時は、被疑者国選弁護制度対象事件については、被疑者国選記録表紙（事前請求がある場合は被疑者国選弁護人選任請求事件記録）及び上記(ア)の勾留状案の写しを被疑者国選関係書類を入れるオレンジ色のクリアファイルに入れ、作成した勾留状案や接見等禁止決定案と共に裁判官に渡す。

※ 対象事件名に誤りがあると、更正決定が必要になることがあるので留意されたい。

※ 被疑者ごと、勾留質問室ごとに、クリアファイルに入れて勾留質問室に持ち込み、選任手続完了又は日直終了時まで管理する。

(ウ) 裁判官から記録等が戻された時は、被疑者国選弁護制度対象事件についての勾留状案につき訂正箇所がある場合には、その写しにも同様に訂正が

反映されているかを確認する（写しに訂正印は不要）。

(5) 要通訳事件の準備

ア 通訳人関係 3 点セット（通訳料請求書、通訳人旅費請求書、通訳人尋問調書（宣誓書添付））の作成…休日にあつては、
までに作成する。

これらの書類の作成は、資料 5 3 の による令状事務処理について」の 4 の(4)のエに記載のとおり、
作成する。

(ア) 通訳人関係 3 点セットの作成単位

通訳料請求書及び通訳人旅費請求書は、裁判官が同一である場合、扱った通訳事件の数にかかわらず、通訳人 1 人につき、それぞれ 1 通だけ作成する。例えば、1 人の通訳人が 5 件通訳事件を扱っても、作成する請求書はそれぞれ 1 通である。ただし、1 人の通訳人が複数の裁判官の勾留質問に立ち会うような場合は、裁判官ごとにそれぞれ作成する。

※ 特に指定がない限り、記載には黒のボールペンを使用する。

通訳人尋問調書（宣誓書添付）（資料 3 9，4 0 参照）は、事件ごとに作成する。

なお、通訳人がどの被疑者の事件を担当するかは、同行室警察官作成の勾留質問者名簿（資料 3 6 参照）の備考欄で確認する。

(イ) 記載事項

a 通訳料請求書（資料 3 7 参照）

(a) 事件番号

記載せず、空白とする。

(b) 被疑者名，事件名

通訳人が複数の事件を扱った場合は、被疑者名については「○○○
○外○名」，事件名については「○○等」とまとめて記載する。

(c) 請求の年月日，通訳に従事した年月日，支給決定の年月日
勾留質問の日を記載する。

(d) 通訳の種類

通訳言語をすべて記載する（例：北京語，ロシア語）



b 通訳人旅費請求書（資料 3 8 参照）

(a) 事件番号

記載せず空白とする。

(b) 被疑者名，事件名

通訳人が複数の事件を扱った場合は，被疑者名については「〇〇〇
〇外〇名」，事件名については「〇〇等」とまとめて記載する。

(c) 請求の年月日，出頭年月日，支給決定の年月日

勾留質問の日を記載する。



c 通訳人尋問調書（資料 3 9 参照）

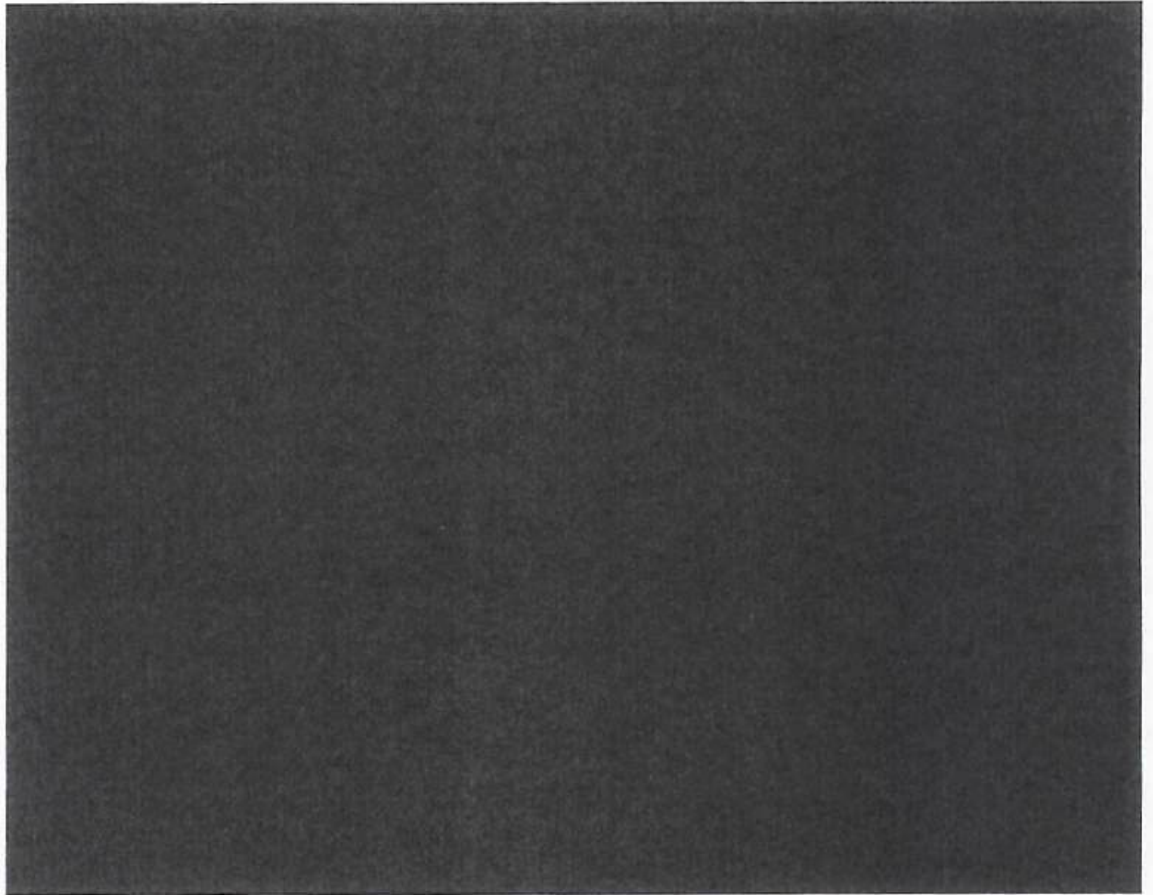
被疑者名，被疑事件名，尋問年月日，裁判官，裁判所書記官，言語欄
だけを記載する。

記載ができたなら，通訳人尋問調書，宣誓書（資料 4 0 参照）の順で，
左側 2 箇所をホチキスで留める。

※ 通訳人尋問調書（宣誓書添付）は，被疑者ごとに作成する（事件名はすべて記

載する。))。

イ 通訳人に対する書類の交付及び通訳人からの返還



(6) 弁護士から被疑者との接見申出があった場合の措置

ア 勾留質問開始前に被疑者の弁護士又は弁護士となろうとする弁護士（以下「辩护人等」という。）から被疑者との接見申出があった場合、裁判官が登庁していれば、接見の判断をすぐ行うが、登庁していないときは[REDACTED]等で待たせるか、その辩护人等の連絡先を聞いて裁判所から連絡を入れることになる。なお、接見申出書が提出されている場合は、受付日付印（A印）を押して裁判官に提出する。

イ 裁判官が許可する場合、[REDACTED]に備え付けてある接見指定書に辩护人等の氏名、被疑者氏名、被疑事件名及び接見時間等を記入の上、裁判官に提出する。接見時間は通常30分間くらいまでとしている（刑事1

4部の取扱い)ので、その範囲内で弁護人等の希望を聞いて記入する。

ウ 裁判官から許可が下り次第、弁護人等に接見指定書を持たせて直接同行室へ行ってもらう。

同行室へ弁護人等が接見に向かった旨の連絡を入れる(内線)。

エ 接見が終了すると、同行室から接見時間等が記入された接見指定書が送付されるので、刑事14部あての事件関係送付簿Aに記入して、当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

(7) 勾留質問前に弁護士から裁判官との面接申出があった場合の措置

ア 裁判官の登庁前の処理

弁護人等に対し、裁判官が登庁し記録を読み終わる時刻(おおよそで構わない)を伝え、連絡先を確認した上、再度、その時刻に来庁するよう伝える。

イ 裁判官の登庁後の処理

速やかに、裁判官に対し、当該事件について、面接希望がある旨を報告する。裁判官が記録を読み終わったら、裁判官の了解を取った上、弁護人等を面接用机に案内する。

(8) 勾留質問前に弁護士から上申書等の書面が提出された場合の措置

ア 前日以前に受け付けた上申書等の処理

受付日付印(A印)を押した上、確実に、翌日の勾留質問事務処理担当者に対し、弁護人等から提出された上申書等(意見書、身柄引受書も含む。)を引き継ぐ。引継ぎを受けた担当者は、必ず、その書面を勾留請求記録とともに裁判官に上げて目を通してもらう。

イ 当日受け付けた上申書等の処理

受付日付印(A印)を押し、至急、裁判官に持参し、目を通してもらう。

ウ 記録にその上申書等を編綴するかどうかを裁判官に確認し、編綴しない場合は当直明けに事件関係送付簿Aで刑事14部へ引き継ぐ(1枚目上部余白部分に「裁判官閲覧済み」と鉛筆で記載する。))。

- (9) 当番弁護士として被疑者と接見した（その後に事件を受任している場合も含む。）弁護士が、被疑者国選弁護人への切替えを求めてきたときの措置

ア 査閲・受付

弁護士が切替専用の請求書（被疑者国選マニュアル資料32）等を持参してくるので、記載内容、添付書類を確認し、不明な点があれば、その場で弁護士に確認する。

添付書類がある場合と、その種類

- ① 被疑者の資力が50万円以上であれば、不受任通知書
（ただし、提出は任意）
- ② 弁護士が事件を受任していたのであれば、捜査機関の
受付印のある辞任届の写し
- ③ 弁護士が裁判所に対し、特別な事情を説明したい場合、
支援センター宛での「国選弁護人の選任に関する要望書」
写し

受付手続及び記録の編成は、通常の被疑者国選弁護人選任請求と同じである。ただし、その日に勾留質問が行われる被疑者分で急ぐ場合は、受付処理を後回しにして、勾留質問の担当者に引継ぐことも考えられる。

※



イ その後の処理

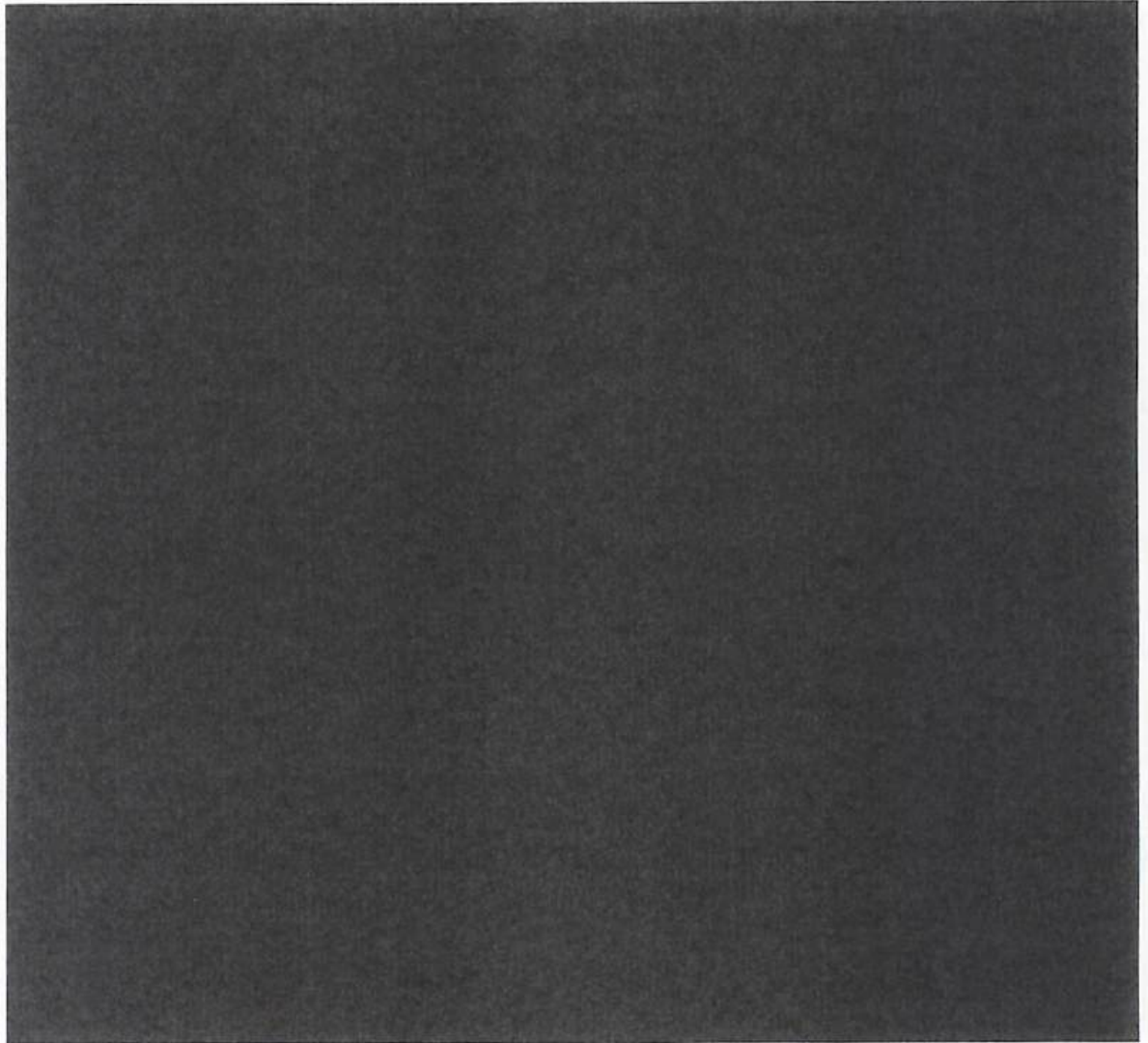
通常の被疑者国選弁護人選任請求の処理と同じであるが、異なる点は以下のとおりである。

- (ア) 支援センターに対して国選弁護士候補指名通知依頼を行うときには、
連絡事項欄に当該弁護士の情報を記載して情報提供を行う。
- (イ) 既に勾留状が発付されている被疑者に関しては、収容されている警察署等に連絡して、勾留状の写しを入手する。

3 勾留質問の立会い

(1) 勾留質問に立ち会う前の事務

ア 勾留質問室へ持参する物

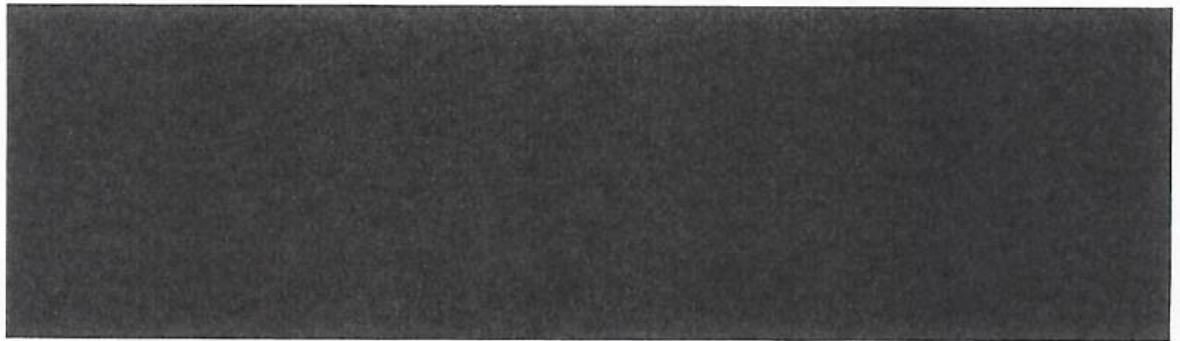


イ 同行室への連絡

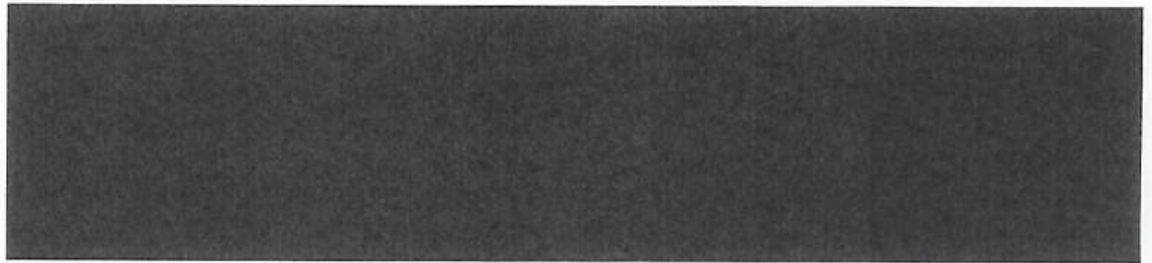
勾留質問の準備ができたなら同行室の警察官に「〇号室勾留質問に入ります。」と連絡する（内線[redacted]）。その際、勾留質問を[redacted]
[redacted]最後まで通して行うのか、途中まで行うのかについても、裁判官に確認の上、同行室の警察官に連絡する。

ウ





エ 勾留質問の順番



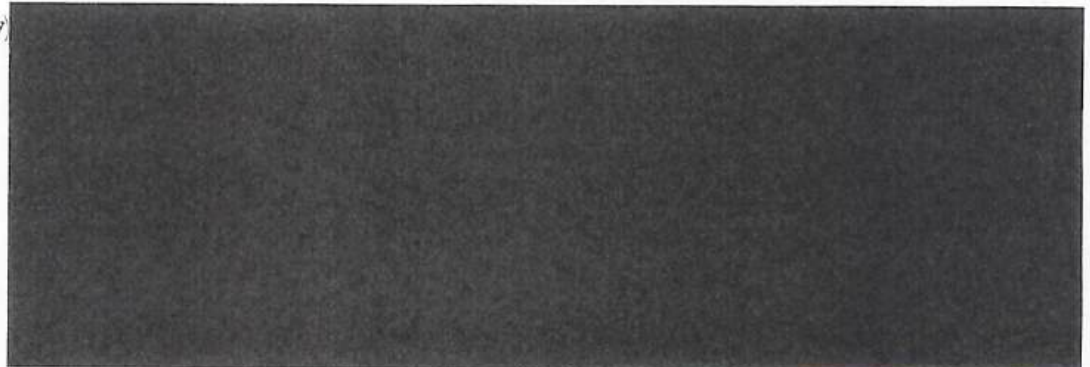
(2) 勾留質問調書の作成（資料 3 4 参照）

ア 調書の作成（規 6 9， 3 9 1）

(ア) 勾留質問調書を作成するに当たって、「**事実**は、そのとおり間違いありません。」等のゴム印が使用できる場合には、それを使用する。

(イ) 人定質問については、勾留請求書の記載と異なる陳述があった場合のみ「ただし、職業は〇〇です。」等と書き加える。

(ウ)



(エ) 被疑者の陳述が長く、継続用紙を使用した場合には、必ず調書の契印をする（勾留質問調書は契印不要となっていないので注意する。）。

※ 通訳人尋問調書と宣誓書の間についても契印する。

(オ) 被疑者国選弁護制度対象事件において、既に私選弁護人が付いているた

めに弁護人選任権の告知・教示がなされなかったときは、裁判官の指示により、勾留質問調書の不動文字（「及び貧困その他の事由・・・できる旨」の部分及び「さらに、・・・教示し」の部分。）を抹消する。

- (カ) 被疑者国選弁護制度対象事件において、国選弁護人選任請求に関する事柄を勾留質問調書に記載することはない。例えば、被疑者が国選弁護人選任請求をしない旨述べた場合であっても、それを勾留質問調書に記載することは不要である。

※ 勾留質問調書ではないが、私選弁護人選任申出に関する事実の確認が行われたときは、後の照会のために、「私選弁護人選任申出に関する手控え用紙」にメモを残すことはある。

※ なお、例外的に、裁判官からの指示がある場合には、勾留質問調書とは別の申述調書に記録を残すことがある。この場合は、勾留質問室内で申述調書で引用する別紙を完成させなくとも、手控え用紙にメモを残しておき、令状事務室に戻ってから申述調書を作成すれば足りる。この申述調書は、勾留請求事件記録ではなく、国選弁護人選任請求に関する記録に編綴する。

イ 勾留通知先の確認

- (ア) 東京地裁では、勾留質問が始まる前に、同行室の警察官から勾留通知先を記載した「勾留通知メモ」が勾留質問立会書記官に届けられるので、これを参考にする。

(イ)



- (ウ) 既に弁護人等がいる場合には、その者に勾留通知をする（弁護人への通知は、本人の希望の有無にかかわらず必ず行う（法79））。被疑者が弁護人等の名前を覚えていない場合であっても、その者が被疑者との接見後で

あれば、警察の留置管理係で名前及び連絡先を把握しているので、同係から連絡先等を聴取し、通知する。

(3) 当番弁護士の申出

勾留質問中に被疑者が当番弁護士制度の利用を希望した場合には、勾留質問終了時、「私選弁護人選任（当番弁護士派遣）申出書」（被疑者国選マニュアル資料9【東京地書式⑤】の中段部分）に被疑者の署名及び指印をもらう（東京にある弁護士会のうち特に指定する弁護士会がある場合には、括弧内の弁護士会を○で囲ませる）。申し出があった旨を同行室の警察官に伝える。

※ 当番弁護士制度利用の申出書式は、後述する被疑者国選弁護制度における私選弁護人選任申出の書式と同一のものをを用いることになった。したがって、標題が「私選弁護人選任申出書」となっているが、1回だけは相談料無料という当番弁護士制度の内容は変わっていない。

※ 裁判所から弁護士会への通知に関し、従来は被疑者の申出書とは別に通知書を作成していたが、現在、通知書は申出書の上部を利用する形式となっている。

※ 警察官への伝達は、警察署における弁護士との接見準備のためにするので、当番弁護士に限らず、後述する私選弁護人選任申出の場合にも行う。

(4) 被疑者国選弁護制度対象事件での対応

※ 勾留質問終了後の国選弁護人選任請求に関する事務については、被疑者国選記録表紙「連絡メモ」欄の裁判官の指示に基づいて手続が進められることになる。従って、勾留質問立会書記官は、同「連絡メモ」欄に裁判官の指示（裁判官の認印）があることを確認して令状事務室に引き継ぐように注意する。

ア 国選弁護人の選任請求の要件を充足する場合

①資力が50万円未満のケースや、②資力が50万円以上であっても、不在・不受任通知書の添付があるケースでは、裁判官から口頭で要件確認をするにとどまることが多いであろう。

イ 資力が50万円以上、私選申出あり、添付資料なしなどの場合

裁判官から被疑者に対して、私選弁護人選任申出に関する事実について質問がなされる。勾留質問後の東京三弁護士会刑事弁護センター（以下「三会センター」という。）への照会に備えて「私選弁護人選任申出に関する手控え用紙」（被疑者国選マニュアル資料11【東京地書式⑦】参照）にメモをする。

ウ 資力が50万円以上、私選申出未了の場合

資力が50万円以上であるのに私選弁護人選任申出をしていない国選弁護人選任請求は不適法な請求である。そこで、被疑者に請求を撤回するように促すことが多いと考えられるが、撤回するという場合には被疑者に国選弁護人選任請求撤回書を作成させる（被疑者国選マニュアル資料10【東京地書式⑥】参照）。

また、被疑者が希望すれば、私選弁護人選任申出書を作成させる（作成方法は(3)と同じ）。

エ 勾留質問室の場面に於いて初めて被疑者が請求した場合

被疑者が、事前に国選弁護人選任請求書を作成しておらず、勾留質問の場面において国選弁護人の選任を希望した場合は、まず、裁判官において被疑者に資力が50万円未満か50万円以上かを口頭で確認し、50万円未満の場合、国選弁護人選任請求書・資力申告書を記載させる。

50万円以上の場合、国選弁護人の選任請求の前に私選弁護人選任申出をする必要がある旨説明し、被疑者が希望すれば、私選弁護人選任申出書を作成させる（作成方法は(3)と同じ）。

なお、外国人被疑者の場合、勾留質問室において、通訳人を介して上記各書面の記載をさせることがあるが、その手続を通訳人を介して行った旨の記載は必要ない。

(5) 領事官通報の必要性

ア 原則

外国人被疑者（通訳の要・不要にかかわらず、ウィーン条約又は二国間条約に加入していて在日領事官がいる国の国民—令状事務室備付けの資料で確認すること）の場合には、領事官に通報する必要がある。特に、「領事関係に関するウィーン条約締約国一覧表」中、◎印及び○印が付されている国の国民については被疑者本人の要請の有無にかかわらず通報が必要なので、注意を要する。

イ 「通報の要請に関する照会書」を作成する場合

（ア）被疑者の場合

一件記録中、警察署等から既に通報が終了していることが明らかな場合には、改めて裁判所から通報の説明や依頼の有無を被疑者に確認する必要はないが、通報書が編てつされていないとき、確認書が編てつされているものの被疑者がその要否について述べていなかったり、被疑者が希望しているのに書面上通報した旨の記載が見当たらないときは、「通報の要請に関する照会書」を作成することになる。その際、同照会書の最下部にある「本手続は通訳人を介して行った。裁判所書記官」の箇所への押印等をする。（資料4 1 参照）

（イ）被告人（求令起訴）の場合

全件「通報の要請に関する照会書」を作成する。

ウ 勾留質問調書への記載

イの照会書とは別に、勾留質問において、領事官に対する通報に関して述べたことは、勾留質問調書に記載する必要があるので、注意を要する。

エ 被疑者の国籍が中華人民共和国の場合

捜査段階で領事官通報がされていないときは、勾留質問室に備え置いてある「権利の告知について」と題する書面（資料4 2 参照）を被疑者に示して権利の告知を行い、勾留質問調書の勾留通知等に関する問答部分の直後に、「二国間条約に基づく権利告知済み」と記載する（ゴム印あり）。

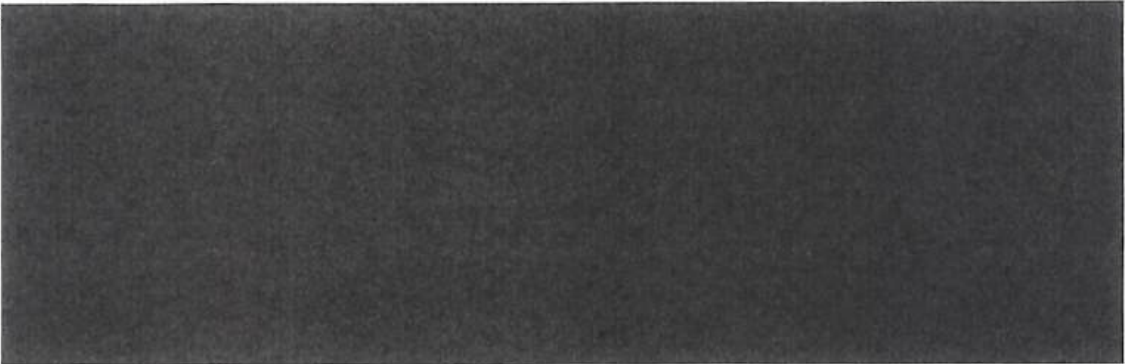
(6) 勾留状等の交付

東京地裁では、原則として、個々の被疑者の勾留質問が終了するごとに、勾留質問室内において、



なお、同行室の事務処理後に、接見等禁止決定（送達報告書添付のもの）が令状事務室へ戻されるので、記載もれや押印もれがないか確認し、勾留等請求通付票の「備考」欄に記載された「接禁請求付」を赤○で囲み、同決定が令状事務室に戻されたことを帳簿上明らかにしておく。同決定は、刑事14部の事件関係送付簿Aに記載して（複数をまとめて「○○○○外○名」でよい。）、当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

※ 接見等禁止決定謄本1通は記録に編てつするので、必ず一件記録に挟んで残すようにする（接見等禁止決定謄本を記録に挟んでいないと、令状事務室で接見等禁止決定が出たのか分からず、勾留通知等にも支障が生じる。）。

※


※ 勾留状の写しは、国選弁護人選任請求に関する記録と共にクリアファイルに入れる。

(7) 勾留質問室から令状事務室への事務引継ぎ

ア 国選弁護人選任請求関係

勾留質問に立ち会っている書記官は、被疑者国選弁護制度対象事件の勾留質問終了ごとに、被疑者国選記録表紙「連絡メモ」欄に裁判官の認印または備考欄に記載があることを確認し、被疑者国選関係書類のみをクリアファイ

ルに入れ、

クリアファイルは令状事務室に残る職員が回収するので、令状事務室への内線連絡は不要である。

令状事務室に残る職員は、クリアファイルを適宜回収に行き、被疑者国選担当書記官に引き継ぎ、手続を進める。

イ 勾留請求事件記録

4 勾留質問終了後の事務

※ 令状事務室に残る被疑者国選担当書記官は、勾留質問室からクリアファイルが戻ってきたら、まず、(1)「国選弁護人選任請求の処理」として、被疑者国選記録表紙「連絡メモ」欄に、裁判官の指示があるかどうか（「直ちに指名通知依頼する」「私選申出未確認・不請求・撤回」欄に裁判官の認印があるか又は備考欄に記載がある。）を確認して、当該事件について国選弁護人候補指名通知依頼の手続をする。並行して、（被疑者国選対象事件かどうかにかかわらず）「私選弁護人選任申出」がある場合には、事務官と連携するなどして、(2)「私選弁護人選任申出通知」の事務を行うことが望ましい。

※ 併せて、手分けをして、できるところから勾留通知、領事官通報を行う。通知等を行った場合には、勾留質問調書への通知済の付記も済ませる。そして、調書等の編綴も含めて事務

処理の済んだ記録は、あらかじめ決めておいた場所に集めておき、別の者による点検（※参照）を待つようにしておくといよい。

(1) 国選弁護人選任請求の処理

詳細については、「被疑者国選マニュアル」を参照されたいが、ここでは比較的事例の多い、国選弁護人を選任する場合と、資力要件を満たさないケースにおける私選弁護人選任申出の場合について概説する。

ア 国選弁護人の選任の場合

(ア) 国選弁護人候補指名通知の依頼

※国選弁護人候補通知依頼書及びファクシミリ送信書は

支援センターへの国選弁護人候補指名通知依頼は、FAX送信により行う。国選弁護人候補指名通知依頼書（被疑者国選マニュアル資料13【東京地書式⑨】）を作成し、ファクシミリ送信書（同マニュアル資料14【東京地書式⑩】）及び勾留状の写しを付し、事前に電話連絡をした上で支援センターに送信し、送信した書類一式は当該被疑者の国選弁護人選任請求に関するクリアファイルに入れる。送信後しばらくすると、受領書が返信されてくるので、受付日付印（A印）を押してクリアファイルに入れる。

なお、支援センターへのFAXによる依頼（FAX番号は短縮登録してある。）は、**午後5時までに終わらせる**（勾留質問が終了していない等の理由により、午後5時までに依頼できない場合には、予め支援センター（電話番号）へその旨連絡する。）。

※ 依頼書の「事件名」については、被疑者国選担当者において被疑者国選記録表紙の連絡メモ欄記載の対象事件名の記載及び勾留状写しで事件名が正しいか否か（対象事件であるか否か）を必ず確認し、被疑者国選弁護対象事件だけを記載する。ただし、対象事件と科刑上一罪の関係にある罪については、その罪名も記載する。

※ 指名通知依頼に際して特に配慮が必要な事件の場合、被疑者国選記録表紙「連絡メ

モ」(備考)欄に裁判官が申送り事項を記載する。その場合、指名通知依頼の方法及び時期について、担当裁判官の指示を受ける必要がある。

※ 的確な送信のために、送信原稿は①ファクシミリ送信書、②国選弁護人指名通知依頼書、③勾留状の写しの順に揃えた上、①から順に書面右下部分に丁数を振る。最後の丁数にはその旨を示すために丁数を○で囲む(例：1，2，3，4，⑤)。

※

(イ) 国選弁護人候補指名通知の受理、国選弁護人選任書の作成

a 支援センターから国選弁護人候補指名通知書がFAX送信されてきたら、内容を確認し、受領書部分(送信票の下部)に受付日付印(A印)及び認印を押して、それを支援センターに返信する。

b

(a) 国選弁護人候補指名通知書のコピーを2部とった後、国選弁護人候補指名通知書の原本に受付日付印(A印)を押し、受付日付印を押した国選弁護人候補指名通知書、aで返信したファクシミリ送信票(兼受領書)の順に、当該被疑者の国選弁護人選任請求に関するクリアファイルに入れる。

(b) (a)で作成したコピーのうち1部の下部余白に国選弁護人選任のゴム印( 在中)を押し、決定日を記入し、裁判官の記名印を押して国選弁護人選任書を草稿し、裁判官に提出して押印を受ける。

ただし、国選弁護人候補指名通知書に記載されている文字が判然としない場合は(罪名漏れ、不要罪名の記入がある場合を含む。)、従前どおり、国選弁護人選任書を別に作成する。この場合、国選弁護人候補指名通知書に基づいて、国選弁護人選任書()

にある。)を草稿し、裁判官に提出して押印を受ける。

※国選弁護人選任書の押印は、当該被疑者の勾留質問を担当した裁判官にお願いすることになるが、そのときの状況に応じて適宜、手の空いている裁判官に提出して押印を受けてもよい。

(c) 国選弁護人選任書の写しを一部作成し、国選弁護人選任請求関係の記録と共にクリアファイルに入れる。

c b(b)で作成した国選弁護人選任書の原本は、刑事14部での交付に備え、事件関係送付簿Aに記入した上(複数をまとめて「〇〇〇〇外〇名」でよい。)、

に入れて、当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

(ウ) 関係者に対する通知等

a 弁護人

(a) 選任命令が出たら、直ちに、国選弁護人にその旨電話連絡し、速やかに、平日の昼間に刑事14部で選任書の原本を受領して頂きたい旨伝える。万一、弁護人と連絡がつかない場合は、連絡未了の旨を記録の表紙に明示し、翌日の日直又は刑事14部に引き継ぐ。

※ 国選弁護人が、国選弁護人選任書の原本受領を直ちに希望する場合、令状事務室において交付することは差し支えない。この時は、弁護人から請書(備付け書式あり)を受領し、受付日付印(A印)を押して、国選弁護人選任請求に関する記録に綴る。

※ 弁護人からFAX送信してほしい旨の希望があれば、必ず弁護人にFAX番号を確認した上で、選任書の写しをFAX送信する(裁判所側からあえてFAX送信の希望の有無を尋ねる必要はない)。FAXの誤送信には厳に注意する。

(b)

b 被疑者，支援センター，検察官

- (a) 国選弁護人候補指名通知書の写しを引用する方法により国選弁護人選任書を作成した場合，前記「b」で作成した指名通知書写しの2枚目の下部余白に，国選弁護人選任通知のゴム印（  在中）を押し，通知日を記入し，書記官記名印及び職印を押して，選任通知書を作成する。

国選弁護人選任書を別に作成した場合は，従前どおり，国選弁護人選任通知書（被疑者国選マニュアル資料16【東京地書式⑫】）を別途作成する。

- (b) 被疑者及び支援センターに対しては「a」で作成した選任通知書をFAX送信する。いずれも送信前の電話連絡や送付書の添付は不要であり，被疑者の送信先は収容場所である。なお，弁護人への連絡が取れなかった場合でも，被疑者（収容場所）及び支援センターに対してFAX送信をすることは差し支えない。
- (c) FAX送信が済んだら，通知が完了した旨を前記「b」で作成した国選弁護人選任書写しに付記し（備付けの付記印を押し，該当箇所に○印を付する。），認印する。
- (d) 検察官への通知については刑事14部を通して行うので，「a」で作成した国選弁護人選任通知書を事件関係送付簿Aに記入した上（複数をまとめて「○○○○外○名」でよい。），  に入れて当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

(エ) 上訴申立書等記録簿及び被疑者国選記録表紙へ結果を記入

上訴申立書等記録簿の備考欄（結果その他）並びに被疑者国選記録表紙の「勾留状の発付日」及び「結果」欄を記入する。

(オ) 日直終了後の引継ぎ

国選弁護人選任請求に関する記録及び書類のうち、日直において手続が完了したものについては [] に、宿直において単に受付をしたにすぎないもの及び日直において手続が完了しなかったものについては [] に、それぞれ入れ、宿直職員を経由して翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ（引継ぎの際は、必ず書類を記録に編てつし、クリアファイルをはずす。）。

イ 私選弁護人選任申出の場合

被疑者が記入した「私選弁護人選任申出書」の上部が、裁判所から弁護士会へ宛てた通知書となっているので、必要事項を記入して三会センターへFAX送信する（方法及びその後の引継ぎは以下の(2)と同じ）。

(2) 私選弁護人選任申出通知（三会センターへの通知）（被疑者国選マニュアル資料9【東京地書式⑤】参照）

ア 先述のとおり、当番弁護士制度利用の申出書式と被疑者国選弁護制度における私選弁護人選任申出の書式は同一のものをを用いることになり、さらに、裁判所から三会センターへの通知書は、被疑者の申出書の上部を利用する形式となった。

三会センターへの通知は、FAX送信により行う。送信書（被疑者国選マニュアル資料12【東京地書式⑧】）を付し、事前に電話連絡をした上で送信する。送信後しばらくすると受領書が返信されてくる。

なお、三会センターへのFAXによる通知（FAX番号は短縮に登録してある。）は**午後5時までに**終わらせる（勾留質問が終了していない等の理由により、午後5時までに通知できない場合には、予め三会センター（電話番号 []）へその旨連絡する。）。

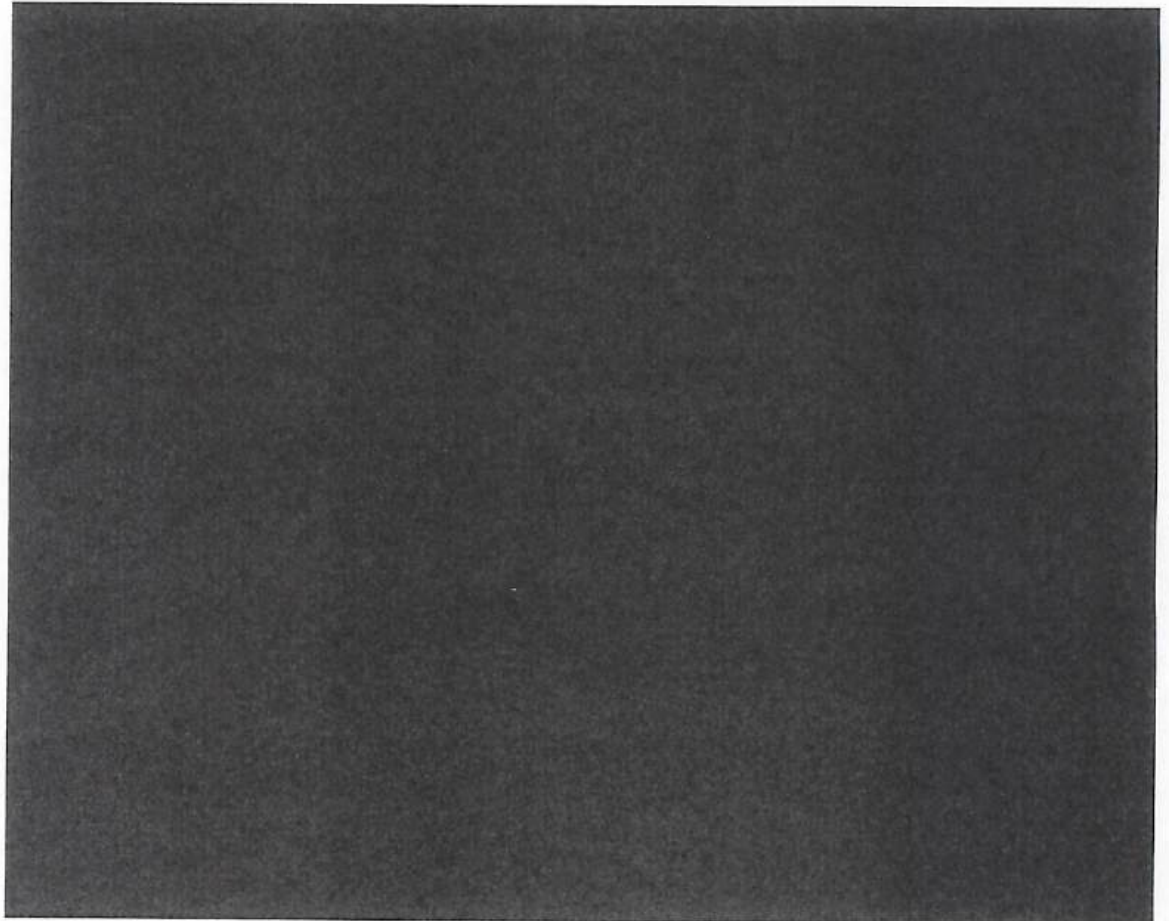
イ 送信の終わった通知書は、送信書及び受領書と共に3枚1組で、刑事14部宛の事件関係送付簿Aに記入した上（複数をまとめて「〇〇〇〇外〇名」

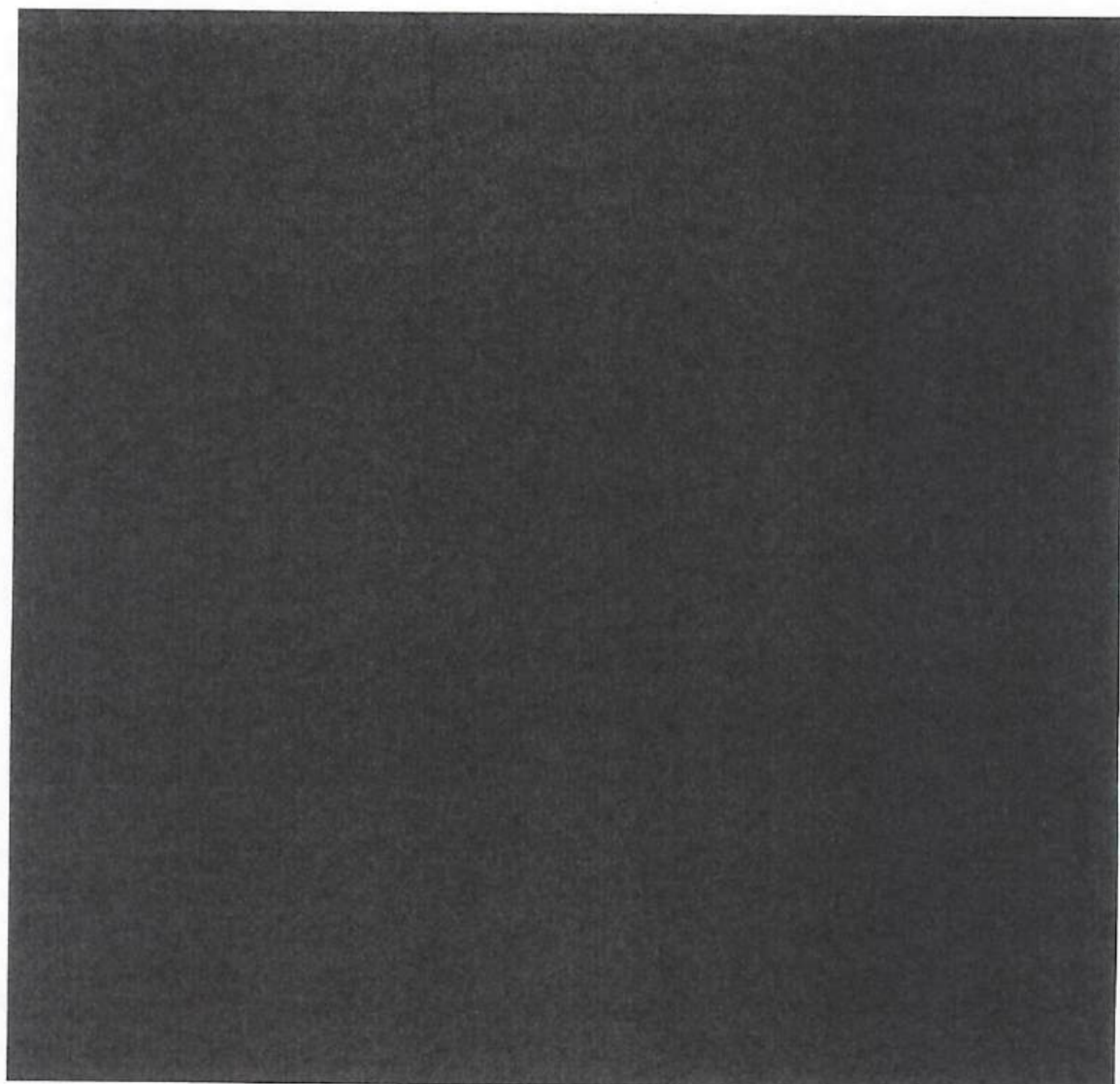
でよい。）、に収納して当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

国選弁護人選任請求がなされなかった「不請求」の記録は、即日廃棄することなく、に入れる。令状事務責任者は、に入っているオレンジ色ファイル内に私選弁護人選任申出書や撤回書が入っていないことを確認する。令状事務責任者は、ファイルから書類を取り出して、すべての「不請求」の書類をまとめて輪ゴム又はビニール紐で一括して括り（順不同）、一番上の記録表紙に「〇月〇日 日直分」と記載した付箋を貼り、に入れて地裁刑訟事件係に引き継ぐ（送付簿への記載は不要）。

(3) 勾留通知

ア 電話による通知方法（令状事務室備付けの「電話による勾留通知の方法」参照）





イ 通知が完了したら、勾留質問調書の通知済みの箇所に通知を担当した書記官の認印を押す（資料 3 4 参照）。

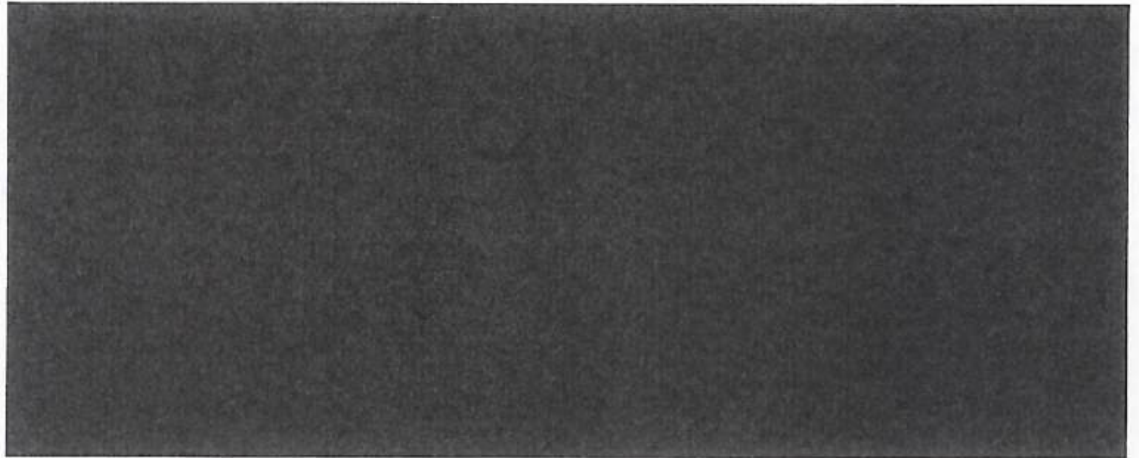
イ 書面による通知方法（資料 4 3 参照）

※ 勾留通知書は

勾留通知書は、刑事 1 4 部の書記官として作成する。また、本文中の日付は、勾留決定日を記載する。

なお、封筒は表に裁判所名の入っていない無地封筒（裏面に

と印刷されている。）を使用し、



ウ 通知不能

通知先が不在等の理由により通知不能となった場合には、被疑者に通知不能となった旨の連絡をする。被疑者が裁判所内に残っているときは警察官（内線 ）に通知不能の連絡をする（勾留質問者名簿を見ながら「○号室△番、通知不能です。」）ことができるが、裁判所の構内から退出したときは、被疑者の勾留先である警察署の留置管理係に通知不能の旨を連絡する。

さらに、勾留質問調書の下部に記載されている不動文字のうち、「即日勾留通知済」の文字を抹消し、「通知不能」を加入するよう修正した上、通知を担当した書記官の認印を押す（資料34参照）。

(4) 領事官通報（資料44参照）

ア 領事官通報の方式

領事官通報は書面で行うので、通訳人に対して領事官通報の依頼をすることは絶対にしない。

なお、通知方法については33のイの「書面による通知方法」に準じて処理する（封筒は東京地方裁判所の庁名の入ったものを使用する。）。

被疑者の国籍が中華人民共和国であり、捜査段階で領事官通報がされていない場合には、次の点に注意する。

(ア) 通報書は郵送せず、中華人民共和国大使館領事部（FAX番号 ）

。令状事務室備置のFAXには短縮番号で登録してあるので、送信の際は必ず短縮番号を使用する。）宛FAX送信する。

(イ) 送信済みの通報書は、事件関係送付簿Aに記載（複数をまとめて「〇〇〇外〇名」でかまわない）して、当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

イ 警察署への通知

刑事14部へ送付する準備ができたなら、領事官通報をした旨を、勾留先の警察署留置担当者に対し、電話により通知する。

ウ 通報及び通知した旨の付記

アの通報及びイの通知をした旨を、勾留質問調書の下部余白に付記し（資料34参照）、認印を押す。その際、付記専用のゴム印があるので、それを使用するとよい。ただし、ゴム印は「警察署長に通知済」となっているので、警視庁本部または分室の留置担当者に通知したときは、「警視庁留置管理第一課長に通知済」と訂正する。

エ 最高裁への報告

「領事関係に関するウィーン条約締約国一覧表」中◎印が付された国の領事官に裁判所から通報した場合には最高裁刑事局第二課への報告を要するので、FAX送信票（資料45参照）の4「要旨」部分を記入し、事件関係送付簿Aで刑事14部に送付する。

(5) 勾留請求の却下

ア 身柄引受人への連絡

裁判官の指示により身柄引受人が必要となった場合には、被疑者の身柄引受人に身柄引受書を書いてもらうので、身柄引受人となる者に連絡する。この場合、身分を証明するもの（免許証・保険証等）と印鑑を持って来庁するように指示する。

なお、来庁時間を確認するとともに、裁判所の直通電話番号（令状事務室直通電話番号[]）を伝えておく。

※ 日直時間内に来庁できる範囲に居住しているか、身柄引受人の住所に注意する。来庁が不可能と認められる場合には裁判官の指示を受ける。

イ 身柄引受書の提出

身柄引受人が来庁したら裁判官と面接を行い、身柄引受人において被疑者を監督できるか確認してから、身柄引受書を書いてもらう。

ウ 再尋問

裁判官が身柄引受人との面接を終了したら、勾留質問室において被疑者に対し再尋問を行い、被疑者から誓約書を徴する。

エ 決定書の作成

(ア) 勾留請求書の余白に「本件勾留請求を却下する。理由 平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官」のゴム印を押し、却下理由（必要性なし等←裁判官に確認）を記載して裁判官の記名押印を受ける（なお、罪名を一部落とす等の勾留請求の一部却下の場合は、裁判官の指示により、勾留請求書の余白に却下部分を特定した上で、同様の処理を行い、勾留状の別紙被疑事実のうち却下した事実を削除するなどの処理も同時に行う。）。

却下決定がなされたら、至急、検察庁へ結果を電話連絡する。

※ 併せて接見等禁止請求もされている場合は、その請求書の余白に「本件請求を却下する。理由 平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官」のゴム印を押し、却下理由（勾留請求却下につき等←裁判官に確認）を記載して裁判官の記名押印を受ける。

(イ) [] が被護送者名簿を持ってくるので、その裏面に①と同様の記載を行い、謄本認証する。

(ウ) 身柄引受書と誓約書を一件記録の勾留質問調書の後ろに編年体で綴る。

(エ) 勾留等請求通付票の「交付」欄に「却下」と記載する。

(オ) 一件記録を(イ)で作成した謄本と一緒に [] に引き継ぎ、勾留等請求通付票に受領印をもらう。

※ 身柄引受人の来庁が遅くなった場合、身柄引受書だけを後から検察庁へ引き継ぐこと

もある。このような場合、被疑者は留置先の警察署へ戻されてしまうので、警察の留置管理係に身柄引受人が向かうまで被疑者を警察署に引き留めておいてほしい旨の連絡をする。

(カ) 国選弁護人選任請求をした被疑者に対する勾留請求を却下した場合

※ 資力が50万円以上の場合、私選申出の有無を確認する（準抗告で勾留を認めた場合、国選弁護人選任手続を進めなければならないため）。

国選弁護人選任請求の却下は、被疑者の釈放を確認してから行うので、その旨を付せん等に記載し、記録上分かるようにして、

に入れて14部に引き継ぐ。

(6)

(7) 接見等禁止請求のみの却下

接見等禁止請求書の余白に「本件請求を却下する。理由 平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官」のゴム印を押し、却下理由（必要性なし等）を記載して裁判官の記名押印を受け、勾留等請求通付票の「備考」欄に「接禁のみ却下」のゴム印を押す。

却下決定がなされたら、至急、検察庁へ結果を電話連絡する。

(8) 接見等禁止決定謄本の送達（被疑者が受領を拒否した場合）

（勾留質問の立会いの箇所で説明したように、）東京地裁においては決定書原本（送達報告書をホチキスで留めたもの）と謄本2通（被疑者送達用と執行用）を を介して交付しているが、被疑者が決定書謄本の受領を拒否した場合には、決定書原本とともに被疑者送達用謄本が戻されるので、被

疑者が勾留される留置施設の長等（「警視庁〇〇警察署長」、警視庁本部及び警視庁本部分室のときは「警視庁留置管理第一課長」）あてに特別送達発送の準備をする。

※ 接見等禁止決定原本は刑事１４部の事件関係送付簿Ａに記載して、当直明けに刑事１４部に引き継ぐ。

(9)

(10) 記録の点検等

※ 一連の事務処理を終えた勾留請求記録は、処理をした者とは別の者によるチェックを受けるため、あらかじめ決めておいた場所に集めておき、手の空いた者は、順次点検を行う。点検が済んだら、勾留請求記録の表紙下部にある検察庁が付す番号の脇に鉛筆でレ点を記載するなどして、別の場所に番号順に並べていく。

ア 調書等の記載内容を確認し、押印漏れ等がないか、対応する勾留請求記録の末尾に編年体（通訳人尋問調書→勾留質問調書→接見等禁止決定謄本の順）で綴られているか等を確認する。

※ 具体的に、最低限の確認事項としては、

- ①勾留質問調書の裁判官の認印、通訳人名の記載
- ②勾留質問調書の勾留通知及び領事官通報に関する付記
- ③通訳人尋問調書と宣誓書との契印、裁判官の認印
- ④通報の要請に関する照会書の編綴
- ⑤接見等禁止決定謄本の編綴

が漏れていないかがある。なお、私選弁護士選任申出通知書は当直明けに刑事14部に引き継ぐので、勾留請求記録には編綴しない。

イ 勾留請求却下、[REDACTED] 及び接見等禁止請求却下の事案については、勾留等請求通付票に結果等が記入されていることを確認する。

※ 勾留請求が却下された場合でも、勾留質問調書は一件記録末尾に綴ることになる。

(11) 国選弁護士選任請求に関する事務の確認

ア 日直事務終了前には、必ず、国選弁護士選任請求に関する事務の進捗状況を確認する。特に、被疑者からの請求を放置したり、支援センターからの国選弁護士候補指名通知待ちの案件（翌日処理が決まっているものを除く。）が残ることが決してないようにする。

※ 事務処理を引き継ぐ場合には、当直日誌の特記事項及び記録表紙に目立つように記載するなどして、引継ぎを受けた者において確実に処理がなされるようにする。

イ また、国選弁護士選任請求に関する記録を点検することはもちろん、上訴申立書等記録簿への記入、各種引継ぎ帳簿への登載漏れがないかを確認する。

① 国選弁護人選任請求に関する記録

上訴申立書等記録簿への登載，結果の記入

記録は [REDACTED] へ

※ 選任手続未了の記録は [REDACTED] へ

※ 不請求の記録は， [REDACTED] へ

② 私選弁護人選任申出通知書

事件関係送付簿 A に登載し，送信書及び受領書と共に 3 枚 1 組で， [REDACTED]

[REDACTED] に収納して引き継ぐ。

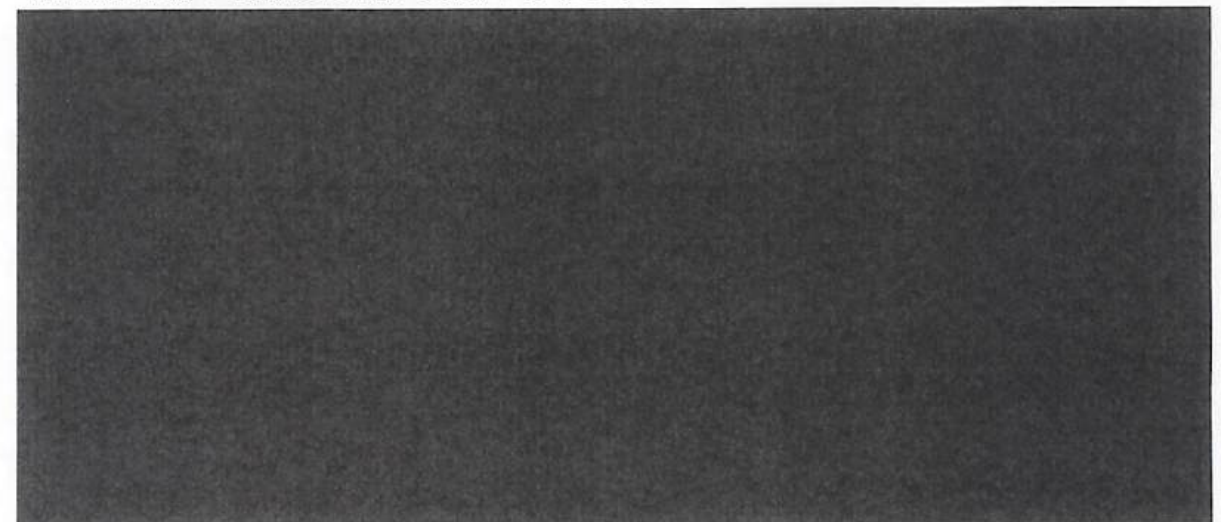
③ 国選弁護人選任書，検察官宛の国選弁護人選任通知書

事件関係送付簿 A に登載し， [REDACTED]

に収納して引き継ぐ。

5 検察庁への記録の引継ぎ

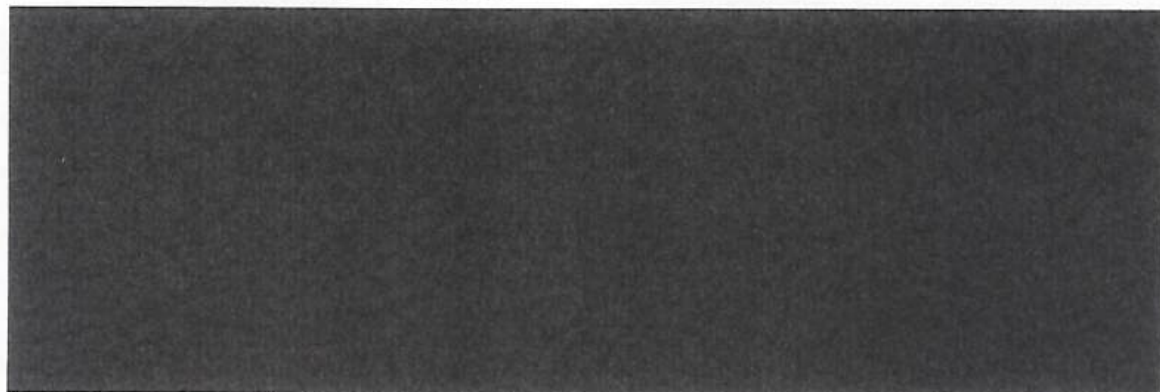
一件記録を台車に乗せ，検察庁の当直事務室 [REDACTED] に引き継ぎ，勾留等
請求逋付票の記録送付欄に受領印をもらう。



6 弁護人からの請求等

(1) 勾留状謄本交付請求があった場合の処理

弁護士から、勾留状謄本の交付請求があった際は、弁護士選任届が捜査機関に提出済みであることを確認の上、勾留状謄本交付申請書に所定の事項を記入させた上で刑事14部に引き継ぐ。



(2) 被疑者との接見の証明を求められた場合

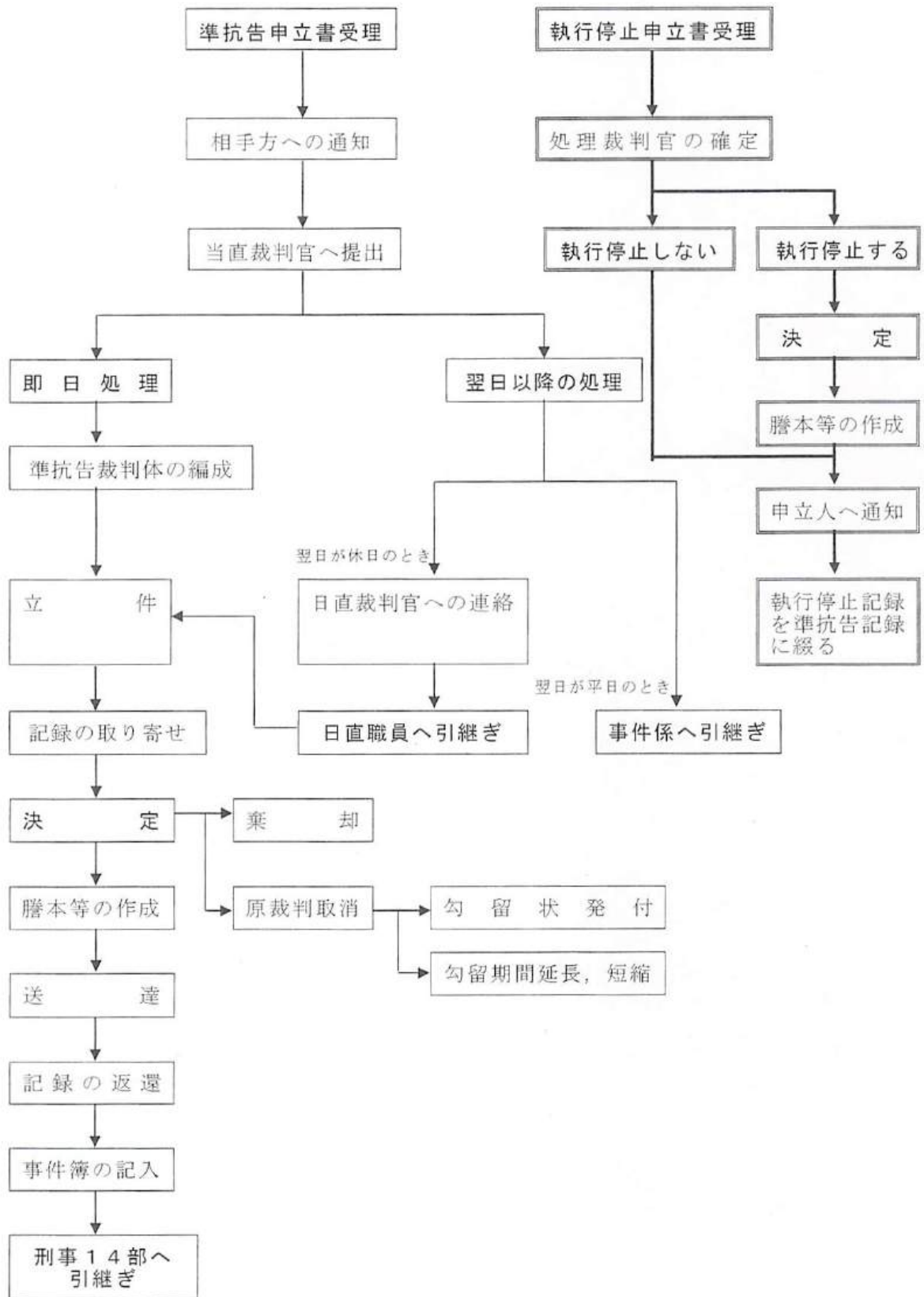
国選弁護士から、裁判所構内の同行室で被疑者と接見したことの証明が欲しい旨の申出があった場合には、証明書等を発行する取扱いを行っていない旨を伝える。



第4

準抗告申立て等の事務

準 抗 告 等 の 流 れ



1 準抗告申立て処理事務

イ 準抗告申立書の受理（資料49及び50参照）

準抗告申立書に受付日付印（A印）及び認印を押す。

※ 弁護士から準抗告の申立てがあった場合には、弁護士選任届が提出されているか確認する。被疑者段階であれば一件記録の中に弁護士選任届が編てつされているが、編てつされていない場合は検察庁に確認する。

ロ 相手方への通知（規230）

相手方に適宜な方法で通知する（通常は電話で行う）。

検察官に対して通知する場合は地検令状担当（平日夜間は内線[REDACTED]（ただし誰も出なかった場合は、短縮番号[REDACTED]）、休日昼間は短縮[REDACTED]、休日夜間は短縮[REDACTED]）へ内線電話で連絡する。

なお、申立書の余白部分に通知した旨の付記及び認印が必要となる（資料49参照）。

ハ 当直裁判官への提出

申立書を当直裁判官へ提出し（申立人の面接希望があれば、併せてその旨を当直裁判官へ連絡する。）、即日処理を行うのか、翌日以降の処理にするのか指示を受ける。検察庁から一件記録が既に送付されている場合には、一件記録も提出する。

※ [REDACTED]

※ 検察官からの準抗告申立ての場合には、準抗告申立書とともに一件記録が送付されることがある。

※ 準抗告を即日処理しない場合でも、執行停止は即日処理する場合がある（63ページ参照）ので注意する。

ニ 即日処理しない場合

ア 翌日が平日のとき

地裁刑事事件係の事件関係送付簿に記載し、当直明けに事件係に引き継ぐ

([REDACTED] A印のみを押す)。

イ 翌日が休日のとき

[REDACTED]
[REDACTED]，地検から一件記録を取り寄せておく（後記¹³イ，ウ参照）。

翌日の当直裁判官（ [REDACTED] ）のうち，地方裁判所の判事の資格を有する裁判官に準抗告があった旨を電話連絡し，指示を受けるとともに，翌日の令状処理の職員にも準抗告申立てがあったことを引き継ぐ。

※ 当直裁判官のうち判事の資格を有する裁判官と連絡が取れないときは他の当直裁判官のいずれかに連絡する。

13 即日処理する場合

ア 準抗告の合議体の編成（法429条の準抗告の場合）

13-1 平日の場合

午後6時までは刑事訟廷事件係（内線 [REDACTED] ）に連絡し指示を受ける。
以降は通常は翌日の処理となる。

※ 刑事訟廷管理官等の連絡先については， [REDACTED] を参照

13-2 休日の場合

- a 日直裁判官が在庁しているときは，日直裁判官の指示に従う。
- b 日直裁判官が退庁したときは，通常は翌日の処理となるので，刑事訟廷事件係又は令状事務担当者に引き継ぐ。

※ 法430条の準抗告の場合，管轄裁判所（同条1項及び2項参照）の裁判官が単独で決定をする。当直裁判官が管轄裁判所所属の場合は，その裁判官に即日処理するかどうかの指示を受ける。

イ 立件

㉞ 刑事雑事件簿（事件符号は㉞）に立件し（雑事件簿の記載要領は、同事件簿の冒頭に提示してあるので、必ず確認されたい。）、事件番号を申立書に記入する。

㉟ 申立書を14通コピーして、合議体の裁判官に1通ずつ渡す（残り11通は、決定書の謄本等に使用する。）。

申立書をコピーする際は、申立書原本にメモ書きした情報（公表されることを想定していない弁護人の携帯電話番号等）はコピーしないように注意する。

㊀ 準抗告記録表紙 [] を作成し、申立書と合てつして準抗告記録を作成する。

ウ 記録の取り寄せ等

㊁ 地検令状担当（平日夜間は内線 []（ただし誰も出なかった場合は、短縮番号 []）、休日昼間は短縮 []、休日夜間は短縮 []）へ準抗告があった旨を連絡し（準抗告の内容も連絡する）、担当検察官及びその直通電話番号を聞く。

㊂ 担当検察官へ電話をして、準抗告があったのでこれから一件記録を借りに行く旨を連絡する（担当検察官の部屋の階と部屋番号も聞いておく）。

㊃ 記録借用書を作成して検察庁へ記録を借りに行く。

㊄ 一件記録を裁判官（担当合議体）に提出する。

※ 勾留決定、勾留延長決定等に対する準抗告の場合には、一件記録に勾留状がつづられているか確認する。勾留状が執行のため被疑者の留置されている収容場所にあるときは、適宜の方法により必ずその収容場所からこれを取り寄せることになる。

※ 第1回公判期日前の被告人に対する準抗告のときは、勾留状が刑事14部に勾留処分記録としてある。これを取り寄せる必要があるときは [] に掲載されている刑事14部主任書記官と連絡を取り、その指示を受ける。

エ 決定

㉞ 申立てを棄却する場合

決定書は裁判官が起案するので、決定書の原本を受領したら、裁判官の認印前に決定書を11通コピーする。

㉟ 原裁判を取り消す、又は変更する場合

㉞に加えて、以下の処理を行う。

a 勾留請求却下の原裁判を取り消す場合

準抗告裁判所（担当合議体）の裁判長名で勾留状を発付する。

b 勾留期間の延長に関する原裁判を取り消す、又は変更する場合

㊦ 勾留期間を延長する場合

既に発付されている勾留状の裏面に、準抗告裁判所の裁判長名で延長する期間と理由を記載し、記名押印する。

㊧ 延長期間を変更（短縮又は伸長）する場合

既に発付されている勾留状の裏面欄外の下部余白部分に、準抗告裁判所の裁判長において、延長期間が変更されている旨を付記し、押印する。

【記載例】

延長期間欄に「平成 年 月 日まで」とあるのは、準抗告決定により、「平成 年 月 日まで」と変更された。	印
--	---

㊨ 勾留期間を延長した原裁判を取り消した上、延長請求を却下する場合

既に発付されている勾留状の裏面欄外の下部余白部分に、準抗告裁判所の裁判長において、延長請求が却下された旨を付記し、押印する。

【記載例】

延長期間欄に「平成 年 月 日まで」とあるが、準抗告決定により 延長請求は却下された。	印
---	---

④ 被疑者国選弁護人選任関係の処理

勾留請求却下に対する準抗告の申立てがあり、かつ、被疑者から国選弁護人選任請求がされている場合で、勾留状を発付する旨の決定をしたときは、被疑者国選弁護人選任の処理をする。なお、準抗告を棄却する（勾留をしない）決定をしたときは、被疑者の釈放を待つて国選弁護人選任請求却下の処理をするので、その旨を付せん等に記載し、記録上分かるようにして、XXXXXXXXXXに入れて14部に引き継ぐ。

オ 謄本等の作成

謄本を7通、写しを4通作成する（内訳は次のとおり）。

地検令状担当用 謄本2

弁護人用 謄本1

被疑者（又は被告人）用 謄本1

刑事14部用 謄本3

（原裁判官及び記録係用謄本各1を含む。）

刑事訟廷事件係用 写し1

裁判官（担当合議体）用 写し3

カ 送達

① 検察官に対する送達

- a 謄本2通を刑事14部の事件関係送付簿により地検令状担当に送付する。

なお、事件関係送付簿は庁内あてと庁外あての2種類があるので、庁

外あて事件関係送付簿を使用する。

- b 決定原本に検察庁へ謄本を送付した旨をゴム印で付記して、書記官の認印を押す。

イ 弁護人に対する送達

- a 決定の内容を電話連絡し、
旨を伝える。

弁護人と連絡がつかない場合は、連絡未了の旨を付箋等に記載する。

- b 弁護人あての送達報告書を準備し、事件関係送付簿Aの刑事14部あて欄に記載して当直明けに引き継ぐ。

ロ 被疑者等に対する送達

被疑者（又は被告人）あてに住所、氏名を記載した特別送達を

キ 記録の返還

ロ 担当検察官が在庁している場合

担当検察官に一件記録を返還し、その際に記録借用書の返還を受ける。

ハ 担当検察官が退庁している場合

地検令状担当に一件記録を返還し、事件関係送付簿（庁外）に押印をもらう。その際に記録借用書を返還してもらえるよう連絡しておく。

※ 勾留状が執行のため被疑者の留置されている収容場所にあり、エ(イ) b (b) 及び(c)の付記に時間を要する場合、当直明けに刑事14部にて付記の手続を行い（付記は準抗告裁判所裁判長が行う。）、勾留状を検察庁へ返還することも差し支えない。

ク 事件簿の記入

刑事雑事件簿に結果を記載する（例「棄却」・「原裁判取消し」）とともに、刑事訟廷事件係用の決定書写し1通を挟み込む。

ケ 引継ぎ

決定原本に原裁判官に通知した旨付記し、書記官の認印を押す。決定原本

をつづった準抗告記録を事件関係送付簿Aで当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

2 準抗告に伴う執行停止の事務処理

勾留請求却下，保釈許可に対する検察官からの準抗告申立ての場合は，被疑者の身柄を確保するため，準抗告の申立てと同時に執行停止の申立てが行われる。この場合には，準抗告申立ての処理は翌日以降となっても，原裁判の執行停止をするかどうかの判断は即日行うことがあるので注意する（執行停止決定がないと被疑者を釈放することになるため）。

① 申立書の受理

執行停止の申立てが独立した文書でなされた場合は，申立書に受付日付印（A印）及び認印を押印する。

② 処理裁判官の確定

執行停止の処理については，

ア 当直裁判官が単独で処理

イ 準抗告の裁判体が合議体で処理

のいずれかで処理するので当直裁判官の指示を受ける。

※ 執行停止は原裁判官（準抗告の原因となった裁判を行った裁判官）でも決定することができる。

③ 執行停止をしない場合

ア 執行停止申立書の第1ページ余白部分に

職権を発動しない。
平成 年 月 日
東京地方裁判所刑事第14部
裁判官

又は

職権を発動しない。
平成 年 月 日
東京地方裁判所刑事第14部
裁判長裁判官
裁判官
裁判官

のゴム印を押すか記載して、裁判官の記名、押印を受ける。

イ 申立人に執行停止をしない旨の通知を電話等の適宜の方法で通知する。

14. 執行停止する場合

ア 決定書に必要事項を記入し、裁判官の記名押印を受ける。

イ 執行停止決定と同時に地検令状担当（平日夜間は内線■■■■（ただし誰も出なかった場合は、短縮番号■■■■）），休日昼間は短縮■■■■，休日夜間は短縮■■■■）にその旨連絡し、決定謄本2通を作成した上、刑事14部の庁外送付簿で送付する。

なお、決定原本に検察庁へ謄本を送付した旨をゴム印で付記して、書記官の認印を忘れないこと。

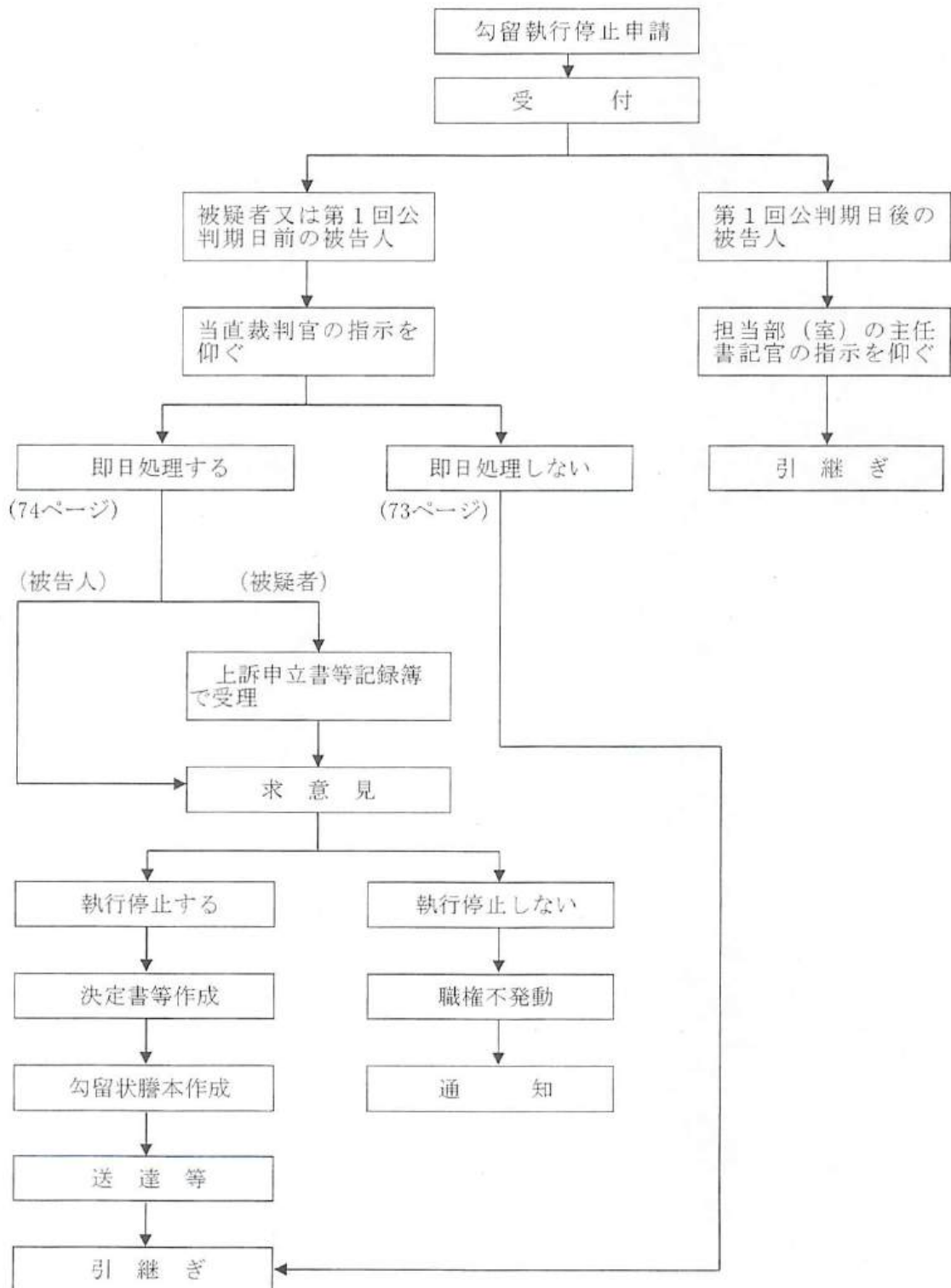
※ 被疑者に対する決定謄本の送達及び通知は要しないとするのが実務の取扱い。

15. 記録の引継ぎ

執行停止の記録は準抗告記録につづり、当直明けに事件関係送付簿で刑事14部又は事件係に引き継ぐ。

第5 勾留執行停止の事務（法95, 2071）

勾留執行停止の流れ



1 受付（申請による場合＝裁判所の職権発動を求める申立て）

勾留執行停止申立書に受付日付印（A印）を押し、認印をする。

申請書には執行停止を求める期間及び制限住居又は寄宿先を明記させ、必要により診断書等の疎明資料を添付させる。

申請書を受領する際には、①起訴の有無、②第1回公判期日の前後、③申請先、④勾留年月日等を確認する。

2 当直裁判官又は担当部（室）への連絡

① 勾留執行停止の対象者が被疑者又は第1回公判期日前の被告人の場合

当直裁判官に即日処理するかどうか指示を受ける。

※ 宿直裁判官が割当表に△印のある裁判官の場合は簡裁事件について、簡裁裁判官の場合は地裁事件について、それぞれ処理できないので、地裁の刑事訟廷管理官等に連絡を取り、その指示を受ける。

② 勾留執行停止の対象者が第1回公判期日後の被告人の場合

勾留執行停止は受訴裁判所が処理するので、担当部（室）の主任書記官に申請があった旨の連絡を行い、即日処理するかどうかの指示を受ける。

※ 担当部（室）の主任書記官の連絡先については、を参照

3 即日処理しない場合

勾留執行停止の対象者により、それぞれ次の帳簿に必要事項を記載して、A印のみ押し、当直明けに引き継ぐ。

① 被疑者、第1回公判期日前の被告人（地裁係属の事件）

刑事14部の事件関係送付簿

② 第1回公判期日後の被告人（地裁係属の事件）

地裁刑事事件係の事件関係送付簿

④ 簡裁係属事件の被告人

事件関係送付簿（簡裁用）

4 即日処理する場合

① 勾留執行停止の対象者が被疑者又は第1回公判期日前の被告人の場合

ア 上訴申立書等記録簿への登載の要否

a 被疑者

地裁刑事14部の上訴申立書等記録簿に登載する。

b 被告人

登載を要しない。

イ 求意見（規88）（資料51及び52参照）

求意見用紙（簡裁用と地裁用がある。）に所要事項を記載し、裁判官の認印を受けた上、検察庁へ庁外送付簿で送付する。ただし、検察官から申請があった場合や緊急を要する場合には、求意見は不要である。

※ 電話により求意見を行うこともできるが、このときは電話聴取書を作成することになる。

ウ 勾留執行停止決定の場合

a 決定書の作成等（資料51及び52参照）

勾留執行停止決定用紙（簡裁用と地裁用がある。）に所要事項を記載し、裁判官の認印を受ける。

b 決定謄本等の作成

謄本6通、写し1通を作成する。

c 送達等

検察庁に、事件関係送付簿（庁外）を使用して謄本3通を送付する。

なお、送付した旨を決定原本に付記して押印する。

請求者、被告人及び弁護人に謄本を送達する。

d 勾留状謄本の作成及び送付

収容用の勾留状謄本1通を作成し、勾留執行停止決定を送付する際、併せて検察庁に送付する。

勾留状の原本は、被疑者の場合、地検令状担当（平日夜間は内線■■■■■■■■■■）（ただし誰も出なかった場合は、短縮番号■■■■■■■■■■），休日昼間は短縮■■■■■■■■■■，休日夜間は短縮■■■■■■■■■■）に連絡して取り寄せる。第1回公判期日前の被告人の場合、地裁の事件については刑事14部書記官室に、簡裁の事件については簡裁刑事1室又は2室の各書記官室にあるので、各書記官室の主任書記官に連絡を取った上、記録の所在等についての指示を受ける。

e 申請書等の引継ぎ

申請書、決定原本、謄本及び写し各1通を当直明けに刑事14部に引き継ぐ。

エ 勾留執行停止をしない場合

申請書の余白に「職権を発動しない」のゴム印を押すか記載して、裁判官の押印を受け、申請人及び検察官（求意見をした場合）に電話等で通知する。

職権を発動しない。
平成 年 月 日
東京地方裁判所刑事第14部
裁判官

又は

職権を発動しない。
平成 年 月 日
東京簡易裁判所第 室
裁判官

ロ 勾留執行停止の対象者が第1回公判期日後の被告人の場合

次の帳簿に必要事項を記載して、担当部（室）の主任書記官に引き継ぐ。

a 地裁の場合

地裁刑事事件係の事件関係送付簿

b 簡裁の場合

事件関係送付簿（簡裁用）

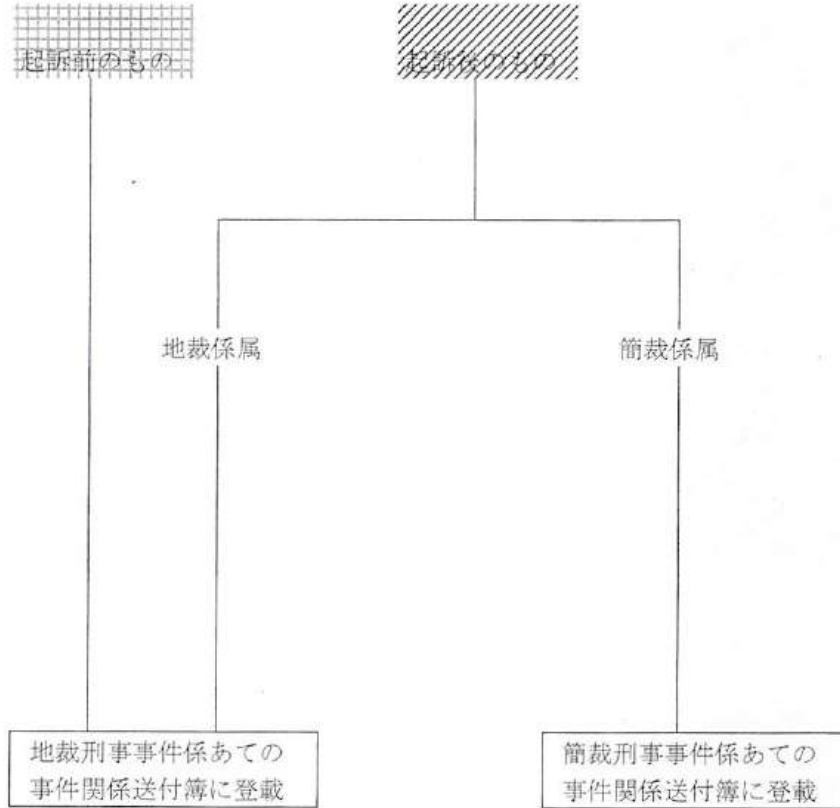
第6

没収保全，追徴保全の請求

没収保全，追徴保全の流れ

請求書及び資料の受理

請求書に受付日付印（A印）を押印し，認印の上，次の流れ図に従って所定の事件関係送付簿に登載して，地裁事件係又は簡裁事件係に引き継ぐ。



(参 考)

			請 求 権 者	処 分 の 主 体
没 収 保 全	起 訴 前	没収保全	検察官又は司法警察員 (限定あり)	請求者の所属する官公署の所在地を管轄 する地裁の裁判官
		附帯保全		
		強制執行の停止	検察官	没収保全命令を発した裁判所の裁判官
		没収保全期間の更新		請求者の所属する官公署の所在地を管轄 する地裁の裁判官
	起 訴 後	没収保全	"	処分の主体は原則として受訴裁判所。第1 回公判期日前は公訴の提起を受けた裁判 所の裁判官
		附帯保全		
		強制執行の停止		
追 徴 保 全	起 訴 前	追徴保全	"	請求者の所属する官公署の所在地を管轄 する地裁の裁判官
		追徴保全期間の更新		
		強制執行の停止	"	追徴保全命令を発した裁判所の裁判官
		追徴保全期間の更新		請求者の所属する官公署の所在地を管轄 する地裁の裁判官
	起 訴 後	追徴保全	"	処分の主体は原則として受訴裁判所。第1 回公判期日前は公訴の提起を受けた裁判 所の裁判官

資料編

(資料1)

事 件 符 号 一 覧 表

(刑事事件)

令状の種類	検 察 官 ・ 一 般 司 法 警 察 職 員		特 別 司 法 警 察 職 員	
	簡 裁	地 裁	簡 裁	地 裁
通 常 逮 捕 状	る	む	るA	むA
緊 急 逮 捕 状	る	む	るA	むA
捜 索 差 押 許 可 状 ※	る	む	るA	むA
捜 索 許 可 状 ※	る	む	るA	むA
差 押 許 可 状 ※	る	む	るA	むA
鑑 定 処 分 許 可 状 ◎	る	む	るA	むA
検 証 許 可 状 ※	る	む	るA	むA
身 体 検 査 令 状 ※	る	む	るA	むA
臨検・捜索・差押許可状 (財務事務官・内閣府事務官)			るA	むA
引 致 状			るA	むA
傍 受 令 状		む		むA

※印の令状は触法事件を含む。

◎印の令状は触法事件及び関税法事件を含む。

(行政事件)

令状の書類	簡 裁	地 裁
臨検・捜索・押収許可状 (出管法31)	行イ	行ク
保護許可状(警職法3)	行イ	
臨検捜索許可状(児童虐待の 防止等に関する法律9条の 3)	行イ	行ク

—— 資 料 目 録 ——

【一般令状の請求書受理から発付まで】

- 資料 1 事件符号一覧表
- 資料 2 一般司法警察職員
- 資料 3 特別司法警察職員一覧
- 資料 4 逮捕状（通常逮捕）
- 資料 5 逮捕状（緊急逮捕）
- 資料 6－1 搜索差押許可状（強制採尿を除く。）
- 資料 6－2 被疑者の手・着衣等から微物を採取する場合の令状について
- 資料 7 搜索差押許可状（強制採尿）
- 資料 8 搜索許可状
- 資料 9－1 差押許可状
- 資料 9－2 記録命令付差押許可状
- 資料 9－3 リモートアクセスによる複写処分を伴う差押（搜索）許可状
- 資料 10 鑑定処分許可状（強制採血を除く。）
- 資料 11 鑑定処分許可状（強制採血）
- 資料 12 身体検査令状（強制採血を除く。）
- 資料 13 身体検査令状（強制採血）
- 資料 14 検証許可状
- 資料 15 鑑定留置状
- 資料 16 引致状
- 資料 17 保護許可状
- 資料 18 傍受令状
- 資料 19 令状請求撤回
- 資料 20 令状請求却下
- 資料 21 令状点検票

【起訴状，訴因等変更請求書，勾留請求，接見等禁止請求，求令起訴，勾留延長請求，

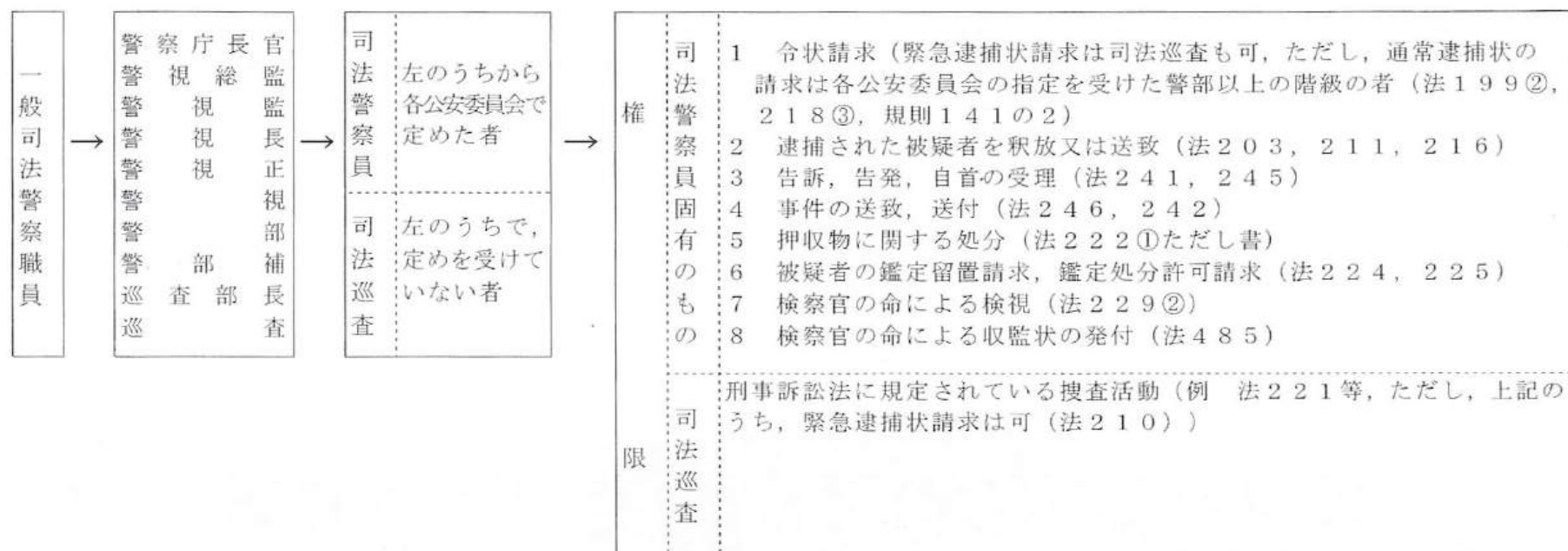
保釈請求の処理】

- 資料 2 2 起訴状受理の手続
- 資料 2 3 訴因等変更請求書受領の手続
- 資料 2 4 勾留請求書受理の手続
- 資料 2 5 接見等禁止請求受理の手続
- 資料 2 6 求令起訴状受理の手続
- 資料 2 7 勾留質問調書
- 資料 2 8 勾留期間延長請求の手続
- 資料 2 9 勾留状の裏面（勾留延長記載例）
- 資料 3 0 平成 1 6 年 5 月 1 0 日付け事務連絡

【勾留質問の実際と記録の引継ぎまで】

- 資料 3 1 勾留質問室レイアウト
- 資料 3 2 平成 1 7 年 1 1 月 2 日付け最高裁判所事務総局刑事局長・家庭局長書簡
- 資料 3 3 勾留状の記載例
- 資料 3 4 勾留質問調書の記載例
- 資料 3 5 接見等禁止決定の記載例
- 資料 3 6 勾留質問者名簿
- 資料 3 7 通訳料請求書
- 資料 3 8 通訳人旅費請求書
- 資料 3 9 通訳人尋問調書
- 資料 4 0 通訳人宣誓書
- 資料 4 1 領事関係に関するウィーン条約 3 6 条 1 項（b）の規定に基づく権利の告知等を行う際に作成する「通報の要請に関する照会書」の書式の変更について（事務連絡）
- 資料 4 2 権利の告知について
- 資料 4 3 勾留通知の記載例
- 資料 4 4 領事官への通報書の記載例

一般司法警察職員



特別司法警察職員一覧

現行法上認められている特別司法警察職員には次のようなものがある。

- 1 司法警察職員等指定応急措置法（昭和 23 年法律第 234 号）によるもの
 - (1) 刑務所長，同支所長及び指定された職員
 - (2) 営林局職員
 - (3) 公有林野事務担当の北海道吏員
 - (4) 狩猟取締事務担当の都道府県吏員
 - (5) 船長その他の船員
 - (6) 皇宮護衛官（警察法 69Ⅲ）
- 2 労働基準監督官（労働基準法 102）
- 3 船員労務官（船員法 108）
- 4 海上保安官及び海上保安官補（海上保安庁法 31）
- 5 麻薬取締官及び麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法 54⑤）
- 6 鉱務監督官（鉱山保安法 49）
- 7 漁業監督官及び漁業監督吏員（漁業法 74⑤）
- 8 自衛隊の警務官及び警務官補（自衛隊法 96）

なお，特別司法警察職員ではないが，刑訴の規定に準じて犯罪捜査を行う機関として，

- 9 国税庁監察官（財務省設置法 27，昭和 25. 6. 8 最高裁規則 19 号「国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則」）
 - 10 内閣府事務官（公正取引委員会の職員）（独占禁止法 102）
 - 11 入国警備官（出入国管理及び難民認定法 31）
- がある。

逮 捕 状 (通常逮捕)	
被疑者の氏名	甲 野 太 郎
被疑者の年齢・性別・職業・住所・逮捕を許可する罪の名称・逮捕状を請求する官公職氏名	別紙逮捕状請求書のとおり
有効期間	平成 13 年 1 月 17 日まで
有効期間満後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の被疑事実により、  按察使を逮捕することを許可する。	
平成 13 年 1 月 17 日	簡裁庁印・地裁庁印を間違わないように
東京簡易裁判所 裁判官 陸奥 亜紀	⑧ 確認
逮捕者の官公職氏名印	
逮捕の年月日時及び場所	平成 年 月 日 年 時 分 で逮捕
引致の年月日時及び場所	平成 年 月 日 年 時 分
記名押印	
送致する手続をした年月日時	平成 年 月 日 年 時 分
記名押印	
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 年 時 分
記名押印	

注意 本逮捕状は、同時に現場において、捜査、差押え又は検証することができるが、被疑者の名義を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬよう注意を要する。なお、この令状によって逮捕された被疑者は、手続入を連任することができる。

逮捕状請求書 (甲)	
平成 13 年 1 月 10 日	
東京簡易裁判所 裁判官 陸奥 亜紀	警視庁 丸の内警察署 警部 信 濃 浩 彦
下記被疑者に対し、 逮捕状の交付を請求する。	
被疑事件につき、 記	
1 被疑者	氏 名 甲 野 太 郎 年 齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 (43歳) 職 業 会 社 員 住 居 東京都品川区大崎6丁目5番7号 東荘4号
2	7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
3	引致すべき官公署又はその他の場所 警視庁丸の内警察署又は逮捕地を管轄する警察署
4	逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
5	被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
6	被疑者の逮捕を必要とする事由
7	被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその交付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
8	30万円 (刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罰以外の罪については2万円) 以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
9	被疑事実の要旨
別紙記載のとおり	
② 簡裁→る 地裁→む	② 簡裁→る 地裁→む

逮捕状 (通常逮捕)

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書原本及び謄本に受付日付印 (A印) を押し、それぞれの受付印に事件符号 (簡裁→る, 地裁→む) 及び令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) の事件番号 (簡裁の場合は冒頭に0を付ける。) を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易 (又は地方) 裁判所の逮捕状 (通常逮捕) を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名」を記入する。
- ⑤ 逮捕状に有効期間 (原則として発付の日から7日・初日不算入) を記入する。
- ⑥ 逮捕状に「発付年月日」を記入する。
- ⑦ 逮捕状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、逮捕状に請求書原本をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑧ 許可された逮捕状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑨ 逮捕状と一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) に受領印を受ける。

③ 令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) 記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	丸の内	窃盗	甲野 太郎	甲	陸奥	簡付		
							簡付		

⑨ 請求者の受領印

逮 捕 状 (緊急逮捕)	
被 疑 者 の 氏 名	甲 野 太 郎
被 疑 者 の 年 齢 住 居 職 業 逮捕したことを認めた署名 被 疑 事 実 の 要 旨 請求者の官公職氏名 逮捕者の官公職氏名 逮捕の年月日時及び場所 引致の年月日時及び場所	別紙逮捕状請求書のとおり
上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。	
平成 13 年 1 月 10 日	東京簡易裁判所
送致する手続きをした年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

注意 この令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。

逮捕状請求書 (乙)	
東京簡易裁判所 裁判官 警視庁 第九警察署 警部 信 濃 浩 彦	平成 13 年 1 月 10 日
下記被疑者に対し、 逮捕状の発付を請求する。	
窃 盗 被疑事件につき、 記	
1 被 疑 者	氏 名 甲 野 太 郎 年 齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 (43 歳) 職 業 会 社 員 住 居 東京都品川区大崎 6 丁目 5 番 7 号 東 荘 4 号
2 逮捕の年月日時及び場所	平成 13 年 1 月 10 日午後 6 時 00 分 ----- 記載漏れが多いので注意
3 引致の年月日時及び場所	平成 13 年 1 月 10 日午後 6 時 40 分 ----- 記載漏れが多いので注意
逮捕者の官公職氏名 警視庁第九警察署 司法 進 甲 野 三 郎	
5 引致すべき官公署又はその他の場所	-----
6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由	-----
7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由	-----
8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由	-----
9 被疑事実の要旨	-----
別紙記載のとおりに ② 簡裁一る 地裁一む	

逮捕状 (緊急逮捕)

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印 (A 印) を押し、それぞれの受付印に受付時刻、事件符号 (簡裁一る、地裁一む) 及び令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) の事件番号 (簡裁の場合は冒頭に 0 を付ける。) を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易 (又は地方) 裁判所の逮捕状 (緊急逮捕) を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名」を記入する。
- ⑤ 逮捕状に「発付年月日」を記入する。
- ⑥ 逮捕状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、逮捕状に請求書原本をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑦ 発付された逮捕状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑧ 引致前の請求のときは、「引致すべき官公署又はその他の場所」の記入漏れがないか確認し、逮捕状の記載も「引致の年月日時及び場所」とあるのを「引致すべき場所」と訂正する。
- ⑨ 逮捕状と一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) に受付時刻及び発付時刻を記入して、受領印を受ける。

③ 令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) 記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0 1 2 1	丸の内	窃盗	甲野 太郎	乙	陸 奥	簡付	⑨ 請求者の受領印	⑨ 受付時刻・発付時刻を記入
							簡付		受付 PM 8 : 15 発付 PM 8 : 30

捜索差押許可状	
被疑者の氏名及び年齢	甲 野 太 郎 昭和 3 2 年 1 0 月 2 日生
罪 名	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第1項)
捜索すべき場所、身体又は物	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
差し押さえるべき物	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
請求者の官公職氏名	司法警察員警部 信 濃 治 彦
有効期間	平成 1 3 年 1 月 1 7 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
平成 1 3 年 1 月 1 0 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸 奥 隆 信

この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 陸奥

捜索差押許可状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印(A印)を押し、それぞれの受付印に事件符号(簡裁→一, 地裁→む)及び令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)の事件番号(簡裁の場合は冒頭に0を付ける。)を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易(又は地方)裁判所の捜索差押許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 捜索差押許可状に「罪名」を記入する。ただし、⑥で別紙を引用した場合、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 捜索差押許可状の「捜索すべき場所、身体又は物」及び「差し押さえるべき物」欄について、 場合は、それぞれ「別紙記載のとおり」と記入し、 場合は、捜索差押許可状請求書の原本を引用し、それぞれ「別紙請求書記載のとおり」と記入する。

③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0 1 2 1	丸の内	覚せい剤	甲野 太郎	捜差	陸奥	発付		
							発付		

捜索差押許可状請求書	
東京簡易 裁判所 裁判官 陸奥 隆信	平成 1 3 年 1 月 1 0 日
警視庁 丸の内 司法警察員 警部 信 濃 治 彦	
下記被疑者に対し、 覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第1項) 捜索、差押 許可状の発付を請求する。	被疑事件につき、
記 1 被疑者の氏名 甲 野 太 郎 昭和 3 2 年 1 0 月 2 日生(43歳)	
2 差し押さえるべき物 別紙記載のとおり	
3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 別紙記載のとおり	
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 証拠いんかつのおそれがあり、逮捕と同時に執行した(逮捕が夜間)に及ぶおそれがあるため	
6 犯罪事実の要旨 別紙犯罪事実の要旨記載のとおり	

② 簡裁→一む 地裁→む

② 13.1.10 刑事部 第10課

- ⑦ 捜索差押許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑧ 捜索差押許可状に「有効期間」(原則として発付の日から7日・初日不算入)を記入する。
- ⑨ 捜索差押許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑩ 請求書の「日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に請求する旨の記載がある場合は、捜索差押許可状に⑩のゴム印を押す。なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。
- ⑪ 捜索差押許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、⑥で別紙を引用した場合は「別紙」を、請求書原本を引用した場合は「捜索差押許可状請求書の原本」をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された捜索差押許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 捜索差押許可状と請求書原本(ただし、引用していない場合)及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

被疑者の手・着衣等から微物を採取する場合の令状について

平成21年12月10日
東京地裁刑事第14部
東京簡裁刑事第4・5室
申し合わせ

1 微物を採取するための令状の種類

痴漢行為の被疑者などから、手や着衣に付着した繊維片や皮膚片、体液等といった微物を採取する際の令状は、**搜索差押許可状**による。

2 微物の成分検査のための令状

採取した微物を成分検査するために、あえて**鑑定処分許可状**を発付するまでの必要はないと思われる。もっとも捜査官から同許可状の請求があった場合に、あえて却下せずに認容するという扱いも考えられる。

(参考)

搜索差押許可状におけるその他の記載事項としては、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 「差し押さえるべき物」の記載

- ・「被疑者の両手指、両手掌及び両手背部に付着した繊維片、皮膚片及び体液等の微物」
- ・「被疑者の両手指、両手掌及び両手背部に付着した微物」など

(2) 「搜索すべき場所、身体又は物」の記載

「被疑者の両手指、両手掌及び両手背部並びに着衣」
など

被疑者の氏名 及び 姓 名	甲 野 太 郎 昭和 3 2 月 1 6 日 生	④
罪 名	覚せい剤取締法違反 (同法第 4 1 条の 3 第 1 項第 1 号)	⑤
捜索すべき場所、 身体又は物	被疑者の身体	
差し押さへべき物	被疑者の原	
捜索差押えに 関する条件等	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行われなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を東京都千代田区霞が関 1-1-1 森が蟹病院又は検尿に適する農舎等の場所まで連行することができる。	⑦
請求者の官公職氏名	司法警察官員警部 信 濃 治 彦	⑧
有 効	平成 1 3 年 1 月 1 7 日まで	⑨
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当該裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当該裁判所に返還しなければならない。		
被疑者に対する上記取調べ事件について、上記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。		
⑩	平成 1 3 年 1 月 1 7 日 東京簡易裁判所 裁 決 官 藤 田 隆 雄	⑪ 簡裁庁印・地裁庁印を間違わないように ⑫ 検印

(資料 7)

搜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	甲 野 太 郎 昭和 3 2 年 9 月 2 日生
罪 名	覚せい剤取締法違反 (同法第 4 1 条の 3 第 1 項第 1 号)
搜索すべき場所、 身体又は物	被疑者の身体
差し押さえるべき物	被疑者の尿
搜索差押え に関する条件等	1 強制尿取は、医師をして医学的に相当と認められる方法 により行われなければならない。 2 強制尿取のために必要があるときは、被疑者を尿取に導 く最寄りの場所まで進行することができる。
請求者の官公職氏名	司法警察官 警部 信 濃 治 彦
有 効 期	平成 1 3 年 1 月 1 7 日まで
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場 合には、これを当該裁判所に送達しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当該裁 判所に送達しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記のとおり搜索及び差押えをする ことを許可する。	
平成 1 3 年 1 月 1 7 日	 東京簡易裁判所 裁 判 長 重 井 紅 彦
簡裁庁印・地裁庁印 を間違わないように	

(採尿用 B)

①

捜査 審判 許可状請求書
(検察) (裁判)

平成 13 年 1 月 10 日

東京簡易 裁判所
裁判官

警視庁 丸の内署
司法警察員 警部 信濃 浩 彦

丸の内署 警視庁 印内庁

下記被疑者に対し、
(同法第 41 条の 3 第 1 項第 1 号、第 19 条)
捜査、差押 許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 甲 野 太 郎
昭和 32 年 10 月 2 日生 (43 歳)

2 差し押さえるべき物
被疑者の爪

3 隠蔽し又は検証すべき場所、身体若しくは物
被疑者の身体

4 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6 犯罪事実の要旨

判紙記載のとおり

② 簡裁一
地裁一む

刑事 13.1.10

搜索差押許可状（強制採尿）

- ① 制当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。 []
- ② 請求書の原本及び附本に受付日付印（A印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁一、地裁一）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所の捜索差押許可状（強制採用）を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 捜索差押許可状に「罪名」及び「罰条」を記入する。
- ⑥ 捜索差押許可状の「捜索すべき場所、身体又は物」欄に「被疑者の身体」と。「差し押さえるべき物」欄に「被疑者の尿」と記載してあることを確認する。
「捜索差押えに関する条件等」欄に「強制採用は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。」と記載のあることを確認する。
- ⑦ 捜索差押許可状の「捜索差押えに関する条件等」欄については、一件記録を確保し検取場所が特定している場合は「様式A」を使用して「検取場所の所在地、名称」を記入する。検取場所が特定していない場合は「様式B」を使用する。
- ⑧ 捜索差押許可状の「請求者の官公廨氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑨ 捜索差押許可状に「有効期間」（原則として発付の日から7日・初日不算入）を記入する。
- ⑩ 捜索差押許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑪ 捜索差押許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する序印を押し、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された捜索差押許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 捜索差押許可状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。
- ⑭ 請求者の受領印

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

[illegible]

捜 索 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	甲 野 太 郎 昭 和 3 2 年 1 0 月 2 日 生
罪 名	覚せい剤取締法違反 (同法第 4 1 条の 2 第 1 項)
捜 索 す べ き 場 所、 身 体 又 は 物	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
請求者の官公職氏名	司法警察員 警部 信 濃 治 彦
有 効 期 間	平成 1 3 年 1 月 1 7 日 まで
有効期間満了後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送達しなければならない。有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記のとおり捜索することを許可する。	
平成 1 3 年 1 月 1 0 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸 奥

この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官の署名・捺印を要する。

捜 索 許 可 状

- ① 制当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A 印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に 0 を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所の捜索許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 捜索許可状に「罪名」を記入する。ただし、⑥で別紙を引用した場合、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 捜索許可状の「捜索すべき場所、身体又は物」欄について、別紙記載のとおりと記入し、別紙請求書記載のとおりと記入する。

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0 1 2 1	丸の内	覚せい剤	甲野 太郎	捜 索	陸 奥	発付	信 濃	
							発付		

捜 索 許 可 状 請 求 書	
平成 1 3 年 1 月 1 0 日	
東京簡易 裁判所 裁 判 官 警 視 庁 丸 の 内 司 法 警 察 員 警 部 信 濃 治 彦	被疑事件につき、
下記被疑者に対し、 覚せい剤取締法違反 (同法第 4 1 条の 2 第 1 項) 捜 索 許 可 状 の 発 付 を 請 求 す る。	
記	
1 被疑者の氏名	甲 野 太 郎 昭和 3 2 年 1 0 月 2 日 生 (4 3 歳)
2 差し押さえるべき物	
3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物	別紙記載のとおり
4 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	昼間いんめつのおそれがあり、逮捕と同時に執行したく逮捕が夜間に及ぶおそれがあるため
6 犯罪事実の要旨	別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

② 簡裁→る 地裁→む

② 簡裁→る 地裁→む

② 簡裁→る 地裁→む

- ⑦ 捜索許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑧ 捜索許可状に「有効期間」（原則として発付の日から 7 日・初日不算入）を記入する。
- ⑨ 捜索許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑩ 請求書の「日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に請求する旨の記載がある場合は、捜索許可状に⑩のゴム印を押し、なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。
- ⑪ 捜索許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、⑥で別紙を引用した場合は「別紙」を、請求書原本を引用した場合は「捜索許可状請求書の原本」をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された捜索許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 捜索許可状と請求書原本（ただし、引用していない場合）及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

狀 可 許 押 差

差押許可状 被疑者の氏名 甲 野 太 郎 及び年齢 昭和 32 年 1 月 2 日生	
罪 市	覚せい剤取締法違反 (同法第 41 条の 2 第 1 項)
差し押さえるべき物	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
請求者の官公職氏名	司法警察員警部 信 濃 治 彦
有 期	平成 13 年 1 月 17 日まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送達しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に送達しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記の物を差し押さえることを許可する。	
平成 13 年 1 月 17 日 東京 簡易 裁判所 裁 決	簡裁庁印・判を間違わない 亜 紀 認

差押許可状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（△印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所の差押許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 差押許可状に「罪名」を記入する。ただし、⑥で別紙を引用した場合、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 差押許可状の「差し押さえるべき物」欄について、
[] 場合は、それぞれ「別紙記載のとおり」と記入し、
[] 場合は、差押許可状請求書の原本を引用し、それぞれ「別紙請求書記載のとおり」と記入する。

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

[illegible]

①

（検印）
（送印）
（検印）

許可状請求書

平成 13 年 1 月 10 日

東京簡易 裁判所
裁 判 官
警視庁 九の視 察
印内庁

司法警察員 警部 信 濃 浩 夫

下記被疑者に対し、
覚せい剤取締法違反
(同法第41条の2第1項)

被疑事件につき、
差押 許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲 野 太 郎
昭和 32 年 10 月 2 日生 (43歳)

2 差し押さえるべき物
別紙記載のとおり

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
証拠いんめつのおそれがあり、逮捕と同時に執行したく逮捕が妥当に及ぶ
おそれがあるため

6 犯罪事実の要旨
別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

② 簡裁一る
地裁一む

刑事
13.1.10
警視庁 九の視 察

- ⑦ 差押許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑧ 差押許可状に「有効期間」（原則として発付の日から7日・初日不算入）を記入する。
- ⑨ 差押許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑩ 請求書の「日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に請求する旨の記載がある場合は、差押許可状に御のゴム印を押す。なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。
- ⑪ 差押許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、⑥で別紙を引用した場合は「別紙」を、請求書原本を引用した場合は「差押許可状請求書の原本」をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された差押許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 差押許可状と請求書原本（ただし、引用していない場合）及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

記録命令付差押許可状	
被疑者の氏名 及 び 年 齢	甲 野 太 郎 昭和 3 2 年 1 月 2 日生
被疑者に対する について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第1項) 被疑事件
記録させ又は印刷さ せるべき電磁的記録	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
発 行 期 間	平成 2 4 年 6 月 3 0 日まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 2 4 年 6 月 2 3 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀
請求者の官公職氏名	司法警察員 警部 信 濃 浩 彦
この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。	

記録命令付差押許可状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所の記録命令付差押許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 記録命令付差押許可状に「罪名」を記入する。ただし、特別法犯については罰則も記入する。
- ⑥ 記録命令付差押許可状の「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」欄及び「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」欄について、
場合は、それぞれ「別紙記載のとおり」と記入する。
場合は、記録命令付差押許可状請求書の原本を引用し、それぞれ「別紙請求書記載のとおり」と記入する。

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状 種 別	裁判官	結 果	受 領 印	備 考
6・23	0 1 2 1	丸の内	覚せい剤	甲野 太郎	記差	陸奥	発行 発行		

記録命令付差押許可状請求書	
東京簡易 裁判所 裁 判 官 警 視 庁 丸の内 司法警察員 警部 信 濃 浩 彦	平成 2 4 年 6 月 2 3 日
下記被疑者に対し、	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第1項) 被疑事件につき、
記録命令付差押許可状の発付を請求する。	
1 被疑者の氏名 甲 野 太 郎 昭和 3 2 年 1 0 月 2 日生 (54歳)	記
2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	別紙記載のとおり
3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	別紙記載のとおり
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
6 犯罪事実の証言	
別紙犯罪事実の要旨記載のとおり	
② 簡裁→る 地裁→む	

- ⑦ 記録命令付差押許可状に「有効期間」（原則として発付の日から7日・初日不算入）を記入する。
- ⑧ 記録命令付差押許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑨ 記録命令付差押許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、⑥で別紙を引用した場合は「別紙」を、請求書原本を引用した場合は「記録命令付差押許可状請求書の原本」をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑩ 記録命令付差押許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑪ 請求書の「日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に請求する旨の記載がある場合は、記録命令付差押許可状に⑩のゴム印を押し。なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。
- ⑫ 許可された記録命令付差押許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 記録命令付差押許可状と請求書原本（ただし、引用していない場合）及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

捜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生
被疑者に対する 捜索すべき場所、 身体又は物	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第1項) について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。
差し押さえるべき物	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
あしおけるべき電子 計算機に電気通信回 線で接続している記 録媒体であって、そ の電磁的記録を複写 すべきものの範囲	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
有効期間	平成 24 年 6 月 30 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に送還しなければならない。	
平成 24 年 6 月 23 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸奥亜紀
請求者の官公職氏名	司法警察員 信濃 浩
この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。 裁判官	

捜索差押許可状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A印）を押し、それぞれの受付印に事件番号（簡裁用又は地裁用）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（捜索差押）許可状請求書であることを明示するため、事件簿の備考欄に「リモート」と記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所のリモートアクセスによる複写の処分を伴う捜索差押許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 捜索差押許可状に「罪名」を記入する。ただし、⑥で別紙を引用した場合については罰条も記入する。
- ⑥ 捜索差押許可状の「捜索すべき場所、身体又は物」、「差し押さえるべき物」及び「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」欄について、
① 別紙記載のとおり
② 別紙請求書記載のとおり
③ 別紙記載のとおり
④ 別紙請求書記載のとおり
⑤ 別紙記載のとおり
⑥ 別紙請求書記載のとおり
⑦ 別紙記載のとおり
⑧ 別紙請求書記載のとおり
⑨ 別紙記載のとおり
⑩ 別紙請求書記載のとおり
⑪ 別紙記載のとおり
⑫ 別紙請求書記載のとおり
⑬ 別紙記載のとおり
⑭ 別紙請求書記載のとおり
⑮ 別紙記載のとおり
⑯ 別紙請求書記載のとおり
⑰ 別紙記載のとおり
⑱ 別紙請求書記載のとおり
⑲ 別紙記載のとおり
⑳ 別紙請求書記載のとおり
㉑ 別紙記載のとおり
㉒ 別紙請求書記載のとおり
㉓ 別紙記載のとおり
㉔ 別紙請求書記載のとおり
㉕ 別紙記載のとおり
㉖ 別紙請求書記載のとおり
㉗ 別紙記載のとおり
㉘ 別紙請求書記載のとおり
㉙ 別紙記載のとおり
㉚ 別紙請求書記載のとおり
㉛ 別紙記載のとおり
㉜ 別紙請求書記載のとおり
㉝ 別紙記載のとおり
㉞ 別紙請求書記載のとおり
㉟ 別紙記載のとおり
㊱ 別紙請求書記載のとおり
㊲ 別紙記載のとおり
㊳ 別紙請求書記載のとおり
㊴ 別紙記載のとおり
㊵ 別紙請求書記載のとおり
㊶ 別紙記載のとおり
㊷ 別紙請求書記載のとおり
㊸ 別紙記載のとおり
㊹ 別紙請求書記載のとおり
㊺ 別紙記載のとおり
㊻ 別紙請求書記載のとおり
㊼ 別紙記載のとおり
㊽ 別紙請求書記載のとおり
㊾ 別紙記載のとおり
㊿ 別紙請求書記載のとおり

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6-23	0121	丸の内	覚せい剤	甲野 太郎	捜差	陸奥	交付 交付	印	リモート

捜索差押許可状請求書	
平成 24 年 6 月 23 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸奥亜紀
覚せい剤取締法違反 (同法第41条の2第1項)	被疑者につき、
捜索差押許可状の交付を請求する。	
1 被疑者の氏名	甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (54歳)
2 差し押さえるべき物	別紙記載のとおり
3 捜索又は検査すべき場所、身体若しくは物	別紙記載のとおり
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	別紙記載のとおり
6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	延滞いんめつのおそれあり、逮捕と同時に執行したく逮捕が夜間に及ぶおそれがあるため
7 犯罪事実の要旨	別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

- ⑦ 捜索差押許可状に「有効期間」（原則として交付の日から7日・初日不算入）を記入する。
- ⑧ 捜索差押許可状に「交付年月日」を記入する。
- ⑨ 捜索差押許可状に「裁判官」の記名印及び交付裁判所に対応する庁印を押し、⑥で別紙を引用した場合は「別紙」を、請求書原本を引用した場合は「捜索差押許可状請求書の原本」をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑩ 捜索差押許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑪ 請求書の「日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に請求する旨の記載がある場合は、捜索差押許可状に⑩のゴム印を押す。なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。
- ⑫ 許可された捜索差押許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 捜索差押許可状と請求書原本（ただし、引用していない場合）及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

請求者の受領印

鑑定処分許可状	
被疑者の氏名及び年齢	甲 野 次 郎 昭和32年10月2日生
罪 名	殺 人
鑑 定 人 氏 名 職 業	春日 一郎 霞が関大学医学部法医学教室教授 51歳
立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物	氏名不詳の男性 (推定年齢 当時30～40年位)
身体の状態に関する条件	
請求者の官公職氏名	検察事務官 白山 太郎
有 効 期 間	平成13年1月17日まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、鑑定人が上記の処分をすることを許可する。	
平成13年1月17日	東京簡易裁判所 検 察 官 陸 奥 隆 雄

鑑定処分許可請求書	
平成13年1月10日	
東京簡易裁判所 検 判 官 殿	東京地方検察庁 検 察 官 殿
白山 太郎	
下記被疑者に対し、殺人 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。	
鑑定人の職業及び氏名 霞が関大学医学部法医学教室教授 春日 一郎 (51歳)	
鑑定を嘱託した年月日 平成13年1月10日	
鑑定嘱託事項 一 死因 一 死後の経過時間 一 創傷の部位、程度 一 血液型その他参考事項 一 凶器の種類及びその用法 犯罪事実の要旨	
別紙のとおり	
記	
1 被疑者の氏名	甲 野 次 郎 昭和32年10月2日生(43歳)
2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物 氏名不詳の男性 (推定年齢当時 30～40年位)	
3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	

鑑定処分許可状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印(A印)を押し、それぞれの受付印に事件符号(簡裁→一、地裁→む)及び令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)の事件番号(簡裁の場合は冒頭に0を付ける。)を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易(又は地方)裁判所の鑑定処分許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 鑑定処分許可状に「罪名」を記入する。ただし、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 鑑定処分許可状の「鑑定人」欄に請求書記載の「鑑定人の氏名、職業、年齢」を記入する。鑑定人の年齢が不明の場合には記載は不要である。

- ⑦ 鑑定処分許可状の「立ち入るべき場所……」欄は、請求書記載のとおり記入する。
- ⑧ 鑑定処分許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求者の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑨ 鑑定処分許可状に「有効期間」(原則として発付の日から7日・初日不算入)を記入する。
- ⑩ 鑑定処分許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑪ 鑑定処分許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、請求書原本及び一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された鑑定処分許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
(身体検査に関する条件欄に条件を付さなかったときは、斜線をし、裁判官の訂正印をもらう。)
- ⑬ 鑑定処分許可状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に受領印を受ける。

③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	地検	殺 人	甲野 次郎	鑑定	陸奥	発付	白山	
							発付		

⑬ 請求者の受領印

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所の鑑定処分許可状（強制採血用）を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 鑑定処分許可状に「罪名」を記入する。ただし、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 鑑定処分許可状の「鑑定人」欄に請求書記載の「鑑定人の氏名、職業、年齢」を記入する。鑑定人の年齢が不明の場合には記載は不要である。

[illegible]

- ⑦ 鑑定処分許可状の「立ち入るべき場所・・・」欄に「アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」と、「身体検査に関する条件」欄に「採血は医学的に相当と認められる方法によること」と記載してあることを確認する。
- ⑧ 鑑定処分許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求者の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑨ 鑑定処分許可状に「有効期間」（原則として発付の日から7日・初日不算入）を記入する。
- ⑩ 鑑定処分許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑪ 鑑定処分許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、請求書の原本及び一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された鑑定処分許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 鑑定処分許可状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

身体検査令状

被疑者の氏名及び年齢	甲 野 次 郎 昭和 39 年 7 月 30 日生
罪 名	覚せい剤取締法違反 (同法第41条の3第1項, 第1項)
検査すべき身体	被疑者の身体
身体検査に関する条件	裁判官に記入してもらう
請求者の官公職氏名	司法警察員 警部 信 濃 治 彦
有効期間	平成 13 年 1 月 17 日まで
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。 有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に送還しなければならない。 被疑者に対する上記被疑事件について、上記の者の身体検査を許可する。	

平成 13 年 1 月 17 日
東京簡易裁判所 裁判官 陸奥 信

身体検査令状請求書

平成 13 年 1 月 10 日

東京簡易裁判所 裁判官 陸奥 信

警視庁 第九区 信 濃 治 彦

司法警察本部 信 濃 治 彦

下記被疑者に対し、覚せい剤取締法違反(同法第41条の3第1項, 第19条)被疑事件につき、下記の者に對する身体検査令状の発付を請求する。

記

- 被疑者の氏名
甲 野 次 郎 昭和 39 年 7 月 30 日生 (46歳)
- 身体検査を受ける者
氏 名 甲 野 次 郎
年 齢 昭和 39 年 7 月 30 日生 (46歳) 性別 男
職 業 会社役員
住 居 東京都板橋区板橋 1-1-1
健康状態 健康
- 身体検査を必要とする理由
捜査報告書記載のとおり
- 検査すべき身体部位
被疑者甲野次郎の身体(下着内部に及ぶ)
- 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
- 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

② 簡裁→む 地裁→む

刑事 13.1.10

身体検査令状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印(A印)を押し、それぞれの受付印に事件符号(簡裁→る, 地裁→む)及び令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)の事件番号を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易(又は地方)裁判所の身体検査令状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 身体検査令状に「罪名」を記入する。ただし、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 身体検査令状の「検査すべき身体」欄に「被疑者の身体」と記入する。

- ⑦ 身体検査令状の「身体検査に関する条件」欄は、裁判官が記載する。
- ⑧ 身体検査令状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求者の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑨ 身体検査令状に「有効期間」(原則として発付の日から7日・初日不算入)を記入する。
- ⑩ 身体検査令状に「発付年月日」を記入する。
- ⑪ 身体検査令状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、請求書の原本及び一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された身体検査令状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 身体検査令状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に受領印を受ける。

③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	丸の内	覚せい剤	甲野 次郎	身検	陸奥	発付	信	
							発付		

⑬ 請求者の受領印

身体検査令状	
被疑者の氏名 及び年齢	甲 野 次 郎 昭和 39 年 7 月 30 日生
罪	道路交通法違反 (同法第65条1項、117条の2第1号)
検査すべき身体	採血に必要な被疑者の身体
身体検査 に関する条件	採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること
身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
請求者の官公職氏名	司法警察員警部 信 濃 治 彦
有効	平成 13 年 1 月 17 日まで
有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。 有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に送還しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記の者の身体検査を許可する。	
平成 13 年 1 月 10 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸奥 信

⑨ 簡裁庁印・地裁庁印を間違わないように

⑩ 確認

(採血用)

身体検査令状 (強制採血)

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印 (△印) を押し、それぞれの受付印に事件符号 (簡裁→る、地裁→む) 及び令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) の事件番号 (簡裁の場合は冒頭に0を付ける。) を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易 (又は地方) 裁判所の身体検査令状 (強制採血用) を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 身体検査令状に「罪名」を記入する。ただし、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 身体検査令状の「検査すべき身体」欄に「採血に必要な被疑者の身体」、「身体検査に関する条件」欄に「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」と記載してあることを確認する。

③ 令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) 記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	丸の内	道交法	甲野 次郎	身検	陸奥	発付	信	
							発付		

⑫ 請求者の受領印

- ⑦ 身体検査令状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求者の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑧ 身体検査令状に「有効期間」 (原則として発付の日から7日・初日不算入) を記入する。
- ⑨ 身体検査令状に「発付年月日」を記入する。
- ⑩ 身体検査令状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、請求書原本及び一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑪ 許可された身体検査令状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑫ 身体検査令状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿 (簡裁用又は地裁用) に受領印を受ける。

検 証 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	甲 野 太 郎 昭和 32 年 10 月 2 日 生
罪 名	売春防止法違反 (同法第11条2項,第14条)
検証すべき場所又は物	別紙記載のとおり 又は 別紙請求書記載のとおり
請求者の官公職氏名	司法警察員警部 信 濃 治 彦
有 効 期 間	平成 13 年 1 月 17 日まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記のとおり検証することを許可する。	
平成 13 年 1 月 10 日	東京簡易裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀

この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官

検証許可状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は冒頭に0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易（又は地方）裁判所の検証許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者の氏名及び年齢」を記入する。
- ⑤ 検証許可状に「罪名」を記入する。ただし、⑥で別紙を引用した場合、特別法犯については罰条も記入する。
- ⑥ 検証許可状の「検証すべき場所又は物」欄について、
 ① 別紙記載のとおりと記入し、
 ② 別紙請求書記載のとおりと記入する。

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	丸の内	売春防止法	甲野 太郎	検証	陸奥	発付	陸奥	
							発付		

検 証 許 可 状 請 求 書	
平成 13 年 1 月 10 日	
東京簡易 裁判所 裁 判 官 警 視 庁 丸 の内 署 司法警察員 警 部 信 濃 治 彦	被疑事件につき、 検 証 許可状の発付を請求する。
下記被疑者に対し、 1 被疑者の氏名 甲 野 太 郎 昭和 32 年 10 月 2 日生（43歳） 2 差し押さえるべき物 3 捜索し又は検証すべき場所、身体着しくは物 別紙記載のとおり 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 被疑者は、個室浴場「ビー」の経営者であるが、不在がらのため、夜間の執行になるおそれがある。 6 犯罪事実の要旨 別紙記載のとおり	
② 簡裁→る 地裁→む	② 検証許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。

- ⑦ 検証許可状の「請求者の官公職氏名」欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記入する。
- ⑧ 検証許可状に「有効期間」（原則として発付の日から7日・初日不算入）を記入する。
- ⑨ 検証許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑩ 請求書の「日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に請求する旨の記載がある場合には、検証許可状に⑩のゴム印を押す。なお、裁判官が夜間執行を許可しなかったときは、令状の夜間執行許可の文言を二重線で抹消し、裁判官の訂正印をもらう。
- ⑪ 検証許可状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、⑤で別紙を引用した場合には、「別紙」を、請求書原本を引用した場合は「検証許可状請求書の原本」をホチキスで留めて、一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 許可された検証許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 検証許可状と請求書原本（ただし、引用していない場合）及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

鑑 定 留 置 状		指揮印
氏 名	甲 野 次 郎 ④	延長
年 齢	昭和 30 年 3 月 30 日 生	
住 居	東京都豊島区池袋本町1丁目1番1号	
職 業	パチンコ店員	短 路
罪 名	殺 人 ⑤	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり	
留 置 す べ き 場 所	警視庁池上警察署留置施設 ⑥	⑦
留 置 の 期 間	平成13年 1月11日から 平成13年 4月10日午後 2時00分まで	
鑑 定 の 目 的	被疑者の本件犯行時の責任能力の有無、程度を明らかにするため この令状は、在外期間経過後、その執行に着手することができない。この場合、これを当裁判所に提出する。	
有 効 期 間	平成13年 1月17日まで ⑨	⑧
記 載 事 実	被疑者の本件犯行時の責任能力の有無、程度を明らかにするため被疑者を留置する 簡裁庁印・地裁庁印を 間違わないように	
執行した年月日時及び場所	平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		⑩
執行することができなかったときはその事由		
記 名 押 印	平成 年 月 日	
留 置 し た 年 月 日 時 及 び 取 扱 者	平成 年 月 日 午 時 分	⑪

(裏面は省略)

鑑定留置状

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印(A印)を押し、それぞれの受付印に事件符号(簡裁→一、地裁→む)及び令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)の事件番号(簡裁の場合は冒頭に0を付ける。)を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易(又は地方)裁判所の鑑定留置状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「被疑者」の「氏名」、「年齢」、「住居」及び「職業」を記入する。
- ⑤ 鑑定留置状に「罪名」を記入する。
- ⑥ 鑑定留置状の「留置すべき場所」欄は、請求書記載のとおり記入する。

③ 令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・10	0121	地検	殺人	甲野 次郎	鑑定留置	陸奥	発付	白山	
							発付		

(資料15)

鑑 定 留 置 請 求 書

平成 13 年 1 月 10 日

東京簡易 裁判所
裁 判 官 殿

東京地 検 察 庁 印 東 京 地 検 察 庁 印

検 事 白 山 太 郎 ⑩

下記被疑者に対する 殺 人 被疑事件につき、精神鑑定のため、被疑者を下記の場所に留置する処分を請求する。

記

- 1 被 疑 者
氏 名 甲 野 次 郎
年 齢 昭和 30 年 3 月 30 日 生 (43歳)
職 業 パチンコ店員
住 居 東京都豊島区池袋本町1丁目1番1号
- 2 留置の場所
東京都大田区池上3丁目20番10号警視庁池上警察署留置施設
- 3 留置を必要とする期間
平成13年1月11日から同年4月10日午後2時まで
- 4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名
白山
- 5 鑑定の目的
被疑者の本件犯行時の責任能力の有無、程度を明らかにするため
- 6 鑑定人の職業及び氏名
霞が関大学附属病院 医師 春日 一郎
- 7 被疑事実
別紙記載のとおり

② 簡裁→一 地裁→む

② 簡裁→一 地裁→む

13.1.10

- ⑦ 鑑定留置状の「留置の期間」欄は、請求書記載のとおり記入する。
- ⑧ 鑑定留置状の「鑑定の目的」欄は、請求書記載のとおり記入する。
- ⑨ 鑑定留置状に「有効期間」(原則として発付の日から7日・初日不算入)を記入する。
- ⑩ 鑑定留置状に「発付年月日」を記入する。
- ⑪ 鑑定留置状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、請求書原本及び一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑫ 鑑定留置状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑬ 鑑定留置状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿(簡裁用又は地裁用)に受領印を受ける。

⑬ 請求者の受領印

様式第53号 (規則第69条第1項、規程第67条) 秘密性2

引致状請求書

東京地第 2800号
平成21年11月10日

東京簡易裁判所 裁判官 殿

東京保護観察所長 甲野 春

更生保護法第63条第4項の規定により次の者に対する引致状の発付を請求します。

1 氏名 乙山 太郎
2 生年月日 昭和32年7月8日
3 住居 不詳
4 職業 不詳

5 更生保護法第63条第2項各号のいずれかに該当する事実の要旨並びに引致を必要とする理由
本人は、平成21年8月24日、九州地方更生保護委員会において、釈放の日を同年10月14日に指定され、居住すべき住居を東京都杉並区方南2-3-4財団法人東京会とされていたものであるところ、同日、△△刑務所を仮釈放となったものの、東京保護観察所に出頭せず、かつ、居住すべき住居に居住せず、以後その所在を明らかにしなかったものであり、もって遵守事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由があり、かつ、正当な理由がないのに、東京保護観察所長の出頭の命令に応じないおそれがある。

6 引致すべき場所
東京保護観察所

7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
3ヶ月間。
住居が一定せず立ち寄り先も定まっていないことから、所在を確かめながら引致の執行をしなければならないため。

8 引致状を教達必要とする事由及び事由

引致状

※

- ① 割当表の担当裁判官に△印が付いていれば地裁で、付いていなければ簡裁で処理をする。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印（A印）を押し、それぞれの受付印に事件符号（簡裁→A、地裁→むA）及び令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の事件番号（簡裁の場合は0を付ける。）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿に以下のように記入する。
- ④ 引致状の「氏名、年齢、居住すべき住居、職業」「引致すべき場所」、「請求者」欄の記載事項を確認する。

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
11・10	0121	東京保護観察所	更生保護法	乙山 太郎	引致	陸奥	発付	甲野	
							発付		

(氏名 乙山太郎)

9 その他参考事項
平成21年10月26日、関東地方更生保護委員会において保護観察を停止する決定がなされ、同決定は同年11月1日に効力が発生している。

10 裁判に関する事項

保護観察処分少年
(非行名) 家庭裁判所 (保護観察所) 決定の日 保護観察所 年 月 日
(決定裁判所) 家庭裁判所 支部 (決定の日) 年 月 日
(仮退院施設) 少年院 (仮退院の日) 年 月 日
(仮退院決定委員会) 地方更生保護委員会 (仮退院決定の日) 年 月 日

少年院仮退院者
(非行名) 家庭裁判所 支部 (決定の日) 年 月 日
(決定裁判所) 少年院 (仮退院の日) 年 月 日
(仮退院施設) 少年院 (仮退院の日) 年 月 日
(仮退院決定委員会) 地方更生保護委員会 (仮退院決定の日) 年 月 日

仮釈放者
(罪名) 有印私文書偽造・同行使 (保護観察所) 東京保護観察所
(刑名・刑期) 詐欺・住居侵入、窃盗 未決勾留 法定 15日間
(言渡し裁判所) 長崎地方裁判所××支部 (通算日数) 裁定 50日間
(言渡しの日) 平成18年3月6日 (刑期起算日) 平成18年11月9日
(仮釈放施設) △△刑務所 (刑期終了日) 平成22年3月4日
(仮釈放決定委員会) △△刑務所 (仮釈放決定の日) 平成21年8月24日
(仮釈放決定委員会) 九州地方更生保護委員会 (仮釈放の日) 平成21年10月14日

保護観察執行猶予者
(罪名) 懲役・禁錮 年 月 (保護観察所) 保護観察所 年間
(言渡し裁判所) 裁判所 支部 (言渡しの日) 平成 年 月 日
(確定の日) 年 月 日 (初度日・再度日の別) 初・再

婦人補導院仮退院者
(罪名) 懲役・禁錮 年 月 (保護観察所) 保護観察所 年間
(刑名・刑期) 懲役・禁錮 年 月 (保護観察期間) 年 月 日
(言渡し裁判所) 裁判所 支部 (通算日数) 法定 日間
(言渡しの日) 年 月 日 (補導処分期間起算日) 年 月 日
(仮退院施設) 婦人補導院 (補導処分期間終了日) 年 月 日
(仮退院決定委員会) 地方更生保護委員会 (仮退院決定の日) 年 月 日
(仮退院の日) 年 月 日

(注意) 1 事例に記しなくてもよい項目及び文字を削ること
2 この請求書には謄本1通を添付すること。

- ⑤ 引致状に有効期間（原則として発付の日から7日・初日不算入。）を記入する。
- ⑥ 引致状に「発付年月日」を記入する。
- ⑦ 引致状に「裁判官」の記名印及び発付裁判所に対応する庁印を押し、別紙がある場合は、別紙をホチキスで留めて一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑧ 発付された引致状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑨ 引致状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）に受領印を受ける。

⑨ 請求者の受領印

留		留置する旨の判断を した年月日時及び裁 員会、委員又は関係 機関所の長	留置すべき照会	留置を開始した旨及 び留置する旨を通知 した年月日時及び取 扱者	留置のため本人の身 柄の引渡しを受けた 年月日時及び取扱者
平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分

引致状		氏名 乙 山 木 郎 昭和32年7月 東京府杉並区方南2-3-4 不詳	引致すべき場所 東京保護観察所	引致の理由 別紙のとおり	請求者 東京保護観察所長 中 野 春 男	有効期間 平成22年 2月10日まで	有効期間経過後は、この引状により引致に着手することができない。この場合には、これを当該場所に戻置なければならない。 有効期間内であっても、引致の必要がなくなったときは、直ちにこれを当該場所に戻置なければならない。	上記の者を引致すること 平成21年1月15日 東京府警 警視庁 裁判長 藤田 隆雄 	引致に着手した年月日時及び場所	署名押印	引致することができない かつたときはその事由	記名押印	引致した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分	及び取扱者
-----	--	---	--------------------	-----------------	-------------------------	-----------------------	---	---	-----------------	------	---------------------------	------	----------------------------	-------

⑥ ⑦ ⑧ ④ ⑤

⑦ 留置所印・地裁所印を間違わないように

⑧ 確認

平成18年(行イ)第121号
平成18年(保)第 号

許可状

住居 埼玉県石川郡野々宮町矢作1-69-4
職業 埼玉県立松丘高校1年
氏名 甲野次郎 平成2年10月10日生

上記の者を、下記の理由により
平成18年1月2日午前1時35分から
平成18年1月3日午前1時35分まで
引き続き保護することとする。

平成18年1月1日午前1時20分ころ、東京都千代田区丸の内1-9-1、東京駅八重洲口前において、当署員が発見され、調査結果、家出人と判明したが、
.....ため、引き続き、保護する必要がある。

理由 被保護人は、平成18年1月1日午前1時20分ころ、東京都千代田区丸の内1-9-1、東京駅八重洲口前において、当署員が発見され、調査結果、家出人と判明したが、
.....ため、引き続き、保護する必要がある。

請求者の官公職氏名 警視庁丸の内警察署 司法警察員警部 信濃治彦
保護の場所 東京都台東区上野桜木2-12-7 警視庁少年保護所
最初の保護開始の日時 平成18年1月1日午前1時35分
保護をした警察官の官職氏名印
保護終了の日時 平成 年 月 日 午前 時 分

保護許可状請求書

平成18年1月1日

東京簡易裁判所 裁判官 警視庁 警部 信濃治彦

次の者を下記事由により引き続き保護することを承認していただきたい。

住居 埼玉県石川郡野々宮町矢作1-69-4
職業 埼玉県立松丘高校1年
氏名 甲野次郎 平成2年10月10日生(16歳) 男(女)

1 延長を求める期間 平成18年1月2日午前1時35分から平成18年1月3日午前1時35分まで
2 保護の場所 東京都台東区上野桜木2-12-7 警視庁少年保護所
3 最初に保護を開始した日時 平成18年1月1日午前1時35分
4 延長を必要とする理由
被保護人は、平成18年1月1日午前1時20分ころ、東京都千代田区丸の内1-9-1、東京駅八重洲口前において、当署員が発見され、調査の結果、家出人と判明したが、
.....ため、引き続き、保護する必要がある。

保護許可状

- ※この事件は簡裁専属管轄であるので、割当表に△印の付いた裁判官は処理することができない。その場合には、訟廷管理官等に連絡を取り、その指示を受ける。
- ① 割当表で担当裁判官に△印の付いていないことを確認する。
- ② 請求書の原本及び謄本に受付日付印(A印)を押し、それぞれの受付印に事件符号(行イ)及び事件番号(簡裁の場合は冒頭に0を付ける。)を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿(簡裁用・行政事件の欄を使用する)に記入例のように記入する。
- ④ 東京簡易裁判所の保護許可状を用意し、添付資料を確認しながら、誤記のないように「住居、職業、氏名及び生年月日」を記入する。
- ⑤ 許可状の左上欄外に事件番号を記入する。
- ⑥ 許可状に、引き続き保護する期間の「始期、終期」を記入する(5日を超えないこと)。

- ⑦ 許可状に「理由」を記入する
- ⑧ 許可状の「請求者の官公職氏名」欄に請求者の所属警察署名、官職、氏名を記入する(司法警察員でなくても請求できる(警職法3条4項)ので、この場合「司法警察員」の記載はしない。)
- ⑨ 許可状に「保護の場所」を請求書記載のとおり記入する。
- ⑩ 許可状に「最初の保護開始の日時」を請求書記載のとおり記入する。
- ⑪ 許可状に「発付年月日」を記入する。
- ⑫ 許可状に裁判官の記名印及び東京簡易裁判所の庁印を押し、請求書原本及び(請求書を引用した場合は請求書原本をホチキスで留め、)一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑬ 発付された保護許可状の裁判官の押印、契印及び訂正印等の漏れがないかどうか確認する。
- ⑭ 許可状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿(簡裁用)に受領印を受ける。

③ 令状請求事件簿(簡裁用)記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	0121	丸の内	警職法3条	甲野次郎	保護	陸奥	発付	信濃	
							発付		

⑭ 請求者の受領印

平成13年1月10日 検事正印	傍受令状請求書 平成13年1月10日 東京地方 裁判所 裁 判 官 東京地方検察庁 法律第13条4条による指定を受けた検事 検察官 検 事 甲 野 一 郎  下記被疑事件につき、傍受令状の発付を請求する。 記 1 被疑者の氏名 甲 野 太 郎 2 被疑事実の要旨、罪名及び罰条 覚せい剤取締法違反 3 傍受すべき通信 4 傍受の実施の対象とするべき通信手段 5 傍受の実施の方法及び場所 6 傍受ができる期間 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは、その旨 9 傍受令状発布の要件たる事項
--------------------	---

状令受傍

※この事件は、地裁専属管轄であるので、宿直裁判官が簡裁裁判官の場合は令状を発付できない。その場合には、刑事訴訟管理官等に連絡を取り、その指示を受ける。

- ① 傍受令状請求書の原本及び謄本に受付日付印（Ａ印）を押し、当直員の認印を押す。
- ② 令状請求事件簿（地裁用）に必要事項を記入し、①の受付印所定の箇所に事件符号及び番号を記入する。「請求者の所属庁」欄には、検察官名又は警察署名を記入する。請求権者は、検察官（検事総長が指定する検事に限る）、司法警察員（各公安委員会が指定する警視以上の警察官）、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。
- ③ 被疑事実の要旨について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律３条を確認する。
- ④ 傍受令状を作成する（次ページ記載）。

[illegible]

傍 受 令 状	
被疑者の氏名 及び年齢	昭和 年 月 日 生 ① 請求書記載のとおり記入
罪名及び罰条	② 裁判官が記入
被疑事実の要旨	別紙のとおり
傍受すべき通信	別紙のとおり
傍受の実施の対象 とすべき通信手段	③ 裁判官が記入
傍受実施の場所	④ 空欄のまま
傍受の実施の方法	裏面のとおり
傍受の実施に関する条件	裏面のとおり
傍受ができる期間	傍受の処分に着手した日から ⑤ 日間 ⑥ 請求書記載のとおり記入 ⑦ 原則として7日
請求者の官公職氏名	⑧ 平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
被疑者に対する上記被疑事件について、上記のとおり通信の傍受をすることを許可する。	
平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀	⑨ 地裁庁印を押す

傍受実施の方法	⑩ 裁判官が記入
傍受の実施に関する条件	⑪ 裁判官が記入
傍受の処分に着手した 年 月 日 時	記 名 押 印
傍受の実施を終了した 年 月 日 時	記 名 押 印
傍受ができる期間の延長	
延長 平成 年 月 日まで 由	延長 平成 年 月 日まで 由
平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官	平成 年 月 日 東京地方裁判所 裁判官
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日
平成 年 月 日 裁判所書記官	平成 年 月 日 裁判所書記官

傍受令状作成の方法

- ① 「被疑者の氏名及び年齢」，「罪名及び罰条」を傍受令状請求書記載のとおり記入する。
- ② 「傍受の実施の対象とすべき通信手段」，「傍受の実施場所」は裁判官が記入する。
- ③ 「傍受ができる期間」は空欄にしておく（裁判官が記入する。）（10日以内）。
- ④ 「請求者の官公職氏名」を傍受令状請求書のとおりに記入する。
- ⑤ 「有効期間」を記入する（原則として発付の日から7日・初日不算入）。
- ⑥ 発付日を記入し，裁判官の記名印及び東京地方裁判所の庁印を押印する。
- ⑦ 裏面「傍受の実施方法」，「傍受の実施に関する条件」は裁判官が記入する。
- ⑧ 引用した別紙をホチキスで留めて，一件記録とともに裁判官に提出する。
- ⑨ 許可された傍受令状の裁判官の認印，契印，訂正印及び記入漏れがないかどうか確認する。
- ⑩ 傍受令状と請求書原本及び一件記録を請求者に渡し，令状請求事件簿（地裁用）に受領印を受ける。

原本（原本は請求者に返還する。一件記録を含む。）

謄本（謄本は裁判所で保管）

撤回
裁判所書記官

②

逮捕状請求書（甲）

平成13年 1月10日

東京簡易 裁判所
裁判官 殿
警視庁 丸の内警察署
（所管の犯罪）：盗 窃

印内庁 警 部 信 濃 浩 彦

下記被疑者に対し、
逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者
氏 名 甲 野 太 郎
年 齢 昭和32年10月2日生（43歳）
職 業 会 社 員
住 居 東京都品川区大崎6丁目5番7号 東荘4号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所
警視庁丸の内警察署又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済犯罪罰則の整備に関する法律の第4条の2に
ついては2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし
書に定める事由

9 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり

刑事
13.1.10
13 0121

撤回
裁判所書記官

②

逮捕状請求書（甲）

平成13年 1月10日

東京簡易 裁判所
裁判官 殿
警視庁 丸の内警察署
（所管の犯罪）：盗 窃

印内庁 警 部 信 濃 浩 彦

下記被疑者に対し、
逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者
氏 名 甲 野 太 郎
年 齢 昭和32年10月2日生（43歳）
職 業 会 社 員
住 居 東京都品川区大崎6丁目5番7号 東荘4号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所
警視庁丸の内警察署又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済犯罪罰則の整備に関する法律の第4条の2に
ついては2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし
書に定める事由

9 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり

刑事
13.1.10
13 0121

令状請求撤回

- ① 通常逮捕状にホチキスで編てつされている逮捕状請求書（甲）（以下「請求書」という。）原本を取り外す。
- ② 請求書の原本及び謄本に「撤回 裁判所書記官」と記入し、認印をする。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）の「結果」欄の「発付」を二重線で抹消して、「撤回」と記入する。
- ④ 請求書原本及び一件記録を請求者（警察官等）に返還し、事件簿に受領印を受ける。
- ⑤ 請求書謄本は、裁判所で保管する。

【留意事項】

その他の令状請求の撤回についての取扱いも同様である。

③ 「発付」を二重線で抹消し「撤回」と記入する。

④ 請求者の受領印

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	丸の内	窃盗	甲野 太郎	甲	陸奥	発付 撤回	信濃	
							発付		

原本（原本は請求者に返還する。一件記録を含む。）

謄本（謄本は裁判所で保管）

（資料20）

本請求を却下する 理由 平成13年 1月10日 東京簡易裁判所裁判官 陸奥 紀

逮捕状請求書（甲） 平成13年 1月10日

東京簡易 裁判所
裁判官 陸奥 紀
警視庁 丸の内警察署
警部 信濃 浩 成

下記被疑者に対し、
逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者
氏 名 甲 野 太 郎
年 齢 昭和32年10月 2日生（43歳）
職 業 会 社 員
住 居 東京都品川区大崎6丁目5番7号 米花4号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所
警視庁丸の内警察署又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は既に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30万円（前払、暴力行為等処罰に関する法律及び経済労働関係の整備に関する法律の罰以外の罪については2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

9 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり

刑事 13.1.10

本請求を却下する 理由 平成13年 1月10日 東京簡易裁判所裁判官 陸奥 紀

逮捕状請求書（甲） 平成13年 1月10日

東京簡易 裁判所
裁判官 陸奥 紀
警視庁 丸の内警察署
警部 信濃 浩 成

下記被疑者に対し、
逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者
氏 名 甲 野 太 郎
年 齢 昭和32年10月 2日生（43歳）
職 業 会 社 員
住 居 東京都品川区大崎6丁目5番7号 米花4号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所
警視庁丸の内警察署又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は既に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30万円（前払、暴力行為等処罰に関する法律及び経済労働関係の整備に関する法律の罰以外の罪については2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

9 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり

刑事 13.1.10

令状請求却下

- ① 通常逮捕状にホチキスで編てつされている逮捕状請求書（甲）（以下「請求書」という。）原本を取り外す。
- ② 請求書の原本及び謄本に「本請求を却下する、理由（裁判官に聞く）・・・、平成〇年〇月〇日、東京簡易（地方）裁判所、裁判官〇〇〇〇」と記入し、原本に裁判官の認印をもらう。
- ③ 「令状請求事件簿」（簡裁用又は地裁用）の「結果」欄の「発付」を二重線で消して、「却下」と記入する。
- ④ 請求書原本及び一件記録を請求者（警察官等）に返還し、事件簿に受領印を受ける。
- ⑤ 請求書謄本は、裁判所で保管する。

【留意事項】

その他の令状請求の却下についての取扱いも同様である。

③ 「発付」を二重線で抹消し「却下」と記入する。

④ 請求者の受領印

③ 令状請求事件簿（簡裁用又は地裁用）記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状種別	裁判官	結 果	受領印	備 考
1・10	0121	丸の内	窃盗	甲野 太郎	甲	陸奥	却下		
							発付		

事件番号 ()

令 状 点 検 票

【レ】(氏名:) 【○】(氏名:)

【△】(氏名:)

☐ 通逮 ☐ 緊逮 ☐ 捜差 ☐ 検証 ☐ 鑑処 ☐ 身体 ☐

請求書の点検 (共通事項)

- 【 】 【 】 請求先庁 (請求書宛先と受理庁の同一の確認)
- 【 】 【 】 請求日
- 【 】 【 】 請求者の官公職氏名(記名), 押印, 庁印
- 【 】 【 】 訂正印
- 【 】 【 】 請求令状の種類の確認
- 【 】 【 】 被疑者の記載 (氏名, 年齢, 職業, 住居の記載)
- 【 】 【 】 被疑罪名の記載 (被疑罪名と被疑事実の同一性の確認)
- 【 】 【 】 被疑事実 (犯罪事実) の要旨の閲読
- 【 】 【 】 被疑事実中, 犯行日 (特に年度) の確認
- 【 】 【 】 謄本の添付 (原本との同一性確認)

◆ 逮捕状請求書 (甲)

- 【 】 【 】 請求者 (法199Ⅱ)
- 【 】 【 】 引致すべき場所
- 【 】 【 】 数通請求の有無・事由
- 【 】 【 】 「相当な理由」の記載
- 【 】 【 】 「必要とする事由」の記載
- 【 】 【 】 以前の逮捕状請求書等の記載
- 【 】 【 】 軽微事件の場合の要件の記載 (法199条Ⅰ但)
- 【 】 【 】 公訴時効の確認 (特に更新時)

◆ 逮捕状請求書 (乙)

- 【 】 【 】 受付時刻記載の確認
- 【 】 【 】 逮捕時刻と請求時刻の差 (時間)
- 【 】 【 】 被疑事実の法定刑が死刑・無期・長期3年以上
- 【 】 【 】 逮捕年月日時及び場所の記載
- 【 】 【 】 引致の年月日時及び場所の記載
- 【 】 【 】 逮捕者の官公職氏名の記載
- 【 】 【 】 「充分な理由」の記載
- 【 】 【 】 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由の記載
- 【 】 【 】 「必要とする事由」の記載

◆ 捜索・差押・検証許可状請求書

- 【 】 【 】 差し押さえるべき物の記載
- 【 】 【 】 捜索, 検証すべき場所等の記載
- 【 】 【 】 日出前, 日没後の執行請求の有無
- 【 】 【 】 請求書の通数確認 (通)
- 【 】 【 】 別紙引用の場合の別紙の添付

◆ 鑑定処分許可状請求書

- 【 】 【 】 鑑定人が立ち入るべき住居等の記載
- 【 】 【 】 鑑定人の職業及び氏名の記載
- 【 】 【 】 鑑定嘱託年月日, 嘱託事項

◆ 身体検査令状請求書

- 【 】 【 】 身体検査を受ける者 (氏名, 年齢, 職業, 住居, 性別, 健康状態の表示)
- 【 】 【 】 必要とする理由
- 【 】 【 】 身体の部位の記載

作成令状の点検

- 【 】 【 】 令状名
- 【 】 【 】 被疑者氏名の記載 (生年月日)
- 【 】 【 】 罪名 (令状請求書・被疑事実との照合)
- 【 】 【 】 請求者の官公職氏名 (逮捕状以外)
- 【 】 【 】 発付年月日
- 【 】 【 】 有効期間
- 【 】 【 】 夜間執行の許可
- 【 】 【 】 別紙引用の場合の別紙の添付 (捜索・差押等)

令状交付時の点検

- 【 】 【 】 裁判官の所属庁・庁印
- 【 】 【 】 裁判官の記名・押印 (夜間執行含む)
- 【 】 【 】 契印・訂正印の確認
- 【 】 【 】 条件の確認
(医師をして医学的に相当と認められる方法, 成年女子の立会, 採血量の上限など)

* 令状交付時は複数の者が点検する。

* 同一の被疑事件について複数の令状が請求された場合には, まとめて1枚の令状点検票を作成することで足りる。

平成13年東地簡第1234号 平成13年検第123456号

起 訴 状

平成13年1月10日

東京地方裁判所 殿
東京地方検察庁

検 察 官 検 事 甲 野 一 郎 (甲野)

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 東京都千代田区霞が関1丁目1番
住 居 同都同区霞が関1丁目1番1号 霞が関マンションA-6
職 業 無 職

(勾 留 中) 白 山 太 郎
昭和48年7月1日生

公 訴 事 実

被告人は、平成13年1月3日午後11時過ぎころ、東京都渋谷区恵比寿1丁目4番7号エビスビル401号室盛田寿一(当時27年)方において、同人に対し、殺意をもって、所持のナイフ(刃体の長さ約10センチメートル)でその左前胸部を1回突き刺し、よって、同日午後11時58分ころ、同都目黒区駒場3丁目1番23号山田病院において、同人を左前胸部刺創に基づく出血により死亡させて殺害したものである。

罪 名 及 び 罰 条

殺 人 刑法第199条

起訴状受理の手続

- ① 検察庁の起訴状通付票(以下「通付票」という。)の受領印欄に認印を押し、通付票のコピーを取る
- ② 起訴状及び起訴状謄本に受付日付印(A印)を押す。なお、原本の受付印のみに認印を押す。
※ 添付されている起訴状謄本の数を確認する。
◎ 添付される起訴状謄本の数
在宅の場合(身柄関係書類がない場合)→[被告人の数]+1通
上記以外の場合→[被告人の数]+2通
- ③ 当直明けに、地裁あての起訴状は地裁刑事訟廷事件係へ、簡裁あての起訴状は簡裁刑事訟廷事件係へ、それぞれの事件関係送付簿に、起訴状と追起訴状をまとめて「起訴状○通」と記載して通付票のコピーとともに引き継ぐ。
※ 起訴状の通数と起訴状通付票の被告人数は必ずしも一致しないので注意する。

③ 事件関係送付簿記入例

送付	事件番号又は 日記簿進行番号	文 書 の 標 目	送 付 先	受領印	備 考
空欄でよい	1・10	() 起訴状○通			
	()				
	()				
	()				

(資料 23)

平成13年東地領第1234号	平成13年検第123456号
訴因等変更請求書	
平成13年1月10日	
東京地方裁判所 殿	
東京地方検察庁	
検察官 検 事 甲 野 一 郎 (甲野)	
	
被告人甲野太郎に対する覚せい剤取締法違反被告事件につき、平成13年1月5日付け起訴状記載の訴因を、下記の通り変更したく請求する。	
記	
公訴事実中「0.1グラム」とあるのを「0.15グラム」に改める。	

訴因等変更請求書受領の手続

検察庁の起訴状通付票の受理欄に認印を押す（起訴状の場合に同じ）。

- ① 訴因等変更請求書及び同謄本に受付日付印（A印）を押す。
- ② 事件関係送付簿の事件係あての箇所以下のように記入する。

② 事件関係送付簿記入例

送付	事件番号又は 日記簿進行番号	文 書 の 標 目	送 付 先	受領印	備 考
1・10	() 白山太郎	訴因等変更請求書			
	()				
1・10	() 春日一郎	訴因並びに罰条変更請求			
	()				

身柄 明日・本日 同行

勾留請求書

平成18年11月 1日

東京 裁判所
裁判官 殿

①

東京地方検察庁
検察官 検事 甲 野 一 郎

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。
なお、被疑者欄の年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕
状請求書記載のとおりである。

記

1 被 疑 者

氏 名 乙 川 一 郎

年 齢 昭和11年11月11日 (歳)

職 業 無 職

住 居 不 定

6941 ← 勾留等請求通付票の勾留番号と同一

2 被疑事実の要旨

司法警察員事件送状書記載の犯罪事実

3 勾留すべき刑事施設

警視庁丸の内警察署留置施設

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

西 野 三 郎

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

現行犯人逮捕手続書記載のとおり。

6 刑事訴訟法第80条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第80条第1項第 1、2、3 号

7 検察官又は司法警察職員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間の制限に供することができなかったときは、その事由

別添司法警察員の平成 年 月 日付け報告書記載のとおり。

勾留請求書受理の手続

- ① 検察庁の勾留等請求通付票（以下「通付票」という。）の「請求」欄に受領印を押す。
② 通付票の最終葉余白に受付日付印（B印）及び認印を押した上、コピーを2通取る。
③ 通付票原本は検察庁職員に返還する。
④ 勾留請求書に受付日付印（B印）を押し、認印を押す

※ 押印の際には、受付日付印（B印）の時刻を必ず確認する。

※ 1件数名の場合は請求書ごとに受付印を押す。

※ 通付票のコピーは、2通とも刑事14部に「事件関係送付簿A」に所定事項を記載の上、引き継ぐ（翌日が休日のときは、1通を「勾留等請求通付票綴」に綴り、もう1通を「事件関係送付簿A」（備考欄に「1通は編綴済み」と記載）で、翌日の令状事務担当職員に引き継ぐ）。

勾留等請求通付票

検 察 庁 名	勾 留 番 号	検察官名	氏名・生年月日	罪 名	勾 留 場 所	受 領 日・部 署・受 領 印 等	備 考
東京地検	18-06941	甲 野	乙川 一郎	覚 せ い 剤	丸の内署	請 求 交 付 記録返還 令状返還	明日身柄同行 接禁請求付
						①受領印	②通付票の 最終葉余白 に受付印B 印及び認印 を押す。
						この欄に結果（「発付」又は「却下」）を記載し、 記録引継ぎ時に検察庁職員の仮の受領印を徴する。	

検察庁 (東京地方検察庁)

接見等禁止請求書

平成13年1月10日

東京 裁判所
裁判官 殿

東京地方検察庁
検察官 検事 甲 野 一 郎

被告人 (被告人) 乙 川 一 郎 (九の内警察署収容) に対する
寛 せ い 刑 取 締 法 違 反 被疑事件につき、
罪 証 を 隠 滅 す る と疑うに足る相当な理由があるから、
被疑者と刑事訴訟法第39条1項に規定する者以外の者(ただし、被疑者の勾留さ
れている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同委員会並びに被疑者の勾留
されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同委員会を除く。)との交通に
つき、下記事項に関する裁判をされたい。

記

1 接見の禁止

2 書類又は物(糧食、寝具及び衣類を除く。)の授受の禁止

(注意) 1 事例に応じて、不要の文字を削ること。
2 第1回公判期日後の請求については、「裁判官」の3字を削ること。

接見等禁止請求受理の手續

- ① 検察庁の勾留等請求連付票「備考」欄の「接禁請求付」の文字が○印で囲んであることを必ず確認する。
- ② 接見等禁止請求書に受付日付印(B印)を押し、認印を押し。
※ 押印の際には、受付日付印(B印)の時刻を必ず確認する。
※ 一件数名の場合は請求書ごとに受付印を押し。

平成13年東地債第1234号 平成13年検第123456号

起 訴 状

平成13年1月10日

東京地方裁判所 殿
東京地方検察庁

検察官 検 事 甲 野 一 郎 (甲野)

下記被告事件につき公訴を提起する。

①

刑事
13.1.10
午後6時

→ 「逮捕中求令状」の場合は受付印に受理時刻を記入する。

本 籍 東京都千代田区霞が関1丁目1番
住 居 同都同区霞が関1丁目1番1号 森が関マンションA-6
職 業 無 職

記

刑事
13.1.10
午後6時

→ 「求令状」の表示

(勾留中求令状) 白 山 太 郎
昭和48年7月1日生

公 訴 事 実

被告人は、平成13年1月3日午後11時過ぎころ、東京都渋谷区恵比寿1丁目4番7号エビスビル401号室盛田寿一(当時27年)方において、同人に対し、殺意をもって、所持のナイフ(刀体の長さ約10センチメートル)でその左前胸部を1回突き刺し、よって、同日午後11時58分ころ、同都目黒区駒場3丁目1番23号山田病院において、同人を左前胸部刺創に基づく出血により死亡させて殺害したものである。

罪 名 及 び 罰 則

殺 人 刑法第199条

求令起訴状受理の手続

1 求令起訴状の受理

起訴状受理については「起訴状受理の手続」に同じ。

- (1)
- (2) 逮捕中求令状の場合には、必ず受理時刻を記入する。

2 勾留状、勾留質問調書の作成(詳細は次ページ参照)

- (1) 被告人用の勾留状を作成し、(何号で勾留するか、勾留場所はどこか、起訴状原本の附せんで確認して記入する。)勾留状と起訴状写しを、合てつして裁判官に一件記録とともに提出する。
- (2) 被告人用の勾留質問調書の記載できる部分を記入する(被告人名は、起訴状記載のとおりにする)。

3 勾留質問立会等

勾留状、勾留質問調書、ゴム印を用意して勾留質問室で立会をし、勾留質問調書を作成する。

※ 東京地裁では、起訴状謄本の送達は受訴裁判所が行うこととされているので、被告人に起訴状謄本の交付送達はしないこと。

4 勾留通知

被告人が希望した場合には、指定した相手方に、被告人を勾留することを通知する(勾留期間は起訴日から2か月間(初日算入))。

5 記録の返還

検察庁令状担当へ刑事14部の事件関係送付簿(庁外と記載のあるもの)に記入し、一件記録を返還する。

※ 勾留質問調書は、事件係に引き継ぐ(検察庁へは引き継がない)。

6 起訴状等の引継ぎ

起訴状、起訴状謄本、勾留質問調書は、ほかの起訴状とともに当直明けに事件関係送付簿で事件係へ引き継ぐ。

勾 留 状		指揮印
被告人	氏 名	自称 甲 野 次 郎 (別添写真の男)
	年 齢	昭和 30 年 3 月 30 日 生
	住 居	豊島区池袋本町 1-1-1 第 1 ビル 1 階
	職 業	パチンコ店員
被 告 事 件 名		毒物及び劇物取締法違反
公 訴 事 実 の 要 旨		別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり
刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由		裏面のとおり
勾 留 場 所		警視庁新宿警察署留置施設
この令状の有効期間は発付の日から 7 日とする。有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
上記被告事件について、被告人を勾留する。 平成 13 年 1 月 11 日 東京地方裁判所 裁 判 官 陸 奥 亜 紀		
執行した年月日時及び場 所	平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
執行することができなかったときはその事由		
記 名 押 印	平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び取 扱 者	平成 年 月 日 午 時 分	

(検察官)

白山

起訴検察官名

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 2、3 号に当たる。

- 1 被告人が定まった住居を有しない。
- 2 被告人が罪証を隠蔽すると疑うに足る相当な理由がある。
- 3 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足る相当な理由がある。

裁判官認印

勾 留 質 問 調 書

被 告 人 自 称 甲 野 次 郎

被告人に対する

毒物及び劇物取締法違反

被告事件

について、平成 13 年 1 月 11 日 東京地方裁判所において、

裁 判 官 陸 奥 亜 紀 は、

裁判所書記官 山 川 一 郎 を

立ち会わせて、被告人に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、職業、住居及び本籍について述べてください。

答 起訴状記載のとおりです。

ただし、職業は、パチンコ店員です。

外国人の場合「及び国籍」と訂正する。

被告人が述べたことを記載する。

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、起訴状記載の公訴事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について公訴の提起があったが、これに対して何か述べることはないですか。

答 事実、そのとおり間違いありません。

裁判官は、弁護人選任権及び国選弁護人選任請求権を告げ、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 甲野太郎(兄) 電話番号 3333-1111

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。

被告人 甲 野 次 郎 (印)

勾留質問室で被告人に署名・捺印させる。

この手続きは、通訳人 を介して行った。

前同日同庁 裁判所書記官 山 川 一 郎 (印)

即ち勾留通知書 同日同庁 裁判所書記官

身柄 明日・本日 同行

勾留期間延長請求書

平成18年9月10日

東京 裁判所
裁判官 殿

東京地方検察庁
検察官 検事 甲 野 一 郎

被疑者乙川一郎 に対する 覚せい剤取締法違反被疑事件

につき、下記のとおり勾留期間の延長を請求する。

記

1 勾留請求の年月日 平成18年9月10日

2 前に延長された期間 始 期 平成 年 月 日
終 期 平成 年 月 日 (日間)

3 延長を求める期間 始 期 平成18年 9月12日
終 期 平成18年 9月21日 (10日間)

4 やむを得ない事由 別紙記載のとおり

1 2 1 ← 勾留期間延長請求通付票の「請求番号」と同一

勾留期間延長請求の手続

- ① 勾留期間延長請求通付票（以下「通付票」という。）の「請求」欄に受領印を押す。
 - ② 通付票の最終葉余白に受付日付印（A印）及び認印を押した上、コピーを1通取る。
 - ③ 通付票原本は検察庁職員に返還する。
 - ④ 勾留期間延長請求書に受付日付印（A印）を押し、認印を押す。
※ 1件数名の場合は請求書ごとに受付印を押す。
 - ⑤ 通付票のコピーの「請求日数」欄に請求された延長期間終期及び請求日数を記入する。
 - ⑥ 延長決定が出たら、通付票のコピーの「交付」欄に裁判官名を、「記録返還」欄に延長の始期及び延長日数を記入する（延長日数の短縮に注意する。）。
 - ⑦ 記録返還時に通付票のコピーの「令状返還」欄に検察庁職員の受領印を捺する。
- ※ 通付票のコピーは、当直明けに事件関係送付簿Aで刑事14部に引き継ぐ。

勾留期間延長請求通付票

請求日 平成18年9月10日

検察庁名	請求番号	検察官名	氏名・生年月日	罪 名	勾留場所	請求日数	受領日・部署・受領印等	備 考
東京地検	121	甲野検事	乙 川 一 郎 S11.11.11	覚せい剤	〇〇番	9/21 (10)	請求 交付 記録返還 令状返還 検 査 官 印 18.9.10 甲 野 一 郎	H18-012345

①受領印 ②裁判官名 ③延長の始期 (延長日数) ④請求された延長期間終期 (請求日数) ⑤受領印

⑥通付票の最終葉余白に受付日付印(A印)及び認印を押す。

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由	
下記の 2, 3 号に当たる。 1 被疑者が定まった住居を有しない。 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延 長 期 間 平成 18 年 9 月 21 日まで	延 長 期 間 平成 年 月 日 まで
理 由 関係人取調べ未了 証拠物多数のため 鑑定未了	理 由
平成 18 年 9 月 11 日 ← ① 東京地方 裁判所 ← ② 裁判官 陸 奥 亜 紀 □ ← ③	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 平成 18 年 9 月 11 日 ← ④ 裁判所書記官 山 川 一 郎 □ ← ⑤	勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

※ 記載例①ないし⑤の部分は、あらかじめ書記官において記載した上で各裁判官に記録を上げる。
 「延長期間」・「理由」欄については、各裁判官において記載する。

平成16年5月10日

令状事務担当者 殿

東京地方裁判所刑事訟廷庶務係

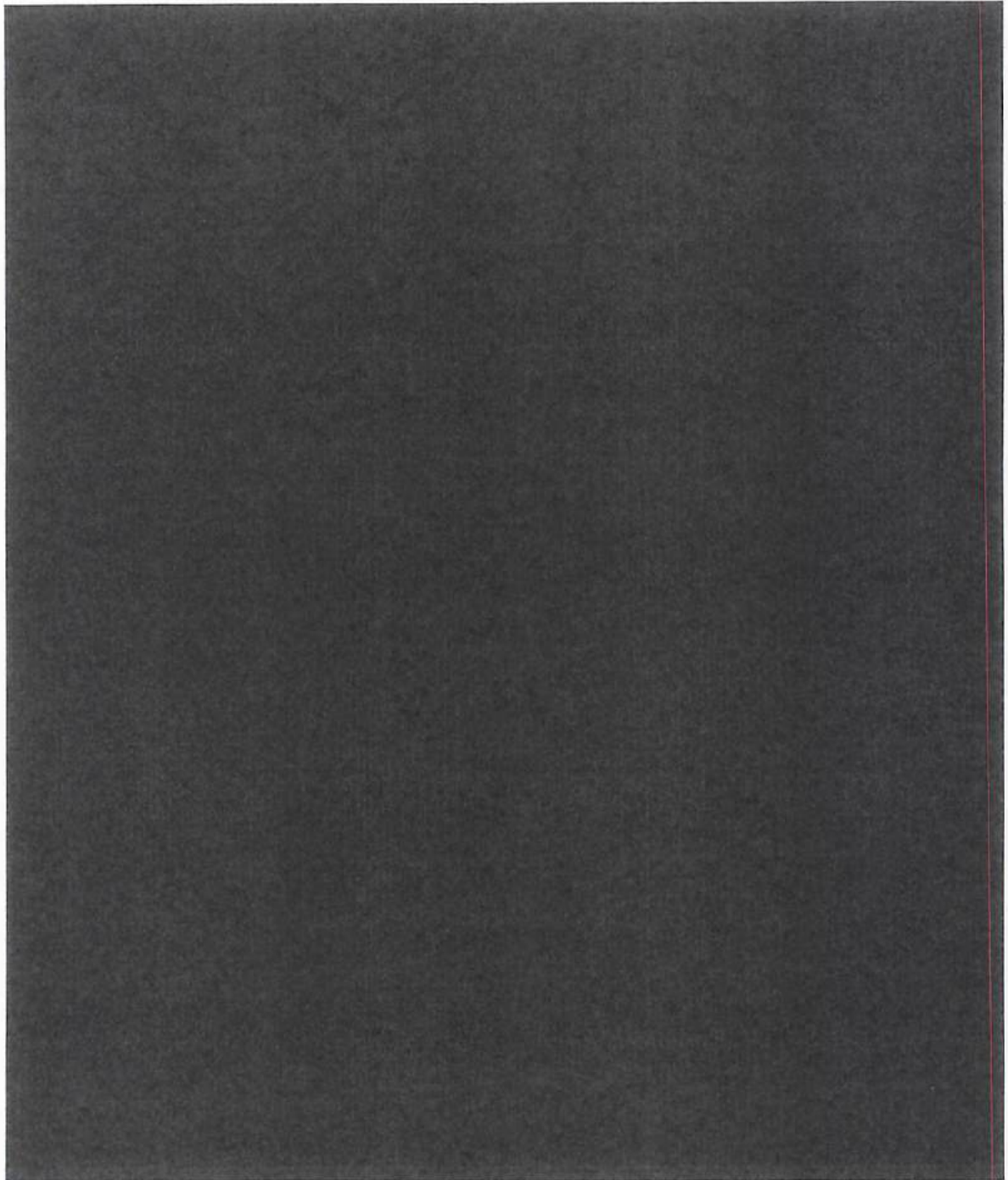
事 務 連 絡

土曜、日曜及び祝日に、東京地裁係属の刑事通常事件について保釈請求がされた場合には、請求者に当直明けの処理で構わないか否かを確認し、当直明けの処理で構わないと回答した場合には当直明けに事件関係送付簿で東京地裁刑事第14部（第1回公判前の保釈請求の場合）又は東京地裁刑事訟廷事件係（第1回公判後の保釈請求の場合）に送付してください。

請求者が処理を急ぐと回答した場合には、第1回公判前の保釈請求では令状当番裁判官名（簡裁裁判官では求意見ができないことに注意）で東京地検に求意見をしてください。この場合には、検察官からの意見が返送されないと、保釈の判断ができない旨を請求者に伝えてください。第1回公判後の保釈請求では、東京地裁刑事訟廷管理官又は刑事訟廷副管理官に連絡し、その指示に従って処理をしてください。

■勾留質問室レイアウト■

(資料 31)



(資料32)

(訟ろ-15-B)

平成17年11月2日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 大 谷 直 人

最高裁判所事務総局家庭局長 山 崎 恒

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、最近、ある地方裁判所において、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑がある少年に対し、誤って勾留請求がされた事件の処理に際し、少年法41条との関係が検討されないまま勾留状が発付されるという事例がありました。

少年法41条について、警察及び検察の実務が、同条の文言に忠実に、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に当たる犯罪のみの嫌疑があるものと思料するときは、司法警察員は直接家庭裁判所に送致しなければならず、検察官に送致することは許されないとの解釈によって運用されていることにかんがみると、少年に対する勾留請求事件を担当する場合には、当該被疑事件が、罰金以下の刑に当たるものでないかどうかについても十分配慮する必要があると思われます。

ついては、所属の裁判官及び関係職員に対し、この趣旨を周知させてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの趣旨をお伝えください。

敬 具

勾 留 状		捺印
被 疑 者	氏 名	自称 甲 野 次 郎 (別添写真の男) ②
	年 齢	昭和30年3月30日生
	住 居	③
	職 業	パチンコ店員 ④
被疑者に対する毒物及び劇物取締法違反疑事件について、同人を監視庁新宿警察署留置施設に勾留する。 ⑤		捺印
勾留事実の要旨		別紙のとおり
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由		次欄のとおり
有効期間		平成18年11月9日まで
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当該裁判所に返還しなければならない。		
平成18年11月2日 東京地方裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀 ?		
勾留請求の年月日		平成18年11月1日 ⑥
執行した年月日時及び場所		平成 年 月 日 午 時 分
署名押印		
執行することができなかつたときはその事由		平成 年 月 日
署名押印		
勾留した年月日時及び取扱者		平成 年 月 日 午 時 分

(被疑者 甲野次郎)

(被疑者用) 1

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の 2, 3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。	
2 被疑者が罪証を隠蔽すると疑うに足る相当な理由がある。	
3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足る相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延長	
延長期間 平成 年 月 日まで 理 由	延長期間 平成 年 月 日まで 理 由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検査官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検査官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

(被疑者 甲野次郎)

2

勾留状の記載例

① 勾留を請求した検察官の姓の記載は不要となった。

② 勾留請求書記載事項を「戸籍謄本、本籍照会書」等で確認する。「年齢」は生年月日を記載する。※1※2

③・④ 司法警察職員等に対する供述調書等で確認する。

⑤ 勾留請求書2枚目の「勾留すべき刑事施設」欄のとおり記載する。

⑥ 勾留請求書の受付日付印で確認する。

⑦ 勾留請求書2枚目の「刑法第60条第1項各号に定める事由」欄で確認する。

(注) 勾留状への庁印の押印は不要である。

※1

勾留状の記載に当たっては、勾留請求書記載の各事項について、戸籍謄本や旅券等関係証拠書類(現行犯人逮捕手続書、告訴状、供述調書等)で確認する。

※2

勾留請求書で漢字を使用している外国人被疑者の記載方法(例 鄭軍ことジョン・ジュン)

原則カタカナ表記部分のみ記載することになる。

ただし、①日本名のこと名書きがある場合や②在日韓国・朝鮮人の漢字名について母国語読みが明らかでない場合等、記載方法の例外も数通りあるので、平成17年2月14日付け刑事首席書記官事務連絡「外国人被疑者の勾留状に記載する被疑者氏名の表記変更について」(資料45)を参照した上で処理する。

なお、勾留状とともに作成する勾留質問調書、接見等禁止決定、通訳人尋問調書、通訳料請求書、通訳人旅費請求書等の書面についても同様である。

※3

外国人被疑者の勾留状等に記載する被疑者氏名及び罪名の表記につき、平成18年8月16日付け刑事首席書記官事務連絡参照(資料46)。

勾留質問調書の記載例

(資料34)

被疑者国選弁護対象事件用)

裁判官捺印

勾 留 質 問 調 書

被疑者 自称 甲 野 次 郎

被疑者に対する毒物及び劇物取締法違反被疑事件について、平成18年11月2日東京地方裁判所において、

裁 判 官 陸 奥 重 紀 は、
裁判所書記官 山 川 一 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

ただし、職業は、パチンコ店員です。 (※1)

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、

勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何

か述べることはないですか。

答 事実、そのとおり間違いありません。 (※2)

裁判官は、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げ、さらに、弁護人の選任を請求するには實力申告書を提出しなければならない旨及びその實力が基準額以上であるときは、あらかじめ、東京にある弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 甲野太郎(兄) 電話番号3333-1111 (※3)

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。
(※4)

被疑者 甲 野 次 郎

この手続きは、通訳人

を介して行った。

前同日同庁 裁判所書記官 山 川 一 郎 ㊟

即日勾留通知済 同日同庁 裁判所書記官㊟

被疑者が述べたことを記載する。

必要に応じて

「領事機関へ通報してください」

「領事機関への通報は必要ありません」

権利の告知についてと題する書面を被疑者に示したときは「二国間条約に基づく権利告知済み」と記載

勾留質問室で被疑者に署名・押印させる。

※領事官に通報した場合「領事官に通報済」の印を押す。

領事官に通報済 ㊟

領事官に通報した旨
新宿 警察署長に通知済 ㊟

通知不能の場合、「即日勾留通知済」を二重線で抹消し、「通知不能」と記入する。

通知、通報を担当した書記官の認印を押す。

※1 被疑者の人定

例1 被疑者は、裁判官の人定質問に答えないので、裁判官は、勾留請求書添付の写真と被疑者として出頭した者の容貌を照合し、同一人物であることを確認した。

例2 裁判官は、送致書添付の写真等一件記録により被疑者として出頭した者が本件勾留請求書記載の人物と同一人物であることを確認した。

例3 裁判官は、看守に対し、被疑者の特定を促したところ、看守が被疑者として出頭した者が、逮捕番号〇〇署△号の者である旨告げたので、裁判官は、本件勾留請求書記載事項と照合し、被疑者として出頭した者が請求書記載の人物と同一人物であることを確認した。

例4 裁判官は、勾留請求書添付の写真等一件記録により被疑者と認定した。

※2 被疑事実に対する陳述

例1 事実、そのとおり間違いありません。

例2 事実、身に覚えがありません。

例3 検察官の取調べのときに述べたとおりです。

例4 黙秘

※3 通知先

例1 〇〇〇〇〔(同居・実父) 電話番号〇〇〇〇〕です。

例2 千代田区〇〇町5-4-3

△△△〔(雇主) 電話番号〇〇〇〇〕です。

※4 指印不能のとき

例1 被疑者は、左手負傷・文盲・身体障害者のため署名できないと述べたので、列席裁判所書記官がその氏名を代書したところ、被疑者名下に指印(左拇指・右示指)した。

例2 黙秘して署名押印を拒否した。

接見等禁止決定の記載例

(資料35)

平成〇〇年(む)第〇〇〇〇〇号

接 見 等 禁 止 決 定

〇〇警察署留置施設 収容中

被 疑 者 ジョン ジュン

被 疑 事 件 毒物及び劇物取締法違反

上記被疑事件について、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があると認められるので、検察官の請求により、家庭裁判所送致に至るまでの間、被疑者と刑事訴訟法39条1項に規定する者以外の者(ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員並びにの領事官を除く。)との間で、接見すること及び文書(新聞、雑誌及び書籍を含む。ただし、人定資料を除く。)を授受することをいづれも禁止する。ただし、被疑者の父母との接見はこの限りでない。

平成18年11月2日

東京地方裁判所

裁判官 陸 奥 亜 紀 印

即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官 印

外国人用の記載例

被疑者がウィーン条約締約国の国籍を持つ外国人であるときは、請求書を参照して記入する。

検察官が、授受を禁止する文書のうち人定資料を除くものとして、接見禁止を請求したときは、接見等禁止決定には、「(新聞、雑誌及び書籍を含む)」の次に「ただし、人定資料を除く。」と挿入する。

- 1 接見等禁止決定の決定原本に被疑者氏名、被疑事件名、発付年月日を記載し、裁判官の記名印を押印して決定謄本送付済に書記官の認印を押印する。
- 2 決定書の用紙には、①成年被疑者用、②少年用及び被疑者が外国人であってウィーン条約加盟国の国籍を有する場合に使用する同決定本文中に「ただし、〇〇〇国領事官を除く。」と記載のある③外国人用の3種類があるので注意する。
- 3 決定謄本(複写のもの)を作成し、書記官の記名印、職印を押印する。
- 4 決定原本に交付送達報告書をホチキス(左側を2箇所留め)で添付しておく。

質 問 日

21. 5. 21

質 問 室

5

勾
留
質
問
者
名
簿

甲 乙

野 野

裁 書

判 記

官 官

特記事項	No.	勾 留 場 所	留置番号	請求者	被 疑 者 氏 名	受 渡	接禁請求	勾留結果	接禁結果	備考欄	
										情 報	出頭時刻
	1	上野	3	㊦							
	2	城東	17	㊦							
	3	目黒	20	㊦			○ 領人				
	4	菊屋橋	274	㊦							
	5	千代田	48	㊦			○				
	6	新宿	5	A			○ 両親				
	7	池袋	15	A							
	8	渋谷	50	㊦							
	9	赤羽	9	㊦							
	10	麹町	67	㊦							
	11	三田	138	㊦							
	12			A B						語	
	13			A B						語	
	14			A B						語	
	15			A B						語	

通 訳 料 請 求 書

		決 議 印		裁 判 所 裁 判 費 金 諸 謝 金	
東京地方裁判所 刑事第14部		請 求 者 (フリガナ) 氏 名	住 所		
御 中					
平成 年 (む) 第 号被疑者 自称ティミン外1名 に対する 出入国管理及び難民認定法違反等 被疑事件について、通訳料を請求します。					
平成25年4月8日					
通 訳 に 従 事 し た 年 月 日		通 訳 の 種 類			
平成25年4月8日		北京語			
支 給 決 定					
支 給 額 計 円		平成25年4月8日			
内 訳	金 額	事 由			
	円	勾留質問通訳料			
	円				
	円				
	円				
	円				
振 込 先 金 融 機 関 名		銀行・金庫・組合 店			
預 金 種 別	普通, 当座 通知, 別段	口 座 番 号			
振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号			
前記の支給額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名					
備 考					

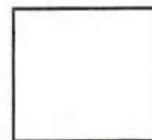
通訳人が記載・
押印する部分事件番号→記載
しない尋問終了後、
担当裁判官に
押印をもらう

通訳人旅費請求書

		決議印		裁判所 裁 判 所 裁 判 費 諸 謝 金	
東京地方裁判所 刑事第14部		請求者 (フリガナ) 氏 名	住 所		
御 中					
平成 年(む)第 号被疑者 自称ティミン外1名 に対する 出入国管理及び難民認定法違反等 被疑事件について、旅費を請求します。					
平成25年4月8日					
通訳に従事した年月日			出 頭 場 所		
平成25年4月8日			東京地方裁判所		
支 給 決 定					
支 給 額		平成25年4月8日			
計	円	係官印			
内 訳	金 額	事 由			
	円	日当1日分			
	円	旅費 自 至 片道 km			
	円				
	円				
振込先金融機関名		銀行・金庫・組合 店			
預金 種別	普通, 当座	口座番号			
	通知, 別段				
振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号			
前記の支給額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名					
備考	□ICカード利用				

通訳人が記載・
押印する部分事件番号→記載
しない尋問終了後、
担当裁判官に
押印をもらう

裁判官認印



通 訳 人 尋 問 調 書

被 疑 者 自称ティ ミン

被疑事件名 出入国管理及び難民認定法違反

事件名はすべて記載する。

尋問年月日 平成25年4月8日

宣誓書をホチキスで止める（書記官認印で契印する）

尋問した場所 東京地方裁判所

裁 判 官 霞ヶ関 一 郎

裁判所書記官 和 光 一 郎

人 定 尋 問

氏 名

年 齢

職 業

住 居

年 月 日生

通訳人が記載

尋問及び供述

裁 判 官

被疑者は国語に通じないので、勾留質問について 北京語の通訳を命じます。

承知しました。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名押印をした。

通訳人

印

通訳人が
署名・押印

前同日同庁 裁判所書記官 和 光 一 郎

印

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが

せいじつ つうやく

良心に従って、誠実に通訳

ちか

することを誓います。

通 訳 人

印

通訳人の記載・押印

(資料 4 1)

(随時廃棄)

平成 1 8 年 4 月 1 1 日

職 員 各位

東京地方裁判所刑事首席書記官 小 嶋 良 保

領事関係に関するウィーン条約 3 6 条 1 項 (b) の規定に基づき権利の告知等を行う際に作成する「通報の要請に関する照会書」の書式の変更について (事務連絡)

標記の照会書について、当庁刑事部において使用する書式が別紙のとおり変更されました。この変更により、従来の書式の下部余白に「本手続は通訳人を介して行った。裁判所書記官」の文言が付記されることになります。

ついては、夜間、休日の勾留手続等において標記の照会書を作成する際には下記の取扱いをするとともに、印漏れなどの遺漏がないよう十分に注意してください。

記

1 通訳人を介して手続を行ったとき

「本手続は通訳人を介して行った。裁判所書記官」の文言の末尾に認印を押す。

2 手続を行う際に通訳人を介さなかったとき

「本手続は通訳人を介して行った。裁判所書記官」の文言を二重線で抹消し、訂正印を押す。

通報の要請に関する照会

あなたは、国民として領事関
係に関するウィーン条約第36条第1項（b）の規定に基づき、拘禁された事実を
貴国の領事機関に通報することを要請することができます。
要請するかどうかを回答書に記入してください。
なお、当該領事機関に対しては、我が国の法令に反しない限り、信書を発することができます。

東京地方裁判所

平成 年 月 日

回 答

東京地方裁判所 御中

国 名

被拘禁者氏名

要請します。

通報することを

要請しません。

（注 該当する文字を○で囲むこと。）

本手続は通訳人を介して行った。裁判所書記官

(別紙)

権利の告知について

- 1 あなたが拘禁された場合、裁判所は、領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第8条第1項(b)の規定に基づき、あなたが拘禁された事実及びその理由を、拘禁の日から4日以内に、中華人民共和国の領事機関に通報します。
- 2 あなたは、領事官の選択する言語で領事官と面談し、及び文通し、並びに領事官に弁護人のあつせんを依頼することができます。
- 3 あなたは、領事官との面談及び文通並びに領事官による弁護人のあつせんを拒否することができます。領事官がこれらの行動をとることをあなたが望まない場合は、その旨を書面に記載して、拘禁場所の担当者に提出してください。
- 4 あなたは、日本国の法令に反しない限り、領事機関との間で信書の発信及び受信をすることができます。

東京地方 裁判所

关于告知权利

- 1 当你被拘禁时，法院将根据《中华人民共和国和日本国领事协定》第8条第1款(b)的规定，在拘禁日起4日之内，将你被拘禁之事及其理由通报给中华人民共和国的领事机关。
- 2 你有权以领事官选择的语言与领事官进行面谈、通信，及委托领事官介绍辩护人。
- 3 你也可拒绝与领事官进行面谈、通信，及委托领事官介绍辩护人。如果你不希望领事官采取这些行动，请将你的此意愿以书面形式提交给拘禁机关的负责人。
- 4 你有权在不违反日本国法律的范围內，与领事机关进行书信往来。

东京地方法院

勾留通知の記載例

電話による勾留通知ができず、かつ、書面による勾留通知ができる場合に作成します。

平成 21 年 5 月 21 日

勾 留 通 知

甲 野 太 郎 殿

東京地方裁判所刑事第 14 部

裁判所書記官 山 川 一 郎

被疑者 甲 野 次 郎 に対する

毒物及び劇物取締法違反 被疑事件について、

平成 21 年 5 月 21 日 同人は

☐ 東京 拘 置 所
☐ 警 視 庁 本 部 留 置 施 設
☐ 警視庁本部留置施設東京湾岸分室
☐ 警視庁本部留置施設西が丘分室
☐ 警視庁本部留置施設多摩分室
☐ 警視庁本部留置施設原宿分室
☒ 警視庁 新宿 警察署留置施設

に勾留されたから通知します (□にレを付したもの)。

問い合わせ先 東京都千代田区霞が関 1-1-1 東京地方検察庁総務部事件担当
問い合わせるときは、勾留の年月日と被疑者の氏名を必ず申し出ること。
裁判所は、事件内容の説明や被疑者あての手紙などの取次はいたしません。

- ① 作成日付を記入する。
- ② 通知の宛名を記入する。
- ③ 書記官名のゴム印を押し、職印を押す。
- ④ 被疑者名を記入する。
- ⑤ 罪名印を押す。
- ⑥ 勾留決定の日を記入する。
- ⑦ 勾留場所を記入する。

(注意)

- ① 勾留通知を書面で行うときは、裁判所名の入っていない無地封筒 (裏面に縦書きで と印刷されている) を使用する。

領事官への通報書の記載例

一件記録に領事官への通報書が編てつされていないとき、確認書が編てつされているものの被疑者が必要性について述べていないときに作成します。

通 報 書		
被 疑 者	ジョン ジュン	① 被疑者名、生年月日 及び旅券番号を記入する。
生年月日	1955年 3月 30日	
旅券番号	○○○○○○○○○○○○	
上記の者に対する 毒物及び劇物取締法違反		② 罪名を記入する。
について、下記のとおり勾留したので通報します。		
記		
1 勾留決定の日 平成 21 年 5 月 21 日		
2 勾留場所 ☐ 東京 拘 置 所 ☐ 警 視 庁 本 部 留 置 施 設 ☐ 警視庁本部留置施設東京湾岸分室 ☐ 警視庁本部留置施設西が丘分室 ☐ 警視庁本部留置施設多摩分室 ☐ 警視庁本部留置施設原宿分室 ☒ 警視庁 新宿 警察署留置施設 ☐		
前同日 東京地方裁判所刑事第14部 裁判所書記官 山 川 一 郎 職印		
領事官 殿		
※ 事件についてのお問い合わせ先 東京地方検察庁 総務部事件担当 東京都千代田区霞が関1-1-1		

① 被疑者名、生年月日
及び旅券番号を記入する。

② 罪名を記入する。

③ 勾留決定の日を記入
する。

④ 勾留場所にチェック
をし、必要事項を記入す
る。

⑤ 書記官名のゴム印を
押し、職印を押す。

(注意)

- 1 通報は書面にて行うので、通訳人に通報を依頼することは絶対しない。
- 2 封筒は東京地方裁判所の庁名が入ったものを使用する。
- 3
- 4 領事官通報した旨を勾留先の警察署留置担当者に対し、電話により通知する。
- 5

(資料45)

拘禁に関する通報関係

F A X 送信票

1	送信日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
2	発信者	東京地方裁判所 書記官	
3	受信者	最高裁判所刑事局第二課訴訟事件第二係 (FAX :)	
4	要旨	(1) 拘禁の年月・日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		(2) 被拘禁者の氏名	
		生年月日又は年齢	年 月 日生 歳
		(3) 罪名	
		(4) 拘禁の種類	
		(5) 拘禁の場所	
		(6) 通報する裁判所の名称	裁判所
		(7) 被拘禁者の職業	(船名 公船・私船)
		(8) 被拘禁者の住所	
		(9) 領事官への連絡の有無	有・無 (連絡方法 / 連絡先)
	(10) 事案の概要		
5	備考		

(資料46)

平成17年2月14日

職 員 各位

東京地方裁判所刑事首席書記官 小 嶋 良 保

外国人被疑者の勾留状に記載する被疑者氏名の表記変更について（事務連絡）

2月15日から、外国人被疑者の氏名を勾留状に記載する際には、勾留請求書で漢字を使用している場合であっても、下記のとおり原則としてカタカナ表記になりますので、令状当番の際に被疑者勾留状を発付する場合には、遺漏のないよう処理をお願いします。

1 原則

カタカナ表記をし、漢字表記はしない。

〔例1〕勾留請求書 鄭軍こと ジョン・ジュン

勾 留 状 ジョン・ジュン

〔例2〕勾留請求書 陳明祥こと チェン・ロンシアンこと

鄭軍こと ジョン・ジュン

勾 留 状 チェン・ロンシアンこと ジョン・ジュン

2 例外

次の場合には漢字表記をする。

(1) 日本名のこと名書きがある場合

〔例3〕勾留請求書 山本太郎こと 鄭軍こと ジョン・ジュン

勾 留 状 山本太郎こと ジョン・ジュン

(2) 在日韓国・朝鮮人の漢字名について母国語読みが明らかでなく、勾留請求書

の被疑者氏名にカタカナ表記がされていない場合

〔例4〕勾留請求書 金田花子こと 金花子

勾 留 状 金田花子こと 金花子

- (3) 外国人の異名について母国語読みが明らかでなく、勾留請求書の被疑者異名にカタカナ表記がされていない場合

〔例5〕勾留請求書 趙正旦こと 郭鉄英こと グォ・ティン

勾 留 状 趙正旦こと グォ・ティン

平成17年2月14日付け東京地方裁判所刑事首席書記官事務連絡「外国人被疑者の勾留状に記載する被疑者氏名の表記変更について」の説明について

1 事務連絡を発出した目的

今回の被疑者勾留状に記載する被疑者氏名の表記変更は、2月15日から東京地裁刑事第14部において、[REDACTED] 勾留システムを使用することに伴って、コンピュータへ入力できない、裁判所用外字にない外字である簡体字（中国漢字の略字）等を極力削減するために行うものである。

勾留システムは、平日に刑事第14部においてのみ使用するが、勾留状の氏名表記については、平日、休日を問わず、統一する必要があることから、土曜、日曜、祝日の令状当番において発付する勾留状についても氏名表記の変更を行うものである。

2 氏名表記変更する書面の範囲

刑事首席書記官事務連絡は被疑者勾留状の被疑者氏名の表記変更についてのみ触れているが、勾留状とともに作成する勾留質問調書、接見等禁止決定、通訳人尋問調書、通訳料請求書、通訳人旅費請求書などの各書面の被疑者氏名についても、原則同様の表記変更を行うものである。

被疑者の勾留状について行うもので、求令状等で発付する被告人の勾留状については行わない。

3 氏名表記変更の基本的な考え方

刑事首席書記官事務連絡の基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 勾留請求書の外国人被疑者氏名に、本名である漢字表記とその母国語読みのカタカナ表記がある場合には、勾留状の被疑者氏名は母国語読みのカタカナ表記のみとする。
- (2) 勾留請求書の外国人被疑者氏名に、通称名、異名、偽名などの別名のある場合に記載する、いわゆる「こと名」の漢字表記とその母国語読みであるカタカナ表記がある場合には、勾留状には、そのカタカナ表記のみを「こと名」として表記する。漢字表記の「こと名」のみが記載され、母国語読みのカタカナ表記がない場合には、漢字表記を「こと名」として記載する。
- (3) 勾留請求書の外国人被疑者氏名に、別名として日本名の「こと名」が記載されている場合には、勾留状にはそのまま日本名のこと名を「こと名」として表記する。

4 刑事首席書記官事務連絡〔例1〕から〔例5〕の説明

外国人被疑者の氏名の性質について、次のように分類し、以下〔例1〕から〔例5〕について説明する。

- A：本名である漢字表記・・・〔例4〕の場合を除き、表記しない。
B：本名である漢字表記に対する母国語読みのカタカナ表記・・・表記する。
C：偽名などを意味する漢字表記（いわゆる、こと名）
・・・Dの母国語読みのカタカナ表記がある場合には表記せず、ない場合には表記する。
D：偽名などの漢字表記に対する母国語読みのカタカナ表記・・・表記する。
E：日本名のこと名・・・表記する。

〔例1〕

勾留請求書	鄭軍こと	ジョン・ジュン
	A	B
勾 留 状	ジョン・ジュン	
	B	

勾留請求書に本名である漢字表記（A）とその母国語読みであるカタカナ表記（B）が併記されている場合には、勾留状に母国語読みのカタカナ表記（B）のみを記載する。

検察庁は、勾留請求書の被疑者氏名について、別名として使用した名前である、いわゆる「こと名」の場合のほか、本名である漢字表記についても「こと」を付してくる。

〔例 2〕

勾留請求書	<u>陳明祥</u> こと	<u>チェン・ロンシアン</u> こと
	C	D
		<u>鄭軍</u> こと <u>ジョン・ジュン</u>
		A B
勾 留 状	<u>チェン・ロンシアン</u> こと	<u>ジョン・ジュン</u>
	D	B

勾留請求書に別名を意味する漢字表記の「こと名」(C)とその母国語読みであるカタカナ表記(D)、本名である漢字表記(A)とその母国語読みであるカタカナ表記(B)が記載されている場合には、勾留状に別名を意味すること名の母国語読みのカタカナ表記(D)と本名の母国語読みであるカタカナ表記(B)を記載する。

一般的に、勾留請求書の被疑者氏名は、別名の場合の「こと名」、本名の順に記載されてくる。

勾留請求書に、別名を意味する漢字表記の「こと名」に、その母国語読みであるカタカナ表記が記載されていない場合が、〔例 5〕の場合であり、〔例 5〕の場合は、勾留状に別名を意味する漢字表記を「こと名」として記載することになる。

なお、「こと名」の母国語読みであるカタカナ表記(D)については、「こと」を付す。

〔例 3〕

勾留請求書	<u>山本太郎</u> こと	<u>鄭軍</u> こと	<u>ジョン・ジュン</u>
	E	A	B
勾 留 状	<u>山本太郎</u> こと	<u>ジョン・ジュン</u>	
	E	B	

勾留請求書に日本名の「こと名」(E)、本名である漢字表記(A)とその母国語読みであるカタカナ表記(B)が記載されている場合には、勾留状には日本名の「こと名」(E)と本名の母国語読みであるカタカナ表記(B)を記載する。

日本名の「こと名」は、日本における別名で使用されていることが多く、いわゆる「こと名」であるので、「こと名」として、そのまま記載するものである(なお、勾留請求書で日本名の「こと名」に対して読み方であるカタカナ表記がなされることはない。)

〔例 4〕

勾留請求書	<u>金田花子</u> こと	<u>金花子</u>
	E	A
勾 留 状	<u>金田花子</u> こと	<u>金花子</u>
	E	A

在日韓国・朝鮮人についての勾留請求書は日本名の「こと名」(E)と本名である漢字表記(A)のみを記載して、本名である漢字表記に対する母国語読みのカタカナ表記を記載してすることは少ない。この在日韓国・朝鮮人の場合の勾留状は、勾留請求書と同じく日本名の「こと名」(E)と本名である漢字表記(A)そのまま記載する。

仮に、勾留請求書に日本名の「こと名」(E)、本名である漢字表記(A)とそれに対する母国語読みのカタカナ表記(B)がある場合には、勾留状は〔例 3〕と同様に記載することになる。

〔例 5〕

勾留請求書	<u>趙正日</u> こと	<u>郭鉄英</u> こと	<u>グォ・ティン</u>
	C	A	B
勾 留 状	<u>趙正日</u> こと	<u>グォ・ティン</u>	
	C	B	

勾留請求書に別名を意味する「こと名」(C)、本名である漢字表記(A)、その母国語読みであるカタカナ表記(B)が記載されている場合には、勾留状には別名を意味する「こと名」(C)と、母国語読みのカタカナ表記(B)を記載する。

平成18年8月16日

職 員 各位

東京地方裁判所刑事首席書記官 安 原 義 人

外国人被疑者の勾留状等に記載する被疑者氏名及び罪名の表
記変更について（事務連絡）

この度、東京地方検察庁及び東京区検察庁から別添の書面が送付されました。

これによると、今後は、勾留請求書の上では、次のような新たな取扱いがみられることとなります。

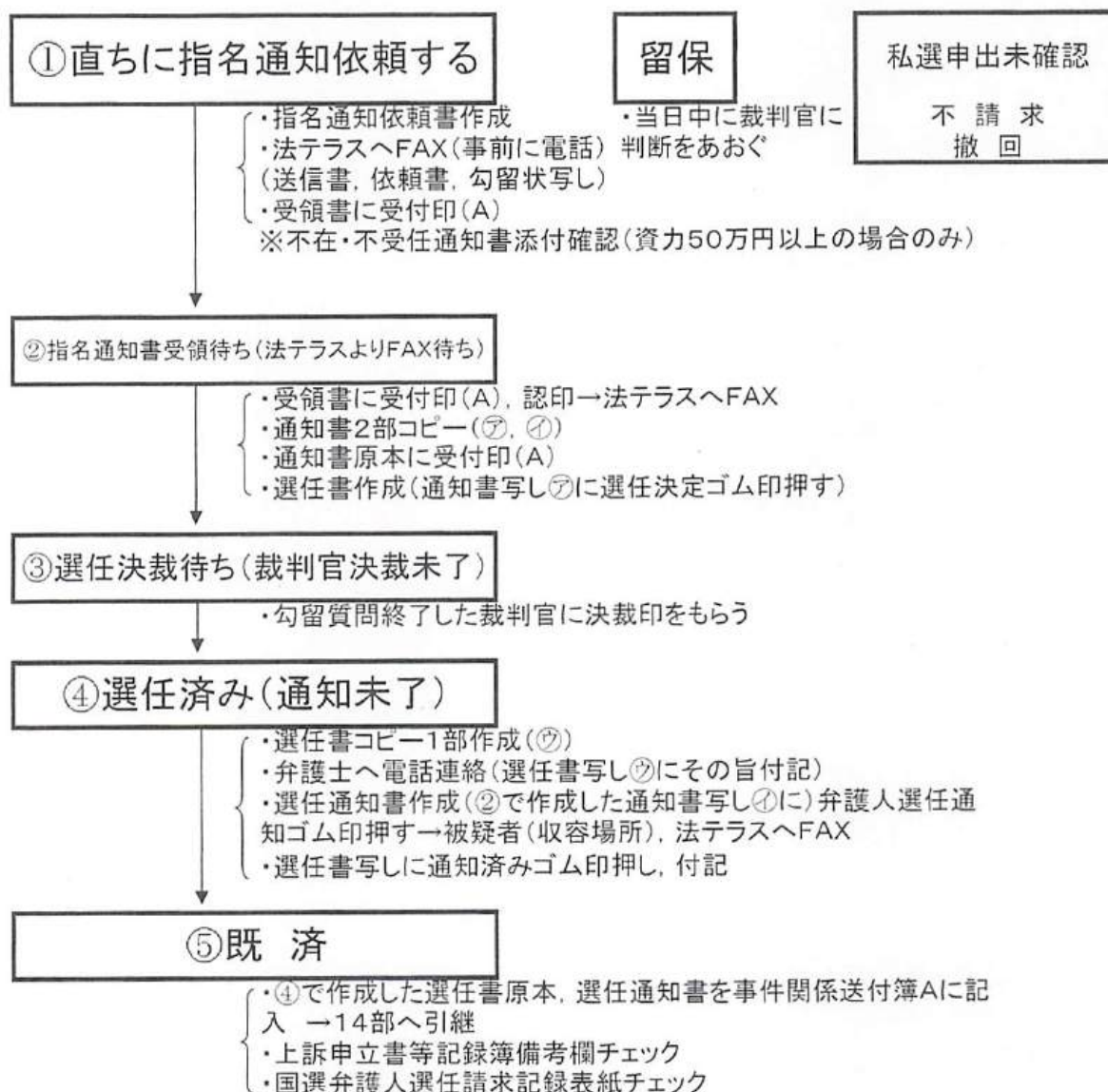
- 1 被疑者氏名について、従来、氏名の区切りを示すため付していた「・」を空白に置き換える取扱い
- 2 罪名について、従来、「同」で受けていた類似罪名を省略せず、繰り返し記載する取扱い

このような新たな取扱いがされている場合には、裁判所側で作成する勾留状等（勾留質問調書、接見等禁止決定、通訳人尋問調書、通訳料請求書、通訳人旅費請求書等）についても、被疑者氏名及び罪名は、上記1及び2に合わせた取扱いをするのが相当と考えられます。令状当番の際には、この点にご留意の上、遺漏のないようにお願いします。

なお、被疑者氏名の表記に関するその他の点については、平成17年2月14日付け当職事務連絡（令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」を参照）のとおりです。

勾留質問後の事務処理(被疑者国選対象事件)

※勾留質問が終了した事件について、クリアファイルを引き上げた後、以下の手順で国選弁護人選任手続を進める。



注意: 本紙面において、便宜上、写しに㉗, ㉘, ㉙と付した。
したがって、作業上、写しに㉗, ㉘, ㉙と付する必要はない。

平成13年 1月10日
検察官・弁護人・被告人に通知
裁判所書記官(東)

準 抗 告 申 立 書

平成13年1月10日

東京地方裁判所 御中

被疑者 甲 野 次 郎
弁護人 乙 川 一 郎

乙川一郎
印

弁護人は、被疑者に対する傷害被疑事件について、東京地方裁判所裁判官徳奥重紀が平成13年1月8日になした勾留の裁判に対し、準抗告の申立てをする。

記

第1 申立ての趣旨

1 原裁判を取り消す

2 検察官の勾留請求を却下する
との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」の不存在
(以下省略)

準抗告申立受理の手續（立件まで）

- ① 準抗告申立書の受理
受付日付印（A印）及び認印を押印する。
- ② 相手方への通知（規230）
申立書の余白に通知した旨の表示をする。
※なお、検察官に対する通知は地検令状課（平日昼間は内線■■■■■，平日休日夜間は短縮■■■■■，休日昼間は短縮■■■■■）へ連絡する。
- ③ 当直裁判官の指示
当直裁判官に準抗告の申立てがあったことを伝え、即日処理するか指示を受ける。
- ④ 立件
当直裁判官の指示により即日処理することになった場合には、刑事雑事件簿（事件符号⑧）に以下のように入記し、申立書に事件符号及び事件番号を入記する。
申立書を14通コピーして、裁判官に1通ずつ渡す（残りは決定書の謄本等に使用する。）。
準抗告記録表紙を作成し、申立書と合せてつして準抗告記録を作成する。

④ 雑事件簿記入例

事 件 番 号	5	6	7
受 付	13. 1. 10		
請 求 者 等	地 検 ⑧ 乙 川 一 郎	検 察 官	検 察 官
事 件 名	準 抗 告 申 立		
基 本 事 件	事 件 番 号 被 疑 者 名 義 甲 野 次 郎	()	()
結 果			

(資料50)

※ 執行停止をしない場合

申立書の第1ページ余白に

職権を発動しない。
平成 年 月 日
東京地方裁判所刑事第14部
裁判官

又は

職権を発動しない。
平成 年 月 日
東京地方裁判所刑事第14部
裁判官
裁判官
裁判官

の記載(当直裁判官1名のときは
ゴム印あり)をする。

準抗告及び執行停止申立書(甲)

平成13年1月10日

東京地方裁判所 御中



白山太郎



被疑者甲野次郎に対する道路交通法違反被疑事件について、平成13年1月8日東京地方裁判所裁判官陸奥聖紀がした勾留請求却下の裁判に対し、下記のとおり準抗告を申し立て、併せて上記裁判の執行停止を求める。

記

第1 申立ての趣旨

- 1 被疑者は、罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由があるのみならず、刑事訴訟法第60条1項第2、3号該当することが顕著であるのに、これらを必要なしとして勾留請求を却下したことは、判断を誤ったものであるから、上記裁判を取り消した上、勾留状の発付を求める。
- 2 上記勾留請求却下の裁判により直ちに被疑者を釈放するときは、本件準抗告が容認されても被疑者が家族と謀って罪証を隠滅し、あるいは刑責を免れるため逃走するなど、事後の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるので、本件準抗告の裁判があるまで勾留請求却下の裁判の執行停止を求める。

第2 理由

別紙のとおり。



平成13年(む)第6号

決 定

被疑者 甲 野 次 郎

被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件について、平成13年 1月 8日東京地方裁判所裁判官がした勾留請求却下の裁判に対し、検察官から準抗告並びに同裁判の執行停止を求める申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

準抗告に対する裁判があるまで勾留請求却下の裁判の執行を停止する。

平成13年1月10日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判長裁判官 長 部 一 郎

裁判官 右 田 明 夫

裁判官 佐 野 茂 史



本決定謄本は即日検察庁に送付した。

同日同庁 裁判所書記官



左は、準抗告裁判所において判断したときの記載例である。

- ① 空白部分を補充して決定書を作成する。
- ② コピーを取り謄本2通を作成する。
- ③ 謄本2通を地検令状課へ庁外送付簿で送付する。

簡裁の記載例

平成13年検第 110号 検察官
 平成13年 1月18日公訴提起 同年 1月 8日勾留
 平成13年(乙)第101号 平成13年 2月10日

求 意 見

被告人 甲 野 次 郎

東京区検察庁
 検察官 殿

東京簡易裁判所刑事第 1 室
 裁判官 陸 奥 亜 紀

被告人に対する 道路交通法違反 被告事件について、
 弁護人 乙 川 一 郎 から、別添のとおり 勾留執行停止
 の請求があったので意見を求める。
 なお、意見には具体的理由を添えられたい。

平成 年 月 日

意 見

東京簡易裁判所刑事第 1 室 御中

東京区検察庁
 検察官

上記 の請求は、 と思料する。
 理 由

※ 記載例は被告人の側ですので、
 被疑者の場合には、適宜語句を訂
 正の上、使用してください。

平成 13 年検第 110号
 平成 13 年(乙)第 101号
 平成 13 年 1 月 18日公訴提起 同年 1月 8日勾留

勾 留 執 行 停 止 決 定

被 告 人 甲 野 次 郎

検察官申請のときは
 削除する。

被告人に対する 道路交通法違反 被告事件について、
 検察官の意見を聴いた上、平成13年 2月11日から同 年 2月

18日午後2時まで勾留の執行を停止する。

出所後は、下記指定の条件を、忠実に守らなければならない。もしこれに違反し
 たときは、本決定を取り消されることがある。

指 定 条 件

- 1 逃亡し、若しくは罪証を隠滅すると疑われるような行動は避けなければならない。
- 2 召喚を受けたとき、正当な理由がなく出頭しないようなことがあってはならない。
- 3 自宅、寄宿先である [] に居住しなければならない。

平成13年 2月11日

東京簡易裁判所刑事第 1 室

裁 判 官 陸 奥 亜 紀

本決定謄本
 平成13年2月11日
 検察庁送付済
 裁判所書記官 東

委託の場合

「4 被告人を 実母〇〇〇〇
 に委託する。」等との項目を追
 加記載する。

地裁の記載例

係属部を記載する。

平成13年刑(わ)第270号
平成13年1月8日勾留

係属部刑事第1部
平成13年2月10日

求 意 見

被告人 甲 野 次 郎

東京地方検察庁
検 察 官 殿

東京地方裁判所刑事第14部
裁 判 官 陸 奥 亜 紀

被告人に対する 覚せい剤取締法違反 被告事件について。
別紙のとおり 弁護士 乙川一郎 から 勾留執行停止・勾留取消し の請求
があったので、意見を求める。
なお、不当とするとときは、具体的な理由を添えられたい。

平成 年 月 日

意 見

東京地方裁判所刑事第14部 御中

東京地方検察庁
検 察 官 (内線)

相 当
上記請求は、不 相 当 と思料する。
然るべく

理 由

※ 記載例は被告人の例ですので、
被疑者の場合には、事件番号を上
訴申立書等記録簿の番号(平成○
○年記第○○○号)とするなど、
適宜語句を訂正の上、使用してく
ださい。

平成13年刑(わ)第270号
平成13年 (検)第300号
平成13年1月18日公訴提起
平成13年1月8日勾留

係属部刑事第1部

勾 留 執 行 停 止 決 定

被告人 甲 野 次 郎

昭和38年8月1日生

被告人に対する 覚せい剤取締法違反 被告事件
について、検察官の意見を聴いた上、平成13年2月11日から同 年 2 月
18 日午後 2 時まで勾留の執行を停止する。
釈放後は、次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは
本決定を取り消されることがある。

指 定 条 件

- 1 被告人は、[] に居住しなければならない。
- 2 逃げ隠れたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 3 召喚をうけたときは、必ず定められた日時に出席しなければならない(出席で
きない正当な理由があるときは、前もって、その理由を明らかにして、届け出な
ければならない。)

平成13年2月11日

東京地方裁判所刑事第14部

裁 判 官 陸 奥 亜 紀

本決定謄本
平成13年2月11日
検察庁送付済
裁判所書記官

期間については始期を記載する
場合があるが、このときは検察
庁と連絡を取り、釈放手続に支
障がないよう配慮する。

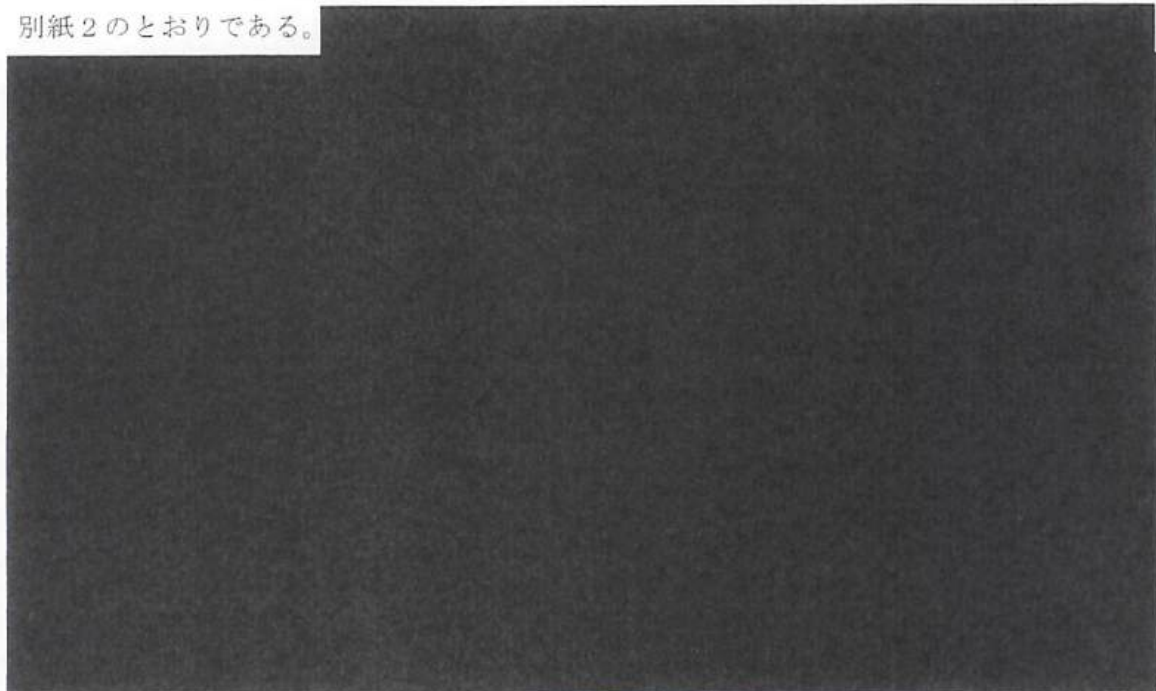
病院に入院のときは、
「入院先である(病院所在
地)(病院名)」
と記載する。

による令状事務処理について

1 令状事務の分担及び令状事務室の配席について

(1) 令状事務の分担

基本的な令状事務の分担は別紙 1 の「令状事務分担表」のとおり、令状事務室の配席は別紙 2 のとおりである。



(2) 令状事務室の配席



2 業務内容について

書記官の令状事務の主な担当業務は、次のとおりであるが、正確で、迅速な令状事務を実現するため、書記官に対して、担当業務に関わらず相互に協力し合うように指導する。

(1) 勾留質問立会担当の業務

ア  印刷書類

のセルフチェック、ダブルチェック、裁判官への記録提出

イ 勾留質問の立会

ウ 勾留通知

エ 勾留請求却下の処理

オ [REDACTED]

カ 勾留請求記録の返還

キ 令状事務責任者が担当する勾留延長請求事件の処理を手伝う。

(2) 一般令状、通訳関係担当の業務

ア 一般令状処理

イ 要通訳事件の通訳人用に、被疑事実のコピーをとる。

ウ 通訳関係書類の作成

エ [REDACTED]

[REDACTED] 通訳人尋問調書と宣誓書とをステープラーで留め、契印をする。

オ 通訳人の応接

上記イの被疑事実の写し及びエ記載の各種書類を通訳人に交付し、通訳人に、住所、氏名等を記載してもらい、押印、[REDACTED] をしてもらう。

カ [REDACTED]

キ 被疑者国選記録ファイル [REDACTED] 及び勾留請求記録の回収をする。

ク 通訳料請求書、通訳人旅費請求書に担当裁判官の支給決定印をもらい、刑事第14部送付用の事件関係送付簿へ記載する。

ケ 令状事務責任者が担当する準抗告事件等の雑事件処理の補助（検察庁からの記録借用、検察庁への求意見書の送付、決定謄本作成等）をする。

サ 令状事務責任者が担当する勾留延長請求事件の処理を手伝う。

シ 手が空いていれば、[REDACTED]

[REDACTED] 印刷書類のセルフチェック、ダブルチェック、裁判官への記録提出等を行う。

(3) 被疑者国選担当の業務

ア 被疑者国選処理

イ [REDACTED]

印刷書類

のセルフチェック、ダブルチェック、裁判官への記録提出

ウ 勾留質問立会担当のバックアップ

エ 令状事務責任者が担当する勾留延長請求事件の処理を手伝う。

(4) 勾留フォロー担当の業務

土曜日等の令状事務で、[REDACTED]

業務は、次のとおりである。

- ア [REDACTED] 印刷書類
のセルフチェック、ダブルチェック、裁判官への記録提出
- イ 勾留質問立会担当のバックアップ
- ウ 令状事務責任者が担当する勾留延長請求事件の処理を手伝う。
- エ 手が空いている場合には、繁忙な業務をフォローする。

3 留意点について

- (1) [REDACTED]
原則、ペアを組んだ [REDACTED]
[REDACTED] とで分担し、勾留質問者名簿に基づき、
[REDACTED]
[REDACTED] 印刷書類のセルフチェック後、一件記録及び印刷書類をペアを
組んだ書記官に1件ずつ交付する。入力に際して、次のアないしエの記録点検事項を行う
こと。

ペアを組んだ書記官が [REDACTED] 等及び一件記録が同書記
官から交付されたら、ダブルチェックを行う。ダブルチェックで間違いが見つからなかつ
た場合には、ダブルチェックをした書記官から、裁判官に勾留請求記録及び印刷書類を提
出する。

ダブルチェックで見つかった間違いについては、ダブルチェックを担当した書記官にお
いて訂正、印刷し、セルフチェック後に一件記録、印刷書類をペアを組んだ書記官（最初
に入力した書記官）に戻し、点検をしてもらい、点検後、同書記官から、担当裁判官に提
出する。

- ア 人定事項についての記録との照合
- イ 被疑事実の一読
- ウ 領事官通報の有無の確認
- エ 勾留請求書により弁護士選任届の有無の確認（弁護士がいる場合には、弁護士に勾留
通知をするため）

(2) 弁護士選任の有無等の確認

(1)のエで行った勾留請求書による弁護士選任届の有無の確認によって、弁護士が付いて
いた場合には、被疑者国選弁護士選任請求時の判断情報や勾留通知の必要的通知先になる
等の関係で重要であるので、勾留請求書2枚目に付箋を付しておくこと

(3) 土曜日等の令状事務の留意点

ア

イ

(4) 日曜日等の令状事務の留意点

ア

イ

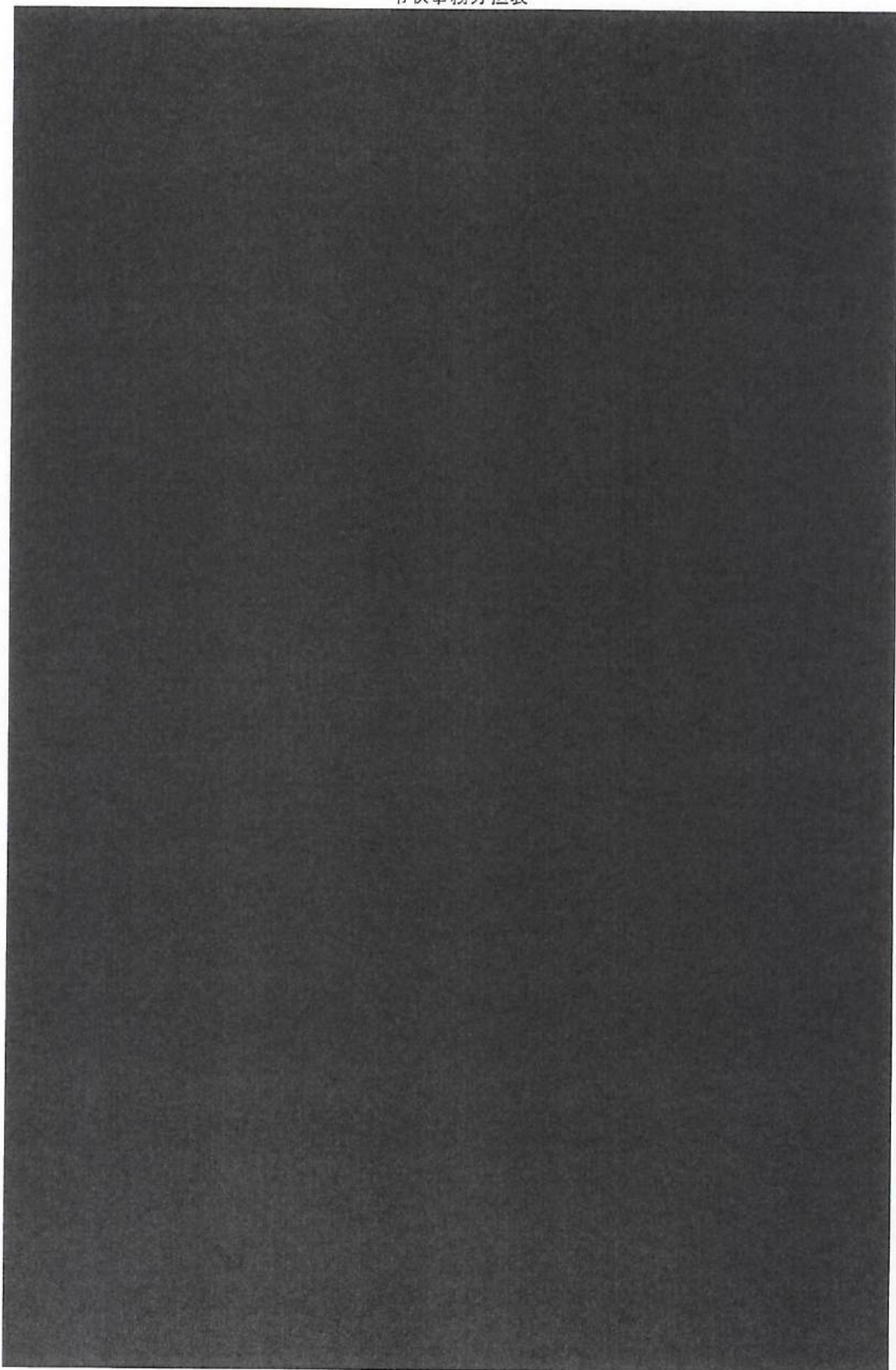
4



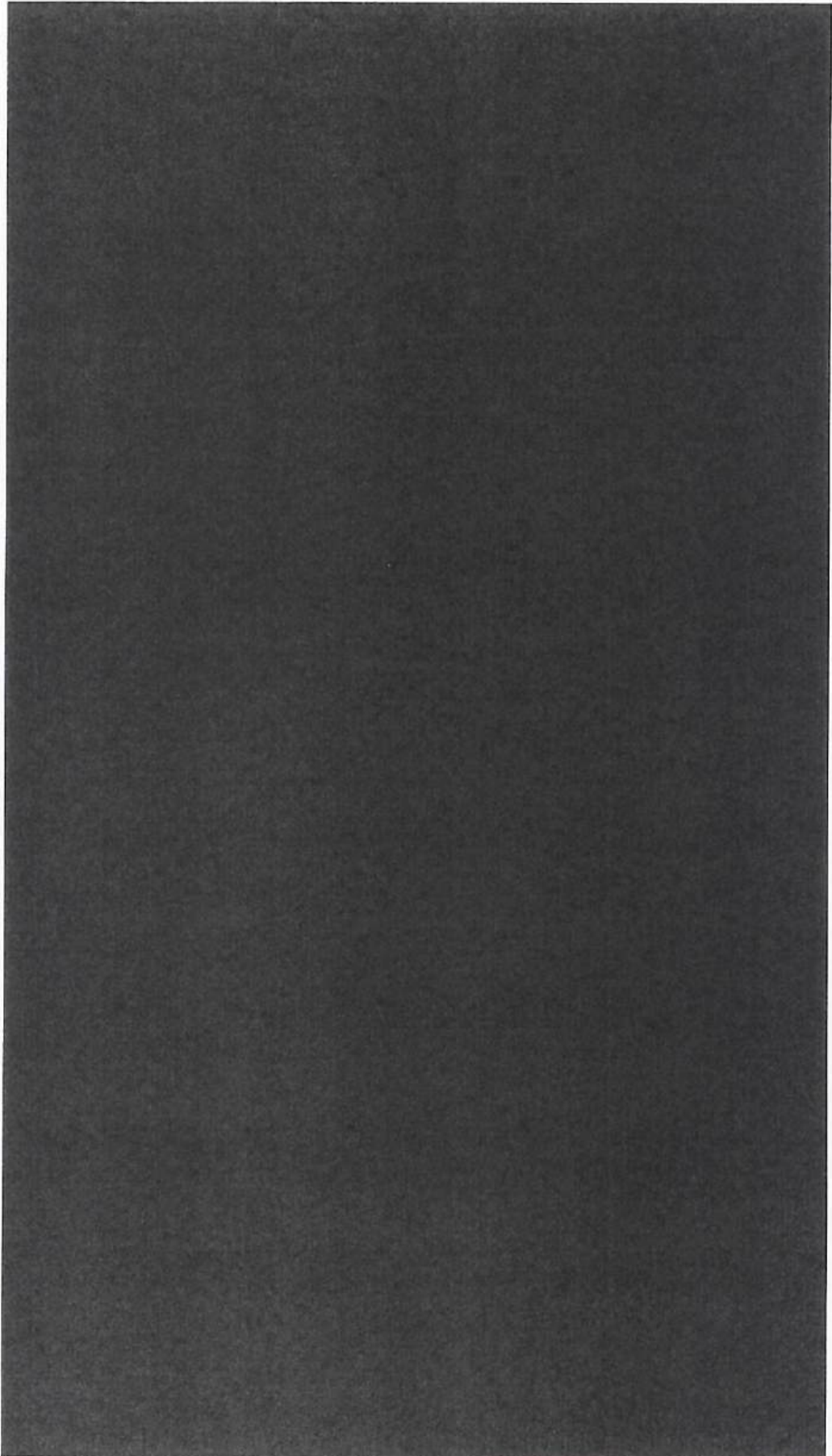
以 上

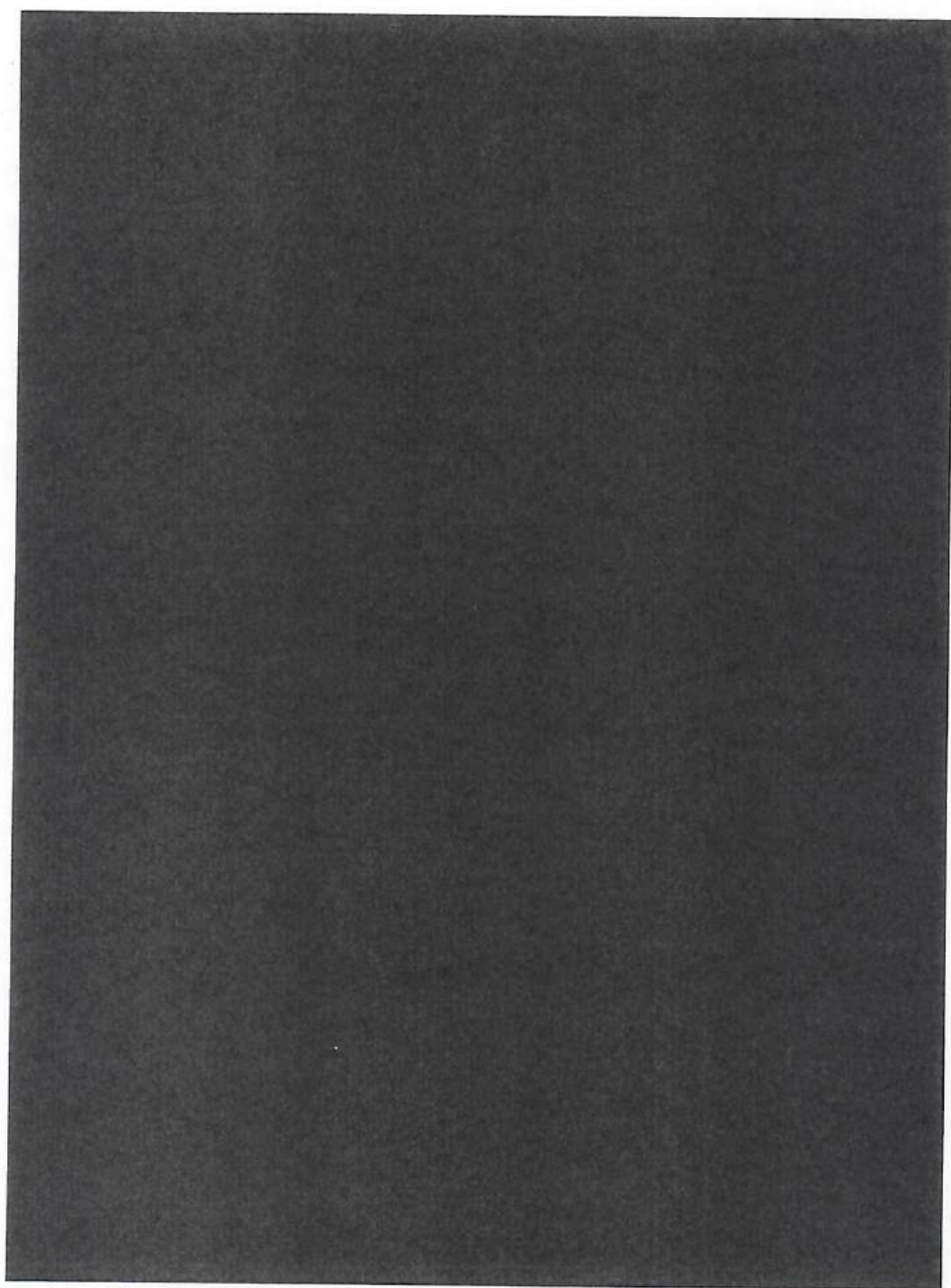
(別紙1)

令状事務分担表



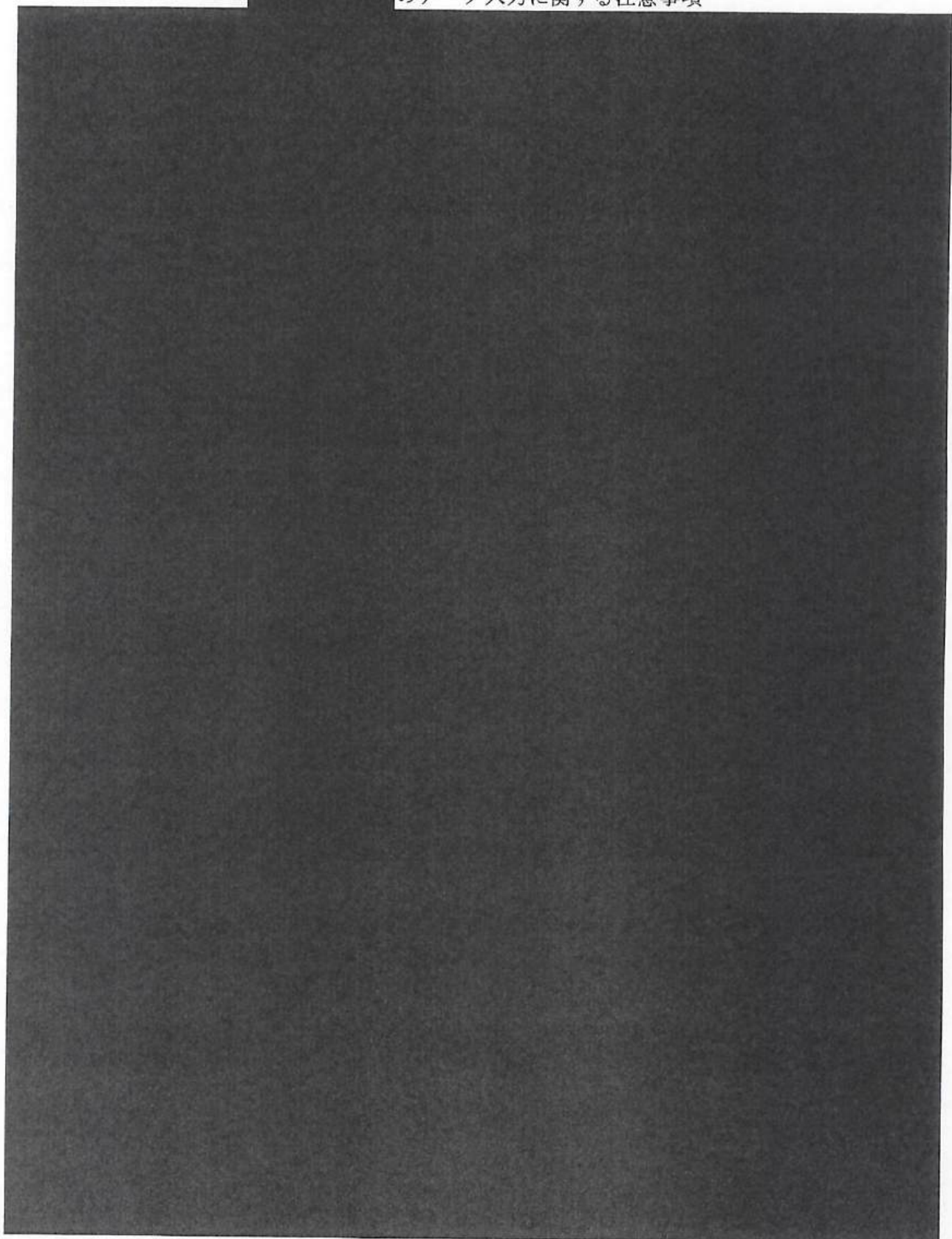
(別紙2)

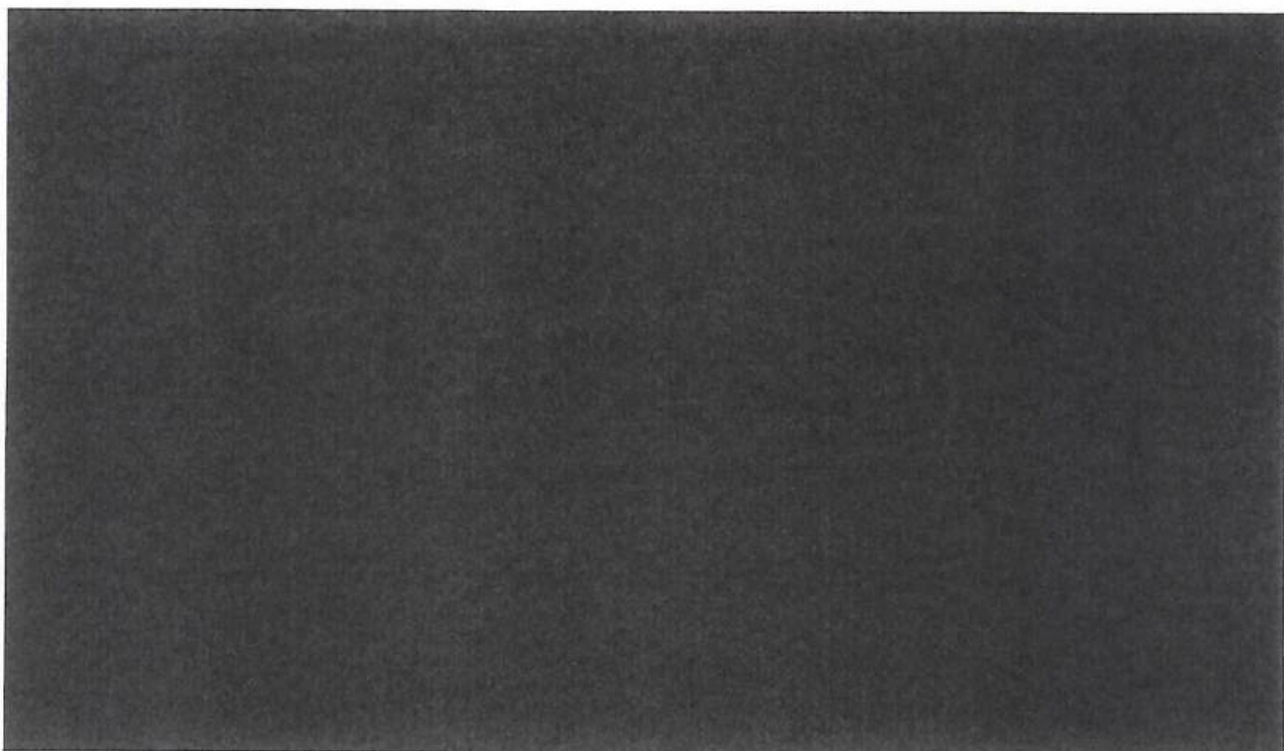




(資料54)

のデータ入力に関する注意事項



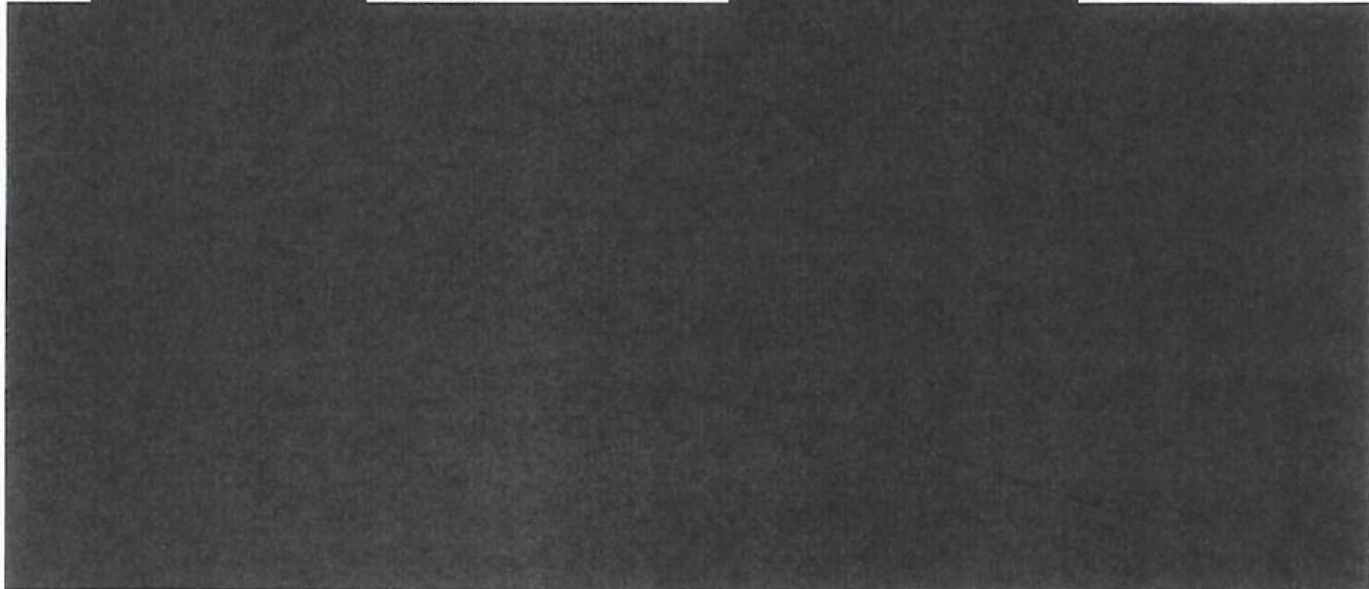


令状事務処理システム(当直用)操作マニュアル ～ 編～

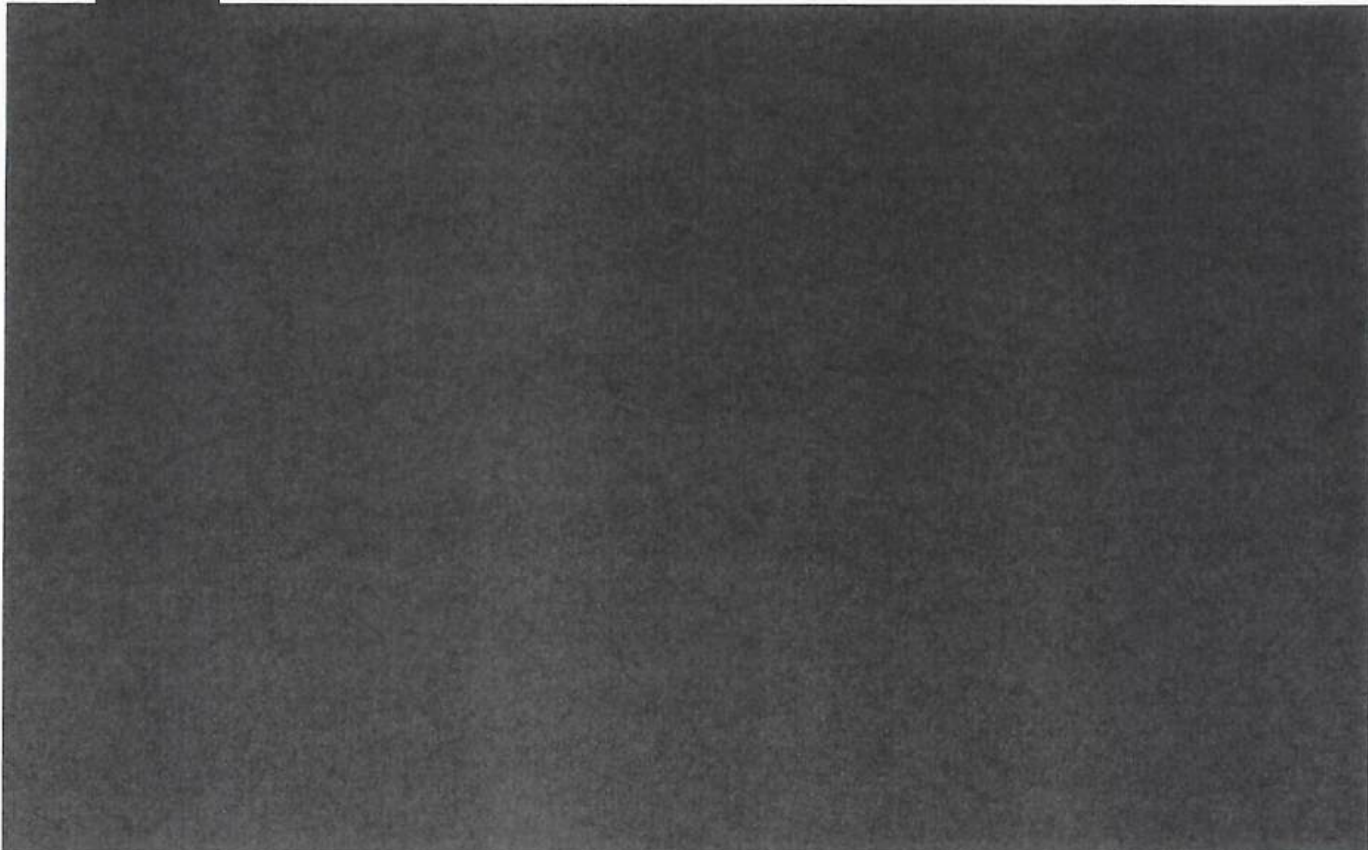
(1) 【令状事務処理システム(当直用)の起動】



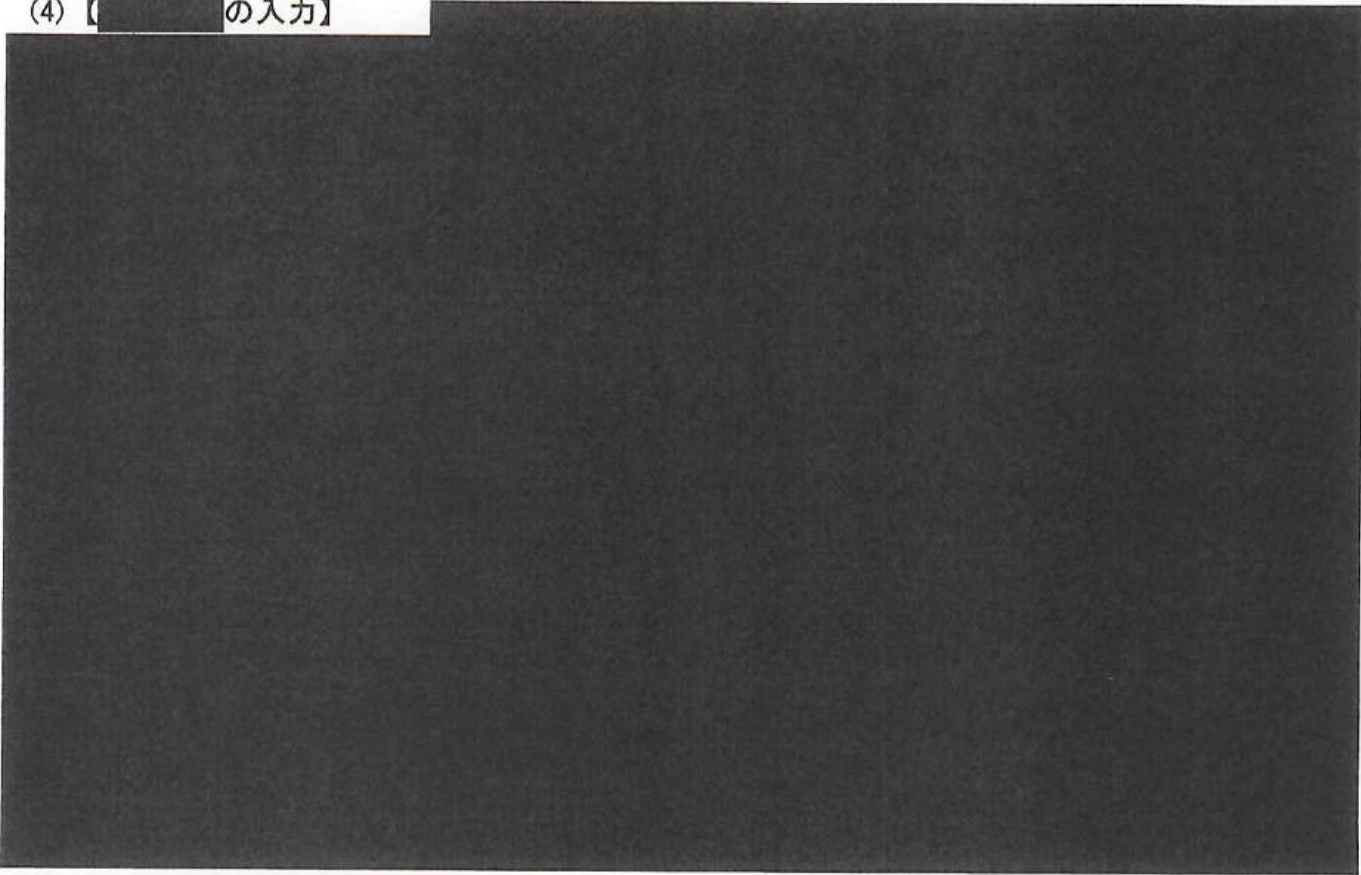
(2) 【 の設定】



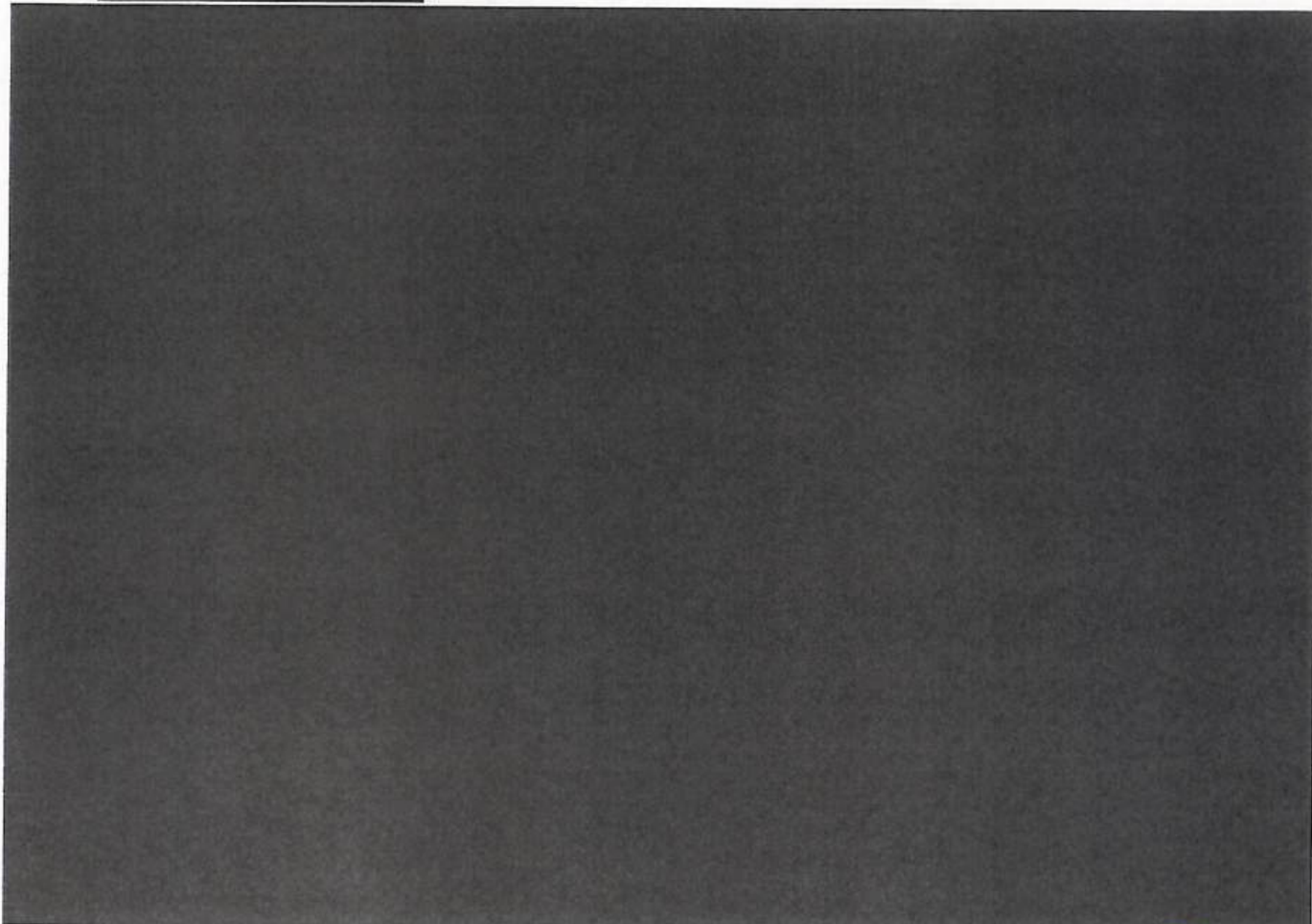
(3) 【 の選択】

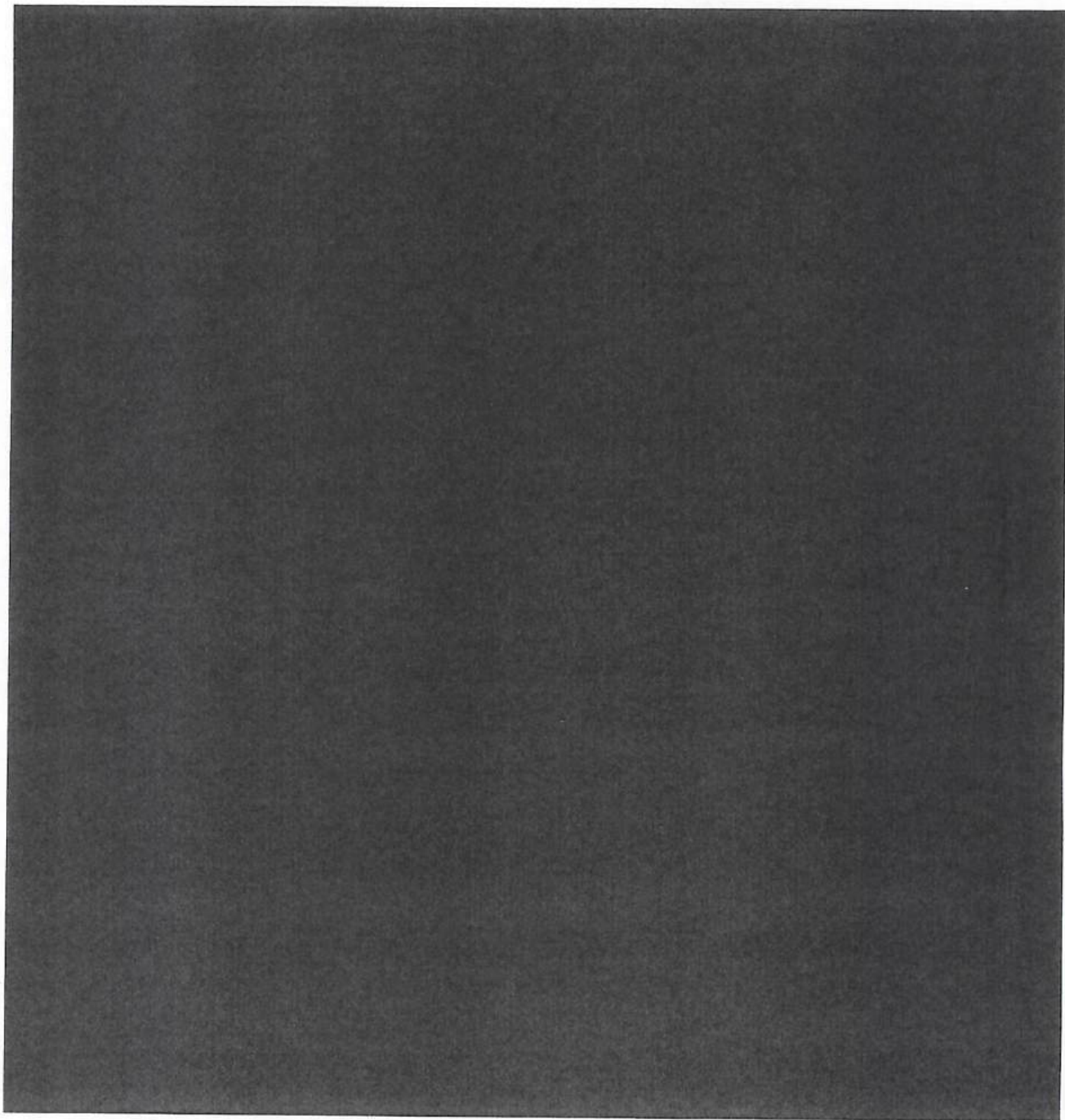


(4) 【の入力】



(5) 【】



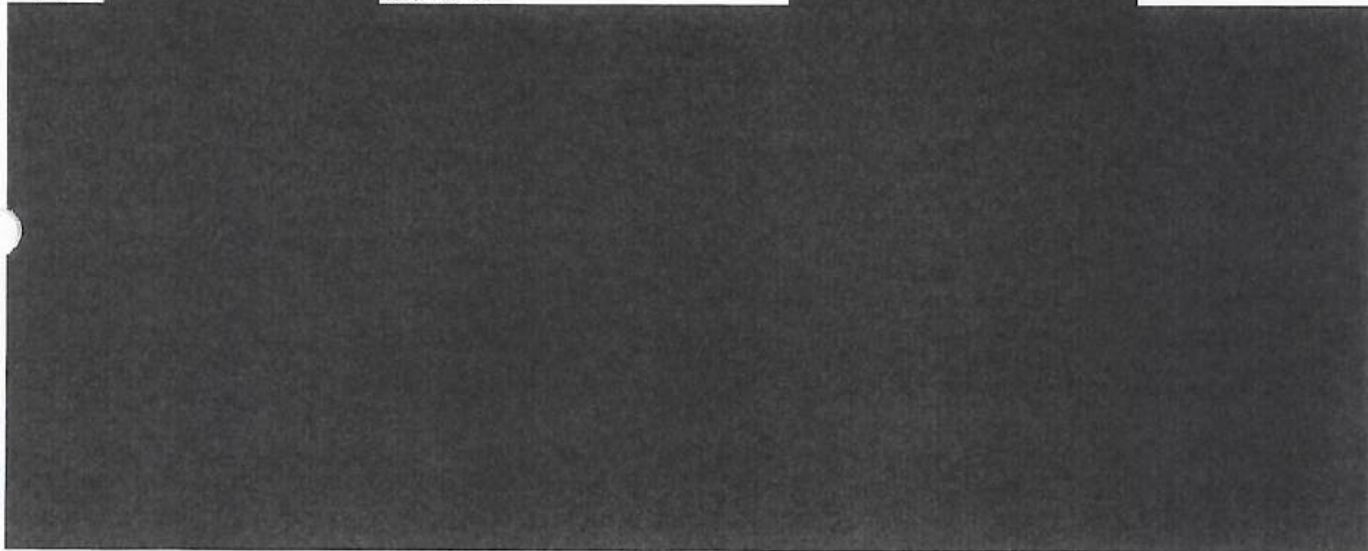


令状事務処理システム(当直用)操作マニュアル ～ [REDACTED] 編～

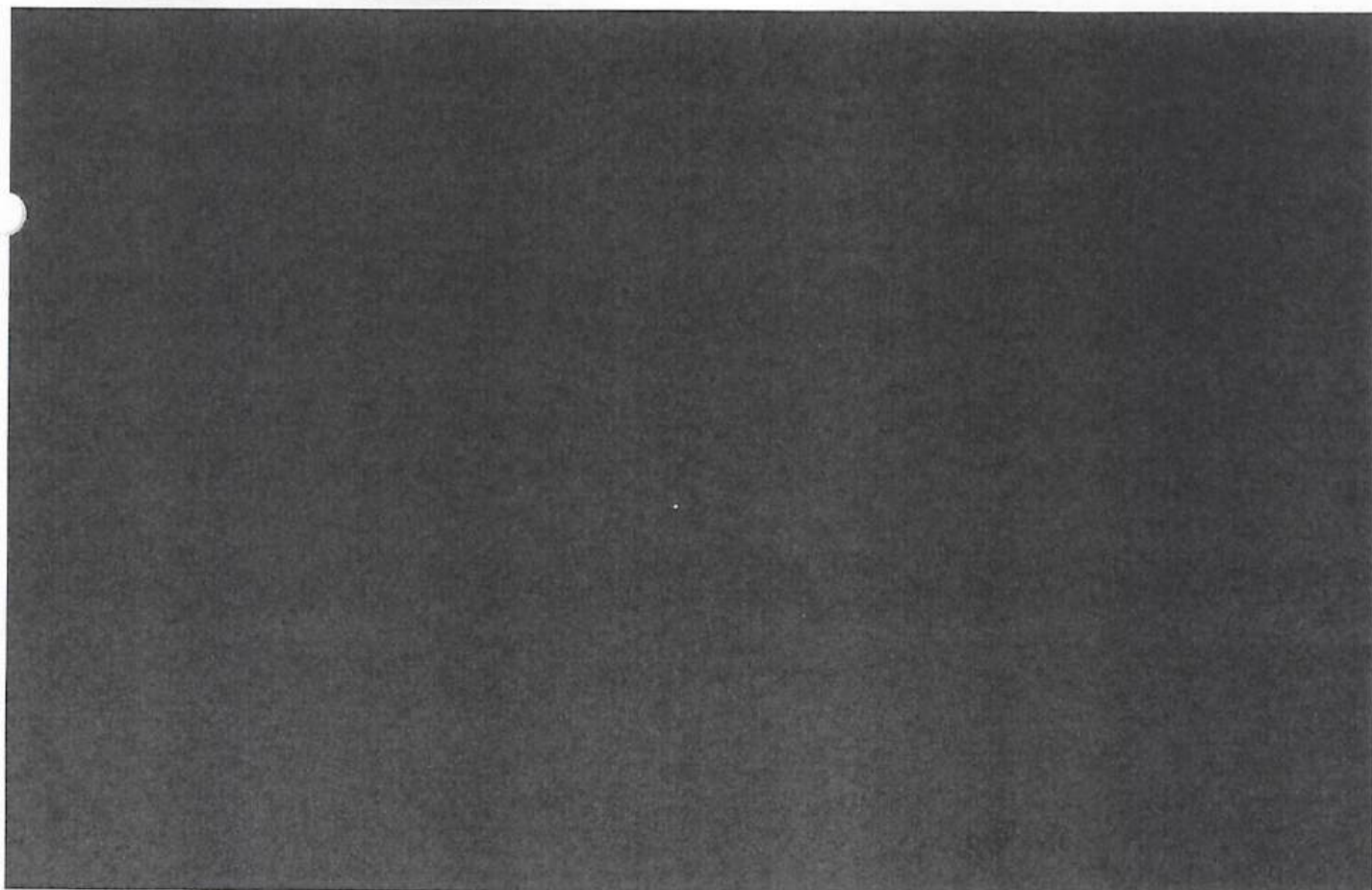
(1) 【令状事務処理システム(当直用)の起動】

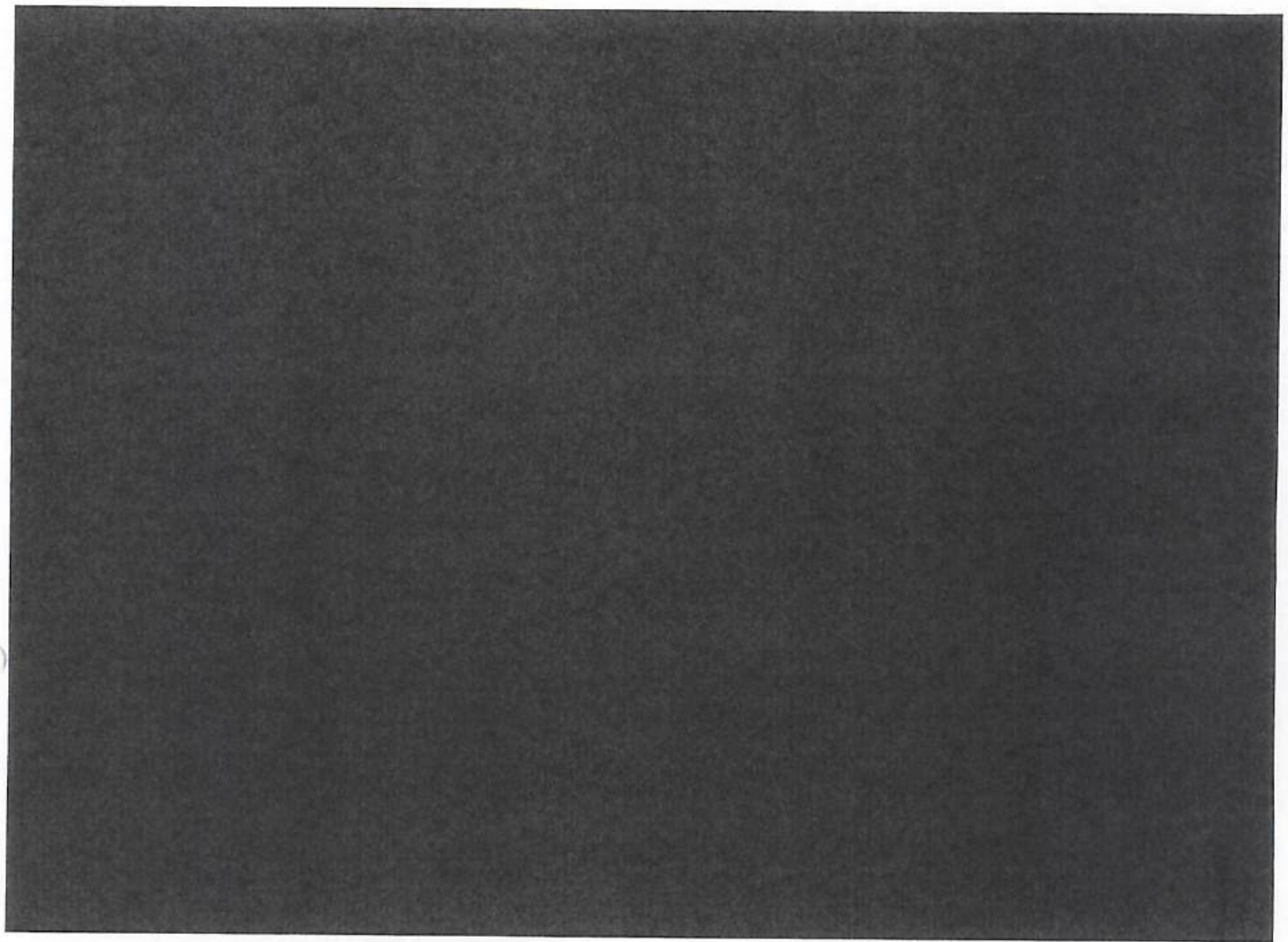


(2) 【 [REDACTED] の設定】

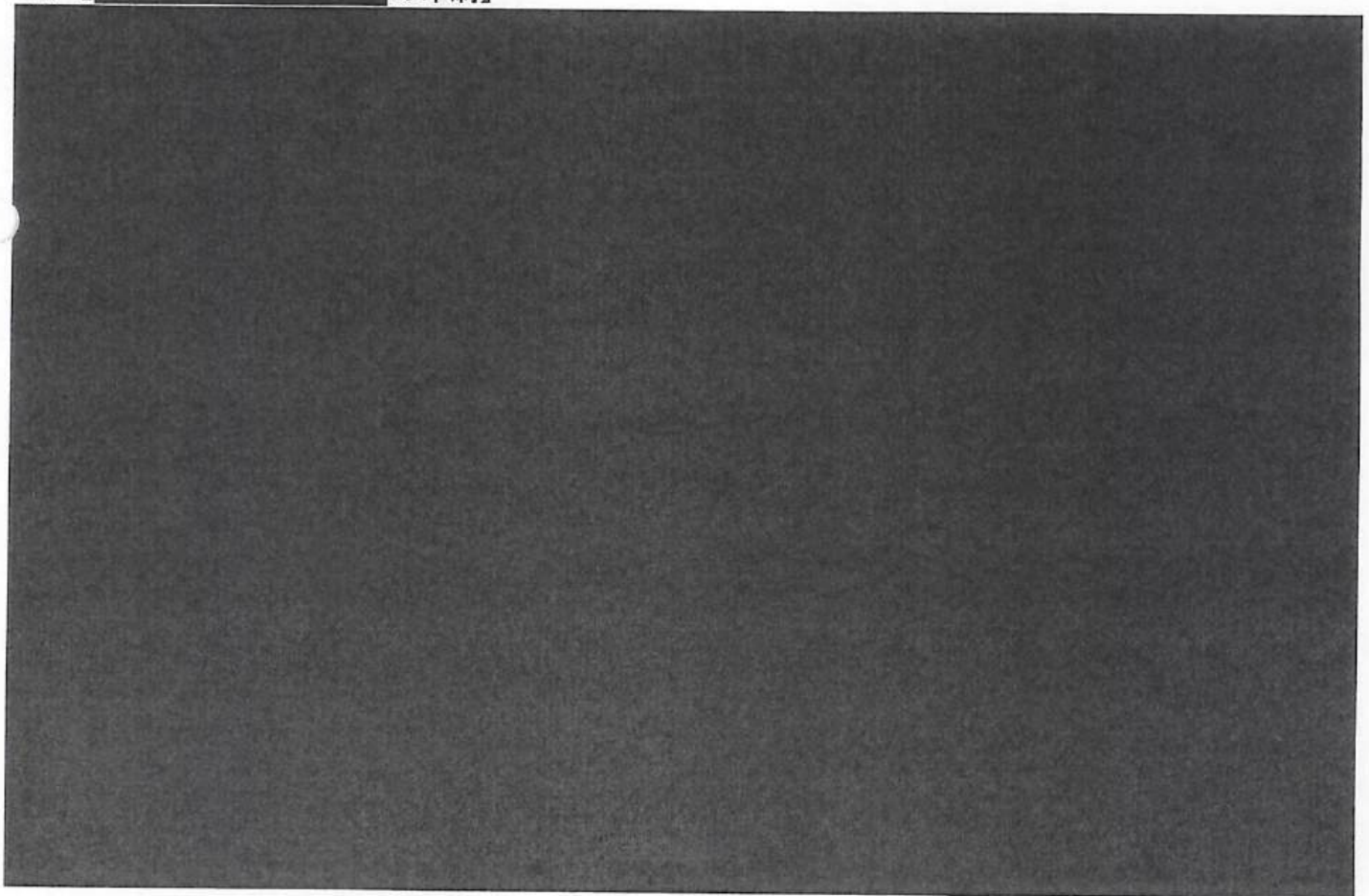


(3) 【 [REDACTED] の選択及び [REDACTED] の入力】





(4) 【の印刷】



令状事務処理システム(当直用)操作マニュアル ～ [REDACTED] 編～

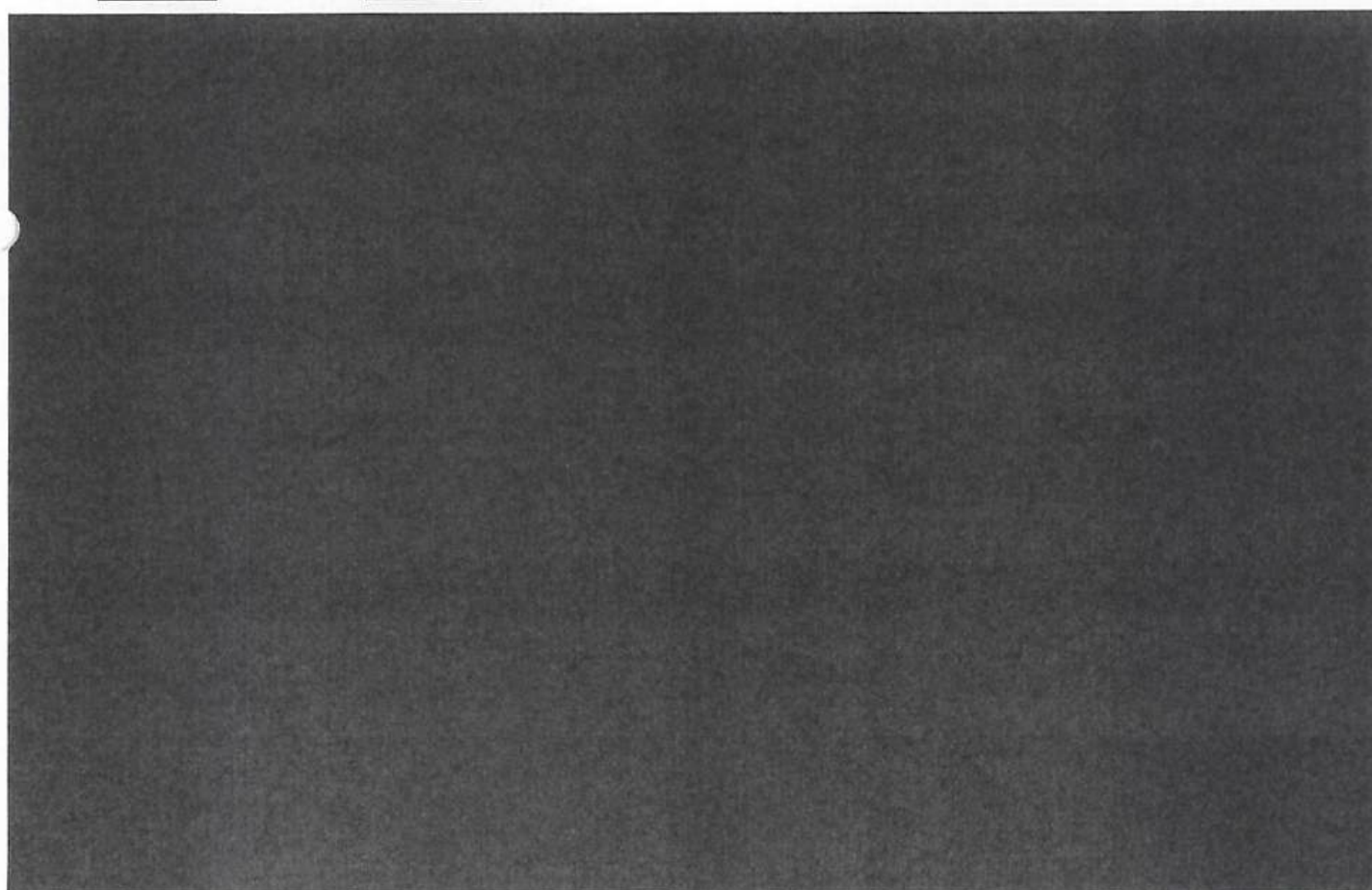
(1) 【令状事務処理システム(当直用)の起動】



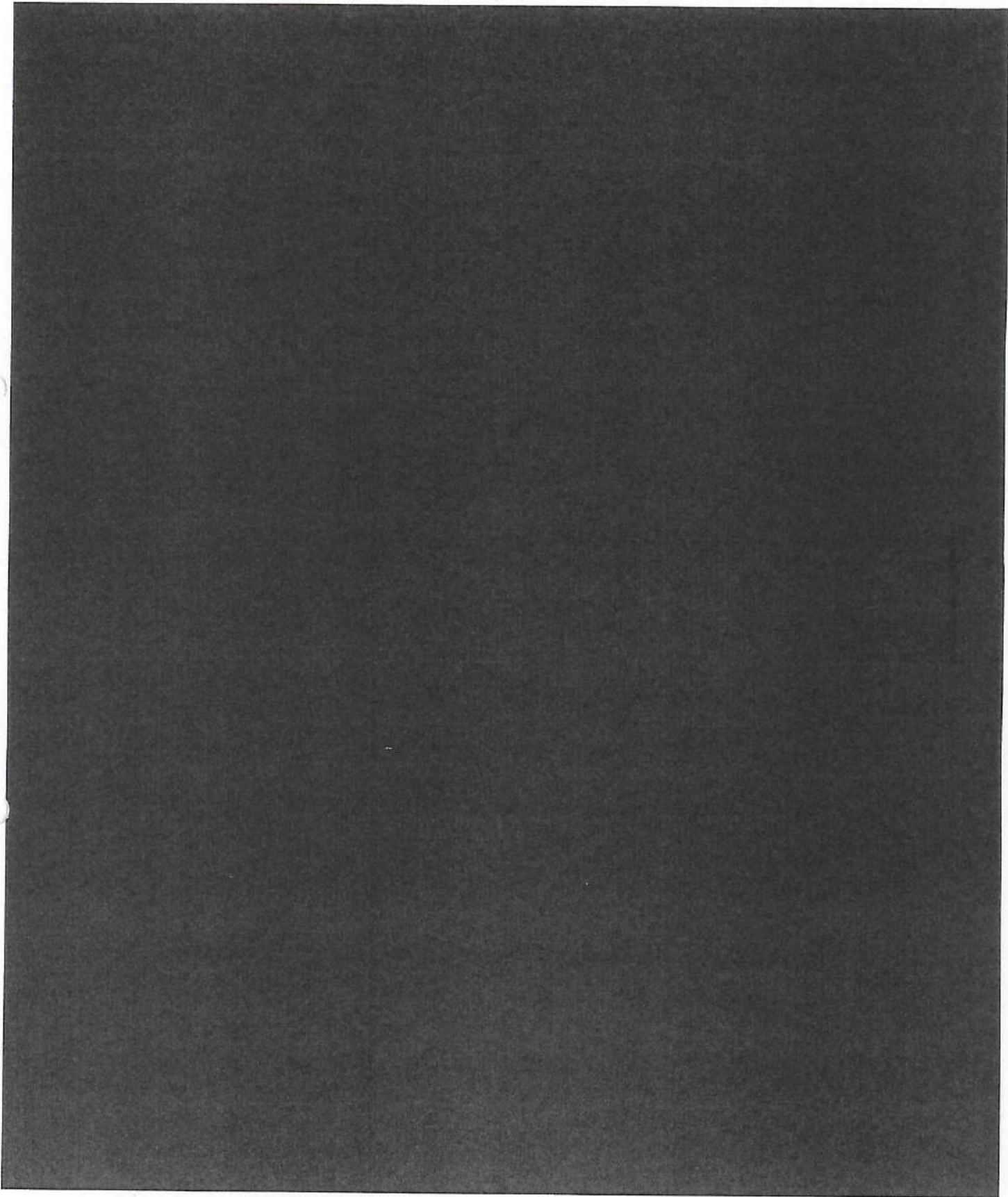
(2) 【 [REDACTED] の設定】



(3) 【 [REDACTED] の選択及び [REDACTED] の入力】



(4) 【の印刷】



【能力/知識・必要事項】						
項目	必要知識	必要知識	必要知識	必要知識	必要知識	必要知識
提出項	依頼者 (関係者)	依頼者	依頼者	依頼者 (関係者)	依頼者 (関係者)	依頼者 (関係者)
P A X	可	可	可	可	可	可
必要事項	①依頼者	②依頼者	③依頼者	④依頼者	⑤依頼者	⑥依頼者
	⑦依頼者	⑧依頼者	⑨依頼者	⑩依頼者	⑪依頼者	⑫依頼者
	⑬依頼者	⑭依頼者	⑮依頼者	⑯依頼者	⑰依頼者	⑱依頼者
	⑲依頼者	⑳依頼者	㉑依頼者	㉒依頼者	㉓依頼者	㉔依頼者
	㉕依頼者	㉖依頼者	㉗依頼者	㉘依頼者	㉙依頼者	㉚依頼者

〈刑事検書記官の作業〉

- 《勾留質問室へ移動》
(民事控書記官の作業)

被疑者が国選弁護人選任請求の意向を示したとき
 (資力が50万円以上のときは私選申出がある場合に限る)
 ※資力が50万円以上が未滿が裁判官が口頭で確認する。

- 不請求、撤回、資力50万円以上（私選申出なし）
の場合

裁判官に表紙の「不請求・撤回」の欄に押印してもらう。

表紙に裁判官の押印があることを確認し、国選弁護人選任請求に関する記録一式をオレンジファイルに入れて、

☐ 女性 ☐ 少年 ☐ 重傷 ()

☐ 名義(第)一試験員(表裏の行為により被害者を生活上に困らせた事例)

☐ (別・初)事件の関連人物入 _____ (国・先行事件、期・類似期日再選定)

☐ 裁判員裁判対象事件 _____

☐ 切實調査の弁護士(経営・援助) _____ (東丹・一丹・二丹)

☐ 勾留場所と異なるときの功罪審事官 _____ 署

☐

☐

[illegible]

国選弁護士入選請求書・資力申告書

東京地方裁判所裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印に○を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) ③に記載した合計額の金額が５０万円以上である場合には、この書面を提出し国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、②に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 親 縁 扶 養

2 理由

■ ② ア又はイの□印に○を付けた場合で、東京にある弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

■ (1) 貧困のため
□ (2) 平成 年 月 日、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかった。
☐ ア 東京にある弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
☐ イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
☐ エ また東京にある弁護士会からの連絡がない。
○ (3) その他の理由（具体的に書いてください。）



資力申告
私の次の資産の合計額（資力という。）と内訳は、記載しました。
ません。

(注意) 裁判官の判断を妨げる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、１０万円以下の過料に処せられることとなります。

内訳	現金	()無	有 →	約	円)
金融機関に対する預貯金	()無	有 →	約	10	円)
金融機関等社内預金等	()無	有 →	約		円)
金融機関の自己完小切手	()無	有 →	約		円)
郵便為替	()無	有 →	約		円)
合計			約	10	円)

主たる職業に対する所得とは、俸給のほか、報酬および商業協同組合、農協協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工品販売組合連合会に対する年金のことです。

主たる職業とは、得金（労働の場合には雇用者）に対する賃金又は公務員俸給、公営企業組合連合会若しくは日本私立学校振興

平成18年11月09日

フリカバ
氏 名 オノダケサトシ 印
(昭和36年3月24日生)

以上の様は 留置担当官、刑務施設、少年退廃所の職員が記入して下されず、

1 捺印欄 □ 留置施設、刑務施設、少年退廃所の職員が記入して下されず、不受理通知書

2 収入税・増徴係数等所属先の後記簿 □ 収入税、増徴係数の入力 □ 不在、不受理通知書

3 留置・収容場所 丸の内 収監室()

4 国籍 富山県 言語 英語 籍 富山県

5 他事件での国選弁護人選任の有無 無 □ 有 (弁護人名)

6 逮捕年月日 平成18年11月09日 □ 留置施設名 □ 有 無

■簡略版 その② 国選弁護人の選任編■

① 表紙の「直ちに指名通知依頼する」欄に裁判官の認印があることを確認する。

(1) 通知回答期限（翌日）、依頼日（当日）、被
疑者名・フリガナ、生年月日、通訳言語（ある場
合）、事件名、国選弁護人選任請求の別を確認す
る。

(2) 勾留場所、勾留日、「記」番号、連絡事項欄(該当情報がある場合)、勾留番号を記入する。
※進行番号は記入不要

③ **ファクシミリ送信書**（国選弁護人候補指名通知依頼書と同時に印刷）に必要事項（「記」番号、総丁数）を記入する。 ※書記官の記名印も忘れずに！

④ 「ファクシミリ送信書→国選弁護士候補指名通知依頼書→勾留状写し」の順に揃えて、書面右下部分に丁数を振り、最後の丁数にはその旨を示すために丁数を○で囲む(例：1, 2, 3, 4, ⑤)。

⑤ 日本司法支援センター東京地方事務所（以下「法テラス」という。）に電話した上で、FAX送信（発信番号登録済み）し、送信した書面は国選弁護人選任請求に関するクリアファイル（以下「オレンジファイル」という。）に入れる。

※指名通知依頼は午後5時までが原則

⑥ 受領書が返信されてきたら、受付日付印 (A印) を押し、オレンジファイルに入れる。

※ 法テラスは、国選弁護人候補指名通知書をFAX送信する前に、裁判所に対し、電話連絡をすることになっている。

⑦ 受信した国選弁護人候補指名通知書を確認し、ファクシミリ送信票受領書欄に(1)受付日付印(A印)と、(2)取扱者の認印を押して受領書を作成し、FAXで直ちに返信する。

⑧ 選任及び選任通知に法テラスからの通知書を利用する場合、国選弁護人候補指名通知書を2部コピーした上で、**通知書原本下部余白に受付日付印(A印)を押し**、国選弁護人候補指名通知書、受領書(⑦で返信した)の順に**オレンジファイル**に入れる。

[illegible]

国選弁護人候補指名通知書に記載されている文字が判然としない場合、必ず国選弁護人選任書を別に作成すること!!!

⑪ ここまで処理が済んだ国選弁護人選任請求に関する記録は、[redacted]に、未了のものについては、[redacted]に入れて引き継ぐ（いずれも書類を記録に編てつし、オレンジファイルはせず）。

[illegible]

【国選弁護人選任書を別に作成する場合】

国選弁護人候補指名通知書に記載されている文字が判然としない場合

⑨ 法テラスの国選弁護人候補指名通知書に基づいて、国選弁護人選任書を草稿し、裁判官に提出して押印を受ける。

⑩ 国選弁護人選任書の写しを作成する。

⑪ 弁護人への電話連絡をする。

- (1) 選任命令が出た旨
- (2) 選任書原本の受領依頼（休日明けに14部に）
- (3) 弁護人から依頼があった場合、FAX番号を確認した上で、選任書写しをFAX送信（未確認で送信しない）

⑫ 選任書写しに通知済みの旨付記し、認印して、オレンジファイルに入れる。

⑬ 選任書原本は、事件関係送付簿Aに記入した上、
[] に入れて14部に引き継ぐ。

⑭ 国選弁護人選任通知書を作成する。

⑮ (1) 被疑者（勾留場所）
(2) 法テラス
に国選弁護人選任通知書をFAX送信する。

⑯ 通知済みの旨を選任書写しに付記する。

⑰ 国選弁護人選任通知書（検察官あて・⑮で送信に用いたもの）は、事件関係送付簿Aに記入した上、
[] に入れて14部に引き継ぐ。

⑱ (1) 上訴申立書等記録簿の備考欄
(2) 国選弁護人選任請求に関する記録表紙それぞれの「口選任」にチェックを入れる。
なお、(2)には、勾留状の発付日及び結果（選任決定の日）もあわせて記入する。

⑲ ここまで処理が済んだ国選弁護人選任請求に関する記録は、[] に、未了のものについては、[] に入れて引き継ぐ（いずれも書類を記録に編みつけ、オレンジファイルははずす）。

平成18年（記）第111号

国選弁護人選任書

東京 弁護士会所属

弁護士 東京 太郎

上記の弁護士を被疑者 及川直也 に対する

強盗致傷 被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成18年11月11日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官（記名）〇

写

平成18年（記）第111号

国選弁護人選任書

東京 弁護士会所属

弁護士 東京 太郎

上記の弁護士を被疑者 及川直也 に対する

強盗致傷 被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成18年11月11日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官（記名）

平成18年11月11日

検察・検察・検察・検察・検察

裁判所書記官 〇

平成18年（記）第111号

平成18年11月11日

東京地方裁判所刑事第14部
日本司法支援センター東京地方事務所 新中

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 白山太郎 印

国選弁護人 口選任 通知書

口選任

被疑者 及川直也

被疑事件名 強盗致傷

勾留場所 口警視庁本部留置場

口警視庁本部留置場（麹町・品川・西が丘・多摩）分室

口警視庁本部留置場（麹町・品川・西が丘・多摩）分室

口（勾留場所と異なるときの取扱留置場）

（勾留場所と異なるときの取扱留置場）

上記の者に対する上記被疑事件について、下記の弁護士が

口国選弁護人に選任 されたから通知します。

口国選弁護人を解任

記

弁護士 東京 太郎

（東京・第一東京・第二東京 弁護士会所属）

（結合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別）

口 結合法律支援法第39条第2項第1号

口 結合法律支援法第39条第2項第2号

事務所（〒000-0000）

東京都千代田区〇〇〇〇〇〇

電話番号 03-3581-0000

FAX 03-3581-0000

平成30年（記）		上訴申立書等記録簿（被疑者国選）									
通付 番号	文書の種類	（経過に○）					経過				
		検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付	検察官 送付
123	1-21 四部 二部	○									
124	四部 本部		○								
125	平代田花子			○							



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

マニュアル		説明内容	メモ欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			

マニュアル	説明内容	メモ欄
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

KEITAS操作説明会レジュメ

マニュアル	説 明 内 容	メモ欄
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		

マニュアル	説 明 内 容	メモ欄
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

マニュアル	説 明 内 容	メモ欄
31		
32		
33		
34		

KEITAS「陥りやすいミスとその対処方法等一覧」

26.3

種類	陥りやすいミスの内容	原因、対処法	留意点、確認法、補足説明

KEITAS「陥りやすいミスとその対処方法等一覧」

26.3

種類	陥りやすいミスの内容	原因, 対処法	留意点, 確認法, 補足説明

KEITAS「陥りやすいミスとその対処方法等一覧」

26.3

種類	陥りやすいミスの内容	原因, 対処法	留意点, 確認法, 補足説明

KEITASによる「

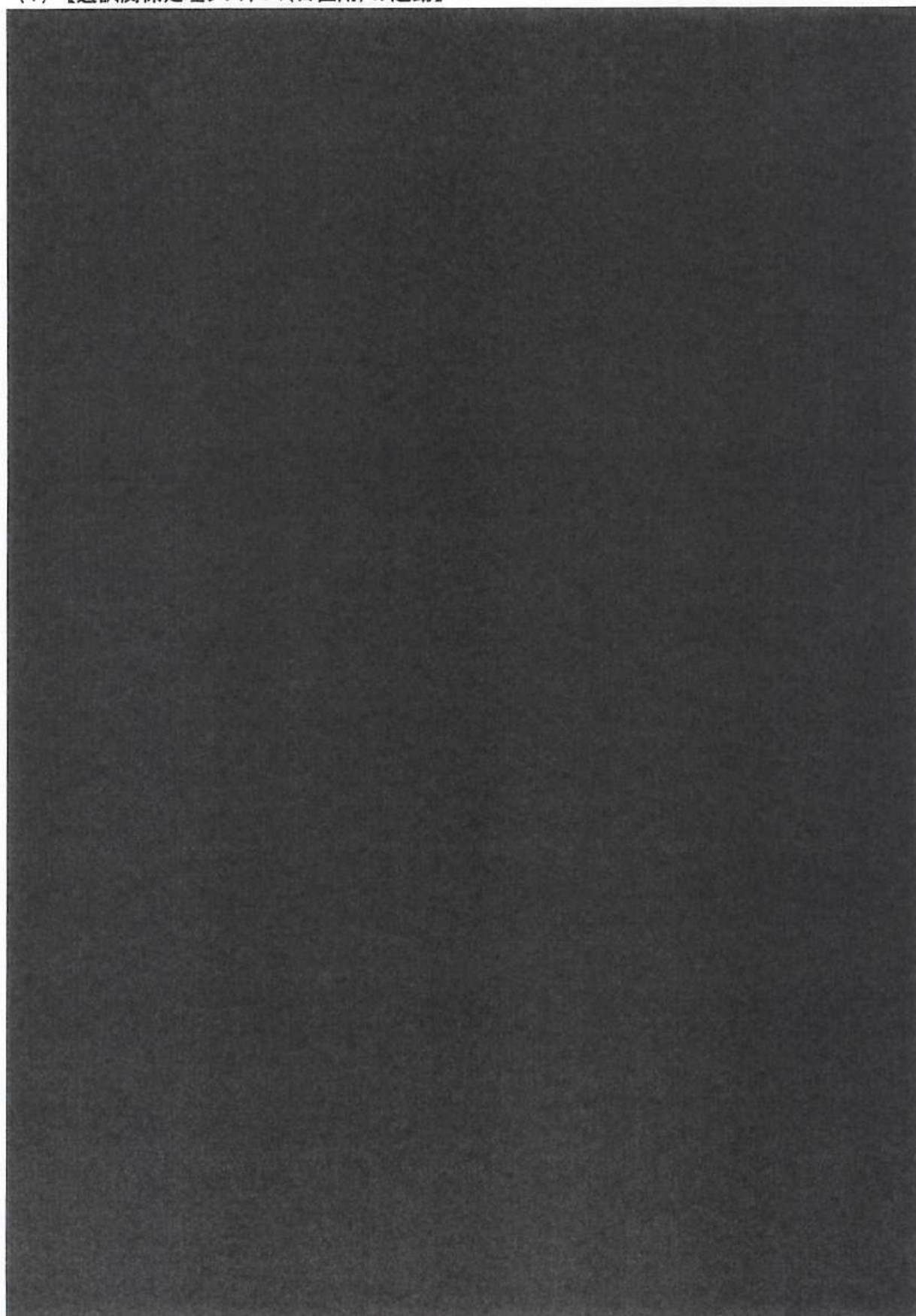
」

(注意)

通訳関係処理システム(日直用)マニュアル

(表面)

(1) 【通訳関係処理システム(日直用)の起動】



(裏面)

令和 2 年 7 月

当 直 執 務 要 領

東京高等裁判所事務局総務課
東京地方裁判所事務局総務課
東京家庭裁判所事務局総務課

目 次

ページ

は じ め に.....	1
◎ 当直事務処理態勢.....	1
◎ 当直勤務に従事する時間.....	2
◎ 当直における主な事務処理内容.....	4
◎ 当直事務の流れ【別紙第2「当直室平面図」参照】	5
1 日直の流れ.....	5
2 宿直の流れ.....	7
◎ 注意事項.....	13
1 郵便物の受領，来庁者からの提出書類の受領.....	13
2 冷暖房運転の依頼について.....	13
3 庁舎設備の不具合発生時の対応について.....	13
4 XX	13
5 その他.....	14
(1) 印鑑.....	14
(2) 令状実務研さん.....	14
(3) 緊急連絡先.....	14
(4) XXXXXXXXXXXX 郵便物の保管袋.....	14
(5) 台車.....	14
(6) 災害時用備蓄品.....	14
(7) 高裁管理課守衛室からの立会いの依頼	14
(8) 夜間受付利用者.....	14
(9) 戸締り，消灯.....	15
第1 文書の受付及び処理.....	16
1 郵便物等.....	16

(1) 普通郵便（種類は上記郵便物等一覧表のとおり。以下同じ）	18
ア 受付	18
イ 処理	18
(2) 書留（簡易書留，特定記録，翌朝 10 時便，電報，EMS 含む，以下「書留等」という。），レターパック	18
ア 受付	18
イ 処理	19
(3) ゆうパック，宅配便	20
ア 受付	20
イ 処理	20
(4) (1)から(3)までに記載のない種類の郵便物等（例：クリックポスト，パ イク便）	20
(5) 注意すべき点	21
ア 職員宛ての就業場所特別送達郵便	21
イ 料金不足の郵便物の受付	21
ウ 過料の告知費用納付はがきに貼付されている収入印紙	22
2 窓口への提出書類	23
(1) 受付	23
(2) 受領書等の交付	27
(3) 裁判部等への引継事項の整理	29
(4) 処理	30
3 その他	31
(1) 口頭又は電話による通知，連絡，照会等	31
(2) 緊急を要する電信，電話又は文書等の取扱い	31
第 2 事件関係書類の受付における留意点	32
1 民事事件関係	32

(1) 手数料, 郵便切手関係	32
(2) 控訴, 抗告関係	32
ア 控訴状の受理	32
イ 抗告状の受理	33
ウ 執行抗告状の受理	33
(3) 上告, 上告受理, 特別上告, 特別抗告, 許可抗告関係	34
ア 上告状, 上告受理申立書, 特別上告状, 特別抗告状及び抗告許可申立書 (以下「上告状等」という。)	34
イ 提出すべき上告理由書, 上告受理申立て理由書, 特別上告理由書, 特別 抗告理由書及び抗告許可申立て理由書の通数 (民訴規 195 条, 199 条 2 項, 204 条, 208 条, 209 条)	34
2 刑事事件関係	35
(1) 地裁又は簡裁に提出する刑事事件関係書類	35
(2) 高裁宛ての身柄関係の請求書	35
(3) 起訴状, 訴因等変更請求, 勾留請求, 接見等禁止請求, 勾留延長請求, 国選弁護士選任請求書・資力申告書, 不在・不受任通知書, 勾留執行停止 関係	36
(4) 控訴 (抗告) 申立関係	36
ア 控訴 (抗告) 申立書及びそれに付随する弁護士 (付添人) 選任届 ...	36
イ 控訴趣意書	37
(5) 上告 (特別抗告, 再抗告) 関係	37
ア 上告 (特別抗告, 再抗告) 申立書及びそれに付随する弁護士選任届又は 付添人選任書	37
イ 上告趣意書	37
3 家事事件関係	37
(1) 手数料, 郵便切手関係	37

(2) 控訴, 抗告関係	37
4 少年事件関係	38
(1) 少年事件関係書類の受付	38
(2) 抗告の申立て	38
(3) 観護措置決定又は観護措置更新決定に対する異議の申立て	38
5 令状事務	39
6 その他緊急を要する事件の受付等	39
第3 当直勤務時に障害者が当直窓口に書面を提出しようと来庁した場合の対応	42
第4 当直日誌の書き方（日誌記載例－別紙様式第1）	43
第5 当直文書の引継ぎ	43
1 刑事事件関係書類以外の文書等（郵便物, 窓口への提出書類, [REDACTED] 当直日誌及び文書受付簿）	43
2 刑事事件関係書類及び帳簿	44
第6 [REDACTED] が提出された場合	45

本執務要領における用語の説明

休日…祝日及び年末年始の休日（週休日に当たる日を除く。）

週休日…土曜日及び日曜日

閉庁日…土曜日, 日曜日, 祝日及び年末年始の休日

開庁日…閉庁日以外の日

別紙

- 第 1 当直勤務職員の勤務時間の早見表
- 第 2 「合同庁舎 1 階・地下 1 階平面図」及び「当直室平面図」
- 第 3 予納郵便切手額一覧表
- 第 4 執行抗告ができる裁判の一覧表
- 第 5 家裁庁舎への案内図
- 第 6 庁舎平面図
- 第 7 案内文書
- 第 8 当直受付文書等の引継ぎについて
- 第 9 引継先一覧

機密性 2

別紙様式

- 第 1 当直日誌（記載例）
- 第 2 当直受付日付印
- 第 3 荷札用ゴム印
- 第 4 文書受付簿（記載例（高裁））
- 第 5 付記印
- 第 6 引継メモ
- 第 7 手数料等納付書
- 第 8 予納郵便切手内訳表
- 第 9 マイナンバー提出用封筒（記載例）
- 第 10-1 受領票
- 第 10-2 受領書
- 第 10-3 訴提起証明申請書
- 第 10-4 証明書用紙
- 第 10-5 請書
- 第 11 電話・口頭聴取書

は じ め に

(当直事務の開始時に必ず目を通してください。)

当合同庁舎における当直(日直及び宿直をいう。)の概要です。

各事務処理の詳細は、この「要領」の本文の記載を参照してください。

◎ 当直事務処理態勢

		時間	裁判官	管理職員	一般職員	合 計
日直	閉庁日(ただし 次の日を除く。)	午前8時30分から 午後5時まで				
	日曜日、12月 31日(同月2 9日又は同月3 0日が日曜日の 場合を除く。) 及び1月1日か ら同月3日まで の日					
宿直	全日	午後5時から翌日の 午前8時30分まで				

【参考】閉庁日における令状事務

1 一般職員等

	勾留請求件数	管理職員	その他職員	合 計
土曜日等				

日曜日等	
------	--

2 裁判官

勾留請求件数	
土・日曜日等	

※ 土曜日等＝前日が通常勤務日である休日（翌日が通常勤務日である場合を除く。）

日曜日等＝それ以外の休日

◎ 当直勤務に従事する時間

1 日直

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 宿直

(1) 宿直勤務に従事する時間は、午後 5 時から翌日の午前 8 時 30 分まで

平日及び休日の宿直勤務に従事する場合は、1 週間単位の交替制等職員として勤務し、週休日の宿直勤務に従事する場合は 4 時間の勤務時間の割振り変更をすることとしています。

(2) 午後 5 時から午後 10 時までの間は正規の勤務時間が割り振られており（休憩時間（交替制等勤務職員の場合は 30 分、4 時間の勤務時間の割振り変更をする場合は 60 分）を除く。）午後 10 時から午前 8 時 30 分までは宿直としての勤務時間が割り振られています。午後 10 時までの間に休憩時間を取る必要があるとともに、午後 10 時までは正規の勤務時間ですので、この時間帯は、休憩時間を除き、夕食をとったり、テレビの視聴、入浴はできないことに留意してください。

3 宿直明けの日の勤務時間

各自の出勤班ごとに異なり、宿直開始日が平日・休日・週休日のいずれかによっても異なることから、当直勤務職員の勤務時間の早見表（イメージ図）（別紙

第1)を参照するほか、不明な点があれば所属の勤務時間管理員に確認してください。

◎ 当直における主な事務処理内容

日 直	宿 直
郵便物の処理	郵便物の処理
来庁者からの提出書類の処理 (※)	来庁者からの提出書類の処理 (※)
	勾留請求等の処理 (※)
	令状請求の処理 (※)
	被疑者国選に関する処理 (※)

※ 地裁又は簡裁宛ての刑事事件に関する事務は、令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」,
「被疑者国選弁護人関係マニュアル【詳細版】」等を参照してください。

※ [] の使用については、令和元年 1 2 月 1 9 日付け東京高等裁判所事務局総務課長,
東京地方裁判所事務局総務課長事務連絡 []
(事務連絡) を参照してください。

【留意事項】

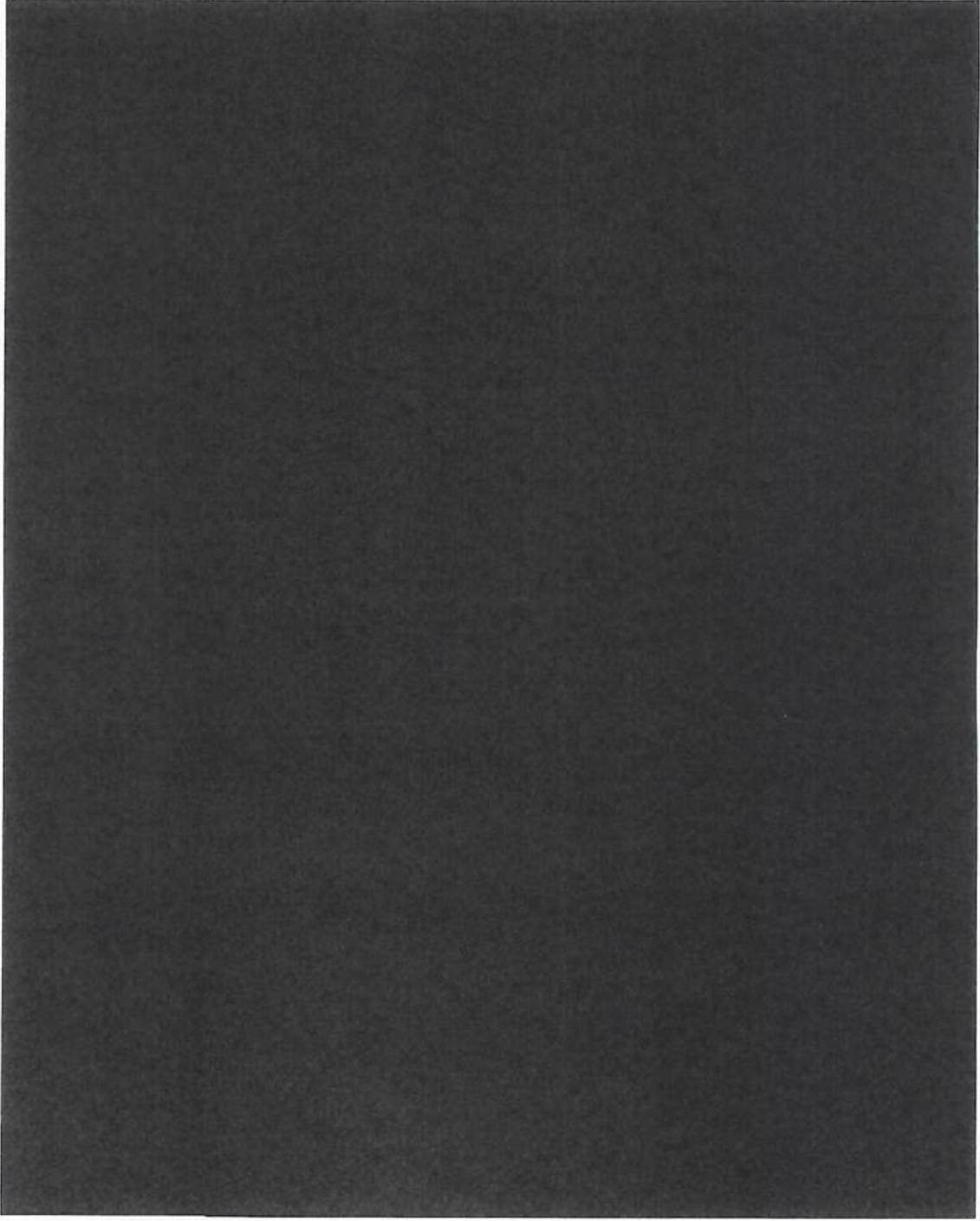
宿直では、主に書記官が令状事務処理を、事務官が来庁者からの提出書類の受付を担当しています。しかし、当直事務は多岐にわたるため、分担を硬直的に考えず、事務官も積極的に令状事務に関与し、書記官も提出書類の受付に関与する
というように、当直主任者を中心にお互いに助け合いつつ、緊張感も持ちながら
臨むようにしてください。

◎ 当直事務の流れ【別紙第 2「当直室平面図」参照】

※郵便の配達時間や配達種類は、目安です。

※各事務処理の詳細は、「要領」の本文の記載を参照してください。

1 日直の流れ

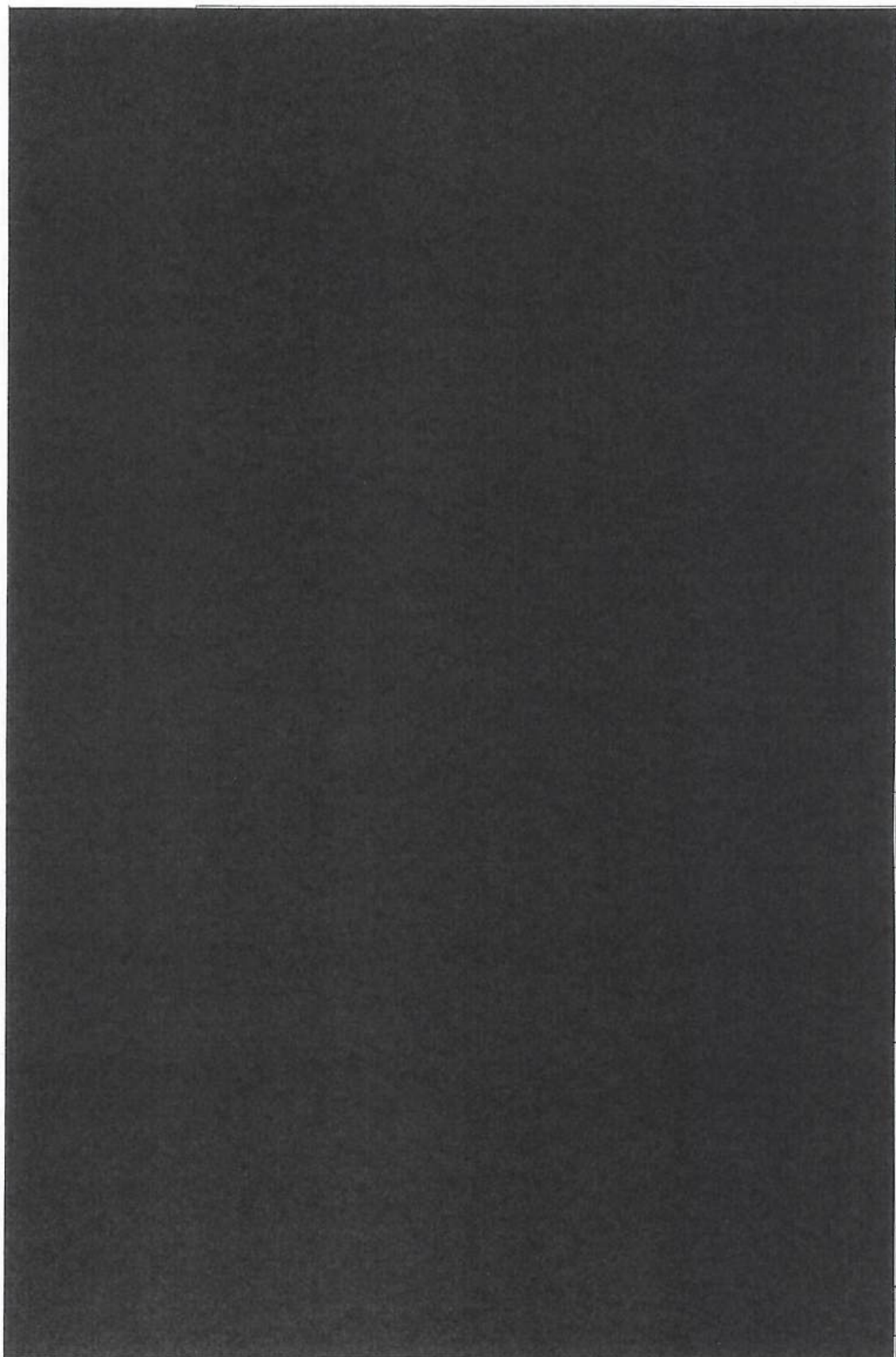
	スケジュール	事務の流れ
8:20 頃		
8:30		
9:00 頃		
10:00 頃		
11:00 頃		

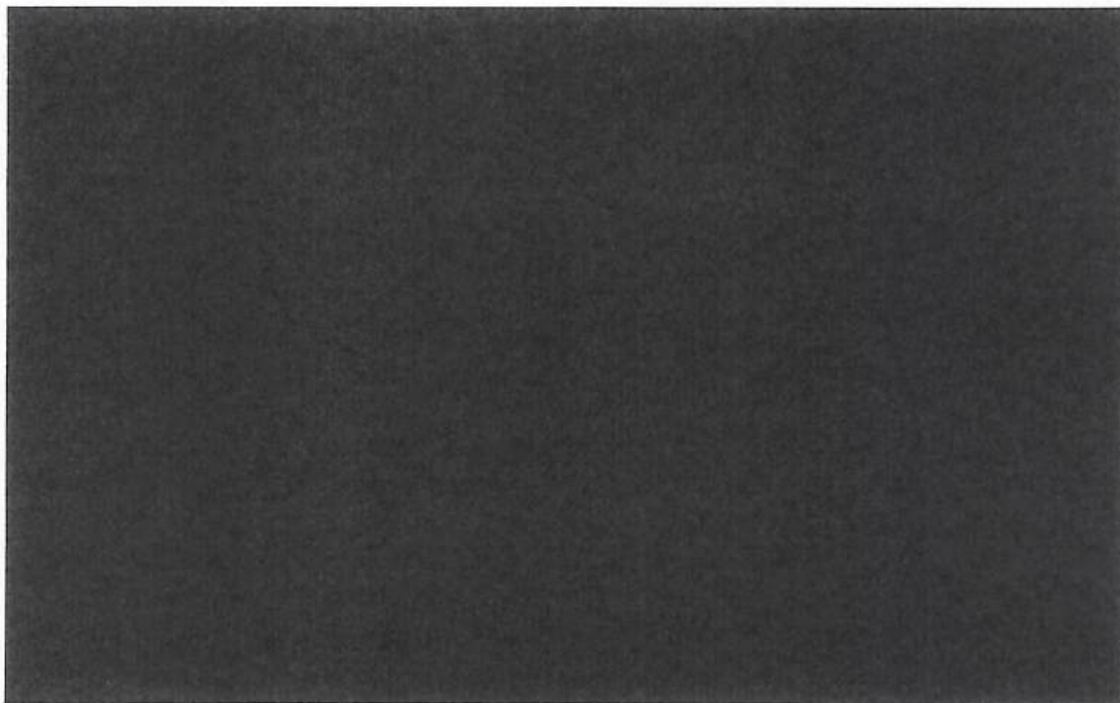
機密性 2

12:15
13:00
14:00 頃

16:50 頃

17:00
随時



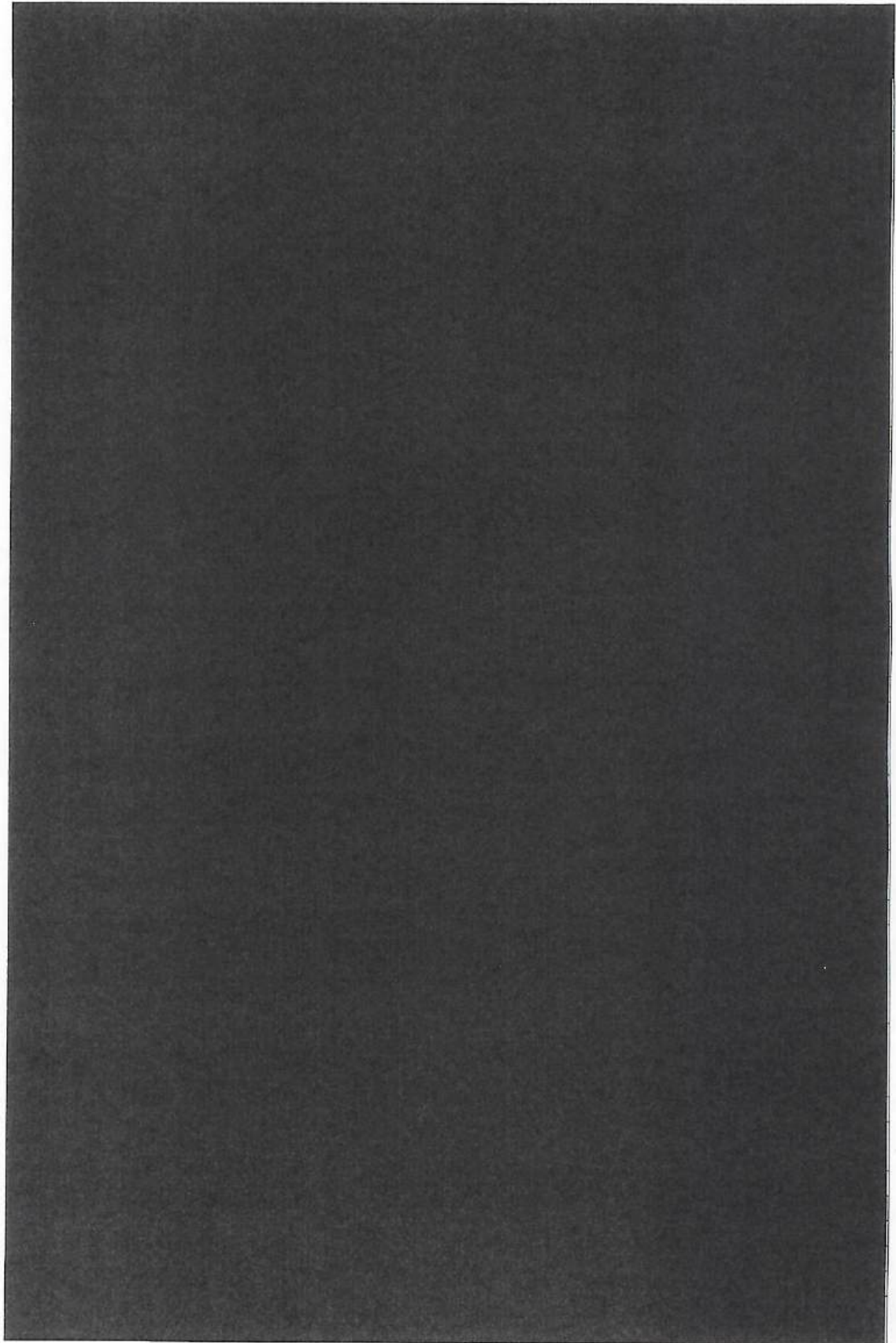


2 宿直の流れ

スケジュール	事務の流れ
16:50 頃	A large rectangular area of the table is completely blacked out, indicating redacted content.

機密性 2

17:00



19:00 頃

21:00 頃

22:00

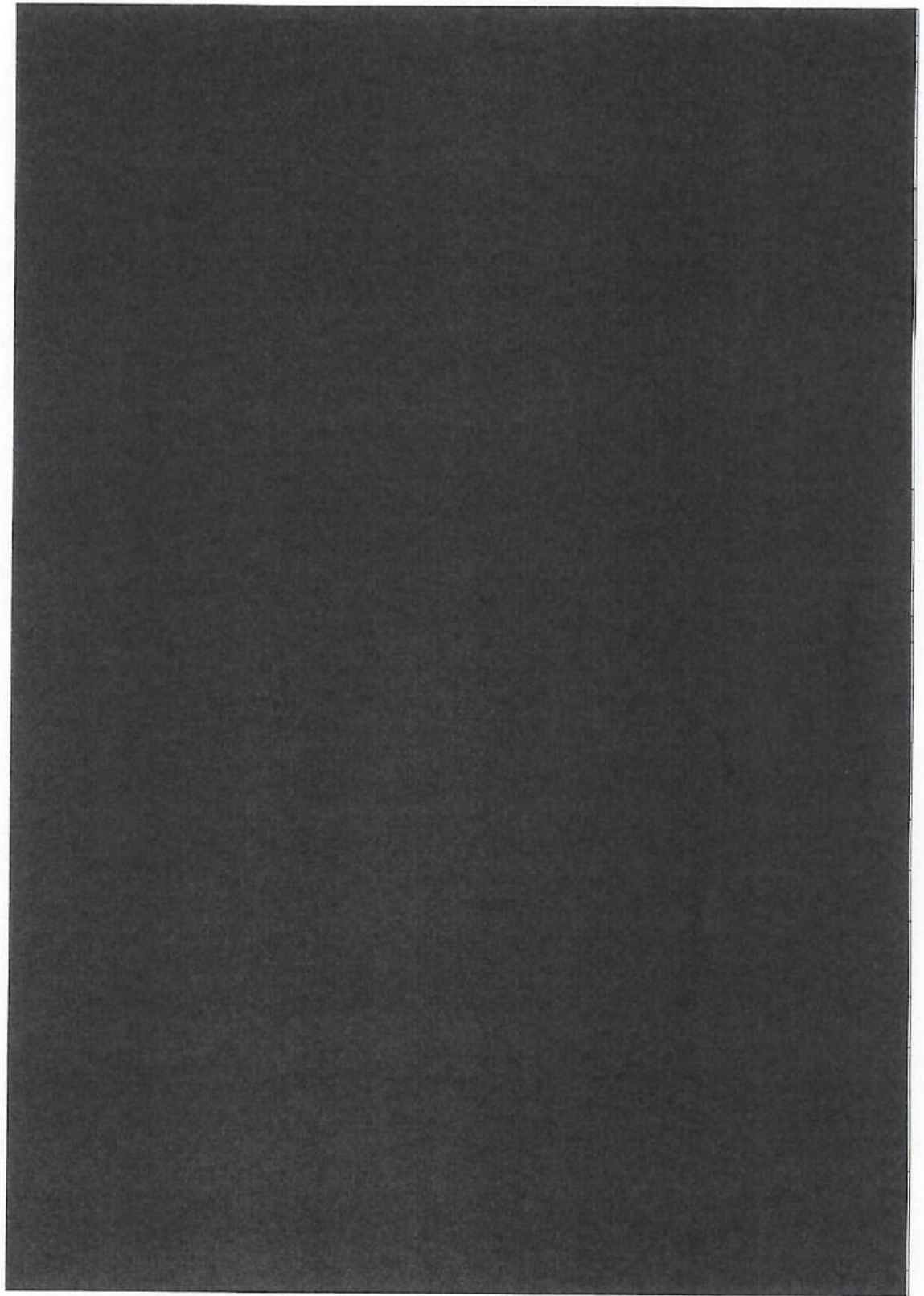
24:00

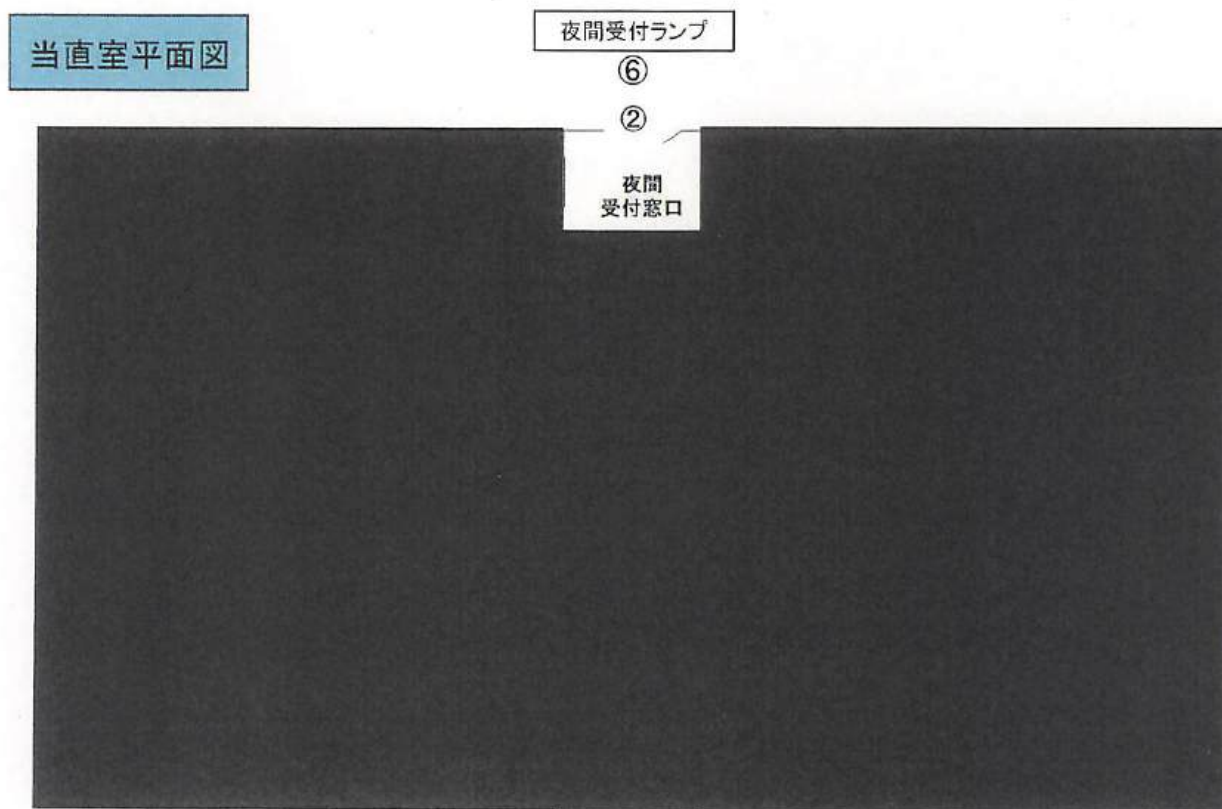
8:20 頃

機密性 2

8:30

隨時





注 1 裁判官の在室の確認

- 1 [REDACTED]
[REDACTED]につづられている「裁判官令状事務割当表」で、当日の夜間令状担当裁判官の所属、氏名を確認してください。
- 2 午後 5 時の時点で、同裁判官が「裁判官宿直室」[REDACTED]に入室していることを確認してください（入室していない場合には、内線電話等で夜間令状担当裁判官に確認をとってください。）。
- 3 地裁民事 2 1 部（執行センター）の裁判官が割り当てられている場合には、当日の「夜間相談ホットライン」の裁判官が、午後 5 時から執行センターの裁判官が登庁するまでの間、令状処理を担当します（[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]）。

注 2 [REDACTED]

[REDACTED]

注 3 閉庁日の日中における簡裁裁判官の令状処理は、[REDACTED]
[REDACTED]で行われます [REDACTED]。令状処理等に当たって、
裁判官が警察官から話を聞く場合、[REDACTED]
[REDACTED] ことになっていま
すので、留意してください。

◎ 注意事項

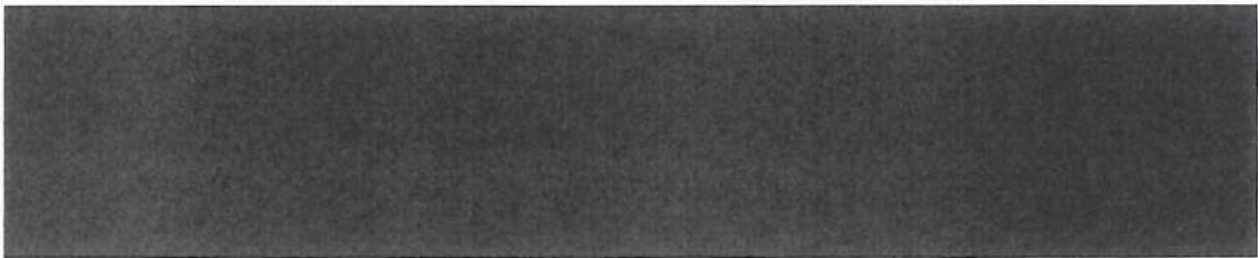
1 郵便物の受領，来庁者からの提出書類の受領

- (1) 防犯上の観点から，来庁者とは，必ず夜間受付窓口のガラス小窓越し 
 に対応してください。
- 

2 冷暖房運転の依頼について

- (1) 当直室及び令状事務室は，冷暖房運転期間中（冷房：7月及び8月，暖房：12月～3月）は，夜間，日中を問わず，自動で冷暖房運転が行われますが，中間期（冷暖房運転期間以外の時期）は，当直員の依頼がある場合のみ，冷暖房を行う仕組みとなっています。
- (2) 当直主任者は，暑い，あるいは寒いと感じた場合は，中央監視室（内線   【24時間対応】）に電話し，冷暖房運転の依頼を行ってください（ただし，冷暖房が稼働できない時期もあるので，希望どおりに対応できない場合があります。）。

3 庁舎設備の不具合発生時の対応について

- (1) 電話，電気，空調設備等，庁舎設備に不具合が発生し，直ちに対応しないと宿直業務に支障があると認められる場合は，当直主任者は，直ちに中央監視室（内線  【24時間対応】）に電話連絡をしてください。
- (2) それ以外の不具合は，当直日誌の特記事項欄に記載してください。
- 

5 その他

(1) 印鑑

当直日誌に押印したり，郵便授受の際に押印したりしますので，印鑑は必ず持参してください。

(2) 令状実務研さん

宿直の割当てを受けた方は，令状実務研さんを受講の上，勤務してください。詳細は，に記載されています。

(3) 緊急連絡先

当直室の緊急連絡先は，割当表に記載されています。連絡先は部外秘ですので，注意してください。

(4) 郵便物の保管袋

郵便物の保管袋は，ロッカーの中に入っています。

(5) 台車

保管及び引継ぎに必要な場合は，当直室備付けの台車を使用してください。

(6) 災害時用備蓄品

救急箱，防災用品，生活用水等がロッカーの中に入っています。災害時等の緊急時に利用してください。

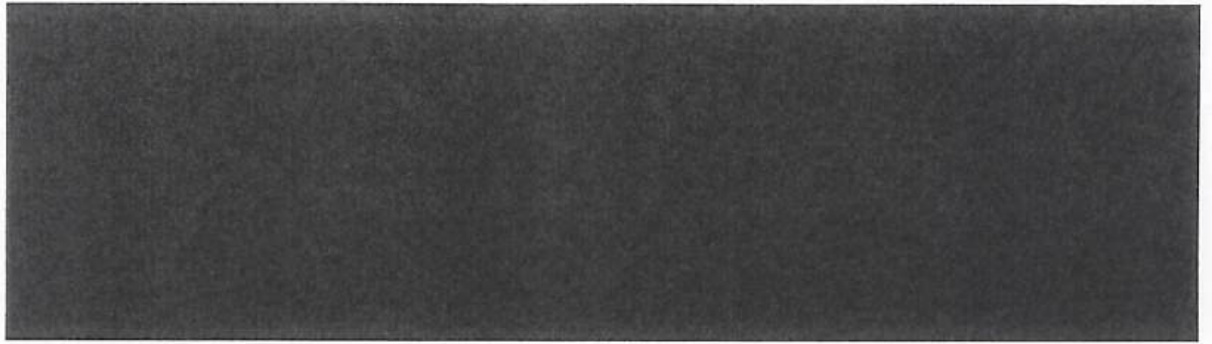
(7) 高裁管理課守衛室からの立会いの依頼

高裁管理課守衛室から職員の退庁及び施錠の有無等の確認のために立会いを求められた場合には，当直員のうち1人が立ち会ってください。

(8) 夜間受付利用者

夜間受付利用者については，第一南門において番号札を交付し，退構時に回収する方法で入構管理を行っています。





(9) 戸締り，消灯

当直が継続しない場合の宿直においては，勤務終了後，戸締りと消灯を
確認し，



第 1 文書の受付及び処理

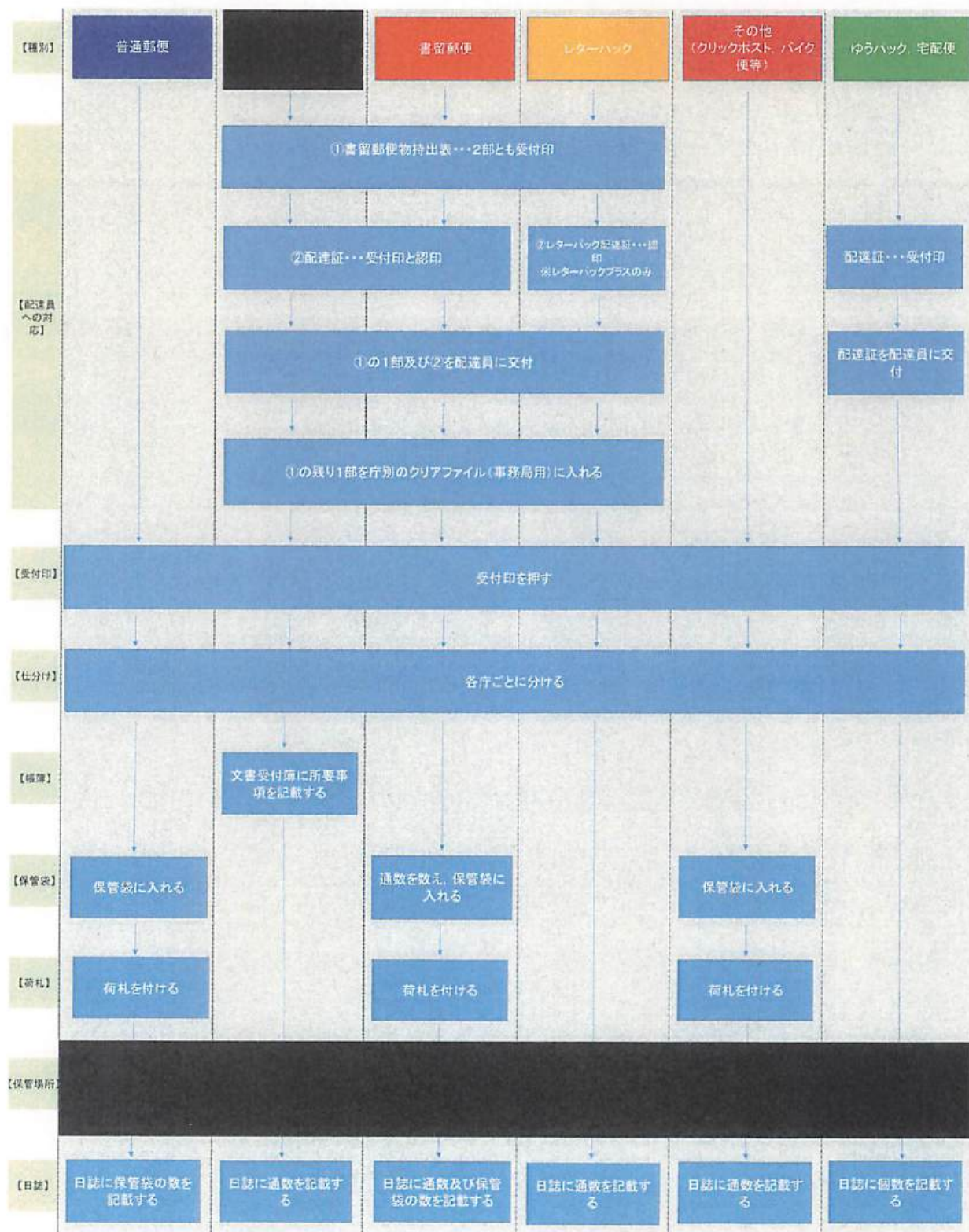
1 郵便物等

郵便物等の授受は、裁判事務や司法行政事務の進捗に直接影響するので、種別ごとの通数を正確に確認の上、配達証等に押印し、当直日誌に記載してください。

郵便物等一覧表

区分	種類	イメージ	認印を求められるもの	バーコード付き	当直日誌に通数の記載が必要	郵便局以外の宅配業者による配達物	備考
			●	●	●		文書受付簿記載の上 ●
書留等	書留郵便		●	●	●		通数を数え、 保管袋に入れる
	簡易書留郵便		●	●	●		
	配達証明郵便		●	●	●		
	特定記録郵便			●	●		
	ゆうバケット	no image	●	●	●		
普通郵便	普通郵便	no image			※		※保管袋の数を当直日誌に書く(通数は数えない)
	速達郵便	no image			※		
	メール便	no image			※		
レターパック	レターパックプラス (LP520)		●	●	●		保管袋には入れず、 に直接置く ●
	レターパックライト (LP370)		●	●	●		
ゆうパック	普通ゆうパック		●	●	●		●に直接置く
	書留ゆうパック	 ※左側の左上に「セキュリティ」と記載されている。	●	●	●		
その他	宅配便	no image	●	●	●	●	・「お客様控え」は引き抜かない ・●に直接置く

郵便物等処理フローチャート



(1) 普通郵便（種類は上記郵便物等一覧表のとおり。以下同じ）

ア 受付

郵便局のコンテナ又は袋（以下「入れ物」という。）に入れて配達されますので、その入れ物ごと受け取り、次の配達の際に入れ物を郵便局員に返してください。

イ 処理

(ア) 全ての郵便物等の表面の余白に、当直受付日付印（別紙様式第 2。以下「受付印」という。）を押してください。¹

(イ) 高裁、地裁、家裁、簡裁（以下「各庁」という。）別に分け、庁別の保管袋（高裁：橙、地裁：緑、簡裁：茶、家裁：黄）に入れ、口をひもで縛ってください。²³⁴

(ウ) 荷札にゴム印（別紙様式第 3）を押し、当直の日付を記入し、「日・宿」，「普通・書留」の別を○印で囲んでください。

(エ) 保管袋のひもに荷札を付けてください。

(オ) 保管袋を [] に入れてください。

(カ) 当直終了前に、保管袋の数を、当直日誌の「受付文書確認表」に記載してください。

(2) [] 書留（簡易書留，特定記録，翌朝 10 時便，電報，EMS 含む，以下「書留等」という。），レターパック

ア 受付

(ア) 郵便局から、各庁別にひも等で分けられて入れ物で配達されます。入れ物は、次の配達の際に返還してください。

(イ) 郵便局員が①書留郵便物持出表（2 部），②配達証，③レターパックブ

¹ 受付時刻の記入及び認印の必要はありません。

² いずれにも属しないものは、高裁宛とする。

³ 通数を数える必要は、ありません。

⁴ 容積の大きいものについては、保管袋に入れずに、[] に直接入れてください。

ラス配達証を持参します。⁵

- (ウ) 種別ごとに配達された郵便物の通数と、①～③に記載された通数が合致しているか確認し、次のとおり処理してください。

種類	押すもの
①書留郵便物持出表（2部）	2部とも受付印
②配達証	受付印と認印
③レターパックプラス配達証	認印

- (エ) ①の1部、②及び③を郵便局員に渡してください。
- (オ) ①の1部は事務机上に備え置いている庁別のクリアファイル（事務局用）に入れて、XXXXXXXXXXに入れてください。

イ 処理

- (ア) XXXXXXXXXX
- a 全ての郵便物の表面の余白に受付印を押してください。⁶
- b 各庁別に分け、事務局の文書受付簿（別紙様式第4）に所要事項を記載（文書の表題欄には、XXXXXXXXXXと記載する。）してください。
- c XXXXXXXXXXに入れて保管してください。
- d 当直終了前に、通数を当直日誌の「受付文書確認表」に記載してください。

(イ) 書留等

- a 全ての郵便物等の表面の余白に、受付印を押してください。⁷
- b 各庁別に分け、それぞれの通数を数え、庁別の保管袋に入れ、(1)イと同様に荷札の処理をしてください。
- c 保管袋をXXXXXXXXXXに入れてください。

⁵ 郵便局員が書留郵便物持出表の持参を失念した場合は、持出表のひな型が当直室に備え付けられていますので、そのひな型を用いて配達員に所要事項を記載させ、郵便物とともに受領するようにしてください。

⁶ 受付時刻の記入及び認印の必要はありません。

⁷ 受付時刻の記入及び認印の必要はありません。

d 当直終了前に、通数及び保管袋の数を当直日誌の「受付文書確認表」に記載してください。⁸

(ウ) レターパック（プラス、ライト）

a 全ての郵便物等の表面の余白に、受付印を押してください。⁹

b 各庁別に分け、それぞれの通数を数え、[]に直接入れてください。

c 当直終了前に、通数を当直日誌の「受付文書確認表」に記載してください。

(3) ゆうパック、宅配便

ア 受付

(ア) 配達員が、配達証とともに持参します。

(イ) 配達された個数と、配達証の個数が合致しているか確認し、配達証に受付印を押し、配達員に渡してください。

イ 処理

(ア) 配達された物の表面の余白に、受付印を押してください。¹⁰¹¹

(イ) 各庁別に分けて、それぞれの個数を数え、[]に直接入れてください。

(ウ) 当直終了前に、個数を当直日誌の「受付文書確認表」に記載してください。

(4) (1)から(3)までに記載のない種類の郵便物等（例：クリックポスト、バイク便）

ア 全ての郵便物等の表面の余白に、受付印を押してください。¹²

イ 各庁別に分け、庁別の保管袋に入れ、口をひもで縛ってください。

⁸ 事件記録等の容積の大きい書留等は、保管袋に入れずに、[]に直接入れてください。

⁹ 受付時刻の記入及び認印の必要はありません。

¹⁰ 受付時刻の記入及び認印の必要はありません。

¹¹ お客様控えは引き抜かないでください。

¹² 受付時刻の記入及び認印の必要はありません。

ウ 荷札にゴム印を押し、当直の日付を記入し、「日・宿」の別を○印で囲み、「普通・書留」は○印をせず、「その他」と記載してください。

エ 保管袋のひもに荷札を付けてください。

オ 保管袋を [] に入れてください。

カ 当直日誌の「受付文書確認表」の「その他」欄に通数を記入してください。

(5) 注意すべき点

ア 職員宛ての就業場所特別送達郵便

職員の在籍を確認できないため、当直においては受領しないでください。

郵便局員にこの旨を伝え、次の開庁日に再配達するよう、依頼してください。

イ 料金不足の郵便物の受付

料金が不足している郵便物であっても受領してください。

(ア) 不足料金が 100 円未満の場合

a 郵便物に受付印を押し、郵便物と一緒に配達された料金不足のはがきとともに、 [] に入れてください。

b 当直日誌の「受付文書確認表」の備考欄に通数と不足額を記載してください。

(イ) 不足料金が 100 円以上の場合

a 郵便切手の支払

(a) 高裁、地裁、家裁又は簡裁宛てのいずれの郵便物であっても、その場で、 [] に入っている郵便切手（裁判費、下級庁費）で支払ってください。¹³

裁判部宛ての郵便物	裁判費の郵便切手を使用する
裁判部宛て以外（事務局宛て又は庁名のみ記載で、どの部署	下級庁費の郵便切手を使用する

¹³ 郵便切手は速やかに支払わなければならないため、当直員同士で額を確認するなど、金額に間違いのないようにしてください。

宛てか不明のもの)の郵便物	
---------------	--

- (b) 郵便切手支払後は、[REDACTED]の中に備え付けられている当直室用郵便切手補助簿に、裁判費と下級庁費に分けて、所要事項を記載してください。
- b 郵便物の表面の部分に、不足料金を支払ったものであることを付箋等により明らかにした上で受付印を押し、[REDACTED]に入れてください。
- c 当直日誌の「受付文書確認表」の備考欄に①裁判費・下級庁費の別②支払額を記載してください。
- ウ 過料の告知費用納付はがきに貼付されている収入印紙
- 過料の告知費用納付はがきに貼付されている収入印紙は、消印しないでください。

2 窓口への提出書類

◎ 地裁又は簡裁に提出する刑事事件関係書類は、第2の2(1)を参照してください（受付印が当直受付日付印（別紙様式第2）と異なることに注意してください。）。

◎ 提出書類への受付日付の表示は、上訴、不服申立等の期間内のものであるか否かや、消滅時効等国民の権利の得喪に関わる、裁判所における最も基本的で、かつ、最も重要な手続と言えます。

特に、宿直においては、日にちをまたがる時間帯に、窓口へ提出される書面が少なくありません（午前零時前の来庁者への対応が遅れ、書類の受理等でトラブルになることのないよう留意してください。）。

このような場合には、日付を誤った受付印を押さないよう十分に注意を払うことはもちろん、

① 当該提出書類が、当裁判所に提出されるべきものであることを確認し次第、直ちに受付印を押すこと（貼用印紙、郵便切手、添付書類等の確認は事後で足りる。）

② 提出者に対し、書類に押した受付印を示すなどして、受付日付を確認してもらうことを確実に行うようにしてください。

なお、郵便物への受付日付の表示についても、同様の趣旨から、押印漏れや日付の誤りがないよう十分に注意してください。

(1) 受付

ア 提出者が持参した封筒

(ア) 提出者が封筒を持参している場合は、封筒に提出者自身で提出庁、提出部署、事件番号、氏名を記載させ、当該封筒ごと書面を提出させてください。

(イ) 封筒が封かんされている場合は、提出者に対し、封筒を開封して差し支えないか確認してください。開封を拒んだ場合は、当該封筒の開封及び書

面等の事務処理は、翌開庁日になることを説明してください。

封かんされた封筒は、2の(4)アのとおり文書受付簿に記載し、

に入れて保管してください。

イ 審査

- (ア) 書類を点検し、事件番号の記載、宛名、作成年月日、作成名義人の表示及び押印等の形式的事項並びに管轄、作成名義人の資格、収入印紙の額、添付書類等を確認して、不備があった場合には、補正を促してください。

収入印紙や郵便切手について、来庁者が持参したとする額と確認した結果が異なる場合は、改めて提出者と相互に確認するなどして、後日疑義が生じないようにしてください。

- (イ) 準備書面等の立件手続を要しない書面において、担当部が書面上明らかなでない場合には、提出者から担当部を聴取し、付箋等により明らかにしてください。

ウ 受付

- (ア) 書類の第1ページ余白（通常は右下）に、受付印を押し、書面の取扱者を明らかにするため取扱者が認印を押してください（認印漏れがないよう注意してください。）。

- (イ) 収入印紙が貼付されている場合には、収入印紙等の付記印（別紙様式第5）を用いて必要事項を記入して押印し、書類と収入印紙の彩紋にかけて消印台を使用して消印器により鮮明に消印してください。ただし、消印する際は、本来貼付されているはおかしいもの（例えば、登録免許税用及び後見登記用として貼付（添付）されているもの（後記エ(イ)b）、県の収入証紙等）が貼付されていないか十分注意してください。貼付されている場合は、誤って消印しないよう、付箋等で注意喚起してください。

* 「附属書類」として記載のない文書

受付印と認印を押す必要があります。

- * 控訴趣意書及び上告（特別抗告，再抗告）申立書（刑事事件）
原本に受付時刻を記入してください。
- * 控訴趣意書及び事実取調請求書（証拠調請求書）（刑事事件）
謄本，写しの全てに受付印を押してください（認印は不要）。
- * 知財高裁宛てに提出された訴状写し（2部又は3部）


エ 収入印紙，郵便切手又ははがきが添付されている場合

添付されている収入印紙，郵便切手又ははがきに関し，提出者との間で何らかのやり取り等があった場合には，そのやり取り等を付箋又は引継メモ（別紙様式第6）により明らかにしてください。

(ア) 訴えの提起，控訴提起の手数料等，裁判所の手続費用として納める収入印紙¹⁴

- a 提出書類の余白又は手数料等納付書（別紙様式第7）に貼付させてください。
- b 提出者が任意に貼付しない場合には，当直員が手数料等納付書に貼付してください。
- c 貼付後，ウ(イ)記載の方法で消印し，付記印の貼付印紙欄に受領額を記載し，押印してください。

(イ) 登録免許税用及び後見登記用として添付された収入印紙

- a 付記印の備考欄等に受領額を記載して認印する。
- b 収入印紙を貼付及び消印せずに，封筒等に入れ，散逸防止のためにクリップ等で封をし，提出書類にクリップ等で添付してください。

(ウ) 郵便切手

¹⁴ 特別抗告(①)，許可抗告(②)，上告(③)，上告受理(④)の申立てで，当事者が収入印紙を貼付せずに提出した場合は，①又は③があるときは同書面に，①又は③がないときは②又は④の書面に，貼付させてください（③④は1通の書面で提出されることもあります。民訴規188条）。

- a 郵便切手は、まとめてクリップ等で留めてください。留める際には、郵便切手に傷が付かないように紙等でカバーしてください。
- b 予納郵便切手内訳表（別紙様式第 8）が印刷された封筒に入れ、内訳を記載して、散逸防止のためにクリップ等で封をし、提出書類にクリップ等で添付してください。
- c 付記印の所定の欄に受領額を記載し、押印してください。
- d 提出された郵便切手に損傷（①絵柄が欠けている、②「日本郵便」や「金額」部分に傷がある、③郵便切手同士がくっついているといったもの）がある場合には、損傷の状態を提出者に確認してもらい、当該損傷郵便切手を除いた郵便切手を受け入れるとともに、提出者に対し、当該損傷郵便切手を予納郵便切手として受け入れることができない旨を丁寧に説明して返却してください。

提出者が返却を拒んだときは、予納郵便切手としては受け入れられない旨を伝えた上で、当該損傷郵便切手を受け取り、付記印外に「受け入れた郵便切手のほか損傷郵便切手〇〇円分を保管 ㊟」と記載するとともに、当直主任者において、「損傷につき確認済 ㊟」と記載し、当該損傷郵便切手は予納郵便切手とは別の封筒に入れ、当該封筒に「損傷郵便切手」の記載をし、提出書類にクリップ等で添付してください。

受領した際のやり取りは、引継メモ等に記載してください。

(エ) はがき

付記印の備考欄又は手数料等納付書の予備欄（郵便切手額記載欄の下）に受領額を記載して、提出書類にクリップ等で添付してください。

オ 個人番号（マイナンバー）が記載された書類¹⁵

マイナンバーが記載された事件関係書類を提出された場合は、次のとおり対応してください。

¹⁵ マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写し等

(ア) 提出時、マイナンバーが記載された書類があると気付いた場合

- a 提出者に対し、当該書類が事件に必要なかを再考を促してください。当該書類が事件に必要な場合は、マイナンバーの記載のない書類の提出を促してください。¹⁵
- b 再考及び再提出のため、提出者が書類等の一部を持ち帰った場合は、当直員は付箋又は引継メモでその旨を明らかにしてください。
- c a の対応をしてもマイナンバーが記載された書類を提出する場合は、提出者に「マイナンバー提出用」封筒（別紙様式第 9）を渡し、提出者において当該文書を封入（糊付け）してもらった上で受領してください。
- d 当直員は封筒に提出先庁等を記載し、受付印を押した上、文書受付簿に所要事項を記載してください（文書の標題欄は、提出された他の文書の標題の他、「●●宛て親展文書」と記載してください。）。

(イ) 提出時に担当した当直員は気が付かなかったが、引継ぎを受けた当直員において、マイナンバーが記載された書類が提出されていることに気付いた場合

- a 当直員は、当該文書を「マイナンバー提出用」封筒に封入（糊付け）し、封筒に当該文書を受け付けた日の日付を記入してください。
- b 当直員は、文書受付簿の文書の標題欄に「●●宛て親展文書」と付記してください。

(2) 受領書等の交付

ア 事件関係書類

(ア) 書類の受取証の交付を求められたとき

- a 受領票（別紙様式第 10-1）に必要な事項を記入させ、記載事項を確認の上、受付印及び認印を押して交付するか、提出者が持参した書類の

¹⁵ その場でマイナンバー部分をマスキング処理させて提出させることはせずに、マイナンバー部分をマスキング処理した上で作成された書類の写しを提出するよう促してください。

控えの第 1 ページ余白に受付印を押してください。

b

c

d b の場合、その旨を付箋又は引継メモに記載して担当者に引き継ぐようにしてください。

(イ) 収入印紙及び郵便切手について、受取証の交付を求められた場合には、受領書（別紙様式第 10-2）を作成の上、交付してください（受領書には、職印ではなく、取扱者の認印を押します。）。

イ 訴状

(ア) 地裁又は簡裁宛ての訴提起証明書の交付申請があったとき

a 訴状の写しを添付した訴提起証明申請書（別紙様式第 10-3）正、副本各 1 通を提出させてください（正本には証明事項 1 個につき 150 円の収入印紙を貼付させる。）。

b 副本に証明書用紙（別紙様式第 10-4）を付して契印した上で証明し、請書（別紙様式第 10-5）と引替えに交付してください。¹⁸

¹⁷

¹⁸ 地裁、簡裁の区別をして令状事務室の職印を使用してください。

(イ) 高裁又は家裁宛ての訴提起証明書の交付申請があったとき

a 当直室には職印を備え置いていないため、証明書を交付できません。

b 直近の開庁日以降の交付になる旨説明し、申請書類（正本、副本、収入印紙）を受領してください。

(ウ) 書記官の発令を受けている者がいないとき

証明書の作成ができないので、(イ)bのとおりとしてください。

(3) 裁判部等への引継事項の整理

提出書類を受領した際のやり取りや提出文書の審査・受付の際に気付いた事項等（具体例は以下のとおり）については、付箋又は引継メモに記載し、当該提出書類とともに担当部署に引き継いでください。

ア 準備書面等の立件手続を要しない書面における担当部が書面上明らかでない場合に提出者から聴取した担当部（24ページの2(1)イ(イ)）

イ マイナンバーが記載された事件書類が提出された場合に、再考及び再提出のため、提出者が書類等の一部を持ち帰った際のやり取り（27ページの2(1)オ(ア)b）

ウ 添付すべき収入印紙や郵便切手がない、又はそれらについて損傷等があった場合等において、提出者とのやり取りがあったときにはその内容（25ページの2(1)エ）

エ 高裁宛ての身柄関係の請求書（36ページの第2の2(2)イ）

(ア) 保釈請求書から本案係属部が判明しない場合に提出者から聴取した係属部

(イ) 保釈面接を積極的に希望する旨を聴取した場合には、「面接希望あり」と記載する（面接希望の有無を請求者に確認する必要はない。）。

オ [redacted]
[redacted]（28ページの2(2)ア(ア)d）

カ [redacted]

(4) 処理

ア 各庁別に、更に、民事、刑事、知財、家事又は少年に分けて、それぞれの文書受付簿（別紙様式第4）に所要事項を記載してください（ただし、地裁刑事部又は簡裁刑事部宛ての書類は、第2の2(1)（35ページ）によってください。）。¹⁹

イ 受付文書に印紙又は郵便切手の添付がない場合は、文書受付簿の添付の印紙額欄、添付の郵券額欄に横線を引いてください。

ウ 提出者が封筒を持参していない場合は、当直室備え置き of 当該部署の宛先が記載されたクリアファイルを提出者に示し、提出者の面前で当該クリアファイルの中に書面を入れてください（クリアファイルに入りきらない場合は、当該書面とクリアファイルを一緒に輪ゴムでとめるなどしてください。）。

エ 受理した文書は、に入れて保管します。

オ 宛名が控訴裁判所（東京高等裁判所、知的財産高等裁判所、民事第一審が簡易裁判所の場合は地方裁判所）、上告裁判所（最高裁判所、民事第一審が簡易裁判所の場合は高等裁判所）等であっても、原裁判所（判決や決定を出した裁判所）の判決、決定等に対する不服申立書（控訴状、抗告状等）は、原裁判所の文書として扱ってください。

¹⁹ 所要事項を記載するに当たっては、文書受付簿に記載されている注意事項を必ず確認してください。

²⁰ 提出者が封かんした封筒を持参し、開封を拒んだ場合は、「文書の表題」欄には「封筒1通」と記載する（なお、23ページ参照）。

3 その他

(1) 口頭又は電話による通知，連絡，照会等

口頭又は電話で通知，連絡，照会等があったときは，必要に応じて聴取書（別紙様式第 11）にその旨を記載し，当直日誌とともに引き継いでください。

(2) 緊急を要する電信，電話又は文書等の取扱い

ア 緊急の処理を必要とすると思われる電信，電話，文書等を受け付けたときは，職制に応じて緊急連絡先（連絡先ファイル参照）に連絡を取り，その指示を受けてください。

イ 緊急を要する事件の受付等については，第 2 の 6（39 ページ以下）を参照してください。

第 2 事件関係書類の受付における留意点

1 民事事件関係

(1) 手数料、郵便切手関係

ア 訴え提起，控訴の提起等の申立て手数料の金額について照会を受けた場合には，備付けの手数料早見表及び同表記載の計算式を参照してください。

イ 訴えの提起，控訴の提起等の際の予納郵便切手の金額及び組合せについて照会を受けた場合には，別紙第 3 「予納郵便切手額一覧表」を参照してください。

ウ 申立て手数料の金額や郵便切手の金額及び組合せが不明の場合には，後日追納してもらいますので，その場で納付されなくても差支えはありません。

エ 訴状等の提出者が郵便料の現金納付を希望する場合には，事務机上に備え置かれている赤色バインダー「現金納付を希望されたら」を参照して対応してください。

(2) 控訴，抗告関係

ア 控訴状の受理

(ア) 控訴状の提出先は，原裁判所です（民訴法 286 条 1 項－控訴状の宛名は，控訴裁判所です。）。

(イ) 原裁判所の文書受付簿に登載してください。

(ウ) 控訴申立期間は教示しないでください（誤った教示をすると，トラブルになるおそれがあるため。）。

(エ) 東京地裁，東京家裁又は東京簡裁以外の裁判所に提出すべき控訴状を持参したとき

a 原裁判所以外に提出された控訴状は，却下されることがあるので，原裁判所に提出するように促してください。

b



イ 抗告状の受理

(ア) 抗告状の提出先は、原裁判所です（民訴法 286 条 1 項、331 条－抗告状の宛名は、抗告裁判所です。）。

(イ) 原裁判所の文書受付簿に登載してください。

(ウ) 抗告申立期間は教示しないでください（誤った教示をすると、トラブルになるおそれがあるため。）。

(エ) 東京地裁、東京家裁又は東京簡裁以外の裁判所に提出すべき抗告状を持参したとき

a 原裁判所以外に提出された抗告状は、却下されることがあるので、原裁判所に提出するように促してください。

b



ウ 執行抗告状の受理

(ア) 民事執行の手續に関する裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができますが（別紙第 4 「執行抗告ができる裁判の一覧表」参照）、執行抗告状の提出先は、原裁判所です（民事執行法 10 条 2 項－執行抗告状の宛名は、抗告裁判所です。）。執行抗告の理由書についても同様です（同条 3 項）。

(イ) 原裁判所の文書受付簿に登載してください。

(ウ) 抗告申立期間は教示しないでください（誤った教示をすると、トラブルになるおそれがあるため。）。

(エ) 東京地裁、東京家裁及び東京簡裁以外の裁判所に提出すべき執行抗告状を持参したとき

a 原裁判所以外に提出された執行抗告状は、却下されることがあるので、

原裁判所に提出するように促してください。

b



(3) 上告、上告受理、特別上告、特別抗告、許可抗告関係

ア 上告状、上告受理申立書、特別上告状、特別抗告状及び抗告許可申立書
(以下「上告状等」という。)

(ア) 提出先は、いずれも原裁判所です（民訴法 314 条 1 項、318 条 5 項、
327 条 2 項、336 条 3 項、337 条 6 項、313 条、286 条 1 項一
宛名は、「抗告許可申立書」は東京高裁又は知財高裁、それ以外は上訴裁
判所です。）。

(イ) 提出すべき上告状等の通数は、上告状等に上告等の理由が記載されてい
ない場合は、いずれも正本 1 通と相手方の数の副本です（民訴法 289 条
1 項、313 条、318 条 5 項、327 条 2 項、336 条 3 項、337 条
6 項参照）。

(ウ) 上告状等に上告等の理由が記載されている場合は、次のイと同様の通数
になります。

イ 提出すべき上告理由書、上告受理申立て理由書、特別上告理由書、特別抗
告理由書及び抗告許可申立て理由書の通数（民訴規 195 条、199 条 2 項、
204 条、208 条、209 条）

(ア) 上訴裁判所が最高裁判所の場合は、正本 1 通と相手方の数に 6 を加えた
数の副本です（例えば、相手方が 1 人のときは、正本 1 通、副本 7 通にな
ります。）。

(イ) 上訴裁判所が高等裁判所の場合は、正本 1 通と相手方の数に 4 を加えた
数の副本です。

2 刑事事件関係

(1) 地裁又は簡裁に提出する刑事事件関係書類

ア 令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」等のマニュアルに従って受付及びその後の事務処理に当たってください。

イ 閉庁日に令状事務担当職員が執務している間は同職員が処理することになっていますので、次の点に注意してください。

（ア）令状事務担当職員の勤務時間（午後 5 時まで）に、地裁又は簡裁宛ての刑事事件関係書類が持参されたときは、令状事務担当職員を夜間受付窓口まで呼び、令状事務担当者に受理してもらうようにしてください。²¹

（イ）令状事務担当職員の勤務時間が終了した後（午後 5 時以降）、地裁又は簡裁宛ての身柄に関する書類（勾留、保釈関係等）の提出があったときは、当直で処理するものを除いて、翌日が閉庁日の場合は令状事務担当職員（令状事務責任者）に、翌日が開庁日の場合は担当部署に書類等を引き継いでください（引継関係については、第 5（43 ページ以下）に記載してあります。）。

（ウ）特に、身柄関係に関する上申書（勾留請求却下を求める上申書等）の提出があった場合や、弁護人から勾留質問前に裁判官との面接を希望する旨の連絡があつて第 1 の 3(1)（31 ページ）に従って聴取書を作成した場合は、翌日の勾留処理等に必要ですので、必ず翌日の令状事務担当職員（令状事務責任者）又は担当部署に引き継いでください。

(2) 高裁宛ての身柄関係の請求書

地裁又は簡裁の処理と異なりますので、前記「令状事務の注意事項」等によることなく、次のとおり処理してください。

ア 請求があつたときは、請求書の余白に当直室備え付けの受付印及び認印を

押してください（令状事務室備え付けの受付印ではないことに注意してください。）。なお、令状事務室には刑事等雑事件簿を備え付けていないため、

イ 請求書に請求者の連絡先（電話番号）の記載がない場合は、請求書にその記載をしてもらうようにしてください。また、請求書から本案係属部が判明しない場合は、提出者から聴取し、係属部を記載した付箋等を付してください。

ウ 請求者から積極的に口頭で、裁判官と面接の希望がある旨聴取したときは（面接希望の有無を積極的に確認する必要はない。）、請求書に「面接希望あり」と記載した付箋等を付してください。

エ 高裁刑事の文書受付簿に所要事項を記載し、に入れて保管してください。

(3) 起訴状、訴因等変更請求、勾留請求、接見等禁止請求、勾留延長請求、国選弁護人選任請求書・資力申告書、不在・不受任通知書、勾留執行停止関係

ア 令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」及び「被疑者国選弁護人関係マニュアル【詳細版】」に従って受理してください。

イ 勾留請求書及び接見等禁止請求書については、受付印が異なることに注意をしてください（上記「令状事務の注意事項」第1の2の(3)を参照してください。）。

(4) 控訴（抗告）申立関係

※ 準抗告の申立てがあった場合は、「6 その他緊急を要する事件の受付等」の(3)（40ページ）を参照してください。

ア 控訴（抗告）申立書及びそれに付随する弁護人（付添人）選任届

(ア) 宛先は東京高裁になりますが、原裁判所に提出することになっています。

(イ) 原裁判所が東京地裁、東京家裁及び東京簡裁以外の裁判所に提出すべき
上記書類を持参したとき

a 原裁判所に提出するように促してください。

b

イ 控訴趣意書

東京高裁に提出することになっています。その受付手続は、第 1 の 2 (1)ウ (イ) (24 ページ以下) のとおりです。

ウ 控訴 (抗告) 申立期間は教示しないでください (誤った教示をすると、トラブルになるおそれがあるため。)。

(5) 上告 (特別抗告, 再抗告) 関係

ア 上告 (特別抗告, 再抗告) 申立書及びそれに付随する弁護人選任届又は付添人選任書

(ア) 宛先は最高裁になりますが、東京高裁に提出することになっています。

(イ) ただし、東京地裁がした準抗告の裁判に対する特別抗告の申立書の提出先は東京地裁になります。

イ 上告趣意書

最高裁に提出することになっています。

3 家事事件関係

(1) 手数料, 郵便切手関係

ア 家事審判又は家事調停の申立て手数料の金額と予納郵便切手の金額及び組合せについては、別紙第 3 の 3 の一覧表を参照してください。

イ 申立て手数料や予納郵便切手の金額等が不明の場合には、後日追納してもらいますので、その場で納付されなくても差支えはありません。

ウ 人事訴訟についても、イと同様です。

(2) 控訴, 抗告関係

第 2 の 1 (2) (32 ページ以下) に準じて処理してください。

4 少年事件関係

(1) 少年事件関係書類の受付

ア 閉庁日の午前9時30分から午後5時までの間は、観護措置等の少年事件関係の事務を処理するために、家裁に少年事件処理当直が置かれています。

イ アの間においては、家裁宛ての少年事件関係書類が持参されたときは、当直員は書類を受理せず、全て家裁の少年訟廷分室（XXXXXXXXXX）に電話連絡をした上、書類を持参した者に対し、家裁の夜間通用口（東京家裁・簡易裁判所合同庁舎内）に書類を持参し、インターホンで警備員を呼び出し、少年事件関係書類を持参した旨を伝えるよう指示してください（警備員が少年事件処理当直事務室に連絡し、当直担当者が夜間通用口に出向いて対応する。）。

ウ 事務室机上に家裁庁舎への案内図（別紙第５）を備え付けていますので、来庁者への案内の際にご利用してください。）。)

(2) 抗告の申立て

ア 決定の告知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、東京高裁宛ての抗告申立書（少年、その法定代理人又は付添人が、事件名、事件番号、少年の氏名及び抗告の趣意を記載）を原裁判所に提出することになっています（原裁判所が東京家裁のものが当直に持参された場合には、(1)のアに記載の時間を除き、当直で受理してください。）。

イ 抗告申立期間は教示しないでください（誤った教示をすると、トラブルになるおそれがあるため。）。

(3) 観護措置決定又は観護措置更新決定に対する異議の申立て

ア 異議申立ては、原裁判所宛ての異議申立書（少年、その法定代理人又は付添人が、事件名、事件番号、少年の氏名及び異議の趣意を記載）を原裁判所に提出することになっています（原裁判所が東京家裁のものが当直に持参された場合には、(1)のアに記載の時間を除き、当直で受理してください。）。

イ この異議申立ては、緊急を要するものであるため、6(6)(41ページ以下)に従って処理してください。

5 令状事務

(1) 令状事務については、令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」及び令状記載例等に従って処理してください。

(2) 当直における一般令状

ア 原則

東京地裁所属の裁判官が発付する場合でも、東京簡裁裁判官名義で発付します。

イ 例外

刑事当直執務資料につづられている「休日及び夜間における令状事務割当表（裁判官）」で△印の付された裁判官は、東京簡裁裁判官としては令状を発付できないので、東京地裁裁判官として令状処理をしてください。

(3) 当直日誌の「宿直裁判官令状処理件数」に所要事項を記載してください。

6 その他緊急を要する事件の受付等

(1) 東京地裁に対し、行政事件に係る執行停止、仮の義務付け、仮の差止め各申立事件、保全事件、人身保護事件又は配偶者暴力に関する保護命令（DV）事件の申立てがあった場合

申立書、訴状が提出されたことを、直ちに主任書記官（連絡先ファイル参照）に連絡し、その指示に従ってください。

(2) 緊急の場合の連絡先

次の申立てや事件の送付等があった場合には、次の者に直ちに連絡し、その指示に従ってください。

	東京地裁に対し，東京高裁宛ての申立てがあった場合の連絡先	東京高裁に左記の事件の送付又は申立てがあった場合の連絡先
ア (1)の執行停止申立事件等の決定に関する抗告	東京地裁主任書記官 (連絡先ファイル参照)	高裁民事訟廷管理官
イ 勾留に関する（保釈許可決定，保釈請求却下決定等）抗告	地裁刑事訟廷管理官	高裁刑事訟廷管理官
ウ 刑の執行猶予期間満了日が切迫している刑の執行猶予言渡取消決定に対する即時抗告（「切迫している」とは，取消決定をした担当部等からその旨が情報提供された場合に限る。）	地裁刑事訟廷管理官	高裁刑事訟廷管理官
エ 法廷等の秩序維持に関する法律による制裁決定（監置）に対する抗告	地裁刑事訟廷管理官	高裁刑事訟廷管理官

(3) 準抗告の申立てがあった場合 ((6)のオを除く。)

ア 令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」記載の「第4 準抗告申立て等の事務」に従って処理してください。

イ



(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法

律に基づき医療機関に入院している対象者について、入院先医療機関から同人が無断離院した旨の緊急連絡が入った場合は、以下の事項を聴取して、東京地裁刑事訟廷管理官又は東京地裁刑事訟廷副管理官（医療観察事件担当）に連絡してください。

ア 対象者の氏名

イ 担当部

ウ 折り返す相手方の連絡先（医療機関名、担当者の所属部署及び氏名、電話番号）

- (5) 東京家裁に対し、親権停止及び親権代行者の指定を求める審判前の保全処分並びに子の監護に関する審判前の保全処分（子の引渡しを内容とするもの等）の申立て又は問合せがあった場合

緊急連絡先（連絡先ファイル参照）の家裁家事訟廷管理官（連絡が取れない場合には、家事訟廷副管理官又は家事次席書記官）に直ちに連絡し、その指示に従ってください。

- (6) 東京家裁に対し、少年事件に関する以下の申立て又は問合せがあった場合

緊急連絡先（連絡先ファイル参照）の家裁少年訟廷管理官（連絡が取れない場合には、少年訟廷副管理官又は少年次席書記官）に直ちに連絡し、その指示に従ってください。

なお、緊急を要するかどうか判断できない申立て又は問合せがあった場合にも、同様に処理してください。

ア 観護措置決定又は観護措置更新決定に対する異議申立てがあった場合（窓口提出された場合だけでなく、郵便等で送付された封筒等の表書きに「観護措置異議申立書」等の記載があるなど異議申立てであることが明白な場合も含む。）

イ 司法警察員等から少年に対する緊急同行状の発付に関する問合せがあった場合

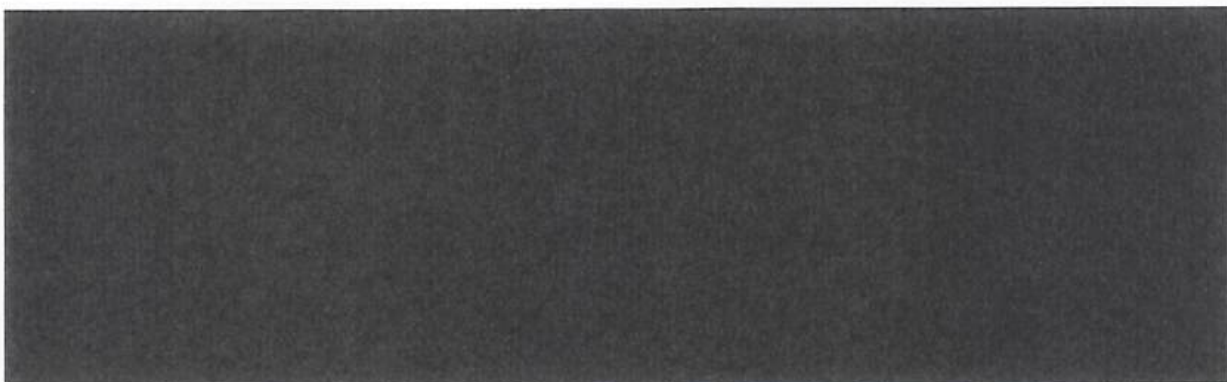
ウ 少年院又は少年鑑別所の長から連戻状の発付請求があった場合

エ 地方更生保護委員会又は保護観察所長から引致状の発付請求があった場合
(引致状の請求は、家裁だけでなく、地裁又は簡裁にもできることになっている。)

オ 原裁判所が東京家裁の準抗告(「みなし勾留」に対する準抗告)の申立てがあった場合

第3 当直勤務時に障害者が当直窓口に書面を提出しようと来庁した場合の対応

- 1 障害者が来庁した場合、ガードマンから当直室にその旨の連絡が入ります。自家用車等で来庁した場合は庁舎東玄関門扉前に駐車させ、徒歩の場合は別紙第6の第一南門のガードマンボックス付近で障害者を待機させる旨指示をしてください。



- 4 障害者対応を行った場合又は障害者から障害を理由とした合理的配慮の申出があった場合は、その対応や申出があった合理的配慮の内容によっては、後日、当直主任者に報告票を作成していただくことがあります。当直日誌の特記事項欄に対応した旨を記載してください(報告票書式は別途、担当部署から送付されます。))。
- 5 障害者が当直員の対応に苦情を述べた場合は、当直日誌の特記事項にその旨を記載してください。
- 6 相談窓口を問われた場合には、東京高裁総務課を案内し、対面、電話などの方法により連絡するよう案内してください【代表電話03-3581-5411】。

第4 当直日誌の書き方（日誌記載例－別紙様式第1）

- 1 当直日誌は、当直ごとにページを改めて使用してください。
- 2 当直の日付、曜日を記載し、日・宿直の別を○印で囲んでください。
- 3 当直員は、当直員欄に所属と氏名を記載し、認印を押してください。
- 4 特に報告すべき事項又は次の当直員に引き継ぐ注意事項等があるときは、特記事項欄に記載してください。
- 5 令状関係以外の受付文書について、[REDACTED]の通数、書留郵便の通数及び保管袋の数、普通郵便の保管袋の数、レターパックの通数、ゆうパック（緑、青の合計）及び宅配便の個数等を当直日誌の別紙となる「受付文書確認表」の各庁別の欄に記載してください。

また、郵便物（宅配便）あるいは、窓口提出書類があるにも関わらず、受付文書確認表を作成しないままにすることや、同確認表に記載すべき郵便物の通数、保管袋の数、窓口提出書類の件数の記載漏れがないよう注意してください。

第5 当直文書の引継ぎ

- 1 刑事事件関係書類以外の文書等（郵便物、窓口への提出書類、[REDACTED]、当直日誌及び文書受付簿）

(1) 当直が継続しない場合

別紙第8のとおり、各主管課の職員が受領に来ます。

(2) 次の当直員に引き継ぐ場合

ア 引継ぎの方法

(ア) 窓口への提出書類及び[REDACTED]

次の当直員との間で件数、通数等を照合確認して、引継ぎを行います。

(イ) [REDACTED]以外の郵便物

次の当直員との間で保管袋の数だけを確認して、引継ぎを行います（保管袋の中の文書の通数を確認する必要はありません。）。

(ウ) 次の当直員は、前の当直員がそれ以前の当直員から引継ぎを受けた分についても、通数、保管袋の数等を照合確認してください。

イ 引継ぎが終了したときは、次の当直主任者は、令状関係の書類を除く全ての書類を引き継いだことを確認する趣旨で、当直日誌の「当直主任者文書引継欄」に日付を記載し、日・宿直の別を○印で囲み、認印を押してください（※当直日誌記載例－別紙様式第1参照）。

(3) 当直員から令状事務担当職員への引継ぎ

「当直引継書」に記入の上、現物と照合しながら口頭で引継ぎを行ってください。

2 刑事事件関係書類及び帳簿

第2の2（35ページ以下）に従って処理した上で、以下のとおり引き継いでください。

(1) 令状事務担当職員（日直者）から引継ぎ（閉庁日の午後5時）を受ける場合
当直日誌の「公判請求等」，「勾留請求等」欄の記載の当該請求種類の通数を確認し，「当直主任者文書引継欄」に認印して引継ぎを受けます。

(2) 宿直員から担当部署への引継ぎ

当直日誌の「公判請求等」，「勾留請求等」欄の各受理件数及び合計を記載します。別紙第9の「引継先」欄記載の部署から書類の受領に来ますので，「引継印」欄に確認の印を押して引き継ぎます。

(3) 当直員から令状事務担当職員への引継ぎ

「当直引継書」に記載の上，現物と照合しながら口頭で引継ぎを行ってください。

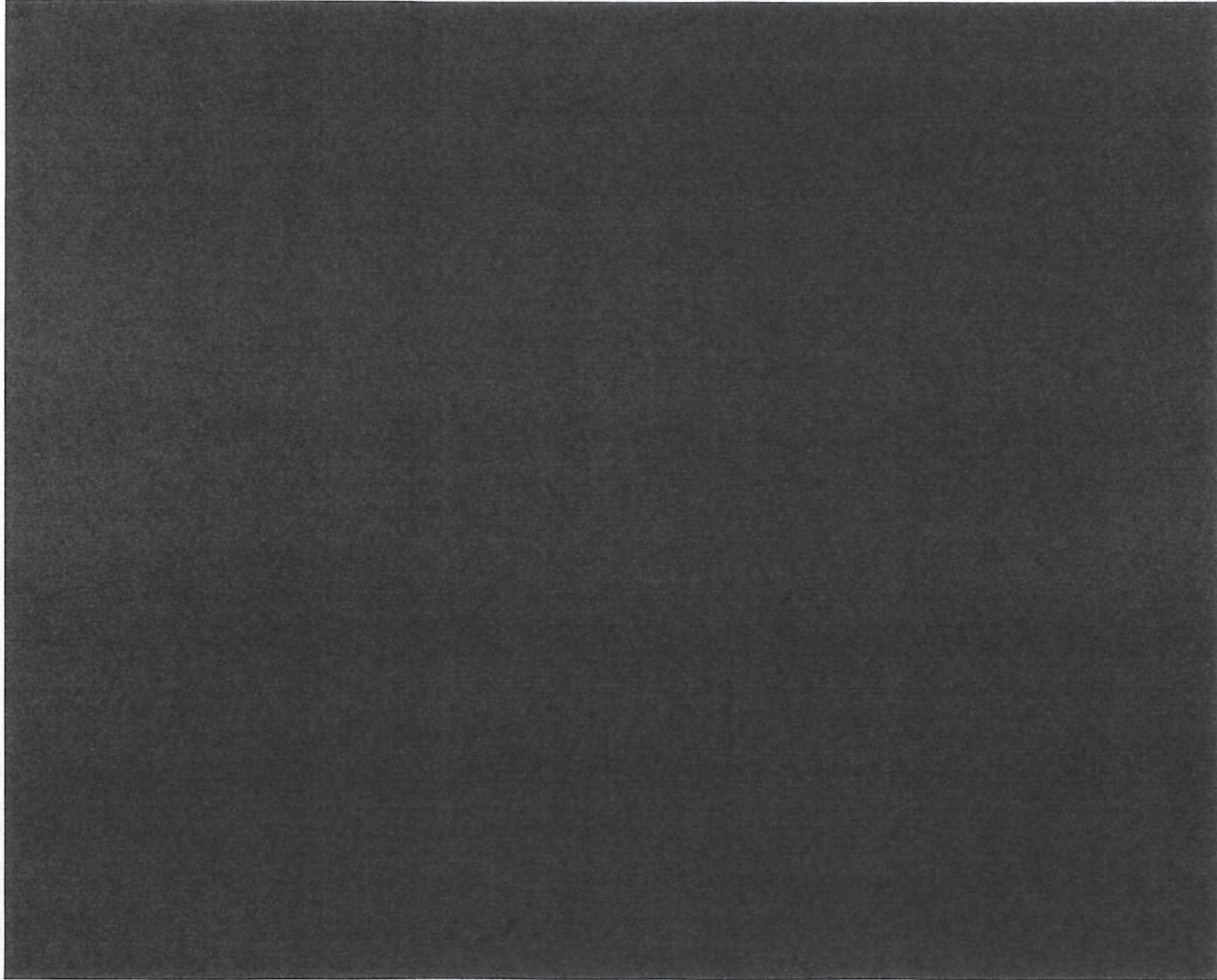
(4) F A Xの確認

F A Xに送付されている文書がないか確認します。送付されている文書があれば，担当者等に確実に引継ぎをしてください。

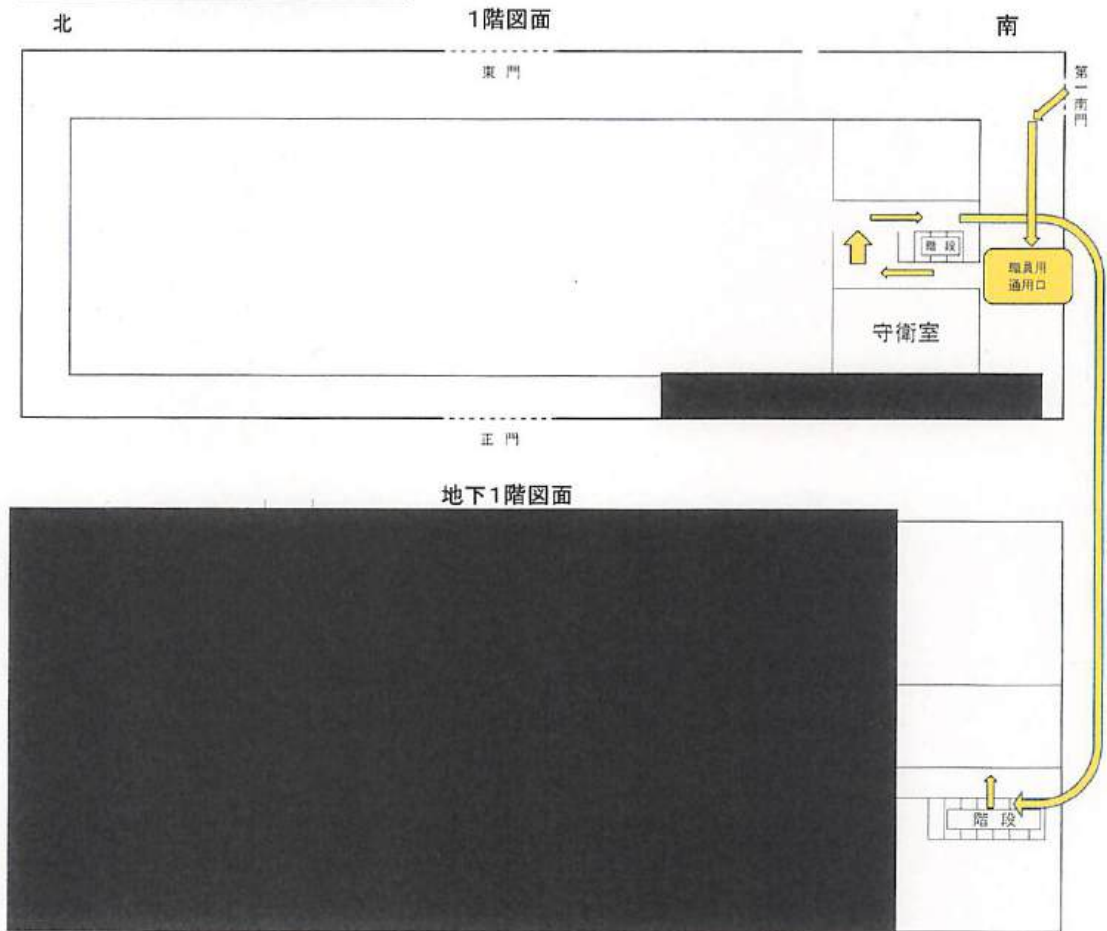
第 6 [REDACTED] が提出された場合

係属中の刑事事件で [REDACTED] のあったものについて、[REDACTED] の提出があったときは、[REDACTED] をした当該部・室の主任書記官（連絡が取れない場合は当該裁判所の刑事訟廷管理官）及び [REDACTED]（いずれも連絡先ファイル参照）に連絡し、指示を受けてください。

当直勤務職員の勤務時間の早見表(イメージ図)



合同庁舎1階・地下1階平面図



当直室平面図



(令和元年10月1日郵便料金改定によるもの)

予 納 郵 便 切 手 額 一 覧 表													
東京高等裁判所民事訴訟廷事件係													
事件の種類 予納額	控 訴		抗 告						上告提起 上告受理申立て 特別上告提起		特別抗告提起 抗告許可申立て (相手方なし)		高裁第一審 再審
			一 般 (相手方なし)		民 事 執 行 借 地 非 訟		家 事						
総 額	6,000円		2,400円		4,500円		3,500円		5,600円		2,200円		控訴に同じ
内 訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	8枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	2枚	
	100円	10枚	84円	2枚	84円	4枚	100円	3枚	210円	10枚	210円	1枚	
	84円	5枚	50円	2枚	20円	4枚	84円	6枚	100円	6枚	100円	2枚	
	50円	4枚	20円	3枚	10円	4枚	20円	20枚	84円	6枚	84円	5枚	
	20円	10枚	10円	5枚	5円	6枚	10円	20枚	20円	8枚	20円	10枚	
	10円	10枚	5円	3枚	2円	3枚	5円	12枚	10円	15枚	10円	10枚	
	5円	10枚	1円	7枚	1円	8枚	2円	12枚	5円	12枚	5円	11枚	
	2円	10枚					1円	12枚	2円	3枚	1円	15枚	
	1円	10枚							1円	20枚			
備 考	当事者1名増すごとに1,089円2組追加 ◎附帯控訴について 相手方1名の場合 1,145円2組 〔内訳〕 500円 4枚 84円 2枚 20円 2枚 10円 4枚 5円 6枚 1円12枚 1名増すごとに 1,145円追加		当事者1名増すごとに上記の「一般」の組合せ(2,400円分)を1組追加 ◎再抗告について 上記のほかに当事者1名につき1,089円追加 ◎DV事件については家事抗告の例による						当事者1名増すごとに計2,310円追加 〔内訳〕 500円 2枚 210円 2枚 100円 5枚 84円 4枚 10円 3枚 5円 2枚 1円14枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起, 抗告許可申立ての両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立てのそれぞれに必要		

(令和元年10月1日郵便料金改定によるもの)

予 納 郵 便 切 手 額 一 覧 表

知的財産高等裁判所訟廷事件係

事件の種別 予納額	控 審決取消訴訟 再 審	抗 告 (相手方なし)	上告提起 上告受理申立て 特別上告提起	特別抗告提起 抗告許可申立て (相手方なし)
総 額	6,000円	2,400円	5,600円	2,200円
内 訳	500円 8枚	500円 4枚	500円 4枚	500円 2枚
	100円 10枚	84円 2枚	210円 10枚	210円 1枚
	84円 5枚	50円 2枚	100円 6枚	100円 2枚
	50円 4枚	20円 3枚	84円 6枚	84円 5枚
	20円 10枚	10円 5枚	20円 8枚	20円 10枚
	10円 10枚	5円 3枚	10円 15枚	10円 10枚
	5円 10枚	1円 7枚	5円 12枚	5円 11枚
	2円 10枚		2円 3枚	1円 15枚
	1円 10枚		1円 20枚	
備 考	当事者1名増すごとに1,089円2組追加 ◎附帯控訴について 相手方1名の場合 1,145円2組 〔内訳〕 500円 4枚 84円 2枚 20円 2枚 10円 4枚 5円 6枚 1円12枚 1名増すごとに 1,145円追加	当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 ◎再抗告について 上記のほかに当事者1名につき 1,089円追加	当事者1名増すごとに計2,310円追加 〔内訳〕 500円 2枚 210円 2枚 100円 5枚 84円 4枚 10円 3枚 5円 2枚 1円14枚	当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起, 抗告許可申立ての両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立てのそれぞれに必要

予 納 郵 便 切 手 一 覧 表

東京地方裁判所

事件 の 種別	通常訴訟				控訴 (一審簡裁)				抗告 (原審簡裁, 相手なし)				破 産				再 生				仮差押・仮処分						民事執行				執行取消					
													同時廃止事 件・即日面 接事件・管 財事件		管財事件 (債権者申 立事件・本 人申立事 件)		通常再生		個人再生		不動産		債権		動産		不動産		債権		不動産		債権			
予納額																	2,493円		3,137円		1,099円		94円		3,495円				総額及び内 訳について は、民事執行 センターに照 会してくださ い。							
総 額	6,000円				4,800円				2,400円				4,200円				6,000円				1,895円				2,493円		3,137円				1,099円		94円		3,495円	
内 訳	500円	8枚	500円	8枚	500円	4枚	210円	8枚	500円	4枚	320円	1枚	120円	2枚	500円	4枚	500円	5枚	500円	2枚	84円	1枚	500円	5枚	529円	2組	94円×債務 者の数									
	100円	10枚	100円	2枚	84円	2枚	84円	29枚	100円	15枚	290円	2枚	84円	10枚	290円	1枚	290円	1枚	84円	1枚	10円	1枚	100円	4枚												
	84円	5枚	84円	2枚	50円	2枚	10円	6枚	84円	25枚	100円	1枚	20円	20枚	84円	1枚	140円	1枚	10円	1枚		84円	5枚													
	50円	4枚	50円	4枚	20円	3枚	2円	10枚	50円	4枚	84円	10枚	10円	13枚	50円	1枚	84円	2枚	5円	1枚		20円	5枚													
	20円	10枚	20円	7枚	10円	5枚	1円	4枚	10円	15枚	10円	5枚	1円	10枚	20円	2枚	10円	2枚				10円	5枚													
	10円	10枚	10円	5枚	5円	3枚			5円	5枚	1円	5枚	84円3組(郵 送申立ての場 合は4組)		10円	1枚	5円	3枚				5円	3枚													
	5円	10枚	5円	4枚	1円	7枚			2円	10枚				5円	3枚	2円	2枚				2円	5枚														
	2円	10枚	2円	6枚					1円	5枚			120円×再生 債権者数×2 組		2円	2枚																				
	1円	10枚	1円	10枚																																
備 考	当事者1名増すごとに1,089円2組(合計2,178円)追加 (内訳 500円4枚+84円2枚+5円2枚) (ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)				当事者1名増すごとに上記の組み合わせ2,400円分を1組追加 (ただし、抗告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)												ただし、債務者が1名増すごとに1,099円1組追加 第三債務者が1名増すごとに1,394円追加 (500円2枚+290円1枚+50円1枚+20円2枚+5円2枚+2円2枚)				ただし、債務者が1名増すごとに1,099円1組追加 第三債務者が1名増すごとに2,038円追加 (500円3枚+290円1枚+140円1枚+84円1枚+10円1枚+5円2枚+2円2枚)				ただし、債務者が1名増すごとに1,099円1組追加				ただし、債務者が1名増すごとに1,239円1組追加 (500円2枚+100円1枚+84円1枚+20円2枚+10円1枚+5円1枚) 第三債務者が1名(送達場所ごとに1名として計算)増すごとに1,942円追加 (500円3枚+100円2枚+84円2枚+20円2枚+10円2枚+5円2枚+2円+2枚)				ただし、嘱託登記所が2箇所以上のときは、嘱託登記所の数の倍数			

予納郵便切手一覧表（令和元年10月版）

審判（家事法別表第一関係）

事件種別	内 訳		合計額
	種類	枚数	
失踪宣告 失踪宣告取消	500円 × 2		3270円
	100円 × 5		
	84円 × 20		
	10円 × 5		
	5円 × 5		
	2円 × 5		
特別養子縁組	1円 × 5		3584円
	500円 × 4		
	100円 × 1		
	84円 × 16		
	10円 × 10		
	5円 × 5		
死後離婚 戸籍訂正	2円 × 5		1564円
	500円 × 2		
	84円 × 5		
	10円 × 5		
氏の変更 (子の氏変更を除く、戸籍法107条)	5円 × 2		1376円
	500円 × 2		
	84円 × 4		
	10円 × 3		
就籍 遺言執行者選任 養子縁組	5円 × 2		940円
	夫婦共同申立ての場合は500円×2枚、84円×1枚、5円×1枚を追加		
	84円 × 10		
子の氏の変更 (子1人につき)	10円 × 10		282円
	84円 × 3		
名の変更 相続放棄・期間伸長 相続の限定承認(相続人1人につき) 遺留分放棄 性別の取扱いの変更 扶養義務の設定(保護者選任)	10円 × 3		376円
	84円 × 4		
	10円 × 4		
特別代理人選任(子の利益相反)			920円
	84円 × 10		
遺言書の検認	10円 × 5		2000円
	1通の申立書で複数の子について特別代理人の選任を求める場合には、84円×(子の数×10枚)、10円×8枚で可。		
遺言書の検認	84円 × (申立人+相続人の数×2)		2000円
	10円 × (申立人+相続人の数)		
推定相続人後継 遺言執行者解任	申立人兼相続人は申立人としてカウントする。 相続人の数には、受遺者も含む。		2012円
親権喪失、親権停止 児童福祉法28条事件 児童福祉法33条事件	500円 × 2		3320円
	100円 × 2		
	84円 × 8		
	10円 × 10		
	5円 × 5		
	2円 × 5		
	1円 × 5		
その他の別表第一の事件	500円 × 4		3320円
	100円 × 2		
	84円 × 10		
	50円 × 2		
	10円 × 15		
	5円 × 4		
その他の別表第一の事件	1円 × 10		836円
	84円 × 9		
	10円 × 8		

審判（家事法別表第二関係）

事件種別	内 訳		合計額
	種類	枚数	
年金分割 子の監護者の指定 子の引渡し	500円 × 4		3320円
	100円 × 2		
	84円 × 10		
	50円 × 2		
	10円 × 15		
	5円 × 4		
	1円 × 10		
その他の別表第二の事件	1通の申立書で「子の監護者の指定」と「子の引渡し」を求める場合には、上記3320円で可。		1022円
	100円 × 2		
	84円 × 8		
	10円 × 14		
	1円 × 10		

審判（後見関係）

事件種別	内 訳		合計額
	種類	枚数	
保佐・補助の開始	500円 × 4		4210円
	100円 × 5		
	84円 × 15		
	63円 × 4		
	20円 × 5		
	10円 × 7		
	5円 × 4		
後見開始 任意後見監督人選任 未成年後見人選任	1円 × 8		3270円
	500円 × 3		
	100円 × 5		

審判（財産管理関係）

事件種別	内 訳		合計額
	種類	枚数	
不在者財産管理人選任	100円 × 5		2000円
	84円 × 15		
	10円 × 20		
	2円 × 10		
	1円 × 20		
相続財産管理人選任	100円 × 2		992円
	84円 × 5		
	10円 × 10		
権限外行為許可 報酬付与 相続人推定の公告	2円 × 10		84円
	84円 × 1 (※)		
	84円 × 3		
特別縁故者に対する相続財産分与	84円 × 3		2792円
	500円 × 4		
	84円 × 8		
	10円 × 10		
	1円 × 20		
管理人選任処分取消し	84円 × 1		84円

(※)審判書に添付する契約書や図面の分量に応じて、84円、140円が必要になる場合がある。

調停（遺産分割）

内 訳	種類 × 枚数	合計額
調停（遺産分割）	500円 × 10	3310円
	84円 × 10	
	50円 × 20	
	20円 × 10	
	10円 × 20	
	5円 × 10	
	2円 × 10	
	100円 × 2	
	84円 × 8	
	10円 × 14	
調停（遺産分割以外）	1円 × 10	1022円
	500円 × 4	
	100円 × 2	
	84円 × 10	
	50円 × 2	

調停（遺産分割以外）

内 訳	種類 × 枚数	合計額
調停（遺産分割以外）	500円 × 4	313円
	100円 × 2	
	84円 × 10	
	50円 × 2	
	10円 × 15	
	5円 × 4	
	1円 × 10	
	500円 × 4	
	100円 × 2	
	84円 × 10	
人事訴訟、通常訴訟(請求異議等)	100円 × 1	6000円
	84円 × 2	
	10円 × 4	
	5円 × 10	
	2円 × 10	

人事訴訟、通常訴訟(請求異議等)

内 訳	種類 × 枚数	合計額
人事訴訟、通常訴訟(請求異議等)	500円 × 8	2178円
	100円 × 10	
	84円 × 5	
	50円 × 4	
	20円 × 10	
	10円 × 10	
	5円 × 10	
	2円 × 10	
	1円 × 10	
	500円 × 4	
控 訴	84円 × 2	2178円
	500円 × 4	
	100円 × 10	

控 訴

内 訳	種類 × 枚数	合計額
控 訴	500円 × 8	6000円
	100円 × 10	
	84円 × 5	
	50円 × 4	
	20円 × 10	
	10円 × 10	
	5円 × 10	
	2円 × 10	
	1円 × 10	
	500円 × 4	
家事抗告	84円 × 2	2400円
	500円 × 4	
	100円 × 10	
	84円 × 5	
	50円 × 3	

審判前の保全処分

内 訳	種類 × 枚数	合計額
審判前の保全処分	500円 × 4	3320円
	100円 × 2	
	84円 × 10	
	50円 × 2	
	10円 × 15	
	5円 × 4	
	1円 × 10	
	500円 × 4	

間接強制

内 訳	種類 × 枚数	合計額
間接強制	500円 × 4	3320円
	100円 × 2	
	84円 × 10	
	50円 × 2	
	10円 × 15	
	5円 × 4	
	1円 × 10	
	500円 × 4	

家事抗告

内 訳	種類 × 枚数	合計額
家事抗告	500円 × 4	3500円
	100円 × 2	
	84円 × 6	
	20円 × 20	
	10円 × 20	
	5円 × 12	
	2円 × 12	
	1円 × 12	

家事抗告

内 訳	種類 × 枚数	合計額
家事抗告	500円 × 4	2400円
	84円 × 2	
	50円 × 2	
	20円 × 3	
	10円 × 5	
	5円 × 3	
	1円 × 7	
	500円 × 4	

家事抗告

内 訳	種類 × 枚数	合計額
家事抗告	500円 × 4	2400円
	84円 × 2	
	50円 × 2	
	20円 × 3	
	10円 × 5	
	5円 × 3	
	1円 × 7	
	500円 × 4	

家事抗告

内 訳	種類 × 枚数	合計額
家事抗告	500円 × 4	2400円
	84円 × 2	
	50円 × 2	
	20円 × 3	
	10円 × 5	
	5円 × 3	
	1円 × 7	
	500円 × 4	

(令和元年9月24日実施)

郵便切手一覧表 (東京簡易裁判所)

裁判等を申し立てる際に、当事者の呼出しなどに使用するための郵便切手を納めていただく必要があります。納めていただく郵便切手の額及び内訳は、次のとおりです。これは、東京簡易裁判所の取扱いであり、納めていただく郵便切手の額及び内訳は、裁判所によって異なりますので、申立てをされる裁判所へお問合せください。

手続進行後、郵便切手が不足する場合は追加納付を求めることがあります。また、手続終了後、未使用の郵便切手がある場合は返還します。

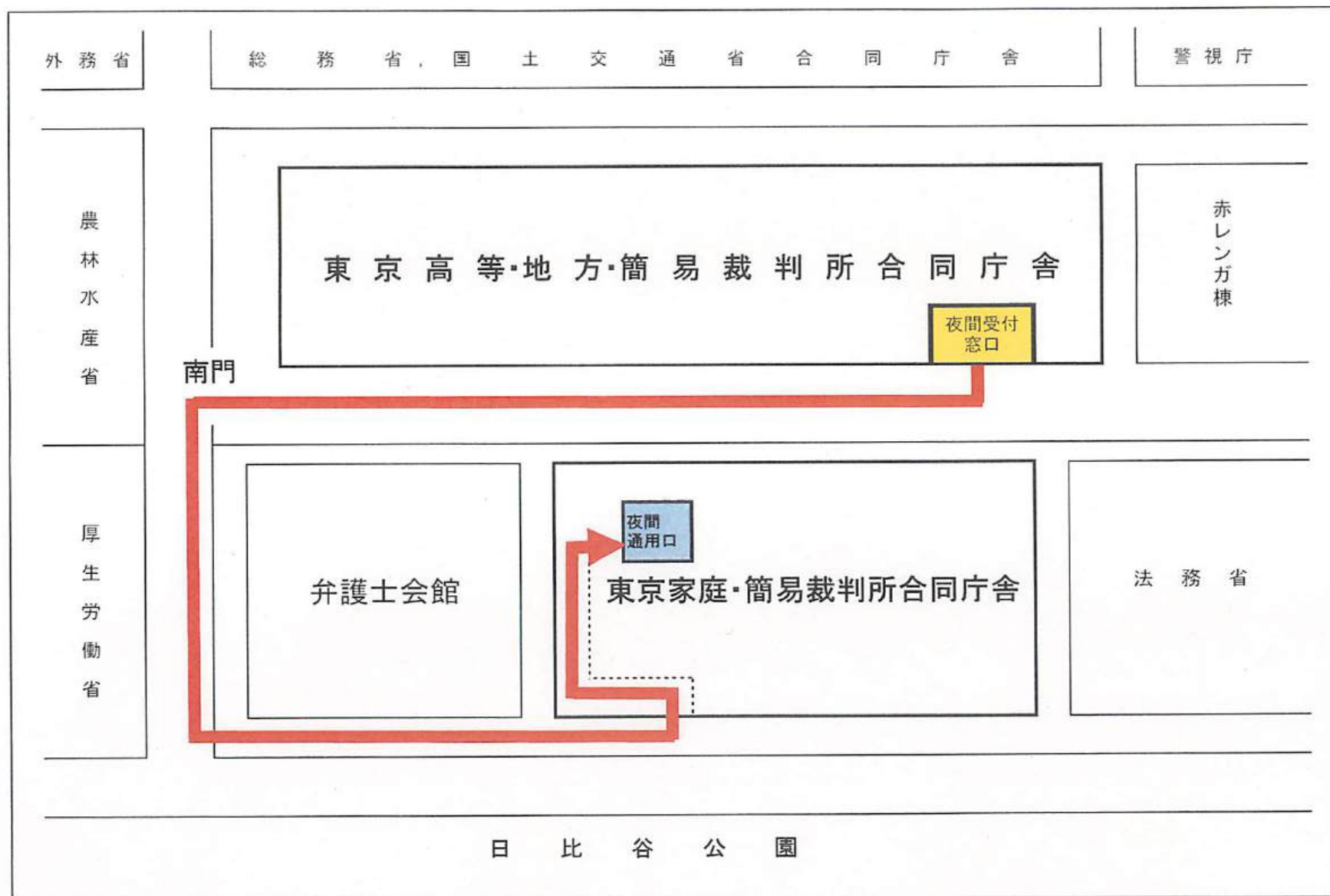
	通常訴訟		少額訴訟		控 訴 (一審簡裁)		抗 告 (原審簡裁)		調 停		訴え提起前 の和解	公示催告		支払督促		意思表示の 公示送達				
									一 般	特定調停										
切手合計	5830円		5200円		4800円		2400円		2600円		430円		645円		2197円		1245円		1048円	
内 訳	500円	8枚	500円	5枚	500円	8枚	500円	4枚	500円	2枚			500円	1枚	500円	2枚	500円	2枚	500円	2枚
	100円	8枚	100円	10枚	100円	2枚			100円	10枚					320円	2枚	100円	2枚		
	84円	5枚	84円	10枚	84円	2枚	84円	2枚	84円	5枚	84円	5枚			120円	2枚				
	50円	5枚	50円	10枚	50円	4枚	50円	2枚					50円	2枚	94円	1枚				
	20円	10枚	20円	10枚	20円	7枚	20円	3枚					20円	2枚	84円	2枚				
	10円	10枚	10円	10枚	10円	5枚	10円	5枚	10円	14枚	10円	1枚			10円	5枚	10円	4枚	10円	3枚
	5円	8枚	5円	10枚	5円	4枚	5円	3枚	5円	2枚			5円	1枚	5円	1枚	5円	1枚	5円	2枚
	2円	10枚	2円	5枚	2円	6枚			2円	10枚									2円	4枚
					1円	10枚	1円	7枚	1円	10枚										
備 考	ただし、当事者 1名増すごとに 2378円分追加		ただし、当事者 1名増すごとに 2500円分追加		ただし、当事者 1名増すごとに 2178円分追加		ただし、当事者 1名増すごとに上 記の組み合わせ 2400円分追加		ただし、当事者 1名増すごとに 1228円分追加		ただし、当事者 1名増すごとに 430円分追加	和解調書正本 の双方への特別 送達が必要な場 合は2198円分 追加				ただし、当事者 1名増すごとに 1125円分追加				
	内 訳 500円 4枚 100円 2枚 84円 2枚 5円 2枚		内 訳 500円 4枚 100円 2枚 50円 4枚 20円 2枚 10円 4枚 5円 4枚		内 訳 500円 4枚 84円 2枚 5円 2枚 ただし、控訴人 が複数であって も、共通の代理人 がいる場合は、加 える必要はありません。		ただし、抗告人 が複数であって も、共通する代理 人がある場合は、 加える必要はあり ません。		内 訳 500円 1枚 100円 5枚 84円 2枚 10円 5枚 5円 2枚		内 訳は上と同じ		内 訳 500円 4枚 84円 2枚 10円 2枚 5円 2枚				内 訳 500円 2枚 100円 1枚 10円 2枚 5円 1枚 ※ なお、官製は がきを債務者数 分用意し、宛名に 債権者の住所、 氏名を記入してく ださい。			

執行抗告ができる裁判の一覧表

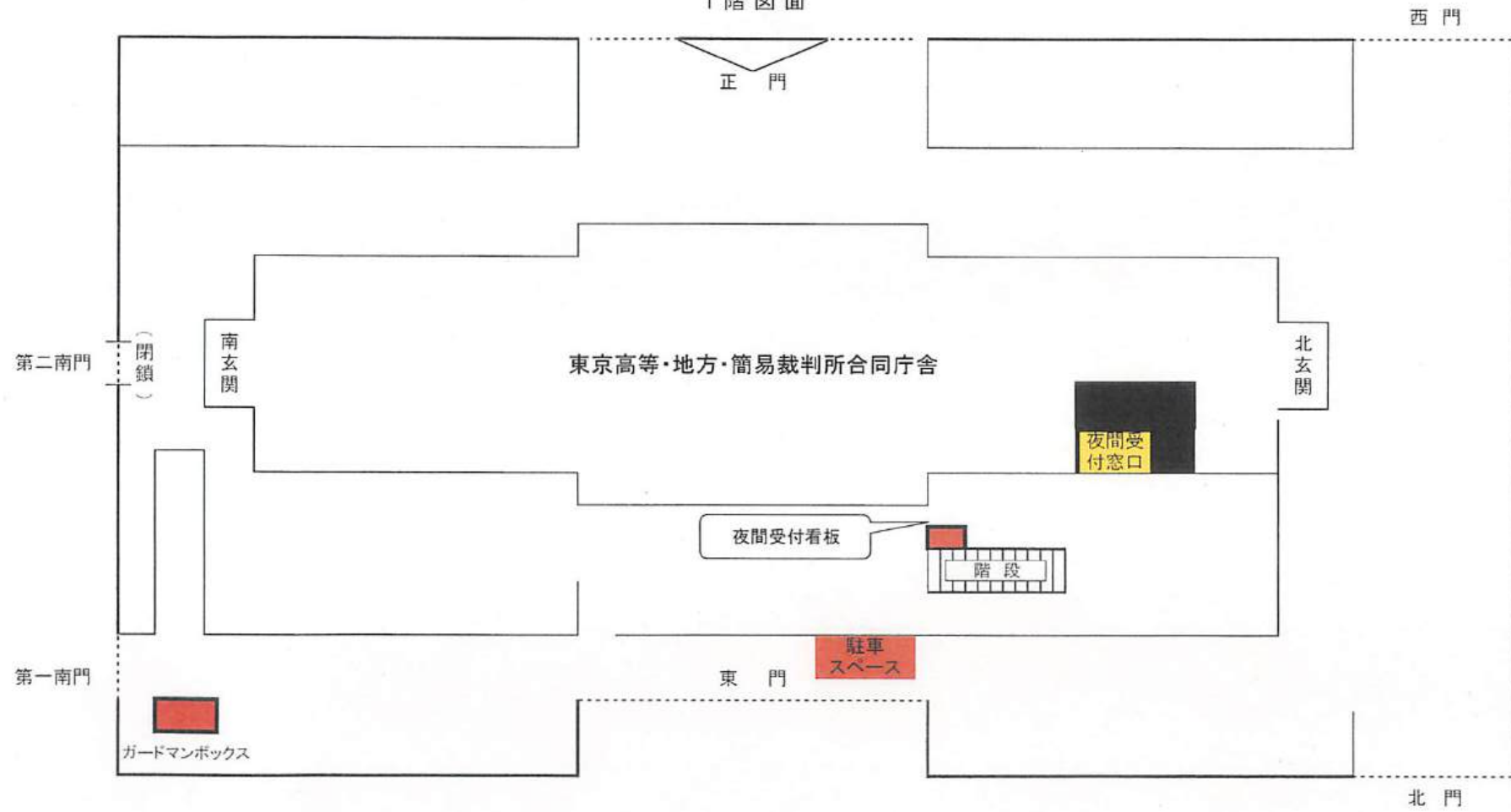
裁判の 根拠条文		決定の内容	執行抗告を認める 根拠条文		確定により効力が 発生するもの	
条	項		条	項	条	項
10	V	執行抗告却下決定	10	VIII		
12	I	民事執行の手續の取消決定、民事執行の手續を取り消す 執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁判、 執行官に民事執行の手續の取消しを命ずる決定	12	I	○	12 II
14	IV	費用不納による申立却下決定	14	V		
42	VI	執行費用額等確定処分に対する異議申立てについての決	42	VII	○	42 VIII
	IX	執行費用額等確定処分の更正処分に対する異議申立てに についての決定	42	VII	○	42 VIII
45	III	強制競売の申立て却下の裁判	45	III		
47	VI	続行申立て却下決定	51	II		
55	I V	売却のための保全処分の申立てについての裁判等	55	VI	○(Vの み)	55 VII
68の2	I III	買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立 てについての裁判等	68の2	IV	○	68の2 IV
69		売却の許可・不許可の決定	74	I	○	74 V
75	I	不動産が損傷した場合の売却許可決定の取消しの申立て についての決定	75	II	○	75 III
77	I	最高価買受申出人等のための保全処分の申立てについて の裁判等	55	VI	○	55 VI
83	I	引渡命令の申立てについての裁判	83	IV	○	83 V
93	II	強制管理の開始決定	93	V		
97	I II	建物使用の許可等の申立てについての決定	97	III		
98	I II	収益等の分与等の申立てについての決定	98	II		
101	I	管理人の報酬等の決定	101	II		
105	II	配当要求却下の裁判	105	II		
111		強制管理の続行申立て却下決定	111			
116	I	保管人の選任申立てについての決定	116	III		
117	I	保証の提供による船舶強制競売の手續の取消しの申立て 却下の裁判	117	III		
118	I	航行許可の申立てについての裁判	118	II	○	118 III
127	I	差押物の引渡命令の申立てについての裁判	127	III		
132	I II	差押禁止財産の差押えの許可等(範囲の変更)の申立ての 却下等の決定	132	IV		
145	I	差押命令の申立てについての裁判	145	V		
153	I II	差押命令の取消し(範囲の変更)の申立ての却下決定	153	IV		
154	I	配当要求却下の裁判	154	III		
159	I	転付命令の申立てについての決定	159	IV	○	159 V
161	I	譲渡命令等の申立てについての決定	161	III	○	161 IV
167の5	III	少額訴訟債権執行の差押処分の申立てについての裁判所 書記官の処分に対する執行異議申立てについての裁判	167の5	IV		
167の6	III	少額訴訟債権執行の費用の予納を命ずる裁判所書記官の 処分に対する執行異議申立却下決定	167の6	IV		
167の8	I II	少額訴訟債権執行の差押命令の取消し(範囲の変更)申立 ての却下決定	167の8	III		
167の9	III	少額訴訟債権執行の配当要求を却下する旨の裁判所書記 官の処分に対する執行異議の申立却下決定	167の9	IV		
167の10	I	少額訴訟債権執行の転付命令等を求めるための債権執行 手續移行申立ての却下決定	167の10	V		
167の15	I	扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の申立て についての裁判	167の15	VI		
167の15	III	同上の変更を求める申立てについての裁判	167の15	VI		
170	I	目的物を第三者が占有する場合の引渡請求権の差押命令 の申立てについての決定	170	II		
171	I	作為又は不作為の強制執行の申立てについての裁判	171	V		
	IV	費用前払の申立てについての裁判	171	V		
172	I	間接強制の申立てについての裁判	172	V		
	II	同上の変更を求める申立てについての裁判	172	V		
187	I II	担保不動産競売の開始決定前の保全処分の申立てについ ての裁判	55	VI	○	55 VI
188		担保不動産収益執行の開始決定	93	V		
190	II	動産を目的とする担保権の実行としての競売の開始を許可 する決定	190	V		
197	I II	財産開示手續実施決定	197	V		
200	I	財産開示手續の陳述義務の一部免除を許可する裁判	200	II		

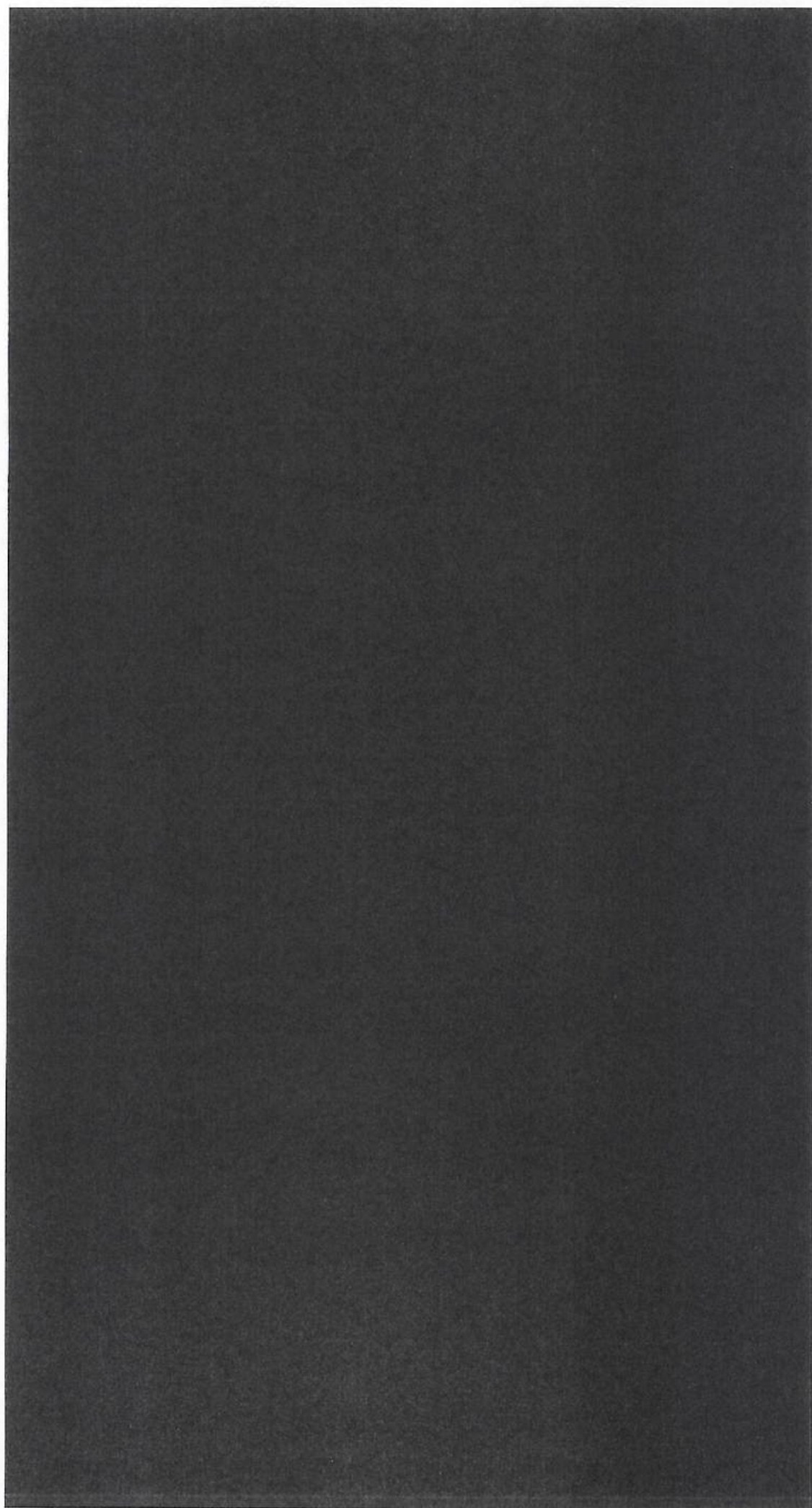
(注)1 裁判の根拠条文が準用されている場合の執行抗告を除く。

2 167条の5,6,8,9及び10の裁判に対する執行抗告状のあて先は地方裁判所である。



1 階 図 面





当直受付文書等の引継ぎについて

当直受付文書等は、午前8時30分頃までに、それぞれの主管課の職員が受領に来ますので、文書等を確認の上、引き継いでください。

1 高裁宛て文書

- | | | |
|----------------------|---|----------------------------|
| (1) 民事事件関係文書 | } | 高裁総務課文書第一係 (内線 [REDACTED]) |
| (2) 刑事事件関係文書 | | |
| (3) 郵便物及び(1)(2)以外の文書 | | |

2 地裁宛て文書

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| (1) 民事事件関係文書 | 民事訟廷庶務第一・事件係 (内線 [REDACTED]) |
| (2) 郵便物及び(1)(3)以外の文書 | 地裁総務課文書第一係 (内線 [REDACTED]) |
| (3) 刑事事件関係文書 (令状事務室備付けの「令状事務の注意事項」参照) | |
| ① 勾留等請求書 | } 刑事第14部
(内線 [REDACTED]) |
| ② 令状, 保釈 (第1回前), 被疑者国選関係文書 | |
| ③ 起訴状等, 保釈関係, 準抗告関係 | 刑事訟廷事件係 (内線 [REDACTED]) |
| ④ 事件関係文書 (①～③を除く。) | 地裁総務課文書第一係 (内線 [REDACTED]) |

3 家裁宛て文書

- | | | |
|----------------------|---|--------------------------|
| (1) 家事事件関係文書 | } | 家裁総務課文書係 (内線 [REDACTED]) |
| (2) 少年事件関係文書 | | |
| (3) 郵便物及び(1)(2)以外の文書 | | |

4 簡裁宛て文書

- | | | |
|----------------------|---|--------------------------------|
| (1) 民事事件関係文書 | } | 簡裁事務部第一課文書係
(内線 [REDACTED]) |
| (2) 郵便物及び(1)(3)以外の文書 | | |
| (3) 刑事事件関係文書 | | |
| ① 起訴状 | } | 簡裁刑事訟廷事件係
(内線 [REDACTED]) |
| ② 令状請求書謄本 (写し) 等 | | |
| ③ 事件関係文書 | | |

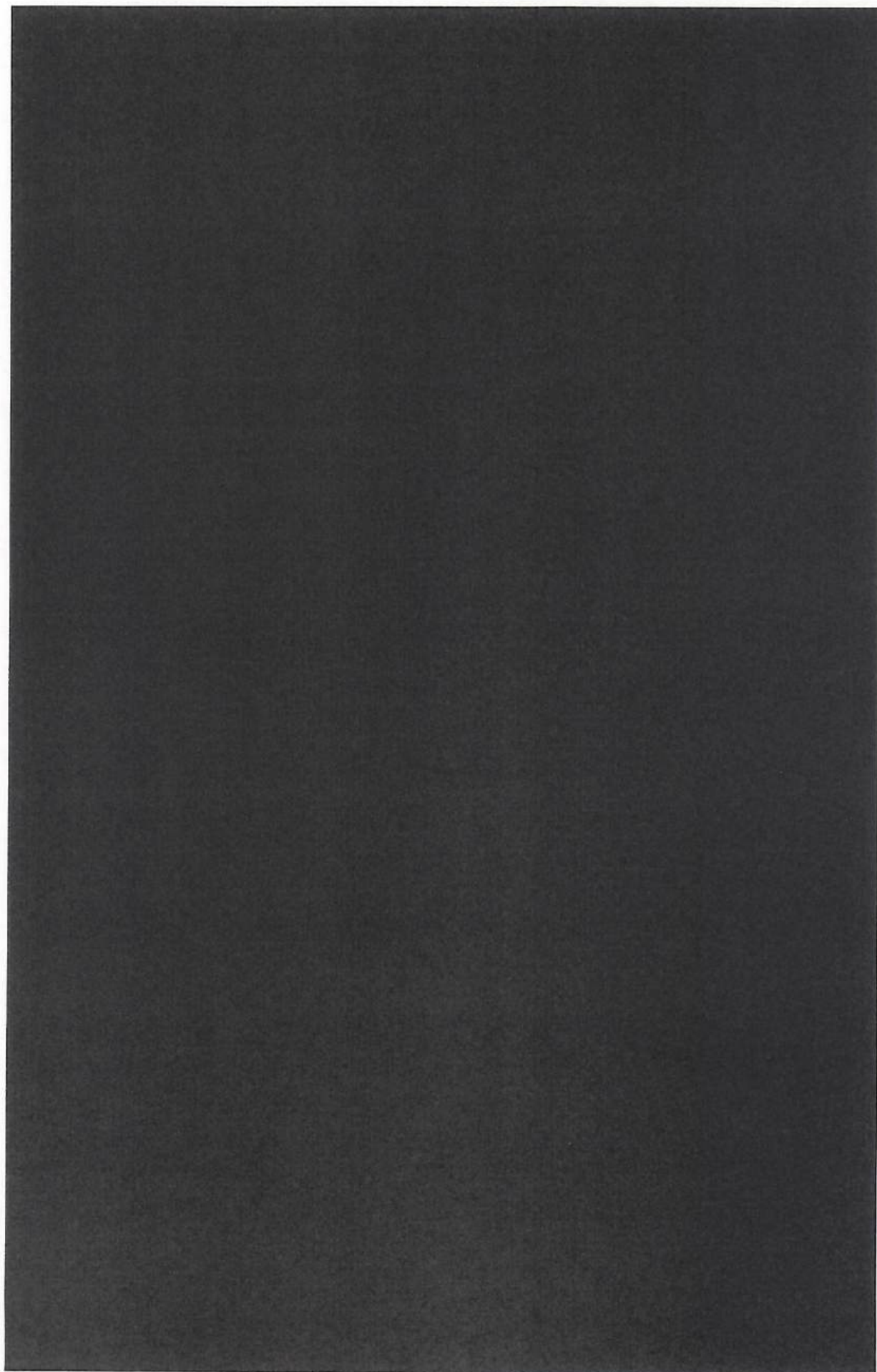
引 継 先	帳簿等（当該帳簿に登載された請求書の写しを含む。）
地裁 刑 事 第 1 4 部	1 前日が開庁日の場合 ① 地裁令状請求事件簿 ② 事件関係送付簿（庁外用） ③ 上訴申立書等記録簿 ④ XXXXXXXXXX ⑤ XXXXXXXXXX 2 前日が閉庁日の場合 ・ 1 の①～⑤の諸帳簿等 ⑥ 上訴申立書等記録簿（被疑者国選用） ⑦ 当直主任者から令状事務責任者に引き継ぐボックス ⑧ 事件関係送付簿（勾留通知） ⑨ 事件関係送付簿 （通訳料請求書，通訳人旅費日当請求書） ⑩ 不受任通知書綴 ⑪ 勾留請求通付票綴（A棟） ⑫ 勾留請求通付票綴（B棟）
刑事訟廷 事 件 係 同 庶 務 係	・ XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ・ 令状請求事件簿（地裁） ・ 書類ホルダー ・ 刑事雑事件簿 ・ 事件関係送付簿（事件係用） ・ 地裁名で発付した令状の謄本 （ホルダーに入れたまま） ・ 書類箱（⑧庶務） ・ 当直日誌写し（2部） ・ 刑事当直執務資料 ・ 令状点検票（専用のホルダーに入れる。） ・ XXXXXXXXXX 5枚（缶ケースに入れる。） ・ 職印（地裁，簡裁） ・ 台車
簡裁	刑事訟廷 事 件 係 ① 令状請求事件簿（簡裁） ② 事件関係送付簿 ③ 簡裁に請求された令状の謄本（撤回，却下を含む。） ④ 書類箱 ⑤ 返還された令状（墨田庁舎刑事第5室で発付したものを含む。） ⑥ 「起訴状保管用」ホルダー ⑦ 「正式裁判請求書」ホルダー

【高裁】

(別紙様式第1)

【地裁】

記載例



受付文書確認表

※ 全ての郵便物等の表面の余白に、受付日付印を押してください(受付時刻の記入、認印は不要です。)

※ 郵便物は、様々な種類があり大量に配達されますので、種類の仕分けや通数に誤りがないよう、十分に注意してください。

※ 受付文書確認表は、鉛筆書きのまま引用しないでください。

令和 年 月 日(曜日)日直 宿直

取扱方法と保管場所	種 類	配達便	高裁			地裁			家裁			簡裁		
			通数	小計	袋	通数	小計	袋	通数	小計	袋	通数	小計	袋
郵便物等	(文書受付簿記載)	AM												
		PM												
	書留扱い ・通数を数える ・各庁ごとの保管袋	書留、簡易書留、特別送達、特定記録、配達証明(書留郵便物票記載分)	AM											
		PM												
	ゆうパケット 高裁:橙 地裁:緑 簡裁:茶 家裁:黄	AM												
		PM												
		AM												
		PM												
		AM												
	電報													
	EMS(国際スピード郵便)													
	合計													
	普通郵便扱い ・通数は数えない ・各庁ごとの保管袋	普通郵便、速達郵便、メール便(メール便は配達時間が異なるので、各庁ごとの普通郵便の袋にまとめても、別袋でも結構です。)												
	へ直接 ・通数を数える (ゆうパック、宅配は個数)	AM												
		PM												
AM														
PM														
AM														
PM														
その他 ・通数を数える ・各庁ごとの保管袋	上記「種類」欄にない郵便物等													
備考欄	・料金不足の郵便物 100円未満・・・①通数と②不足額を記載してください。 100円以上・・・①裁判費・下級庁費の別と②支払額を記載してください。 ・上記各欄にも通数を計上してください。													
窓口提出書類	窓口提出書類の受付及び処理は、当直執務要領第1の2(23ページ以下)参照	民事事件関係文書												
		刑事事件関係文書												
		知財事件関係文書												
		その他の文書												

別添様式第1の別紙

(別紙様式第2) (当直受付日付印)



(別紙様式第3) (荷札)

月 日

日・宿

普通・書留

(別紙様式第5) (付記印)

当 直 受 付			
貼付印紙			円
郵便切手			円
備考			認印

文書受付簿

記載例		令和●年●月●日(●)		日直・宿直					
受付時刻	名あて人	差出人	事件番号	表題	添付の 印紙額	添付の 郵券額	受領印		
18:30	最高裁 東京高裁 3民	控訴人代理人○○○	●年(ネ)●●号	(正1通, 副1通, 写通)	—	—			
21:30	最高裁 東京高裁 民	○○○○	●年(ネ)●●号	(正1通, 副1通, 写通)	224,000	5,600			
22:00	最高裁 東京高裁 民	○○○○	●年(ネ)●●号	上告状	—	—			
5:00	最高裁 東京高裁 1民	○○○○	●年(ネ)●●号	(正1通, 副1通, 写通)	600	2,130			
:	最高裁 東京高裁 民		年()	号 (正通, 副通, 写通)					
:	最高裁 東京高裁 民		年()	号 (正通, 副通, 写通)					
:	最高裁 東京高裁 民		年()	号 (正通, 副通, 写通)					
:	最高裁 東京高裁 民		年()	号 (正通, 副通, 写通)					

- ※ 受付時刻は24時制で記載してください。
- ※ 受付文書の原本に受付印及び認印を押してください。
- ※ 当直日誌の「受付文書確認表」にも提出された書類の件数を記載してください。

文書受付簿

記載例		令和●年●月●日(●)		日直・宿直					
受付時刻	名あて人	差出人	事件番号表題			添付の 印紙額	添付の 郵券額	受領印	
21:30	最高裁 ・ 東京高裁 1刑	弁護人 ○○○○	●年(う)	●●号	(原本 1通, 謄本 1通, 写 3通)	—	—		
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()		号 (原本 通, 謄本 通, 写 通)				
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()	号	(原本 通, 謄本 通, 写 通)				
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()	号	(原本 通, 謄本 通, 写 通)				
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()	号	(原本 通, 謄本 通, 写 通)				
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()	号	(原本 通, 謄本 通, 写 通)				
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()	号	(原本 通, 謄本 通, 写 通)				
:	最高裁 ・ 東京高裁 刑		年()	号	(原本 通, 謄本 通, 写 通)				

控訴趣意書, 上告(特別抗告, 再抗告)申立書の原本には, 受付時刻も記入してください。

控訴趣意書, 事実取調請求書(証拠調請求書)は, 原本, 謄本, 写しのすべてに受付印を押してください。

- * 受付時刻は24時制で記載してください。
- * 受付文書の原本に受付印及び認印を押してください。
- * 控訴趣意書及び事実取調請求書(証拠調請求書)の提出があったときは, 原本, 謄本, 写しのすべてに受付印を押してください。
- * 控訴趣意書及び上告(特別抗告, 再抗告)申立書の原本には, 受付時刻も記入してください。
- * 控訴趣意書は, 控と略して可
- * 当直日誌の「受付文書確認表」にも提出された書類の件数を記載してください。

(別紙様式第4)

文書受付簿

記載例		令和●年●月●日(●)		日直・宿直					
受付時刻	名あて人	差出人	事件番号	表題	添付の 印紙額	添付の 郵券額	受領印		
18:30	最高裁 ・ 知財高裁 1部	控訴人代理人○○○	●年(不)	●●号	(正 1 通, 副 1 通, 写 通)	—	—		
5:00	最高裁 ・ 知財高裁 部	○○○○	年()	号	(正 1 通, 副 通, 写 3 通)	13,000	6,000		
			年()	号	(正 通, 副 通, 写 通)				
	知財高裁 部								
	最高裁 ・ 知財高裁 部		年()	号	(正 通, 副 通, 写 通)				
	最高裁 ・ 知財高裁 部		年()	号	(正 通, 副 通, 写 通)				
	最高裁 ・ 知財高裁 部		年()	号	(正 通, 副 通, 写 通)				
	最高裁 ・ 知財高裁 部		年()	号	(正 通, 副 通, 写 通)				

宿直が継続している間は、日付をまたいだ場合も文書受理簿は継続して記入してください。

受付印を押した文書に、添付書類が明記されている場合には、添付書類の文書受付簿への記載及び受付印の押印は必要ありません。

- ※ 受付時刻は24時制で記載してください。
- ※ 受付文書の原本に受付印及び認印を押してください。
- ※ 知財高裁宛ての訴状と共に提出された訴状写し(2部又は3部)には受付印を押さないでください。
- ※ 当直日誌の「受付文書確認表」にも提出された書類の件数を記載してください。

文書受付簿

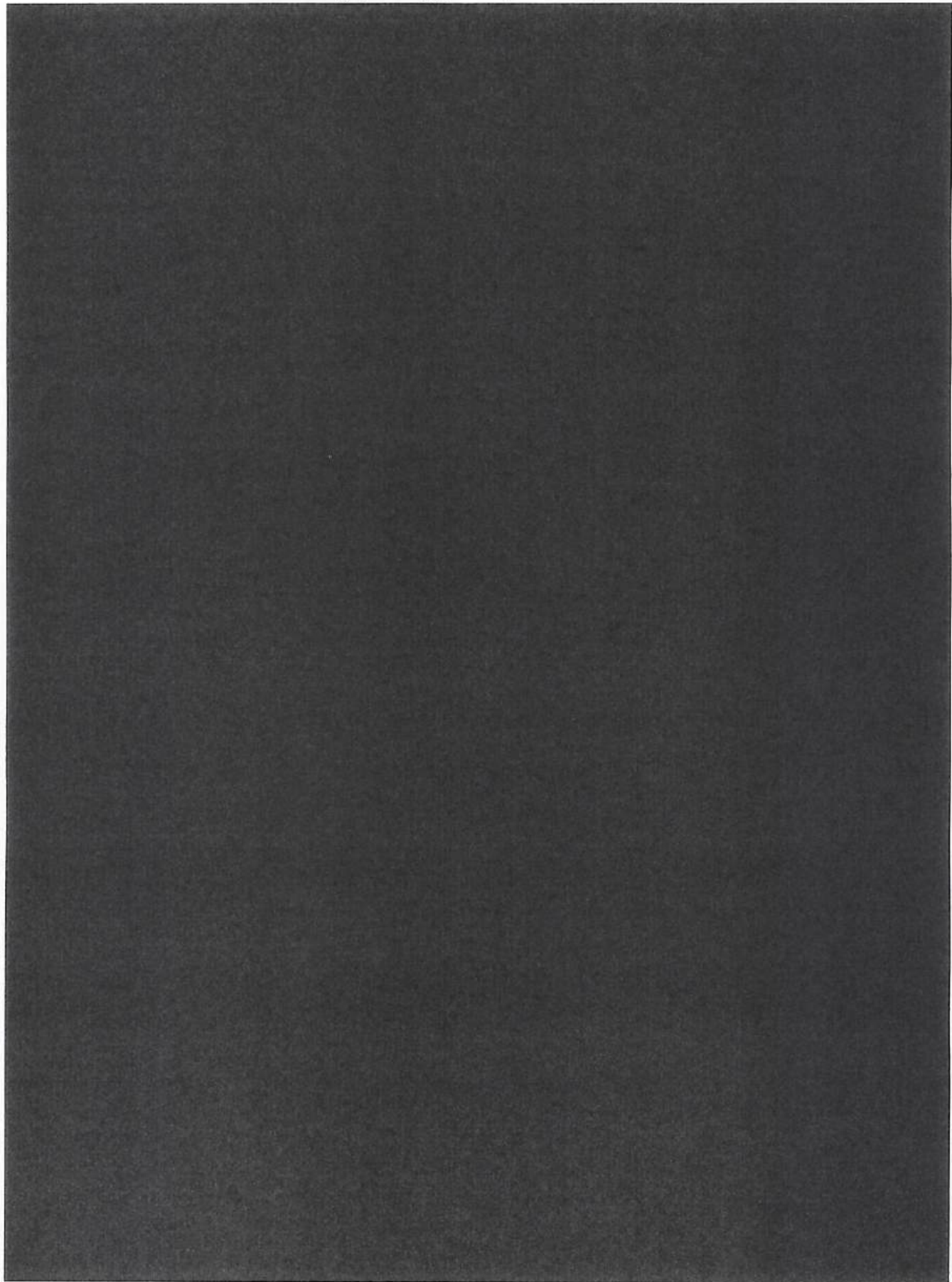
記載例		令和●年●月●日(●)		日直・宿直		
受付時刻	名あて人	差出人	文書番号 文書 の 表 題	添付の 印紙額	添付の 郵便額	受領印
22:00	●●●●	△△△△	××××××××	—	—	
23:00	●●●●	□□□□	■■■■ (〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇-〇)	—	—	
:						
:						
:						
:						
:						
:						

- * 時刻は24時制で記載してください。
- * 当直日誌の「受付文書確認表」にも提出された書類の件数を記載してください。

(別紙様式第6)

※ 用済み後、直ちに廃棄する。

引 継 メ モ

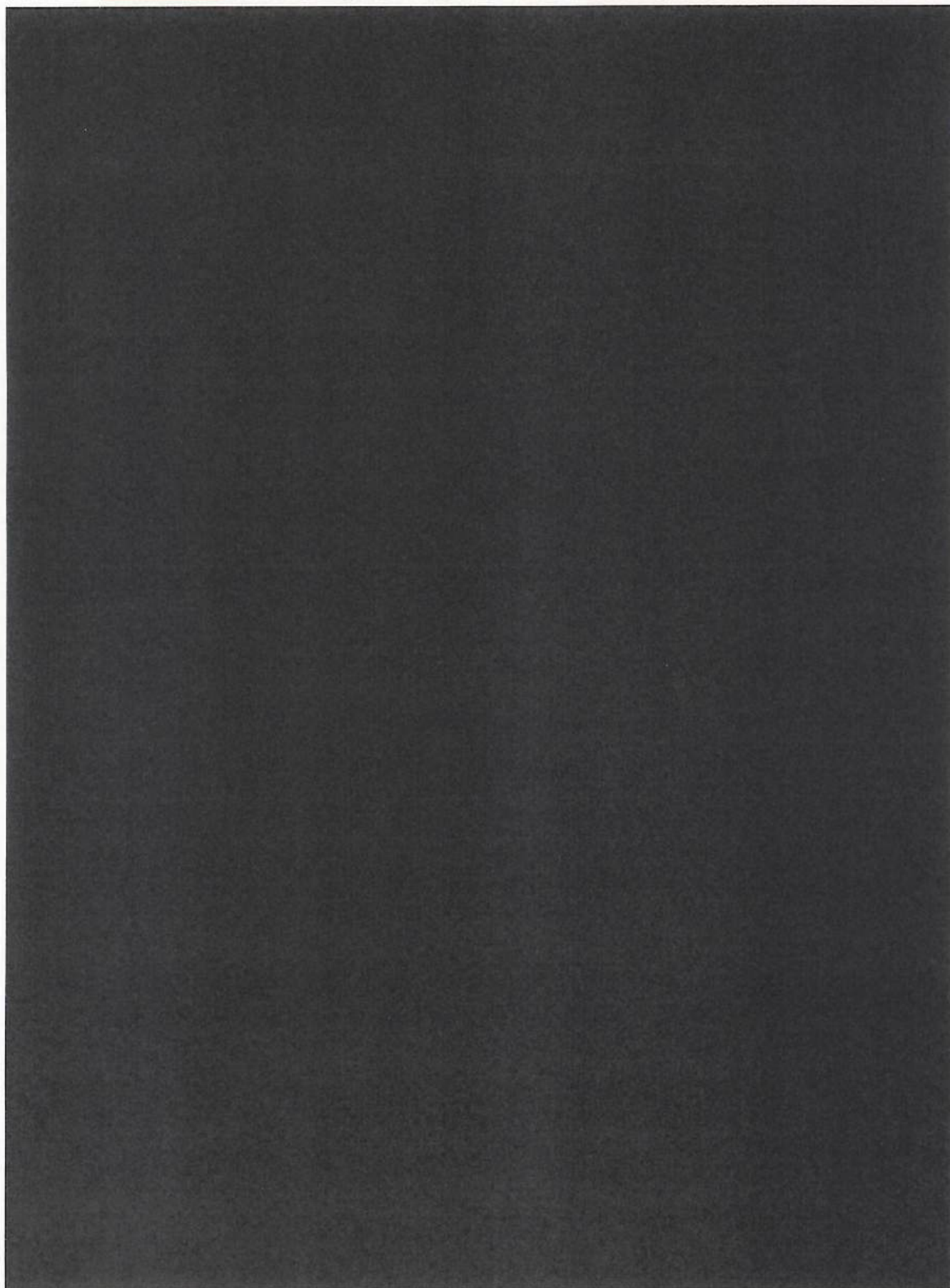


(別紙様式第6)

※ 用済み後、直ちに廃棄する。

記載例

引 継 メ モ



平成・令和 年 () 第 号	受 付 印
手 数 料 等 納 付 書	
東京 裁判所第 民事部 御中	
☐ 手数料 (収入印紙) 円 ☐ 円	
令和 年 月 日	
☐ 控訴人 ☐ 代理人 ☐ 抗告人 ☐ 申立人 (印)	
	はり付け印紙 円
	郵便切手 円
	円
	☐ 窓口 ☐ 郵便 認印
収 入 印 紙 は り 付 け 欄	
※ 1 ここには、収入印紙 だけをはり付けること。 2 納付者は、はり付けた 収入印紙 を消印しないこと。	

- (注) 1 納付者は、太線枠の中だけ記入してください。
 なお、用紙が足りないときは、白紙にはり付け契印してください。
- 2 郵便等で収入印紙だけが送付されてきたときは、裁判所書記官等は、この納付書に収入印紙だけをはり付けた上で、太線枠内の「事件番号」及び「納付者の資格・氏名」を記入する。
- 3 この納付書は、納付の対象となる書面の次にとじ込む。

(当直受付用) 予納郵便切手内訳表

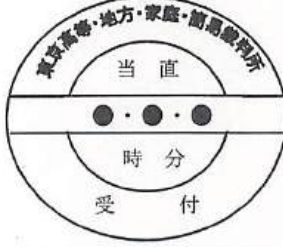
提出者

円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
円切手	枚	円分
計		円分

※封筒の裏面に内訳と合計金額を記載する。

記載例

マイナンバー提出用封筒

①提出先の庁	高裁・地裁・家裁・簡裁
②部署	民事・刑事・知財・家事・少年
③受付日	受付印欄 
	令和 年 月 日
④事件番号	平成・令和 ●● 年(●)第●●●号

◎マイナンバーが記載された事件関係書類が提出された場合に、この封筒を使用します。
(当直執務要領26ページ以下参照)

※ 提出先の庁(①)及び部署(②)に○を付けてください。

※ ③に受付印を押すか、日付を記入してください。

※ ④に事件番号を記載してください。

受 領 票

書類の表題		受付日付印
当事者又は 被告人氏名		
事件の表示	平成・令和 年（ ）第 号	
作成者の訴訟上 の資格及び氏名		
		係員認印
裁判所の表示		

- ※ 上欄の記入は、書類を提出する者がする。
※ 係員認印欄に取扱者が押印する。

受 領 書

予納者

殿

収 入 印 紙

予納郵便切手

円分を受領しました。

令和 年 月 日

東京

裁判所

印

訴 提 起 証 明 申 請 書

原 告

被 告

上記当事者間の

請求事件につき、別紙訴状によ

り、令和 年 月 日訴えを提起したことを証明されたく申請いたし
ます。

令 和 年 月 日

原 告

印

東京 地方 裁判所 御 中
簡 易

前記を証明する。

令和 年 月 日

東京地方
簡易裁判所

裁判所書記官

請 書

1 訴 提 起 証 明 書

通

令 和 年 月 日

原 告

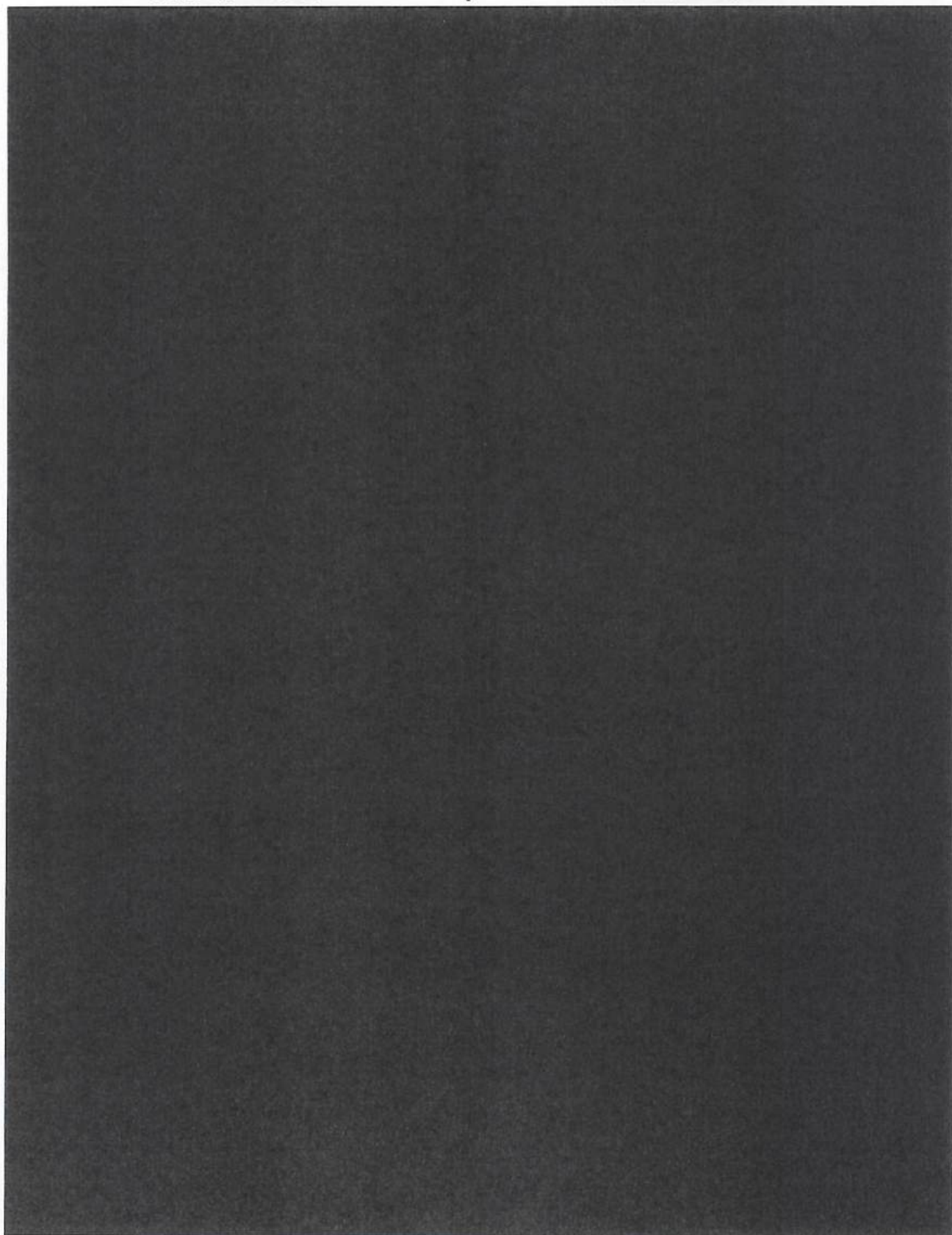
印

東 京 地 方 裁 判 所 御 中
簡 易

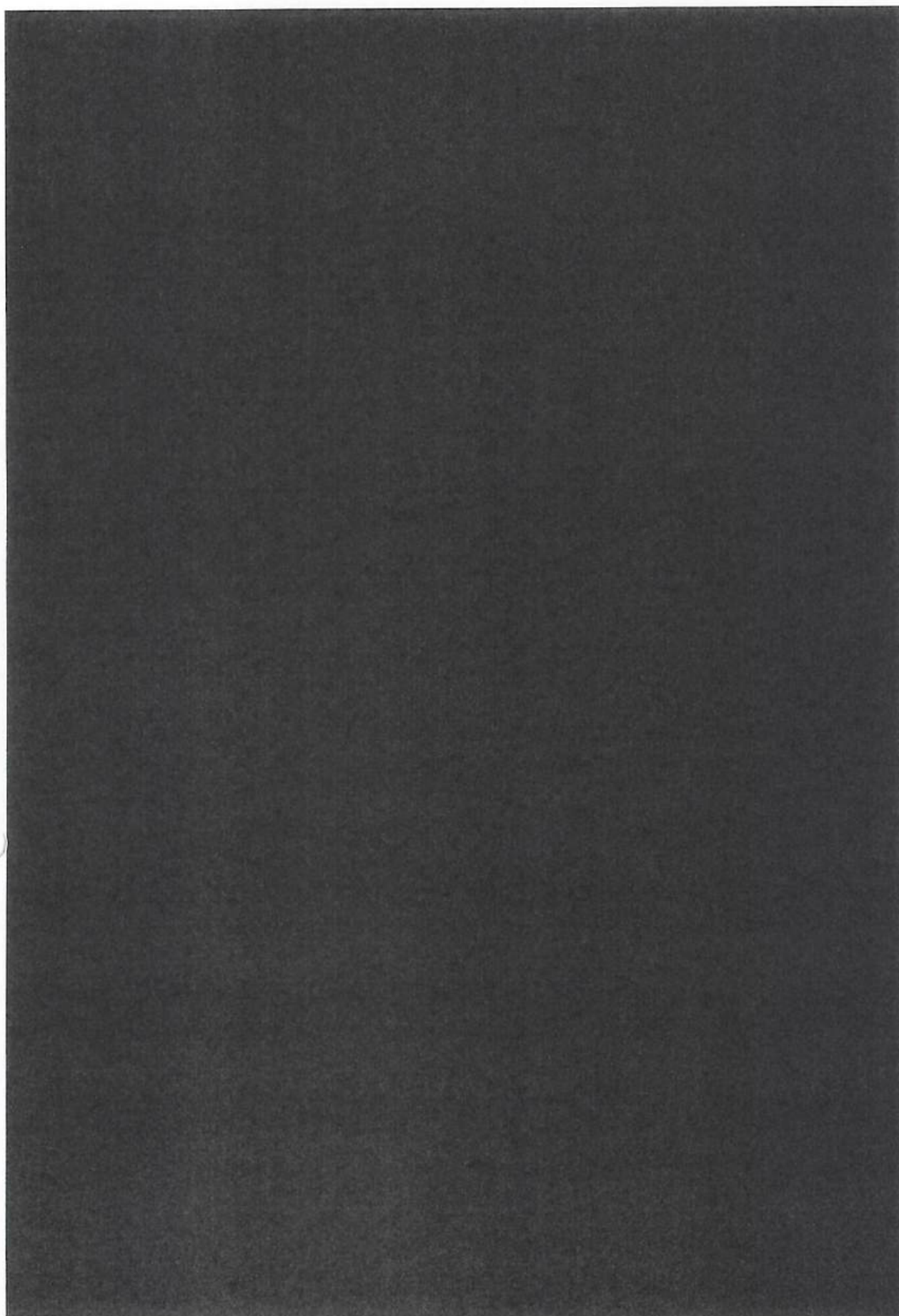
(書記官の動き)

i

(裁判官の動き)



接見等禁止決定がある場合の謄本作成・交付方法



平成26年4月

被疑者国選弁護人関係マニュアル【詳細版】

－ 四訂版 －

東京地方裁判所刑事部

は し が き

－改訂に際して－

被疑者国選弁護制度施行から約半年を経ましたが、本マニュアル（暫定版）の内容について、いろいろな御意見や御質問をいただきました。

また、今日までの実際の運用において生じた問題点を中心にして、より良い運用を図るために、諸関係機関との調整を行い、従来の事務処理方法の改善や書式の変更等を行ってきました。

そこで、このたび、以上の変更点を反映させた「被疑者国選弁護人関係マニュアル【詳細版】－改訂版－」を作成いたしました。

今回の改訂に当たっては、できるだけ簡潔な記述を心掛けると共に、使い勝手の良いものとなるよう工夫しましたが、国選弁護人選任請求パターンには複数のものがあり、当直者として初めて事務を執る職員の方々もいまだ多数いらっしゃることから、勢い詳細なものとならざるを得なくなり、これを機に、本マニュアルの簡略版もあわせて作成し、令状事務室に備え付けてあります。

以上、被疑者国選弁護人選任請求関係事務処理のマニュアルについては、「【詳細版】」、「【簡略版】（日直用）①」、「【簡略版】（日直用）②」、「【簡略版】（宿直用）」を用意いたしましたので、執務の参考にしてください。

被疑者国選弁護人選任手続において最も重要なことは、「選任するための要件がととのっているにもかかわらず直ちに選任しなかった、という事態は避けなければならない」ということです。

この選任の遅滞が及ぼす影響は多大であるということを再認識した上で、執務してください。

平成19年4月19日

東京地方裁判所刑事首席書記官 安 原 義 人

は し が き

本日の刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）の施行に伴い、被疑者国選弁護人制度が導入され、また、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）の施行により、日本司法支援センターが国選弁護人候補の指名通知等の事務を担うこととなりました。

被疑者国選弁護人制度は、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保すると共に、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図る上で重要な意義を有し、裁判所としても、相応の配慮をする必要があります。具体的な事務については、平日の日中は刑事第14部が担当し、平日の夜間及び休日については、当直において担当することとなります。

ついては、被疑者国選弁護人選任請求に関する宿日直における事務について、「国選弁護人選任請求関係事務マニュアル暫定版」を作成しましたから、執務の参考にしてください。

なお、本マニュアルは、制度施行後間がないため運用状況の見通しに不透明な部分があることから「暫定版」と位置付けておりますが、事務運用の定着を見た上で、必要に応じて改訂等を行う予定です。

おって、従前同様、当直事務又は令状事務に割り当てられた事務官及び速記官に対しては、毎月8日、21日（当該日が休日のときは直後の勤務日）に令状セミナーを、書記官に対しては毎月5日、15日、25日（前同）に令状実務研さんを、それぞれ午後1時30分から令状事務室（地下1階）において実施しています。これまでの令状等に関する事務の説明に加えて、新たに導入された被疑者国選弁護制度に関する事務の説明を行いますので、改正法の施行後初めて宿日直を割り当てられた職員は、割当日にできるだけ近い日の令状セミナー等に必ず参加の上、令状事務に臨んでください。

平成18年10月2日

東京地方裁判所刑事首席書記官 安 原 義 人

～～～ 目 次 ～～～

第1編 はじめに 「新しい公的弁護制度の概要」及び「典型的取扱いの紹介」	—1
第1 新しい公的弁護制度の概要	1
1 法改正の内容	1
2 被疑者国選弁護人制度の導入	1
(1) 要件（法37条の2）	1
(2) 導入の背景	2
3 公的弁護制度（被疑者国選，被告人国選）の選任要件及び選任手続の整備	2
(1) 整備の趣旨	2
(2) 整備の具体的な内容	2
ア 資力に関する手続要件	2
イ 整備された手続（不在・不受任通知）	2
(ア) 不在通知	2
(イ) 不受任通知	3
(ウ) 裁判所への通知	3
(3) 資力に関する手続要件と実体要件（貧困その他の事由）との関係	3
ア 「貧困」	3
イ 「その他の事由」	3
4 日本司法支援センターによる公的弁護制度の運営	4
第2 宿直事務，日直事務における典型的取扱いの紹介	4
1 前提（国選弁護人選任請求に対する裁判官の判断の2つの場面，国選弁護人選任請求の時期，請求方法）	4
2 勾留請求時の国選弁護人選任請求（Ⅰの場合）の典型例	5
3 勾留状発付後の国選弁護人選任請求（Ⅱの場合）の典型例	6
4 事務処理上の注意点	7

第2編 宿直での受付事務	8
第1 宿直開始時に確認しておくこと	8
第2 被疑者国選弁護人選任手続に関する宿直事務	9
1 概要	9
2 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付等について	9
3 その他の書類の受付等	11
第3 翌日への引継ぎ	12
1 勾留等請求通付票のコピーの部数	12
2 勾留請求事件記録の保管の仕方	12
第3編 日直での勾留質問における事務処理	13
第1 はじめに（事務の分担）	13
第2 日直開始時における被疑者国選弁護人選任請求に関する記録の引継ぎと進捗状況の確認	13
1 「国選弁護人選任請求に関する記録」の引継ぎ	13
2 選任等手続の進捗状況の確認	13
第3 勾留質問前の準備	14
1 作業の流れ	14
2 対象事件の把握	15
3 事前に国選弁護人選任請求がなされているか否かの確認	15
4 チェックリストでの事務処理の見通しの予測	16
(1) 国選弁護人選任請求書の提出時期等の確認	16
(2) 申告資力合計額の確認	17
(3) 国選弁護人選任請求理由の確認	17
5 勾留質問室への持込書類について	18
6 勾留状(案)写しの作成及び担当裁判官の検討	20
第4 勾留質問への立会い	21

1	国選弁護人選任請求権等に関する教示（法207条2項, 3項）	21
2	国選弁護人選任請求に対する勾留質問の場における対応	22
	(1) 国選弁護人の選任請求の要件を充足する場合（＜想定1＞のケース）	22
	(2) 資力が50万円以上, 私選弁護人選任申出があり, 添付資料等なしなど（＜想定2, 想定3＞のケース）	22
	(3) 資力が50万円以上, 私選申出未了の場合（＜想定4＞に至るケース）	24
	(4) 事前の請求のない場合（チェックリスト「請求書提出なし」欄）	24
	ア 被疑者が国選弁護人選任請求の意思を示したとき	24
	(ア) 50万円未満の場合	25
	(イ) 50万円以上の場合	25
	イ 被疑者が国選弁護人選任請求の意思を示さないとき（不請求）	25
3	手続進行に関する裁判官の指示	26
第5	勾留質問後の処理	26
1	国選弁護人の選任（「直ちに指名通知依頼する」＜想定1＞のケース）	27
	(1) 国選弁護人候補指名通知の依頼	27
	(2) 国選弁護人候補指名通知書の受理, 国選弁護人選任書の作成	29
	(3) 国選弁護人選任書の決裁, 写しの作成等	31
	(4) 弁護人への連絡及び関係者に対する通知等	31
	ア 弁護人への連絡等	31
	イ 被疑者, 支援センター, 検察官への通知	32
	(5) 上訴申立書等記録簿への結果の記載	33
2	私選弁護人選任申出の弁護士会への取次ぎ（＜想定4＞のケース）	33
3	勾留後の処理におけるまれな事務	34
	(1) 国選弁護人選任請求の撤回の場合	34
	(2) 国選弁護人選任請求を却下する場合	34
	ア 勾留請求却下見込みの場合	34
	イ 勾留状発付以外の要件を満たさず却下する場合	35
	(3) 不在・不受任通知書の有無の確認, 私選弁護人選任申出の進捗状況の照会をする場合（＜想定2, 想定3＞のケース）	36
	ア 不在・不受任通知書の有無の確認＜想定2＞	36

イ 私選弁護人選任申出の進捗状況の弁護士会への個別照会	37
第6 日直終了後の各種書類の引継ぎ	38
1 引継ぎについて	38
2 書類別の具体的な引継方法	38
第4編 日直における受付、審査及びその他例外的な事務処理	40
第1 前提（各種書類の受付手続）	40
第2 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付手続及びその後の審査	40
1 受付	40
2 審査	43
(1) 勾留決定の有無の確認	43
(2) 起訴の有無の確認	44
(3) 家裁送致の有無の確認（被疑者が少年の場合）	45
3 その他の受付における特殊な事例	46
(1) 当番弁護士として被疑者と接見した弁護士（その後に事件を受任している弁護士を含む。）が、被疑者国選弁護人への切替を求めてきたとき	46
(2) 少年の扶助付添人（私選）が、逆送決定後に、被疑者国選弁護人への受任を希望した場合	47
第3 その日の日直以外が依頼した国選弁護人候補指名通知書を受理したとき	49
第4 裁判所あての不在・不受任通知書の受付・処理	49
第5 例外的な事務処理	49
1 被疑者国選弁護人の解任手続	49
2 即決裁判手続の同意確認のための被疑者国選弁護人選任請求の場合	50
3 準抗告に関連する事務	51
(1) 勾留請求却下決定に対する準抗告の場合	51
(2) 勾留決定に対する準抗告の場合	52

～～ 資 料 目 録 ～～

《流れ図・フローチャート図》

- 資料 1 被疑者国選事務の流れ（宿直での受付から勾留質問まで）
資料 2 被疑者国選対象事件の手続フローチャート

《令状事務室レイアウト図・収納書式一覧》

- 資料 3 令状事務室レイアウト
資料 4 [REDACTED] 場所一覧（五十音順）

《東京地書式》 ※ [] 内の数字は [REDACTED] の棚番号を示す

- 資料 5 【東京地書式①】 [REDACTED] 国選弁護人選任請求に関する記録表紙（チェックリスト）
資料 6 【東京地書式②】 [REDACTED] 国選弁護人選任請求に関する記録表紙裏（チェックリスト2）
資料 7 【東京地書式③】 [REDACTED] 勾留質問調書（被疑者国選対象事件用）
資料 8 【東京地書式④】 [REDACTED] 国選弁護人選任請求書・資力申告書（被疑者・通常事件用）
資料 9 【東京地書式⑤】 [REDACTED] 私選弁護人選任申出通知書（裁判所・被疑者用）
資料 10 【東京地書式⑥】 [REDACTED] 国選弁護人選任請求撤回書
資料 11 【東京地書式⑦】 [REDACTED] 私選弁護人選任申出に関する手控え用紙
資料 12 【東京地書式⑧】 [REDACTED] ファクシミリ送信書（私選弁護人選任申出通知用）
資料 13 【東京地書式⑨】 [REDACTED] 国選弁護人候補指名通知依頼書（被疑者用）
資料 14 【東京地書式⑩】 [REDACTED] ファクシミリ送信書（指名通知依頼用）
資料 15-1 【東京地書式⑪-1】 [REDACTED] 国選弁護人選任書（被疑者用）
資料 15-2 【東京地書式⑪-2】 [REDACTED] 国選弁護人選任書（被疑者用）
資料 16-1 【東京地書式⑫-1】 [REDACTED] 国選弁護人選任・解任通知書（被疑者用）
資料 16-2 【東京地書式⑫-2】 [REDACTED] 国選弁護人選任・解任通知書（被疑者用）
資料 17 【東京地書式⑬】 [REDACTED] 申述調書
資料 18 【東京地書式⑭】 [REDACTED] 照会書（私選弁護人選任申出進捗状況用）
資料 19 【東京地書式⑮】 [REDACTED] 請書（被疑者国選弁護人選任書用）
資料 20 【東京地書式⑯】 [REDACTED] 国選弁護人選任請求却下命令

資料 2 1 【東京地書式⑰】 国選弁護士選任請求書・資力申告書（被疑者・即決裁判手続用）

資料 2 2 資料 2 3 から資料 2 6 までの書式について

資料 2 3 私選弁護士選任申出書（被疑者用・留置施設）

資料 2 4 （資料 2 3 の変更予定案）私選弁護士選任申出書（被疑者・刑事施設用）

資料 2 5 （資料 2 3 の変更予定案）私選弁護士選任申出書（被疑者・留置施設用）

資料 2 6 私選弁護士不在・不受任・申込不存在通知書（弁護士会）

〈最高裁マニュアルの参考書式〉

資料 2 7 書式 1 2 即決裁判手続に係る同意確認を求めたことの証明書

資料 2 8 書式 1 9 国選弁護士候補指名通知依頼書（被告人用），同通知書

〈その他〉

資料 2 9 ファクシミリ送信書（刑事施設が用いるもの）

資料 3 0 上訴申立書等記録簿

資料 3 1 勾留等請求通付票

資料 3 2 国選弁護士選任請求書・資力申告書（当番・扶助事件→被疑者国選移行用）

資料 3 3 辞任届（扶助）

資料 3 4 国選弁護人の選任に関する要望書

資料 3 5 国選弁護士選任請求に関する記録の勾留状写しの編綴について（事務連絡）

〈連絡先〉

資料 3 6 関係機関連絡先一覧

～ 凡 例 (法令, 参考文献) ～

法 : 刑事訴訟法

規 : 刑事訴訟規則

支 援 法 : 総合法律支援法

法 解 説 : 法曹時報第 58 巻第 7 号「刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 62 号) について(3)」

規 則 解 説 : 法曹時報第 58 巻第 9 号「刑事訴訟規則等の一部を改正する規則及び総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用の算定等に関する規則の解説」

最高裁マニュアル : 「新たな国選弁護士選任手続等に関する書記官事務の手引き」 (平成 18 年 10 月 31 日付け最高裁判事局第一課長, 家庭局第二課長事務連絡により送付されたもの)

第1編 はじめに 「新しい公的弁護制度の概要」及び「典型的取扱いの紹介」

第1 新しい公的弁護制度の概要

1 法改正の内容

(1) 内容

- ア 被疑者国選弁護人制度の導入（法37条の2）
- イ 公的弁護制度（被疑者国選，被告人国選）の選任要件及び選任手続の整備*1
- ウ 即決裁判手続申立事件の導入（法350条の2から法350条の14までなど）
- エ 日本司法支援センターによる公的弁護制度の運営（支援法30条1項3号）
 - * 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）（ア～ウ）
 - * 総合法律支援法（平成16年法律第74号）（エ）

(2) 施行日

平成18年10月2日

(3) 法改正のねらい（背景）*2

2 被疑者国選弁護人制度の導入

(1) 要件（法37条の2）

- ア 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件*3
- イ 勾留状の発付（*ただし，国選弁護人選任請求は，勾留請求後であれば可）
- ウ 貧困その他の事由により（私選）弁護人を選任できないこと
- エ 被疑者の請求

*1 新しい公的弁護制度における選任要件及び手続に関する根拠規定

被疑者国選：法37条の3第1項，第2項

被告人国選：法36条の2，法36条の3

*2 法改正のねらい（背景）

ア 平成21年5月21日施行の裁判員裁判における連日的開廷に対応できる弁護態勢を整備する。

イ 司法全体として裁判員制度を支えることができるような合理的な体制を整える（法解説，規則解説）。

*3 法改正による拡大

平成21年5月21日から「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に拡大された。

(2) 導入の背景*4

3 公的弁護制度（被疑者国選，被告人国選）の選任要件及び選任手続の整備

(1) 整備の趣旨*5

(2) 整備の具体的な内容

ア 資力に関する手続要件

国選弁護人の選任の請求をするには、

①資力申告書の提出が必要である。

㊦ 被疑者については、全件（法37条の3第1項，第2項。法350条の3）

㊧ 被告人については、任意的弁護事件（法36条の2，36条の3第1項）

②資力が基準額（50万円）以上の場合*6には、あらかじめ所定の弁護士会へ私選弁護人選任申出をしておくことが必要となった（私選弁護人選任申出前置）。

イ 整備された手続（不在・不受任通知）

㍑ 不在通知

資力が50万円以上の場合で、私選弁護人選任申出をしたが、弁護人となる

*4 被疑者国選弁護人制度導入の背景

ア 被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備すべきである（平成13年6月の司法制度改革審議会の提言）。

イ 弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図る。

*5 公的弁護制度整備の趣旨

ア 公的弁護制度は公的資金で賄われる。実際には貧困でない者に対して、貧困であるとして国選弁護人が選任されるといった事態は避けなければならない。

イ 国選弁護制度は、自ら私選弁護人を選任できないときに認められる。したがって、私選弁護人の選任が原則である。

*6 資力と基準額

資力は、「現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産」（法36条の2）である。具体的には、「刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令（平成18年政令第287号）」1条で定められた（最高裁マニュアルp1注3）が、要するに、現金、預貯金等の流動資産である。それ以外の資産や負債は考慮しない（法解説p51）。

例えば負債が資産を上回っていても、現金、預貯金等の合計額が基準額以上の場合には、国選弁護人の選任請求の前提としての私選弁護人の選任申出は必要となる。（法解説p52注57）

基準額は、「50万円」と定められた（同政令2条）。

うとする弁護士を紹介を受けられなかったとき（一定時間以内に弁護士の紹介を受けられなかったときを含む。）には、弁護士会から、被疑者・被告人に「不在通知」がなされることとなった（法31条の2第3項）。

(イ) 不受任通知

同様に、私選弁護人選任申出をしたが、紹介された弁護士が私選弁護人の受任を拒んだときには、弁護士会から被疑者・被告人に「不受任通知」がなされることとなった（前同）。

(ウ) 裁判所への通知

被疑者・被告人に不在通知、あるいは不受任通知（以下「不在・不受任通知」という。）がなされた場合、裁判所に対しても、不在・不受任通知がなされる（被疑者：法37条の3第3項*7、被告人（任意的弁護事件に限る。）：法36条の3第2項）。*8

(3) 資力に関する手続要件と実体要件（貧困その他の事由）との関係

ア 「貧困」

→ 資力が50万円未満の場合に該当するのが通例

イ 「その他の事由」

→ 資力が50万円以上の場合で、「不在・不受任通知」があるときに該当するのが通例*9

*7 法解説p64注64、注65

*8 不申込通知

なお、法の予定している本来的な通知ではないが、「不申込通知」というものがある。これは、被疑者が紹介された弁護士に対して私選弁護人選任の「申込みをしない」故に、私選弁護人の受任ができなかった場合である。

被疑者に対する通知の書式【東京地書式⑤】（資料9）の3段目及び（資料23）は、被疑者が作成した私選弁護人選任申出書の下部を利用したものとなっている。

㍿不在の場合及び㍿不受任の場合には、被疑者への通知書の所定の欄にチェックがなされ、不申込みの場合には、裁判所あての通知書に私選弁護人選任の申込みがなかった旨のチェックがされる。

上記㍿及び㍿の通知のある場合には、「その他の事由」で私選弁護人を選任できない場合に該当するのが通例とされているので、裁判官の指示に基づき、その後国選弁護人選任手続を進めることができるのが通常である。これに対し、不申込みの通知の場合、一般的には、「その他の事由」で私選弁護人選任できない場合とは認められないであろうから、裁判官の判断を仰ぐ必要がある。

*9 法解説p44

4 日本司法支援センターによる公的弁護制度の運営

(1) 趣旨*10

(2) 国選弁護人選任事務に関する変更点

ア 国選弁護人候補者の指名通知

(旧) 裁判所 □ 弁護士会

＜国選弁護人推薦依頼，同推薦＞

(新) 裁判所 □ 支援センター

＜国選弁護人候補指名通知依頼，同通知*11＞

イ 国選弁護人の報酬等の支給

(旧) 受訴裁判所 …… 国選弁護人の日当，報酬を支給決定

(新) 支援センター …… 弁護士との間で締結した契約に基づき支給*12

第2 宿直事務，日直事務における典型的取扱いの紹介

1 前提（国選弁護人選任請求に対する裁判官の判断の2つの場面，国選弁護人選任請求の時期，請求方法）

国選弁護人の選任は，勾留状発付後でなければならないが，国選弁護人選任請求自

*10 日本司法支援センターによる公的弁護制度の運営と司法過疎の解消

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は，国選弁護人の選任・解任を除く，公的弁護制度の運営主体になるものとされ（支援法30条1項3号），具体的には，以下の活動を行うものとされた。

ア 支援センターは，契約により弁護士を確保（勤務弁護士，契約弁護士）

イ 裁判所からの国選弁護人候補指名通知依頼に応じ，確保した弁護士の中から国選弁護人候補者を指名し，裁判所に通知

ウ イの通知に基づき裁判所（官）により国選弁護人に選任された弁護士に，その事務を取り扱わせる。
なお，東京の対応地方事務所については，支援センターの東京地方事務所となる。

また，支援センターは，司法過疎地域に事務所を設けるなどして，司法過疎の解消に取り組むものともされている（支援法30条1項4号）。法解説p46

*11 支援センターでの指名通知手順

支援センターは，弁護士会と協力して調製した指名通知用候補者名簿に基づいて，個々の事件ごとに名簿登載された弁護士に打診し，承諾の得られた弁護士を指名通知する。

*12 報酬決定の仕組み

原則として，担当した弁護士からの事件報告及び約款（支援法36条）に定める報酬基準に基づき報酬等を決定する仕組みである。

体は勾留請求後であれば行える（法３７条の２第１項、第２項）。

そこで、実務上、国選弁護人選任請求に対する判断は、

I 「勾留請求時^{*13}の国選弁護人選任請求」に対して、勾留請求に対する判断と併せて行う場合と

II 「勾留状発付後の国選弁護人選任請求」に対して判断を行う場合の
2つの場合がある。

I の場合は、勾留質問の際に裁判官が被疑者の作成した資力申告書や国選弁護人選任請求書の内容について確認をするなどした上、勾留請求に対する判断と共に国選弁護人選任請求に対する判断を行うものである。

他方、II の場合は、勾留状発付後に国選弁護人選任請求がなされ（以下「勾留状発付後請求」ともいう。）（規２８条の２），それに対して裁判官^{*14}が判断を行うものである。

2 勾留請求時の国選弁護人選任請求（I の場合）の典型例

(1) 国選弁護人選任請求の時期

「勾留質問前日の勾留請求後に刑事施設からFAX送信されるとき」（宿直において受付され、記録として編成される。以下「勾留質問前請求」ともいう。）と、
「勾留質問の場で被疑者が国選弁護人選任請求の意向を示し、（資力の確認をして50万円未満のときに）その場で国選弁護人選任請求書に記載させるとき」（以下「裁判官面前請求」ともいう。）とがある。

(2) 国選弁護人選任に至るケース

国選弁護人の選任に至るケースのほとんどは、資力が50万円未満で、貧困を理

^{*13} 「勾留請求時」の意味

厳密には、勾留請求後、勾留状発付前のこと。

^{*14} 国選弁護人選任請求先の裁判官

国選弁護人選任の請求先裁判官については、規２８条の２が規定している。条文上、地裁の裁判官も簡裁の裁判官も請求先裁判官となりうるが、一旦請求がなされると、請求を受けた裁判所の裁判官が判断をすることになる。ところで、東京地裁本庁、東京簡裁合同庁舎における国選弁護人選任請求については、全件地裁で受け付ける運用である。したがって、東京地裁所属の裁判官であれば、誰が判断をしてもよいことになる。この点は、勾留請求時の請求に対して判断をする場合も同様である（運用上、支障のない限り、勾留の判断をした裁判官に判断をしてもらうにすぎない。）。

由とするケースである。*15

勾留質問において、勾留請求に対する判断と共に国選弁護人選任請求に対する判断を行い、直ちに国選弁護人選任への事務処理となる。

具体的には、まず、国選弁護人候補の指名を支援センターに依頼し、返ってきた指名通知に基づいて国選弁護人を選任する。

そして、国選弁護人が選任されたことを関係者に通知し、国選弁護人選任請求に関する記録は、14部に引き継ぐ。ここまでが日直において予定される事務処理である。

3 勾留状発付後の国選弁護人選任請求（Ⅱの場合）の典型例

(1) 国選弁護人選任請求の時期

平日の昼間又は日直の時間帯が予定されている。

(2) 国選弁護人選任に至るケース

多くのケースが、資力が50万円未満で、貧困を理由とするケースである。ただし、中には、資力が50万円以上で、私選弁護人選任申出をあらかじめ弁護士会に行ったが、接見を受けた弁護士に受任を拒まれたことを理由に請求をしてくるケースがある。こうした場合には、国選弁護人選任請求書に、接見した弁護士が受任を拒んだ旨の通知書（不受任通知書）が添付される運用である（【東京地書式⑤】

（資料9）の3段目又は（資料23）参照）。*16

いずれにしろ要件を充足しているのであれば、直ちに国選弁護人選任への事務処理となる。

*15 資力が50万円以上のケース

勾留質問の場で被疑者が国選弁護人選任請求の意向を示した場合に、資力の確認をしたところ資力が50万円以上のときには、あらかじめ所定の弁護士会への私選弁護人選任申出が必要となる（法37条の3第2項）。だが、この段階では、ほとんどのケースでは事前の私選申出はなされていない。私選申出がなされていないときには、国選弁護人選任請求はできないので、希望に応じて、単に、私選弁護人選任申出をさせる（第3編の第5の2。【東京地書式⑤】（資料9）の3段目参照）にとどまることとなる。

*16 添付書類で要件充足を確認できないケース

添付書類で要件充足を確認できなければ、被疑者から聴取した私選弁護人選任申出の事情によっては、警察署への確認や弁護士会等の関係機関に照会をする必要がある（第3編の第5の3の(3)参照）。しかし、単純な書類の添付忘れの確認を除くと照会が必要なケースは少ない。

4 事務処理上の注意点

被疑者国選弁護制度においては、後述するように、FAXの利用が認められたり、関係機関の事務処理に要する持ち時間が取り決められたりするなど、迅速な事務処理が求められているのであるから、裁判所における事務処理の遅滞によって、被疑者が弁護人からの支援を受ける時期を遅らせることのないようにしなければならない。

したがって、事務処理を行うに当たっては、職員間で十分に連携を図り、進められる事務処理を放置してしまわないことはもちろんのこと、処理が完了していないものについては、確実に引継ぎをするように（引継ぎを受けるように）注意する。

第2編 宿直での受付事務

第1 宿直開始時に確認しておくこと

★：毎日引き継がれているもの

☆：令状事務室に備え置かれているもの

■：翌日が休日の場合（日直用）に引き継がれているもの

＊ F A Xの利用ができることを必ず確認すること。*19

＊ 令状事務室のファクシミリ機の増設

平成21年5月21日より、ファクシミリ機が1台増設された。

既存のファクシミリ機→原則受信専用（送信も可）

新たに増設されたファクシミリ機→送信専用

<注意>

・送信専用のファクシミリ機は、日直登庁時に電源を入れ、退庁時に電源を切る。

*17 刑事事件におけるF A Xの利用について

民事事件などと異なり、これまで刑事の分野では、正式文書の提出についてF A Xの利用は認められてこなかった。しかし、今回、刑事訴訟規則28条の3は、刑事施設に収容されている被疑者による国選弁護人選任請求書の提出に関して、刑事施設の長又はその代理者を通じて、F A Xの送信により書面の送付をすることができる旨規定した（同条第3項）。

*18

*19 F A Xの利用が可能なことの確認

令状事務室においては、

まず、宿直業務に就いた段階で、F A Xを利用できるか否かを確認する。もし、F A Xを利用できない場合には、14部に問い合わせを行う（勾留係 内線）。万一、執務室に14部の職員が不在の場合には、14部の総括主任書記官又は勾留担当の主任書記官、両者とも連絡がつかない場合には、刑事訟廷管理官又は刑事訟廷副管理官の了解を得て、

・送信専用のファクシミリ機の番号は外部に公開しない。

★2 上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）

■3

★4

*

★5

*

■6 勾留等請求通付票綴（A棟〔地検〕・B棟〔区検〕，各1冊）

■7 不受任通知書等綴

☆8 記録表紙（チェックリスト）【東京地書式①】（資料5）＋裏表紙＋綴りひも

☆9 クリアファイル（被疑者国選弁護人選任請求関係の書類一式を入れるもの）

各種帳簿等の配置については，令状事務室レイアウト（資料3）参照

第2 被疑者国選弁護人選任手続に関する宿直事務

1 概要

宿直において行う被疑者の国選弁護人選任請求関係の中心的な事務は，国選弁護人選任請求書（資力申告書と一体のもの。【東京地書式④】（資料8））の受付であり，宿直時間帯に提出が予定されている分は，翌日に勾留質問が予定されている被疑者分である。^{*20}

国選弁護人選任請求書，その他の書類の受付後の実質的な事務処理は，翌日の担当者（14部又は日直）が行う。

2 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付等について

国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）の提出は，刑事施設からFAXによりなされる。送信の際，刑事施設は電話をしてくるので，受信した

^{*20} 予定外の書類が提出された場合の対応

何らかの事情で「翌日勾留質問予定の国選弁護人選任請求関係書類」以外の書類が提出されたとしても，受付手続は行う（拒否等はしない。）。

ら以下の要領で処理する。*21*22

(1) 受信書類の確認

送信書（資料29），及び国選弁護人選任請求書・資力申告書の下部欄外の添付書類欄の記載から，送信書類の種類及び枚数を確認する。*23

(2) 受領書の返信

送信書下部の受領書欄に㊦受付日付印（A印）と，㊧取扱者の認印を押して，FAXで直ちに返信する。*24

(3) 受付手続

ア 国選弁護人選任請求書・資力申告書の余白に受付日付印（A印）を押印*25

イ 符号（「記」）を記載

ウ 上訴申立書等記録簿（資料30）の進行番号を記載

エ 取扱者認印

*21 勾留質問前日夜間の国選弁護人選任請求の際，通常送信される書類

① ファクシミリ送信書（下半分は「受領書」）

② 国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）

*22 国選弁護人選任請求書・資力申告書と共にFAX送信されることのある書類

ア 逮捕直後に弁護士会に対して私選弁護人選任申出をしていたが，接見した弁護人が受任を拒んだ事案で，資力が50万円以上のときには，国選弁護人選任請求書・資力申告書に不受任通知書（資料23）が添付されてくる（レアケースである）。

イ なお，「勾留請求済証明書」という書類が送信されてくることがある。「勾留請求済証明書」とは，勾留請求検察官から，翌日勾留質問が予定されている被疑者を収容している警察署長あてに送付される書類であり，実質的には押送指揮依頼に代わるものである。本来送信が予定されているものではないが，送信されてきた場合には，添付書類として受信し，国選弁護人選任請求書・資力申告書と共に国選弁護人選任に関する記録に綴る。

その場合，受領書の受領文言は，「上記文書正に受領しました。」に続けて，「ただし，『勾留状写し』とあるのは，『勾留請求済証明書』である。」などと記載することで足りる。

*23 送信書等に記載されている書類が受信できない場合の対応

送信元に電話をして送信書類の確認をする。

*24 受領書の返信について

*25 受付日付印の押印箇所

受付日付印を押すのは，国選弁護人選任請求書だけでよい。送信書や国選弁護人選任請求書末尾の添付書類欄の記載及び各書類に印字される受信時刻等により，他の添付書類は受信状況が確認できるからである。

オ 上訴申立書等記録簿に登載*26

(4) 記録の編成

ア 国選弁護人選任請求書・資力申告書、不在・不受任通知書等の添付書類（ある場合）、勾留状写し（ある場合）、送信書（兼受領書）の順にそろえる。

イ 国選弁護人選任請求に関する記録表紙（【東京地書式①】（資料5）（チェックリストが表裏にあるもの。）以下「記録表紙」という。*27）と背表紙を付け、綴りひもでとじる。

ウ 上記記録表紙の所定欄に、被疑者名（フリガナは不要）を記載する。

(5) 記録の引継ぎ

国選弁護人選任請求に関する記録は、

に入れて、翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ。

なお、国選弁護人選任請求に関する記録その他書類で、既済でないもの（翌日以降に事務が残っており、引継ぎが必要なもの）についても、

に入れる。

3 その他の書類の受付等

裁判所あての不在・不受任通知書（法37条の3第3項）*28は、【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料26＋資料23）によってなされるが、FAXで送られてきたときの事務処理は以下のとおり

(1) 受付日付印（A印）を押す。

(2) に収納し、翌日の担

*26 上訴申立書等記録簿への登載

上訴申立書等記録簿への登載は、受信した都度、受信した順序に従って行う。

受信書類右下には、受信時刻が表示されるので、登載する先後関係の判断に困ったときは参考にする。

*27 国選弁護人選任請求に関する記録表紙【東京地書式①】（資料5）の取扱い

国選弁護人選任請求に関する記録が本案記録第4分類に編綴されるときは、国選弁護人選任請求に関する記録表紙は廃棄することになる。

*28 裁判所あての不在・不受任通知

私選弁護人の申出を受けた弁護士会は、被疑者と接見した弁護士が被疑者の私選申込みを拒否した場合、【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料23）により被疑者に通知する（法31条の2第3項）と共に、裁判所に対しても【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料26＋資料23）により通知をする必要がある（法37条の3第3項）。裁判所に対する書類送信の際、電話連絡はなされない。

当者（14部又は日直）に引き継ぐ。

＊ なお、国選弁護士候補指名通知書【東京地書式⑨】（資料13）の下段がFAX送信されてくることがある。その時は、執務時間帯の担当者（14部又は日直）からの引継時の指示に従う。*29

第3 翌日への引継ぎ

1 勾留等請求通付票のコピーの部数

勾留等請求通付票（資料31）のコピーを2部とる。

コピーは、2部とも翌朝14部に事件関係送付簿Aで引き継ぐ（ただし、翌日が日直のときは、1部をA棟（地検）、B棟（区検）の別に、それぞれ「勾留等請求通付票綴」に編てつし、もう1部は事件関係送付簿Aの備考欄に「1部は編てつ済み」の旨記載して、翌日の日直職員に引き継ぐ。）。

2 勾留請求事件記録の保管の仕方

勾留請求事件記録は、[] に保管するが、
対象事件の記録は、[] 保管する。
る。*30

*29 国選弁護士候補指名通知について

国選弁護士候補指名通知は、裁判所から支援センター（東京地方事務所）に対する国選弁護士候補指名通知依頼に基づき、支援センターから裁判所にあててなされる。一般に、国選弁護士候補指名通知を受けた場合には、直ちに国選弁護士選任を行うこととなるが、宿直職員において国選弁護人の選任手続をすることは想定していない。

国選弁護士候補指名通知が宿直の時間帯に及ぶおそれのある場合には、あらかじめ支援センターから担当者（14部又は日直）あてにその旨の事前連絡がなされることになっており、それを受けて当者は、居残りをするなり、宿直職員への事務引継をする。

*30 対象事件の識別

後記第3編第3の2のとおり

第3編 日直での勾留質問における事務処理

第1 はじめに（事務の分担）*31

被疑者国選弁護制度対象事件を含む勾留請求事件の処理において、「勾留質問立会」については、当該立会担当書記官が行うが、「国選弁護人選任請求に関する事務（勾留質問立会を除く。）」については、勾留質問立会担当者ではなく令状事務室に残る書記官が進めることが求められる。

なぜならば、勾留質問立会担当者においては、担当する勾留質問立会開始時までの間は、勾留状案、勾留質問調書等作成などの作業を迅速に進める必要があり、また、国選弁護人の選任手続の段階においては、他の勾留質問が引き続き行われていることが通常であって、自らが当該選任手続を進めることができないからである。

日直における事務処理態勢については、当該日の前日までに、令状事務責任者において、勾留質問立会、一般令状、被疑者国選の各担当の割当、及び勾留質問の際の裁判官と書記官との組み合わせを決定し、周知することとなっている。

日直当日は、その割当を元に、速やかな日直業務が進むよう各自において臨機応変に事務処理を分担することが求められる。

第2 日直開始時における被疑者国選弁護人選任請求に関する記録の引継ぎと進捗状況の確認

1 「国選弁護人選任請求に関する記録」の引継ぎ

宿直職員から、XXXXXXXXXXに入っている「被疑者国選弁護人選任請求に関する記録」を受領する。

2 選任等手続の進捗状況の確認

引き継いだ「被疑者国選弁護人選任請求に関する記録」の進捗状況を以下のとおり分類し、手続を進める。

*31 「勾留請求時の国選弁護人選任請求」と「勾留状発付後の国選弁護人選任請求」

第1編の第2の1参照。「勾留状発付後の国選弁護人選任請求」に関する事務は、後記第4編のとおり、令状事務室に残って事務処理をする者（被疑者国選担当）において担当することとなる。

(1) 本日勾留質問予定の被疑者にかかる記録の場合^{*32}

宿直時間帯に提出されている翌日勾留質問が行われる被疑者から請求された国選弁護人選任請求に関する記録である（勾留質問前請求）。

(2) 本日勾留質問予定の被疑者以外の記録の場合

前日（14部又は日直）において処理された国選弁護人選任請求事件のうち、即日処理がなされなかった分の記録である。具体的には、国選弁護人候補指名通知依頼が未了のもの、国選弁護人候補指名通知が未了のもの、国選弁護人選任が未了のもの、国選弁護人選任通知が未了のもの（検察官への通知分を除く。）がある（勾留状発付後請求に関するものを含む。）。

第3 勾留質問前の準備

1 作業の流れ

- | |
|--|
| <p>① 本日勾留質問予定事件について、被疑者国選弁護制度対象事件か否かの確認（後記2）</p> <p>＜対象事件の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none">→ ア 勾留質問調書（被疑者国選弁護対象事件用）の準備→ イ 事前に国選弁護人選任請求がなされているか（被疑者国選弁護人選任請求に関する記録の有無）の確認（後記3）→ ウ 記録表紙（【東京地書式①】（資料5））を準備し、併せてチェックリストにより被疑者国選弁護人請求に関する事務処理の見通しを予測（後記4） <p>② 勾留質問室への持込書類（勾留質問調書を含む。）の準備（後記5）</p> <p>③ 勾留状（案）写しの準備（後記6）</p> |
|--|

^{*32} 本日勾留質問予定の記録か否かの確認方法と被疑者国選弁護制度対象事件の表示

引き継いだ記録の被疑者名と、宿直職員から別途引き継いだ勾留等請求通付票（資料31）の被疑者名とを照合する。

なお、被疑者国選弁護対象事件の把握については、後記第3の2のとおり。

2 対象事件の把握

本日勾留質問予定のすべての事件について、被疑者国選弁護制度対象事件か否かを確認する。

対象事件：法定刑が長期3年を超える懲役又は禁錮の事件（法37の2第1項）

東京地検との申合せで、被疑者国選弁護制度対象事件については、勾留等請求通付票の検察官名欄に「対」マークの表示をし、併せて一件記録中にある送致書の上部余白部分に赤いスタンプで「被疑者国選対象事件」と明記することになっているので、その表示及び明記の有無を参考にする。

3 事前に国選弁護人選任請求がなされているか否かの確認

被疑者国選弁護制度対象事件については、事前に国選弁護人選任請求がされているかを以下の場合分けによって確認する。

(1) 請求がされている場合

→ 14部又は宿直から「国選弁護人選任請求に関する記録」の引継ぎがある。

この場合、当該記録をクリアファイルに入れて勾留請求事件記録と一緒に保管しておく。

(2) 請求がされていない場合

→ 宿直から「国選弁護人選任請求に関する記録」の引継ぎはない。

この場合、勾留質問の場で請求されることが多いので、記録表紙を用意し、クリアファイルに入れて勾留請求事件記録と一緒に保管しておく。

(3) 記録表紙の作成

請求がある場合もない場合も、①被疑者名（フリガナは不要）及び②記録表紙右上に対応検察庁の区分（地検「A棟」区検「B棟」の別）と勾留番号（勾留等請求

*33 クリアファイルによる管理

日直時において、被疑者国選弁護人選任関係の書類は、被疑者ごとにクリアファイルに入れて選任手続完了時又はその日の日直終了時まで管理する取扱いとなった。

クリアファイルは各勾留質問室の番号が付されているので、被疑者に対応する勾留質問室の番号の物を使用する。

逋付票又は勾留請求書下部中央に記載されている。)を記録表紙に記載する。「連絡メモ」欄の記載は、対象事件名も含めて、裁判官に一任する(ただし、後記のとおり、指名通知依頼の際には、被疑者国選担当者において、事件名が正しいか否か(対象事件であるか否か)を再度確認する。))。

4 チェックリストでの事務処理の見通しの予測^{*34}

(1) 国選弁護人選任請求書の提出時期等の確認

ア 国選弁護人選任請求書が提出されている場合(チェックリスト「請求書提出あり」欄)

国選弁護人選任請求書のFAX受信時刻(受信書類の下欄に印字される)と勾留請求書の受付時刻(請求書の表面に「B印」で受付日時が押されたもの)の先後関係を確認、比較し、請求の適法性につき疑義がある場合、裁判官に相談する。^{*35}

なお、FAXによる提出ではなく、直筆の請求書を、勾留質問当日に同行した

^{*34} チェックリストによる確認作業の必要性

国選弁護人の選任に至るケースのほとんどは、被疑者からの国選弁護人選任請求が事前であろうと、勾留質問時であろうと、第1編の第2の2に記述したとおり、資力が50万円未満で、貧困を理由とするケースである。

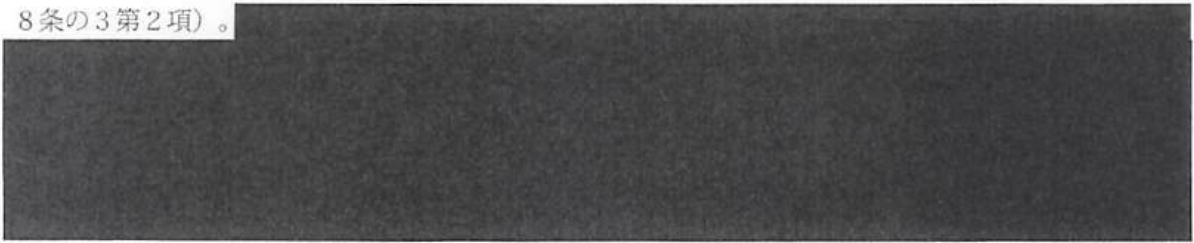
一方、資力が50万円以上の場合には、国選弁護人選任請求をするにはあらかじめ私選弁護人選任申出が必要となる(法37条の3第2項)が、この段階では、ほとんどのケースで私選弁護人選任申出はなされていない。そこで、私選弁護人選任申出をしていない場合の事務の流れとしては、請求の撤回を促す(第4の2の(3))ことのほか、被疑者の希望に応じて、私選弁護人選任申出を取り次ぐにとどまる(第5の2)。

こうした今後の見通しを立てるため、確認作業を行う。

なお、確認作業の結果、上記の流れとは違うレアパターンに関する勾留質問の場における対応については、第4の2参照

^{*35} 勾留請求の受理時刻と国選弁護人選任請求の受理時刻を確認する理由

国選弁護人選任請求は、法律上、勾留請求後に初めて行えるからである(法37条の2第2項、規28条の3第2項)。



警察官が持参提出することがありうる。*36

イ 国選弁護人選任請求書の提出がない場合（チェックリスト「請求書提出なし」欄）

以下の(2)、(3)をとばして「5 勾留質問室への持込書類について」に進む。

(2) 申告資力合計額の確認*37

国選弁護人選任請求書・資力申告書の「3 資力申告」の合計額を確認して、チェックリストの「50万円未満」*38、又は「50万円以上」*39のどちらかにチェックする。

(3) 国選弁護人選任請求理由の確認

国選弁護人選任請求書・資力申告書の「2 理由」の記載及び不在・不受任通知書の添付を確認して、チェックリストの記載に対応するチェックボックスにチェック

*36 直筆の国選弁護人選任請求書の同行警察官の持参及び受付手続について

仮に持参した場合には、警視庁同行室を通じて[]に令状事務室に持ち込まれることとなっている。

その場合の受付手続は、勾留質問終了後に行わざるを得ないことが多いであろう。このとき、直筆で書かれた国選弁護人選任請求書については、原則として、上訴申立書等記録簿に登載する。

ただし、勾留請求後にFAXによりなされた国選弁護人選任請求書（みなし原本）の照合用として提出された直筆書面（規28条の3第4項、第5項）については、特に帳簿への登載は不要で、受付日付印（A印）を押捺し、国選弁護人選任請求に関する記録に綴ればよい。

*37 資力申告書の資力の合計額を確認する理由

申告資力が50万円以上か否かでその後の手続が変わるためである（第1編の第1の2）。

*38 50万円未満の場合

特段の事情のない限り「貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき」（法37条の2第1項）に該当するのが通例である（法解説p44）。このとき、勾留状が発付された場合には、国選弁護人選任手続へ進む。

*39 50万円以上の場合と私選弁護人選任申出

国選弁護人の選任請求をするためには、あらかじめ、東京地方裁判所本庁の場合、東京三弁護士会に私選弁護人の選任申出をしなければならない。ちなみに、単に知り合いの弁護士に私選弁護契約の申込みをただけの場合は、ここにいる「所定の弁護士会への申出」には該当しない（法37条の3第2項）。【東京地書式⑤】（資料9）及び（資料23）参照

しかし、実務上、勾留請求段階で私選弁護人選任申出の手続を終えているケースは少ない（第1編の第2の2の(2)）。資力が50万円以上であるにもかかわらず、事前に私選弁護人選任申出をしていない場合には、そもそも国選弁護人選任請求は不適法となる。そこで、この場合には、勾留質問の場で、国選弁護人選任請求の撤回を促すことになる。[]

[] 実際の対応については、却下をする方法と判断を留保する扱いがあるが、裁判官の指示に従う（最高裁マニュアルp8注17、p5(3)のエの㍿）。

クをする。*40*41

5 勾留質問室への持込書類について

国選弁護人選任請求に関する記録（事前の請求がされていない場合は、記録表紙部分のみ。）と共に勾留質問室に持ち込む書類の目安は、以下のとおり（チェックリストでも確認する）*42

- ① 勾留質問調書（被疑者国選弁護対象事件用）【東京地書式③】（資料7）
→ 対象事件全件分*43
- ② 国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）

*40 私選申出に対する弁護士会の対応

被疑者が弁護士会に対して私選弁護人選任申出をした場合には、運用上、弁護士会は原則として48時間以内に弁護人となろうとする弁護士を申出をした被疑者に紹介することとなっている。

弁護士会が上記時間内に弁護人となろうとする弁護士を紹介できない場合（不在）、又は面会を行ったが金額その他の面で折り合いがつかなかった場合（不受任）（法解説p45）には、弁護士会から被疑者（法31条の2第3項）及び裁判所（法37条の3第3項）に対して、不在・不受任通知を行う。裁判所への通知には、【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料26+資料23）が用いられている。

*41 国選弁護人選任請求書の理由欄、及びチェックリストの利用について

国選弁護人選任請求書の「2理由(2)」欄の

- ・ 私選弁護人の選任を申し出たか否か
- ・ 弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられたか否か（理由2の(2)のア）
- ・ 紹介された弁護士への申込みを拒まれたか否か（理由2の(2)のイ）
- ・ 弁護士会からの連絡の有無（理由2の(2)のウ）
- ・ 「その他の理由」に記載あるか否か（理由2の(3)）

及び添付書類として

- ・ 不在・不受任通知書の添付の有無

について、請求書等から確認し、その結果をチェックする。

*42 勾留質問室内の予備用紙

万一の場合に備えて、内線電話付近のファイルに予備の用紙が収納されている。

*43 勾留質問調書（被疑者国選弁護対象事件用）について

従前、東京地裁の日直で使用している書式に、国選弁護人選任請求に関する手続教示を記載した書式である。

なお、被疑者国選弁護制度対象事件以外の事件については、従前の書式を利用する。

→ 対象事件のうち、事前の請求の無かった事件数分*44

※ なお、外国人被疑者の場合、勾留質問室において、通訳人を介して書面の記載をさせることがあるが、このときは、書面余白に「本書面の作成に当たっては、通訳人 がその内容を説明した。裁判所書記官」と付記し、書記官が認印をして、その旨を明らかにしておく。

③ 私選弁護人選任申出通知書（裁判所・被疑者用）【東京地書式⑤】（資料9）

→ 勾留質問件数分*45

④ 国選弁護人選任請求撤回書（以下「撤回書」という。）【東京地書式⑥】（資料10）

→ 事前に国選弁護人選任請求があった事件数分

⑤ 私選弁護人選任申出に関する手控え用紙【東京地書式⑦】（資料11）

→ 利用頻度は少ない。

数枚持参すればよい。

⑥ 勾留状（案）写し

→ 被疑者国選弁護制度対象事件全件分（後記6のとおり）

※ ②から⑤までの書類は、勾留質問室での使用に備えて持ち込むにすぎないので、事前に被疑者名等を記入しておく必要はない。

*44 「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を持ち込む理由

事前の国選弁護人選任請求のない事件については、勾留質問の場で、被疑者が被疑者国選弁護人選任請求の意向を示すことがあるからである（裁判官面前請求）。

その場合、まず、口頭で資力を確認し、資力が50万円未満の場合には、国選弁護人選任請求書に所要事項を記載させることとなる。

なお、資力が50万円以上の場合には、国選弁護人選任請求の前に所定の弁護士会に対する私選申出が必要となる（法37条の3第2項）ところ、未了の場合に本人が希望すれば、私選弁護人選任申出を裁判所が取り次ぐこととなる。

*45 「私選弁護人選任申出通知書」（裁判所・被疑者用）【東京地書式⑤】（資料9）の用途

この書式は、①被疑者国選弁護制度対象事件における「私選弁護人の選任申出」があった場合に利用すると共に、平成18年10月2日以降、②通常事件に関する「当番弁護の申出」があった場合や、③純粋に私選弁護人を選任したい場合にも利用する書式となった。

6 勾留状（案）写しの作成及び担当裁判官の検討

勾留質問後の処理において、勾留状写しが必要となる場合に備えて、勾留質問に入る前に以下の要領で勾留状（案）写しを作成する。^{*46}

- (1) 勾留状（案）を作成する際、被疑者国選弁護制度対象事件については全件、勾留状の写しを作成する。
-  写しには、一枚目上部余白に「㊞」と付記し、国選弁護人選任請求に関する記録一式と共にクリアファイルに入れる。
- (2) 勾留状（案）と上記(1)のクリアファイルを、裁判官による勾留請求事件記録の検討の際、裁判官に渡す。
- (3) 裁判官による検討後、勾留状（案）原本の被疑事実等に訂正が入った場合には、それが勾留状（案）写しにも反映されていることを確認する。^{*47}
- (4) 国選弁護人選任請求に関する記録一式を入れた上記(1)のクリアファイルを勾留質問室に持ち込み、勾留状（案）原本と共に裁判官に渡す。勾留質問の際に新たな訂正箇所が生じた場合には、原本と写しの双方に訂正をしてもらう。^{*48}
- (5) 勾留質問終了後、勾留状（案）写しは、クリアファイルに入れることを忘れないようにする。

^{*46} 勾留状写しの必要

国選弁護人の選任手続の段階で、支援センターに対して国選弁護人候補指名通知依頼書【東京地書式⑨】（資料13）の上段をFAX送信する際、運用上、発付した勾留状の写しを送信する必要がある。主なねらいは、支援センターに対して被疑事実を伝える点にある。したがって、コピーはFAX送信に都合の良い片面刷りとし、訂正印も不要である。



^{*47} 写しへの押印

上述のとおり、勾留状写しが必要な主な理由は、支援センターに対して被疑事実を伝えることにあるので、裁判官による写しへの押印は必要なものではない。したがって、裁判官名下の押印、契印を含めて、訂正印も不要である。逆に、押印したとしても、押印の無い写しを作り直すこともない。

対象事件名の確認

対象事件につき、疑問がある場合、一件記録を裁判官にあげる際、裁判官と相談し、対象事件に疑義が生じないようにする。

^{*48} 勾留質問の場で勾留状（案）に対して大量の訂正がなされた場合



第4 勾留質問への立会い

＊ これまでとの違いは、以下のとおり

- 1 裁判官による手続教示があること（後記1）
- 2 チェックリストにより確認した流れに応じて、国選弁護人選任請求への対応をする必要があること（後記2）
- 3 個々の事件に関し、勾留質問後の事務処理方針について、裁判官から記録表紙「連絡メモ」欄の押印又は指示をもらう必要があること（後記3）

1 国選弁護人選任請求権等に関する教示（法207条2項、3項）

被疑者国選弁護制度対象事件の被疑者に対しては、勾留裁判官から、弁護人選任権の告知と共に国選弁護人選任請求権等に関する教示がなされる。

(1) 原則

ア （私選）弁護人を選任することができる旨

イ 貧困その他の事由により自ら（私選）弁護人を選任することができないときは、（国選）弁護人の選任を請求することができる旨を告げ、

さらに、

ウ （国選）弁護人の選任を請求するには、資力申告書を提出しなければならない旨

エ その資力が50万円以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（法37条の3第2項の規定により第31条の2第1項の申出をすべき弁護士会をいう。）に

（私選）弁護人の選任の申出をしていなければならない旨

を教示する。

(2) 例外

ア 被疑者に既に弁護人が選任されている場合には、弁護人選任権の告知は不要であり（法207条2項ただし書）、裁判官によっては、告知をしない場合がある。

イ アの場合の調書作成上の注意点

弁護人選任権の告知がなされなかった場合には、告知に関する勾留質問調書（被疑者国選弁護対象事件用【東京地書式③】（資料7））の不動文字部分を抹

消する必要がある。^{*49}

裁判官から、抹消するよう指示があるので、それに従う。

2 国選弁護人選任請求に対する勾留質問の場合における対応

チェックリストの想定に応じ、以下、場合分けして対応例を説明するが、よくあるケースは、(1)のア、(3)、(4)であり、レアケースは、(1)のイ、(2)である。

(1) 国選弁護人の選任請求の要件を充足する場合（＜想定1＞のケース）

ア 資力が50万円未満のケース（典型例）

イ 資力は50万円以上だが、あらかじめ私選弁護人選任申出があり、不在・不受任通知ありのケース

勾留質問の場合では、要件を口頭で確認するにとどまることが多いであろう（その後の国選弁護人選任事務は、第5の1）。

(2) 資力が50万円以上、私選弁護人選任申出があり、添付資料等なしなど（＜想定2、想定3＞のケース）

（レアケースである。勾留質問終了後の事務は、第5の2）

ア 私選弁護人選任申出に関する確認

資力が50万円以上で、国選弁護人選任請求書の理由の記載上は「私選弁護人選任申出を行っている」となっているが、添付書類に不在・不受任通知書がない場合には、勾留質問の場合で、被疑者に対して、私選弁護人選任申出の有無^{*50}、申出日、弁護士との接見の有無、

^{*49} 勾留質問調書の不動文字部分の訂正方法

勾留質問調書の不動文字部分の訂正は、各行ごとに、単線又は二重線で削除し、各行の前後に括弧を付し、線上の1箇所それぞれ訂正印を押す（公判手続と調書講義案（補訂版）p362参照）。

なお、勾留質問時の状況から、上記訂正方法によることができないなどの特にやむを得ない事情（速やかに質問調書を完成させ、被疑者に署名指印させる必要がある場合等の要求性）が存するときに限り、次の方法により訂正することも差し支えない（記載例参照）。

裁判官は、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げ、さらに、弁護人の選任を請求する旨は資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、東京にある弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、

^{*50} 私選弁護人選任申出の時期と事実

同一の事実についてであれば、時期を問わない。身柄拘束前に、所定の弁護士会に私選申出をしている場合でもよい。法解説p62

当該弁護士に対して私選弁護人選任の申込みをしたか、選任に至ったか等について裁判官から確認することとなろう。

イ 確認後の処理

確認の結果、「私選弁護人選任申出はあったと考えられる場合」には、勾留質問後に、「不在・不受任通知書の有無の確認」を行い、不在・不受任通知書の有無が判明しないときには、弁護士会に対し、私選弁護人選任申出への対応結果（弁護人となろうとする者の紹介の有無、当該弁護士に対する私選選任申込みの有無、選任に至ったか否か等）*51について、照会を行うこととなろう。

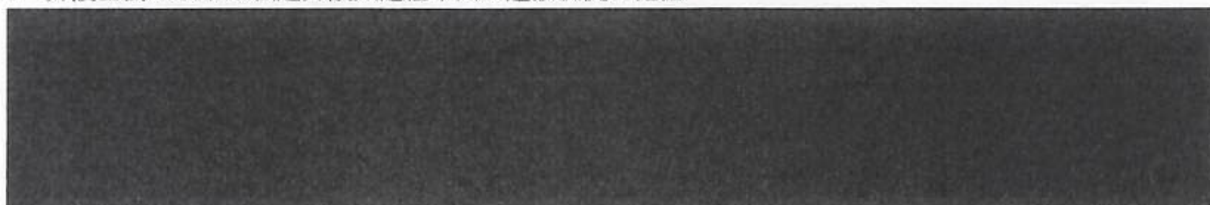
被疑者の勘違いで、未だ私選弁護人選任申出をしていないということが判明した場合（結果的には＜想定4＞と同じ場面）には、後記(3)のとおり

ウ 記録化の要否

勾留質問の場で、「私選弁護人選任申出の有無」、「申出に対する対応結果」等に関して裁判官が確認した事項については、原則として特に調書に記載する必要はないが、勾留質問後の弁護士会への照会等に備えて「私選弁護人選任申出に関する手控え用紙」【東京地書式⑦】（資料11）にメモを残し、令状事務室に残る被疑者国選担当者に国選弁護人選任請求に関する記録と共に引き継ぐ。

なお、例外的に、裁判官から指示があるときには、勾留質問調書とは別の申述調書【東京地書式⑬】（資料17）を作成すべき場合があるが、その聴取内容は国選弁護人選任請求に関する事実であるから、勾留質問調書ではなく申述調書に記載することとなる*52。申述調

*51 弁護士会における私選弁護人選任申出の進捗状況の把握



*52 申述調書を作成する場面

例えば、形式的には要件を充たさないが、個別の事情から国選弁護人を付する場合がある。そのような場合には裁判官から、国選弁護人選任請求に関し、被疑者が国選弁護人選任請求書に記載すべき事項ではない事項についての申述を記録に残すように求められることがありうる。このような場合は、私選弁護人選任申出をした時期（どの程度の時間が経過しているか。）や、資力申告書の記載の上では資力が50万円以上であるが、負債等の関係で私選弁護人を選任することができない事情などを申述調書に記録することが考えられる（最高裁マニュアルp10注21）。

書は特に方式もなく、いわゆる読み聞かせの手續や申述者の署名指印も不要と解される*53
ので、令状事務室に戻ってから作成すれば足り、勾留質問室においては、「私選弁護人選任
申出に関する手控え用紙」にメモを残しておけば足りる。申述調書は、勾留請求事件記録で
はなく、国選弁護人選任請求に関する記録に編てつすることに注意する。*54

(3) 資力が50万円以上、私選申出未了の場合（＜想定4＞に至るケース）

資力が50万円以上で、私選弁護人選任申出前置が必要であるのにそれを行って
いない場合には、国選弁護人選任請求は不適法な請求である。

そこで、勾留質問の場では国選弁護人選任請求を撤回するように促すことが多い
と考えられる。その場合には、撤回書を作成させる【東京地書式⑥】（資料10）。

*55

そして、国選弁護人選任請求は、後に要件が調ったときに再度請求してくるよう
に説明することになる。

なお、本人が私選弁護人選任申出を希望すれば、勾留質問の際に私選弁護人選任
申出書に署名指印させることになる（その後の私選弁護人選任申出の弁護士会への
取次事務は、第5の2）。

(4) 事前の請求のない場合（チェックリスト「請求書提出なし」欄）

ア 被疑者が国選弁護人選任請求の意思を示したとき

*53 被疑者の申述調書への署名指印

（「刑事事件に関する特殊調書作成に
ついでの研究」（裁判所書記官研修所実務研究報告書）p298以下参照）。

*54 申述調書の編てつ

被疑者に対する勾留質問の調書は、勾留請求事件記録に編てつして検察庁に送付することとなる。他
方、申述調書は、弁護人選任に関する資料として国選弁護人選任請求に関する記録に編てつし、裁判所
（14部。起訴後は公判部において、公判記録の第4分類に編てつ）で保管することとなる。

*55 撤回に応じない場合

被疑者が撤回に応じない場合には、却下の必要がある。

被疑者の資力につき、まず、口頭で確認する。^{*56}資力が50万円未満か、50万円以上かでその後の手続の進め方が異なるからである。

(ア) 50万円未満の場合

50万円未満の場合には、国選弁護人選任請求書の所要事項を記載させることになる。^{*57}

(イ) 50万円以上の場合

50万円以上の場合には、裁判官が、被疑者に対し、あらかじめ私選弁護人選任申出をしている必要がある旨を説明し、私選弁護人選任申出の有無を確認する。

a 私選弁護人選任申出が未了である場合

希望があれば、その場で私選弁護人選任申出書（【東京地書式⑤】（資料9）の2段枠目）に申出日を記入させ、署名指印をさせ、同申出の手続をさせることになる。

b あらかじめ私選弁護人選任申出をしている場合

被疑者に国選弁護人選任請求書の所要事項を記載させると共に、上記2(2)と同様の確認及び処理をする。

イ 被疑者が国選弁護人選任請求の意思を示さないとき（不請求）

^{*56} 国選弁護人選任請求書の作成段階での私選弁護人選任申出

従前、国選弁護人選任請求書・資力申告書の3「資力申告」欄部分をさきに記載させる取扱いをとっていたが、資力が50万円以上で私選弁護人選任申出が未了である場合、国選弁護人選任請求自体ができないことから、作成した書面は被疑者に持ち帰らせることになっていたところ、被疑者がその取扱いの要領を得なかったり、被疑者を収容している刑事施設で混乱が生じていた実情から、まず口頭による確認を行う取扱いとなった。

被疑者が弁護士に相談したいという意向がある場合や、資力の有無及びその内容について要領を得ないような場合には、（裁判官はアドバイザーにはなり得ないので）私選弁護人選任申出をさせ、面会にきた弁護士に相談してよく説明を受けなさいと諭す方法もある。

なお、従前、当番弁護士の申出と私選弁護人選任申出は別個のものと理解されていたが、平成18年10月2日以降については、両者は運用上特段の区別はされなくなった。したがって、作業としては、単に、「私選弁護人選任申出」をしてもらえばよいこととなる（初回の接見料について被疑者に負担がない点も同様である。）。

^{*57} 国選弁護人選任請求書中の被疑者本人による記載必要部分

少なくとも被疑者本人の記載が必要なのは、2「理由」欄の「貧困のため」のチェック、末尾の「請求年月日」、「署名（フリガナ）指印」、「生年月日」であろう。

記録表紙「連絡メモ」欄の「私選申出未確認・不請求・撤回」部分に裁判官の認印をもらう。

勾留質問調書に国選弁護人選任請求をしないことを記述する必要はない。

3 手続進行に関する裁判官の指示

個々の事件の勾留質問手続が終了した時点で、裁判官から、記録表紙「連絡メモ」欄の対象事件名を記載してもらった上で、今後の処理方針について「直ちに指名通知依頼する」又は「私選申出未確認・不請求・撤回」のいずれかに認印をもらう（ただし、勾留請求却下の場合等判断留保の場合及び特別な指示のある場合には、その旨を備考欄に記載してもらい、押印は受けない。）。*58

この指示が記録表紙「連絡メモ」欄及びチェックリストに反映されていないと、その後の処理を令状事務室に残る書記官が進められないので、特に注意する。

国選弁護人選任請求に関する記録は、令状事務室の被疑者国選担当者が記録を取りに来るので、国選弁護人選任請求関係の書類一式をクリアファイルに入れて、令状事務室に引き継ぐ。

<注意>



- ・国選弁護人選任につき裁判官からの申し送り事項がある（記録表紙「連絡メモ（備考）」欄に記載がある）場合を除き、令状事務室への内線連絡は不要である。
- ・勾留請求事件記録の令状事務室への引継ぎは、従前と同じ取扱いである。

第5 勾留質問後の処理

記録表紙「連絡メモ」欄の裁判官からの指示に従って、事務処理を進める。

*58 記録表紙「連絡メモ」欄の認印についての確認

勾留質問を始める前に、裁判官との間で、「今後の事務処理の関係から、個々の事件の終了ごとに、「連絡メモ」欄の認印・記載をお願いします。」と打合せをしておくスムーズに行くであろう。

事務処理を進める際、チェックリスト2（国選弁護人選任請求に関する記録表紙の裏面）【東京地書式②】（資料6）に各想定に応じた標準的な事務のリストが掲げがあるので、それを参考にすると共に、事務処理の結果等所要事項を適宜記載して事務に遺漏がないようにする。^{*59}

また、引継ぎが必要な事項については、該当欄にメモを残した上、宿直職員に申し送りをするなどして翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ。

1 国選弁護人の選任（「直ちに指名通知依頼する」＜想定1＞のケース）

(1) 国選弁護人候補指名通知の依頼

支援センターへの国選弁護人候補指名通知依頼は、以下の要領でFAX送信により行う。^{*60}

なお、支援センターへのFAX送信は、午後5時までに終わらせる（勾留質問が終了していない等の理由により、午後5時までにできないときは、あらかじめ支援センターへその旨連絡する。）。^{*61}

ア 国選弁護人候補指名通知依頼書【東京地書式⑨】（資料13）の上段に所要事

*59

*60 国選弁護人候補者指名通知依頼における事務の迅速性の必要

国選弁護人選任請求に関する事務は迅速性が要求されるので、個別の事件ごとに国選弁護人候補指名通知依頼を行える場合には、特別の事情のない限り、他の事件を待つことなく依頼の手続をする。

*61 支援センターとの確認

項を記入する*62。

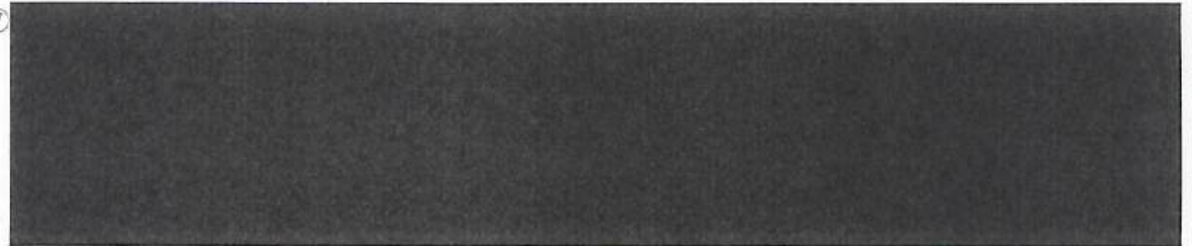
※ 依頼書の「事件名」については、被疑者国選担当者において、被疑者国選記録の連絡メモ欄記載の対象事件名の記載及び勾留状写しで事件名が正しいか否か（対象事件であるか否か）を必ず確認し、被疑者国選弁護対象事件だけを記載する。ただし、対象事件と科刑上一罪の関係にある罪については、その罪名も記載する。

※ 平成21年5月21日以降、国選弁護人選任書等を作成するに当たり、当該国選弁護人候補指名通知依頼書兼指名通知書を引用する方法が採用された。事

*62 国選弁護人候補指名通知依頼書の所要事項記入要領

- ① 「進行番号」欄には何も記載しない。
- ② 「通知回答期限」欄は依頼日の翌日とする。
- ③ 「勾留場所」欄の（取扱署）は、国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）の最下部欄外※3で判明した事項を記入すれば足りる。また、勾留場所と異なる取扱警察署があるときは、勾留等請求通付票（資料31）の「勾留場所」欄に手書きがなされている。
- ④ 「事件」欄の「番号」欄は、上訴申立書等記録簿の（記）番号を記入する。（※番号欄は記載不要。起訴後に支援センターで利用する。）
- ⑤ 「事件」欄の「事件名」欄は、被疑者国選弁護対象事件に限られる。なお、対象事件と科刑上一罪の関係にある罪については、その罪名も記載することになる。記録表紙「連絡メモ」欄に記載されている対象事件名及び勾留状写しを確認して事件名を記載する。
- ⑥ 「国選弁護人選任請求の別」欄は、通常の被疑者国選弁護人選任請求事件については、法37条の2を、即決裁判手続申立事件の同意確認のための被疑者国選弁護人選任請求のときは、法350条の3第1項を選択する。

⑦



「別事件の国選弁護人」については、勾留質問等で明らかとなっていれば別だが、国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）の最下部欄外※5で判明した事項に限り記入すれば足りる。



件名の過不足や文字の記載に注意して作成することを要する。

イ ファクシミリ送信書に必要事項を記入し、①ファクシミリ送信書（【東京地書式⑩】（資料１４）の上段）、②国選弁護士候補指名通知依頼書、③勾留状写しの順にそろえる。

ウ ファクシミリ送信書から順に書面右下部分に丁数を振り、最後の丁数にはその旨を示すために丁数を○で囲む（例：１，２，３，４，⑤）。また、勾留状写しの別紙「被疑事実」の右上余白に被疑者名を表示する。

＊ これは、休日の支援センター東京地方事務所では、大阪などと並んで事務を集約させて処理する特定事務所となっているので、書類の混在等を起こさずに確実に授受ができるように配慮する必要があるからである。

エ 支援センターに電話をし（），これから国選弁護士候補指名通知依頼書類一式をFAX送信する旨を伝える。*63

オ 国選弁護士候補指名通知依頼書類一式をFAX送信し、送信した書類一式は当該被疑者の国選弁護士選任請求に関するクリアファイルに入れる。まもなく受領書（【東京地書式⑩】（資料１４）の下段）が記載されて返信されてくるので、受付日付印（A印）を押してこれもクリアファイルに入れる。一定時間（１５分程度）経過しても受領書が返信されてこない場合は、支援センターに電話をして書類受信の確認をし、受領書の送信を促す。

（２）国選弁護士候補指名通知書の受理、国選弁護士選任書の作成

国選弁護士候補指名通知依頼を受けた支援センターから、当該依頼後、原則として数時間、遅くとも２４時間以内に、裁判所あてに国選弁護士候補指名通知書（【東京地書式⑨】（資料１３）の下段）がFAXにより返送されることになっている。

支援センターは送信の際、電話をしてくるので、受信したら以下の要領で処理す

*63 対象事件拡大後の国選弁護士候補指名通知の状況



る。

ア 受信書類の確認

(ア) 被疑者*64に関するものであること

(イ) 通知書の各項目に記載又はチェックが入っていること、特に候補者が所属する弁護士会が東京にある弁護士会*65であること

イ 受領書の返信

支援センターのファクシミリ送信票下部の受領書欄に、①受付日付印（A印）と、②取扱者の認印を押し、FAXで直ちに返信する。

ウ 受付等

国選弁護人候補指名通知書のコピーを2部とった上で、送信された原本の下部余白に受付日付印（A印）を押し、受付印を押した国選弁護人候補指名通知書、イで返信したファクシミリ送信票（兼受領書）の順に、当該被疑者の国選弁護人選任請求に関するクリアファイルに入れる。

エ 国選弁護人選任書の作成

〔新方式〕第5の1(1)※記載のとおり、平成21年5月21日以降、指名通知書写しを引用して国選弁護人選任書を作成する方法が採用された。作成方法については以下のとおり

＜注意＞国選弁護人候補指名通知書に記載されている文字が判然としない場合は、従前どおり、国選弁護人選任書を別に作成する（後記〔従前の取扱い〕）。

(ア) 上記ウでコピーをとった国選弁護人候補指名通知書写し（1部目）の下部余白に、国選弁護人選任のゴム印（在中）を押し、決定日を記入し、裁判官の記名印を押して選任書草稿を作成

*64 被疑者用の国選弁護人候補指名通知であることの確認

「公判部」あての「被告人」に関する国選弁護人候補指名通知でないことを確認する趣旨である。

*65 東京三弁護士会のいずれかに所属する弁護士の指名であること（原則）



する（簡略版（日直用）マニュアルその②の2枚目⑨参照）。

- (イ) 上記ウでコピーをとった国選弁護人指名通知書写し（2部目）は、国選弁護人選任通知に利用するので（後記(4)のイ(ア)）、国選弁護人選任請求関係の記録と共にクリアファイルに入れて保管する。

〔従前の取扱い〕国選弁護人選任書を別途作成する方法は以下のとおり

支援センターからの国選弁護人候補指名通知書に基づき、国選弁護人選任書

【東京地書式⑪】（資料15）の草稿を作成する。^{*66}

- (3) 国選弁護人選任書の決裁、写しの作成等

ア 作成した草稿を勾留質問が終了した裁判官に提出して押印を受ける。

イ 国選弁護人選任書の写しを一部作成し、国選弁護人選任請求関係の記録と共にクリアファイルに入れる。

ウ 原本は、事件関係送付簿Aに記入した上（複数をまとめて「〇〇〇〇外〇名」でよい。）、[REDACTED]に入れて14部に引き継ぎ、休日明けに14部で当該国選弁護人に原本を交付する。

- (4) 弁護人への連絡及び関係者に対する通知等

ア 弁護人への連絡等

(ア) 国選弁護人選任後、直ちに、当該国選弁護人に電話連絡する。

① 選任命令が出た旨

② 選任書原本を交付するために、休日明けに14部まで来庁していただきたい旨^{*67}

③ 弁護人からの希望があれば、FAX番号を確認した上で、国選弁護人選任書写し（上記(3)イで作成したもの）をFAX送信する（弁護人（事務所）に

^{*66} 被疑事件名の記載について

「被疑事件名」については、^{*61}⑤参照

^{*67} 原本の交付について

14部では、後日来庁した弁護人に対して、国選弁護人選任書原本を交付し、国選弁護人から請書を受領し国選弁護人選任請求に関する記録に編てつする。

なお、弁護士に国選弁護人選任書原本を直ちに受領したいとの要望がある場合には、令状事務室において請書【東京地書式⑬】（資料19）を用いて交付をすることは差し支えない。

FAX番号の確認が取れないときは、FAX送信しない。）。*68*69*70

- (イ) 電話で国選弁護人に選任命令が出た旨を通知した場合、通知済みの旨を国選弁護人選任書写し（上記(3)イで作成したもの）に付記し（ゴム印は[REDACTED]在中）認印する（簡略版（日直用）マニュアルその②の2枚目⑩参照）。*71 通知ができなかったときは、選任書写しに「弁護人通知未了」の付せんを貼り、翌日の日直又は14部に引き継ぐ。

イ 被疑者、支援センター、検察官への通知

- (ア) 国選弁護人選任通知書を作成する。

〔新方式〕国選弁護人選任書の場合と同じく、国選弁護人選任通知書についても、指名通知書写しを引用して作成する方法が採用された。作成方法については以下のとおり

上記(2)ウでコピーをとった国選弁護人候補指名通知書写し（2部目）の下部余白に、国選弁護人選任通知のゴム印（[REDACTED]在中）を押し、通知日を記入し、書記官の記名印、職印を押して選任通知書を作成する（簡略版（日直用）マニュアルその②の2枚目⑭参照）。〔従前の取扱い〕国選弁護人選任書を別途作成した場合（上記(2)のエの〔従前の取扱い〕）は別途国選弁護人選任通知書【東京地書式⑫】（資料16）を作成

*68 弁護人へ国選弁護人選任書写しをFAX送信する運用の理由

事件関係者への面会など、要急の弁護活動を行う際に国選弁護人であることを示す書類が必要とされるからである（最高裁マニュアルp13注25）。

*69 弁護人への連絡及びFAX送信について

誤送信防止のため、以下の取扱いとする。①国選弁護人候補指名通知書に記載されている事務所所在地の連絡先に事前に電話をし、FAX番号の確認がとれた場合にのみFAX送信を行う。②連絡先については、支援センターにおいて、当日、当該弁護士に連絡するのに用いた電話番号をファクシミリ送信票に記載してくれることとなっているので、その番号も試してみる。③どうしても連絡が取れない場合には、翌日の担当者（14部又は日直）に事務を引き継ぐ。

*70 誤送信の防止

FAX番号の押し間違い等による誤送信には注意する。送信ボタンを押す前にFAX番号を復唱して確認するなどし、誤送信という事態は絶対に避けなければならない。

*71 弁護人への通知済みの付記について

弁護人に対する告知については、庁により、原本によるか、謄本によるかの取扱いの違いはあるが、選任書の原本（又は謄本）の交付によると解される。東京では、原本交付の扱いである。

ここでの通知済みの付記は、上記の原本交付とは違う次元で、FAX送信や電話による通知がなされた場合に、便宜上、通知済みを付記しておく趣旨である（通知済みの付記をすることについては、最高裁マニュアルp13に記載がある。）。

ここに必要事項を記載する。

(2) F A X送信

三会センターに電話連絡をし（ ），私選弁護人選任申出通知書にファクシミリ送信書（【東京地書式⑧】（資料12）の上段）を付してF A X送信する。

(3) 受領書の受信・受付

送信後まもなく受領書（【東京地書式⑧】（資料12）の下段）に記載がされて返信されてくるので、受付日付印（A印）を押す。一定時間（15分程度）経過しても受領書が返信されてこない場合は、三会センターに電話をして書類受信の確認をし、受領書の送信を促す。

(4) 14部への引継ぎ

ファクシミリ送信書、私選弁護人選任申出通知書、(3)で受付をした受領書は、3枚1組で事件関係送付簿Aに「私選弁護人選任申出通知書」として記入した上（複数をまとめて「○○○○外○名」でよい。）、 に入れて14部に引き継ぐ。

3 勾留後の処理におけるまれな事務

※ 被疑者国選弁護制度対象事件が拡大したため、下記の事務処理が増えることが予想されるので注意する。

(1) 国選弁護人選任請求の撤回の場合

ア 記録表紙「連絡メモ」欄の「私選申出未確認・不請求・撤回」欄に裁判官の認印があるのを確認し、被疑者から提出された撤回書【東京地書式⑥】（資料10）に、受付日付印（A印）を押し、国選弁護人選任請求に関する記録に編てつする。

イ 上訴申立書等記録簿（資料30）の当該事件の備考欄（結果・その他）及び記録表紙（「連絡メモ」欄の右上欄外）の「☐撤回」に、それぞれチェックを入れる。

ウ 記録表紙には、勾留状の発付日及び撤回の日もあわせて記入する。

(2) 国選弁護人選任請求を却下する場合

ア 勾留請求却下見込みの場合

(ア) 記録表紙「連絡メモ（備考）」欄において、裁判官の申し送り事項が記載される（例「勾留却下見込み」）ので、令状事務室の被疑者国選担当者は勾留質問の終了を待って担当裁判官の指示を受ける（この場合、裁判官は「連絡メモ」欄に押印をしない扱いである。）。

なお、資力が50万円以上のケースで私選弁護人申出が未確認の場合は、確認手続を進めておく（確認方法については後記(3)のとおり）。

(イ) 裁判官の判断の結果、勾留請求が却下され、それに伴い国選弁護人選任請求を却下する場合には、被疑者の釈放を確認してから却下するので、その旨を付せん等に記載し記録上分かるようにして、国選弁護人選任請求に関する記録を編てつし、に入れて14部に引き継ぐ。

※ 勾留請求を却下しても、準抗告で勾留を認めた場合、被疑者国選選任事務を進めなければならないので、私選申出未確認のケースはすべて確認しておく。

イ 勾留状発付以外の要件を満たさず却下する場合*73

(ア) 資力が50万円以上で私選申出の有無を確認した結果、未だ申出をしていないということが判明した場合など、被疑者国選弁護人の選任要件のうち、勾留状発付以外の要件を満たさない場合は、通常は勾留質問時に被疑者に国選弁護人選任請求を撤回させることが多いが、担当裁判官の指示を受けた結果、国選弁護人選任請求を却下する場合には、国選弁護人選任請求却下命令【東京地書式⑯】（資料20）の草稿を作成して裁判官に提出し、押印を受ける。

(イ) 却下命令の原本は、国選弁護人選任請求に関する記録に編てつする。

(ウ) 被疑者に対する却下命令謄本送達の準備を行い、14部に事件関係送付簿Aに「却下命令謄本」として記入した上で引き継ぐ。送達は、当直明けに14部が行う。

また、それに先だって、被疑者を収容している刑事施設の国選弁護人選任請

*73 二重請求の取扱いについて
後記*85記載のとおり

求書を送付してきた部署に対して電話をし、国選弁護人選任請求は却下になったこと、及び、後日正式に却下命令謄本が送達されること、を被疑者に伝達してほしい旨依頼する（相手方から却下命令の写しを求められたら、FAX送信してよい。）。（最高裁マニュアルp15注31）*74

(エ) 上訴申立書等記録簿（資料30）の当該事件の備考欄（結果・その他）及び記録表紙（「連絡メモ」欄の右上欄外）の「□却下」に、それぞれチェックを入れる。

(オ) 記録表紙には、勾留状の発付日及び却下決定の日もあわせて記入する。

(3) 不在・不受任通知書の有無の確認、私選弁護人選任申出の進捗状況の照会をする場合（＜想定2，想定3＞のケース）*75

ア 不在・不受任通知書の有無の確認＜想定2＞

(ア) 被疑者を収容している刑事施設への照会

国選弁護人選任請求書をFAX送信してきた刑事施設に対して、被疑者あての不在・不受任通知書（法31条の2第3項）が届いていないかを確認する。

届いていれば、FAX送信してもらう。*76

(イ) 裁判所あての不在・不受任通知書の確認

*74 被疑者に対する特別送達のアて先

被疑者の収容されている施設の長である。

*75 私選弁護人選任申出についての進捗状況の確認頻度と事務処理の概説

勾留状発付後の国選弁護人選任請求の場合にはあり得るであろうが、勾留請求時の場合にはまれであろう。

資力申告書の記載内容から被疑者に50万円以上の資力がある場合には、あらかじめ所定の弁護士会に対する私選弁護人選任申出が必要となる（法37条の3第2項）。

不在・不受任の場合は、「貧困その他の事由により弁護人を選任できないとき」に該当すると認められるのが通例であるから、「不在・不受任通知書」が【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料26＋資料23）により出されていると考えられるケース＜想定2＞では、通常は、先にその確認をすることとなる。

しかし、他方、「不在・不受任通知書」が出されているかどうかはそもそも分からないケース＜想定3＞や「不在・不受任通知書」の有無の確認が容易にできないときには、弁護士会に対して、私選弁護人選任申出の進捗状況の照会を照会書（【東京地書式⑭】（資料18）の上段）によりFAXを用いて行う。

*76 国選弁護人選任請求に不在・不受任通知書を添付する義務

被疑者及び刑事施設には、不在・不受任通知書を裁判所に送信する義務はないが、運用上、送信してもらっている。そのため国選弁護人選任請求書には、添付書類の例として、不在・不受任通知書があげられている。

裁判所あての不在・不受任通知書（法37条の3第3項）は、「不受任通知書等綴」（五十音順で編てつ）から検索し、あればコピーをとる。

(ウ) 確認後の対応

a 確認ができた場合

FAXにより入手し、又は不受任通知書等綴からコピーした不在・不受任通知書を国選弁護人選任請求に関する記録に編てつし、裁判官に報告する。

その後は、要件を充足しているとして（＜想定1＞の場合と同様、）国選弁護人選任手続へ進むことになる。

b 確認ができなかった場合

以下イの弁護士会への照会手続を行う。

イ 私選弁護人選任申出の進捗状況の弁護士会への個別照会

(ア) 照会の方法

照会書（【東京地書式⑭】（資料18）の上段）を作成し、三会センターにFAX送信した上で電話をする。受信の有無を確認すると共に、回答見込時期を聞いておき、すぐに回答を得られない場合には、チェックリスト2【東京地書式②】（資料6）の＜想定2, 3＞の③欄外に回答待ちである旨付記するなどして記録上分かるようにした上、国選弁護人選任請求に関する記録を翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ（引継方法は、第6のとおり）。

また、照会書は国選弁護人選任請求に関する記録に編てつしておく。

(イ) 回答を得た場合

回答書がFAX送信されてくるので、下部余白に受付日付印（A印）を押し、国選弁護人選任請求に関する記録に編てつの上、裁判官に報告し、回答結果に応じて以下の事務処理を行う。

a 選任のための要件が充足しているとき（不在・不受任との回答のとき）

→ 国選弁護人の選任手続

b 選任のための要件が充足していないとき（申出未了との回答のとき）

→ 被疑者に対して国選弁護人選任請求の撤回の促し、又は請求却下

(ウ) 私選弁護人選任申出手続が処理途中のため、回答が遅れると言われた場合

回答見込の日時を確認して*77、チェックリスト2の＜想定2，3＞の④所定の欄に記載し、裁判官に報告する。裁判官からの指示を上記所定の欄にもらったら、その旨を付せん等に記載し記録上分かるようにした上、宿直職員に申し送りをするなどして、国選弁護人選任請求に関する記録を翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ（引継方法は、第6のとおり）。

第6 日直終了後の各種書類の引継ぎ

1 引継ぎについて

国選弁護人選任請求に関する記録及び書類のうち、日直において手続が完了したものについては [] に、宿直において単に受付をしたにすぎないもの及び日直において手続が完了しなかったものについては [] に、それぞれ入れ、宿直職員を経由して翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ（引継ぎの際は、必ず書類を記録に編てつし、クリアファイルをはずす。）。

2 書類別の具体的な引継方法

- (1) 国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）は、上訴申立書等記録簿（資料30）に登載し、かつ、個々の請求ごとに記録表紙【東京地書式①】（資料5）を付して記録とした後、上記1の方法に従って引き継ぐ。
- (2) 裁判所あての不在・不受任通知書【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料26＋資料23）は、受付日付印（A印）を押印した上、「不受任通知書等綴」に五十音順に綴り込んだ状態で14部に引き継ぐ。

なお、宿直の時間帯に提出されたものは、受付日付印（A印）のみが押印され、[] で日直に引き継がれているので、日直において、上記と同様、「不受任通知書等綴」に五十音順に編てつした上で引き継ぐ。

*77 私選弁護人選任申出手続の進捗状況に関する弁護士会への照会の回答見込日時

弁護士会に対して私選弁護人選任申出手続の進捗状況について照会をした場合、すぐに回答を得られない場合がある。例えば前日に私選申出がなされたという場合には、弁護人となろうとする弁護士の紹介自体が未了ということがあり得る。また、例えば、当該弁護士から接見の結果等についての報告が弁護士会にされていないなど、何らかの事情で調査確認に一定の時間を要する場合もあるであろう。

(3) 国選弁護人候補指名通知書（【東京地書式⑨】（資料13）の下段）（原則として、宿直の時間帯に提出されることは予定されていない。）は、受付日付印（A印）を押印した上（前記のとおり、同通知書写しを国選弁護人選任書に引用するので、受付日付印を押す前にコピーを2部とっておくと便利）、あらかじめ引継ぎを受けているはずの当該被疑者に関する「国選弁護人選任請求に関する記録」に編てつし、翌日の日直において速やかに国選弁護人選任の手続を行う必要がある旨を付せん等に記載し記録上分かるようにして、[REDACTED]に入れて引き継ぐ。

(4) 国選弁護人選任書（【簡略版（日直用）マニュアルその②の2枚目⑨】又は【東京地書式⑪】（資料15））（原本）は、事件関係送付簿Aに記入した上（複数をまとめて「〇〇〇〇外〇名」でよい。）、[REDACTED]
[REDACTED]に入れて14部に引き継ぐ。

(5) 国選弁護人選任通知書（【簡略版（日直用）マニュアルその②の2枚目⑭】又は【東京地書式⑫】（資料16））は、事件関係送付簿Aに記入した上（複数をまとめて「〇〇〇〇外〇名」でよい。）、[REDACTED]
[REDACTED]に入れて14部に引き継ぐ。

(6) 私選弁護人選任申出通知書【東京地書式⑤】（資料9）は、ファクシミリ送信書（【東京地書式⑧】（資料12）の上段）、受領書（【東京地書式⑧】（資料12）の下段）と共に3枚1組で事件関係送付簿Aに「私選弁護人選任申出通知書」として記入した上（複数をまとめて「〇〇〇〇外〇名」でよい。）、[REDACTED]
[REDACTED]に入れて14部に引き継ぐ。

第4編 日直における受付、審査及びその他例外的な事務処理

＊ ここでは、主として、勾留状発付後の国選弁護士選任請求（勾留状発付後請求）の処理を念頭に、日直における事務について説明する。勾留請求時の国選弁護士選任請求の処理をする場合と共通の事務（国選弁護士選任手続など）については、割愛する。

第1 前提（各種書類の受付手続）

＊ 日直の時間帯に、被疑者国選弁護士選任請求に関して裁判所に提出される主な書類*78は、以下の3つの書類であり、いずれも原則としてFAX送信により提出される。

- ① 国選弁護士選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）（提出元：被疑者を収容している刑事施設）
- ② 国選弁護士候補指名通知書（【東京地書式⑨】（資料13）の下段）（提出元：支援センター）
- ③ 裁判所あての不在・不受任通知書【東京地書式⑤】（資料9）又は（資料26＋資料23）（提出元：三会センター）

＊ このうち、①及び②は、提出後にすぐ対応が必要な書類であり、送信の際に電話連絡が入るものである。

これに対して③は、受付日付印（A印）を押して不受任通知書等綴に綴り込めば足りるものであり、送信の際に電話連絡も予定されていない。

第2 国選弁護士選任請求書・資力申告書の受付手続及びその後の審査

1 受付

日直の時間帯に受信した国選弁護士選任請求書・資力申告書は、勾留決定後のもの

*78 その他の日直の時間帯に提出されうる書類

そのほか、弁護士会から、裁判所が問い合わせた弁護士会への私選弁護士選任申出の有無等に関する照会の「回答書」（【東京地書式⑭】（資料18）の下段）がFAXにより回答されることがある。これは、回答内容に応じてその後の対応が必要なものである（第3編 第5の3の(3)のイ）。

であることが通常である。*79そこで、ここではそれに限定して説明する。

ア 刑事施設からの電話及びFAX送信

- (ア) 被疑者を収容している刑事施設（多くの場合、警察署の留置係）は、国選弁護人選任請求書・資力申告書をFAX送信する際、裁判所に対し、電話をすることになっている。

勾留決定後の国選弁護人選任請求（勾留状発付後請求）は、勾留請求時のもの（勾留質問前請求・裁判官面前請求）に比して勾留質問が無い分情報が少ない。

そこで、電話があった際、以下のa及びbを、被疑者が少年の場合には、さらに、c～eを電話で確認できるとよい（受信した書類から明らかな部分は確認不要）。*80

a 勾留後の国選弁護人選任請求であること

＊ 勾留状写しが添付されていること*81

＊ 万一勾留前の場合には、勾留質問の予定日が、本日か明日かを確認する。

b すでに起訴されていないこと *82

＊ 万一起訴済みとのことであれば、起訴日と起訴罪名を聴取しておく。

<少年の場合>

*79 国選弁護人選任請求書の送信元と送信される時間帯について

法37条の2による被疑者の国選弁護人選任請求は、身柄拘束が前提となっており、原則として刑事施設の長又はその代理者経由で裁判官になされる（規28条の3第1項）。この場合にはFAX送信が認められたので（規28条の3第3項）、送信元は、被疑者を収容している刑事施設であり、この時点では大半が警察署となる。

*80 電話確認でのスタンス

すぐには分からないということであれば、無理はしなくてよい。後述の「2 審査」の段階で電話をすれば良いので、「また電話をさせていただくかもしれない。」と告げて、いったん電話を切ってよい。

*81 勾留状写し添付の運用

*82 起訴されていないことの確認を要する理由

国選弁護人選任請求の基礎となっている事件について起訴されていないという趣旨である。もし、起訴されている場合には、被告人からの国選弁護人選任請求となり、当該請求に対する判断は、受訴裁判所が判断すべきこととなるからである。

- c 現在，逮捕勾留中の被疑者であること*83
 - * 家裁送致（少年法42条1項）になっていないこと
 - * 観護措置（少年法17条1項2号[少年鑑別所での観護措置]）になっていないこと
 - d 本日，少年は，収容先に朝から収容されていること*84
 - * あるいは，身柄拘束期間満了間際のため，朝から東京地検に押送されていないこと
 - e いったん家裁に送致された事件が再び検察官送致決定（少年法20条）された事件（逆送決定事件）であるか否か
 - * 逆送決定事件のときは，勾留状写しに代わるものとして，「告知調書」（少年審判規則24条の2）写しの送信を依頼する。
- (イ) 送信されてくる書類
- a ファクシミリ送信書（資料29の上段）
 - b 国選弁護人選任請求書・資力申告書【東京地書式④】（資料8）
 - c 勾留状写し*85

*83 法37条の2による国選弁護人選任請求ができる少年

被疑者が少年の場合，一定の時点で家庭裁判所に送致される（少年法42条1項）。家裁に送致されると，刑事手続から少年審判手続に移行し，当該少年は被疑者の地位を離れるため，法37条の2による国選弁護人選任請求はできなくなる。

*84 家裁送致される場合の当日の身柄の扱い



*85 勾留状写し又は告知調書写しの添付



- d (資力が50万円以上の場合) 不在・不受任通知書【東京地書式⑤】(資料9) 又は(資料26+資料23)

イ 受信後の事務

(ア)受信書類の確認, (イ)受領書の返信, (ウ)受付手続, (エ)記録の編成の各事務を行うが, これらは宿直での事務と同じである。(第2編の第2の2参照)

記録の編成が済んだら直ぐに審査をし(下記2), 要件を充たすことが確認できた場合は, 日直裁判官の認印を記録表紙「連絡メモ」欄に受けた上で, 国選弁護人の選任手続を行う。^{*86}

2 審査

(1) 勾留決定の有無の確認

国選弁護人選任請求書・資力申告書が刑事施設から送信されてきた際の電話確認のやりとりで, 勾留済みか否かの点は確認ができているのが通常と思われるが, その際, 刑事施設の方で「すぐには分からない」という対応などの場合には, 以下の方法で, 勾留決定の有無を確認する。

ア 添付書類に勾留状写しがあれば, 勾留決定がされている。

イ 国選弁護人選任請求書に記載の逮捕日が5日以上前のもの(本日が土曜日であれば, 逮捕日が月曜日のものは5日以上前に当たる。)ならば, 勾留されていて, 単に勾留状写しの添付を失念しているだけの公算が大きい。そこで, 送信元の刑事施設に電話をして事情を確認する。

ウ 国選弁護人選任請求書記載の逮捕日が4日前までのもの(本日が土曜日であれば, 逮捕日が火曜日までのもの)の場合, 4日前までの「勾留等請求通付票」(資料31)を

^{*86} 国選弁護人選任の二重請求の取扱い

用いて勾留請求の有無を確認する（被疑者国選弁護対象事件には検察官名欄に「☒」の印が付している。）。

東京の場合、勾留請求の大半は勾留質問を実施する日の前日になされるから、被疑者国選弁護人選任請求をしている被疑者が、昨日の勾留請求事件の被疑者であるときには、本日勾留質問に来ている可能性が高い。この場合には、勾留質問担当者に記録を交付する。

2日以上前の勾留請求の場合には、すでに勾留決定をしている公算が大きいので、送信元の刑事施設に電話をして事情を確認する。

そもそも勾留請求がされていないならば、国選弁護人選任請求をすることはできず、国選弁護人選任請求書は単なる予告書類となる。国選弁護人選任請求に関する記録は、
[redacted] に入れ宿直職員を経由して翌日の担当者（14部又は日直）に引き継ぐ。送信元の刑事施設に対して、「国選弁護人選任請求書は、勾留請求後に再度FAX送信するように。」電話で指示し、その旨を付せん等に記載し記録上分かるようにしておく。また、上訴申立書等記録簿（資料30）の当該事件の備考欄（結果・その他）の「☐勾留請求前受付」にチェックを入れる。

(2) 起訴の有無の確認

送信元の刑事施設との電話において、起訴の有無を確認する。

国選弁護人選任請求書に記載された逮捕日から23日以上経過している場合には起訴されている公算が大きいので、仮に上記電話連絡の際に未確認であったとしても、再度、電話で確認をする。^{*87}

ア その上で、判明しない場合

*87 再確認の際の方法例

担当裁判官の指示を仰ぎ、

*88

イ 起訴されていた場合

請求に対する判断は受訴裁判所が行うことになるので、国選弁護人選任請求に関する記録は、に入れて14部に引き継ぎ、上訴申立書等記録簿（資料30）の当該事件の備考欄（結果・その他）の「☐起訴後受付」にチェックを入れる。

(3) 家裁送致の有無の確認（被疑者が少年の場合）

ア 送信元の刑事施設との電話において、家裁送致の有無を確認する。

イ 上記確認で分からない場合、必要に応じて家裁の当直に確認を行う。家裁に確認を行う場合は以下のとおり

ア 東京家裁の観護措置日直（直通電話 ）に電話で家裁送致の有無を確認する。

照会時は、①少年の氏名（漢字＋カナ）、②生年月日で特定した上、「少年被疑者〇〇〇〇に対する〇〇、〇〇被疑事件について、〇月〇日（勾留決定日）から今日までの間、家裁送致があったか。」と照会する。

イ 折り返し、回答が来る。*89

*88

*89 家裁が照会を処理するために要する時間

(ウ) 回答結果を裁判官に報告する。

3 その他の受付における特殊な事例

- (1) 当番弁護士として被疑者と接見した弁護士（その後に事件を受任している弁護士を含む。）が、被疑者国選弁護人への切替を求めてきたとき

ア 査閲・確認

弁護士が切替専用の請求書等（資料3 2～資料3 4）を持参してくるので、記載内容、添付書類を確認し、不明な点があれば、その場で弁護士に確認する。

*90

専用の「国選弁護人選任請求書・資力申告書」に添付書類がある場合と、その種類は以下のとおりである。

- (ア) 被疑者の資力が50万円以上であれば、不受任通知書（ただし、提出は任意）
- (イ) 弁護士が事件を受任していたのであれば、捜査機関の受付印のある辞任届の写し
- (ウ) 弁護士が裁判所に対し、特別な事情を説明したい場合、支援センターあての「国選弁護人の選任に関する要望書」写し

イ 受付手続・記録の編成

通常の被疑者国選弁護人選任請求と同じである。ただし、その日に勾留質問が行われる被疑者分で急ぐ場合は、後回しにして、直ちに勾留質問の担当者に引き継ぐことも考えられる。

ウ その後の処理

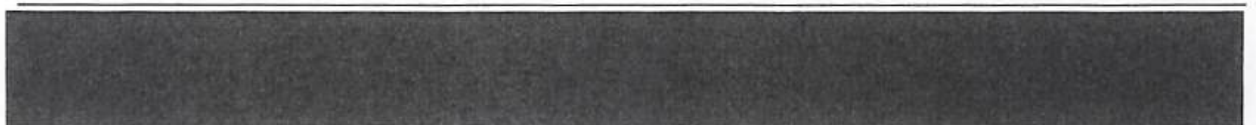
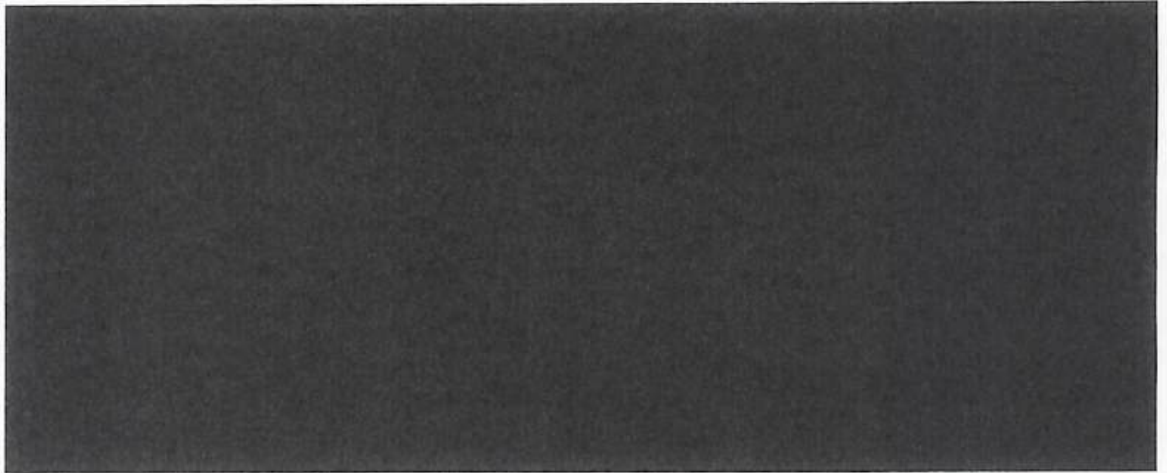
通常の被疑者国選弁護人選任請求の処理と同じであるが、異なる点は以下のとおりである。

- (ア) 支援センターに対して国選弁護人候補指名通知依頼を行うときには、連絡事項欄に当該弁護士の情報を記載して情報提供を行う。

*90 切替専用の請求書等の提出時期



- (イ) 既に勾留状が発付されている被疑者に関しては、収容されている刑事施設に連絡をして、勾留状写しを入手する。
- (2) 少年の扶助付添人（私選）が、逆送決定後に、被疑者国選弁護人への受任を希望した場合



[REDACTED]

[REDACTED]

第3 その日の日直以外が依頼した国選弁護人候補指名通知書を受理したとき

被疑者国選弁護制度の対象事件拡大後、日直において受理する国選弁護人候補指名通知書のうち、その日の日直の時間帯に依頼をしたものに対する指名通知のほか*93、前日に依頼した分がFAX送信されてくる事例が増加した。この場合、直ちに選任手続を行う必要があるので注意する。*94

第4 裁判所あての不在・不受任通知書の受付・処理

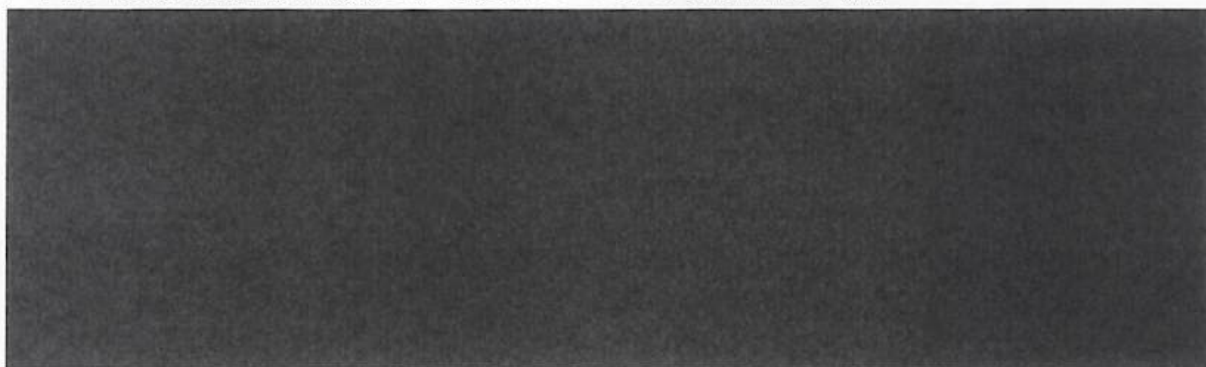
- 1 受付日付印（A印）を押す。
- 2 「不受任通知書等級」に被疑者の氏名（フリガナ）を基準として五十音順に編てつする。（宿直から [REDACTED] で引き継いだ分についても、同様に編てつする。）

第5 例外的な事務処理

1 被疑者国選弁護人の解任手続

新たに私選弁護人が選任されたり、選任した国選弁護人が急病により活動できない等の事情により、選任された国選弁護人を解任しなければならないという情報を令状事務室において得ることがある。

*93 国選弁護人候補指名通知依頼に対する通知のタイミングと翌日回しの場合



*94 選任手続のための記録

前日が平日で、14部で国選弁護人候補指名通知依頼をした事件である場合、翌休日に国選弁護人候補指名通知がなされる予定のときには上記の [REDACTED] で記録が引き継がれる扱いになっているが、万一ない場合には、14部の執務室から該当の記録を借り出してくる必要がある（国選弁護人候補指名通知を受理したら速やかに国選弁護人を選任しなければならないからである。）。記録を借り出すに当たっては、事前に、14部の総括主任書記官又は勾留担当の主任書記官、両者とも連絡がつかない場合には、刑事訟廷管理官又は刑事訟廷副管理官に連絡をし、記録を借り出す点について了解を得る。

日直時において解任手続を行うほどの要急性は一般的にはないと思われるが、要急性の判断は担当裁判官が判断することとなっているので、情報は担当裁判官に報告して判断を仰ぐ。当該被疑者の国選弁護人選任請求に関する記録が必要な場合は、14部の所定の場所から借り出す。^{*95}返却するときは、解任のために用いたことが分かるように、その旨を付せん等に記載し記録上分かるようにして、国選弁護人選任請求に関する記録は [] に入れて14部に引き継ぐ。

日直において解任することとなった場合は、当該弁護人に求意見し（法38条の3第2項）、国選弁護人解任書を作成し、選任手続に準じて弁護人への通知、国選弁護人解任書の受領依頼、被疑者等への通知を行う。

日直では判断しないこととなった場合は、解任を行うべきと思われる事情を示した書類（私選弁護人選任書の写し、電話聴取書等）に受付時の事情等を記載した付せんを付けて事件関係送付簿Aに登載して休日明けに14部に引き継ぐ。

2 即決裁判手続の同意確認のための被疑者国選弁護人選任請求の場合^{*96}

＊ 勾留請求段階において、即決裁判手続の同意確認のための被疑者国選弁護人選任請求はほとんどない。^{*97}

通常事件における被疑者の国選弁護人選任請求との異同

即決裁判手続の場合の国選弁護人選任請求の処理は、以下の点で一般被疑者の国選弁護人選任請求の場合と異なるが、その他は同じであるので、同様の処理手続に従って処理をする。

① 対象事件の範囲が一部異なる。

^{*95} 14部からの記録借り出し

記録を借り出すに当たっては、事前に、14部の総括主任書記官又は勾留担当の主任書記官、両者とも連絡がつかない場合には、刑事訟廷管理官又は刑事訟廷副管理官に連絡をし、記録を借り出す点について了解を得る。

^{*96} 前提

検察官が即決裁判手続の申立てをするには、被疑者の同意が必要である（法350条の2第2項）。検察官は、被疑者に対して同意をするかどうかの確認を書面で求め、即決裁判手続申立事件に関する手続教示を行わねばならない（法350条の2第3項）。そして、その同意確認を求められた被疑者が、同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において、貧困その他の事由により弁護人を選任できないときは、国選弁護人選任請求をすることができるものとされた（法350条の3）。

^{*97} 勾留請求段階で法350条の3による国選弁護人選任請求がない理由

逮捕から3日余り後の時点では、検察官による同意確認手続（法350の2第3項）が未だ取られていないと推測される。

通常の被疑者国選対象事件：長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件

即決裁判手続申立事件：短期1年以上の懲役又は禁錮に当たる事件でないこと

② 勾留状の発付は要件ではない。

③ 請求書の書式が異なる。

通常の被疑者国選弁護人選任請求：【東京地書式④】（資料8）

即決裁判手続申立事件：【東京地書式⑦】（資料21）

④ 国選弁護人選任請求書に「即決裁判手続に係る同意確認を求めたことの証明書」（資料27）が添付されてくる。

＊ 資力に関する手続要件（資力申告書の提出、私選弁護人選任申出前置）は通常の被疑者国選弁護人選任請求と同様。

＊ 同意確認のための被疑者弁護人の地位及び権限は、通常の被疑者弁護人と全く同じである。起訴後、被告人段階の弁護人へ移行する（法32条1項）。

3 準抗告に関連する事務

日直において、準抗告に関連する国選弁護人選任請求事務には、①当日、日直において処理した勾留請求に関するものと、②平日、各部において準抗告の処理がなされた事案の国選弁護人選任請求部分の事務を引き継ぐもの、の2つの場合がある。いずれの場合も、申し立てられた準抗告の対象によってその後の処理は以下になる。

(1) 勾留請求却下決定に対する準抗告の場合

ア 準抗告審において、勾留決定をしたときは、日直において、勾留状発付後における国選弁護人選任請求と同様の事務処理を行う。そのため、準抗告審から勾留状写しを引き継ぐことを忘れないようにする。

※ 上記②の場合、準抗告審を担当した部は、国選弁護人選任請求に関する記録がある場合には、当該記録に準抗告決定書写し及び勾留状写しを編てつした上で、当該記録を当日中に当直に引き継ぐことになっている（
に入れて引き継がれる。）。*98

*98 準抗告審から勾留状写しが引き継がれていない場合

準抗告審を担当した部の主任書記官に連絡がつかない場合には、刑事訟廷管理官又は刑事訟廷副管理官に連絡をし、勾留状写しを入手する。場合によっては、検察庁等に勾留状写しの送付を依頼する場面も考えられる。

イ 準抗告審において、勾留請求却下を維持したときは、被疑者が釈放されるため、被疑者の国選弁護人選任請求は却下されることとなる。この場合、14部において、被疑者の釈放を確認してから却下決定がなされるので、その旨を付せん等に記載し記録上分かるようにして、国選弁護人選任請求に関する記録は [REDACTED] [REDACTED] に入れて14部に引き継ぐ。

(2) 勾留決定に対する準抗告の場合

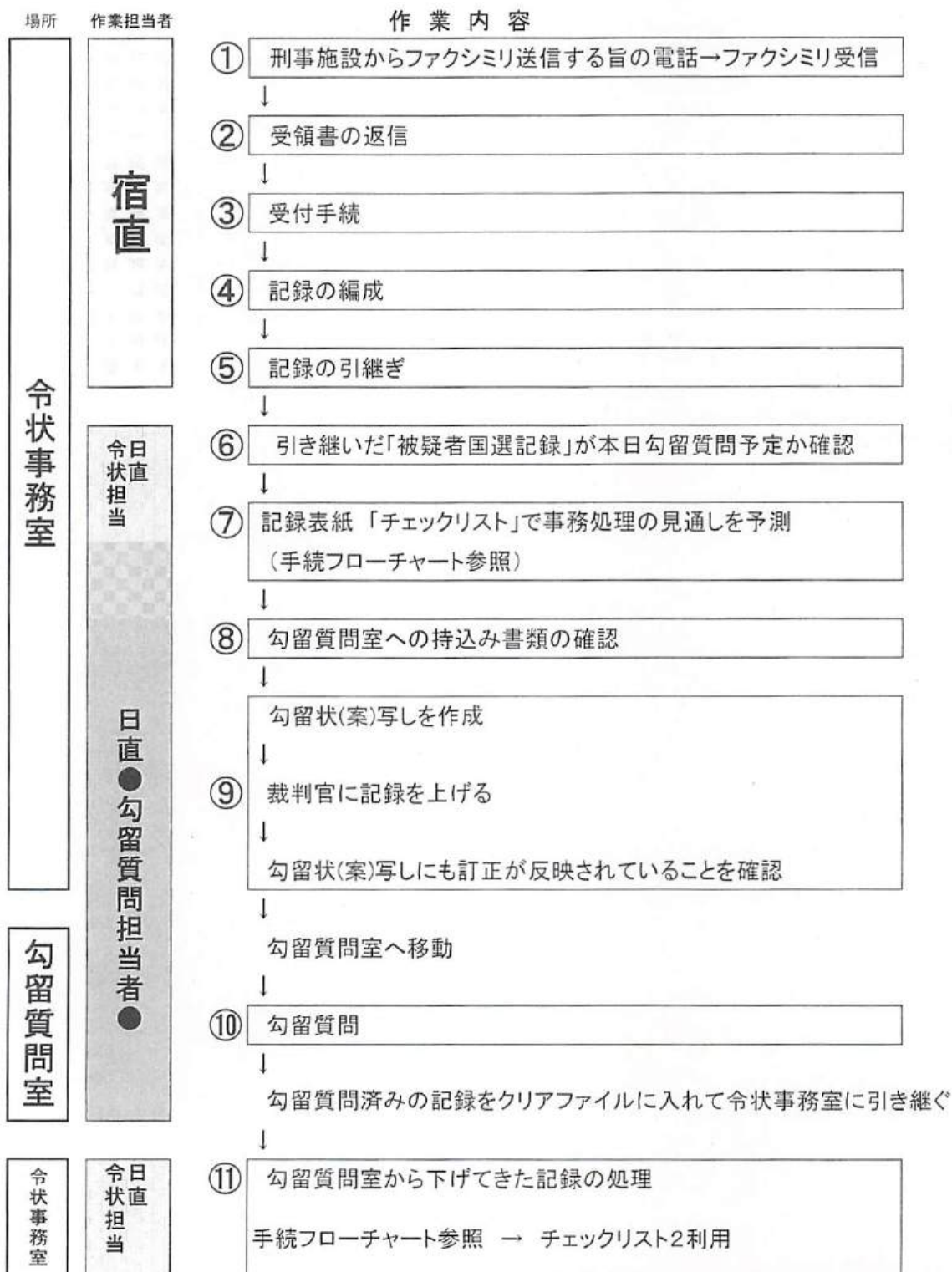
ア 準抗告審において、勾留請求却下決定をしたときも被疑者が釈放されるため、被疑者の国選弁護人選任請求は却下されることとなる。この場合、14部において、被疑者の釈放を確認してから却下決定がなされるので、その旨を付せん等に記載し記録上分かるようにして、国選弁護人選任請求に関する記録は [REDACTED] [REDACTED] に入れて14部に引き継ぐ。

原裁判官において、国選弁護人選任の手続を進めている場合であれば、日直においてその手続を止めることになる。

なお、既に選任に至っているときは、被疑者の釈放により選任の効力が失われる（法38条の2本文）ことになるので解任する必要はないが、日直においてその旨を弁護人に対して通知する。

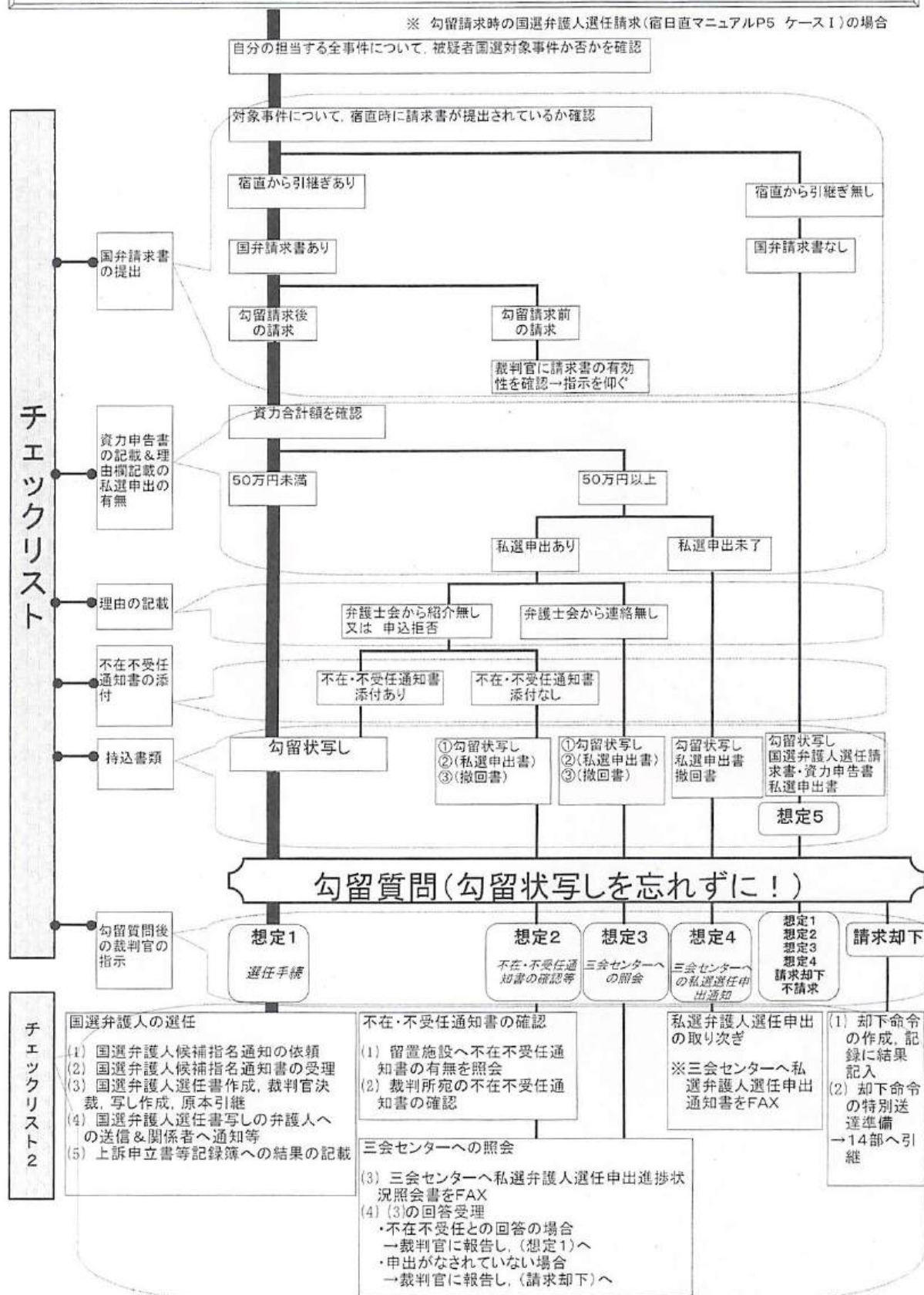
イ 準抗告審において、勾留決定を維持したときは、日直において、原裁判官において進めていた国選弁護人選任の手続を引き続き進めることになる。

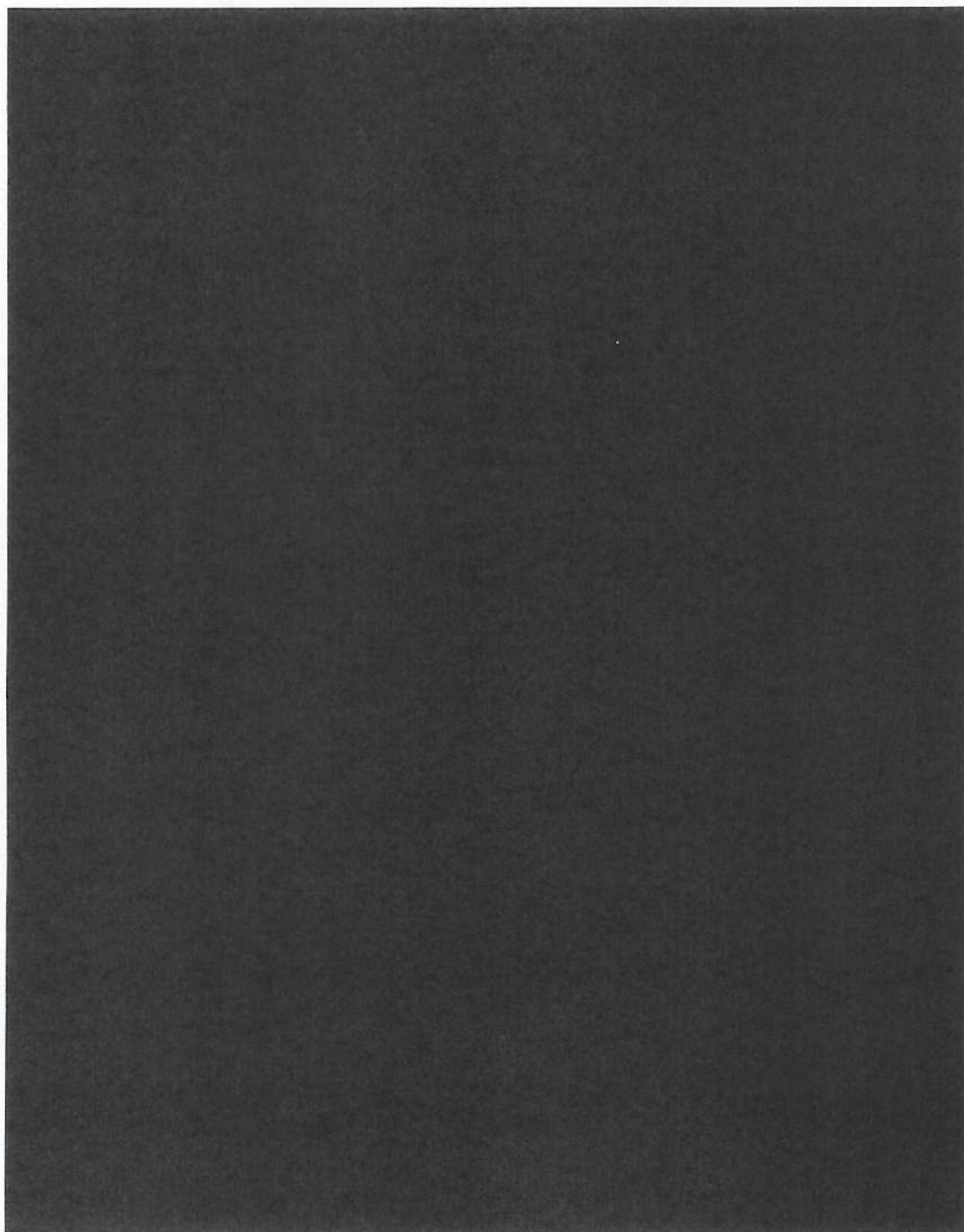
「被疑者国選事務の流れ」 (宿直での受付から勾留質問まで)



※ 勾留状発付後の国選弁護人選任請求につき、請求の都度、処理をする。

被疑者国選対象事件の手続フローチャート





※ 太字は、被疑者国選弁護制度対象事件における勾留質問事務でよく用いるもの

五十音	書 類
う	請書 (国選弁護人選任書)【東京地書式⑮】
か	観護状／被疑少年陳述調書
き	求意見書 (接見等禁止決定 一部解除)
け	継続用紙
こ	勾留執行停止決定／求意見
	勾留質問調書
	勾留質問調書(被疑者国選弁護対象事件用)【東京地書式③】
	勾留状(勾留場所欄の印刷あり)
	勾留状(勾留場所欄の印刷なし)
	勾留状謄本交付申請書
	勾留通知
	勾留質問者名簿
	国選弁護人候補指名通知依頼書 【東京地書式⑨】
	国選弁護人選任・解任 通知書【東京地書式⑫】
	国選弁護人選任書【東京地書式⑪】
	国選弁護人選任請求却下命令 【東京地書式⑯】
	国選弁護人選任請求撤回書 【東京地書式⑥】
	国選弁護人選任請求に関する 記録表紙【東京地書式①】
	国選弁護人選任請求に関する 記録用背表紙
	国選弁護人選任請求書・資力申告書 (被疑者・即決裁判手続用)【東京地書式⑰】
	国選弁護人選任請求書・資力申告書 (被疑者・通常事件用)【東京地書式④】
し	私選弁護人選任申出通知書 【東京地書式⑤】
	私選申出に関する手控え用紙 【東京地書式⑦】
	準抗告記録用背表紙

五十音	書 類
	準抗告記録表紙
	準抗告申立通知書 ／決定(執行停止)
	照会書・回答書(私選弁護人選任申 出進捗状況)【東京地書式⑭】
	申述調書(被疑者国選弁護人選任 請求用)【東京地書式⑬】
せ	誓約書
	接見許可決定
	接見等禁止一部解除決定
	接見等禁止決定(一般用)
	接見等禁止決定(外国人用)
	接見等禁止決定(少年用)
	接見指定書
	宣誓書(通訳人)
そ	捜査記録借用書
	送達報告書 (接見等禁止決定謄本用)
つ	通報の要請に関する照会書／通報書 ／FAX送信票(拘禁に関する通報用)
	通訳人尋問調書
	通訳人旅費請求書 (通常用・手話通訳人用)
	通訳料請求書(通常用・手話通訳人用) ／口座振込及び住所変更申出書
て	電話聴取書
ふ	ファクシミリ送信書 (指名通知依頼用)【東京地書式⑩】
	ファクシミリ送信書(私選弁護人選任 申出通知用)【東京地書式⑧】
	封筒
み	身柄引受書
ゆ	郵便送達報告書

国選弁護人選任請求に関する記録

フリガナ (当直の場合は記載不要)	
被疑者名	

勾留状の発付日 (月 日) 結果 月 日 ☐ 選任 ☐ 撤回 ☐ 却下

連絡メモ

被疑者国選手続 (対象事件名確認の上 (日直時は裁判官が記入し)、裁判官が認印欄に押印する。)

対象事件名

☐ 勾留状記載の罪名全部

☐ 勾留状記載の罪名のうち

直ちに
指名通知依頼する

私選申出未確認
不請求・撤回

☐
☐

のみ・を除く

備考

チェックリスト(勾留質問前事務処理要領)

請求書 提出あり	国選弁護人選任請求書・資力申告書 [資力申告]及び[理由]欄の記載	勾留状発付後	
☐ 50 万円未満 (理由：貧困) (勾留質問室持込書類：勾留状写し)		<想定 1> 指名通知依頼	
☐ 50 万円以上 (勾留質問室持込書類：勾留状写し、私選申出書、請求撤回書)	☐ 理由：私選弁護人選任申ししたが ☐ 紹介を受けられなかった ☐ 紹介されたが選任の申込みを拒まれた ☐ 弁護士会から連絡がない ☐ 不在・不受任通知書 添付なし 勾留質問の際、申出の有無、 申出日、弁護士との接見の 有無、選任に至ったか否か 等の事情について口頭で確 認する。 ☐ 請求書「理由」欄の記載がない 又は ☐ 「その他の理由」に記載あり ※勾留質問の際、必ず趣旨を確認する	☐ 不在・不受任通知書 添付あり ↓ ☐ 不在・不受任通知書 添付なし ↓ ☐ 申出はあったと考えられる場合 ↓ ☐ 申出をしていないことが判明した場合 (被疑者の勘違い) ↓ ☐ 私選申出未了の場合 ↓ ☐ 撤回書 (希望があれば併せて私選申出書) を記載	<想定 1 と同じ> ↑ あった場合 ↑ <想定 2> 不在・不受任通知の有無の確認 ↓ 不明の場合 ↓ <想定 3> 私選申出の進捗状況を 三会センターに照会 ↓ <想定 4> 三会センターに 私選申出通知
請求書 提出なし	勾留質問室持込書類： 勾留状写し、国選弁護人選任請求書・資力申告書、私選申出書		
☐ 国選弁護人の選任を希望しない場合		<不請求>	
☐ 国選弁護人の選任を希望した場合	資力の内容を口頭で確認する (☐ 50 万円未満 → 国選請求書を記載させる ☐ 50 万円以上 ↓ 私選申出の有無 (口頭確認) (☐ あり → 国選請求書を記載させる (有) 勾留質問後、不在・不受任通知の確認 (不明) ☐ なし → 私選申出希望したら申出書を記載させる	<想定 1 へ> ↓ <想定 3 へ> ↓ <想定 4 へ>	

国選弁護人選任請求に関する記録

フリガナ (当直の場合は記載不要)	
被疑者名	

勾留状の発付日 (月 日) 結果 月 日 ☐ 選任 ☐ 撤回 ☐ 却下

連絡メモ

被疑者国選手続 (対象事件名確認の上 (日直時は裁判官が記入し)、裁判官が認印欄に押印する。)

対象事件名

☐ 勾留状記載の罪名全部☐ 勾留状記載の罪名のうち _____

_____のみ・を除く

備考 {

直ちに

指名通知依頼する

私選申出未確認

不請求・撤回

☐
☐

チェックリスト(勾留質問前事務処理要領)

請求書 提出あり	国選弁護人選任請求書・資力申告書 [資力申告]及び[理由]欄の記載	勾留状発付後	
☐ 50万円未満 (理由: 貧困) (勾留質問室持込書類: 勾留状写し)		<想定1> 指名通知依頼	
☐ 50万円以上 (勾留質問室持込書類: 勾留状写し, 私選申出書, 請求撤回書)	☐ 理由: 私選弁護人選任申ししたが ☐ 紹介を受けられなかった ☐ 紹介されたが選任の申込みを拒まれた ☐ 弁護士会から連絡がない ☐ 不在・不受任通知書 添付なし 勾留質問の際, 申出の有無, 申出日, 弁護士との接見の有無, 選任に至ったか否か等の事情について口頭で確認する。 ☐ 請求書「理由」欄の記載がない 又は ☐ 「その他の理由」に記載あり ※勾留質問の際, 必ず趣旨を確認する	☐ 不在・不受任通知書 添付あり ↓ ☐ 申出はあったと考えられる場合 ☐ 申出をしていないことが判明した場合 (被疑者の勘違い) ☐ 私選申出未了の場合 ☐ 撤回書 (希望があれば併せて私選申出書) を記載	<想定1と同じ> ↑ あった場合 ↑ <想定2> 不在・不受任通知の有無の確認 ↓ 不明の場合 ↓ <想定3> 私選申出の進捗状況を 三会センターに照会 ↓ <想定4> 三会センターに 私選申出通知
請求書 提出なし	勾留質問室持込書類: 勾留状写し, 国選弁護人選任請求書・資力申告書, 私選申出書		
☐ 国選弁護人の選任を希望しない場合 ☐ 国選弁護人の選任を希望した場合 資力の内容を口頭で確認する (☐ 50万円未満 → 国選請求書を記載させる ☐ 50万円以上 ↓ 私選申出の有無 (口頭確認) (☐ あり → 国選請求書を記載させる (有) 勾留質問後, 不在・不受任通知の確認 (不明) ☐ なし → 私選申出希望したら申出書を記載させる)		<不請求> ↓ <想定1へ> ↓ <想定3へ> <想定4へ>	

チェックリスト2 (勾留質問後の事務処理)

東京地書式②

資料 6

<想定1> 国選弁護人選任事務

	チェック欄
① 支援センターへ指名通知依頼 (時 分FAX送信) (回答見込 時 分頃)	
② 指名通知の受理、選任書の作成	
③ 弁護人へ連絡・FAX, 平日14部での原本受領依頼 (時 分通知完了・未了)	
④ 被疑者、支援センターへ通知 (時 分FAX送信), 検察官通知分の準備	
⑤ 上訴申立書等記録簿備考欄、記録表紙上部欄外に結果記入	
⑥ 弁護人への選任書原本交付・請書受領 (原則として14部で交付)	

<想定2, 3> 私選弁護人選任申出前置の確認

	チェック欄
① 被疑者を収容している刑事施設へ不在・不受任通知書の有無を照会	
② 裁判所宛の不在・不受任通知書の確認	
③ 三会センターへ私選弁護人選任申出進捗状況照会書をFAX (時 分送信)	
④ ③の照会に対する回答受理	
不在・不受任との回答の場合 → 裁判官に報告し、<想定1>へ進む。	
申出がされていない場合 → 裁判官に報告し、請求却下へ進む。	
申出手続は処理途中 (回答見込 日 時頃)。 → 裁判官に報告。 裁判官指示: ☐ 判断留保 ☐ その他	

<想定4> 私選弁護人選任申出の取次ぎ

	チェック欄
① 三会センターへ私選弁護人選任申出通知書をFAX (時 分送信)	

<請求却下>の事務

	チェック欄
① 却下命令の作成、上訴申立書等記録簿備考欄、記録表紙上部欄外に結果記入	
② 却下命令の特別送達準備 → 14部へ引継	

<不請求(希望無し)>の場合

何もせずに「不請求」の整理箱に入れて引き継ぐ (私選弁護人選任申出書など、処理を要する書類が

混在していないか確認する。引き継ぎに際して、帳簿記載不要。)

勾留質問後の国選弁護人選任請求書の処理

事前のFAXによる 請求書の状況	後に提出された 直筆請求書の取扱い	勾留質問後の処理
みなし請求 ㊦	FAX照合用 ㊥	FAX照合用に受付日付印 (A印) を押捺
(なし)	本請求 ㊦	本請求に採番

㊦: 受付日付印 (A印) を押し、進行番号を付して上訴申立書等記録簿に記載する。

㊥: 受付日付印 (A印) を押す。

裁判官認印



勾 留 質 問 調 書

被 疑 者

被疑者に対する

被疑事件

について、平成 年 月 日 東京地方裁判所において、

裁 判 官

は、

裁判所書記官

を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、
勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何
か述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げ、さらに、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、東京にある弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、

勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

印

前同日同庁 裁判所書記官

即日勾留通知済 同日同庁 裁判所書記官

国選弁護人選任請求書・資力申告書

東京地方裁判所裁判官 殿

※ 該当する箇所の口印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

- 1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 _____

2 理由

※ (2)ア又はイの口印にレ点を付けた場合で、東京にある弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- ☐ (1) 貧困のため
☐ (2) 平成____年____月____日、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかったため
☐ ア 東京にある弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
☐ イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
☐ ウ いまだ東京にある弁護士会から連絡がない。
☐ (3) その他の理由(具体的に書いてください。)

(_____)

3 資力申告

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	☐ 無	☐ 有	→	約	円)
	金融機関に対する預貯金	☐ 無	☐ 有	→	約	円)
	社内預金等	☐ 無	☐ 有	→	約	円)
	金融機関の自己宛小切手	☐ 無	☐ 有	→	約	円)
	郵便為替	☐ 無	☐ 有	→	約	円)

合計 約 円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成____年____月____日

フリガナ
氏 名 _____ 印
(_____ 年 ____ 月 ____ 日生)

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

- 1 添付書類 ☐ 勾留状・告知調書等の写し ☐ 不在・不受任通知書
 2 取調べ担当検察官所属の検察庁 _____
 3 留置・収容場所 _____ 取扱署(_____)
 4 国籍 _____, 言語 _____ 語
 5 他事件での国選弁護人選任の有無 ☐ 無 ☐ 有 (弁護人名 _____)
 6 逮捕年月日 平成____年____月____日 勾留状発付の ☐ 有 ☐ 無

平成____年____月____日

東京三弁護士会刑事弁護センター 御中
(東京・第一東京・第二東京 弁護士会)

東京地方裁判所 裁判所書記官

印

私選弁護人選任申出通知書

(フリガナ)
被 疑 者

男・女

(西暦・昭和・平成)____年____月____日生

被疑者に対する下記被疑事件について、被疑者から私選弁護人選任の申出があったので通知します。

記

罪 名

被疑者国選事件 ☐対象 ☐否

勾 留 決 定 日 平成____年____月____日

接見等禁止決定の有無 ☐有 ☐無, 国籍____, 言語____勾 留 場 所 ☐警視庁本部留置場 ☐警視庁____警察署留置場☐警視庁本部留置場(東京湾岸・西が丘・多摩・原宿・三田)分室☐ (____)

(勾留場所と異なるときの取扱警察署____警察署)

東京地方裁判所 御中

平成____年____月____日

私選弁護人選任(当番弁護士派遣)申出書

被 疑 者

印

私に対する上記被疑事件について、東京にある弁護士会(東京・第一東京・第二東京)に弁護人の選任を申し出ます。

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

平成____年____月____日

申 出 人 殿

(東京・第一東京・第二東京) 弁護士会

通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、■印を付した事項を通知します。

☐ 当弁護士会が貴殿の弁護人となろうとする者として紹介し、貴殿と接見した____弁護士は、貴殿の私選弁護人として受任しません。

☐ 当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。

※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

東京地方裁判所 御中

平成____年____月____日

上記通知書の弁護士会

不受任等通知書

☐ 上記通知書のとおり通知しました。

☐ 弁護士____を弁護人となろうとする者として紹介しましたが、私選弁護人選任の申込みがありませんでした。

平成 年 月 日

東京地方裁判所裁判官 殿

被疑者

印

国選弁護人選任請求撤回書

私に対する

被疑事件について、

平成 年 月 日付けでなした国選弁護人の選任請求は、これを撤回
します。

私選弁護士選任申出に関する手控え用紙

1	被疑者名		
2	聴取日	平成 年 月 日	
3	聴取場所	東京地方裁判所勾留質問室	
4	取扱者(書記官)		
5	聴取した内容		
	(1) 東京にある弁護士会に対する私選 弁護士選任申出	☐ 有(月 日)・ ☐ 無	
	(2) 弁護士との接見	☐ 有(月 日)・ ☐ 無	
	(3) 上記弁護士に対する私選申込	☐ 有(月 日)・ ☐ 無	
	(4) 私選弁護契約の成立	☐ 有(月 日)・ ☐ 無	
	(5) 弁護士選任届の提出	☐ 有(月 日)・ ☐ 無	
	(6) その他参考事項		

平成 年 月 日

ファクシミリ送信書

東京三弁護士会刑事弁護センター

担当者 殿

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官

電 話

(当直)

(平日日中)

F A X

被疑者

について、下記文書を送付します。

記

私選弁護人選任申出通知書 1通 以上

【総丁数 2 丁 (本送信書を含む)】

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いします。

平成 年 月 日

受 領 書

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 殿

東京三弁護士会刑事弁護センター

担当者

電 話

F A X

上記文書正に受領しました。

国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター東京地方事務所 御中						東京地方裁判所刑事第14部						
進行番号			通知回答期限			平成 年 月 日			依頼日		平成 年 月 日	
被 疑 者						生 年 月 日	年 月 日生		勾 留 場 所	☐ 警視庁本部留置施設 ☐ 警視庁本部留置施設(西が丘・東京湾岸・原宿・多摩)分室		
										☐ 警視庁 警察署 留置施設 ☐ (勾留場所と異なるときの取扱警察署 警察署)		
						通訳言語						
事 件	勾留日		番 号				事件名					
	平成 年 月 日	平成 年 (む) 第 号 平成 年 (記) 第 号 平成 年 (わ) 第 号										
国選弁護人 選任請求の別		刑事訴訟法第37条の2										
連 絡 事 項	☐ 女性 ☐ 少年 ☐ 国籍 () ☐ S名簿③ーア該当											
	☐ (別・前)事件の国選弁護人 _____ ☐ 裁判員裁判対象事件											
	☐ (当番・扶助)からの切替希望弁護士 _____ (東京・第一東京・第二東京)											
	☐											

国選弁護人候補指名通知書

国選弁護士候補	氏名		登録番号	
	事務所所在地	〒		
		TEL	FAX	
	所属弁護士会名	東京 ・ 第一東京 ・ 第二東京 弁護士会		
	総合法律支援法第 3 9 条第 2 項に掲げる国選弁護士契約弁護士の別	☐ 総合法律支援法第 3 9 条第 2 項第 1 号（普通国選弁護士契約弁護士） ☐ 総合法律支援法第 3 9 条第 2 項第 2 号（一括国選弁護士契約弁護士，勤務弁護士）		

平成 年 月 日

ファクシミリ送信書

日本司法支援センター 東京地方事務所
担 当 者 殿東京地方裁判所刑事第14部
裁判所書記官

電 話

(当直)
(平日日中)

F A X

平成 年(記)第 号国選弁護人選任請求(被疑者)に
ついて、下記文書を送付します。

記

- | | | |
|------------------------|-----|----|
| 1 国選弁護人候補指名通知依頼書 | 1 通 | |
| 2 勾留状写し | 1 通 | 以上 |
| 【 総丁数_____丁 (本送信書を含む)】 | | |

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いします。

平成 年 月 日

受 領 書

東京地方裁判所刑事第14部
裁判所書記官 殿日本司法支援センター 東京地方事務所
(平日-霞が関分室) 担当者

電話 [] / F A X []

(休日-新宿分室) 担当者

電話 [] / F A X []

上記文書正に受領しました。

日本司法支援センター東京地方事務所 御中						東京地方裁判所刑事第14部						
進行番号			通知回答期限			平成 年 月 日			依頼日		平成 年 月 日	
被 疑 者						生 年 月 日	年 月 日生		勾 留 場 所	☐ 警視庁本部留置施設 ☐ 警視庁本部留置施設(西が丘・東京湾岸・原宿・多摩)分室		
										☐ 警視庁留置施設 警察署 ☐ (勾留場所と異なるときの取扱警察署 警察署)		
						通訳言語						
事 件	勾留日		番 号				事件名					
	平成 年 月 日	平成 年 (む) 第 号 平成 年 (記) 第 号 平成 年 (わ) 第 号										
国選弁護人 選任請求の別			刑事訴訟法第37条の2									
連 絡 事 項	☐ 女性 ☐ 少年 ☐ 国籍 () ☐ S名簿③-ア該当											
	☐ (別・前)事件の国選弁護人 _____ ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ (当番・扶助)からの切替希望弁護士 _____ (東京・第一東京・第二東京) ☐											

国選弁護人候補指名通知書

国選弁護士候補	氏名		登録番号	
	事務所所在地	〒		
		TEL	FAX	
	所属弁護士会名	東京 ・ 第一東京 ・ 第二東京 弁護士会		
	総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護士契約弁護士の別	☐ 総合法律支援法第39条第2項第1号（普通国選弁護士契約弁護士） ☐ 総合法律支援法第39条第2項第2号（一括国選弁護士契約弁護士，勤務弁護士）		

上記国選弁護人候補者を上記被疑者に対する上記被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成 年 月 日
東京地方裁判所刑事第 14 部
裁 判 官

平成 年（記）第 号

国 選 弁 護 人 選 任 書

弁護士会所属

弁 護 士

上記の弁護士を被疑者

に対する

被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第１４部

裁 判 官

日本司法支援センター東京地方事務所 御中						東京地方裁判所刑事第14部						
進行番号			通知回答期限			平成 年 月 日			依頼日		平成 年 月 日	
被 疑 者						生 年 月 日	年 月 日生		勾 留 場 所	☐ 警視庁本部留置施設 ☐ 警視庁本部留置施設(西が丘・東京湾岸・原宿・多摩)分室		
										☐ 警視庁留置施設 警察署 ☐ (勾留場所と異なるときの取扱警察署 警察署)		
						通訳言語						
事 件	勾留日		番 号				事件名					
	平成 年 月 日		平成 年 (む) 第 号	平成 年 (記) 第 号	平成 年 (わ) 第 号							
国選弁護人 選任請求の別			刑事訴訟法第37条の2									
連 絡 事 項	☐ 女性 ☐ 少年 ☐ 国籍 () ☐ S名簿③ーア該当											
	☐ (別・前)事件の国選弁護人 _____ ☐ 裁判員裁判対象事件											
	☐ (当番・扶助)からの切替希望弁護士 _____ (東京・第一東京・第二東京)											
	☐											
(A ・ B)												

国選弁護士候補	氏名		登録番号	
	事務所所在地	〒		
		TEL	FAX	
	所属弁護士会名	東京 ・ 第一東京 ・ 第二東京 弁護士会		
総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護士契約弁護士の別	☐ 総合法律支援法第39条第2項第1号（普通国選弁護士契約弁護士） ☐ 総合法律支援法第39条第2項第2号（一括国選弁護士契約弁護士，勤務弁護士）			

上記被疑者に対する上記被疑事件について、上記国選弁護人候補者が国選弁護人に選任されたから通知する。

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第 14 部

裁判所書記官

平成 年(記)第 号

平成 年 月 日

被 疑 者 殿
東京地方検察庁検察官 殿
日本司法支援センター東京地方事務所 御 中

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官

印

国選弁護人 ☐選任 通知書
☐解任

被 疑 者

被疑事件名

勾 留 場 所

☐警視庁本部留置場

☐警視庁本部留置場(原宿・多摩・東京湾岸・西が丘・三田)分室

☐警視庁 警察署留置場

☐ ()

(勾留場所と異なるときの取扱警察署

警察署)

上記の者に対する上記被疑事件について、下記の弁護士が

☐国選弁護人に選任

されたから通知します。

☐国選弁護人を解任

記

弁 護 士

(東京 ・ 第一東京 ・ 第二東京

弁護士会所属)

(総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別)

☐ 総合法律支援法第39条第2項第1号

☐ 総合法律支援法第39条第2項第2号

事 務 所 (〒 -)

電話番号

F A X

平成 年 (記) 第 号		裁判官 認 印
申 述 調 書		
被 疑 者		
被 疑 事 件		
申述をした年月日	平成 年 月 日	
申述をした場所	東京地方裁判所勾留質問室	
裁 判 官		
裁 判 所 書 記 官		
国選弁護人選任請求に関する申述要旨 被疑者 別紙記載のとおり 平成 年 月 日 東京地方裁判所刑事第 1 4 部 裁判所書記官		

平成 年 月 日

東京三弁護士会刑事弁護センター 御中

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官



照 会 書

下記被疑者の私選弁護人選任申出の進捗状況について照会します。

(フリガナ)

被 疑 者

(西暦・昭和・平成

年

月

日生)

罪名・罰条

被疑者が私選弁護人選任申出をしたと述べる日にち

平成

年

月

日

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

東京三弁護士会刑事弁護センター

取 扱 者

回 答 書

上記照会に対する回答は以下のとおりです。

- 1 被疑者からの私選弁護人選任申出の有無 ☐無 ☐有 (月 日付)
- 2 弁護士紹介の有無
☐無 (不在)
☐有 (弁護士の氏名 連絡先電話番号)
- 3 当該弁護士による接見等の有無 ☐無 ☐有
- 4 私選弁護契約の成否 { ☐成 [☐弁選届提出済み ☐提出未了]
☐否 [☐不受任 ☐不申込]

平成 年 月 日

請 書

東京地方裁判所刑事第14部 御中

☐ 東 京☐ 第一東京 弁護士会所属☐ 第二東京

フリガナ

辩护人弁護士

印

住所（事務所）〒 ー

電 話 ()

FAX ()

下記事件に関する国選辩护人選任書1通を受領しました。

記

- 1 被疑者名
- 2 被疑事件名
- 3 国選辩护人選任請求に関する（記）番号

平成 年 （記） 第 号

平成 年（記）第 号

国選弁護人選任請求却下命令

被 疑 者

年 月 日生

（勾留場所 ）

被疑者に対する

被疑事件

について、平成 年 月 日被疑者から国選弁護人選任の請求があったが、

下記 の理由により、これを却下する。

記

- 1 貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとは認められない。
- 2 被疑者が選任した弁護人がある。
- 3 被疑者以外の者が選任した弁護人がある。
- 4 被疑者が釈放されている。
- 5 刑事訴訟法第37条の2第1項に規定する事件に該当しない。
- 6 資力が基準額以上であるが、あらかじめ、刑事訴訟法第37条の3第2項に規定する弁護人選任の申出をしていない。
- 7 資力申告書を提出していない。

平成 年 月 日

東京地方裁判所刑事第14部

裁 判 官

国選弁護人選任請求書・資力申告書

東京地方裁判所裁判官 殿

※ 該当する箇所の口印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

- 1 次の事件について、検察官から即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求められたが、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

※ 検察官から受け取った即決裁判手続の同意確認中であることを証明する書面をこの請求書と一緒に提出してください。

事件名 _____

2 理由

※ (2)ア又はイの口印にレ点を付けた場合で、東京にある弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- ☐ (1) 貧困のため
☐ (2) 平成____年____月____日、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかったため
☐ ア 東京にある弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
☐ イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
☐ ウ いまだ東京にある弁護士会から連絡がない。
☐ (3) その他の理由 (具体的に書いてください。)

3 資力申告

私の次の資産の合計額 (資力という。) と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	☐ 無	☐ 有	→	約	円
	金融機関に対する預貯金	☐ 無	☐ 有	→	約	円
	社内預金等	☐ 無	☐ 有	→	約	円
	金融機関の自己宛小切手	☐ 無	☐ 有	→	約	円
	郵便為替	☐ 無	☐ 有	→	約	円

合計	約	円
----	---	---

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者 (船員の場合は船舶所有者) に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成____年____月____日

フリガナ
氏 名 _____ 印
(____年____月____日生)

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

- 1 添付書類 ☐ 勾留状・告知調書等の写し ☐ 不在・不受任通知書
☐ 即決裁判手続の同意確認中であることを証明する書面
2 即決裁判手続の同意確認を求めている検察官の所属庁 _____
3 留置・収容場所 _____ 取扱署 (_____)
4 国籍 _____, 言語 _____ 語
5 他事件での国選弁護人選任の有無 ☐ 無 ☐ 有 (弁護人名 _____)
6 逮捕年月日 平成____年____月____日 勾留状発付の ☐ 有 ☐ 無

資料23から資料26までの書式について

現在、被疑者が私選弁護人選任申出を収容されている刑事施設において行うときには、資料23の書式を用いることになっています。

また、その申出を受けた弁護士会が当該申出に応じられなかった場合、及び申出に基づき被疑者に接見した弁護士が当該被疑者との間で私選弁護人選任契約を締結しなかった場合には、当該弁護士会は、「不在・不受任通知」を発することになっており、被疑者に対しては資料23の書式が、裁判所に対しては同書式を引用する形で資料26の書式が用いられています（裁判所に対しては、被疑者からの不申込みの場合にも同様の運用がとられます。）。

ところで、近い将来において、資料23の書式については改訂が予定されており、その改訂点は下記のとおりですので、執務するに当たっては御留意ください。

なお、改訂後の新たな書式の使用開始時期については、刑事施設における準備が調い次第となります。

記

- 1 私選弁護人選任申出をする被疑者の収容施設の種類により、その申出書を区別することとし、当該収容施設が、刑事施設（拘置所）の場合には資料24の書式を、留置施設（警察署）の場合には資料25の書式を、それぞれ用いる。
- 2 私選弁護人選任申出に基づく、いわゆる不在・不受任の「裁判所に対する通知」は、資料24及び資料25の書式の下欄に設けた「不受任等通知書」を用いる。
- 3 1及び2の改訂に伴い、資料23及び資料26の書式は廃止する。

平成____年____月____日

● ● ● 弁護士会 御中

フリガナ

氏 名 _____

(明治・大正 _____年____月____日生) (男 ・ 女)
昭和・平成

収容場所 ●●●警察署留置場

(連絡先: ●●-●●●●-●●●●●)

[収容場所と異なる時の取扱署 警察署
(連絡先: ●●-●●●●-●●●●●)]

私選弁護人選任申出書

私に対する下記の被疑事件について、私選弁護人選任の申出をします。

記

1 ☐ 逮捕日 / ☐ 勾留日 平成____年____月____日

※ 勾留されている場合には勾留日の前の□にレ印を記した上で勾留された日を記入してください。
逮捕されてまだ勾留されていない場合には逮捕日の前の□にレ印を記した上で逮捕された日を記入してください。

2 罪 名・罰 条 _____

※ 逮捕・勾留された事件の罪名・罰条を記入してください。

3 添付書類

☐ 有り ☐ 無し

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

平成____年____月____日

申 出 人 殿

● ● ● 弁護士会

通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、レ印を記した事項を通知します。

☐ 当弁護士会は、貴殿に対し、貴殿の弁護人となろうとする者として_____
弁護士を紹介しましたが、弁護士が貴殿からの私選弁護人選任の申込みを拒みました。

☐ 当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。

※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

(被疑者・刑事施設用)

(資料23の変更予定案)

資料 24

平成____年____月____日

東京三弁護士会刑事弁護センター 御中
(東京・第一東京・第二東京 弁護士会)

フリガナ

氏 名

(明治・大正____年____月____日生)(男・女)
昭和・平成

収容場所 東京拘置所・(____)拘置支所

(連絡先:____-____-____)

[収容場所と異なるときの取扱署____警察署

(連絡先:____-____-____)]

私選弁護人選任申出書

私に対する下記の被疑事件について、私選弁護人選任(当番弁護士派遣)の申出をします。

記

1 ☐ 逮捕日 / ☐ 勾留決定日 平成____年____月____日

※ 勾留されている場合には勾留日の前の□を■に塗りつぶした上で勾留された日を記入してください。
逮捕されてまだ勾留されていない場合には逮捕日の前の□を■に塗りつぶした上で逮捕された日を記入してください。

2 罪 名 _____

※ 逮捕・勾留された事件の罪名を記入してください。

3 即決裁判手続の同意確認を ☐ 求められている ☐ 求められていない

~~~~~  
(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

(なお、留置施設にFAX送信する時は、電話で送信先を確認し送信する旨知らせて下さい。)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申 出 人 殿

(東京・第一東京・第二東京) 弁護士会

### 通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、■印を付した事項を通知します。

☐ 当弁護士会が貴殿の弁護人となろうとする者として紹介し、貴殿と接見した  
\_\_\_\_弁護士は、貴殿の私選弁護人として受任しません。

☐ 当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。

※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

~~~~~  
東京地方裁判所 御中

平成____年____月____日

上記通知書の弁護士会

不受任等通知書

☐ 上記通知書のとおり通知しました。

☐ 弁護士____を弁護人となろうとする者として紹介しましたが、
私選弁護人選任の申込みがありませんでした。

(被疑者・留置施設用)

(資料23の変更予定案)

資料 25

平成____年____月____日

東京三弁護士会刑事弁護センター 御中
(東京・第一東京・第二東京 弁護士会)

フリガナ
氏 名

印

(明治・大正____年____月____日生) (男・女)
昭和・平成

収容場所____警察署・警視庁(____)分室

(連絡先:____)

[収容場所と異なるときの取扱署____警察署

(連絡先:____)

私選弁護人選任申出書

私に対する下記の被疑事件について、私選弁護人選任(当番弁護士派遣)の申出をします。

記

1 ☐ 逮捕日 / ☐ 勾留決定日 平成____年____月____日

※ 勾留されている場合には勾留日の前の□を■に塗りつぶした上で勾留された日を記入してください。
逮捕されてまだ勾留されていない場合には逮捕日の前の□を■に塗りつぶした上で逮捕された日を記入してください。

2 罪 名・罰 条

※ 逮捕・勾留された事件の罪名・罰条を記入してください。

3 添付書類 ☐ 有り ☐ 無し

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

(なお、留置施設にFAX送信する時は、電話で送信先を確認し送信する旨知らせて下さい。)

平成____年____月____日

申 出 人 殿

(東京・第一東京・第二東京) 弁護士会

通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、■印を付した事項を通知します。

☐ 当弁護士会が貴殿の弁護人となろうとする者として紹介し、貴殿と接見した
____弁護士は、貴殿の私選弁護人として受任しません。

☐ 当弁護士会には、貴殿の弁護人となろうとする者がいませんでした。

※ 国選弁護人選任請求をする際には、この書面も提出してください。

東京地方裁判所 御中

平成____年____月____日

上記通知書の弁護士会

不受任等通知書

☐ 上記通知書のとおり通知しました。

☐ 弁護士____を弁護人となろうとする者として紹介しましたが、
私選弁護人選任の申込みがありませんでした。

(裁判所用)

平成____年____月____日

東京地方裁判所 御中

● ● ● 弁護士会

通 知 書 (不在 ・ 不受任)

☐ 被告人 ☐ 被疑者_____から別紙私選弁護人選任申出書
のとおり当弁護士会に私選弁護人選任申出があり、

☐ 平成____年____月____日別紙通知書のとおり通知しました。

☐ 弁護士_____を弁護人となろうとする者として紹介しました
が、私選弁護人選任の申込みがありませんでした。

即決裁判手続に係る同意確認を求めたことの証明書

当職は、被疑者 に係る 被疑事件
につき、本日、被疑者に対し、即決裁判手続によることについて、
同意をするかどうかを明らかにするよう求めました。

平成 年 月 日

検察庁

検察官検事 (記名押印)

国選弁護士候補指名通知依頼書

日本司法支援センター		地方事務所 御中		裁判所		第 刑事	
進行番号		通知回答期限		年 月 日		依頼日 年 月 日	
被告人			生年月日	年 月 日生	収容場所等		
			通訳言語	語			
事件	起訴日	事件番号		事件名			
		平成 年 () 第 号					
裁判所	係名	裁判長(官)	担当書記官	公判期日 (予定者)	開廷日	開廷時間	法廷
			内線:			}	
検察官	氏名	検察事務官	FAX	通訳人 (予定者)	氏名	TEL	FAX
		内線:					
		即決裁判手続の申立ての有無		□ 有 □ 無			
連絡事項							

国選弁護士候補指名通知書

国選 弁護 人 候 補	氏名						
	住所又は事務所	〒					
		TEL FAX					
	所属弁護士会名	弁護士会					
	総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護士契約弁護士の別	☐ 総合法律支援法第39条第2項第1号 ☐ 総合法律支援法第39条第2項第2号					

平成 年 月 日

ファクシミリ送信書

東京地方裁判所令状部 御中

警視庁〇〇警察署留置担当

電 話 03- -

FAX 03- -

当署に収容中の被疑者 について下記文書を送付します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 国選弁護人選任請求・資力申告書 | 1通 |
| 2 | 不在・不受任通知書 | 1通 |
| 3 | 勾留状の写し | 1通 |
| 4 | 同意確認に関する書面 | 1通 |

【総丁数 丁（本送信書を含む）】

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いします。

平成 年 月 日

受 領 書

警視庁〇〇警察署留置担当

殿

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官

電 話

電 話

FAX

(平日：昼間)

(当直)

(終日)

上記文書正に受領しました。

平成 年(記)

上訴申立書等記録簿

進行 番号 (事件 番号)	受 付	被疑者・少年等	文 書 の 標 目	差出人	14部 受領印	備 考			事件係
						当直者が14部 から引き継いだ 記録の受領印	14部記 録受領 印	結果・その他	
101	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
102	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
103	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
104	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
105	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
106	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
107	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
108	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
109	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	
110	・		☐ 国選弁護士選任請求書・資力申告書	☐ 被疑者				☐ 選任 ☐ 却下 ☐ 撤回 ☐ 起訴後受付 ☐ 勾留請求前受付	

【実物はA4用紙，横方向】

勾留等請求通付票

001/001

請求日 平成19年1月22日

検察庁名	勾留番号	検察官名	氏名・生年月日	罪名	勾留場所	受領日・部署・受領印等	備考
東京地検	19-000749	小林 検事 ②	金 悪三 1942.12.15	殺人	丸の内 新宿		明日身柄同行 接禁請求付 但し大韓民国領事官 人定資料を除く
東京地検	19-000750	高野 検事	リー チーク 1972.1.23	窃盗	麹町		明日身柄同行

被疑者国選対象事件については、「②」
のゴム印が押されている。

取扱警察署が勾留場所と異なる時は、
手書きで取扱警察署が記載されている。

国選弁護人選任請求書・資力申告書

東京地方裁判所裁判官 殿

※ 該当する箇所の口印を■に塗りつぶし、必要事項を記入して作成してください。

- 1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

なお、国選弁護人制度に関する説明は理解しました。

事件名 _____

2 理由

※ (2)の口印を■に塗りつぶした場合で、東京にある弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- ☐ (1) 貧困のため
☐ (2) 平成____年____月____日、東京にある弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出て、紹介された弁護士を私選弁護人として、選任することができなかったため
☐ (3) その他の理由（具体的に書いてください。）

[_____]

3 資力申告 ※ 必ず記入して下さい。

私の次の資産の合計額（資力という。）と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	(☐ 無 ☐ 有	→ 約	円)
	金融機関に対する預貯金	(☐ 無 ☐ 有	→ 約	円)
	社内預金等	(☐ 無 ☐ 有	→ 約	円)
	金融機関の自己宛小切手	(☐ 無 ☐ 有	→ 約	円)
	郵便為替	(☐ 無 ☐ 有	→ 約	円)

合計 約 円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者（船員の場合は船舶所有者）に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成____年____月____日

フリガナ

被疑者 氏 名 _____ 印

(____年____月____日生)

※ 以下は、弁護士記入欄

☐ 被疑者国選弁護人への切替え

当職は、上記事件について、上記被疑者からの私選弁護人選任申出に基づき、当番弁護士として接見した者です。本件は被疑者国選弁護制度対象事件であり、被疑者に対して、被疑者国選弁護人選任に関する手続について説明しました。

被疑者より、国選弁護人選任請求の回答を受けており、当職は、上記被疑事件につき、国選弁護人として受任する意思があります。また、国選弁護人選任に関する要望書は、日本司法支援センター東京地方事務所へ提出いたします。

○添付書類 ☐ 不受任通知書 (※ 資力が50万円以上の場合のみ提出)☐ 辞任届写し(検察庁の受理印があるもの) (※ 弁護士選任届出済みの場合のみ提出)☐ 国選弁護人選任に関する要望書写し

○留置・収容場所 _____ (取扱署 _____) 逮捕日 平成____年____月____日

平成____年____月____日

(東京・第一東京・第二東京) 弁護士会所属 弁護士 _____ 印

辞 任 届 (扶助)

平成 年 月 日

☐ 下記被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員 殿

☐ 東京地方裁判所刑事第 部 御中

弁護士

印

東京・第一東京・第二東京 弁護士会所属

☐ 被疑者名

☐ 被告人名 _____

事 件 名

☐ 被疑者国選弁護人への切替え

当職は、上記事件について、上記被疑者からの私選弁護人選任申出に基づき、当番弁護士として接見し受任した者ですが、本件は被疑者国選弁護人制度対象事件であるため、辞任します。

☐ 被告人国選弁護人への切替え

☐ 上記事件は、刑事被疑者援助事件ですが、当該事件が起訴されたので、辞任します。

☐ 当職は、上記事件について、上記の者からの私選弁護人選任申出に基づき、当番弁護士として接見し受任した者ですが、辞任します。

刑事被疑者弁護援助事件として受任しなかった理由は、添付した国選弁護人選任に関する要望書（日本司法支援センター東京地方事務所提出用）写し記載のとおりです。

以 上

国選弁護人の選任に関する要望書

平成____年____月____日

日本司法支援センター東京地方事務所 御中

弁護士 _____ 印

(東京・第一東京・第二東京) 弁護士会所属

□被疑者名 □被告人名 _____
事 件 名 _____ (被疑・被告) 事件

□① 当職は、上記(被疑・被告)事件について、当番弁護士(少年当番弁護士)として接見(面会)して、刑事被疑者援助事件(少年保護付添援助事件)として受任し、(勾留・起訴)されたために辞任した者ですが、(被疑者・被告人)より国選弁護人選任請求の回答を受けていますので、当職を国選弁護人として速やかに指名されることを希望します。

□② 当職は、上記(被疑・被告)事件について、弁護士会への私選弁護人選任申出に基づき、当番弁護士として接見し、私選弁護人として受任しなかった者ですが、(被疑者・被告人)より国選弁護人選任請求の回答を受けていますので、当職を国選弁護人として速やかに指名されることを希望します。

□③ 当職は、上記(被疑・被告)事件について、被疑段階で私選弁護人として受任し、(勾留・起訴)されたために辞任した者ですが、(被疑者・被告人)より国選弁護人選任請求の回答を受けていますので、下記の事情により、当職を国選弁護人として速やかに指名されることを希望します。

注) 上記①②に当てはまらなくても、特に国選弁護人選任を求める特別な事情があれば、下欄に記入して下さい。ただし、国選弁護人に選任されるか否かは裁判所の判断によります。

〔特記事項〕※ 刑事被疑者援助事件として受任しなかった理由、国選弁護人として指名を希望する事情などを記入して下さい。

平成 2 1 年 6 月 1 8 日

刑事部主任書記官 各位

刑事訟廷管理官 長 郷 道 明

国選弁護人選任請求に関する記録の勾留状写しの編綴について
(事務連絡)

被疑者国選対象事件拡大に伴い、刑事第 1 4 部では、原則として午後 1 時及び午後 2 時に国選弁護人候補指名通知依頼書及び勾留状写しを法テラスに対して直接送付し、指名を受けた弁護士が直接同部に国選弁護人候補指名通知書を持参する取扱いとなりました。同取扱いにより、国選弁護人選任請求に関する記録には、国選弁護人候補指名依頼通知書及び勾留状写しが編綴されないこととなります。

「国選弁護人選任請求関係事務マニュアル確定版」9 ページ※(2 1)には、勾留状写しの取扱いに関して、「被疑者段階で選任された弁護人を被告人段階の弁護人として扱うべきかどうかを判断するに当たり、被疑事実と起訴事実の同一性があるか否かを判断する際の資料となるものである」旨の記載がありますが、今後、公判部において、国選弁護人選任書の事件名と被告事件名から被疑事実と起訴事実の同一性があるか否かを判断する必要がある場合には、刑事第 1 4 部にある勾留処分記録で確認してください。

なお、刑事 1 4 部において国選弁護人候補指名通知依頼書等を法テラスに対して直接交付することができなかった事件及び休日に処理された事件については、従前と同様に、国選弁護人選任請求に関する記録に勾留状写し等が編綴されています。

関係機関連絡先一覧（平26. 3. 3現在）

ワンタッチダイヤル	官署名 (担当部署)	FAX番号	備考
	東京三弁護士会刑事弁護センター (略称 三会センター)		連絡先電話番号(10:00～17:00) 私選弁護人選任申出通知書の送信が17:00以降になるときは事前に要架電
	日本司法支援センター 東京地方事務所(新宿)	(休日)	連絡先電話番号(休日9:00～17:00) 指名通知依頼の送信が17:00以降になるときは事前に要架電
無し	日本司法支援センター 東京地方事務所(霞が関分室)	(平日)	連絡先電話番号(平日9:00～17:00) 指名通知依頼の送信が17:00以降になるときは事前に要架電
	東京拘置所 (庶務課)		連絡先電話番号 「監督当直者に転送願います。」と依頼する。
	東京少年鑑別所 (統括専門官企画調整担当)		連絡先電話番号
	警視庁管内警察署 (各留置場留置係)	別添「警視庁管内警察署 警察電話及びFAX番号一覧表」記載のとおり(50音順)	連絡先電話番号 同左
無し	東京地方検察庁	FAX利用不可	連絡先電話番号 (土日の昼間)日直室 (地検・区検)
無し	東京区検察庁		(夜間18:30以降)宿直室 (地検・区検) 東京地検令状課 直通
無し	東京家庭裁判所 (少年訟廷事件係)		連絡先電話番号 (平日)東京地裁内線 (休日) 照会の際は少年を氏名(漢字・読み)及び生年月日で特定する。

なお、上記のワンタッチダイヤル及び短縮ダイヤルは令状事務室のファクシミリにおいて使用する番号です。

平成30年9月

勾留事務処理システム（東京地裁版）

～操作マニュアル～

東京地方裁判所

刑事訟廷事務室管理係 I C T 担当

1 はじめに

このシステムは、

プログラムです。

することができます。

できるようにしてありますので、各種マニュアルに

従った事務処理をお願いいたします。

ご意見ご要望がありましたら、刑事訟廷事務室管理係 I C T 担当までお願いいたします。

2 パソコンの利用上の注意点について

(1)

本来

の用途とは異なる目的での使用やセキュリティ上問題のあるファイルをパソコン内に保存するなどの行為は禁止です。

(2)

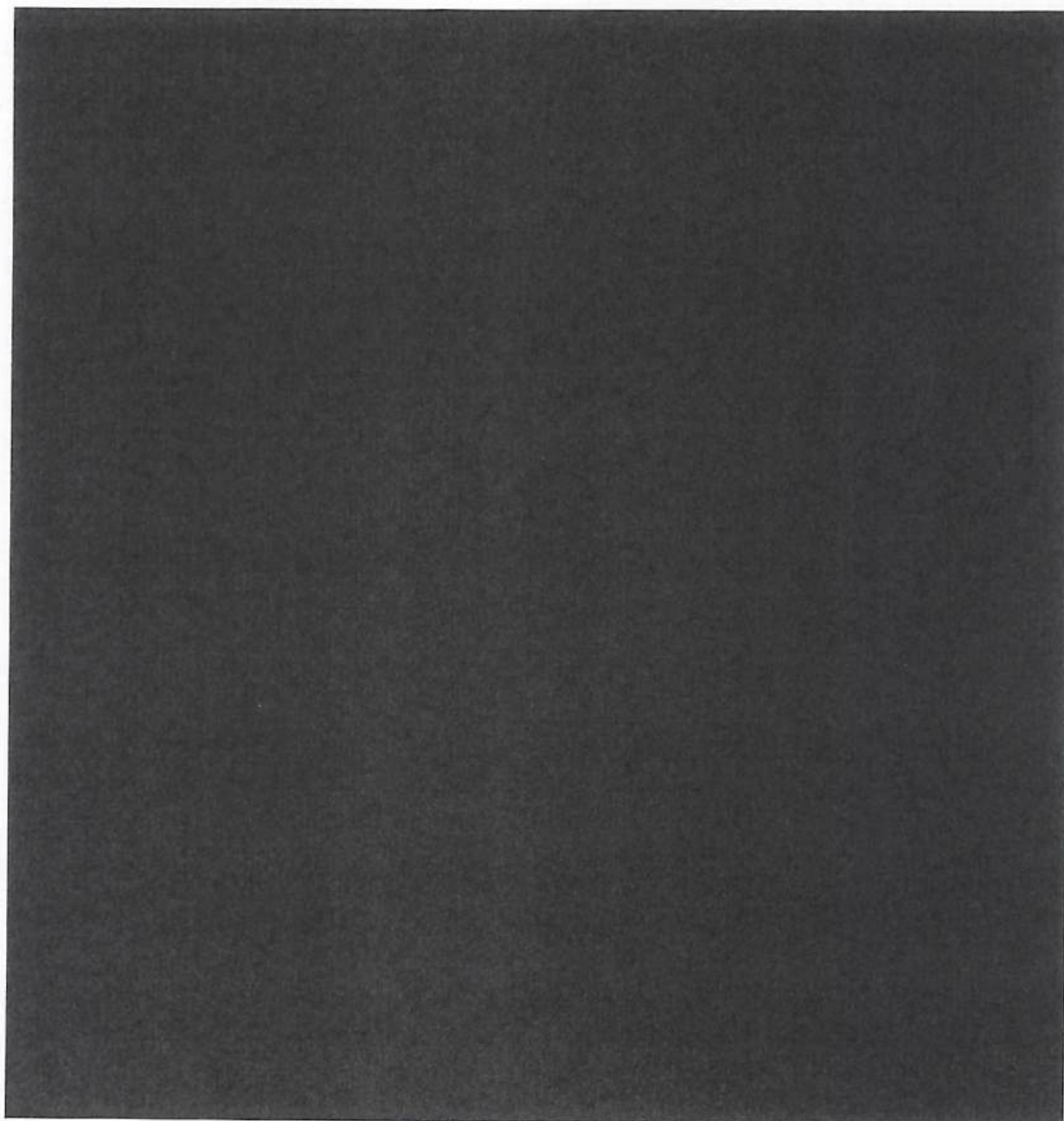
(3) パソコンやプリンタの故障や、プログラム破損等によりパソコンを利用した事務処理ができなくなった場合には、手書きによる事務処理を行ってください。

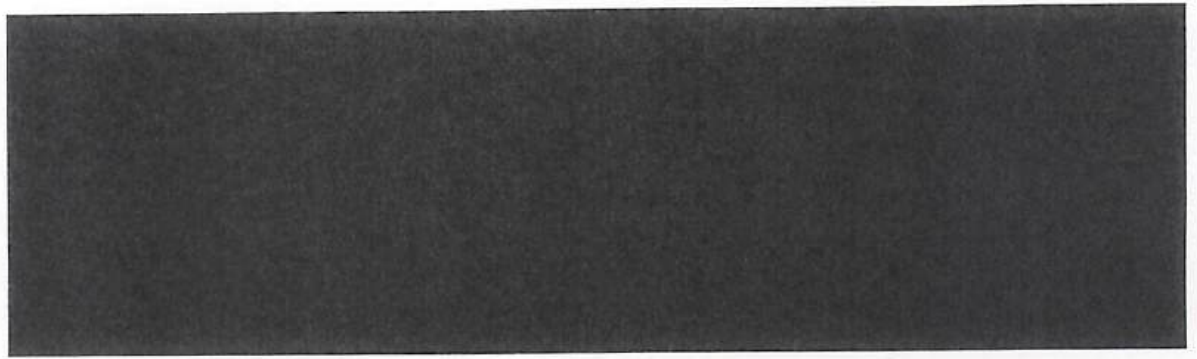
第1 令状事務室のパソコン等について

1 パソコンの使用者について

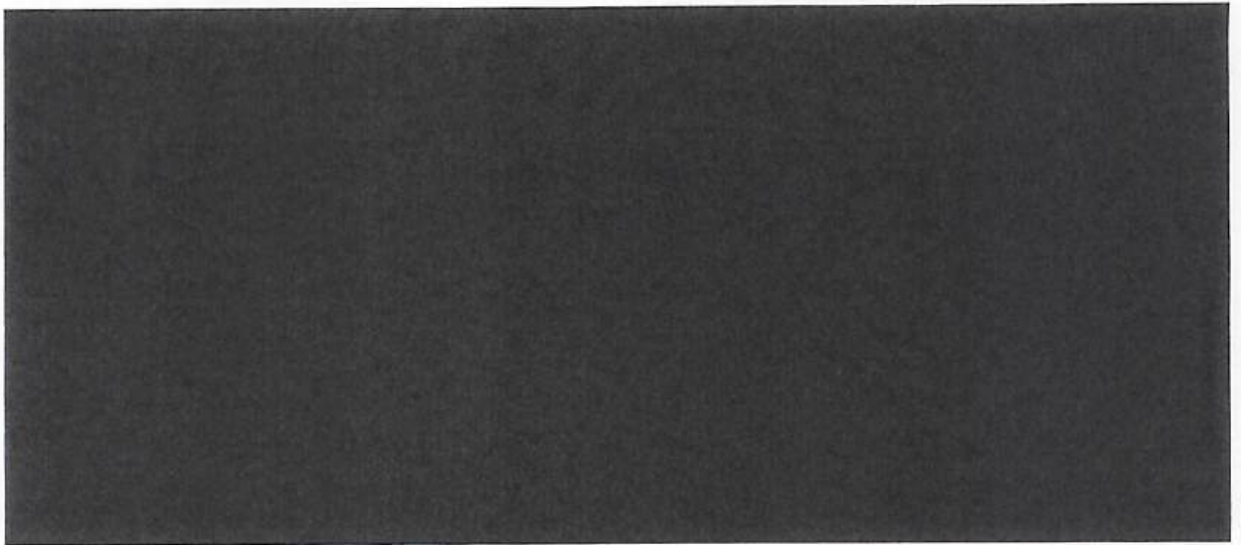
休日の勾留事務処理は、令状事務室に備え付けられた12台のパソコンを使用します。休日の勾留質問は [REDACTED] で行われます。 [REDACTED]

[REDACTED] 以下の一覧表のと通りの勾留システムが導入されています。



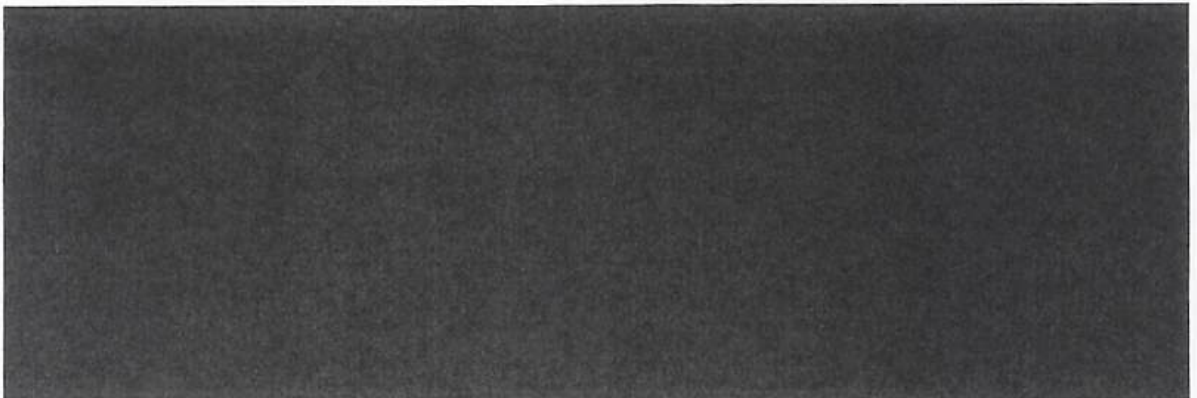


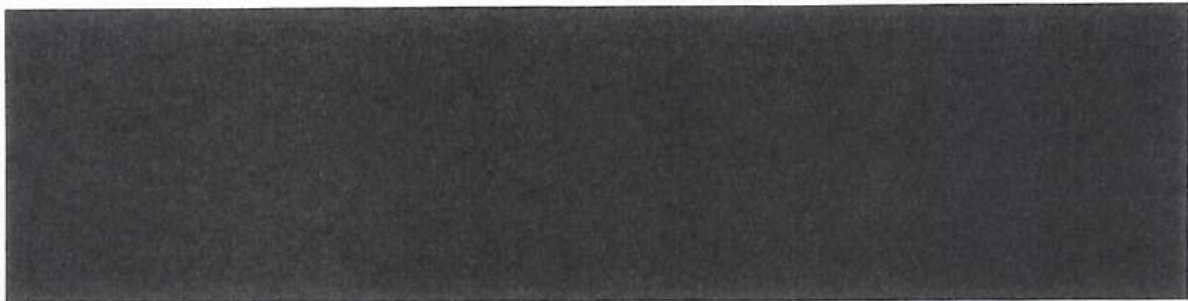
< 令状事務室レイアウト図 > (勾留システムについて)



2 複合機（プリンタ）について

令状事務室には複合機（プリンタ）が5台整備されており，3台がパソコン用プリンター，2台はFAX受信専用機・送信専用機となっています。

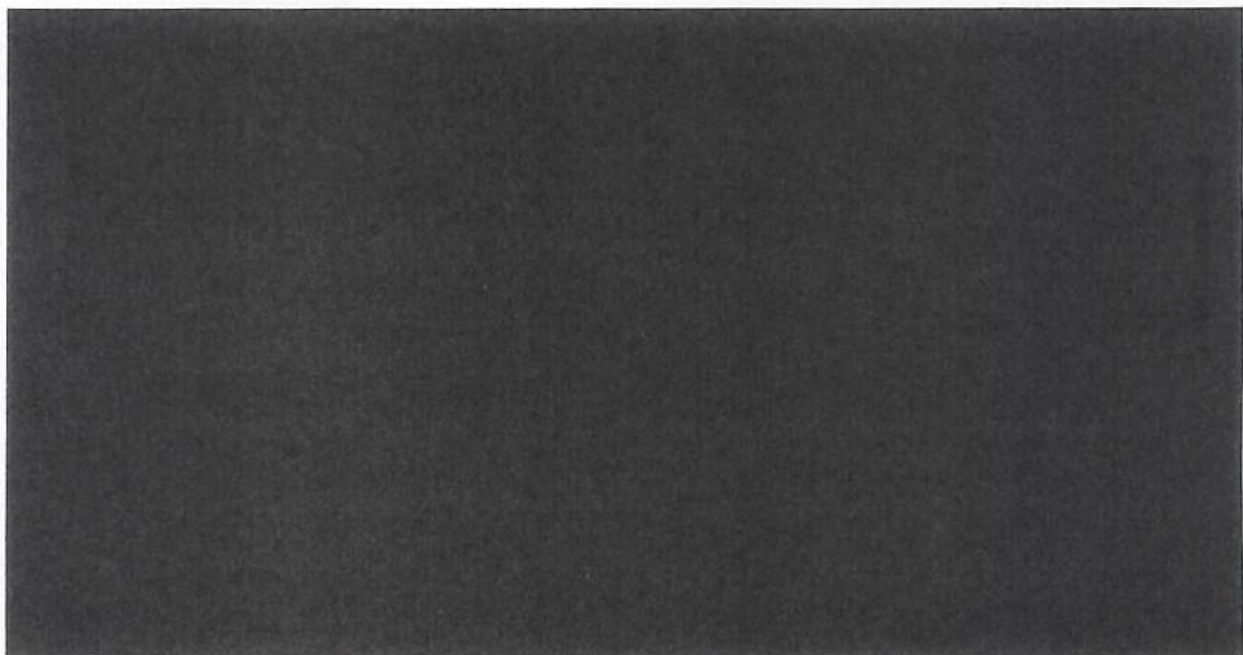




接続作業，設定確認などは管理係 I C T 担当で行います。

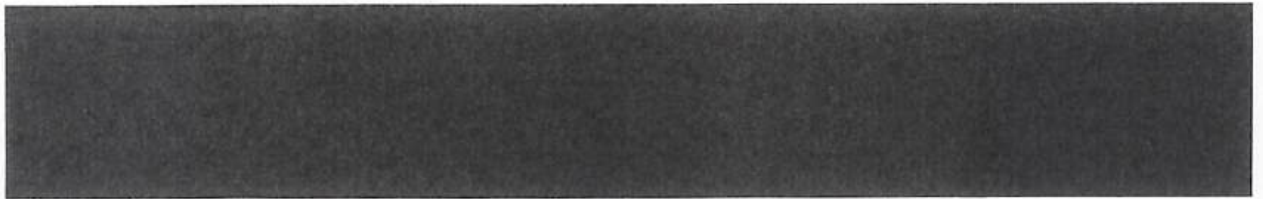
なお，印刷物が大量になりますので，必ず 1 件ずつ印刷し，印刷後は速やかに書類を回収して，他の事件書類との取違えがないように注意してください。

< 令状事務室レイアウト図 >（複合機（プリンタ）の設定状況）



第 2





第3 基本操作

1 プログラムの起動

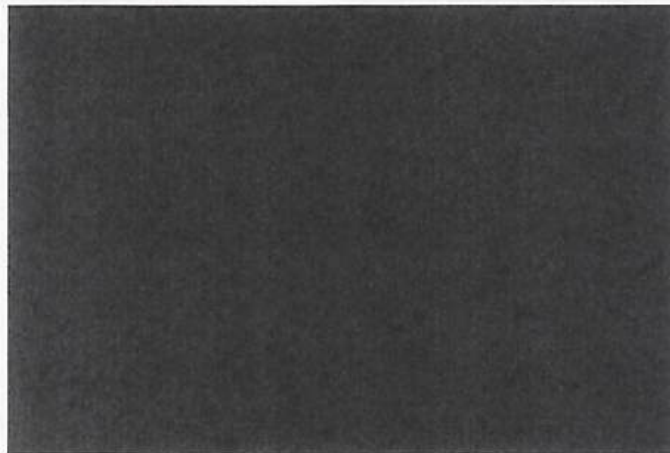


プログラムアイコンをダブルクリッ

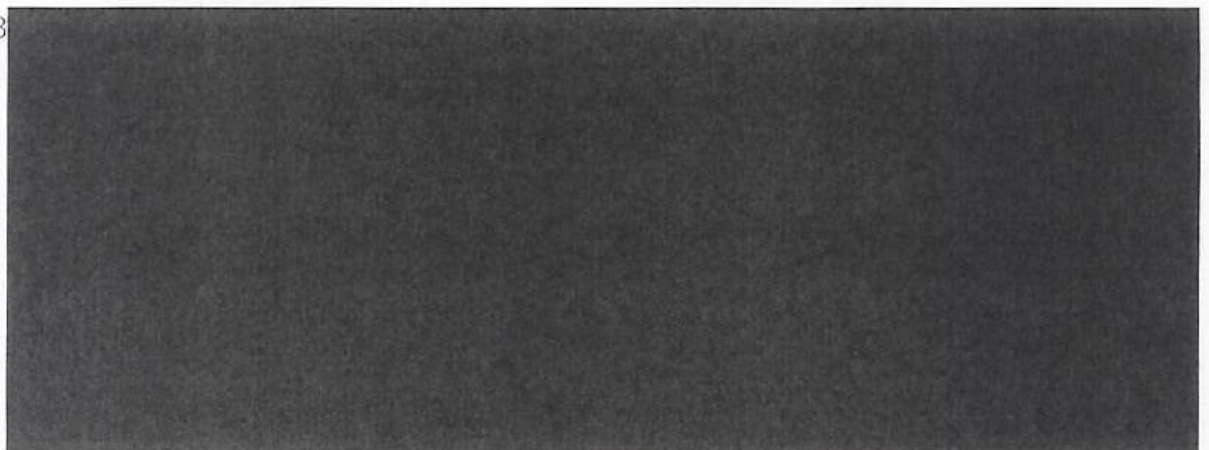
クしてください。

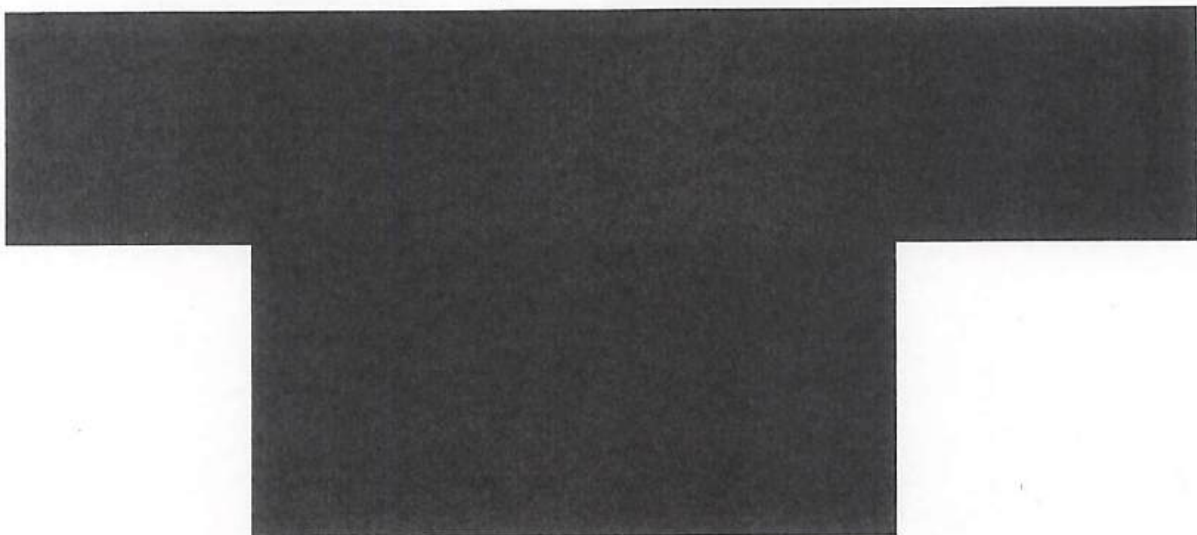


2



3





[REDACTED]

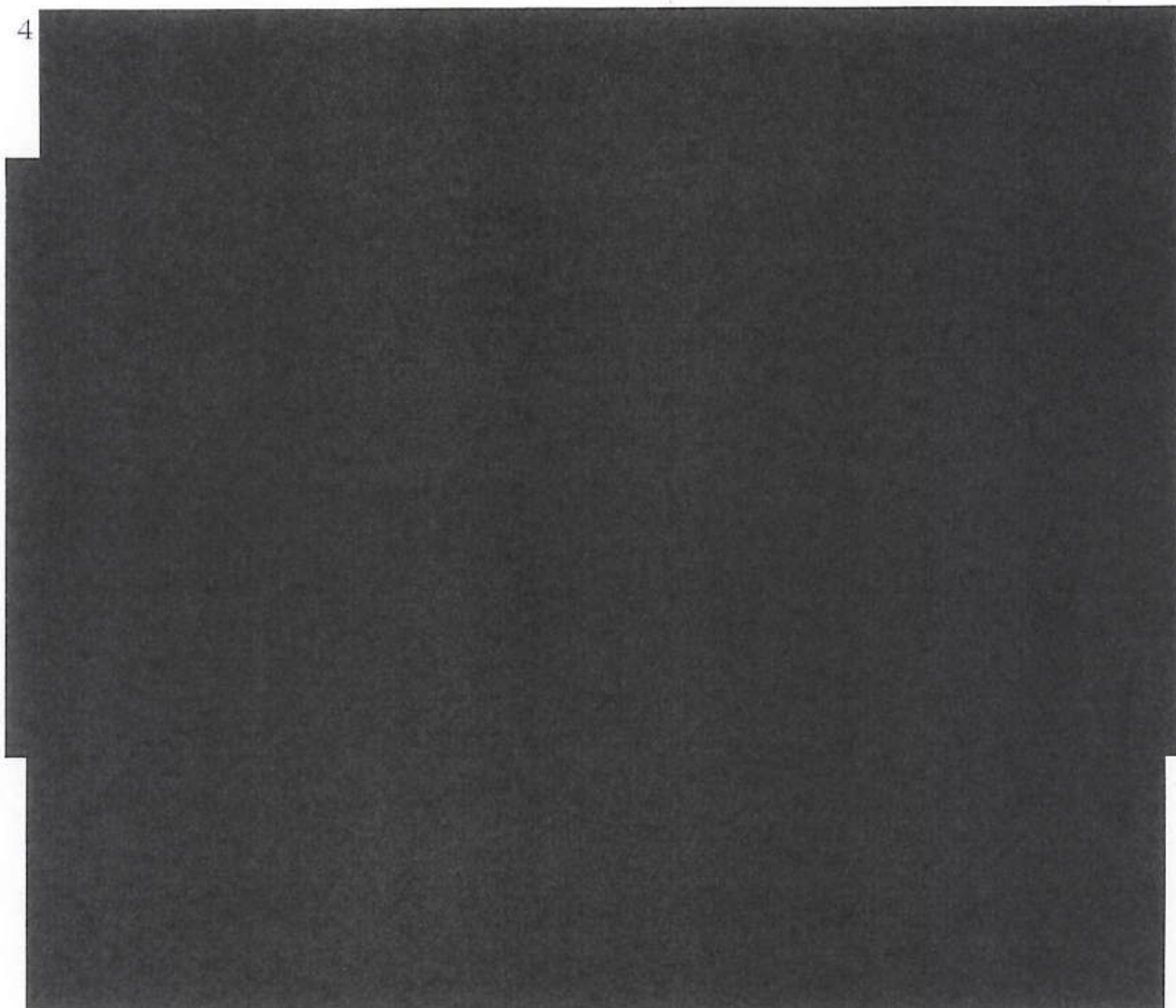
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

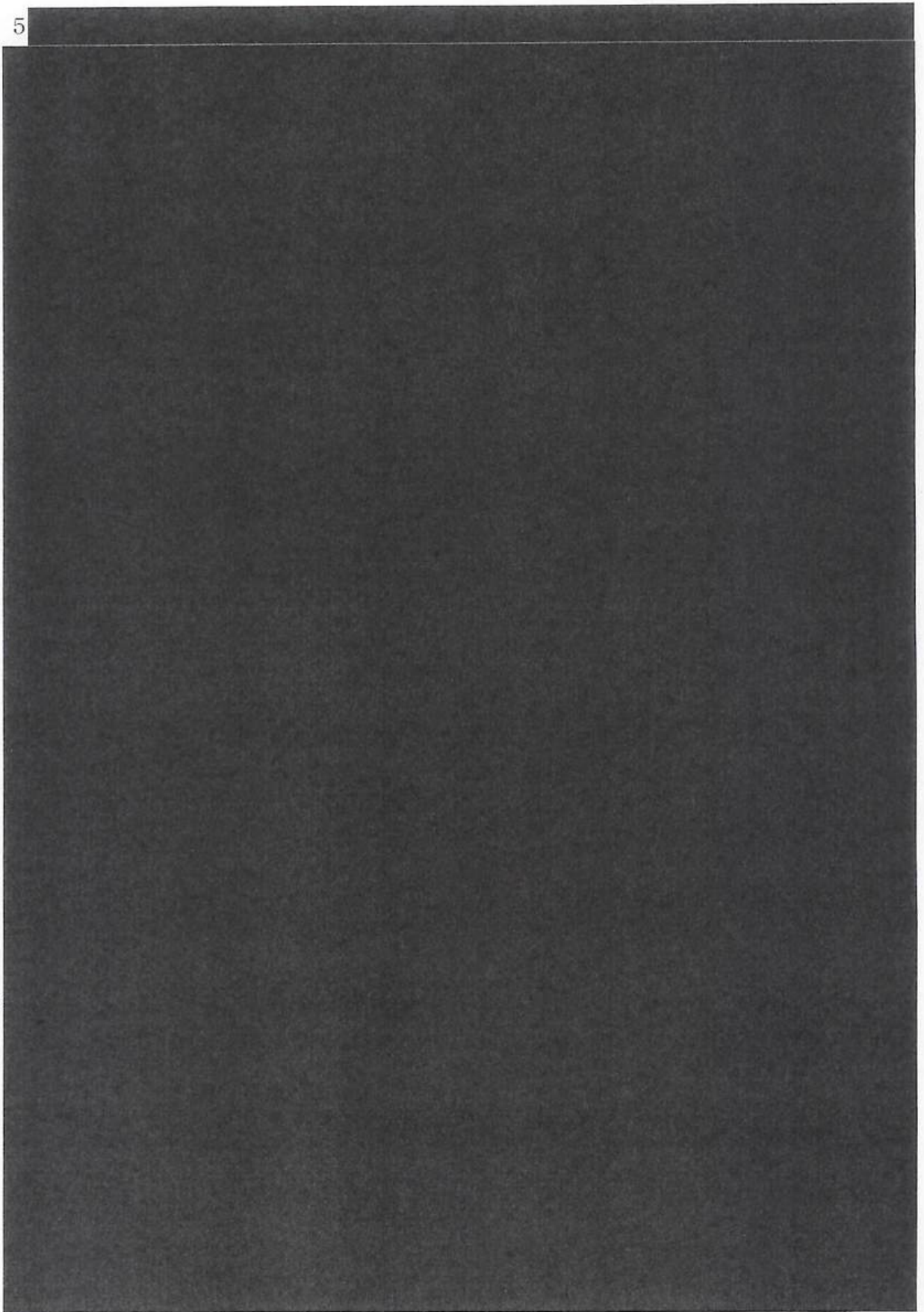
[REDACTED]

[REDACTED]

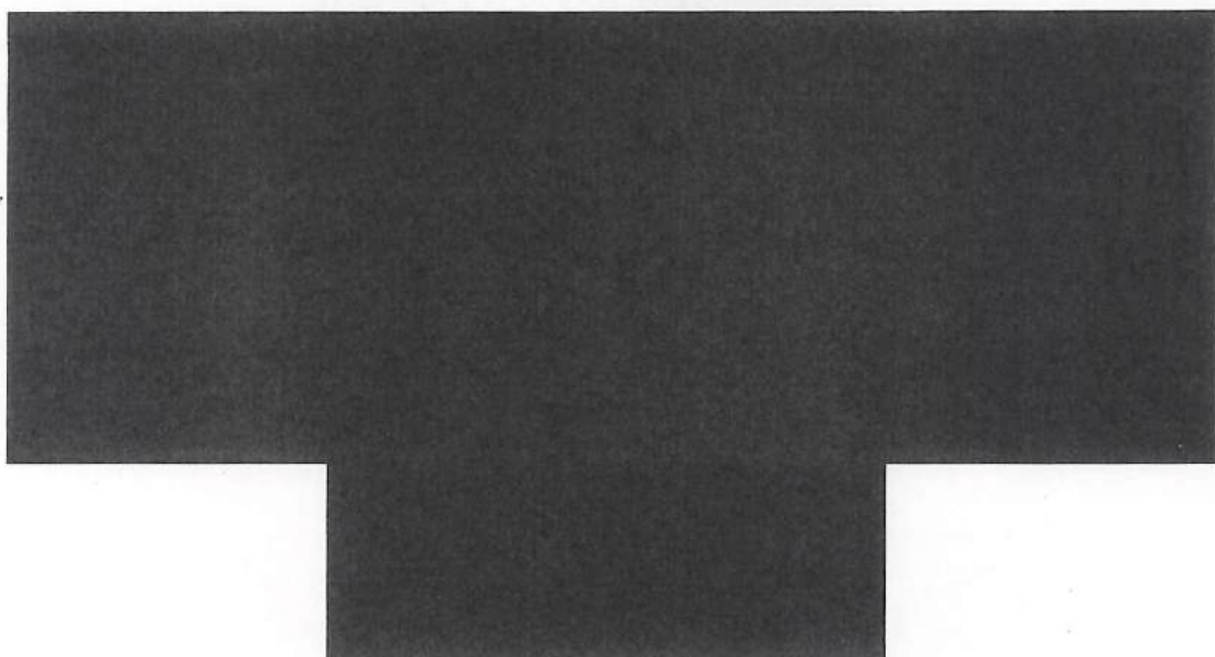
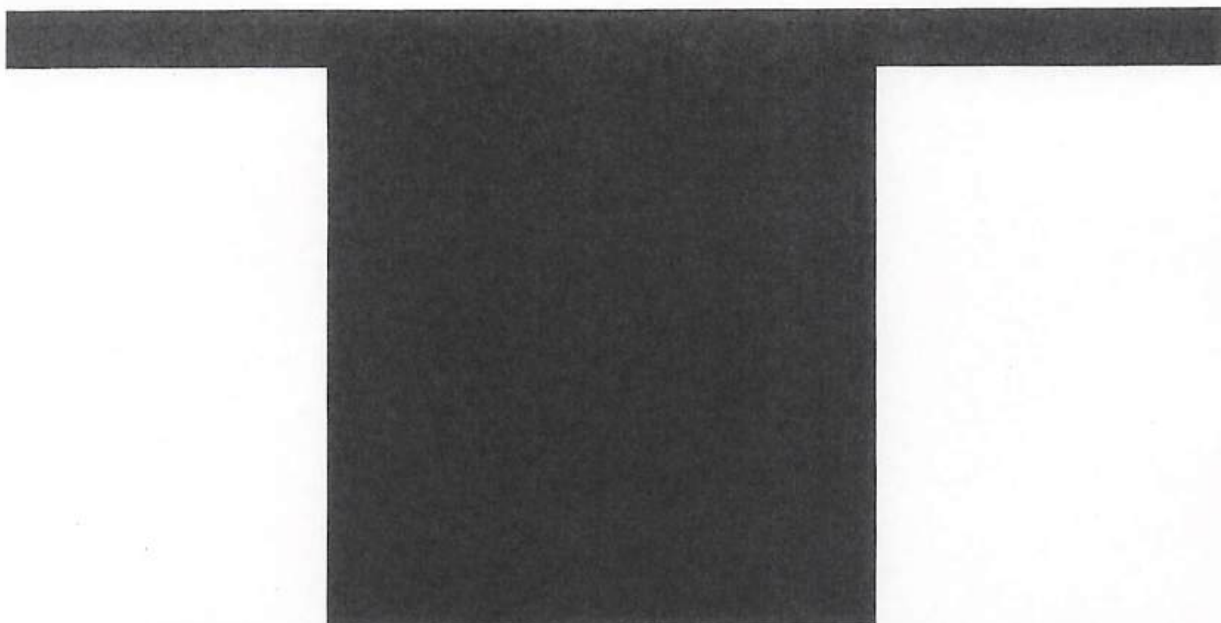
[REDACTED]

[REDACTED]

5



6



7

8 日直終了後の処理について

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

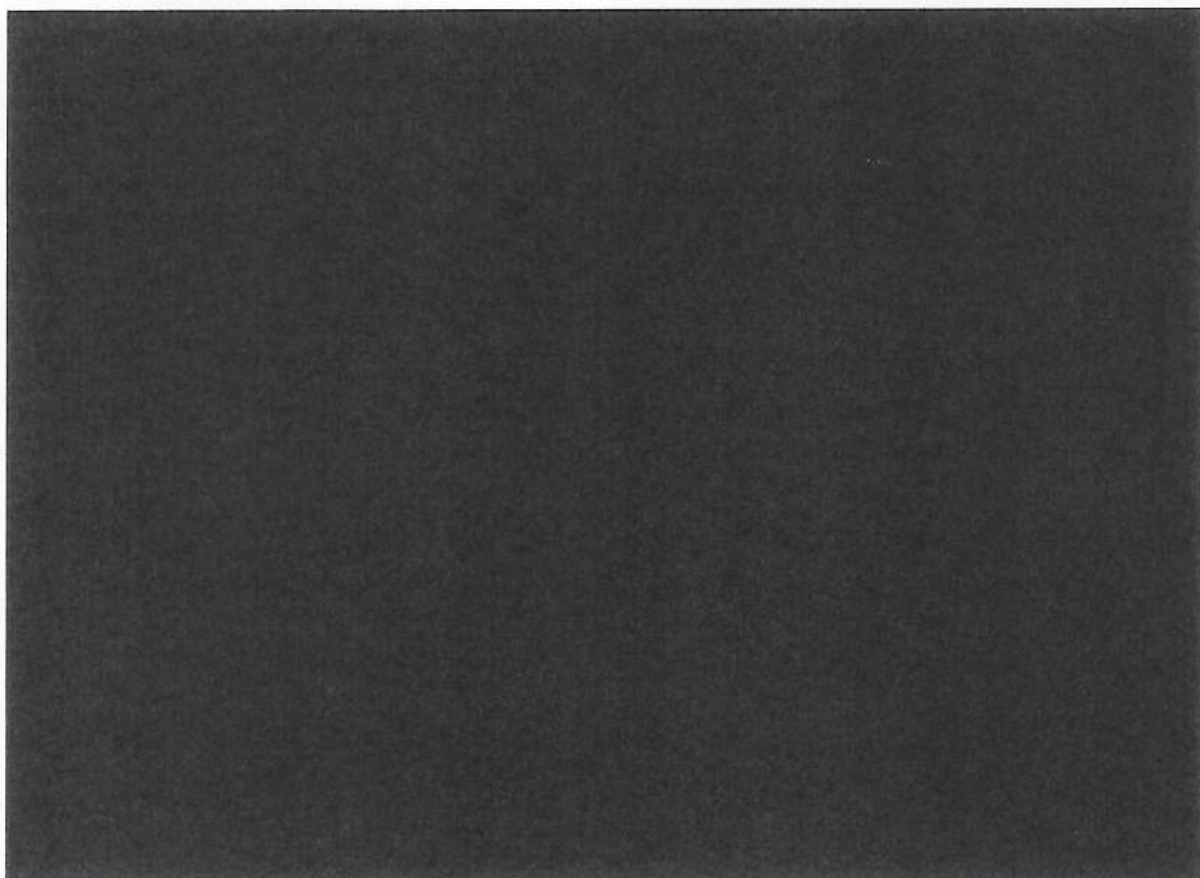
[Redacted text block]

[Redacted text block]

9 勾留事務処理システムの注意点

[Redacted text block]

10 トラブルシューティング



勾留事務処理システムマニュアル（簡易版）